

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日 制 定
令和 7 年 12 月 16 日 最終改正

第 1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第 3 定義

一 社会資本整備総合交付金

第 2 に定める目的を達成するため第 8 に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第 6 に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共同体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2

- 2号。以下「都市再生法」という。)第46条第1項の都市再生整備計画(以下単に「都市再生整備計画」という。)に基づく事業等)
- ⑪ 広域活性化事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。)第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画(以下「広域活性化計画」という。)に基づく事業及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等)
 - ⑫ 都市公園・緑地等事業(都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業)
 - ⑬ 市街地整備事業(土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業)
 - ⑭ 都市水環境整備事業(良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業)
 - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。)第6条第1項の地域住宅計画(以下単に「地域住宅計画」という。)に基づく事業等)
 - ⑯ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)
 - ⑰ 地域公共交通再構築事業(地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業)
- ロ 防災・安全交付金事業(社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現(以下「防災・安全対策」という。)のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
 - ② 港湾事業(港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
 - ③ 河川事業(一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業)
 - ④ 砂防事業(砂防工事に関する事業)
 - ⑤ 地すべり対策事業(国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業)
 - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊防止工事に関する事業)
 - ⑦ 水道(水道施設の新設、増設又は更新に関する事業)・下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事

- 業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)
- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）
- （⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第15号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第19

3号)第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。)から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。)

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額(都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業(都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。)を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額)は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額(以下「単年度交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A_j ：要素事業 j の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

α_j ：要素事業 j に係る国費率

l ：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B_j ：要素事業 j の当該年度の事業費

β_j ：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。）

m ：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C_j ：要素事業 j の当該年度の事業費

γ_j ：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n ：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

D_j : 要素事業 j の当該年度の事業費

ϕ_j : 要素事業 j に係る国費率

p : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
 - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
 - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2

条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第2項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事

項は、別に定める。

第 15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第 8 第 1 項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
 - 一 都市再生整備計画
 - 二 地域住宅計画
 - 三 広域活性化計画
 - 四 みなと振興計画
 - 五 地域活力基盤創造計画
 - 六 都市公園等統合補助事業計画
 - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
 - 八 古都保存事業計画
 - 九 緑地保全等事業計画
 - 十 緑地環境整備事業計画
 - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
 - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成 22 年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成 22 年度予算に限り、第 8 第 1 項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の失効)

- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成 23 年 3 月 31 日付け国計調第 40 号国土計画局長通知）の別表 1 及び別表 2 に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成 20 年 4 月 1 日付け国北参第 1－2 号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成 22 年 7 月 26 日付け沖振第 383 号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成 21 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第 2 項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第 6 第 2 号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則 （平成 22 年 11 月 26 日付け国官会第 1630 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 3 月 31 日付国官会第 2625 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 2 4 年 4 月 6 日付け国官会第 3 2 8 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 2 4 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 2 4 年 1 2 月 4 日付け国官会第 2 2 0 5 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 1 2 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 2 5 年 2 月 2 6 日付け国官会第 2 9 1 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 2 月 2 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 要綱本編第 6 第一号ロ並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 2 4 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 2 4 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 2 4 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 2 3 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 2 4 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成２３年４月１日付け国官会第２６７３号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本整備総合計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本整備総合計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成２４年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本整備総合計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第６第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第６第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本整備総合計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成２５年５月１５日付け国官会第２９７号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２５年５月１５日から施行する。
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成２３年４月１日付け国官会第２６７３号国土交通事務次官通知）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成２６年２月６日付け国官会第２５８１号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２６年２月６日から施行する。

附 則 （平成２６年３月２８日付け国官会第３２１２号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則 （平成２６年８月１日付け国官会第６９３号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則 （平成 26 年 12 月 24 日付け国官会第 2249 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 2 月 3 日付け国官会第 2705 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 99 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成 28 年 3 月 31 日までの間、要綱本編第 8 第 1 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 4197 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第 8 第 1 項第 7 号及び第 9 号に掲げる事項については、平成 29 年 3 月 31 日までの間（第 7 号に掲げる事項については、平成 28 年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成 30 年 3 月 31 日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則 （平成 28 年 9 月 1 日付け国官会第 1477 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 10 月 7 日付け国官会第 1771 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日付け国官会第 4354 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第 6 第 2 号イ及び附属第 III 編第 2 章第 1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け国官会第21238号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日付け国官会第27233号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28955号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日付け国官会第11620号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日付け国官会第12408号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和３年８月５日から施行する。

附 則 (令和３年１２月１７日付け国官会第１６０６６号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和３年１２月２０日から施行する。

附 則 (令和４年３月３１日付け国官会第２３９２９号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 (令和４年６月１５日付け国官会第７５３２号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年６月１７日から施行する。

附 則 (令和４年１１月１７日付け国官会第１４１９１号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年１１月２４日から施行する。

附 則 (令和４年１１月３０日付け国官会第１４８０７号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年１２月２日から施行する。

附 則 (令和５年３月３１日付け国官会第２４４６３号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年度までに国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた住宅・建築物省エネ改修推進事業についての改正前の附属第Ⅲ編第１章イー１５－（１）、イー１６－（２０）、ロー１５－（１）、ロー１６－（２０）の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和５年５月１９日付け国官会第１２７４号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和５年５月２６日から施行する。

附 則 (令和５年９月２２日付け国官会第１６０２７号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1(2)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (令和5年11月29日付け国官会第18600号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日付け国官会第20455号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け国官会第26991号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月7日付け国官会第15591号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

附 則 (令和6年12月17日付け国官会第17149号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日付け国官会第25830号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月16日付け国官会第14781号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月16日から施行する。

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属編

目次

附属第Ⅰ編 基幹事業.....	1 -
イ 社会資本整備総合交付金事業.....	1 -
イー1 道路事業.....	1 -
イー2 港湾事業.....	1 -
イー3 河川事業.....	1 -
イー4 砂防事業.....	3 -
イー5 地すべり対策事業.....	3 -
イー6 急傾斜地崩壊対策事業.....	3 -
イー7 水道・下水道事業.....	4 -
イー8 その他総合的な治水事業.....	6 -
イー9 海岸事業.....	6 -
イー10 都市再生整備計画事業.....	7 -
イー11 広域活性化事業.....	8 -
イー12 都市公園・緑地等事業.....	8 -
イー13 市街地整備事業.....	9 -
イー14 都市水環境整備事業.....	11 -
イー15 地域住宅計画に基づく事業.....	11 -
イー16 住環境整備事業.....	12 -
イー17 地域公共交通再構築事業.....	14 -
ロ 防災・安全交付金事業.....	15 -
ロー1 道路事業.....	15 -
ロー2 港湾事業.....	15 -
ロー3 河川事業.....	15 -
ロー4 砂防事業.....	17 -
ロー5 地すべり対策事業.....	17 -
ロー6 急傾斜地崩壊対策事業.....	17 -
ロー7 水道・下水道事業.....	17 -
ロー8 その他総合的な治水事業.....	21 -
ロー9 海岸事業.....	21 -
ロー10 都市再生整備計画事業.....	22 -
ロー12 都市公園・緑地等事業.....	22 -
ロー13 市街地整備事業.....	23 -
ロー14 都市水環境整備事業.....	25 -
ロー15 地域住宅計画に基づく事業.....	25 -
ロー16 住環境整備事業.....	25 -
附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件.....	28 -
第1章 基幹事業	28 -

イ	社会資本整備総合交付金事業.....	29 -
イー1	道路事業.....	29 -
イー1ー(1)	道路事業.....	29 -
イー2	港湾事業.....	30 -
イー2ー(1)	港湾改修事業.....	30 -
イー2ー(2)	緑地等施設整備事業.....	30 -
イー2ー(3)	海域環境創造・自然再生等事業.....	30 -
イー3	河川事業.....	32 -
イー3ー(1)	広域河川改修事業.....	32 -
イー3ー(2)	施設機能向上事業.....	33 -
イー3ー(3)	地震・高潮対策河川事業.....	34 -
イー3ー(4)	特定地域堤防機能高度化事業.....	35 -
イー3ー(5)	都市基盤河川改修事業.....	35 -
イー3ー(6)	削除.....	36 -
イー3ー(7)	調節池整備事業.....	36 -
イー3ー(8)	流域貯留浸透事業.....	37 -
イー3ー(9)	削除.....	39 -
イー3ー(10)	土地利用一体型水防災事業.....	39 -
イー3ー(11)	総合内水対策緊急事業.....	41 -
イー3ー(12)	河川・下水道一体型豪雨対策事業.....	43 -
イー3ー(13)	削除.....	44 -
イー3ー(14)	削除.....	44 -
イー3ー(15)	削除.....	44 -
イー4	砂防事業.....	45 -
イー4ー(1)	通常砂防事業.....	45 -
イー4ー(2)	火山砂防事業.....	45 -
イー4ー(3)	火山噴火緊急減災対策事業.....	46 -
イー5	地すべり対策事業.....	48 -
イー5ー(1)	地すべり対策事業.....	48 -
イー6	急傾斜地崩壊対策事業.....	50 -
イー6ー(1)	急傾斜地崩壊対策事業.....	50 -
イー7	水道・下水道事業.....	52 -
イー7ー(2)ー①	通常下水道事業.....	52 -
イー7ー(2)ー②	下水道浸水被害軽減総合事業.....	56 -
イー7ー(2)ー③	下水道総合地震対策事業.....	59 -
イー7ー(2)ー④	特定水域合流式下水道改善事業.....	60 -
イー7ー(2)ー⑤	都市水害対策共同事業.....	61 -
イー7ー(2)ー⑥	下水道整備推進重点化事業.....	62 -
イー7ー(2)ー⑦	下水道ストックマネジメント支援制度.....	63 -
イー7ー(2)ー⑧	下水道広域化推進総合事業.....	64 -
イー7ー(2)ー⑨	下水道リノベーション推進総合事業.....	66 -
イー7ー(2)ー⑩	新世代下水道支援事業制度.....	68 -

イー 7ー (2) ー ⑪下水道地域活力向上計画策定事業	- 72 -
イー 7ー (2) ー ⑫下水道民間活力導入促進事業	- 72 -
イー 7ー (2) ー ⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業	- 73 -
イー 7ー (2) ー ⑭下水道情報デジタル化支援事業	- 73 -
イー 7ー (2) ー ⑮下水道温室効果ガス削減推進事業	- 74 -
イー 7ー (2) ー ⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業	- 74 -
イー 8 その他総合的な治水事業	- 76 -
イー 8ー (1) 総合流域防災事業	- 76 -
イー 8ー (2) 津波防護施設整備事業	- 82 -
イー 9 海岸事業	- 84 -
イー 9ー (1) 高潮対策事業	- 84 -
イー 9ー (2) 侵食対策事業	- 85 -
イー 9ー (3) 海岸耐震対策緊急事業	- 86 -
イー 9ー (4) 削除	- 87 -
イー 9ー (5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	- 87 -
イー 9ー (6) 海岸環境整備事業	- 90 -
イー 9ー (7) 海域浄化対策事業	- 91 -
イー 10 都市再生整備計画事業	- 93 -
イー 10ー (1) 都市再生整備計画事業	- 93 -
イー 10ー (2) まちなかウォークアブル推進事業	- 97 -
イー 11 広域活性化事業	- 122 -
イー 11ー (1) 広域連携事業	- 122 -
イー 11ー (2) 離島広域活性化事業	- 125 -
イー 12 都市公園・緑地等事業	- 127 -
イー 12ー (1) 都市公園等事業	- 127 -
イー 12ー (2) 都市公園安全・安心対策事業	- 142 -
イー 12ー (3) 都市公園ストック再編事業	- 146 -
イー 12ー (4) 市民農園等整備事業	- 147 -
イー 12ー (5) 緑地環境事業	- 148 -
イー 12ー (6) 古都保存・緑地保全等事業	- 154 -
イー 13 市街地整備事業	- 161 -
イー 13ー (1) 都市防災推進事業	- 161 -
イー 13ー (1) ①都市防災総合推進事業	- 161 -
イー 13ー (1) ②宅地耐震化推進事業	- 176 -
イー 13ー (1) ③盛土緊急対策事業	- 180 -
イー 13ー (2) 市街地再開発事業等	- 181 -
イー 13ー (4) 暮らし・にぎわい再生事業	- 203 -
イー 13ー (5) 都市再生総合整備事業	- 206 -
イー 13ー (5) ①都市再生総合整備事業 (総合整備型)	- 206 -
イー 13ー (5) ②都市再生総合整備事業 (拠点整備型)	- 210 -
イー 13ー (6) 都市再生区画整理事業	- 222 -
イー 13ー (7) 削除	- 239 -

イー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業.....	239 -
イー１３－（９）津波復興拠点整備事業.....	242 -
イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業.....	244 -
イー１３－（１１）集約都市開発支援事業.....	252 -
イー１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業.....	256 -
イー１４ 都市水環境整備事業.....	258 -
イー１４－（１）都市水環境整備下水道事業.....	258 -
イー１４－（２）統合河川環境整備事業.....	258 -
イー１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業.....	259 -
イー１５ 地域住宅計画に基づく事業.....	260 -
イー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業.....	260 -
イー１６ 住環境整備事業.....	264 -
イー１６－（１）市街地再開発事業.....	264 -
イー１６－（２）優良建築物等整備事業.....	274 -
イー１６－（３）市街地総合再生施設整備.....	292 -
イー１６－（４）基本計画等作成等事業.....	294 -
イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業.....	301 -
イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業.....	301 -
イー１６－（７）都市再生総合整備事業.....	305 -
イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業.....	306 -
イー１６－（９）街なみ環境整備事業.....	343 -
イー１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業.....	351 -
イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業.....	367 -
イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業.....	369 -
イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業.....	370 -
イー１６－（１２）-②住宅・建築物アスベスト改修事業.....	380 -
イー１６－（１２）-③がけ地近接等危険住宅移転事業.....	382 -
イー１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業.....	385 -
イー１６－（１２）-⑤建築物火災安全改修事業.....	387 -
イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業.....	389 -
イー１６－（１４）削除.....	390 -
イー１６－（１５）削除.....	390 -
イー１６－（１６）削除.....	390 -
イー１６－（１７）削除.....	390 -
イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業.....	390 -
イー１６－（１９）集約都市開発支援事業.....	390 -
イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業.....	390 -
イー１７ 地域公共交通再構築事業.....	393 -
イー１７－（１）地域公共交通再構築事業.....	393 -
ロ 防災・安全交付金事業.....	396 -
ロー１ 道路事業.....	396 -
ロー１－（１）道路事業.....	396 -

ロ-2	港湾事業.....	398	-
ロ-2-(1)	港湾改修事業.....	398	-
ロ-2-(2)	緑地等施設整備事業.....	398	-
ロ-2-(3)	海域環境創造・自然再生等事業.....	399	-
ロ-3	河川事業.....	400	-
ロ-3-(1)	広域河川改修事業.....	400	-
ロ-3-(2)	施設機能向上事業.....	401	-
ロ-3-(3)	地震・高潮対策河川事業.....	402	-
ロ-3-(4)	特定地域堤防機能高度化事業.....	403	-
ロ-3-(5)	都市基盤河川改修事業.....	403	-
ロ-3-(6)	削除.....	404	-
ロ-3-(7)	調節池整備事業.....	404	-
ロ-3-(8)	流域貯留浸透事業.....	405	-
ロ-3-(9)	削除.....	407	-
ロ-3-(10)	土地利用一体型水防災事業.....	407	-
ロ-3-(11)	総合内水対策緊急事業.....	409	-
ロ-3-(12)	河川・下水道一体型豪雨対策事業.....	411	-
ロ-4	砂防事業.....	413	-
ロ-4-(1)	通常砂防事業.....	413	-
ロ-4-(2)	火山砂防事業.....	413	-
ロ-4-(3)	火山噴火緊急減災対策事業.....	414	-
ロ-5	地すべり対策事業.....	416	-
ロ-5-(1)	地すべり対策事業.....	416	-
ロ-6	急傾斜地崩壊対策事業.....	418	-
ロ-6-(1)	急傾斜地崩壊対策事業.....	418	-
ロ-7	水道・下水道事業.....	420	-
ロ-7-(1)-①	水道未普及地域解消事業.....	420	-
ロ-7-(1)-②	簡易水道再編推進事業.....	422	-
ロ-7-(1)-③	生活基盤近代化事業.....	424	-
ロ-7-(1)-④	高度浄水施設等整備費.....	429	-
ロ-7-(1)-⑤	水道総合地震対策事業.....	434	-
ロ-7-(1)-⑥	水道施設リダンダンシー確保推進事業.....	437	-
ロ-7-(1)-⑦	水道施設アセットマネジメント推進事業.....	438	-
ロ-7-(1)-⑧	水道事業運営基盤強化推進事業.....	443	-
ロ-7-(1)-⑨	水道水源自動監視施設等整備事業.....	450	-
ロ-7-(1)-⑩	緊急時給水拠点確保等事業.....	451	-
ロ-7-(2)-①	通常の下水道事業.....	453	-
ロ-7-(2)-②	下水道浸水被害軽減総合事業.....	457	-
ロ-7-(2)-③	下水道総合地震対策事業.....	460	-
ロ-7-(2)-④	特定水域合流式下水道改善事業.....	461	-
ロ-7-(2)-⑤	都市水害対策共同事業.....	462	-
ロ-7-(2)-⑦	下水道ストックマネジメント支援制度.....	463	-

ロ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業.....	464 -
ロ-7-(2)-⑨下水道リノベーション推進総合事業.....	466 -
ロ-7-(2)-⑩新世代下水道支援事業制度.....	468 -
ロ-7-(2)-⑫下水道民間活力導入促進事業.....	469 -
ロ-7-(2)-⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業.....	469 -
ロ-7-(2)-⑭下水道情報デジタル化支援事業.....	470 -
ロ-7-(2)-⑮下水道温室効果ガス削減推進事業.....	470 -
ロ-7-(2)-⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業.....	471 -
ロ-8 その他総合的な治水事業.....	473 -
ロ-8-(1) 総合流域防災事業.....	473 -
ロ-8-(2) 津波防護施設整備事業.....	479 -
ロ-9 海岸事業.....	481 -
ロ-9-(1) 高潮対策事業.....	481 -
ロ-9-(2) 侵食対策事業.....	482 -
ロ-9-(3) 海岸耐震対策緊急事業.....	483 -
ロ-9-(4) 削除.....	484 -
ロ-9-(5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業.....	484 -
ロ-9-(6) 海岸環境整備事業.....	487 -
ロ-9-(7) 海域浄化対策事業.....	488 -
ロ-10 都市再生整備計画事業.....	489 -
ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業.....	489 -
ロ-12 都市公園・緑地等事業.....	500 -
ロ-12-(1) 都市公園等事業.....	500 -
ロ-12-(2) 都市公園安全・安心対策事業.....	510 -
ロ-12-(3) 都市公園ストック再編事業.....	510 -
ロ-12-(5) 緑地環境事業.....	512 -
ロ-13 市街地整備事業.....	516 -
ロ-13-(1) 都市防災推進事業.....	516 -
ロ-13-(1) ①都市防災総合推進事業.....	516 -
ロ-13-(1) ②宅地耐震化推進事業.....	516 -
ロ-13-(1) ③盛土緊急対策事業.....	516 -
ロ-13-(2) 市街地再開発事業等.....	516 -
ロ-13-(4) 暮らし・にぎわい再生事業.....	516 -
ロ-13-(6) 都市再生区画整理事業.....	516 -
ロ-13-(8) 都市・地域交通戦略推進事業.....	516 -
ロ-13-(9) 津波防災拠点整備事業.....	517 -
ロ-13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業.....	519 -
ロ-13-(11) 集約都市開発支援事業.....	519 -
ロ-13-(12) 都市安全確保拠点整備事業.....	519 -
ロ-13-(13) 無電柱化まちづくり促進事業.....	521 -
ロ-14 都市水環境整備事業.....	522 -
ロ-14-(1) 都市水環境整備下水道事業.....	522 -

ロ-14-(2) 統合河川環境整備事業.....	522 -
ロ-14-(3) 下水道関連特定治水施設整備事業.....	523 -
ロ-15 地域住宅計画に基づく事業.....	524 -
ロ-15-(1) 地域住宅計画に基づく事業.....	524 -
ロ-16 住環境整備事業.....	525 -
ロ-16-(1) 市街地再開発事業.....	525 -
ロ-16-(2) 優良建築物等整備事業.....	525 -
ロ-16-(3) 市街地総合再生施設整備.....	525 -
ロ-16-(4) 基本計画等作成等事業.....	525 -
ロ-16-(5) 暮らし・にぎわい再生事業.....	525 -
ロ-16-(6) バリアフリー環境整備促進事業.....	525 -
ロ-16-(8) 住宅市街地総合整備事業.....	525 -
ロ-16-(9) 街なみ環境整備事業.....	525 -
ロ-16-(10) 住宅市街地基盤整備事業.....	525 -
ロ-16-(11) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業.....	525 -
ロ-16-(12) 住宅・建築物安全ストック形成事業.....	527 -
ロ-16-(13) 狭あい道路整備等促進事業.....	527 -
ロ-16-(14) 削除.....	528 -
ロ-16-(17) 削除.....	528 -
ロ-16-(18) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業.....	528 -
ロ-16-(19) 集約都市開発支援事業.....	528 -
ロ-16-(20) 住宅・建築物省エネ改修推進事業.....	528 -
ハ 基幹事業の費用便益比.....	529 -
第2章 関連事業.....	539 -
第1 関連社会資本整備事業.....	539 -
第2 効果促進事業.....	540 -
第3 社会資本整備円滑化地籍整備事業.....	543 -
附属第Ⅲ編 国費の算定方法.....	545 -
第1章 基幹事業.....	545 -
イ 社会資本整備総合交付金事業.....	545 -
イ-1 道路事業.....	545 -
1-(1) 道路事業に係る基礎額.....	545 -
イ-2 港湾事業.....	549 -
イ-2-(1) 港湾改修事業に係る基礎額.....	549 -
イ-2-(2) 緑地等施設整備事業に係る基礎額.....	551 -
イ-2-(3) 海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額.....	551 -
イ-3 河川事業.....	552 -
イ-4 砂防事業.....	555 -
イ-5 地すべり対策事業.....	555 -
イ-6 急傾斜地崩壊対策事業.....	555 -
イ-7 水道・下水道事業.....	556 -
イ-7-(2) -①通常の下水道事業に係る基礎額.....	556 -

イー7ー(2)ー②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額	556
イー7ー(2)ー③下水道総合地震対策事業に係る基礎額	556
イー7ー(2)ー④特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額	556
イー7ー(2)ー⑤都市水害対策共同事業に係る基礎額	557
イー7ー(2)ー⑥下水道整備推進重点化事業に係る基礎額	557
イー7ー(2)ー⑦下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額	557
イー7ー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額	557
イー7ー(2)ー⑨下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額	558
イー7ー(2)ー⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額	559
イー7ー(2)ー⑪下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額	561
イー7ー(2)ー⑫下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額	561
イー7ー(2)ー⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額	561
イー7ー(2)ー⑭下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額	561
イー7ー(2)ー⑮下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額	561
イー7ー(2)ー⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業に係る基礎額	561
イー8 その他総合的な治水事業	562
イー8ー(1) 総合流域防災事業に係る基礎額	562
イー8ー(2) 津波防護施設整備事業	563
イー9 海岸事業	564
イー9ー(1) 高潮対策事業に係る基礎額	564
イー9ー(2) 侵食対策事業に係る基礎額	564
イー9ー(3) 海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額	564
イー9ー(4) 削除	564
イー9ー(5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額	564
イー9ー(6) 海岸環境整備事業に係る基礎額	564
イー9ー(7) 海域浄化対策事業に係る基礎額	565
イー10 都市再生整備計画事業	566
イー10ー(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額	566
イー10ー(2) まちなかウォークアブル推進事業に係る基礎額	566
イー11 広域活性化事業	574
イー11ー(1) 広域連携事業に係る基礎額	574
イー11ー(2) 離島広域活性化事業に係る基礎額	575
イー12 都市公園・緑地等事業	576
イー12ー(1) 都市公園等事業に係る基礎額	576
イー12ー(2) 都市公園安全・安心対策事業に係る基礎額	577
イー12ー(3) 都市公園ストック再編事業に係る基礎額	578
イー12ー(4) 市民農園等整備事業に係る基礎額	578
イー12ー(5) 緑地環境事業に係る基礎額	578
イー12ー(6) 古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額	579
イー13 市街地整備事業	580
イー13ー(1) 都市防災推進事業に係る基礎額	580
イー13ー(1) ①都市防災総合推進事業に係る基礎額	580

イー１３－（１）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額	582
イー１３－（１）③盛土緊急対策事業に係る基礎額	584
イー１３－（２）市街地再開発事業等に係る基礎額	585
イー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額	611
イー１３－（５）都市再生総合整備事業に係る基礎額	622
イー１３－（５）①都市再生総合整備事業（総合整備型）に係る基礎額 ..	622
イー１３－（５）②都市再生総合整備事業（拠点整備型）に係る基礎額 ..	622
イー１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額	623
イー１３－（７）削除.....	630
イー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額	630
イー１３－（９）津波復興拠点整備事業に係る基礎額	641
イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額 ..	642
イー１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額	644
イー１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額	644
イー１４ 都市水環境整備事業.....	645
イー１４－（１）都市水環境整備下水道事業に係る基礎額	645
イー１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額	645
イー１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額	645
イー１５ 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額	646
イー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額	646
イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額.....	649
イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額	649
イー１６－（２）優良建築物等整備事業に係る基礎額	654
イー１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額	662
イー１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額	662
イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額	663
イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額	663
イー１６－（７）都市再生総合整備事業に係る基礎額	664
イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額	664
イー１６－（９）街なみ環境整備事業に係る基礎額	674
イー１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業に係る基礎額	677
イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額 ..	678
イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額	678
イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額	678
イー１６－（１２）-②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額	685
イー１６－（１２）-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等 ...	686
イー１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額-	687
イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額	689
イー１６－（１４）削除.....	690
イー１６－（１５）削除.....	690
イー１６－（１６）削除.....	690
イー１６－（１７）削除.....	690

イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額	..	690	-
イー１６－（１９）集約都市開発支援事業に係る基礎額		690	-
イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額		690	-
イー１７ 地域公共交通再構築事業に係る基礎額		692	-
イー１７－（１）地域公共交通再構築事業に係る基礎額		692	-
ロ 防災・安全交付金事業		694	-
ロー１ 道路事業		694	-
ロー１－（１）道路事業に係る基礎額		694	-
ロー２ 港湾事業		698	-
ロー２－（１）港湾改修事業に係る基礎額		698	-
ロー２－（２）緑地等施設整備事業に係る基礎額		699	-
ロー２－（３）海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額		699	-
ロー３ 河川事業		701	-
ロー４ 砂防事業		703	-
ロー５ 地すべり対策事業		703	-
ロー６ 急傾斜地崩壊対策事業		703	-
ロー７ 水道・下水道事業		704	-
ロー７－（１）－①水道未普及地域解消事業に係る基礎額		704	-
ロー７－（１）－②簡易水道再編推進事業に係る基礎額		704	-
ロー７－（１）－③生活基盤近代化事業に係る基礎額		705	-
ロー７－（１）－④高度浄水施設等整備費に係る基礎額		706	-
ロー７－（１）－⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額		706	-
ロー７－（１）－⑥ 水道施設リダンダンシー確保推進事業に係る基礎額	..	708	-
ロー７－（１）－⑦水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎額	..	708	-
ロー７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額		710	-
ロー７－（１）－⑨水道水源自動監視施設等整備事業に係る基礎額		710	-
ロー７－（１）－⑩緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額		711	-
ロー７－（２）－①通常の下水道事業に係る基礎額		711	-
ロー７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額		711	-
ロー７－（２）－③下水道総合地震対策事業に係る基礎額		712	-
ロー７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額		712	-
ロー７－（２）－⑤都市水害対策共同事業に係る基礎額		712	-
ロー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額	..	712	-
ロー７－（２）－⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額		713	-
ロー７－（２）－⑨下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額		713	-
ロー７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額		714	-
ロー７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額		714	-
ロー７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額	..	714	-
ロー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額		714	-
ロー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額		714	-
ロー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業に係る基礎額	..	714	-
ロー８ その他総合的な治水事業		716	-

ロ－８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額.....	716 -
ロ－８－（２）津波防護施設整備事業.....	717 -
ロ－９ 海岸事業.....	718 -
ロ－９－（１）高潮対策事業に係る基礎額.....	718 -
ロ－９－（２）侵食対策事業に係る基礎額.....	718 -
ロ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額.....	718 -
ロ－９－（４）削除.....	718 -
ロ－９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額.....	718 -
ロ－９－（６）海岸環境整備事業に係る基礎額.....	718 -
ロ－９－（７）海域浄化対策事業に係る基礎額.....	719 -
ロ－１０ 都市再生整備計画事業.....	720 -
ロ－１０－（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額.....	720 -
ロ－１２ 都市公園・緑地等事業.....	721 -
ロ－１２－（１）都市公園等事業に係る基礎額.....	721 -
ロ－１２－（２）都市公園安全・安心対策事業に係る基礎額.....	721 -
ロ－１２－（３）都市公園ストック再編事業に係る基礎額.....	721 -
ロ－１２－（５）緑地環境事業に係る基礎額.....	721 -
ロ－１３ 市街地整備事業.....	722 -
ロ－１３－（１）都市防災推進事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（１）①都市防災総合推進事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（１）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（１）③盛土緊急対策事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（２）市街地再開発事業等に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額.....	722 -
ロ－１３－（９）津波防災拠点整備事業に係る基礎額.....	723 -
ロ－１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額..	723 -
ロ－１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額.....	723 -
ロ－１３－（１２）都市安全確保拠点整備事業に係る基礎額.....	723 -
ロ－１３－（１３）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額.....	723 -
ロ－１４ 都市水環境整備事業.....	724 -
ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業.....	724 -
ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額.....	724 -
ロ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額.....	724 -
ロ－１５ 地域住宅計画に基づく事業.....	725 -
ロ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額.....	725 -
ロ－１６ 住環境整備事業.....	726 -
ロ－１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額.....	726 -
ロ－１６－（２）優良建築物等整備事業に係る基礎額.....	726 -
ロ－１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額.....	726 -
ロ－１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額.....	726 -

ロー16-	(5)	暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(6)	バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(8)	住宅市街地総合整備事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(9)	街なみ環境整備事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(10)	住宅市街地基盤整備事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(11)	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額 ..	726	-
ロー16-	(12)	住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(13)	狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額	726	-
ロー16-	(14)	削除.....	726	-
ロー16-	(17)	削除.....	727	-
ロー16-	(18)	防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額 ..	727	-
ロー16-	(19)	集約都市開発支援事業に係る基礎額	727	-
ロー16-	(20)	住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額	727	-
第2章		関連事業	728	-
第1		関連社会資本整備事業.....	728	-
第2		効果促進事業.....	728	-
第3		社会資本整備円滑化地籍整備事業.....	731	-

附属第Ⅰ編 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イー１ 道路事業

一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業

イー１－（１）道路事業

地方公共団体が行う道路の新設、改築若しくは修繕に関する事業をいう。

イー２ 港湾事業

港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業

イー２－（１）港湾改修事業

一般公衆の利用に供することを目的として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うものをいう。

イー２－（２）緑地等施設整備事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等にかかれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するものをいう。

イー２－（３）海域環境創造・自然再生等事業

海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うものをいう。

イー３ 河川事業

一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業

イー３－（１）広域河川改修事業

河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する事業をいう。

イー３－（２）施設機能向上事業

附属第Ⅰ編 基幹事業

河川改修事業のうち、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

イ－３－（３）地震・高潮対策河川事業

津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備等を実施する事業をいう。

イ－３－（４）特定地域堤防機能高度化事業

河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業をいう。

イ－３－（５）都市基盤河川改修事業

河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１６条の３に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業をいう。

イ－３－（６）削除

イ－３－（７）調節池整備事業

人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調節池の整備を実施する事業をいう。

イ－３－（８）流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業をいう。

イ－３－（９）削除

イ－３－（１０）土地利用一体型水防災事業

土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業をいう。

イ－３－（１１）総合内水対策緊急事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業をいう。

イ－３－（１２）河川・下水道一体型豪雨対策事業

外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進する事業をいう。

附属第Ⅰ編 基幹事業

イ－３－（１３）削除

イ－３－（１４）削除

イ－３－（１５）削除

イ－４ 砂防事業

砂防工事に関する事業

イ－４－（１）通常砂防事業

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。

イ－４－（２）火山砂防事業

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業をいう。

イ－４－（３）火山噴火緊急減災対策事業

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業をいう。

イ－５ 地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業

イ－５－（１）地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業をいう。

イ－６ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

イ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を

附属第Ⅰ編 基幹事業

行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。

イー７ 水道・下水道事業

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第８号に規定する水道施設の新設、増設又は更新に関する事業等

下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号の公共下水道、同条第４号の流域下水道又は同条第５号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等

イー７－（２）－①通常の下水道事業

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第２４条の２に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第２４条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和４６年建設省告示第１７０５号）第６項第４号から第９号までに係るものを除く。）をいう。

イー７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業

駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業等をいう。

イー７－（２）－③下水道総合地震対策事業

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等を行う事業をいう。

イー７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。

イー７－（２）－⑤都市水害対策共同事業

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

イー７－（２）－⑥下水道整備推進重点化事業

附属第Ⅰ編 基幹事業

下水道整備の早期概成及び効率化を実現するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑧下水道広域化推進総合事業

下水道を含む污水处理の広域化・共同化を推進するため、污水处理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑨下水道リノベーション推進総合事業

下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。

イー７－（２）－⑪下水道地域活力向上計画策定事業

PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化及びPPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進し、地域活力の向上を図ることを目的として、下水道地域活力向上計画の策定を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。

イー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、

附属第Ⅰ編 基幹事業

蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。

イー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。

イー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業

事故発生時に社会的影響が大きい下水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を行う事業をいう。

イー８ その他総合的な治水事業

イー８－（１）総合流域防災事業

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業をいう。

イー８－（２）津波防護施設整備事業

津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第２条第９項に規定する津波防護施設の新設又は改良を行う事業をいう。

イー９ 海岸事業

海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

イー９－（１）高潮対策事業

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イー９－（２）侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イー９－（３）海岸耐震対策緊急事業

堤防・護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地

附属第Ⅰ編 基幹事業

震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イー９－（４）削除

イー９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）、⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）を総合的に実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イー９－（６）海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業をいう。

イー９－（７）海域浄化対策事業

水管理・国土保全局所管海岸に係る汚染の著しい海域等において、海域の浄化を図るため、ヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を実施する事業をいう。

イー１０ 都市再生整備計画事業

都市再生法第４６条第１項の都市再生整備計画（都市再生法第８３条第２項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。）に基づく事業等

イー１０－（１）都市再生整備計画事業

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等（イー１０－（２）として実施される事業を除く）をいう。

イー１０－（２）まちなかウォーカブル推進事業

滞在者等の滞在及び交流の促進を目的とした、市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。

イー１１ 広域活性化事業

広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化に関する事業

イー１１－（１）広域連携事業

- ① 複数都道府県が連携・協力して作成する広域活性化法第５条第１項の広域活性化計画に基づく同法第５条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。
- ② 同法第２条第１項第１号ハに掲げる活動に関して都道府県が作成する同法第５条第１項の広域活性化計画に基づく同法第５条第２項第２号及び第３号の事業等であって、市町村が作成する同法第２２条第１項の特定居住促進計画に位置付けられたものをいう。

イー１１－（２）離島広域活性化事業

離島振興法第４条第１項の離島振興計画に基づき、離島の広域的な地域活性化のための定住促進住宅の整備等を行う事業をいう。

イー１２ 都市公園・緑地等事業

都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業

イー１２－（１）都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項第１号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行う事業をいう。

イー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業をいう。

イー１２－（３）都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業をいう。

イー１２－（４）市民農園等整備事業

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとと

附属第Ⅰ編 基幹事業

もに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を行う事業をいう。

イ－１２－（５）緑地環境事業

グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。

イ－１２－（６）古都保存・緑地保全等事業

古都における歴史的風土の保存を図るために、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和４１年法律第１号。以下「古都保存法」という。）第１２条の規定による歴史的風土特別保存地区（以下１２関係部分において単に「歴史的風土特別保存地区」という。）内の土地の買入れ、損失の補償及び施設の整備等を行うとともに、都市における緑地の保全を図るために、都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第１７条の規定による特別緑地保全地区内等の土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業をいう。

イ－１３ 市街地整備事業

土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業

イ－１３－（１）都市防災推進事業

わが国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業

② 宅地耐震化推進事業

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する事業

③ 盛土緊急対策事業

盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性把握のための調査及び対策工事等を推進する事業

イ－１３－（２）市街地再開発事業等

防災上危険な老朽建築物が密集する地区等における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため行われる、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業及び都市再開発支援事業をいう。

イ－１３－（３）削除

イ－１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業

附属第Ⅰ編 基幹事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業をいう。

イ－１３－（５）都市再生総合整備事業

都市構造の再編により都市の再生・再構築を戦略的に進めるため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市再生総合整備事業（総合整備型）

都市の再生・再構築を推進するため行われる調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附帯する事業

② 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

機能的で魅力ある都市拠点の形成を通じて都市の活力を高め、もって都市の再生・再構築に資するため、基幹的な事業の実施にあわせ、地区計画等を活用して行われる事業又は調査で、次に掲げるもの

イ 都市拠点形成支援施設整備事業

ロ 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

ハ 都市拠点形成特定事業調査

イ－１３－（６）都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地等が散在する既成市街地における低未利用地等の集約化による誘導施設の整備並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業をいう。

イ－１３－（７）削除

イ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進するために行われる都市交通システム整備事業をいう。

イ－１３－（９）津波復興拠点整備事業

東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたものに限る。以下「津波復興拠点」という。）を緊急に整備するために支援を行う事業をいう。

イ－１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

附属第Ⅰ編 基幹事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附随する事業並びに地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

イー１３－（１１） 集約都市開発支援事業

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「低炭素法」という。）第２条第２項に規定する低炭素まちづくり計画（以下単に「低炭素まちづくり計画」という。）の区域内で実施される同法第１２条に規定する認定集約都市開発事業（以下単に「認定集約都市開発事業」という。）及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業をいう。

イー１３－（１２） 無電柱化まちづくり促進事業

新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業をいう。

イー１４ 都市水環境整備事業

良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業

イー１４－（１） 都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業をいう。

イー１４－（２） 統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取り組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

イー１４－（３） 下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

イー１５ 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅法第６条第１項の地域住宅計画に基づく事業等

イー１５－（１） 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく地域住宅法第６条第２項第１号及び第２号の事業等をいう。

イー１６ 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

イー１６－（１）市街地再開発事業

都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第２条第１号に規定する市街地再開発事業をいう。

イー１６－（２）優良建築物等整備事業

優良な建築物及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業をいう。

イー１６－（３）市街地総合再生施設整備

前２号に規定する各事業の総合的な推進のために必要な施設整備をいう。

イー１６－（４）基本計画等作成等事業

前３号に規定する各事業等の推進のために必要となる基本計画等の作成等を行う事業をいう。

イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業をいう。

イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備計画に従って行われる移動システム等の整備に関する事業（以下「移動システム等整備事業」という。）、及び認定特定建築物の建築に関する事業（以下「認定特定建築物整備事業」という。）並びに特別特定建築物及びバリアフリー条例による規制の対象となった建築物のバリアフリー改修に関する事業（以下「既存建築物バリアフリー改修事業」という。）をいう。

イー１６－（７）都市再生総合整備事業

都市構造の再編により都市の再生・再構築を戦略的に進めるため行われる次に掲げる事業をいう。

① 都市再生総合整備事業（総合整備型）

都市の再生・再構築を推進するため行われる調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附帯する事業

② 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

機能的で魅力ある都市拠点の形成を通じて都市の活力を高め、もって都市の再生・再構築に資するため、基幹的な事業の実施にあわせ、地区計画等を活用して行われる事業又は調査で、次に掲げるもの

附属第Ⅰ編 基幹事業

- イ 都市拠点形成支援施設整備事業
- ロ 都市拠点形成支援基盤整備促進事業
- ハ 都市拠点形成特定事業調査

イ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業

住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれに附帯する事業、都心共同住宅供給事業、防災街区整備事業並びに都市再生住宅等の整備に関する事業をいう。

イ－１６－（９）街なみ環境整備事業

協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業及び街なみ整備助成事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

イ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する公共施設の整備等に関する事業並びに住宅宅地事業推進費により実施される事業をいう。

イ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業をいう。

イ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、及びがけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業、建築物火災安全改修事業をいう。

イ－１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路情報整備等事業及び狭あい道路拡幅等整備事業をいう。

イ－１６－（１４）削除

イ－１６－（１５）削除

イ－１６－（１６）削除

イ－１６－（１７）削除

イ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について

附属第Ⅰ編 基幹事業

支援する事業をいう。

イ－１６－（１９） 集約都市開発支援事業

低炭素まちづくり計画の区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業をいう。

イ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業をいう。

イ－１７ 地域公共交通再構築事業

地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業

イ－１７－（１）地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくりや観光の振興に関する施策と連携しつつ、中長期的に必要となる地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を行う事業をいう。

□ 防災・安全交付金事業

□－１ 道路事業

一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業

□－１－（１）道路事業

地方公共団体が行う道路の新設、改築、修繕又は維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

□－２ 港湾事業

港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策のために必要と認められる事業。

□－２－（１）港湾改修事業

一般公衆の利用に供することを目的として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

□－２－（２）緑地等施設整備事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に関わられたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

□－２－（３）海域環境創造・自然再生等事業

海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈没船等の処理を行うもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

□－３ 河川事業

一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業

□－３－（１）広域河川改修事業

河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する事業をいう。

附属第Ⅰ編 基幹事業

□－３－（２）施設機能向上事業

河川改修事業のうち、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

□－３－（３）地震・高潮対策河川事業

津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備等を実施する事業をいう。

□－３－（４）特定地域堤防機能高度化事業

河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業をいう。

□－３－（５）都市基盤河川改修事業

河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１６条の３に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業をいう。

□－３－（６）削除

□－３－（７）調節池整備事業

人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調節池の整備を実施する事業をいう。

□－３－（８）流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業をいう。

□－３－（９）削除

□－３－（１０）土地利用一体型水防災事業

土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業をいう。

□－３－（１１）総合内水対策緊急事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業をいう。

□－３－（１２）河川・下水道一体型豪雨対策事業

外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進する事業をいう。

ロ－４ 砂防事業

砂防工事に関する事業

ロ－４－（１）通常砂防事業

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。

ロ－４－（２）火山砂防事業

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業をいう。

ロ－４－（３）火山噴火緊急減災対策事業

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業をいう。

ロ－５ 地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業

ロ－５－（１）地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業をいう。

ロ－６ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

ロ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。

ロ－７ 水道・下水道事業

附属第Ⅰ編 基幹事業

水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8号に規定する水道施設の新設、増設又は更新に関する事業等

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号の公共下水道、同条第4号の流域下水道又は同条第5号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等

ロー7－（１）－①水道未普及地域解消事業

水道未普及地域の解消を図るため、水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行う事業をいう。

ロー7－（１）－②簡易水道再編推進事業

経営の一元化や管理の一体化等を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を行う事業をいう。

ロー7－（１）－③生活基盤近代化事業

簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設整備を行う事業をいう。

ロー7－（１）－④高度浄水処理等整備費

化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するために高度浄水施設等の整備を行う事業をいう。

ロー7－（１）－⑤水道総合地震対策事業

水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時の代替性・多重性の確保を行うための施設の整備等を行う事業をいう。

ロー7－（１）－⑥水道施設リダンダンシー確保推進事業

事故発生時に社会的影響が大きい水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故発生時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を行う事業をいう。

ロー7－（１）－⑦水道施設アセットマネジメント推進事業

「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、導水管及び送水管、配水管等の更新等を行う事業をいう。

ロー7－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業

水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行う事業をいう。

ロー7－（１）－⑨水道水源自動監視施設等整備事業

点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図るために水道水源自動監視施設や遠隔監視システムを整備する事

附属第Ⅰ編 基幹事業

業をいう。

ロー７－（１）－⑩緊急時給水拠点確保等事業

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災害性強化を図るための施設の整備を行う事業をいう。

ロー７－（２）－①通常の下水道事業

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第２４条の２に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第２４条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和４６年建設省告示第１７０５号）第６項第４号から第９号までに係るものを除く。）のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロー７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業

駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業等をいう。

ロー７－（２）－③下水道総合地震対策事業

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等を行う事業をいう。

ロー７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。

ロー７－（２）－⑤都市水害対策共同事業

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

ロー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事

附属第Ⅰ編 基幹事業

業をいう。

ロー７－（２）－⑧下水道広域化推進総合事業

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

ロー７－（２）－⑨下水道リノベーション推進総合事業

下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。

ロー７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業（水循環再生型（雨水貯留浸透施設に関するものに限る。））をいう。

ロー７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。

ロー７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。

ロー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。

ロー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。

ロー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業

事故発生時に社会的影響が大きい下水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を行う事業をいう。

ロ－８ その他総合的な治水事業

ロ－８－（１）総合流域防災事業

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業（統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業にあつては、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。）をいう。

ロ－８－（２）津波防護施設整備事業

津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第２条第９項に規定する津波防護施設の新設又は改良を行う事業をいう。

ロ－９ 海岸事業

海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

ロ－９－（１）高潮対策事業

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－９－（２）侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業

堤防・護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－９－（４）削除

ロ－９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定

附属第Ⅰ編 基幹事業

に資する調査等)、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援(計画策定に伴う調査含む。)、⑩海岸保全基本計画の変更支援(海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等)を総合的に実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－９－（６）海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。

ロ－９－（７）海域浄化対策事業

水管理・国土保全局所管海岸に係る海岸保全施設の機能の確保を図るため、放置座礁船の処理等を実施する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。

ロ－１０ 都市再生整備計画事業

都市再生法第４６条第１項の都市再生整備計画(都市再生法第８３条第２項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。)に基づく事業等

ロ－１０－（１）都市再生整備計画事業

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業をいう。

ロ－１２ 都市公園・緑地等事業

地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業等

ロ－１２－（１）都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図るため、都市公園法(昭和３１年法律第７９号)第２条第１項第１号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園(カントリーパーク)の整備等を行う事業の中で、安全で安心できる都市づくりの形成を推進し、災害に脆弱な都市構造の改善を図る、地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備、地域防災計画等に位置づけられた特定地区公園(カントリーパーク)の整備を行う事業であって、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の整備を行う事業に限る。

ロー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う事業をいう。

ロー１２－（３）都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業をいう。

ロー１２－（５）緑地環境事業

グリーンインフラの推進を図るため、地域の防災・減災・安全に資する公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業の中で地域防災計画等に位置づけられたものであって、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。

ロー１３ 市街地整備事業

土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業

ロー１３－（１）都市防災推進事業

わが国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業

② 宅地耐震化推進事業

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する事業

③ 盛土緊急対策事業

盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性把握のための調査及び対策工事等を推進する事業

ロー１３－（２）市街地再開発事業等

防災上危険な老朽建築物が密集する地区等における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため行われる、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業及び都市再開発支援事業の中で密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

附属第Ⅰ編 基幹事業

ロー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業の中で密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

ロー１３－（６）都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業の中で安全市街地形成重点地区に該当する等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

ロー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進するために行われる都市交通システム整備事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

ロー１３－（９）津波防災拠点整備事業

津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたものに限る。以下「津波防災拠点」という。）を整備するために支援を行う事業をいう。

ロー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

ロー１３－（１１）集約都市開発支援事業

低炭素まちづくり計画の区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業の中で密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

ロー１３－（１２）都市安全確保拠点整備事業

洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法第11条第1項第10号に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。）を整備するために支援を行う事業をいう。

ロ－１３－（１３）無電柱化まちづくり促進事業

新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業（人口集中地区における無電柱化等、市街地の防災性向上に資するものに限る。）をいう。

ロ－１４ 都市水環境整備事業

良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業

ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取り組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

ロ－１５ 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅法第６条第１項の地域住宅計画に基づく事業等

ロ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく地域住宅法第６条第２項第１号及び第２号の事業等のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ－１６ 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

ロ－１６－（１）市街地再開発事業

都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第２条第１号に規定する市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロー 16－（２）優良建築物等整備事業

優良な建築物及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業（津波避難施設の整備・耐震性が低い建築物の建替え等市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロー 16－（３）市街地総合再生施設整備

前２号に規定する各事業の総合的な推進のために必要な施設整備（前２号に掲げる事業に関連して実施するものに限る。）をいう。

ロー 16－（４）基本計画等作成等事業

前３号に規定する各事業等の推進のために必要となる基本計画等の作成等を行う事業（前３号に掲げる事業に関連して実施するものに限る。）をいう。

ロー 16－（５）暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロー 16－（６）バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備計画に従って行われる移動システム等の整備に関する事業（以下「移動システム等整備事業」という。）及び認定特定建築物の建築に関する事業（以下「認定特定建築物整備事業」という。）並びに特別特定建築物及びバリアフリー条例による規制の対象となった建築物のバリアフリー改修に関する事業（以下「既存建築物バリアフリー改修事業」という。）をいう。

ロー 16－（８）住宅市街地総合整備事業

住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれに附帯する事業、都心共同住宅供給事業、防災街区整備事業並びに都市再生住宅等の整備に関する事業（密集市街地の整備改善等住宅市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロー 16－（９）街なみ環境整備事業

協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業及び街なみ整備助成事業並びにこれらに附帯する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロー 16－（１０）住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する公共施設の整備等に関する事業並びに住宅宅地事業推進費により実施される事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

附属第Ⅰ編 基幹事業

ロ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業をいう。

ロ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、がけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業、建築物火災安全改修事業をいう。

ロ－１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路情報整備等事業及び狭あい道路拡幅等整備事業をいう。

ロ－１６－（１４）削除

ロ－１６－（１７）削除

ロ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附随する事業（防災・安全交付金事業の対象となる市街地再開発事業等を対象事業とする場合に限る。）並びに地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

ロ－１６－（１９）集約都市開発支援事業

低炭素まちづくり計画の区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業をいう。

※ 社会資本整備総合交付金事業のうち防災・安全交付金事業の対象とならない事業番号については欠番としている。

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

社会資本整備総合交付金の交付対象事業（要綱本編第6）の細目については、この編に定めるところによる。

ただし、附属第Ⅲ編において、更に詳細な対象要件が定められているものに関しては、交付対象事業のうち当該対象要件を満たすものに限り、社会資本整備総合交付金を充てることができる。

第1章 基幹事業

基幹事業として社会資本総合整備計画に位置づけ、社会資本整備総合交付金を充てることができる事業等は、次に掲げるものとする。ただし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号通知）別表別紙3に掲げるものを除く。

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-1 道路事業

イ-1-（1）道路事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

1. 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
2. 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

イ－２ 港湾事業

イ－２－（１）港湾改修事業

１．目的

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うことにより、港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～⑤に掲げる港湾施設の建設又は改良を行う事業（防災・安全対策のために特に必要と認められる事業を除く）。ただし、⑤に掲げる施設のための建設又は改良を行う事業、水深-7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。

- ①港湾法第２条第５項第１号に規定する水域施設
- ②港湾法第２条第５項第２号に規定する外郭施設
- ③港湾法第２条第５項第３号に規定する係留施設
- ④港湾法第２条第５項第４号に規定する臨港交通施設
- ⑤港湾法第２条第５項第１１号に規定する港湾施設用地

３．交付対象

地方公共団体及び港湾法第４条第１項の規定による港務局（以下単に「港務局」という。）

イ－２－（２）緑地等施設整備事業

１．目的

港湾における緑地、海浜等を整備することにより、臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に関わられたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

港湾法第２条第５項第９の３号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

イ－２－（３）海域環境創造・自然再生等事業

1. 目的

港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

以下の①～④に掲げる事業。

①海浜・水質浄化施設：港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

②施設改良：水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

③沈廃船等処理：

沈廃船：港湾法第37条の3に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

④有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第8条に規定する汚泥等の浚渫の実施に必要な経費であって次に掲げる経費を含むものとする。

a) 浚渫土砂を埋立処分するための護岸及び覆土するための護岸等の建設に要する経費

b) 既存の埋立地に浚渫土砂を土捨てする場合にあっては、当該埋立地の施設の補強等に要する経費

c) 悪臭、飛散、拡散、流出等による二次汚染を防止するために要する経費

d) 水質、底質、大気等の監視に要する経費

e) 海洋投入処分する場合にあっては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定める措置に必要な経費

3. 交付対象

地方公共団体及び港務局

イ－３ 河川事業

イ－３－（１）広域河川改修事業

１．目的

広域河川改修事業は、河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

- ① 総事業費が、都市河川にあつては概ね 24 億円以上、その他の河川にあつては概ね 12 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの

①－１ 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が 200ha 以上であるもの、宅地（公共用地又は 5 ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。イ－３－（１）関係部分において以下同じ。）が 20ha 以上であるもの、家屋が 200 戸以上あるもの又は農耕地が 100ha 以上であつて、かつ、宅地が 10ha 以上若しくは家屋が 100 戸以上であるもの

①－２ 改良工事による費用便益比が 1 以上であるもの

- ② 総事業費が、都市河川にあつては概ね 10 億円以上 24 億円以内、その他の河川にあつては概ね 10 億円以上 12 億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の②－１に該当するもの

②－１ 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が 60ha 以上であるもの、宅地が 5ha 以上であるもの、家屋が 50 戸以上であるもの又は農耕地が 30ha 以上であつて、かつ、宅地が 2.5ha 以上若しくは家屋が 25 戸以上であるもの

②－２ 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が 10km² 以上又は計画高水流量が毎秒 100m³ 以上の区間において施行する改良工事であつて、費用便益比が 1 以上であるもの

②－３ 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの

- ③ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和 7 年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．留意事項

- ① 都市河川の定義

都市河川とは、河川法の適用される一級河川及び二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ）。

- ①－１ 人口集中地区人口が３万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね１km 以内で隣接する人口集中地区に係る河川
- ①－２ 当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川
- ①－３ 一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川
- ② 広域河川改修事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

イ－３－（２）施設機能向上事業

１．目的

施設機能向上事業は、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めることにより、施設機能の確実性を早期に向上させることを目的とする。

２．交付対象事業

広域河川改修事業（イ－３－（１））に該当する事業であって、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良であって、事業費５千万円以上のものを対象とする。

３．施設機能向上計画の社会資本総合整備計画への記載

施設機能向上事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた施設機能向上計画を記載するものとする。

- ① 事業主体
- ② 地区名
- ③ 関係市町村名
- ④ 事業内容
- ⑤ 目標
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 全体事業費

４．留意事項

- ① 施設機能向上事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。
- ② 施設機能向上計画
施設機能向上計画の計画期間は、概ね５ヵ年とし、社会資本整備総合計画と整合を図るものとする。

５．広域河川改修事業からの移行

広域河川改修事業で実施してきた事業のうち、上記２．の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

イ－３－（３）地震・高潮対策河川事業

１．目的

地震・高潮対策河川事業は、東京湾等三大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に係る地震・高潮等の対策に資する事業を実施することで、地球温暖化に伴う災害リスクの増大への対応、大規模地震への対応等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

総事業費が概ね 50 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

① 津波・高潮・耐震対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域についての津波・高潮・耐震対策事業（津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を含む。）であり、次のいずれかの要件に該当するもの

①－１ 東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係るもの

①－２ 大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの

①－３ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）に基づき指定される南海トラフ地震防災策推進地域において実施するもの

①－４ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 16 年法律第 27 号）に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの

①－５ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）第二条第二項に規定される特定被災地方公共団体である県のうち、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波による被害を受けた県における、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」第八条に規定される津波浸水想定が設定された市町村において実施するもの

② 都市河川総合整備事業

東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係る河川改修事業のうち、市街地再開発事業等の他事業と一体として緊急に実施することが必要な都市河川についての整備事業

③ 地盤沈下対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、地盤沈下防止等対策要綱（地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野（昭和 60 年 4 月 26 日決定）、筑後・佐賀平野（昭和 60 年 4 月 26 日決定）及び関東平野北部（平成 3 年 11 月 29 日決定）の 3 地域について、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定された要綱をいう。）が定められた地域における内水対策等の必要な河川についての地盤沈下対策河川事業

3. 留意事項

- (1) 地震・高潮対策河川事業の事業単位は、津波・高潮・耐震対策事業については地区単位、都市河川総合整備事業については河川単位、地盤沈下対策事業については地区単位を原則とする。
- (2) 津波対策については、平成２３年９月２日付国水河計第２０号・国水治第３５号「河川津波対策について」によるものとする。

イ－３－（４）特定地域堤防機能高度化事業

1. 目的

人口・資産等が集積している地区等で破堤等重大災害が発生した場合に甚大な被害が生ずるおそれのある指定区間内の一級河川等を対照として、河川の改良工事と沿川の再開発事業等が隣接して実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を行い河川の改良工事部分と一体となった幅の広い堤防として整備することにより、水害に強い地域づくりに資するとともに良好な水辺空間を創造する。

2. 交付対象事業

沿川の再開発等と一体となり特定地域堤防機能高度化計画（実施地域での、地域整備及び地域防災に資する堤防機能の高度化に係る計画をいう。）に適合して行われる盛土事業で、次のすべての要件に該当するものとする。

- ① 人口・資産等が集積している地区又はこれに準じる防災上重要な地区であること
- ② 非常災害に伴う破堤によって、甚大な損害を生ずるおそれがあると認められる地区であること
- ③ 盛土事業の事業費が、通常の河川改修事業費のうち当該盛土事業が行われることにより軽減される事業費より小さくなる地区であること
- ④ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

イ－３－（５）都市基盤河川改修事業

1. 交付対象事業

都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね 30km² を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。

2. 交付対象

河川法第１６条の３第１項の規定により施行する特別区又は人口５万人以上の市の長（以下イ－３－（５）関係部分において「市長」という。）とする。ただし、東京都区部においては、東京都知事が交付対象となることができるものとする。

また、下記の要件に該当するものとする。

- ・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３. 留意事項

本事業を交付対象事業とするには、河川法第１６条の３の規定による協議が行われていることが必要である。

イ－３－（６）削除

イ－３－（７）調節池整備事業

１. 目的

調節池整備事業は、人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、地方公共団体等による流域対策（流域内貯留施設の整備、開発時の貯留浸透施設設置義務付け等）と連携した整備を行うことで、流域の治水安全度向上を図ることを目的とする。

２. 交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池の整備事業で、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等からなる協議会等により洪水の流域分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分と流域が受け持つ流量に対する対策の計画をいう。）が策定・公表され、当該計画に基づき流域の地方公共団体等による貯留・浸透機能を持つ施設の整備、又は宅地開発に伴い設置される流出抑制施設についての条例による義務付け等の流域対策が実施される流域で行うものであり、通常の河道改修方式と比較して経済的かつ総事業費が概ね１０億円以上のもので、次の①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

① 調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

- ①－１ 市街化区域、若しくは市街化区域に近接した市街化調整区域であつて、調節池と併せて、都市機能上、一定の住宅・公園等の都市施設を設置する計画があるもの

- ①－２ 治水上の効果が著しく、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に該当するもの

(ア) 次のいずれかの地域に係る河川の流域で実施されるもの

- ・ 首都圏整備法（昭和３１年法律第８３号）に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
- ・ 中部圏開発整備法（昭和４１年法律第１０２号）に規定する都市整備区域又は都市開発区域
- ・ 近畿圏整備法（昭和３８年法律第１２９号）に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
- ・ 都道府県庁所在の都市若しくは人口１０万人以上の都市（市街化区域が連続する市町村を含む。）

(イ) 当該河川の流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が５０％以上、又は２０％以上であり更に増加が予想されること

(ウ) 当該河川の流域内人口が昭和３０年の流域内人口に比し２倍以上、又は流域内人口密度が１ｋ㎡当たり１,０００人以上であること

② 防災調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

②－１ 一級河川の指定区間及び二級河川において、著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ、開発面積５０ha以上（次のいずれかの要件を満たすものにあつては２０ha以上）の区域で実施されるもの

(ア) 「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」（昭和６３年法律第４７号）第３条により国土交通大臣の認定を受けた宅地開発（イ－３－（７）関係部分において「優良宅地開発」という。）

(イ) 優良宅地開発の認定要件のうち、対象地域、事業主体のいずれかーを次のように改めた場合に、要件の全てに適合することとなる宅地開発

- ・ 対象地域 三大都市圏の都市開発区域を追加する。
- ・ 事業主体 土地区画整理組合を追加する。

なお、既成市街地に隣接した開発においては、公共・公益的施設用地については制限しない。

②－２ 総合治水対策特定河川の流域及び地方中核都市に係る河川であつて残土処分による遊水機能の障害が著しい河川の流域において行う遊水地の整備事業であつて当該遊水地の周辺の地域で開発面積５０ha以上（優良宅地開発にあつては２０ha以上）の宅地開発又は公共公益施設等の整備が行われ、かつ、当該開発において、建設残土を利用し、流域整備計画に基づき通常計画される地盤高に追加して平均１m以上の高盛土が行われるもの

③ 上記①または②の事業は、下記の要件に該当するもの。

令和３年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

イ－３－（８）流域貯留浸透事業

１．目的

流域貯留浸透事業は、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目

的とする。

２．交付対象事業

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下イ－３－（８）関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。

また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次のいずれかの要件に該当するものも対象とする。

- ① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下イ－３－（８）関係部分において「対象施設」という。）を 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、複数の施設で 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

(ア) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び人口密度が 4,000 人/km²以上の指定都市

(イ) 100mm/h 安心プランに登録された地域（令和 5 年度までに登録された地域に限る。）

(ウ) 内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域

- ② 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 20km²以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの
- ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- ④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設（地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。）を改良する事業で、3,000m³以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては 1,000m³以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの

また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 7 km² 以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が 3,000 m³ 以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては 1,000m³ 以

上)の治水容量を確保(ただし、事業着手から３ヶ年以内に完了するものに限る)するもの

- ⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３. 各種計画との整合

流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第４条第１項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。

なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。

４. 留意事項

- (1) 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。
- (2) 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体又は民間企業等が行う。
- (3) 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。また、貯留浸透施設の適切な管理が困難な事態になった場合は、関係地方公共団体等と貯留浸透施設の移管等について協議するものとする。
- (4) 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

イ－３－（９）削除

イ－３－（１０）土地利用一体型水防災事業

１. 目的

土地利用一体型水防災事業（以下イ－３－（１０）関係部分において「水防災事業」という。）は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。

なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

2. 交付対象事業

水防災事業は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等であって、次のすべての要件に該当するものとする。

- ① 住家等の近年の浸水被害が著しいため、緊急に治水対策を講ずる必要がある地域に係る事業であること。
- ② 地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられていること。
- ③ 本事業の総事業費が通常の連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らないこと。
- ④ 氾濫を許容することとなる区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること。
- ⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 土地利用一体型水防災事業計画の社会資本整備計画への記載

水防災事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた土地利用一体型水防災事業計画（以下イ－３－（１０）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。

- ①事業主体
- ②事業概要
- ③事業期間
- ④全体事業費
- ⑤施行場所
- ⑥主要工種
- ⑦事業効果

4. 留意事項

- ① 地域の意見の反映

２．②の規定について、水防災事業は、地域の意向を踏まえて行うことが前提であることから、河川整備計画に位置づけて実施すること。

なお、当該地域における事業の緊急性等から、河川整備計画の策定前に事業を実施する場合には、河川整備計画の趣旨を踏まえ、地域住民、関係地方公共団体の意見を十分に反映するものとし、地域の意向に沿って事業化することがわかる内容を事業計画に記載することとする。

- ② 防御の対象とする住家

河川整備計画等の策定時に、現に存する住家又は現に建築の工事中の住家（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づき建築主が確認済証の交付を受けた住家を含む。）を防御の対象とする。

③ 宅地の嵩上げ

宅地の嵩上げは、輪中堤の築造等河川工事の施行を原因として、氾濫に起因する浸水被害の増大や内水被害を受けることに対する補償として実施する。

④ 地方公共団体等との連絡調整による事業の効率化、重点化

水防災事業の実施に当たっては、地方公共団体等と十分に連絡調整を行い、土地区画整理事業を活用すること等による事業対象住家等の集約化、道路等の嵩上げ等を図り、効率的かつ合理的に実施するように努めるものとする。

⑤ 輪中堤高及び宅地の嵩上げ高

輪中堤高及び宅地の嵩上げ高は、計画高水位に当該河川からの距離等を勘案し適切に設定した高さとする。

⑥ 氾濫を許容する区域

１．における「氾濫を許容する区域」とは、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等の実施後に計画高水位以下の洪水により浸水する区域をいう。

⑦ 氾濫を許容する区域における措置

２．④における「必要な措置」とは、当該地方公共団体が建築基準法第３９条に基づいて条例により災害危険区域を指定することで、常時住居の用に供する建築物の建築を禁止する等住家の建築を制限することをいう。

また、河川管理者は、当該地方公共団体が氾濫を許容する区域におけるハザードマップ等を作成し周知すること及びこれを災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)に規定する地域防災計画に位置づける等により被害の軽減に努めるよう支援することとする。

なお、氾濫を許容する区域であっても、浸水頻度が著しく高く当該区域の土地利用に著しく支障をきたす場合には、小堤の設置等の対策を講ずることができるものとする。

⑧ 事業箇所の設定

水防災事業の実施に当たっては、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施する一連区間のうち、水系全体の整備状況等を勘案しながら、概ね５箇年を目途に事業の完了が可能な箇所を設定して行うものとする。ただし、事業対象住家等が多く存し調整に時間を要する等やむを得ない場合はこの限りではない。

⑨ 事業後の管理

各事業箇所において治水上必要とされる道路盛土等については、施設管理者と調整すること等により、河川管理施設（必要に応じて兼用工作物）として適切に管理するものとする。

イ－３－（１１）総合内水対策緊急事業

１．目的

総合内水対策緊急事業は、内水河川（本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。イ－３－（１１）関係部分において以下同じ。）が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及

び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、内水による浸水被害を予防する事業であって、概ね５年間で事業完了させるものであり、次のすべての要件に該当するものをいう。

- ① 改良工事によって内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋（以下「床上浸水家屋」という。）が５０戸以上であること
なお、想定される床上浸水深が概ね１メートル以上の家屋で高齢世帯であるものについては、床上浸水家屋４戸に換算できるものとする。
- ② 都道府県又は市町村と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を一体とした総合内水対策計画（以下イ－３－（１１）関係部分において「対策計画」という。）を策定し、実施するものであること
- ③ 広域河川改修事業（イ－３－（１））の交付対象事業の要件に該当するものであること

3. 対策計画の社会資本総合整備計画への記載

総合内水対策緊急事業を実施しようとするものは、社会資本総合整備計画において、以下に従い、対策計画を記載するものとする。

（１） 対策計画の策定方針

総合内水対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、内水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、流域の特性に応じて総合内水対策の具体的施策を検討し、対策計画を策定する。各担当部局は、この対策計画に則り具体的施策を推進するものとする。

（２） 対策計画の期間

概ね５年間とする。

（３） 対策計画に定める事項

対策計画において定める事項は次のとおりとする。

i) 総合内水対策全体に関する事項

基本方針、事業期間、計画規模等

ii) 河川管理者による河川整備に関する事項

総合内水対策緊急事業を実施しようとする河川管理者（以下「内水対策河川管理者」という。）及び他の河川管理者による河川改修等の内容

iii) 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項

河川管理者以外の者による二線堤（輪中堤）と同等の機能を有する施設の整備、貯留施設の整備、宅地嵩上げ、関連する雨水排水対策施設の整備等の内容

iv) 総合内水対策緊急事業の実施後に内水による浸水が想定される区域（以下「内水浸水想定区域」という。）とその水深に関する事項

事業の実施後も浸水が想定される区域の土地利用状況と水深

- v) 内水浸水想定区域の周知に関する事項
河川管理者等による内水浸水想定区域とその水深の住民への周知方法
 - vi) 土地利用の規制等に関する事項
地方公共団体が地域の状況に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の内水浸水想定区域における市街化の進展の抑制方策や、建築物の耐水化等の被害軽減方策
 - vii) 地方公共団体によるハザードマップの作成等の被害軽減方法に関する事項
地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法
 - viii) その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項
地方公共団体等によるポンプ運転調整ルールの設定や開発に伴う調整池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置
- (4) 対策計画の周知
総合内水対策協議会は対策計画を策定後速やかに公表し、住民に周知するものとする。

4. 留意事項

① 総合内水対策協議会の設置

総合内水対策緊急事業を実施するに当たっては、河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であり、河川管理者は地方公共団体等と十分に連絡調整を図る必要がある。

このため、当該河川流域において河川管理者、都道府県及び市町村等の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会を設置し、当該河川流域に係る総合内水対策について協議し、効果的かつ効率的な対策の確立に資するものとする。

② 総合内水対策緊急事業の報告

内水対策河川管理者は、対策計画の達成状況を総合内水対策協議会に報告するものとする。

③ その他

(1) 内水被害想定図の作成について

1. に規定する「内水河川が合流する本川の流域における内水被害の状況」については、内水河川が合流する本川の流域のうち隣接する数箇所の内水地区を対象に、内水被害状況を想定した内水被害想定図を内水対策河川管理者が作成するものとする。

なお、内水被害想定図には、内水地区ごとに降雨確率規模ごとの最大浸水深又は家屋浸水等の内水被害が生じる発生頻度等を明示するものとする。

(2) 高齢世帯について

2. ①に規定する「高齢世帯」は、高齢単身世帯（65歳以上の者1人のみの一般世帯）及び高齢夫婦世帯（いずれかが65歳以上の夫婦のみの一般世帯）とする。

イ－３－（１２）河川・下水道一体型豪雨対策事業

1. 目的

河川・下水道一体型豪雨対策事業は、必要な整備を行って、外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進することにより、効率的な浸水対策を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

本事業の交付対象事業は、都市基盤河川改修事業（イ－３－（５））、流域貯留浸透事業（イ－３－（８））、総合内水対策緊急事業（イ－３－（１１））又は総合流域防災事業（イ－８－（１））に該当する事業であって、①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行うものをいう。

① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

- (ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。
- (イ) 本事業の実施について、河川事業者と下水道事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。
- (ウ) 本事業の実施に当たり、河川事業者と下水道事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

② 対象となる施設

- (ア) 既存の洪水調節施設と下水道施設を融通利用するための連結管等の施設の整備
- (イ) 連結管等と一体的に整備する洪水調節施設及び洪水調節施設と下水道施設の双方の効果を兼ねる貯留施設等の整備
- (ウ) 洪水調節施設と下水道施設を一体的に運用するために必要な観測施設等の整備

3. 本事業への移行

都市基盤河川改修事業（イ－３－（５））、流域貯留浸透事業（イ－３－（８））、総合内水対策緊急事業（イ－３－（１１））又は総合流域防災事業（イ－８－（１））として実施してきた事業のうち、上記２の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

イ－３－（１３）削除

イ－３－（１４）削除

イ－３－（１５）削除

イ－４ 砂防事業

イ－４－（１）通常砂防事業

１．目的

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
 - （ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の１割を超えるもの
 - （イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の１割を超えるもの
 - （ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
 - （ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
 - （イ）市街地、集落（人家５０戸以上）の保護
 - （ウ）耕地（耕地面積３０ha以上）の保護
 - （エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没１０,０００ｍ^３以上）の防止

イ－４－（２）火山砂防事業

1. 目的

火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業である。

4. 交付対象事業の要件

砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、1件当たり事業費が1億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの

（ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの

（イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの

（ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの

② 前記の水系以外の水系に係るもので、①の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかの要件に該当する効果のあるもの

（ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護

（イ）市街地、集落（人家50戸以上）の保護

（ウ）耕地（耕地面積30ha以上）の保護

（エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000 m³以上）の防止

イ－４－（３）火山噴火緊急減災対策事業

1. 目的

火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後（以下「火山噴火時等」という。）の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。

4. 交付対象事業の要件

気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。

イー５ 地すべり対策事業

イー５－（１）地すべり対策事業

１．目的

地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を排除し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

（１）地すべり

地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 貯水量 30,000 m³以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥ 人家 10 戸（市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあ

っては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

- ⑦ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

(2) ぼた山

地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち、指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 貯水量30,000 m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑦ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

イ－6 急傾斜地崩壊対策事業

イ－6－（１）急傾斜地崩壊対策事業

1. 目的

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

4. 交付対象事業の要件

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの。

①急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第8条第1項第4号における要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。

②移転適地がないこと

③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

④次のいずれかの要件に該当するもの

イ 人家概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条

第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする

- ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

イー 7 水道・下水道事業

下水道に係る基幹事業は、イー 7－(2)－①からイー 7－(2)－⑮までを対象とする。
なお、イー 7－(2)－②からイー 7－(2)－⑮までに係る事業については、イー 7－(2)－① 2. に記載の要件を満足するものに限る。

イー 7－(2)－①通常の下水道事業

1. 目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1) 地域・規模等要件

① 公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(a) ⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

(b) 新たに下水道法第 2 条第 3 号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法第 2 条第 4 号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が 30 万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の 1 割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の 5 割以上であること。

二 原則として 10 万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が 5 万以上かつ関係市町村が 3 以上である場合には、これも対象とする。

- (d) 当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が 80%以下であること。
- (ウ) 新たに下水道法第 2 条第 4 号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。
 - a) 2 以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。
 - b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。
- ③ 都市下水路事業
 - (ア) 都市下水路事業((イ) から(オ) までに該当するものを除く。) で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 集水面積 50ha 以上のもの。
 - (b) 浸水指数 5, 000 以上の区域を排水するもの。
(浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間)
 - (c) 全体事業費 3 億円以上であること。
 - (イ) 離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 集水面積 10ha 以上のものであること。
 - (b) 浸水指数 2, 000 以上のものであること。
 - (c) 離島振興対策の実施区域内であること。
 - (ウ) 富裕団体(東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。) で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 集水面積 100ha 以上のものであること。
 - (b) 浸水指数 10, 000 以上のものであること。
 - (c) 全体事業費 3 億円以上であること。
 - (エ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 集水面積 90ha 以上のものであること。
 - (b) 浸水指数 9, 000 以上のものであること。
 - (c) 全体事業費 3 億円以上であること。
- ④ 特定公共下水道事業
 - 特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 受け持つ工場数が 20 以上であること。
 - (b) 予定処理水量の合計が 1 万 m³/日以上であるもの。
 - (c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。
 - a) 汚染指数が 1 万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$$

ここに S : 汚染指数

$S_1 : (7 - \text{pH 値})^2$

$S_2 : \text{BOD (mg/l)}$

$S_3 : \text{浮遊物質 (mg/l)}$

$S_4 : 1 \text{ cc 中の大腸菌群数 (M. P. N)}$

- b) 異常な色相又は臭気をもつもの。
- c) 著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。
- (イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)
- (ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)
 - (a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ha 当たり 40 人以上であること。
 - (b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したものの又は今後の検討スケジュールを明確にしたもの。

(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合(污泥処理施設の統廃合を含む。)に係る検討を了したもの。

(4) 污泥有効利用施設新設に際しての PPP/PFI 手法導入要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、污泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、污泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等)の新設であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用するもの。

(5) 公営企業会計の適用に係る要件

- 1) 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。
- 2) 人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること(既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く)。

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること(災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く)。

(7) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

(8) PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業(改築を含む)を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。

3. 交付対象事業の内容

① 公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする(ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。)

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設(前処理場)とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 流域下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする(ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。)

- (a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

③ 都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

- (a) 内法(開水路の場合は上幅)1m以上(下水道リノベーション推進総合事業積雪対策推進事業として実施されるものについては、内法(開水路の場合には上幅)が0.6m以上)の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものに

については内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

④ 特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

5. その他

2. (2)、(3)、(4) 及び (5) に記載の要件については、平成 30 年 3 月 30 日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

6. 雑則

2. (3) について、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成 26 年 1 月 30 日付国水下水事第 50 号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

イー 7 - (2) - ②下水道浸水被害軽減総合事業

1. 目的

浸水実績がある地区や、一定規模の浸水が想定される地区等において、ハード対策・ソフト対策を組み合わせることで浸水対策を実施することや、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、迅速かつ経済的な浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせることで浸水対策を実施する事業をいう。

① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区

(ア) 過去 10 年間に 3 回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が 1.

5 h a 以上である地区

(イ) 過去 10 年間に浸水面積が 1 h a 以上の浸水実績がある地区

(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去 10 年間に浸水実績がある地区

(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区

i) 浸水面積が 1 h a 以上想定される地区

ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区

② 過去 10 年間の延べ床上浸水被害戸数が 50 戸以上、延べ浸水被害戸数が 200 戸以上で、床上浸水回数が 2 回以上発生し、未解消となっている地区

③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が 50 戸以上、浸水被害戸数が 200 戸以上想定される地区

④ 100mm/h 安心プランに登録された地区

⑤ 特定都市河川流域に指定された地区

⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区

イ) 効率的雨水管理支援型

「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

交付対象事業の範囲は、イー 7 - (2) - ①の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

① 指定市にあつては下水排除面積 1 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合又は 1 h a 未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は 0.5 h a 以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 条）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあつては 0.5 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.25 h a 以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあつては 0.25 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.1 h a 以上）、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつては 0.1 h a 以上の貯留浸透・排水施設

ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。

- ② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ③ 移動式排水施設
- ④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）
- ⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

イ）効率的雨水管理支援型

地方公共団体が実施する（複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む）下記の(1)～(3)の事業を交付対象とする。

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定（効率的雨水管理支援型の検討に関するものに限る。）
 - (2) 既存施設を最大限活用した下水道整備
 - (1)の計画に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。
 - ① ネットワーク化に必要な施設（既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等）
 - ② ボトルネック解消に必要な施設（既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等）
 - ③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
 - ④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設
 - (3) 個人・事業者等による共助・自助の取組への支援
- (1)の計画に基づき削減された費用の範囲内において、地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設
- (a) 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）
 - (b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管（浄化槽の改造を含む）等の雨水流出抑制に効果のある施設（対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて100m³以上の貯留容量（透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果）を有するものに限る。）

5. 下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。
- ② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
 - (a) 浸水対策実施の基本方針

- (b) 対象地区の概要及び選定理由
- (c) 整備目標(効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標)
- (d) 事業内容及び年度計画(効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策)
- (e) その他必要な事項

6. その他

- ① 地区要件該当後 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留浸透・排水施設の整備に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間を 10 年以内とする。
- ② 2. の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。
- ③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ④ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に定められた同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。
- ⑤ 移動式排水施設を整備するに当たり、同一地方公共団体において、河川事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討することとする。

イー 7 - (2) - ③下水道総合地震対策事業

1. 目的

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

- ① 「上下水道耐震化計画」を策定していること。
- ② 3. の③に定める事業を実施する場合、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載すること。

3. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。

- ① 「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設並びに流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業(備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

- (a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
- (b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
- (c) 奄美群島
- (d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については1島あたり1処理場（計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。

④ 以下の施設の耐震化事業

- (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠
- (b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー 7－(2)－② 2. ア) の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業
- ⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）

4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

5. その他

- ① 3. の③に定める事業については、令和11年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。
- ② 令和6年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。

イー 7－(2)－④特定水域合流式下水道改善事業

1. 目的

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる

特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。

2. 交付対象事業

交付対象事業の範囲は、イー７－（２）－①の対象となる施設の整備に加え、「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

- ①雨水貯留施設
- ②雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
- ③分流化に係る管渠(上記①から②までによる改善対策より経済的なもの)

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 特定水域合流式下水道改善事業計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「特定水域合流式下水道改善事業計画」を記載するものとする。
- ② 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
 - (a) 特定水域の概要及び選定理由
 - (b) 下水道対策の整備目標
 - (c) 事業内容、年度計画及び事業費
 - (d) 特定水域の整備目標整備効果
 - (e) 費用効果分析の結果
 - (f) 多様な主体による協議会等の概要
 - (g) 河川事業等における対策内容
 - (h) 雨天後の水質調査結果。

5. その他

本事業は、令和 10 年度を越えない範囲で計画期間 5 年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。

- イ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が 10 億円以上であること
- ロ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること
- ハ) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること
- ニ) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること
- ホ) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること

イー７－（２）－⑤都市水害対策共同事業

1. 目的

内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。

2. 交付対象事業

①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。

(イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。

(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

② 対象となる施設

(ア) ネットワーク化施設

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管路及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

(イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

イー 7 - (2) - ⑥下水道整備推進重点化事業

1. 目的

下水道整備を早期概成するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、P P P / P F I 手法の導入等により、迅速に下水道整備を行うことを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村（過疎市町村は除く。以下同じ。）が以下①に基づいて実施する、もしくは②に該当する地方公共団体が実施する下水道整備事業をいう。

①「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成 26 年 1 月）」に基づき策定されたアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）のうち、低コスト技術の採用や P P P / P F I 手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン（以下、「重点アクションプラン」という。）

②アクションプランで定めた下水道整備目標を令和 8 年度に達成するとした場合の、当年度以降令和 8 年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成 28 年度から前年度まで

の年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ 2 倍以内である場合

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する市町村とする。

4. 交付対象事業の内容

2. ①で重点アクションプランに位置付けられた、もしくは 2. ②に該当する地方公共団体が整備する汚水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市（甲）は指定都市（乙）、指定都市（乙）は一般市（甲）、一般市（甲）は一般市（乙）、一般市（乙）は一般市（丙）、一般市（丙）は町村、町村は過疎市町村として適用する。

ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）に基づくものとする。

5. 重点アクションプランに定める主な事項及び社会資本総合整備計画への記載

- ① 重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする。
 - (a) 下水道事業の整備目標
 - (b) 目標年次
 - (c) 概算事業費
 - (d) 低コスト技術の採用、PPP/PFI 手法の導入等高度な創意工夫の内容
 - (e) その他必要な事項
- ② 市町村が重点アクションプランを定めた場合には、これを社会資本総合整備計画に記載するものとする。

イー 7 - (2) - ⑦下水道ストックマネジメント支援制度

1. 目的

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

2. 定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

3. 交付対象事業

- ① 下水道ストックマネジメント計画の策定
イー 7 - (2) - ①からイー 7 - (2) - ⑥まで又はイー 7 - (2) - ⑧からイー 7 - (2) - ⑩までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な

点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

- ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、イー７－（２）－①からイー７－（２）－⑥まで又はイー７－（２）－⑧からイー７－（２）－⑩までのいずれかの要件に合致するものに加え、国土交通省より要請した「下水道管路の全国特別重点調査(令和７年３月１８日付事務連絡)」に基づき実施した調査において、緊急度Ⅰと判定された管路の改築事業

４． 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５． 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

６． 留意事項

平成２８年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。

イー７－（２）－⑧下水道広域化推進総合事業

１． 目的

下水道を含む污水处理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。

２． 交付対象事業

① 計画策定等

- （ア） 下水道を含む污水处理の広域化・共同化に係る計画策定
- （イ） 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備

② 交付対象施設

- （ア） 共同水質検査施設

下水等の水質検査施設。

- （イ） 移動式汚泥処理施設

複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。

- （ウ） 汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の污水处理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。

- （エ） 汚泥処理施設

下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。

- （オ） 共同管理施設

污水处理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。

(カ) し尿受入施設

し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。

(キ) 污水处理施設の統合に必要な施設

污水处理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。

(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設

③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。

4. 留意事項

① 下水道以外の污水处理施設と事業を実施する場合

下水道以外の污水处理施設と共同で污水处理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ② (カ) 及び (キ) については、この限りではない。

なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

(ア) 施設の配置、改築及び維持管理

2. の②の (ア)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (キ) の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の (イ) 及び (ウ) の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

(イ) 1 つの地方公共団体が代表して行う場合

(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を 1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

(ウ) 交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

下水道の有効利用に係る事業については、イー 7 - (2) - ⑨「下水道リノベーション

ン推進総合事業」として実施するものとする。

- ④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。
- ⑤ 2. の③を実施する場合は、公共下水道にあつては、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件(昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3. 3. 31 告示第 289 号) の別表(合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。) に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。
- ⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

イー 7 - (2) - ⑨下水道リノベーション推進総合事業

1. 目的

下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。

2. 交付対象事業

① 下水道リノベーションに係る計画策定

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。

② 未利用エネルギー活用事業(下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。)

- (a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。) 及びその附帯施設の整備。
 - (b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備(有効利用するバイオマスの 2 分の 1 以上を下水汚泥が占める場合に限る。)
 - (c) 下水道バイオガスを処理場で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備(下水処理場内に設置するものに限る。)。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。
 - (d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備(下水道施設として整備するものに限る。)
- #### ③ 積雪対策推進事業(下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業

をいう。)

- (a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。
 - a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。)
 - b) 処理水供給施設
 - c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。)
 - d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設
 - (b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。)
- ④ 再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。)
- (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的处理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。
 - a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設
 - b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得
 - (b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。
- ⑤ 防災拠点化施設整備事業
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積 2 ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。）に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。
- ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあつては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積 1 ha 以上の下水道施設に設置するもの。
- 令和 2 年度から 3 年間以内に計画され、かつ計画されてから 5 年間以内に設置するものに限る。
- ⑥ 下水処理水・雨水再利用事業
- 下水処理水の再利用、雨水の再利用を図るものであつて、地方公共団体が処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設を整備する事業のうち、次のいずれかに該当するもの。
- (a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。
 - a) 渇水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。

- b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。
- c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要がある地域で実施すること。
- d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
- (b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。
 - a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
 - b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。
- ⑦ その他、イー７－（２）－⑧２．の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

- ① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。
- ② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。
なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 豪雪地帯の区域内であること。
 - (b) 集水面積 10ha 以上のものであること。
 - (c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。
(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数)
(除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)
- ③ ２．の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

イー７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度

1. 目的

本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。

2. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等と

の連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。
 - a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが確実と見込まれること。
 - b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。
 - c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。
 - (b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。
 - a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。
 - b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。
 - c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。
 - (c) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の設置を行うもの。
- (イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。
- (b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。

- (a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。
- (b) 官民共同で開発した技術。
- (c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適当と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。

(イ) ICT 活用型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。
- (b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。
- (c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

3. 交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (a) 2. ① (ア) (a)に該当するもの

河川事業等との適切な連携・共同事業にあっては、下水道事業の負担部分のうち、イー 7 - (2) - ①からイー 7 - (2) - ⑫までの交付対象事業に相当する各部分

- (b) 2. ① (ア) の(b)に該当するもの

a) 地方公共団体が事業主体の事業にあっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造

b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあっては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置

- (c) 2. ① (ア) の(c)に該当するもの

地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。

(イ) ICT 活用型

(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。

a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。

b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。

c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。

(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

4. 交付対象

① 2. に掲げる事業のうち、①の（ア）及び（イ）並びに②の（ア）については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。

② 2. に掲げる事業のうち、②の（イ）については、公共下水道管理者又は流域下水道管理者とする。

5. 留意事項

① 維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

② 水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

イー７―（２）―⑪下水道地域活力向上計画策定事業

１．目的

PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の污水处理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進する地域活力向上計画を策定する地方公共団体に対して、必要な支援を行うことにより、地域活力の向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次に掲げる事業とする。

- （ア） PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の污水处理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定とこれに伴う調査の実施
- （イ） PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

２．交付対象事業に掲げた（ア）、（イ）の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① （ア）について
 - （a） 広域化又は効率化の実施に関する事項
 - （b） PPP/PFI 手法又はデジタル化の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項
 - （c） その他必要な事項
- ② （イ）について
 - （a） エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項
 - （b） PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項
 - （c） その他必要な事項

イー７―（２）―⑫下水道民間活力導入促進事業

１．目的

下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。

2. 交付対象事業

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。

イー７ー（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

1. 目的

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。

2. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

3. 交付対象事業の内容

① 内水浸水想定区域図の作成

浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成

② 避難行動等に資する情報・基盤整備

（ア）住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成

（イ）内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備

③ 雨水管理総合計画の策定

地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定

イー７ー（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業

1. 目的

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データ

を活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

2. 交付対象事業

地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

- ①本事業は、令和８年度までの事業とする。
- ②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。

イー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

1. 目的

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。

- （ア）地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討の実施
- （イ）温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

- （ア）の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。

イー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業

1. 目的

本事業は、事故発生時に社会的影響が大きい下水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を目的とする。

2. 交付対象事業

①交付対象施設

以下のいずれかに該当する管渠のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではないもの

(ア) 内径 2,000mm 以上の管渠

(イ) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の下に埋設されている管渠

(ウ) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠

(エ) 軌道の下に埋設されている管渠

(オ) 河川を横断する管路

②交付対象事業

(ア) 計画策定

「下水道リダンダンシー確保計画」の策定

(イ) ①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業

(a) 管路の複線化

(b) 連絡管の整備

(c) その他、処理区の分割などの水位低減対策

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

本事業を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設を対象とする。

イ－８ その他総合的な治水事業

イ－８－（１）総合流域防災事業

１．目的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

２．総合流域防災事業計画の社会資本総合整備計画への記載

都道府県知事又は河川法第９条第５項及び第１０条第２項に基づき河川管理を行う指定都市の長又は市区町村長（河川管理者たる指定都市の長を除く。）（以下イ－８－（１）関係部分において「都道府県知事等」という。）は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、社会資本総合整備計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画（以下イ－８－（１）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。

① 事業計画の策定方針

総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

② 総合流域防災事業計画の期間

概ね５年間とする。

③ 事業計画の範囲

事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」（平成１７年３月３１日付け国河計第１２７号）の三に定める圏域ごとに策定するものとする。

④ 事業計画に定める事項

事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。

事業計画には次の事項を定め、社会資本総合整備計画に記載するものとする。

- i) 圏域名
- ii) 事業主体
- iii) 関係事業主体
- iv) 計画の範囲
- v) 目標
- vi) 計画期間

vii) 全体事業費

viii) 実施内容

なお、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会を設置し、防災・減災のための目標を共有し、具体的な取組の方針等を策定した場合は、事業計画に次の事項を記載するものとする。

i) 協議会の構成員

ii) 情報伝達、避難計画等に関する事項

iii) 水防に関する事項

iv) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

v) 河川管理施設等の整備に関する事項

3. 事業計画の変更

事業計画に定める事項について変更しようとするときは、2. に準ずるものとする。

4. 交付対象事業の要件

総合流域防災事業は、次の(1)から(5)までのいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 河川事業

河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)及び「「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について(通知)(令和3年4月1日 関係省庁連名局長通知)」に基づき対象とされた事業(以下、「公害財特法失効後の財政措置対象事業」という。)に位置付けられた事業を除く。

① 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー3-(1)広域河川改修事業、又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー3-(7)調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間(直轄管理区間の計画高水流量の5割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。)内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備

② 指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかの要件に該当する事業で、一事業の総事業費が50億円未満のもの。ただし、準用河川において実施する事業は力に該当するものに限る。

ア イー14-(2)統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業

イ 水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うことにより、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除、消流雪用水としての地下水利用の河川水利用への転換による地盤沈下対策及び導水路等を活用した内水対策等を図る事業で、人口密度が概ね40人/ha以上かつ次のいずれかの要件に該当する市街地で実施するもの

(i) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に基づき指定された豪雪地帯(以下「豪雪地帯」という。)に属し、人口が概ね5千人以上の市街地

- (ii) 同法に基づき指定された特別豪雪地帯に属し、積雪指数(消流雪の対象となる市街地における除雪対象戸数に過去 5 年間で降雪量が 10cm 以上観測された年間の日数の最大値を乗じた数)が 6 千以上である市街地
- ウ 計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等
- エ 洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良
- オ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が 5 戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね 5 年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が 1 以上である事業で、総事業費が 1 億円以上のもの
- カ 次に掲げるすべての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備
 - (i) 固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること
 - (ii) 過去概ね 10 年間に於いて、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害(指定区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位)があること
 - (iii) 今後概ね 10 年間に於いて、(ii) の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと
 - (iv) 固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること
 - (v) 同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること
 - (vi) 当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものであること
- ③ 一事業の総事業費が概ね 4 億円以上 24 億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次の③ー 1 から③ー 6 までのいずれかの要件に該当するもの(準用河川改修事業)
 - ③ー 1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に 60ha 以上の農地、50 戸以上の家屋又は 5ha 以上の宅地が存するもの
 - ③ー 2 過去 3 ヶ年に氾濫被害が 3 回以上発生した区域に関するもの
 - ③ー 3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの
 - ③ー 4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。

ア 準用河川改修事業計画の記載

(i) 準用河川改修事業計画の記載事項

準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- a. 事業計画区間
- b. 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果
- c. 計画高水流量、計画高潮位に関する事項

d. 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項

e. 改修工事に必要な費用の概要

f. その他必要な事項

(ii) 事業計画区間

事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。

(iii) 技術的基準との整合

事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。

a. 河川管理施設等構造令（平成 12 年政令第 321 号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成 25 年 3 月 31 日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）

b. 河川砂防技術基準（平成 16 年 3 月 30 日国河情第 13 号）

イ 準用河川改修事業計画の変更

準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。

ウ 関係機関との協議

市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更にあたっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること

（雨水貯留事業）

③－５ 都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するものをいう。

ア 総貯水容量（複数箇所でもよい。）が概ね 50,000m³ 以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね 10m³/s 以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね 5,000m³ 以上であること

イ 上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること

（浄化事業）

③－６ 水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあつては BOD10mg/l、湖沼にあつては COD8mg/l を超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの

（２）砂防事業

① 砂防事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－４－（１）通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの

ア 近年発生した災害に関連するもの

イ 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）

ウ 活断層の存在する地域で実施するもの

② 地すべり対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－５－（１）地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない事業

③ 急傾斜地崩壊対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業のいずれかの要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。

ア 近年発生した災害に関連するもの

イ 急傾斜地の高さが 30m 以上のもの

④ 雪崩対策事業

豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が 7,000 万円以上のもの

ア 移転適地がないこと

イ 人家概ね 5 戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤ 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更

既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの

ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和 8 年度までに実施されるものに限る

ア 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること

イ 土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

ウ 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること

（３）情報基盤総合整備事業

① 情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）で、指定区内の一級河川及び二級河川、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

ア 雨量計、水位計（河川全体の洪水等の状況を把握できる代表的な箇所や洪水氾濫による影響が大きい箇所に設置するものに限る。）、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設

イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム

ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム

エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム

オ 河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成 23 年度までに限る。）

② 土砂災害情報共有システム整備事業

土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの

ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの

イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備

ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成 17 年 8 月 1 日付け国河砂第 25 号）に基づくものとする。

③ 土砂災害リスク情報整備事業

住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの

ア 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む）

イ 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和 3 年 4 月 1 日付け国水砂第 123 号）に基づくものとする。

④ 河川等情報基盤総合整備全体計画

情報基盤総合整備事業の実施に当たっては、事業計画において、以下に従い、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下イ－８－（１）４（３）関係部分において「全体計画」という。）を記載するものとする。

④－１ 目的

都道府県及び指定都市（以下イ 8－（１）４（３）関係部分において「都道府県等」という。ただし、ここでいう指定都市とはその長が河川法第 9 条第 5 項及び第 10 条第 2 項に基づき河川管理を行うものを指し、砂防関係のものを除く。）において、河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するための全体計画を作成することにより、全体計画に基づいた事業の計画的実施を図り、災害時の警戒避難体制の確立及び平常時の施設管理の充実等に資することを目的とする。

④－２ 全体計画に記載する事項

全体計画には、以下の事項を記載するものとする。

なお、総合流域防災事業は圏域ごとに計画し実施することを基本としているが、情報基盤については集中型の監視システムなど県全体における効率的・効果的な施設配置とすることが重要であることから、情報基盤の全体計画については圏域ごとではなく各都道府県等全体での計画を作成するものとする。

ア 全体計画の基本方針

既存の情報基盤の有効活用や、国土交通省等の情報通信網及び自治体の消防防災ネットワークなど他の情報システムとの連携等を含めた、都道府県等における今後の情報基盤整備の基本的な方針を記載するものとする。

イ 概要図

都道府県等の全体が枠内に収まる程度の縮尺をもつ平面図に、既設及び新設予定の主要な情報基盤の位置を記載し、実施内容、名称、接続関係等を旗揚げするものとする。

ウ 整備内容及び事業費

最近の豪雨災害等を踏まえ、水位情報の空白域を解消するための水位計テレメータの増設など、従前の計画を見直したうえで、優先度を考慮した整備内容及び事業費を記載するものとする。

(4) 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査

(5) 水害リスク情報整備推進事業

洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第6－イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。

交付期間については、次のとおりとする。

- ①洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで
- ②洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで

5. 各種計画との整合

以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。

- (1) 4. の(1)の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。
- (2) 4. の(2)の①については、「砂防法施行規程」(明治30年10月26日勅令382号)第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画
- (3) 4. の(2)の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画

イ－８－(2) 津波防護施設整備事業

1. 交付対象

都道府県又は津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

2. 交付対象事業

(1) 津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業は、津波防災地域づくりに関する法律第10条第1項に規定す

る推進計画に記載され、かつ同法２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のすべての要件に該当するもの（東日本大震災復興特別区域法第７６条第１項に規定する津波防災地域づくりに関する法律の特例に基づき実施される津波防護施設の新設又は改良を行う事業を含む。）。

① 津波防護施設の整備であって、次のいずれかの要件に該当するもの。

イ 盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁※。

ただし、活用する盛土構造物は津波防災地域づくりに関する法律第２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準に準じた構造を持つものに限る。

※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長５００ｍ以内とする。

ロ 背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、概ね延長５００ｍ以内であるもの（津波防災地域づくりに関する法律第２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む）。

② 人家２０戸以上※を防護するもの（※転入や再建により人家２０戸以上と見込まれる場合を含む）。

ただし、「災害時要援護者関連施設」（児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく特別支援学校及び幼稚園）、又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は、上記の２０戸を１０戸と読み替えるものとする。

③ 津波防災地域づくりに関する法律第１０条に規定する市町村が作成する推進計画に位置付ける津波防護施設整備事業の総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの ５千万円以上

（イ）市町村が行うもの ２千５百万円以上

イ－９ 海岸事業

イ－９－（１）高潮対策事業

１．交付対象

海岸管理者

２．交付対象事業の要件

（１）高潮対策事業（（２）から（３）に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。

- ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
- ② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
- ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

- ④ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。
ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。
- ⑤ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 14 条の 2 に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年 1 回）、実施されている施設であること。
- ⑥ 総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄	5 千万円以上
内地	1 億円以上

（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄	5 千万円以上
内地	1 億円以上

- （２）高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」（港湾局所管海岸に限る。）については、上記（１）の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。

（ア）海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの

- (イ) 海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が 90 万人以上の海岸
- (ウ) 市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸
- (3) 高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね 30 万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（１）（港湾局所管海岸については上記（１）及び（２））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。
 - (ア) 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね 1 億円以上であるもの）。
 - (イ) 背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。
 - (ウ) 耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。
- (4) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

イ－９－（２）侵食対策事業

1. 交付対象

海岸管理者

2. 交付対象事業の要件

- (1) 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。
 - ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
 - ② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
 - ③ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 上であること。
ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。
 - ④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年 1 回）、実施されている施設であること。

⑤ 総事業費が、以下のとおりであること。

(ア) 都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄 ５千万円以上

内地 １億円以上

(イ) 市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄 ５千万円以上

内地 １億円以上

(２) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費３億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

イ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業

１．目的

海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

２．交付対象

海岸管理者

３．交付対象事業の要件

本事業は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。

① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

(ア) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

(イ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した５．に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下９－（３）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。

③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

- (ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
- (イ) 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- ④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。
- ⑤ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。
 - (ア) 都道府県が行うもの ５千万円以上
 - (イ) 市町村が行うもの ２千５百万円以上

４．交付対象事業の内容

本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。

- (１) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (２) 堤防・護岸等の耐震対策

５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（耐震性能調査を除く。）。

また、事業計画は、事業着手から原則として５年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画
- (オ) 成果目標
- (カ) 関係機関との連携
- (キ) 関連するソフト対策
- (ク) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
- (ケ) その他参考となる事項

６．留意事項

海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。
なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

イ－９－（４）削除

イ－９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業

１．目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 交付対象

海岸管理者（4. ⑩については海岸管理者又は都道府県）

3. 交付対象事業の要件

（1） 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（3）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（5）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。

① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。

（ア）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸

（イ）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸

② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イ－9－（5）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。

④ 事業計画に従って実施される事業であること。

⑤ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。

⑥ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

⑦ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの 5千万円以上

（イ）市町村が行うもの 2千5百万円以上

- (2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。
 - (ア) 当該対策により、施設の耐震化に資するもの
 - (イ) 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
 - (ウ) 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの
- (3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね 2 割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域^{※1}指定に資する調査^{※2}については、この限りではない。
- (4) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。
- (5) 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和 7 年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。

※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

※2：ハザードマップ作成支援を含む

4. 交付対象事業の内容

本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。

(3. (1) ① (イ) の海岸については、次の①～④及び⑧～⑩を対象とする。)

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備
- ⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
- ⑩ 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。

5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載

海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定

支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。

また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 成果目標
- (オ) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
- (カ) その他参考となる事項

6. 留意事項

- ①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。
- ②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

イ－９－（６）海岸環境整備事業

1. 目的

海岸環境整備事業は、国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とする。

2. 交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

3. 交付対象事業の要件

次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

- ① 周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等のある区域又は計画中の区域で、完成後には海浜利用が増進されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。
- ② 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。
- ③ 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。
 - (ア) 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。

- (イ) 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。
- ④ 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。
ただし、総事業費が５千万円以上（市町村が行うものは２千５百万円以上）のものに限る。
 - (ア) 水叩き兼用の通路又は植栽を階段工と一体として短年度に整備することにより効果を発揮し得るものであること。
 - (イ) 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。
- ⑤ 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。
なお、本事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。
 - (ア) 対象とする海岸の概要
 - (イ) 海岸利用の活性化に関する基本方針
 - (ウ) 施設等配置に関する計画
 - (エ) 施設等の維持管理に関する計画
 - (オ) その他

4. 事業の基本方針

- ① 国土保全との調和を図ること。
- ② 利用者に対する快適性、安全性の確保を図ること。
- ③ 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。
- ④ 緊急養浜の実施に当たっては、効果及び養浜砂の挙動の把握に努めること。
- ⑤ 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。

5. 交付対象事業の内容

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良とする。

イ－９－（７）海域浄化対策事業

1. 目的

海域浄化対策事業は、汚染の著しい海域等において、その原因となっているヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を行い、もって、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図ることを目的とする。

2. 交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

3. 交付対象事業の要件

次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- ① 汚染の著しい海域において実施するヘドロ等の除去等。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。
- ② 海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図るために実施する放置座礁船の撤去等。
ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。

イ－１０ 都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）都市再生整備計画事業

１．目的

都市再生整備計画事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

２．交付金事業者

都市再生整備計画事業を実施する市町村及び都市再生法第１１７条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イ－１０－（１）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第４６条第３項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イ－１０－（１）関係部分において同じ。）をいう。

３．交付対象

市町村又は協議会とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。

なお、イ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。

- １ 市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。
- ２ 立地適正化計画において、都市再生法第 81 条第 2 項第 5 号に規定する防災指針を記載していない市町村。
- ３ 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和 6 年度末までに変更（都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号。以下イ－１０及びロー 10 関係部分において「規則」という。）第 31 条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は、当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過し、かつ、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施していない市町村。
- ４ 立地適正化計画を作成し、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施し、かつ、直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過した市町村。

５．施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うもの

とする。

- 1 市町村において、都市再生法第 81 条 1 項に規定する立地適正化計画（同条 2 項 2 号に定める居住誘導区域及び同条 2 項 3 号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下イ－１０－（１）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。

なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから 5 年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が 40 人/ha 以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が 20 % 以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

- （１）市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下イ－１０－（１）関係部分において「市街化区域等」という。）内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 1km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内の区域。
- （２）市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区（今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設（都市再生整備計画に当該施設の設定方針を記載したものに限る。）から半径 500m の範囲内の区域に限る。）。
- （３）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

- 2 地方公共団体において、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）第 5 条第 8 項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号。以下「観光圏整備法」という。）第 7 条第 1 項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号。以下「文化観光推進法」という。）第 12 条第 1 項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

ただし、市街化区域等を除く。

- 3 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町

村（以下イー１０－（１）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限る。）（以下イー１０－（１）関係部分において「地域生活拠点」という。）。

- （１）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イー１０－（１）関係部分において「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※１）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
- （２）基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（※１） 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあつては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであつて、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

（※２） 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和３年６月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

- ４ 「都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業を定める告示（平成 31 年国土交通省告示第 452 号）」二に規定する産業促進区域（以下イー１０－（１）関係部分において「産業促進区域」という。）（産業促進区域の設定が確実と見込まれる場合を含む。）であり、都市再生整備計画において①産業・物流機能の整備で得られる効果を中心市街地等に還元することにより地域全体の活性化に寄与する取組として「産業・物流機能の整備に伴う雇用創出、経済波及効果等」を定量的に記載し、かつ、②公共交通、自転車の利活用など当該区域への自動車交通抑制への取組（見込みを含む。）を記載し、かつ、（１）又は（２）のいずれかの要件に該当する区域（市街化区域等外を含む。）。ただし、イー１０－（１）の 5. 4（２）の適用は、令和 10 年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。

（１）新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱第 6. 4 に規定するプロジェクト（以下イー１０－（１）関係部分において「国策的プロジェクト」という。）に関連する区域。

（２）以下の全ての要件に該当する区域。

- ①関連する産業・物流機能を有する団地の敷地面積は概ね 10 ヘクタール以上であること。
- ②当該区域に立地する企業（※３）が確実に見込まれること又は当該区域の周辺地域に関連産業が既に立地していること。
- ③当該区域に立地する企業（※３）との間で 10 年以上の立地を合意すること。
- ④市街化区域等外においては、以下の全ての要件に該当する場合に限る。
 - １）市町村マスタープラン等において産業・物流用地としての利用を想定している区域（見込みを含む。）であること。
 - ２）都市再生整備計画に記載する都市のコンパクト化の方針に照らし、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であること。

- 3) 当該区域と都市機能が集積する地域が幹線道路で結ばれていること。
- 4) 大規模商業施設等、居住の誘導を図るおそれのある施設を当該区域に含めないこと。
- 5) 市街化調整区域の場合、市街化区域編入が確実に見込まれる区域、地区計画が策定された区域又は策定見込みの区域、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下イ－１０－（１）関係部分において「地域未来投資促進法」という。）第 4 条第 2 項第 4 号に規定する重点促進区域、都市計画法第 34 条第 12 号に基づく条例において産業・物流用地として利用するための開発行為を行うことが認められる区域等の区域内であること。
- (※ 3) 次のいずれかに該当する企業（当該企業に関連する物流施設を含む。）をいう。
 - (i) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
 - (ii) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 394 号）第 1 条に規定する特定重要物資」を取扱う企業
 - (iii) 「地域未来投資促進法第 2 条に規定する地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業（当該企業が生産する製品の主要原材料が当該区域が存する都道府県内の地元産品（※ 4）であり、かつ、従業員の地元雇用率の目標を半数以上とする場合に限る。）。
- (※ 4) 当該都道府県内において「生産されたもの」、「原材料の主要な部分が生産されたもの」又は「製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」をいう。

6. 都市再生整備計画

- 1 都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第 14 条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第 6 条の 2 第 4 項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。
 - (1) 都市再生整備計画の区域
 - (2) 都市再生整備計画の目標
 - (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - (4) 計画期間
 - (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
 - (6) 都市再生整備計画の区域の面積
 - (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - (8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
 - (9) 交付期間
 - (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項

(１２) その他必要な事項

- ２ 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第Ⅲ編イー１０－（１）の１．に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。
- ３ ５．第２項の区域において都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。
- ４ 前三項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

イー１０－（２）まちなかウォーカブル推進事業

１．目的

まちなかウォーカブル推進事業は、人中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、市町村等が行う既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組を重点的・一体的に支援し、内外の人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間投資を呼び込むウォーカブルなまちなか都市空間を形成することを目的とする。

２．交付金事業者

まちなかウォーカブル推進事業を実施する市町村及び都市再生法第１１７条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イー１０－（２）関係部分においてイー１０－（２）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第４６条第３項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イー１０－（２）関係部分において同じ。）をいう。

３．交付対象

市町村又は協議会とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1) 第１項から第５項、第９項から第１１項、第１４項から第１６項（第１４項第４号を除く）、第１８項、第２１項、第２７項から第３１項に掲げる事業等をいう。

５．施行地区

まちなかウォーカブル推進事業は、次の（１）及び（２）の要件に該当する地区において行うものとする。

（１）次の１から３のいずれかの区域

- １ 市町村において、都市再生法第81条1項に規定する立地適正化計画（同条２項２号に定める居住誘導区域及び同条２項３号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下イー１０－（２）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整

備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。

なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから５年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が４０人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

- (i) 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下イー１０－（２）関係部分において「市街化区域等」という。）内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径５００mの範囲内の区域。
 - (ii) 市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区（今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設（都市再生整備計画に当該施設の設定方針を記載したものに限る。）から半径５００mの範囲内の区域に限る。）。
 - (iii) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。
- ２ 地方公共団体において、歴史まちづくり法第５条第８項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第７条第１項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第１２条第１項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。
- ただし、市街化区域等を除く。
- ３ 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イー１０－（２）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね３０分で到達できる範囲に限る。）（以下イー１０－（２）関係部分において「地域生活拠点」という。）。)
- (i) 基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域。
 - (ii) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イー１０－（２）関係部分において「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※１）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

- (iii) 基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域。
- (iv) 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
- （※１） 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。
- （※２） 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和３年６月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。
- (2) 都市再生法第４６条第２項第５号に規定する滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォークアブル区域」という。）が定められた地区（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。）

6. 都市再生整備計画

- 1 まちなかウォークアブル推進事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第１４条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第６条の２第４項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。
 - (1) 都市再生整備計画の区域
 - (2) 都市再生整備計画の目標
 - (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - (4) 計画期間
 - (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
 - (6) 都市再生整備計画の区域の面積
 - (7) まちなかウォークアブル区域及び当該区域の面積
 - (8) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - (9) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
 - (10) 交付期間
 - (11) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - (12) 都市再生整備計画の評価に関する事項
 - (13) その他必要な事項
- 2 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第Ⅲ編イ－１０－（２）の１．に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。
- 3 イ－１０－（２）５．（１）第２項の区域においてまちなかウォークアブル推進事業を

実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。

４ 前三項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

7. 交付対象事業の特例

1 街なみ環境整備事業

まちなかウォークアブル推進事業における街なみ環境整備事業の実施については、まちなかウォークアブル区域が定められた地区を景観地区が定められた地区とみなして、イ－１６－（９）の規定を適用する。

ただし、当該事業は、都市再生法第４６条第３項第２号イに規定する国土交通省令で定める施設等（以下イ－１０－（２）関係部分において「滞在快適性等向上施設等」という。）に関する事業のうち国土交通省令で定める事業に限るものとする。

2 計画策定支援事業

まちなかウォークアブル推進事業における計画策定支援事業の実施については、都市再生整備計画に国土交通省が定める重点的に取り組むテーマ及びテーマに即した目標・指標が設定されている場合に限り、実施が可能なものとする。

なお、まちなかウォークアブル区域を定めていない市町村の区域において、まちなかウォークアブル区域を定めることを目的として実施する場合に限り、５．の規定によらず、５．（１）に規定する施行地区において実施することができる。

表 10-（1）（都市再生整備計画事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区（以下本表において「計画対象地区」という。）における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等に要する費用	同上
3. 地域創造支援	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等	同上

事業	に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・駐車場（本表第１０の３に該当するもの） ・地域交流センター （本表第１２の１に該当するもの） ・観光交流センター （本表第１２の２に該当するもの） ・まちおこしセンター （本表第１２の３に該当するもの） ・賑わい・交流創出施設（地域資源活用型） （本表第１２の４に該当するもの） ・子育て世代活動支援センター （本表第１２の５に該当するもの） ・複合交通センター （本表第１２の６に該当するもの） ・イー１０ー（１）における水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）のうち、利用者の安全を確保するための対策が実施されないもの。 なお、建築物である施設の整備については、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。 ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4)公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。	

	⑤ 整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。（イー１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	
4. 道路	1 以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用 ①市町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕 ②道路法第17条第１項又は第２項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第１条の５及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第15条に定める新設又は改築 ③道路法第17条第４項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第１条の５に定める新設又は改築 ④都市再生法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第15条に定める新設又は改築 2 市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用	—
5. 公園	以下のいずれかに該当する公園の整備に要する費用 1 イー１２－（１）に規定する都市公園等事業のうち２．のⅠの交付の対象となる要件に適合する都市公園の整備 2 主として計画対象地区内の住民の利用に供する公園の整備 ただし、イー１０－（１）において、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）の整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
6. 古都保存・緑地保全等事業	イー１２－（６）に規定する古都保存・緑地保全等事業の交付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）	—

	の５．１、２及び３に規定する施行地区に限る。) ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 歴史まちづくり法第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること。 ② 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね３分の２以上であること。	
7. 河川	以下に掲げる事業の交付の対象となる事業に要する費用 １ イー１４－（２）に規定する統合河川環境整備事業 ２ イー３－（５）に規定する都市基盤河川改修事業 ３ イー３－（８）に規定する流域貯留浸透事業 ４ イー８－（１）に規定する総合流域防災事業のうち４．の(1)の③の要件に適合するもの	—
8. 下水道	以下の全てに該当するものの整備に要する費用 １ イー７に規定する下水道事業の交付の対象となる事業のうち、次のいずれかに適合するもの (イ)公共下水道事業 (ロ)特定環境保全公共下水道事業 ２ 計画対象地区にあつて、都市再生整備計画に位置付けられた他の事業と一体的、総合的に実施することが必要かつ効果的な区域（以下本表において「対象区域」という。）において実施するもの ３ 対象区域で発生する下水を排除する管渠等（ポンプ場及び対象区域外の下水を合わせて排除する管渠等を除く。）を整備するもの	—
9. 駐車場有効利用システム	以下の全てに該当する駐車場有効利用システムの整備に要する費用 １ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること ２ 概ね５ヘクタール以上の区域で整備するものであること	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の

	と ３ 市町村の助成がない場合においては、その運営が困難なものであること ４ 当該駐車場有効利用システムの整備が、その周辺における路上駐車による道路交通の障害の解消に寄与するものであること ただし、整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする	額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
10. 地域生活基盤施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 １ 緑地 ２ 広場 ３ 駐車場（荷さばき駐車場、駐車場出入口付替及び共同駐車場を含む^{注１}。） ただし、一計画対象地区当たり概ね５００台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする。 ４ 自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） ５ 荷物共同集配施設（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） ６ 公開空地（屋内空間を含む。） ７ 情報板 ８ 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設） ただし、次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第２条第１０号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること なお、当該施設が本表第６ただし書の全ての要件に該	同上

	当する場合は、上記①から③までの要件にかかわらず設置できるものとする。） 9 人工地盤等（人工地盤、立体遊歩道） 10 分散型エネルギーシステム（産業促進型）（コージェネレーションシステム、電力自営線、熱導管及びその付帯施設）（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区に限る。） ただし、産業促進区域に立地する施設へ電気又は熱を供給する分散型エネルギーシステムの整備に要する費用を限度とし、コージェネレーションシステムについては整備に要する費用の２分の１に相当する額を限度とする。 11 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等（太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設） ただし、第３号及び第４号の事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成２７年１２月１５日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。	
11. 高質空間形成施設	以下に掲げる施設の整備等に要する費用 1 緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、水上デッキ・プロムナード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土塁、堀跡等） ただし、土塁、堀跡を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。 ② 歴史まちづくり法第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（③において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられ	同上

	ていること。 ③ 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね３分の２以上であること。 ２ 電線類地下埋設施設（宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。）） ３ 電柱電線類移設（宅地区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電柱電線類の移設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。））ただし、当該移設が本表第６ただし書の全ての要件に該当する場合に限る。 ４ 地域冷暖房施設 ただし設計に要する費用に限る。 ５ 歩行支援施設、障害者誘導施設等 ６ 公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等） ただし、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供されること。 ② スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が整備する施設であること。	
12. 高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 １ 地域交流センター ２ 観光交流センター（イー１０－（１）の５．１、２及び３に規定する施行地区に限る。） ３ まちおこしセンター（イー１０－（１）の５．１、３及び４に規定する施行地区に限る。） ４ 賑わい・交流創出施設（地域資源活用型）（地域経済の活性化を目的とした、創業支援（営利目的を除く。）機能等を有する施設）（イー１０－（１）の５．２に規定する施行地区に限る。） ５ 子育て世代活動支援センター（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外においては、産業促進区域に立地する施設の従業員及び当該施設	同上

	設に用務のある者を主な利用者とする場合に限る。) 6 複合交通センター 1号～5号の施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、以下の場合においては30億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Ready の省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 6号の施設の整備に要する費用は、施設の共用部分(2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。)の整備に要する費用(市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。)に限る。 ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 e 整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。(イー１０－(1)の5. 1及び3に規定する施行地区に限る。) 新築の建築物は、原則として省エネ基準^{注2)}に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準^{注3)}に適合すること。 水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。	

13. 誘導施設相当施設	1 誘導施設相当施設（都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第１条の３第５項に掲げる施設のうち、医療法第４条の２に定める特定機能病院、医療法第４条に定める地域医療支援病院、学校教育法第１条に定める大学及び高等専門学校、学校教育法第１２４条に定める専修学校を除く。）の整備に要する費用^{注４}（移転・統廃合の場合に限る。）（イー１０－（１）の５．３に規定する施行地区に限る。） ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表１第１４号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合（下記Ｂのただし書に該当する場合を除く。）を除く。 2 前号に掲げる誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等（除却、整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む。）及び本表第１４項第１号から第３号の既存建造物活用事業）、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用 誘導施設相当施設の整備に要する費用には、購入費を含む。１箇所における整備に要する費用は２１億円を限度とする。ただし、①②の場合においては３０億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。 A 地区面積が３００㎡以上であるもの。（ただし、都市再生法第４６条第２項第５号に規定する滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォークアブル区域」という。）において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合においてはこの限りではない。） B 都市再生整備計画事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設相当施設として整備されてい	同上

	いこと。(ただし、まちなかウォークアブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）に基づき複数の誘導施設相当施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設相当施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。）においてはこの限りではない。） C 三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 D 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあつては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。 E 義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあつては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。 F 新築の建築物は、原則として省エネ基準^{注2}に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準^{注3}に適合すること。 水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。 また、市町村が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。	

	a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 e 計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。 f 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。 (※) 計画・設計段階及び整備済の誘導施設相当施設を含む。	
14. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成１５年８月５日国総国調第５７号）第６の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。 1 地域生活基盤施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（耐震性貯水槽の整備に要する費用を除く。） 2 高質空間形成施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等の整備に要する費用を除く。） 3 高次都市施設 購入、賃借（※１）、移設及び改築（大規模な修繕を含	同上

	む。)に要する費用 ４ 誘導施設相当施設 購入、賃借（※１）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（移転・統廃合の場合に限る。）並びに当該誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第２号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用 ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表１第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合（下記Aのただし書に該当する場合を除く。）を除く。 第３号及び第４号の事業については、１箇所における整備に要する費用（第４号の事業については、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用を除く。）は21億円を限度とする。 ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 また、第３号及び第４号の事業については、イー１０ー（１）において、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。 第４号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。 A 都市再生整備計画事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設相当施設として整備されていないこと。 （ただし、まちなかウォークアブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）に基づき複数の誘導施設相当施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※２）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※２）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を	

	下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設相当施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。) においてはこの限りではない。) B 三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 C 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。 D 義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあっては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。 E 新築の建築物は、原則として省エネ基準^{注2}に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準^{注3}に適合すること。 ただし、市町村が実施する第３号及び第４号の事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 なお、第４号の事業については、特定非営利活動法人等への間接交付の場合の費用は、購入（用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分、施設取得費については、共同施設及び専有部の23%に相当する部分に限る。）、賃借（※１）、移設及び改築並びに元地の管理の適正化に係る事業に要する費用とする。ただし、移設及び改築に要する費用のうち、土地整備費、共同施設整備費、専有部整備費、負担増	

	分用地費については、当該費用に1.20を乗じて得た額とする。 (※1) 賃借に要する費用は、原則5年間を限度とした賃料とする。また、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は、賃借に要する費用の全てを交付対象から除外する。 (※2) 計画・設計段階及び整備済の誘導施設相当施設を含む。 また、第3号の事業のうち、観光交流センターはイー10－(2)の5.(1)に規定する施行地区、まちおこしセンターはイー10－(2)の5.(1)1及び3に規定する施行地区においても実施ができるものとする。	
15. 土地区画整理事業	イー13－(6)に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用(イー10－(1)の5.1、2及び4、イー10－(2)の5.(1)1及び2に規定する施行地区に限る。) ただし、イー10－(1)の5.4に規定する施行地区内に存する事業にあつては、イー13－(6)の3.第1項中「居住誘導区域(「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市(市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下の市町村)」の区域を含む。以下3.において同じ。) に過半が該当する地区であつて、次の要件のいずれかに」とあるのは「次の要件のいずれかに」と、同項第1号イ中「直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であつて、かつ、次のいずれかの」とあるのは「次のいずれかの」と、同第2項中「居住誘導区域に過半が該当する地区であつて、次の要件に」とあるのは「次の要件に」と読み替えるものとする。	同左
16. 市街地再開発事業	イー13－(2)又はイー16－(1)に規定する市街地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用(イー10－(1)の5.1、2及び4(市街化区域等外を除く。)、イー10－(2)の5.(1)1及び2に規定する施行地区に限る。)	左に掲げる事業の交付の要件等に基づき算出した国費の

		額の２倍を 超えない額
17. 住宅街区整備事業	以下に掲げる費用（イー１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）に規定する施行地区に限る。） １ イー１３－（２）に規定する住宅街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２ 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上
18. バリアフリー環境整備促進事業	イー１６－（６）に規定するバリアフリー環境整備促進事業の交付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
19. 優良建築物等整備事業	イー１６－（２）に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
20. 住宅市街地総合整備事業	イー１６－（８）に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
21. 街なみ環境整備事業	イー１６－（９）に規定する街なみ環境整備事業の交付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
22. 住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）に定められた費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
23. 都心共同住	イー１６－（８）に規定する都心共同住宅供給事業の交	同上

宅供給事業	付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）に規定する施行地区に限る。）	
24. 公営住宅等整備	以下に掲げる補助要領等に規定する事業ごとに、それぞれ当該補助要領等に定められた費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。） １ 「公営住宅等整備事業対象要綱」（平成１７年８月１日付け国住備第３７号）第２第２号に定める公営住宅等整備事業 ２ 「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」（平成１９年３月２８日付け国住備第１６１号）第２条第３号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 ３ 「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」（平成１７年８月１日付け国住備第３８-３号）第２第１項第５号に定める公営住宅等ストック総合改善事業 ４ 「公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成３年住建発第１０３号）」に定める公営住宅等駐車場整備事業 ５ 「公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成６年建設省住備発第５６号）」第２各号に定める補助金の交付の対象となる事業	同上
25. 都市再生住宅等整備	イー１６－（８）に規定する都市再生住宅等整備の交付の対象となる事業に要する費用（イー１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
26. 防災街区整備事業	以下に掲げる費用（イー１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）に規定する施行地区に限る。） １ イー１３－（２）又はイー１６－（８）に規定する防災街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２ 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上
27. エリア価値向上整備事業	官民連携により既存の都市のインフラ又は施設（以下、「既存ストック」という。）を活用し、公共公益施設の利	市町村が特定非営利活

	便性向上及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されているもの。 1 既存ストックを活用した地域生活基盤施設及び高質空間形成施設の整備、既存建造物活用事業に要する費用 2 情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の整備に要する費用 ただし、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供されること。 3 都市再生整備計画の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備に導入に要する費用 4 情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備に要する費用 5 社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用 6 次期開発に向けた機動的事業化支援に係る費用（①既存物件の除却、②暫定利用（社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用）） ただし、イー１０－（１）の５．１及びイー１０－（２）の５．（１）１に規定する施行地区であり、かつ、次期開発（※１）に向けた「まちの将来ビジョン（任意の構想、計画）」を策定済であり、かつ、当該地が落壁による事故や周辺の犯罪増加など現に外部不経済が発生している空きビル（※２）であり、かつ、i）又はii）の要件に該当する場合に限る。また、第６号の適用は、令和10年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。 i）①を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・従前の建物用途が都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第１条の３第５項又は第７項に掲げる施設に相当する機能をもつ施設であること。 ・「まちの将来ビジョン」に基づき次期開発を想定す	動法人等に対して負担する費用の額の範囲内

	る区域における「土地利用の検討」を実施済であること。 ・次期開発において民間施設の整備が想定される場合、「既存建物の除却に要する費用」に係る官民による費用負担の考え方を協定で定め、必要に応じて「既存建物の除却に要する費用」から民間負担分を控除すること。 ・次のいずれかの要件に該当すること。 - A 「既存物件の除却から概ね３年以内に事業着手を行う」旨の覚書の締結 - B 事業主体と事業化に向けて協議を開始している旨を証明する書類の都市再生整備計画への添付 - C 「地区計画」の策定（「まちの将来ビジョン」で想定する機能以外の立地の抑制、「まちの将来ビジョン」に沿った開発を行う等） なお、「既存物件の除却に要する費用」は、21億円を限度とし、かつ、当該事業の開始前年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する非木造建築物の除却工事費を用いること。 ii) ②を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・暫定利用時は当該地において「営利目的とする施設の営業」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条各項に規定する施設の営業」を除くこと。 ・次期開発が開始されるまでの期間、当該地を適切な管理のもと活用し、空き地の状態としないこと。 (※１) 従前施設の商業・業務機能の規模を相当程度縮小し、かつ、公共施設が整備されること。 (※２) 市町村が建物所有者であること。又は、民間事業者等が建物所有者である場合、市町村と民間事業者等が(※１)に関する協定等を締結していること（締結見込みを含む。）。 7 まちづくり構想・計画検討経費 イ－１０－（１）の５．１及びイ－１０－（２）の５．（１）１に規定する施行地区内における事業の実施に向けた構想・検討に要する費用 ただし、事業の実施に向けた官民連携の検討体制が構築されている場合に限る。	

28. こどもまんなかまちづくり事業	以下に掲げる費用（こども・子育て支援に資する機能に係る部分に限る。イー１０－（１）の５．１～３及びイー１０－（２）の５．（１）に規定する施行地区に限る。） ただし、都市再生整備計画において①こども・子育て支援に資する目標を記載し、かつ、②こども・子育て支援環境整備方針(※)を記載し、かつ、以下の全ての要件に該当する場合に限る。また、こども基本法第10条第２項に規定する市町村こども計画(以下イー１０－（１）及びイー１０－（２）関係部分において「市町村こども計画」という。)に、こども・子育て支援関連施設について記載した年度の翌年度から起算して３年以内に事業に着手する地区に限る（市町村こども計画を改定する場合を含む。）。 ・市町村こども計画（市町村こども計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に記載されたこども・子育て支援関連施設を含むこと。 ・教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地し(立地が確実な場合を含む。)、かつ、当該施設の数が充足していること。 ・周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応したインフラ整備(例：鉄道駅、住宅地等の整備(新設、改築))が近年行われていたこと(実施が確実な場合を含む。))。 (※) 現状のこども・子育て支援環境等を踏まえ、「こども・子育て支援」に対する「都市再生整備計画事業又はまちなかウォークブル推進事業で実施する事業」による効果を記載し、整備する施設の規模が定量的に需要を充足するものとして説明されていること。また、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分であることが説明されていること。 1 公園（本表第５項に該当するもの） 2 緑地（本表第10項第１号に該当するもの） 3 広場（本表第10項第２号に該当するもの） 4 歩行支援施設、障害者誘導施設等（本表第11項第５号に該当するもの） 5 地域交流センター（本表第12項第１号及び本表第14項第３号に該当するもの） 6 子育て世代活動支援センター（本表第12項第５号及び本表第14項第３号に該当するもの） 7 ベビーカーシェアポート 8 まちなか見守りカメラ 9 ベビーケアルーム等の子育て支援に特化した施設	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額

29. 暑熱対策事業	緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用 ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。 ①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定量化する指標として暑熱対策に関連するものを設定すること。 ②区域内において線的・面的に実施される暑熱対策であること。	同上
30. 滞在環境整備事業	以下に掲げる費用 1 社会実験、コーディネート等の滞在環境の整備の推進に関する事業等に要する費用 2 屋根、トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設（停留所の施設、シェルター等）等の滞在者の快適性の向上に資する施設の整備に要する費用 3 滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設（公衆無線LAN等が整備され地域内外の交流を促進するものに限る。）を、既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用 4 滞在環境や回遊性の向上に資するシェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用	同上
31. 計画策定支援事業	都市再生整備計画に定めた目標を達成するために必要な事業の計画の策定に要する調査、社会実験、コーディネート等に要する費用	同上

注１）共同駐車場の交付対象事業の費用の範囲は以下のとおりである。

○共同駐車場

以下の全てに該当する共同駐車場の整備に要する費用

- 1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること
- 2 幹線街路で囲まれた概ね４ヘクタール以内の街区内において整備されるもので、次のいずれかに適合するものであること
 - ① １０人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること
 - ② 昭和３５年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和３５年に人口集中地区

が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区)内の商業地域又は近隣商業地域及びこれに接する区域で中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「中心市街地活性化法」という。）第９条に規定する基本計画において位置づけられる区域（ただし、三大都市圏の既成市街地等を除く。）で整備されるものについて、５人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

③ 地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中心市街地活性化法第５１条の規定による中心市街地整備推進機構と２人以上の土地所有者、地上権者等からなる整備主体とが共同して整備するものであること

④ 附置義務駐車施設を立地誘導する駐車場の整備で、以下に掲げる条件に該当し、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が整備するものであること

(イ) 当該駐車場が主要な路外駐車場として駐車場整備計画に位置付けられていること

(ロ) 地方公共団体、整備主体及び地元等が共同駐車場の整備に関する協定を締結していること

(ハ) 附置義務駐車施設の立地誘導を行う地区内の建築物建替計画を地方公共団体が策定していること

３ 駐車台数が５０台以上のものであること（ただし、三大都市圏の既成市街地等においては２００台以上のものであること）

４ 市町村の助成がない場合においては、その経営が困難なものであること

５ 当該共同駐車場の建設が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること

共同駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合には、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基準とする。（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

注２）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下イー１０関係部分において「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下イー１０関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く）。

注３）再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて３０％削減又は４０％削減（小規模（３００㎡未満）は２０％削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く）。

注４）特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、次に掲げる費用を合計した額とする。

① 設計費

附属第Ⅲ編イー１３－（４）１．一に掲げる調査設計計画に要する費用をいう。

② 土地整備費

附属第Ⅲ編イ－13－（４） １．二に掲げる土地整備に要する費用（ただし、「コア事業」とあるのは「誘導施設相当施設の整備事業」と読み替えるものとする。）をいう。

③ 用地取得費

緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費をいう。

④ 共同施設整備費

附属第Ⅲ編イ－13－（４） ２．三に掲げる共同施設整備に要する費用をいう。

⑤ 専有部整備費

誘導施設相当施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用（当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額）をいう。

⑥ 負担増分用地費

地域生活拠点の区域外から区域内へ誘導施設相当施設を移転する際に追加的に必要となる土地取得に係る費用をいい、次の式により算定した額（Ｚ）とする。ただし、従前地の土地利用は誘導施設以外の土地利用とする。

・ア（従後地面積）≤（従前地面積）の場合：

$$Z = ((\text{従後地土地価格}) - (\text{従前地土地価格})) \times 0.23$$

・イ（従後地面積）＞（従前地面積）の場合：

$$Z = ((\text{従後地土地単価}) - (\text{従前地土地単価})) \times (\text{従前地面積}) \times 0.23$$

なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費を用地取得費として交付対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。

また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。

なお、次のいずれかに適合する場合においては、上記の費用のうち土地整備費、用地取得費、共同施設整備費、専有部整備費及び負担増分用地費については、1.20を乗じて得た額とする。

- A 低未利用地において誘導施設相当施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業
- B 医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業
- C 複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設相当施設を整備する事業

イ－１１ 広域活性化事業

イ－１１－（１）広域連携事業

１．目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

２．交付対象

広域連携事業の交付対象は、都道府県とする。

３．交付対象事業

広域活性化計画に基づき実施される表１１－（１）に掲げる事業等をいう。

ただし、附属第Ⅰ編イ－１１－（１）②に掲げる事業等は、広域活性化計画が、以下の（ア）～（イ）の要件に該当するものに限る。

（ア）都道府県内の市町村における特定居住を促進するための、都道府県の活動を含む計画であること。

（イ）特定居住促進計画の実効性を高めるための、市町村の活動を含む計画であること。

４．広域活性化計画

- １ 広域連携事業を実施しようとする都道府県は、広域活性化法第４条第１項の基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した広域活性化計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

（１）広域活性化計画の目標

（２）拠点施設に関する事項（広域活性化計画の目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

（３）広域的特定活動に関する事項

（４）広域活性化計画の基幹事業（広域活性化計画の目標を達成するために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業をいい、イ－１１－（１）関係部分において単に「基幹事業」という。）

（５）提案事業（基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等をいう。）

（６）計画期間

（７）広域活性化計画の名称

（８）交付期間における各交付対象事業の概算事業費

（９）関連事業（イ－１１－（１）関係部分において、広域活性化計画の目標を

達成するため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。)

(10) 交付期間

(11) 広域活性化計画の整備方針

(12) 広域活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

(13) その他必要な事項

2 基幹事業については、広域活性化法第2条第2項に定める拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して一体的に実施することが必要となる事業又は同法第2条第1項に定める広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業に限られる。また、交付期間内に一定の成果をあげることでない大規模な事業は基幹事業としては適切ではない。

3 前2項の規定は、広域活性化計画の変更について準用する。

表11－(1) (広域連携事業の交付対象事業)

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 広域連携事業活用調査	広域活性化計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	都道府県が市町村等に対して負担する費用の額の範囲内
2. 広域連携推進事業	情報収集・提供活動、社会実験等の地域活性化の促進等に関する事業等に要する費用	同上
3. 広域連携基盤整備支援事業	広域活性化計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用	同上
4. 土地区画整理事業	以下に掲げる費用 1 イー13－(6)に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用 2 公共団体等区画整理補助事業実施要領(平成21年11月11日付け国都市第25-2号)の採択基準に適合するものごとに定められた費用	—
5. 市街地再開発事業	以下に掲げる費用 1 イー13－(2)に規定する市街地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用 2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準(ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。)」の採択基準に適合するものごとに定められた費用	—
6. 住宅市街地総合整備事業	イー16－(8)に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業	—

	に要する費用	
7. 優良建築物等整備事業	イ－１６－（２）に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	—
8. 住宅市街地盤整備事業	イ－１６－（１０）に規定する住宅市街地盤整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	—
9. 公営住宅整備事業等	公営住宅整備事業等で次に掲げる要綱に定める採択基準に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用 1 公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号） 2 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号） 3 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日付け国住備第161号） 4 公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）	—
10. 公園	イ－１２－（１）に規定する都市公園等事業のうち2. のⅠの交付の対象となる事業に要する費用	—
11. 下水道	流域下水道の採択基準に適合する都道府県事業に要する費用	—
12. 河川	以下のいずれかに該当する河川の整備に要する費用 1 都道府県が実施する一級河川の改良工事若しくは修繕 2 都道府県が実施する二級河川の改良工事	—
13. 道路	以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用 1 都道府県が実施する一般国道、都道府県道の新設、改築又は修繕 2 都道府県が実施する街路事業	—
14. 鉄道	都道府県が実施する都市・幹線鉄道整備事業で次に掲げる要綱に定める採択基準に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用 1 地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱（平成4年1月18日付け鉄財第24号）	—

	2 空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱（昭和56年10月1日付け鉄財第188号） 3 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日付け国鉄施第106号）	
15. 港湾	港湾管理者（都道府県）が実施する次に掲げる事業に要する費用 1 港湾改修事業 2 港湾公害防止対策事業 3 港湾環境整備事業 4 廃棄物処理施設整備事業	—
16. 空港	都道府県が実施する空港整備事業であり、空港整備事業費補助金等交付要綱（昭和48年7月10日付け空管第272号の(1)）において交付対象と定めている費用	—

イ－１１－（２）離島広域活性化事業

1. 目的

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、離島相互間や本土との人の往来又は物資の流通を活発化する観点から、一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図ることを目的とする。

2. 交付対象地域

離島広域活性化事業（以下「本事業」という。）は、離島振興法第2条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」を対象地域とする。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県及び市町村で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。

4. 実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県及び市町村
- (2) 民間団体（都道府県又は市町村に存する経済団体（商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等）、民間事業者、その

他必要に応じ地域関係者）は、社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

５．交付対象事業

社会資本総合整備計画に基づき実施される表１１－（２）に掲げる事業等をいう。

なお、本要綱のほか、離島広域活性化事業実施要領（令和５年３月２７日付国国離第３９号）その他の法令及び関連通知に定めるところによる。

６．協議会の設置

実施主体が民間団体の場合、次の離島広域活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。

- （１）協議会の構成員は、民間団体及び都道府県又は市町村とする。
- （２）協議会は、管理・運営に係る規約を定めなければならない。
- （３）協議会の構成員である都道府県又は市町村は、本事業が適切に実施され、社会資本総合整備計画に定める目標等が着実に達成されるよう、監督、助言等の役割を担うものとする。

表１１－（２）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
離島広域活性化事業	都道府県及び市町村並びに民間団体が実施する次に掲げる事業に要する費用 １．定住促進住宅整備事業 ２．定住誘引施設整備事業 ３．流通効率化関連施設整備事業 ４．定住基盤強化事業 ① 避難施設の整備 ② 防災活動拠点の改修等 ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④ 緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤ 災害応急対策施設の整備 ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等 ⑦ 土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修及び建替

イー１２ 都市公園・緑地等事業

イー１２－（１）都市公園等事業

１．目的

都市公園事業は、都市公園法第２条第１項第１号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ 都市公園事業

１ 定義

- ①この要綱において、「都市公園事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。
- ②この要綱において、「防災公園」とは、２のＢの①、②の要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。
- ③この要綱において、「防災関連施設」とは、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災公園において、災害時に機能・役割を担う施設のことをいう。
- ④この要綱において、「防災関連計画」とは、防災部局等が関与して作成された、防災公園における防災関連施設の災害時の機能・役割及び運営方法が施設レベルで明記され、公表されている計画のことをいう。（災害対策基本法に基づく地域防災計画のほか、学識経験者や地域住民、防災部局等関連部局が関与して作成される当該公園の整備計画等を含む。）
- ⑤この要綱において、「国家的事業関連公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。
 - ・国として開催することを決定した国際的なイベントの会場となる都市公園等（オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等）
 - ・国として定期的に開催することを決定しているイベント（国民体育大会、全国都市緑化フェア等）の会場となる都市公園等
 - ・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等
- ⑥この要綱において、「大規模公園」とは、広域公園及びレクリエーション都市をいう。
- ⑦この要綱において、「自然再生緑地」とは、環境の保全・創出を積極的に図るべき地域において環境の向上を図る都市公園をいう。
- ⑧この要綱において、「低炭素まちづくり公園」とは、２のＤの①、②の要件を満たす都市公園をいう。
- ⑨この要綱において、「地域づくり拠点公園」とは、以下のいずれかの都市公

園をいう。

- ・観光圏整備実施計画、外客来訪促進計画等地方公共団体における観光の振興に関する計画に位置付けられた都市公園等
- ・緑の基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項に、地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園の整備に関する方針及び概ねの位置や規模が定められているものに限る）に位置付けられた都市公園等

- ⑩この要綱において「CO2 吸収源となる都市公園」とは、2 の F の①から④の要件を満たす都市公園をいう。
- ⑪この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。
- ⑫この要綱において「ネイチャーポジティブ公園」とは、2 の G の①から③の要件を満たす都市公園をいう。

2 事業要件

下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 20 万人以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、平成 29 年度以前に着手しているものは除く。）

A-1 都市公園（A-2～4、B～F に定める都市公園を除く。）

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

- 1) 市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。

i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満

イ) 都市公園

ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

②面積要件

原則として2ha 以上とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

1) 都市公園の用地の取得を対象とする

2) 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。

ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。

iii) 土地区画整理事業にあつては次の各号に該当する区域であること。

イ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園

ロ) イ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DIDから1,000m以内）については、施行面積の2%を超える公園

ハ) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園

ニ) イ)からハ)までの公園と一体となって、次のa)からc)までのように、十分な効用を発揮する緑地であつて、必要性が高いと認められるもの。

a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの

b) 良好な居住環境の形成に資するもの

c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

④総事業費要件

市区町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上。

A-2 街区公園、近隣公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

原則として 2ha 以上とする。ただし、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園については、これを適用しない。

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha までを対象とする。

A-3 都市緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

- 1) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積 0.05ha 以上の緑地
- 2) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積 0.05ha 以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね 10 年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

A-4 特殊公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①対象事業内容

①-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

B 防災公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 防災公園対象都市要件

地域防災拠点の機能を有する都市公園については 1)～8)、広域避難地の機能を有する都市公園については 1)～7)、帰宅支援場所の機能を有する公

園緑地については 1) 又は 3) のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

- 1) 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- 2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- 3) 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- 4) 県庁所在都市、人口 10 万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- 5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 7) 立地適正化計画を策定している都市（人口 5 万人以上の都市に限る）
- 8) DID 区域を有する都市

①-2 防災公園対象地域要件

- 1) 広域避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。

- i) 以下のイ) 及びロ) を満たす地域

イ) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る）。

ロ) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。

- ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

- 2) 一次避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。

- i) 人口集中地区（DID 地区）又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な 1ha 以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離 500m 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、防災指針等において津波又は風水害からの避難地と

しての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

- ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

3) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から500m以内の地域。

②面積要件

1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね50ha以上のもの。

2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね10ha以上のもの。

3) 広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、給水機能・トイレ機能が確保される見込み(ただし、令和6年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない。)である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの(周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園。(面積概ね8ha以上)を含む。)

4) 一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が2ha以上のもの。(周辺の市街地とあわせて2haとなる都市公園を含む。)

ただし、三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に基づく都市整備区域をいう。以下12-(1)関係部分において同じ。)に位置する都市、指定市、県庁所在都市又は中核市におけるDID地域を含む地区の都市公園、及び防災指針かつ地域防災計画で津波避難場所又は風水害からの避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が1ha以上のもの。(周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。)

5) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地(原則として都市公園として管理するもの(都市計画決定されていないものを含む。やむを得ない場合は、市町村の条例等に基づく公園緑地として管理するもの))で、面積が500㎡以上のもの(ただし、合計5箇所以上の公園緑地の整備を行う事業を対象とする。)

6) 避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員 10m 以上のもの。(周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。)

③対象事業内容

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※及びこれらの施設とあわせて日常時の利用に供される施設の整備を対象とする。

- ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること
- ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
- ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※ 園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

ただし、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、以上に掲げる要件を満たした都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

- 1) 園路又は広場
- 2) 植栽その他の修景施設
- 3) 休憩所、ベンチその他の休養施設
- 4) 便所、水飲場その他の便益施設
- 5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
- 6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設

C 国家的事業関連公園、大規模公園、自然再生緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

D 低炭素まちづくり公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域（以下、「集約地域」という。）」の区域内における A-1 に定める①-1 の 1) の i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

①-2 低炭素まちづくり公園対象地域要件

以下に掲げる 1) 及び 2) の要件を満たす地域。

- 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた集約地域
- 2) 直前の国勢調査に基づく DID 区域内又は隣接する地区

①-3 その他

以下に掲げる 1) 及び 2) の要件を満たすものであること。

- 1) 都市計画決定された公園・緑地であること。
- 2) 高木を含む緑化率が 80%以上であること。

②面積要件

0.5ha 以上のもの

E 地域づくり拠点公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

F CO₂ 吸収源となる都市公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、④については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 対象地域要件

脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区内のいずれかで行う取組であること。

①-2 都市公園等整備水準要件

以下に掲げる i) ～ iii) の要件のいずれかを満たすこと。

- i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
- ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

iii) 同市町村の対象地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の
住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

②面積要件

1 箇所当たりの面積が 0.05ha 以上であり、5 箇所以上の整備を行うものであること。

③緑化要件

整備する都市公園は緑化率 8 割以上で樹木がその過半を占めるものに限る。

④対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

④-1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、既存の都市公園における整備については、③の要件を満たすためのものに限る。

G ネイチャーポジティブ公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 及び④については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 対象地域要件

緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。

②面積要件

0.25ha 以上であること。ただし、1 箇所当たりの面積が 0.05ha 以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当該都市公園の合計面積が 0.25ha 以上となる場合も対象とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたもの若しくは地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号）による認定を受けた計画に基づくものに限り交付対象とする。

③-2 用地取得

③-1 の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。

3 交付対象

地方公共団体（歴史まちづくり法第5条第8項に基づく認定を受けた計画等に位置づけられた都市公園において都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

II 防災緑地緊急整備事業

1 定義

- ①この要綱において「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地のうち、12-(1)の2.のIの2のBで規定する防災公園（ただし「避難路となる緑道」を除く。）となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。
- ②この要綱において、「防災緑地緊急整備事業」とは、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。
- ③この要綱において「再生資源活用緑地」とは、次の要件を満たす都市公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において一般の利用に供するものをいう。
 - ・建設副産物等の盛土材料等としての計画的な活用により、幅広い資源の有効活用と廃棄物の削減に資するものであること。
- ④この要綱において「再生資源活用緑地整備事業」とは、建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効利用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

- ①-1 防災緑地緊急整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた防災緑地緊急整備計画を記載するものとする。
 - 1)計画の目的
 - 2)防災緑地の整備及び管理の計画に関する事項
 - 3)防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項
- ①-2 再生資源活用緑地整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた再生資源活用緑地整備計画を記載するものとする。
 - 1)計画の目的

2) 再生資源活用緑地の整備及び管理の計画に関する事項

3) 再生資源活用緑地における建設副産物等の受け入れの予定に関する事項

②面積要件

再生資源活用緑地は、10ha 以上の面積を有すること。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

1) 園路又は広場

2) 植栽その他の修景施設

3) 休憩所、ベンチその他の休養施設

4) 便所、水飲場その他の便益施設

5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設

6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。

③-2 再生資源活用緑地の施設の整備については、前項の1)から5)までに掲げる施設を対象とする。

3 交付対象

地方公共団体

4 留意事項

地方公共団体は、防災緑地又は再生資源活用緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう又は建設副産物等の有効活用が図られるよう、原則として都市公園法第33条に規定する都市公園を設置すべき区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。

Ⅲ 特定地区公園事業

1 定義

この要綱において、「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる2の要件を満たす公園をいう。

2 事業要件

①都市要件

以下に掲げる町村に設置されるものであること。

1) その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。

2) 定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね10km以上離れていること。

3) 人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。

4) 定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。

②面積要件

標準規模が4ha（都市公園における地区公園相当）であること

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設と同様の施設を対象とする。

③-2 用地取得

原則として2haを対象とする。

④その他

当該公園が都市計画施設とされないものであること。

3 交付対象

町村

4 留意事項

①区域の選定

特定地区公園の区域の選定に当たっては、「特定地区公園（カントリーパーク）の区域の選定等について」（昭和57年2月24日建設省都公緑発第18号）に留意するものとする。

②公園の設置及び管理

特定地区公園は、地方自治法第244条の公の施設として設置し、管理するものとするが、公園の設置に係る供用開始の手続き、公園の占用許可基準、公園台帳の作成及び保管、公園を設置し、又は公園条例を制定したときの国土交通大臣への報告等については、都市公園法の規定に準じて行うものとする。

IV 公園事業特定計画調査

1 定義

この要綱において、「公園事業特定計画調査」とは、以下に掲げる2の要件を満たす先導的・モデル的な公園緑地の配置計画の策定及び都市公園等の整備を推進するための計画調査をいう。

2 事業要件

① 都市要件

①—1 公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の対象地域

1) 自然的・経済的・社会的条件から見て一体として総合的に基幹的な公園緑地を配置し整備を図ることが適当と認められる地域であること。

2) 対象地域においては先導的・モデル的な観点から公園緑地の計画的な整備が必要であると認められること。

①-2 都市公園等の整備計画調査の対象地区

- 1) 地域の有する資源・特性等を活かし、先導的・モデル的な都市公園等を中核とした地区の整備を行うことが適当と認められること。
- 2) 対象地区の整備が相当程度の広域性及び地域波及効果等を有すると認められること。

②対象事業内容

1) 公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の調査内容

調査内容は、地域の防災性の向上、自然環境の保全・再生、歴史・文化資産の保全・活用等の推進に資する、基幹的な公園緑地の総合的かつ計画的な配置・整備を効果的に進めるための計画を策定することを目的とする。

2) 都市公園等の整備計画調査の調査内容

調査内容は、以下の都市公園等及びその周辺整備のための整備計画を策定することを目的とする。

- i) 地区の防災性の向上に資する都市公園等
- ii) 地区の自然環境の保全・再生に資する都市公園等
- iii) 地区の歴史・文化資産の保全・活用に資する都市公園等
- iv) 上記の他、特に、地域の総合計画に基づき特定の目的のもとに先導的・モデル的に整備することが必要な都市公園等

3 交付対象

地方公共団体

V 官民連携型賑わい拠点創出事業

1 定義

この要綱において、「官民連携型賑わい拠点創出事業」とは、次に掲げる２の要件を満たす民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業をいう。

2 事業要件

①地方公共団体費用負担削減要件

認定計画提出者又は都市再生特別措置法第 62 条の 3 第 1 項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して 1 割以上削減されること。

②面積要件

0.25ha 以上であること。

③対象事業内容

都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者又は都市再生特別措置法第 62 条の 3 第 1 項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設又は滞在快適性等向上公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。

3 交付対象

地方公共団体

Ⅵ 官民連携型公園計画策定調査

1 定義

この要綱において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる２の要件を満たす調査をいう。

2 事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討 等）とする。

3 交付対象

地方公共団体

Ⅶ こどもまんなか公園づくり支援事業

1 定義

この要綱において、「こどもまんなか公園づくり支援事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

- 1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたこどもまんなか公園づくり支援事業計画を記載するものとする。
 - i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果
 - ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
 - iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

②都市要件

②-1 対象都市要件

以下の 1) 及び 2) に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- 1) こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市（こども計画については策定が確実に見込まれる場合も含む。）
- 2) 公園施設長寿命化計画を策定している都市

②-2 都市公園等整備水準要件

- 1) 都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満

- イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村のDID地域内における上記イ)のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
- ②-3 対象地域要件
- 以下に掲げる 1) 又は 2) の要件を満たす地域。
- 1) 地方公共団体において住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域
子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を図る公営住宅等の公的賃貸住宅の周辺地域、又は子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整理する観点から設定された空き家の活用を促す区域。
 - 2) 都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域
本事業（新設又は再整備）を実施する都市公園から250mの範囲内の過半が、既存の都市公園（ただし、遊戯施設の存在しない都市公園は除く。）から250mの範囲に含まれないこと。
- ③対象事業内容
- 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。
- ③-1 施設整備
都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設（ただし、運動施設を除く。）の整備を対象とする。
 - ③-2 用地取得
③-1の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。
 - ③-3 計画策定
公園協議会やワークショップ等を活用したこどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。
- ④総事業費要件
- 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。

3 交付対象

地方公共団体

3. 留意事項

- I 防災公園の整備として支援対象となる公園施設についての要件は令和4年度予算以降に適用する。ただし、令和4年度予算においては、この要件を満たす対応を令和4年度中に講じる場合は支援対象とする。

- Ⅱ 市街化調整区域（線引き都市計画区域）又は用途地域外（非線引き都市計画区域）若しくは都市計画区域外における都市基幹公園以上の既設の都市公園の再整備については、事業化に当たり、当該公園についての利用実績（事業化の前３箇年度内のものに限る）及び中長期的（供用開始から１０年後以降）な将来見通しの定量的な検証が行われることを要件とし、令和４年度予算以降に適用する。ただし、令和４年度予算においては、この要件を満たす対応を令和４年度中に講じる場合は支援対象とする。
- Ⅲ 新築する建築物は、原則として ZEB 水準※に適合すること。ただし、令和６年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。

※ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第 20 条により適用除外となる建築物を除く）。

- Ⅳ 運動施設の整備については次に掲げる i) 及び ii) の要件を満たす施設の整備を対象とする。
- i) 住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること。
 - ii) 主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設（大型映像装置、音響施設、VIP ラウンジ等）ではないこと。

イ－１２－（２）都市公園安全・安心対策事業

１．目的

都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

１ 定義

この要綱において、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる 2 の要件を満たす事業をいう。

２ 事業要件

①事業計画

- 1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の i) から iii) に掲げる事項を定めた都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画を記載するものとする。

- i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果

ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容

iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

- 2) 計画を定められる期間は、令和１０年度までとする。（ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、令和７年度まで、「都市公園における感染症対策」については、令和５年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。）

②対象事業内容

②-1 施設整備

都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設の整備のうち、次の1)から5)までの施設整備を対象とする。

- 1) 都市公園の防犯性の向上（ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラの整備並びに、施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られる照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。）
- 2) 都市公園の豪雨対策
- 3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修
- 4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化
- 5) 都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。）

②-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円（都道府県事業は30 百万円）×計画年数以上であるもの。

3 交付対象

地方公共団体

II 公園施設長寿命化対策支援事業

1 定義

この要綱において、「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

- 1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた公園施設長寿命化対策支援事業計画を記載するものとする。

i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果

ii)計画期間中の事業実施箇所及び整備内容

iii)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

2)計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

②面積要件

原則として面積 2ha 以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する（2ha 未満の防災公園において、平成 28 年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る）。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

③対象事業内容

③-1 施設整備

本事業の交付の対象となる事業は、都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

3 交付対象

地方公共団体

Ⅲ 公園施設長寿命化計画策定調査

1 定義

①この要綱において、「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附属設備や舗装等を含む。）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。

1)都市公園整備状況

2)計画期間（概ね 10 年以上）

3)対象都市公園（種別別公園数、選定理由）

4)対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）

5)健全度を把握するための点検調査結果の概要

6)日常的な維持管理に関する基本方針

7)公園施設の長寿命化のための基本方針

8)都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

9)計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額）

なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ

長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。

②この要綱において、「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。

③この要綱において、「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。

1) 予防保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。

2) 予測保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。

3) 事後保全型管理

劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築（安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。）。

2 事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。ただし、公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更（長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。）にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の削減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表することを要件とする。

3 交付対象

地方公共団体

4 留意事項

①平成２６年度（５００箇所以上、若しくは面積５００ha以上の都市公園を管理する地方公共団体においては平成２８年度）以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。

②本事業は、令和７年度までの措置とする。（ただし、都道府県及び人口１０万人以上の市区町村においては公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とす

る。)

- ③本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、地方整備局長又は北海道開発局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。

3. 留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イ－１２－（３）都市公園ストック再編事業

1. 目的

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

1 定義

この要綱において、「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

- 1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。

- i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果
- ii) 計画期間中の事業実施箇所及び再編内容
- iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

- 2) 計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

②都市要件

下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。

- 1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下 12 関係部分において「立地適正化計画」という。）
- 2) 緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。）

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③-3 計画策定

都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

3 交付対象

地方公共団体

3. 留意事項

イー１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イー１２－（４）市民農園等整備事業

1. 目的

市民農園等整備事業は、良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を実施する事業の円滑な運用を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

1 定義

この要綱において、「市民農園等整備事業」とは、2の要件を満たす、次の①から③までの都市公園等を整備する事業をいう。

①分区園を主体とする都市公園

②一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（ただし、都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域に限る。）

③生産緑地において、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に規定する特定都市農地貸付け又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの承認を受けた地方公共団体や緑地保全・緑化推進法人が開設する市民農園（市民農園整備促進法第11条の規定に基づき承認を受けたものとみなされる市民農園を含む。以下本要綱において同じ。）

2 事業要件

①面積要件

面積は原則として0.25ha以上であること。ただし、以下の場合を除く。

1) 都市緑地にあっては概ね0.1ha以上であること。（農協等が設置する分区園と一体として市町村が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその

合計面積。)

- 2) 集約化地域（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画に位置付けられた都市機能の集約地域、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む。）をいう。）外において、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
- 3) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
- 4) 都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合で、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。

②対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備（分区部分を除く。）及び用地取得（１ ③に掲げる事業を除く。）とする。

③その他

- 1) 良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよう地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。
- 2) 借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね10年以上の権原を取得するものであること。
- 3) 原則として都市計画施設（公園又は緑地）であること。ただし、借地による場合及び買取り申出がされた生産緑地地区又は都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において農地の買取りを行う場合を除く。

3 交付対象

地方公共団体

3. 留意事項

イー１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イー１２－（５）緑地環境事業

1. 目的

緑地環境事業は、グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を推進することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

1 定義

- ①この要綱において、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下に掲げる２（通常型）又は３（防災・減災推進型）の要件を満たす公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。
- ②この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について２０３０年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。

2 事業要件（通常型）

- ①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。
 - 1) 事業計画の区域
 - 2) 事業計画の目標
 - 3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 4) 計画期間
 - 5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 7) 事業計画の評価に関する事項
- ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
- ③①２) で記載する目標は以下 1) 及び 2) を満たすものとする。
 - 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標設定であること
- ④本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。
 - 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
 - i) 公園緑地の整備及び用地取得
 - ii) 公共公益施設の緑化
 - iii) 民間建築物の緑化
 - iv) 市民農園の整備
 - v) 緑化施設の整備
 - vi) グリーンインフラに関する計画策定
 - vii) 整備効果の検証
 - viii) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

2) 複数の事業主体により実施するもの又は1) i) ～v) のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はviii) の場合については、本要件は適用しない。

3 事業要件（防災・減災推進型）

①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。

- 1) 事業計画の区域
- 2) 事業計画の目標
- 3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- 4) 計画期間
- 5) 事業計画の対象となる地区の名称
- 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- 7) 事業計画の評価に関する事項

②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。

③防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。

④①2) で記載する目標は以下1) 及び2) を満たすものとする。

- 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
- 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること

⑤本事業の交付の対象となる事業は、以下1) 及び2) を満たすものとする。

- 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
 - i) 公園緑地の整備及び用地取得
 - ii) 公共公益施設の緑化
 - iii) 民間建築物の緑化
 - iv) 市民農園の整備
 - v) 緑化施設の整備
 - vi) 既存緑地の保全利用施設の整備
 - vii) グリーンインフラに関する計画策定
 - viii) 整備効果の検証
 - ix) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等
- 2) 複数の事業主体により実施するもの又は1) i) ～vi) のうち2つ以上の

事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はix)の場合については、本要件は適用しない。

4 交付対象
地方公共団体

5 留意事項

- ①公園緑地の整備については、原則として都市公園として管理すること。（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。）
- ②公共公益施設緑化については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。
- ③民間建築物の緑化については、公開性があるものに限る（脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものを除く）。
- ④市民農園の整備については、イ－１２－（４）２．２に定める事業要件を満たすものに限る。
- ⑤緑化施設の整備については、２④1) i) ～iv) と併せて整備することで目標達成に資するものに限る。
- ⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものであること。
- ⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、２④1) i) ～v) と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。
- ⑧都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

Ⅱ 中心市街地活性化広場公園整備事業

1 定義

この要綱において、「中心市街地活性化広場公園整備事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす公園・緑地の整備を行う事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各

号に掲げる事項を定めた中心市街地活性化広場公園整備事業計画を記載するものとする。

- 1) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果
- 2) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
- 3) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

②都市要件

中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域で、3箇所以上の公園・緑地の整備を行うものであること。

③面積要件

対象事業の一箇所当たりの面積が500㎡以上であること。

④対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

④-1 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

④-2 用地取得に要する費用

都市公園の用地の取得を対象とする。

⑤総事業費要件

全ての箇所の合計事業費が2.5億円以上であるもの。

3 交付対象

地方公共団体

4 留意事項

- ①都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理すること。
- ②中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区における事業に対する措置は、平成28年度末までに当該計画を策定した事業に限る。

Ⅲ 市民緑地等整備事業

1 定義

この要綱において、「市民緑地等整備事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から④までの施設整備を行う事業をいう。ただし、市民緑地契約、認定を受けた市民緑地設置管理計画（以下、「市民緑地設置管理計画」という。以下12－（5）関係部分において同じ。）又は管理協定において、10年以上の期間にわたって公開が継続することが確実であるものとする。

- ①地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第81条に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。以下12－（5）関係部分において同じ。）が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な

施設整備。

- ②緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人（都市再生特別措置法第 118 条に基づき、市町村の指定を受けた法人をいう。以下同じ。）が市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備。ただし、以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす市民緑地の設置に当たり行う施設整備を対象とする。
 - 1) 緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあつて、当該地域に設置されるもの
 - 2) 市町村が緑の基本計画に記載し、支援の対象とする市民緑地の概ねの位置及び施設の種類の適合するもの
- ③地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。
- ④地方公共団体が、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、条例等に基づき保全措置が講じられた緑地（10 年以上の期間にわたって保全が継続することが確実で、普及啓発等の際に公開されるものに限る。）において行う施設整備。

2 事業要件

①都市要件

以下の 1) 及び 2) に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- 1) 緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
- 2) 以下のいずれかの要件を満たす都市
 - i) 重点都市
 - ii) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市
 - iii) 人口 10 万人以上の都市
 - iv) 大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市
 - ・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
 - ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
 - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

②面積要件

- 1) 市民緑地契約、市民緑地設置管理計画又は管理協定に係る緑地にあっては面積が原則2ha以上（周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。）であること。ただし、以下の場合を除く。
 - i) 地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては、1ha以上であること。（重点都市における事業は、0.25ha以上。）
 - ii) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、0.05ha以上であること。
- 2) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、0.05ha 以上であること。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

- 1) 市民緑地契約及び市民緑地設置管理計画に基づく施設整備。ただし、市民緑地設置管理計画に基づく施設整備は、①、②、③又は⑤に限る。

①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

- 2) 緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備

①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③景観保全のための植栽、④防火・病虫害防除維持管理上の道路、⑤立入防止柵・標識等の管理施設、⑥散策路、⑦ベンチ、⑧休憩所、⑨公衆便所、⑩解説板、⑪駐輪場、⑫水質保全のための水辺周辺施設

- 3) 条例等に基づくその保全措置に関する施設整備

①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

④総事業費要件

当該市民緑地等の開設に必要な全体事業費が２億円以上であること。（２の①の２のⅰ）及びⅱ）に該当する事業には適用しない。）なお、この場合、全体事業費には、当該市民緑地等について用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人による施設整備費を見込むことができる。

3 交付対象

地方公共団体

3. 留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イ－１２－（６）古都保存・緑地保全等事業

1. 目的

古都保存・緑地保全等事業は、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、古都保存法第５条の規定による歴史的風土保存計画に基づく施設の整備等を行うことにより、歴史的風土の適切な保存を図ること並びに、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に関する都市計画を定めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備を行う事業及び機能維持増進事業（以下１２－（６）関係部分において「緑地保全事業」という。）、並びに、

首都圏近郊緑地保全法（昭和４１年法律第１０１号）第３条及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和４２年法律第１０３号）第５条に規定する近郊緑地保全区域内における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備を行う事業及び機能維持増進事業（以下１２－（６）関係部分において「近郊緑地保全事業」という。）により、都市の緑地の保全を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ 古都保存事業

１ 定義

この要綱において、「古都保存事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす、次の①及び②の土地の買入れ等を行う事業をいう。

①歴史的風土保存区域内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、機能維持増進事業（ただし、損失の補償及び機能維持増進事業については、歴史的風土特別保存地区内に限る。）

②明日香村第一種及び第二種歴史的風土保存地区内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、機能維持増進事業

２ 事業要件

(1) 古都保存法第１２条の規定による土地の買入れ及び第１３条第３項の規定により締結する協定に基づく土地の買入れの要件

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。

①古都保存法第１２条に規定する「特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるもの」として、次の各事項の要件の一に該当する土地。

１) 土地の条件

- i) 市街地と接して容易に土地の造成、建築物の新築等が可能であること
- ii) 道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の造成、建築物の新築等が可能であること
- iii) 歴史的意義を有する建造物等が存すること、又はこれらを構成していること

２) 取得して管理する必要性

- i) 水田、池、特殊な樹林等で原形を保つことが困難であること
- ii) 周辺地との関連において防災上、防虫上等環境保全上何らかの手当が必要であること

②古都保存法第１２条に規定する「許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」ものとして、当該行為が古都保存法第９条第１項第１号から第４号まで及び第７号の政令で定める行為であり、次の要件の一に該当するもの。

- １) 当該行為が現況の土地の利用を継続する行為で当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合

- 2) 当該行為が現況の土地の利用を高度化しようとする行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合
 - 3) 当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可しうるものであり、かつ、利用者の置かれている条件からみて、やむを得ないと認められる場合
- (2) 歴史的風土の保存上必要な土地の買入れの要件
- 以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。(①による買入れを除く。)
- ① 次の各事項の要件の一に該当する土地であること。
- 1) 土地の条件
 - i) 市街地と接して容易に土地の造成、建築物の新築等が可能であること
 - ii) 道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の造成、建築物の新築等が可能であること
 - iii) 歴史的意義を有する建造物等が存すること、又はこれらを構成していること
 - 2) 取得して管理する必要性
 - i) 水田、池、特殊な樹林等で原形を保つことが困難であること
 - ii) 周辺地との関連において防災上、防虫上等環境保全上何らかの手当が必要であること
- ② 古都保存法第9条第1項第1号から第4号まで及び第7号の政令で定める行為が行われるおそれがあり、歴史的風土の保存上支障が生じると認められる場合とする。ただし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものに限る。
- (3) 損失の補償の要件
- 古都保存法第9条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。
- (4) 歴史的風土保存施設の整備の要件
- 歴史的風土保存区域内の歴史的風土の適正な保存と利用を図るために必要な施設の整備であること。
- (5) 景観阻害物件の除却の要件
- 歴史的風土保存区域内における景観の維持・向上を図るため、(1)又は(2)による買入れ地において、(4)による歴史的風土保存施設の整備と併せて行う景観阻害物件の除却であること。
- (6) 機能維持増進事業の要件
- ① 対象事業要件
- 歴史的風土保存計画又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること（都市緑化支援機構が行う場合も含む。）。
- 1) 緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態
 - 2) 機能維持増進事業の整備内容

3) 温室効果ガスの排出削減に関する内容（伐採した樹木の活用方針等）

4) 生物多様性の確保に関する内容（目標とする植生等）

②面積要件

1 か所当たりの面積が 0.05ha 以上であること。

(7) 対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第 5 項に規定する負担並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。

・歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却

①防火施設

②土砂崩壊防止施設

③景観保全のための植栽

④防火・病虫害防除維持管理上の道路

⑤立入防止柵、標識等の管理施設

⑥散策路・園地

⑦ベンチ

⑧休憩所

⑨公衆便所

⑩解説板

⑪駐輪場

⑫水質保全のための水辺周辺施設

⑬電線地中化

・機能維持増進事業

⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業

3 交付対象

地方公共団体

Ⅱ 緑地保全等事業

1 定義

この要綱において、「緑地保全等事業」とは、以下に掲げる 2 の要件を満たす、次の①から③までの土地の買入れ等を行う事業をいう。

①特別緑地保全地区における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備、機能維持増進事業

②特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れ、保全利用施設の整備

③近郊緑地保全区域内（特別緑地保全地区を除く。）における土地の買入れ、保全利用施設の整備

2 事業要件

(1) 都市緑地法第 17 条の規定による土地の買入れ及び第 17 条の 2 第 3 項の規定により締結する協定に基づく土地の買入れの要件

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。

①同法第 17 条に規定する「特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるもの」として、次の各事項の要件の一に該当する土地であること。

1) 土地の条件

- i) 市街地に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること
- ii) 道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること
- iii) 当該地域における伝統的若しくは文化的意義を有する神社、寺院等の建造物、遺跡等が存すること又はこれらを構成していること

2) 取得して管理する必要性

- i) 草地、水辺地、岩石地、樹林地等で原形を保つことが困難であること
- ii) 周辺地との関連において防災上又は環境の保全上何らかの手当が必要であること

②同法第 17 条に規定する「許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」ものとして、当該行為が同法第 14 条第 1 項各号に掲げる行為であり、次の要件の一に該当するもの。

- i) 当該行為が現況の土地の利用を継続するための行為で、当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合
- ii) 当該行為が現況の土地の利用を高度化するための行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合
- iii) 当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可し得るものであり、かつ、利用者のおかれている条件からみてやむを得ないと認められる場合

(2) 緑地の保全上必要な土地の買入れの要件（(1)による買入れを除く。）

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。

①次の各事項の要件の一に該当する土地であること。

1) 土地の条件

- i) 市街地に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること
- ii) 道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること
- iii) 当該地域における伝統的若しくは文化的意義を有する神社、寺院等の建造物、遺跡等が存すること又はこれらを構成していること

2) 取得して管理する必要性

- i) 草地、水辺地、岩石地、樹林地等で原形を保つことが困難であること
- ii) 周辺地との関連において防災上又は環境の保全上何らかの手当が必要であること

②同法第 14 条第 1 項に掲げる行為が行われるおそれがあり、当該緑地の保

全上支障が生じると認められる場合とする。ただし、緑地保全事業においては特別緑地保全地区指定計画地（近郊緑地保全事業においては近郊緑地保全区域内で特別緑地保全地区以外の区域をいう。）における土地の買入れについては、買入れ後速やかに特別緑地保全地区（近郊緑地保全事業においては近郊緑地特別保全地区）として指定するものに限る。

(3) 損失の補償の要件

同法第14条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。

(4) 保全利用施設の整備の要件

緑地保全事業における特別緑地保全地区内及び特別緑地保全地区指定計画地内、並びに、近郊緑地保全事業における近郊緑地保全区域内の緑地の適正な保全を図るために必要な施設の整備であること。

(5) 機能維持増進事業の要件

① 対象事業要件

緑の基本計画等又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること（都市緑化支援機構が行う場合も含む。）。

- 1) 緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態
- 2) 機能維持増進事業の整備内容
- 3) 温室効果ガスの排出削減に関する内容（伐採した樹木の活用方針等）
- 4) 生物多様性の確保に関する内容（目標とする植生等）

② 面積要件

1か所当たりの面積が0.05ha以上であること。

(6) 対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ、都市緑地法第17条の2第5項に規定する負担及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。

・ 歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却

- ① 防火施設
- ② 土砂崩壊防止施設
- ③ 景観保全のための植栽
- ④ 防火・病虫害防除維持管理上の道路
- ⑤ 立入防止柵、標識等の管理施設
- ⑥ 散策路
- ⑦ ベンチ
- ⑧ 休憩所
- ⑨ 公衆便所
- ⑩ 解説板
- ⑪ 駐輪場
- ⑫ 水質保全のための水辺周辺施設
- ⑬ 雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設

・ 機能維持増進事業

⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業

３ 交付対象
地方公共団体

３．留意事項

機能維持増進事業の対象事業要件のうち、社会資本総合整備計画に基づくものは令和 11 年度までの措置とする。

イー１３ 市街地整備事業

イー１３－（１）都市防災推進事業

イー１３－（１）①都市防災総合推進事業

1. 定義

都市防災総合推進事業とは、次の第１項から第８項までに定める事業をいう。
その他イー１３－（１）①関係部分における用語の定義は、次の第９項から第１３項までに定めるところによる。

- １ 「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。
- ２ 「盛土による災害防止のための調査」とは盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。
- ３ 「住民等のまちづくり活動支援」とは、防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業をいう。ここで、まちづくり活動とは、地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討をいう。
- ４ 「事前復興まちづくり計画策定支援」とは、地方公共団体が被災時の早期かつ的確な復興を可能にするための事前計画を策定及び都道府県がガイドライン策定等により市区町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援する事業をいう。
- ５ 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。
 - １）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第４９号。以下「密集市街地整備法」という。）第３条第１項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）
 - ２）次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）
 - イ 道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。
 - ロ 都市計画法第４条第９項に規定する地区計画等についての都市計画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。
 - ハ 防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。
 - ３）次に掲げる要件に該当する災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（以下、「地区緊急避難施設」という。）
 - イ 災害対策基本法第４９条の４に規定する指定緊急避難場所であること（市町村長が指定することが確実である施設を含む。）。
 - ロ 災害対策基本法第４２条第３項に規定されている地区防災計画等の市町村

内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。

ハ 避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能（感染症対策に資する機能を含む。）として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む）。

6 「都市防災不燃化促進」とは、地方公共団体が耐火建築物又は準耐火建築物の建築を行う者等に対し、当該建築物の建築に要する費用の一部等を補助する事業（以下「不燃化促進」という。）及び地方公共団体が行う不燃化促進のための現況調査、住民意向調査、並びに地区整備に関する基本方針、事業計画（整備手法、年次計画）、建築物共同化計画の作成等に関する事業（以下「不燃化促進調査」という。）をいう。

7 「木造老朽建築物除却事業」とは、危険な密集市街地において、延焼危険性の低減を図るため木造老朽建築物（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が木造であり、かつ耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に定められた耐用年数をいう。）が経過した建築物をいう。）の除却を行う事業をいう。

8 「被災地における復興まちづくり総合支援事業」とは、大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される以下の事業をいう。

1) 復興まちづくり計画策定支援

復興まちづくり計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 復興のための公共施設等整備

地区の復興のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ 地区公共施設

ロ 地区緊急避難施設

ハ 避難誘導看板、避難誘導案内板（以下「避難誘導施設」という。）

ニ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「高質空間形成施設」という。）

ホ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下「復興まちづくり支援施設」という。）

3) 復興まちづくり施設整備助成

地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる施設の整備に要する費用の一部を地方公共団体が補助する事業。

イ 通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地（以下「共同施設」という。）

ロ 復興まちづくり支援施設（地方公共団体が自ら所有・管理するものを除く。）

ハ 建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景（以下「修景施設」という。）

9 「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）

をいう。

- 10 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第3条第1項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域をいう。
- 11 「災害の危険性が高い区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域（同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む）、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項に規定する雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域、津波防災地域づくりに関する法律第10条第2項に規定する推進計画区域、同法第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）又は活動火山対策特別措置法第3条第1項に規定する火山災害警戒地域等の国又は地方公共団体により災害の発生の危険性が明示され、警戒避難体制がとられている区域（指定等が確実である区域を含む。）をいう。
- 12 「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域をいう。
- 13 「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後5箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 1) 地区の概要
 - 2) 整備目標
 - 3) 地震防災対策の概要
 - 4) その他必要な事項

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる危険度判定調査、盛土による災害防止のための調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進、木造老朽建築物除却事業及び被災地における復興まちづくり総合支援事業をいう。

- 1 災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 延焼危険度に関する調査
 - 二 避難危険度に関する調査
 - 三 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査
- 2 盛土による災害防止のための調査は、盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の恐れがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の分布等に関する調査を対象とする。
- 3 住民等のまちづくり活動支援は、次の要件に該当するものを対象とする。

- 一 住民等に対するまちづくりの啓発活動
- 二 まちづくり協議会の活動に対する助成
- 三 地区のまちづくり方針の作成
- ４ 事前復興まちづくり計画策定支援は、事前復興まちづくり計画策定に要する費用及び都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組に要する費用を対象とする。
- ５ 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 事業計画の作成
 - イ 現況調査費
計画作成区域の現況調査に要する費用
 - ロ 基本設計費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の基本設計に要する費用
 - ハ 事業計画作成費
事業計画の作成に要する費用
 - 二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備
 - イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の実施設計に要する費用
 - ハ 工事費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の工事に要する費用
(道路については幅員４メートル以上のものに限る。)
 - ニ 用地費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員４メートルを超える部分に限る。ただし、津波防災地域づくりに関する法律第５３条第１項に規定する津波災害警戒区域（同法第７２条第１項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第１０条第１項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第９条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和１１年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。）
 - ホ 補償費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員６メートル以上（津波防災地域づくりに関する法律第５３条第１項に規定する津波災害警戒区域（同法第７２条第１項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第１０条第１項の規定により指定された南海トラフ地震津波

避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第９条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和１１年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員４メートル以上）のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。

- ①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。
- ②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体が実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。
- ③１０年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。

三 避難経路の整備に係る交付対象の特例

重点密集市街地からの迅速な避難の確保のために必要な避難経路を整備する場合は、当該避難経路の用地に転換する事を目的として取得する当該避難経路の近隣の土地（以下「避難経路転換用地」という。）の取得等に係る以下の費用を交付の対象とすることができる。

イ 用地費

避難経路転換用地の取得費用

ロ 補償費

避難経路転換用地の取得に付随する補償に要する費用

この場合において、社会資本総合整備計画に次の①から⑤に掲げる事項を定めた避難経路緊急整備計画を記載するものとする。

- ① 避難経路の整備方針
- ② 避難経路及び避難経路転換用地の位置
- ③ 避難経路の整備に要する費用
- ④ 計画期間
- ⑤ その他必要な事項

四 省エネ基準等について

次に掲げる要件に該当していなければならない。ただし、令和６年度末までに国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業はこの限りでない。

- イ 新築する住宅及び建築物は、原則として省エネ基準（※１）に適合することとする。
- ロ 地方公共団体が新築する建築物は、原則として ZEB 水準（※２）に適合す

ることとする。

(※１) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。

(※２) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて３０％削減又は４０％削減（小規模（３００㎡未満）は２０％削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。

６ 都市防災不燃化促進は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 不燃化促進調査

不燃化促進調査は、次の（１）及び（２）に掲げる基準に該当する地区におけるイからハまでの費用を対象とする。

（１） 次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。

（ａ） 災害対策基本法第２条第十号の地域防災計画などの都市防災に関する計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域

（ｂ） 被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域における幅員１５メートル以上の道路（以下イ－１３－（１）①関係部分において「被災市街地復興推進地域内道路」という。）周辺の区域

（ｃ） 密集市街地整備法第３条第１項に規定する防災街区整備方針に定められた道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となる施設（以下イ－１３－（１）①関係部分において「防災街区整備方針に規定する施設」という。）の周辺の区域

（ｄ） 密集市街地整備法第３条第２項に規定する特定地区防災施設周辺の区域

（２） 当該地区について防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）に関する都市計画が決定され、又、決定されることが確実であること。

イ 現況調査費

（ａ） 宅地建物、権利関係等の現況調査に要する費用

（ｂ） 宅地建物台帳作成に要する費用

ロ 推進調整費

（ａ） 住民意向調査費

地区整備に対する意見、建替え等に関する意向の調査に要する費用

（ｂ） 計画推進費

整備手法、整備主体等の調整の調査に要する費用

ハ 計画作成費

（ａ） 地区整備に関する基本方針作成に要する費用

(b) 整備手法、年次計画等の事業計画の作成に要する費用

(c) 建築物共同化計画の作成に要する費用

二 不燃化促進

不燃化促進は、(1) 不燃化促進区域において、(2) 地区整備指針に基づき(3) 対象建築物の建築及び建築物の除却を行う者に対する、イからチまでの費用を対象とする。

(1) 不燃化促進区域

施行区域のある地方公共団体は、次の各号に該当する土地の区域を、不燃化促進区域として指定することができる。また、不燃化促進区域を指定又は変更したときは、速やかにその区域を告示しなければならない。

- 1) 次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。
 - (a) 災害対策基本法第2条第十号の地域防災計画などの都市防災に関する計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域
 - (b) 被災市街地復興推進地域内道路周辺の区域
 - (c) 防災街区整備方針に規定する施設周辺の区域
 - (d) 密集市街地整備法第32条第2項に規定される特定地区防災施設周辺の区域
- 2) 都市防災不燃化促進調査又は地方公共団体が実施した調査でこれと同程度の内容が定められていると認められる調査が実施された土地の区域であること。
- 3) 避難地、避難路及び延焼遮断帯に係るものにあつては防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）又は密集市街地整備法第31条第1項に規定する特定防災街区整備地区内、被災市街地復興推進地域内道路及び防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあつては防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）又は準防火地域内で次に掲げる要件のいずれかに該当し、建替意向調査等を踏まえ、概ね10年以内に当該区域のほぼ70パーセント以上の部分に耐火建築物が建築された場合と同程度の安全性を耐火建築物又は準耐火建築物が建築されることにより確保できることが確実であると認められる土地の区域であること。
 - (a) 建築基準法第69条の規定により締結された建築協定において、建築物を地階を除く階数が2以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。
 - (b) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあつては建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。
 - (c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。
 - (d) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を7

メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第６８条の２第１項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。

- ４） 特定地区防災施設に係るものにあつては、密集市街地整備法第３２条第２項第２号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内であつて、当該計画において次の事項が定められている区域であること。
 - （ａ） 建築物の構造を耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
 - （ｂ） 建築物の高さの最低限界を５メートル以上とすること。
- ５） 特定地区防災施設に係るものを除き、概ね１．５ヘクタール以上の一団の土地の区域であること。
- ６） 次の要件のいずれかを満たす区域であること
 - （ａ） 避難路に係るものにあつては避難路の境界から概ね３０メートルの範囲の土地の区域
 - （ｂ） 避難地に係るものにあつては後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - （ｃ） 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - （ｄ） 防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあつては後背市街地の状況等を勘案して延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保のために不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - （ｅ） 特定地区防災施設に係るものにあつては特定地区防災施設の機能を確保するために不燃化が必要であると認められる土地の区域

（２） 地区整備指針

（ａ） 不燃化促進区域ごとに次に掲げる事項を記載したものをいう。

- ① 地区の整備構想に関する事項
- ② 建築物の建築に関する事項
- ③ 都市基盤整備に関する事項

（３） 対象建築物

次に掲げる要件に該当する耐火建築物又は準耐火建築物とする。

- ① 不燃化促進区域の指定が行われた年度から概ね１０箇年間に建築されるものであること。
- ② 不燃化促進区域ごとに定めた地区整備指針に適合しており、かつ、地階を除く階数が２以上であること。
- ③ （削除）
- ④ （削除）

イ 一般建築助成費

対象建築物を建築する者（ただし、ロからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-１、準耐火建築物の場合表１３１①-２にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ロ 大都市地域住宅供給型一般建築助成費

次の要件を充たす建築物を建築する者（ただし、ハからヘまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。

- (a) 平成１７年度までに定められた、住生活基本法（平成１８年法律第６１号）附則第８条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号。以下「大都市法」という。）第３条の３第２項第４号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下イ－１３－（１）①関係部分において「重点供給地域」という。）内にあること。
- (b) 延べ面積の３分の２以上が住宅の用に供されるものであること。
- (c) 自己使用部分を除く住宅が８戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-3、準耐火建築物の場合表１３１①-4にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ハ 共同建築助成費

次のいずれかの要件に該当する者（ただし、ニからヘまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-5、準耐火建築物の場合表１３１①-6にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

- (a) 敷地面積２００平方メートル以上の建築物を数人共同して建築する者
- (b) 敷地面積の合計が２００平方メートル以上となる複数の敷地において、一体性に配慮した設計に基づき各個の敷地で対象建築物を建築する者

ニ 大都市地域住宅供給型共同建築助成費

ハの(a)又は(b)の要件に該当する者（ただし、ホ及びヘに該当する者を除く。）のうち、次の要件を充たす建築物を建築する者に対する補助に要する費用

- (a) 重点供給地域にあること
- (b) 延べ面積の３分の２以上が住宅の用に供されるものであること。
- (c) 自己使用部分を除く住宅が４戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-7、準耐火建築物の場合表１３１①-8にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ホ 防災環境軸形成型建築助成費

密集市街地整備法に基づく防災再開発促進地区内（地区内の平均敷地面積が１００平方メートル未満のものに限る。）及び同地区に隣接する避難地・避難路・延焼遮断帯を形成する地区（以下イ－１３－（１）①関係部分において「防災環境軸」という。）に係る建築物を建築する者（ただし、ヘに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-5、準耐火建築物の場合表１３１①

－6にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ヘ 防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費

ロの(a)から(c)までの要件に該当する者のうち、防災環境軸に係る建築物を建築する者に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表13 1①-7、準耐火建築物の場合表13 1①-8にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ト 建築物除却費

不燃化促進区域内にある建築物及びそれに付随する工作物の解体除却工事に要する費用

チ 補償費

次に掲げる不燃化促進の実施に付随する補償に要する費用

- ① 動産移転料
- ② 仮住居等に要する費用
- ③ 移転雑費

三 省エネ基準等について

第5項の四号と同様とする。

7 木造老朽建築物除却事業は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

二 実施設計費

木造老朽建築物の除却のために必要な実施設計に要する費用

三 工事費

木造老朽建築物の除却工事に要する費用

この場合において、除却する木造老朽建築物の敷地面積は100㎡以上（隣接する敷地の木造老朽建築物をあわせて除却することなどにより、一体的に100㎡以上の空地となる場合を含む。）とし、木造老朽建築物の除却後の土地については、次の要件を満たすこととする。

①防災上有効な空地として適切に管理されること

②建築物を建築する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物が建築されること

8 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 復興まちづくり計画策定支援に要する費用

イ 計画作成費

復興まちづくり計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ コーディネート費

コーディネートに要する費用

二 復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、地区緊急避難施設及び避難誘導施設の整備に要する費用（ただし、避難誘導施設につい

ては、被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域において整備するものに限る。）

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設、避難誘導施設の実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設、避難誘導施設の工事に要する費用（復興まちづくり支援施設については、購入費を含む。）

ニ 用地費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に必要な用地の取得費用

ホ 補償費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の用地取得に付随する補償に要する費用

三 復興まちづくり施設整備助成に要する費用

イ 実施設計費

修景施設の実施設計に要する費用

ロ 工事費

共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事に要する費用

四 省エネ基準等について

第５項第四と同様とする。

3. 交付金事業者

- 1 災害危険度判定調査は、地方公共団体又は防災街区整備推進機構が行う。
- 2 盛土による災害防止のための調査は、地方公共団体が行う。
- 3 住民等のまちづくり活動支援は、地方公共団体、防災街区整備推進機構又は次のいずれかに該当する地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体が行う。
 - ① まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の特定非営利活動法人
 - ② 防災まちづくりを推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として地方公共団体からの指定を受けた団体
- 4 事前復興まちづくり計画策定支援は、地方公共団体が行う。
- 5 地区公共施設等整備は、地方公共団体、防災街区整備推進機構、又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。
- 6 都市防災不燃化促進のうち、不燃化促進調査については市（特別区を含む。）が行い、不燃化促進については対象建築物の建築及び建築物の除却を行う者が地方公共団体からの補助金の交付を受けて行う。

- 7 木造老朽建築物除却事業は、地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する者が行う。
- 8 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、地方公共団体又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。

4. 施行地区

- 1 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備は、次のいずれかに該当する地区（地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。
 - 一 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）
 - 二 住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地（以下イ－１３－（１）①関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）
 - 三 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
 - 四 災害の危険性が高い区域を含む市街地
- 2 都市防災不燃化促進は、不燃化促進調査については次の要件のいずれかに該当する地区において、不燃化促進については次の要件のいずれかに該当する地区内で施行区域のある地方公共団体が定める不燃化促進区域において行うものとする。
 - 一 三大都市圏の既成市街地等
 - 二 大規模地震発生の可能性の高い地域（大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震特措法第３条第１項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の人口概ね１０万人以上の市。）
 - 三 指定市
 - 四 道府県庁所在の市
 - 五 重点密集市街地を含む市
 - 六 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
- 3 木造老朽建築物除却事業は、重点密集市街地において行うものとする。
- 4 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次のいずれかに該当する地区において行うものとする。
 - 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第３条の規定に基づく措置が適用された市町村

- 二 東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号）第四十六条に規定する復興整備計画の区域（同法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）の市町村（「東日本大震災からの復興基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当する事業に限る。）
- 三 １回の土石流で数十戸の建物が被災するなど住宅地に局所的かつ甚大な被害を受け、更なる土砂災害の発生に警戒する必要がある市町村として国土交通大臣が認めた市町村（ただし、復興まちづくり計画策定支援に係る事業に限る。）
- 四 地区防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
- ５ 「東日本大震災からの復興基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当する都市防災総合推進事業は、第１項から第４項に規定する地区のうち東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域（同法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）の市町村において行うものとする。

５．交付対象要件等の特例

地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象施設等の特例を設けることができる。

- 一 都市再生土地地区画整理事業及び被災市街地復興土地地区画整理事業
- 二 市街地再開発事業
- 三 防災街区整備事業

６．都市防災事業計画

都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市防災事業計画を記載するものとする。

- 一 計画期間
- 二 課題
- 三 整備方針
- 四 都市防災総合推進事業において行われる交付対象事業
- 五 計画期間における各交付対象事業の概算事業費
- 六 関連事業（都市防災上の課題の解決を図るため、都市防災総合推進事業に併せて実施する都市防災総合推進事業以外の事業をいう。）及びその事業主体
- 七 その他必要な事項

７．東日本大震災を教訓として、緊急に実施する復旧・復興の都市防災事業計画

「東日本大震災からの復興基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当する都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市防災事業計画を記載するものとする。

- 一 計画期間
- 二 課題

三 整備方針

四 都市防災総合推進事業において行われる交付対象事業

五 計画期間における各交付対象事業の概算事業費

六 関連事業（都市防災上の課題の解決を図るため、都市防災総合推進事業に併せて実施する都市防災総合推進事業以外の事業をいう。）及びその事業主体

七 その他必要な事項

イ－１３ 市街地整備事業

表13-(1)①-1 一般建築助成額表（耐火建築物）

a) 対象床面積			b) 金額		a) 対象床面積			b) 金額		a) 対象床面積			b) 金額			
㎡以上		㎡未満	千円		㎡以上		㎡未満	千円		㎡以上		㎡未満	千円			
～		5	0		120		～	130	3,072		380		～	400	7,104	
5		～	128		130		～	140	3,328		400		～	420	7,360	
10		～	256		140		～	150	3,584		420		～	440	7,616	
15		～	384		150		～	160	3,840		440		～	460	7,872	
20		～	512		160		～	170	4,096		460		～	480	8,128	
25		～	640		170		～	175	4,352		480		～	500	8,384	
30		～	768		175		～	180	4,480		500		～	550	8,640	
35		～	896		180		～	200	4,544		550		～	600	9,024	
40		～	1,024		200		～	220	4,800		600		～	650	9,408	
45		～	1,152		220		～	240	5,056		650		～	700	9,792	
50		～	1,280		240		～	260	5,312		700		～	750	10,176	
60		～	1,536		260		～	280	5,568		750		～	800	10,560	
70		～	1,792		280		～	300	5,824		800		～	850	10,944	
80		～	2,048		300		～	320	6,080		850		～	900	11,328	
90		～	2,304		320		～	340	6,336		900		～	950	11,712	
100		～	2,560		340		～	360	6,592		950		～	1,000	12,096	
110		～	2,816		360		～	380	6,848		1,000		～		12,480	

表13-(1)①-2 一般建築助成額表（準耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	2,352	380	～ 400	5,439
5	～ 10	98	130	～ 140	2,548	400	～ 420	5,635
10	～ 15	196	140	～ 150	2,744	420	～ 440	5,831
15	～ 20	294	150	～ 160	2,940	440	～ 460	6,027
20	～ 25	392	160	～ 170	3,136	460	～ 480	6,223
25	～ 30	490	170	～ 175	3,332	480	～ 500	6,419
30	～ 35	588	175	～ 180	3,430	500	～ 550	6,615
35	～ 40	686	180	～ 200	3,479	550	～ 600	6,909
40	～ 45	784	200	～ 220	3,675	600	～ 650	7,203
45	～ 50	882	220	～ 240	3,871	650	～ 700	7,497
50	～ 60	980	240	～ 260	4,067	700	～ 750	7,791
60	～ 70	1,176	260	～ 280	4,263	750	～ 800	8,085
70	～ 80	1,372	280	～ 300	4,459	800	～ 850	8,379
80	～ 90	1,568	300	～ 320	4,655	850	～ 900	8,673
90	～ 100	1,764	320	～ 340	4,851	900	～ 950	8,967
100	～ 110	1,960	340	～ 360	5,047	950	～ 1,000	9,261
110	～ 120	2,156	360	～ 380	5,243	1,000	～	9,555

表13-(1)①-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表（耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額			
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円			
～	5	0	120	～	130	3,072	380	～	400	7,978	
5	～	10	128	130	～	140	3,328	400	～	420	8,320
10	～	15	256	140	～	150	3,584	420	～	440	8,661
15	～	20	384	150	～	160	3,840	440	～	460	9,002
20	～	25	512	160	～	170	4,096	460	～	480	9,344
25	～	30	640	170	～	175	4,352	480	～	500	9,685
30	～	35	768	175	～	180	4,480	500	～	550	10,026
35	～	40	896	180	～	200	4,565	550	～	600	10,410
40	～	45	1,024	200	～	220	4,906	600	～	650	10,794
45	～	50	1,152	220	～	240	5,248	650	～	700	11,178
50	～	60	1,280	240	～	260	5,589	700	～	750	11,562
60	～	70	1,536	260	～	280	5,930	750	～	800	11,946
70	～	80	1,792	280	～	300	6,272	800	～	850	12,330
80	～	90	2,048	300	～	320	6,613	850	～	900	12,714
90	～	100	2,304	320	～	340	6,954	900	～	950	13,098
100	～	110	2,560	340	～	360	7,296	950	～	1,000	13,482
110	～	120	2,816	360	～	380	7,637	1,000	～		13,866

表13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表（準耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額			
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円			
～	5	0	120	～	130	2,352	380	～	400	6,108	
5	～	10	98	130	～	140	2,548	400	～	420	6,370
10	～	15	196	140	～	150	2,744	420	～	440	6,631
15	～	20	294	150	～	160	2,940	440	～	460	6,892
20	～	25	392	160	～	170	3,136	460	～	480	7,154
25	～	30	490	170	～	175	3,332	480	～	500	7,415
30	～	35	588	175	～	180	3,430	500	～	550	7,676
35	～	40	686	180	～	200	3,495	550	～	600	7,970
40	～	45	784	200	～	220	3,756	600	～	650	8,264
45	～	50	882	220	～	240	4,018	650	～	700	8,558
50	～	60	980	240	～	260	4,279	700	～	750	8,852
60	～	70	1,176	260	～	280	4,540	750	～	800	9,146
70	～	80	1,372	280	～	300	4,802	800	～	850	9,440
80	～	90	1,568	300	～	320	5,063	850	～	900	9,734
90	～	100	1,764	320	～	340	5,324	900	～	950	10,028
100	～	110	1,960	340	～	360	5,586	950	～	1,000	10,322
110	～	120	2,156	360	～	380	5,847	1,000	～		10,616

表13-(1)①-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表（耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額			
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円			
～	5	0	120	～	130	4,092	380	～	400	9,462	
5	～	10	170	130	～	140	4,433	400	～	420	9,803
10	～	15	341	140	～	150	4,774	420	～	440	10,144
15	～	20	511	150	～	160	5,115	440	～	460	10,485
20	～	25	682	160	～	170	5,456	460	～	480	10,826
25	～	30	852	170	～	175	5,797	480	～	500	11,167
30	～	35	1,023	175	～	180	5,967	500	～	550	11,508
35	～	40	1,193	180	～	200	6,052	550	～	600	12,020
40	～	45	1,364	200	～	220	6,393	600	～	650	12,531
45	～	50	1,534	220	～	240	6,734	650	～	700	13,043
50	～	60	1,705	240	～	260	7,075	700	～	750	13,554
60	～	70	2,046	260	～	280	7,416	750	～	800	14,066
70	～	80	2,387	280	～	300	7,757	800	～	850	14,577
80	～	90	2,728	300	～	320	8,098	850	～	900	15,089
90	～	100	3,069	320	～	340	8,439	900	～	950	15,600
100	～	110	3,410	340	～	360	8,780	950	～	1,000	16,112
110	～	120	3,751	360	～	380	9,121	1,000	～		16,623

表13-(1)①-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表（準耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	5	0	120	130	3,144	380	400	7,270
5	10	131	130	140	3,406	400	420	7,532
10	15	262	140	150	3,668	420	440	7,794
15	20	393	150	160	3,930	440	460	8,056
20	25	524	160	170	4,192	460	480	8,318
25	30	655	170	175	4,454	480	500	8,580
30	35	786	175	180	4,585	500	550	8,842
35	40	917	180	200	4,650	550	600	9,235
40	45	1,048	200	220	4,912	600	650	9,628
45	50	1,179	220	240	5,174	650	700	10,021
50	60	1,310	240	260	5,436	700	750	10,414
60	70	1,572	260	280	5,698	750	800	10,807
70	80	1,834	280	300	5,960	800	850	11,200
80	90	2,096	300	320	6,222	850	900	11,593
90	100	2,358	320	340	6,484	900	950	11,986
100	110	2,620	340	360	6,746	950	1,000	12,379
110	120	2,882	360	380	7,008	1,000		12,772

表13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（耐火建築物）								
a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	4,092	380	～ 400	10,627
5	～ 10	170	130	～ 140	4,433	400	～ 420	11,082
10	～ 15	341	140	～ 150	4,774	420	～ 440	11,537
15	～ 20	511	150	～ 160	5,115	440	～ 460	11,991
20	～ 25	682	160	～ 170	5,456	460	～ 480	12,446
25	～ 30	852	170	～ 175	5,797	480	～ 500	12,901
30	～ 35	1,023	175	～ 180	5,967	500	～ 550	13,355
35	～ 40	1,193	180	～ 200	6,081	550	～ 600	13,867
40	～ 45	1,364	200	～ 220	6,535	600	～ 650	14,378
45	～ 50	1,534	220	～ 240	6,990	650	～ 700	14,890
50	～ 60	1,705	240	～ 260	7,445	700	～ 750	15,401
60	～ 70	2,046	260	～ 280	7,899	750	～ 800	15,913
70	～ 80	2,387	280	～ 300	8,354	800	～ 850	16,424
80	～ 90	2,728	300	～ 320	8,809	850	～ 900	16,936
90	～ 100	3,069	320	～ 340	9,263	900	～ 950	17,447
100	～ 110	3,410	340	～ 360	9,718	950	～ 1,000	17,959
110	～ 120	3,751	360	～ 380	10,173	1,000	～	18,470

イ－１３－（１）②宅地耐震化推進事業

１．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第１項から第５項までに定める事業をいう。

１ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

次に掲げる事業をいう。

一 大規模盛土造成地の変動予測調査

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第４５条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告又は同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査

二 宅地擁壁等の危険度調査

同法第４５条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告又は同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告を行うために必要な一団の造成宅地の大地震時等における宅地擁壁等の危険度を評価するための調査

三 宅地の液状化による変動予測調査

宅地の大地震時等における液状化による変動予測に関する調査

四 宅地擁壁等の防災対策

宅地擁壁等に崩落のおそれがあるため、これを放置するときは当該宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために行う防災対策

２ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（事業費は、対象区域面積１ha 当たり１．６億円を限度とする。ただし、盛土厚さ５m 超の大規模盛土造成地においては、限度額１．６億円/ha は、『通常の工法※』に要する費用を対象とし、その他の「杭等により大規模な滑動崩落を抑止する工法」、「大規模な土地の形質の変更を伴う工法」等の『特殊な工法』を行う場合は、その限度を超えて当該費用を補助対象事業費に加算できるものとする。）

※ 擁壁工、アンカー工（擁壁補強）、地表水排除工、地下水排除工、間隙水圧消散工

３ 宅地液状化防止事業

公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる事業

４ 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）

大規模な土砂災害被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業

５ 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）

大規模な浸水害被災地において地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業

２．施行地区

- １ 大規模盛土造成地の変動予測調査は、宅地造成及び特定盛土等規制法第４５条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告又は同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。
- ２ 宅地擁壁等の危険度調査は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。
 - 一 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に接しているもの
 - 二 次のいずれかに該当するもの
 - イ 盛土の高さが２ｍ以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの
 - ロ 切土の高さが２ｍ以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの
- ３ 宅地の液状化による変動予測に関する調査は、主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において行うものとする。
- ４ 宅地擁壁等の防災対策は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。
 - 一 同法第４５条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告がなされた区域、同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告がなされた区域又は災害対策基本法第６０条の規定に基づく避難の指示等がなされた地域
 - 二 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に著しい被害が発生するおそれがあるもの
 - 三 次のいずれかに該当するもの
 - イ 盛土の高さが２ｍ以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの
 - ロ 切土の高さが２ｍ以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの
- ５ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 次のいずれかに該当する区域
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第４５条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域
 - ロ 同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告がなされた区域又は同法第２６条の規定に

に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 4 1 条の規定に基づく勧告がなされた区域

二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの

イ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が 3,000 m²以上であり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が 10 戸以上であるもの

ロ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが 5 m 以上であるものであり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が 5 戸以上であるもの

ハ 滑動崩落するおそれのある盛土の高さが 2m 以上であるものであって、当該盛土上に存在する家屋が 2 戸以上であるもので、かつ、(1)及び(2)の要件に該当するもの

(1) 震度 7 の内陸浅発地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域において、被災した擁壁の合計件数が 1 万件以上であること

(2) (1)に定める区域の道府県の財政力指数が 0.4 未満、かつ、市町村の財政力指数（市町村が複数の場合は平均値）が 0.5 未満であること

三 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの

イ 道路、河川、鉄道

ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

6 宅地液状化防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一 大規模盛土造成地等の変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された 3,000 m²以上の一団の土地の区域であり、かつ区域内の家屋が 10 戸以上であるもの

二 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。以下イー 13－（1）②関係部分において同じ。）に被害が発生するおそれのあるもの

三 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われているものと認められるもの

7 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区

二 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区

三 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が 5 戸以上であるもの

- 四 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの
- 五 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの
- ８ 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 3 条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で、当該激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても当該激甚災害と同規模の出水で浸水するおそれがある地区
 - 二 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条の規定に基づき指定された災害危険区域に含まれること
 - 三 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと
 - 四 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
 - 五 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が 5 戸以上であるもの
 - 六 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

３．大規模盛土造成地滑動崩落防止計画

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を行おうとする者は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた大規模盛土造成地滑動崩落防止計画を記載するものとする。

- 一 対象とする区域
- 二 対象区域の面積
- 三 計画期間
- 四 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業において行われる交付対象事業
- 五 交付対象事業の概算事業費
- 六 工事完了後の施設の維持管理に関する事項
- 七 その他必要な事項

４．宅地液状化防止事業計画

宅地液状化防止事業を行おうとする者は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた宅地液状化防止事業計画を記載するものとする。

- 一 対象とする区域
- 二 対象区域の面積
- 三 計画期間
- 四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策の内容
- 五 交付対象事業の概算事業費
- 六 土地所有者等の負担額
- 七 その他必要な事項

5. 雑則

- 1 宅地造成等規制法（旧法）に基づく造成宅地防災区域又は宅地造成工事規制区域内で行われる事業については、附属第Ⅱ編イ－１３－（１）②の１．第１項、２．第１項、第４項及び第５項に関する規定は、なお従前の例による。
- 2 本改正要綱施行（令和５年５月２６日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅱ編イ－１３－（１）②の２．第７項及び第８項に関する規定は、なお従前の例による。

イ－１３－（１）③盛土緊急対策事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第１項及び第２項に定める事業をいう。

- 1 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和３年８月１１日付け３農振第１２９５号・３林整治第７２２号・国総公第８０号・国都安第２９号・国都計６８号・国水砂第１６７号・環自国発第２１０８１１２号・環循規発第２１０８１１３号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき行った令和３年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下イ－１３－（１）③関係部分において「総点検」という。）を踏まえて行う次の事業
 - 一 盛土の撤去事業
総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業
 - 二 盛土の崩落対策事業
総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）
- 2 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土と把握されたものについて行う次の事業
 - 一 盛土の安全性把握調査等
人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土について行う次に掲げる事業をいう。
 - イ 盛土の安全性把握調査
盛土等の安全性を把握するために行う調査
 - ロ 盛土の防災対策（応急対策）
盛土に崩落のおそれがあるため、これを放置すると、盛土の崩落により、人家、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを一時的に回避するために行う防災対策
 - 二 盛土の撤去事業
人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業
 - 三 盛土の崩落対策事業

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）

2. 施行地区

- 1 本事業の実施区域は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条により指定された地域又は森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条第１項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。
- 2 １．の第１項第１号及び第２号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。
 - 一 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により対応が必要と判断され、令和７年度までに着手するもの
 - 二 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）
 - 三 行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）
- 3 １．の第２項第１号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。
 - 一 人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから３年以内に実施するもの
 - 二 次のいずれかに該当するものであること
 - イ 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの
 - ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下イー１３－（１）③関係部分において「盛土規制法」という。）（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）
- 4 １．の第２項第２号及び第３号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。
 - 一 人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから４年以内に着手するもの
 - 二 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いもの
 - 三 行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）

3. 交付金事業者

地方公共団体

イー１３－（２）市街地再開発事業等

1. 目的

市街地再開発事業等は、地方公共団体の施行する市街地再開発事業及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構（以下イー１３－

（２）関係部分において「都市再生機構」という。）、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織、タウン・マネジメント・センターの施行する市街地再開発事業のうち幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものの適切な施行を促進することによる都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市計画において定められた防災都市施設の整備を一体的に行う防災街区整備事業の適正な施行を促進することによる密集市街地の整備改善、住宅街区整備事業の適正な施行を促進することによる大都市地域における都市機能の更新と住宅不足の緩和、都市再開発支援事業の適切な施行を促進することによる総合的、計画的な再開発の促進に資することを目的とする。

2. 定義

市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。その他イ－１３－（２）関係部分における用語の定義は、次の(5)から(60)までに定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業	都市再開発法第２条第１号に規定する市街地再開発事業をいう。
(2) 住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅街区整備事業をいう。
(3) 防災街区整備事業	密集市街地整備法第２条第５号に規定する防災街区整備事業をいう。
(4) 都市再開発支援事業	市街地の再開発を促進するため、民間活力を積極的に活用しつつ建築物及び建築敷地並びに公共施設の整備を計画的に行う事業について、地方公共団体に対し国が必要な助成を行う事業をいう。
(5) 再開発会社	都市再開発法第２条の２第３項各号に掲げる要件の全てに該当する法人であつて、施行認可以前のものを含む。
(6) 特定建築者	都市再開発法第９９条の２第１項又は第１１８条の２第１項又は密集市街地整備法第２３５条第１項の規定により施設建築物の建築を行う者（施行者を除く。）をいう。
(7) 再開発準備組織	市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。
(8) 住宅街区準備組織	施行者又は住宅街区整備事業の施行が予定されている地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。

(9) 事業会社	密集市街地整備法第 119 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当する法人であって、施行認可以前のものを含む。
(10) 再開発会社等	再開発会社、事業会社又は土地区画整理法第 3 条第 3 項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。
(11) タウン・マネジメント・センター	市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第 3 セクターをいう。
(12) まちづくり NPO	まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であって、街区の存する市町村内に居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者の合計が社員総数の過半数であるものをいう。
(13) まちづくり協議会	まちづくり NPO 又はまちづくり公益法人に準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体をいう。
(14) 保留床管理法人	次のイからハまでのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1（市街地再開発事業の施行者が地方公共団体である場合には、4 分の 1）を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次のロ若しくはハに該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 を超えて出資していることをもって足りる。）が、都市計画決定された市街地再開発事業を含む地区再生計画の区域又は都市再生緊急整備地域内で行うものであること。 イ 市街地再開発事業の施行者 ロ 市街地再開発組合の組合員 ハ 株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）
(15) 公的住宅	住生活基本法第 2 条第 2 項に規定する公営住宅等をいう。
(16) 公益的施設	国、地方公共団体その他公益を目的とする者が

	設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
(17) 社会福祉施設等	次に掲げる施設をいう。 イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法（、母子保健法又は高齢者の医療の確保に関する法律に定める施設又は事業の用に供する施設 ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設 ハ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に定める特定民間施設 ニ 介護保険法に定める介護保険施設 ホ 医療法に定める医療提供施設 ヘ 子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター
(18) 産業振興支援施設	国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で、新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。
(19) 商業基盤施設等	中小小売商業振興法第４条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。
(20) 子育て支援に資する施設	次に掲げる施設をいう。 イ 公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース ロ 住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース
(21) 社会教育施設	社会教育法第５章に規定する公民館、図書館法第２条第１項に規定する図書館及び博物館法第２条第１項に規定する博物館をいう。
(22) 基本計画	住宅街区整備事業の実施についての検討及び住宅街区整備促進区域の決定に資するため決定される計画をいう。
(23) 基本計画作成区域	住宅街区整備事業の基本計画を作成する土地の区域をいう。
(24) 大都市地域	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第１号に規定する大都市地域をいう。
(25) 拠点地区	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下「地方拠点都市法」

	という。) 第２条第２項に規定する拠点地区をいう。
(26) 住宅型プロジェクト	市街地再開発事業及び防災街区整備事業にあつては、公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/3 以上であるものをいう。
(27) 地域活性化プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ 拠点地区内において行われるもの。 ロ イ－１３－（５）①の１．及び大都市居住環境整備推進制度要綱（平成11年３月19日付け建設省住市発第９号建設事務次官通達）第２項に規定する都市・居住環境整備重点地域において実施されるもの ハ 市町村が作成する立地適正化計画（に定められた都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００mの範囲内において行われるもの
(28) 福祉空間形成型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ (17)イからホに掲げる施設の施設建築物（防災街区整備事業にあつては防災施設建築物）への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置付けられており、かつ、(17)イからホに掲げる施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であるものをいう。 ロ 以下の要件をすべて満たす事業をいう。 1. 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること 2. (17)へに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）

	3. (17)へに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であること 4. 鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われること 5. 教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が充足していること 6. 周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと（実施が確実な場合を含む。）
(29) 防災活動拠点型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ 防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの ロ 災害対策基本法第40条又は第42条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置付けられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの 1. 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域 2. 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域
(30) 災害復興市街地再開発事業	次のいずれかに該当する市街地再開発事業をいう。 イ 阪神・淡路大震災の被災地において阪神・淡路大震災に関連して行われる市街地再開発事業で、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの又は被災市街地復興推進地域以外の被災市街地において、市町村が策定する復興に関する計画に従って実施されるもの ロ 東日本大震災の被災地において東日本大震災

	に関連して行われる市街地再開発事業で、被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域において行われる事業又は東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域内（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）で実施されるもの
(31) 地域防災計画	災害対策基本法第４０条又は第４２条に基づく地域防災計画をいう。
(32) 地区再生計画	地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画をいう。
(33) 街区整備計画	地区再生計画の全部又は一部の区域（以下イ－１３－（２）関係部分において「街区」という。）において、街区の整備方針等を定めた計画をいう。
(34) 歴史的建築物等	都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進することが見込まれる建築物等をいう。
(35) 歴史的建築物等活用型再開発計画	歴史的建築物等活用型再開発計画とは、歴史的建築物等を活用しつつ市街地の一体的な整備を図る市街地再開発事業に係る計画として市町村が定めるものであり、次に掲げるものを定めたものをいう。 - イ 地区の名称、位置、区域及び面積 - ロ 地区の整備に関する方針 - ハ 歴史的建築物等の概要 - ニ 施設建築物の形態、意匠等に関する計画 - ホ その他必要な事項
(36) 歴史的建築物等活用型再開発事業	次の要件に該当し、社会資本総合整備計画に掲載された歴史的建築物等活用型再開発計画に基づいて実施される市街地再開発事業をいう。 - イ 施行地区内に良好な市街地の景観の形成に資する歴史的建築物等があること - ロ 歴史的建築物等と一体的整備を行うことにより適正な街区形成が期待される地区であること
(37) 立地適正化計画	都市再生法第８１条第１項に規定する立地適正化計画（ただし、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めた計画に限る。）をいう。

(38) 居住誘導区域	都市再生法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。
(39) 都市機能誘導区域	都市再生法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域をいう。
(40) 中心拠点区域	次の全ての要件を満たす区域をいう。 イ 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。） ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が 10%未満である場合は、この限りではない。 ロ 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 500 m の範囲内 ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が 10%未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 2 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 2 本以上あるものに限る。）から半径 500 m の範囲内。 ハ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）
(41) 都市機能誘導促進区域	都市機能誘導区域のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき区域をいう。ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区の区域を除く。
(42) 三大都市圏域	次に該当する区域等をいう。 イ 首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯 ロ 近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域 ハ 中部圏開発整備法に定められた都市整備区域

(43) 指定道路	都市機能誘導促進区域内の道路のうち、地域のシンボルロード等重点的に街並みの形成や歩行者の回遊性の確保を図るものの区間をいう。
(44) 重点密集市街地等	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ 住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下イ－１３－（２）関係部分において「地震時等に著しく危険な密集市街地」という。）及びこれに含まれる丁町目境から概ね５００ｍの範囲内 ロ 防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね５００ｍの範囲内
(45) 防災再開発促進地区	密集市街地整備法第３条第１項第１号の規定に基づく防災再開発促進地区をいう。
(46) 防災街区整備地区計画	密集市街地整備法第３２条第１項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画をいう。
(47) 都市再生緊急整備地域等	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ 都市再生緊急整備地域 ロ ２号・２項地区
(48) 都市再生緊急整備地域	都市再生法第２条第３項の規定に基づく都市再生緊急整備地域をいう。
(49) 特定都市再生緊急整備地域	都市再生法第２条第５項の規定に基づく特定都市再生緊急整備地域をいう。
(50) ２号・２項地区	都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項に基づく「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」をいう。
(51) 初動期支援業務	市街地再開発事業等の市街地整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要な検討等の業務をいう。
(52) 計画コーディネート業務	まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務をいう。
(53) 認定再開発事業等	都市再開発法第１２９条の３の規定に基づく都道府県知事による再開発計画の認定又はこれに準じた市町村長による再開発事業計画の認定を受けた事業をいう。
(54) 都市機能増進施設	都市再生法第８１条第１項に規定する都市機能増進施設をいう。
(55) 誘導施設	都市再生法第８１条第２項第３号に規定する誘導施設をいう。

(56) まちなかウォークアブル区域	都市再生法第46条第2項第5号に規定する滞在快適性等向上区域をいう。
(57) 防災指針	都市再生法第81条第2項第5号に規定する防災指針をいう。
(58) 省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
(59) ZEH水準	強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
(60) ZEB水準	再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

3. 交付対象要件

本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。

I. 市街地再開発事業

第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1から4まで及び7から11までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1、2、4、5及び7から11までを満たすものであること。

- 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの
- 2 次のイ又はロに該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。

イ 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 2号・2項地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの

(2) 次の各号のいずれかに該当すること

(a) 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1 Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範

囲内において行われるもの

(b) 特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの

(c) 防災再開発促進地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの

ロ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの

3 第一種市街地再開発事業にあつては、施行区域が原則として 10,000 m²以上であること。ただし次のイに掲げるものにあつては、原則として 5,000 m²以上、ロに掲げるものにあつては、原則として 2,000 m²以上、ハに掲げるものにあつては、原則として 1,500 m²以上であること。

イ 次のいずれかに該当するもの

(1) 拠点地区内、地区再生計画の区域内（大都市地域におけるものを除く。）又はイ－１６－（３）に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）において行われるもの

(2) 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上であるもの

(3) 地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの

(a) 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域

(b) 地震予知連絡会が平成 19 年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域

(4) 公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/3 以上であるもの

(5) 地区再生計画に従って連続的に市街地再開発事業が行われる場合

(6) 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 Km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500 m の範囲内において行われるもの

ロ 次のいずれかに該当するもの

(1) 次のいずれかの要件を満たすもの

(a) 災害復興市街地再開発事業として実施されるもの

(b) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくは

i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii) の倒壊危険性又は iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において実施されるもの

i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一段の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著

しく狭小な住宅（３階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（２／３以上）を占める街区を含むものに限る。）

ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（２／３以上）を占めており、かつ、幅員４ｍ以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること

(2) イー１３－（５）①の１．又は大都市居住環境整備推進制度要綱（平成１１年３月１９日付け建設省住市発第９号）第２項に規定する都市・居住環境整備重点地域において実施されるもの

(3) 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施されるもの

ハ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるもの（ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区において実施される事業を除く。）

4 第二種市街地再開発事業にあつては施行区域が 10,000 ㎡以上であること。
ただし、次に掲げるイ及びロを満たす場合にあっては 5,000 ㎡以上、イからハマでを満たす場合にあっては 2,000 ㎡以上であること。

イ 都市再開発法第３条の２第２号イに該当するもの

ロ 防災街区整備地区計画の区域内で行われるもの

ハ 防災再開発促進地区の区域内で行われるもの

5 次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。

イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること

ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること

ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること

ニ 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

6 防災性能強化

東京都江東区の防災拠点の建設を目的とする市街地再開発事業

7 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー１２－（１）の２．の第２項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

8 認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。

- 9 供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。
- 10 施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。
 - イ 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - ロ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。
 - ハ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。
 - ニ 新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
 - ホ 都市再生法第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。
- 11 建築物の通行の用に供する共用部分であつて、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。
 - イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
 - ロ 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
 - ハ 階段には、動作の補助のための手すり（以下イー１３－（２）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
 - ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

II 住宅街区整備事業

1 基本計画作成

- イ 当該区域内の土地の大部分が建築物その他の工作物の敷地として利用されていないこと。
- ロ 施行区域が 1 ha 以上であること。
- ハ 当該区域を住宅街区として整備することが、都市機能の増進と住宅不足の緩和に貢献すること。

2 事業推進計画作成

- イ 前項のイ、ロ及びハに該当すること。
- ロ 前項の基本計画が作成されている区域又は地方公共団体、民間団体等により基本計画と同程度の計画が作成されている区域であること。
- ハ 事業推進計画作成区域内の宅地について所有権及び借地権を有するものの 1／2 以上が加入している住宅街区整備準備組合等準備組織が結成されている区域であること。

3 事業費

イ 第１項のイ、ロ及びハに該当すること。

ロ 都市計画法第８条第１項第３号の高度利用地区内で、かつ、当該区域の大部分が次の(1)又は(1)及び(2)に掲げる地域又は区域内にあること。

(1) 都市計画法第８条第１項第１号の第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域

(2) 次の(a)又は(b)に掲げる地域又は区域

(a) 都市計画法第８条第１項第１号の第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域

(b) 都市計画法第８条第１項第１号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画が定められている区域

ハ 建築物の通行の用に供する共用部分であつて、交付金の対象となるものは、原則として次の(1)から(4)までに掲げる基準に適合したものであること。

(1) 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。

(2) 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

(3) 階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。

(4) 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

Ⅲ 防災街区整備事業

１ 既に都市計画の決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。

２ 施行区域が原則として 1,000 ㎡以上であること。

３ 次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。

イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること

ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること

ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること

ニ 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

４ 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー１２－（１）の２．の第２項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

５ 防災施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

- イ 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - ロ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。
 - ハ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。
 - ニ 新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
 - ホ 都市再生法第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合には、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。
- 6 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。
- イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
 - ロ 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
 - ハ 階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
 - ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

IV 都市再開発支援事業

1 初動期支援業務

イ 地区再生計画及び街区整備計画等の策定

次に掲げる市街地再開発事業等の市街地整備に係る計画策定を行うものであること

(1) 地区再生計画

市町村（特に必要があると認められるときは都道府県）が策定する地区再生計画で、以下の全ての要件に該当するもの

- (a) 次のいずれかの地域内で行われること
 - i) 鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 Km の範囲内若しくはバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内
 - ii) 重点密集市街地等
 - iii) 都市再生緊急整備地域等
- (b) 地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区であること
- (c) 都市計画道路等重要な公共施設の整備が必要な地区を含む地区であること
- (d) 一体的な計画に基づき市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区であること
- (e) 地区再生計画は、次に掲げる事項を定めたものであること

- i) 整備地区の名称、位置、区域及び面積
- ii) 整備地区の整備の基本方針
- iii) 整備地区の土地利用に関する方針
- iv) 主要な公共施設の整備に関する事項
- v) その他必要な事項
- (f) 地区再生計画は、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議したものであること
- (g) 地区再生計画に基づいて市街地再開発事業又は計画コーディネート業務を実施する場合、地方公共団体は、当該地区再生計画を社会資本総合整備計画に記載すること
- (2) 街区整備計画
 - (a) 市町村（特に必要があると認められるときは都道府県）が地区再生計画の全部又は一部の区域（以下、この項において「街区」という）において策定する街区整備計画であること
 - (b) 街区整備計画には、次に掲げる事項を定めるものであること
 - i) 街区の位置、区域及び面積
 - ii) 街区の整備方針
 - iii) 建築物及び建築敷地、公開空地等、住宅等並びに公共施設の整備計画の概要
 - iv) iii)に従って行われる主要な事業の概要
 - v) その他必要な事項
 - (c) 街区整備計画の案は、次のいずれかに該当する者が作成するものであること
 - i) 再開発準備組織
 - ii) 再開発会社等
 - iii) まちづくりNPO
 - iv) まちづくり公益法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）
 - v) まちづくり協議会
 - (d) 再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会は、街区整備計画の案を作成したときは、市町村と協議をすること
 - (e) 市町村は、(d)規定による協議について異存がないと判断したときは、すみやかに当該街区整備計画の案に即して街区整備計画を策定すること
 - (f) 地方公共団体は、街区整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議を行うこと
 - (g) 街区整備計画に定めた施設等の整備を実施しようとするときは、地方公共団体は、当該街区整備計画を社会資本総合整備計画に記載すること
- ロ 調査検討・調整業務

市街地再開発事業等の市街地整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上に資する検討及び権利調整等であり、次に掲げる要件を満たすものであること

- (1) 次のいずれかの地域内で行われること
 - (a) 市街地再開発事業等の施行区域（予定を含む）
 - (b) 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００mの範囲内
 - (c) 重点密集市街地等
 - (d) 都市再生緊急整備地域等
 - (e) 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - (a) 地方公共団体
 - (b) 市街地再開発事業等施行者
 - (c) 再開発準備組織
 - (d) 再開発会社等
 - (e) タウン・マネジメント・センター
 - (f) 都市再生推進法人
 - (g) 保留床管理法人

２ 計画コーディネート業務

イ 次のいずれかの区域等で行われること

- (1) 地区再生計画の区域（ただし、５ha以上のものに限る。）
- (2) 都市再生緊急整備地域内

ロ 次のいずれかに該当する者であること

- (1) 地方公共団体
- (2) 再開発準備組織
- (3) 再開発会社等
- (4) タウン・マネジメント・センター
- (5) 施設建築物管理組合（市街地再開発事業により整備された施設建築物の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人）等をいう。以下同じ。）
- (6) まちづくり会社（特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下同じ）
- (7) 都市再生推進法人

３ 認定再開発事業等

以下の要件を満たすものであること。

イ 立地適正化計画に以下が定められていること。

- (1) 都市機能誘導区域
- (2) 指定道路

- (3) 都市機能増進施設の整備を含む老朽建築物の建替事業に対する市町村の支援措置に関する事項
- ロ 以下の要件を満たす認定再開発事業等であること。
 - (1) 事業区域が、中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内（ただし、誘導施設の整備に関する事業が実施され、又は実施されることが確実である区域に限る）に存すること。
 - (2) 都市機能増進施設を含む建築物（ただし、建築物の敷地が指定道路に面しているものに限る）を整備すること。
- 4 リノベーション及び空地の暫定利用
以下の要件を満たすものであること
 - イ 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画（地区再生計画、街区整備計画その他市街地再開発事業の施行区域（予定を含む）及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの）に以下が定められていること
 - (1) リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア
 - (2) リノベーション・空地の暫定利用の方針（リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等）
 - ロ リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること

4. 交付対象事業

I 市街地再開発事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー１３－（２）関係部分において「公共団体施行再開発事業」という。）及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター（再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。）が行う次の各号に掲げる事業（再開発準備組織及びタウン・マネジメント・センターについては（１）の事業計画の作成に係る事業に限る。以下イー１３－（２）関係部分において「再開発組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。

1 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

2 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

3 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

４ 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

Ⅱ 住宅街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- １ 地方公共団体の行う基本計画の作成
- ２ 市町村の行う基本計画の作成に対する都府県の補助
- ３ 都府県又は市町村が行う次のイからニまでに掲げる事業

イ 事業計画作成

測量調査、事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び換地計画の作成

ロ 土地整備

施行地区内の土地（施設住宅区以外の土地にあつては次の(1)及び(2)の条件に該当するものに限る。）における建築物の除却、土地の整地及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

(1) 工場の敷地となっていたもの

(2) イ－１３－（６）の３．に規定する要件に該当する地区に存するもの

ハ 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

ニ 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

- ４ 施行者又は住宅街区準備組織が行う３のイからニまでに掲げる事業（ただし、住宅街区準備組織については事業計画の作成に限る。）に対する地方公共団体の補助

Ⅲ 防災街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イ－１３－（２）関係部分において「公共団体施行防街事業」という。）及び個人施行者、防災街区整備事業組合、事業会社、都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う次の各号に掲げる事業（以下イ－１３－（２）関係部分において「防街組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。

１ 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

２ 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

３ 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

４ 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

Ⅳ 都市再開発支援事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各項に掲げるものとする。

１ 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業

イ 初動期支援業務

初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 15 年間かつ通算 10 年間を限度とする（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）

(1) 基礎調査

(a) 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査

(b) 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査

(2) 地区診断

現況調査等の資料の解析及び地区診断

(3) 住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動

(4) コンサルタント派遣

住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

(5) 計画作成

整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等

(6) エリア価値向上に資する検討

リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等

(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討

ロ 計画コーディネート業務

計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間を限度とする。

(1) まちづくり活動支援

(a) まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援

(b) 住民に対するまちづくりの啓蒙

(c) 人材育成

(d) 住民の意見の調整

(2) 計画立案・調整

(a) 土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査

(b) 整備手法及び整備手順の検討

(c) 関係機関等との調整

ハ まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に

要する費用（交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから３年間を限度とする）

２ 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業に対する補助

イ 初動期支援業務

初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は300,000千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から15年間かつ通算10年間を限度とする。（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）

(1) 基礎調査

(a) 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査

(b) 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査

(2) 地区診断

現況調査等の資料の解析及び地区診断

(3) 住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動

(4) コンサルタント派遣

住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

(5) 計画作成

整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等

(6) エリア価値向上に資する検討

リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等

(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討

ロ 計画コーディネート業務

計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は60,000千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする（ただし、施設建築物管理組合が行う計画コーディネート業務はまちづくり活動支援に限る。）

(1) まちづくり活動支援

(a) まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援

(b) 住民に対するまちづくりの啓蒙

(c) 人材育成

(d) 住民の意見の調整

(2) 計画立案・調整

(a) 土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査

- (b) 整備手法及び整備手順の検討
- (c) 関係機関等との調整

ハ 認定再開発事業等

認定再開発事業等の交付対象は、以下の要件を満たす建築物の建築敷地に係る土地整備費を限度とする。

- (1) 都市計画法第 54 条第 3 号の基準に適合する建築物以外の建築物であること。
- (2) 都市再開発法施行令第 46 条の 18 で定める耐用年限の 2/3 を経過している建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能低下を生じている建築物であること。

二 リノベーション及び空地の暫定利用

リノベーション及び空地の暫定利用の交付対象は、まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用とし、交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから 3 年間を限度とする。

5. 経過措置

- 1 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 28 年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること並びに平成 30 年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込み地」と読み替える。
- 2 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 7 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 3 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成 28 年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中に行われる事業に限り、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 4 この要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
- 5 イ－１３－（２）の 3. の I 第 8 号の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に事業計画の認可（変更の認可を含む）を受けたものから適用する。
- 6 前項の規定を除き、この要綱の施行（令和 4 年 4 月 1 日）の際、現に事業着手し

ているものについては、なお従前の例による。

- 7 この要綱の施行（令和５年４月１日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 8 この要綱の施行（令和７年４月１日）に際し、令和８年度末までに事業着手しているものについては、３．のⅠの第９号の規定を除き、なお従前の例によることができる。
- 9 ３．のⅠの第９号の規定の適用については、この要綱の施行（令和７年４月１日）までに管理規約（案）又は長期修繕計画（案）を作成している場合はこの限りでない。

イー１３－（３）削除

イー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業

1. 目的

暮らし・にぎわい再生事業は、中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的とする。

2. 定義

暮らし・にぎわい再生事業とは、次の第１項及び第２項に定める事業をいう。その他イー１３－（４）関係部分における用語の定義は、次の第３項から第１０項までに定めるところによる。

- 1 「コア事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- イ 都市機能まちなか立地支援

中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業（ロに掲げるものを除く。）

- ロ 空きビル再生支援

中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業

- ハ 賑わい空間施設整備

中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する事業

- 2 「附帯事業」とは、次に掲げる各事業をいう。

- イ 計画コーディネート支援

暮らし・にぎわい再生事業計画（以下「再生事業計画」という。）の作成及びコーディネート業務を実施する事業

- ロ 関連空間整備

コア事業と併せて行われるものとして再生事業計画に定められた駐車場、緑化施設等又は公開空地を整備する事業。

- 3 「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法第９条第１０項に定める認定を受けた基本計画をいう。

- 4 「公益施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいう。
- 5 「都市機能導入施設」とは、公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。
- 6 「交付金事業者」とは、社会資本整備総合交付金の交付を受けて暮らし・にぎわい再生事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からその経費の一部に対して補助金の交付を受けて当該事業を実施する民間事業者等をいう。
- 7 「三大都市圏」とは、首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に定められた都市整備区域のことをいう。
- 8 「省エネ基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 9 「ZEH 水準」とは、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- 10 「ZEB 水準」とは、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

3. 暮らし・にぎわい再生事業計画

暮らし・にぎわい再生事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた再生事業計画を記載するものとする。（計画コーディネート支援のみを実施する場合を除く。）

- 一 再生事業計画区域、同区域の位置及び面積
- 二 再生事業計画区域の整備方針
- 三 都市機能導入施設及び公開空地等の整備計画の概要
- 四 前号の整備計画に従って行われる主要な事業の概要
- 五 その他必要な事項

4. 施行区域

暮らし・にぎわい再生事業の施行区域は、三大都市圏の指定市及び特別区を除く全国の区域とする。

5. 対象施設要件

- 1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下イー 13（4）関係部分において「対象施設」という。）は、再生事業計画区域内に存し、次の各号全てに適合しなければならない。ただし、三大都市圏及び指定市を除く地域においては、第三号ロの要件を適用しないこととし、当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、第三号ハ中「耐火建築物等又は準耐火建築物等である」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延

焼を防ぐための代替措置がなされている」と読み替えるものとする。また、平成24年度末までは、認定基本計画に位置付けられることが確実と見込まれるものを含む（以下イ－１３－（４）関係部分において同じ。）。

- 一 再生事業計画区域内に存し、認定基本計画に位置付けられたものであること
- 二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が概ね1,000㎡以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね500㎡以上）であること
- 三 都市機能導入施設にあつては、次の各号全てに適合するものであること
 - イ 公益施設を含むものであること
 - ロ 地階を除く階数が原則として3階以上であること
 - ハ 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
 - ニ 以下の省エネルギー水準に適合すること
 - ① 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること
 - ② 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（以下イ－１３－（４）関係部分において「都市再生機構」という。）が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること
- ホ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること
- 四 地方公共団体が施行する場合にあつては、PPP/PFI手法の導入検討がなされていること

2 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域において整備する対象施設のうち、都市機能導入施設にあつては、前項第三号ロの規定を適用せず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要件に適合したものでなければならない。

- 一 都市機能まちなか立地支援で整備される都市機能導入施設 前項第三号ハの規定は、「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替えて適用する
- 二 空きビル再生支援で整備される都市機能導入施設 前項第二号中「1,000㎡」とあるのは「500㎡」と読み替えて適用する

3 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域、かつ、人口20万人以下の市町村の区域において整備する対象施設は、第1項第二号及び第三号の規定を適用せず、次の各号に適合したものとすることができる。

- 一 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が1,000㎡未満であること
- 二 都市機能導入施設にあつては、次の各号に適合するものであること
 - イ 整備される公益施設の規模が適正であること（ただし、既存の公益施設を廃止して新たに整備する公益施設については、従前の公益施設の規模と比較して相当程度縮小する場合に限る。）
 - ロ 空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐため

の代替措置がなされていること

- ハ 公民館、情報センター又はイベントスペース（地域の住民が随時利用でき、地域住民相互の交流の場となる施設に限る。）のいずれかを整備すること

４ 次の各号に適合する対象施設については、第１項第二号及び第三号の規定は適用しない。

- 一 コア事業により整備される対象施設の敷地面積が 1,000 ㎡未満であること
- 二 複数のコア事業により整備される都市機能導入施設について、公益施設の延べ面積合計が専有部分の延べ面積の合計の 1/10 以上であること
- 三 複数のコア事業により整備される対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 1/2 の合計を通算して、概ね 1,500 ㎡以上であること
- 四 複数のコア事業により整備される都市機能導入施設の延べ面積の合計及び公開空地の敷地面積の合計を通算して 1,000 ㎡以上であること

６．交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

７．雑則

- １ この要綱の施行（令和４年４月１日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- ２ この要綱の施行（令和６年４月１日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イー１３－（５）都市再生総合整備事業

イー１３－（５）①都市再生総合整備事業（総合整備型）

１．都市・居住環境整備重点地域

１ 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域又は大都市地域等の居住立地構造の改善のために良好な住宅市街地の整備を行うべき地域として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域を都市・居住環境整備重点地域（以下イー１３－（５）関係部分において「重点地域」という。）という。

- ２ 国土交通大臣は、一定の地域において、都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠であると認めるときは、当該地域を重点地域として指定することができる。
- ３ 国土交通大臣は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。
- ４ 国土交通大臣は、重点地域を指定したときは、関係地方公共団体に速やかに通知するものとする。

５ 前各項の規定は、重点地域の変更について準用する。

2. 都市・居住環境整備基本計画

- １ 地方公共団体は、重点地域指定の趣旨を踏まえ、重点地域全体について、当該地域の区域及び面積並びに当該地域の整備の基本的な方針等を定めた都市・居住環境整備基本計画（以下イー１３－（５）関係部分において「基本計画」という。）を策定することができる。なお、基本計画の策定に当たって、関係する地方公共団体は必要な協力を行うものとする。
- ２ 地方公共団体は、基本計画を策定したときは、これを国に提出するとともに、公表しなければならない。
- ３ 特に戦略的に都市の再構築を進めることが必要な重点地域においては、地方公共団体は、国と共同して基本計画を策定することができる。この場合において、当該地方公共団体及び国は、当該地方公共団体以外の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。
- ４ 前各項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- ５ 都市再生法第２条第３項の規定に基づき政令により定められる都市再生緊急整備地域内において、重点地域を定める場合にあつては、都市再生法第１５条第１項に規定する地域整備方針の全部又は一部を当該重点地域の基本計画とみなすことができる。

3. 特定地区

- １ 重点地域のうち、都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施するため、この要綱に基づき地方公共団体は、「特定地区」を定めることができる。
- ２ 特定地区は、重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。
 - 一 安全性、経済活力等の都市の基礎的な機能の低下が発生している地域であること
 - 二 都市基盤施設の整備及び面的整備等の実施によって都市機能の改善や拠点形成の促進が期待される地域であること
- ３ 重点地域内の相当規模の一団の土地において都市の再構築に資する事業を実施しようとする者は、当該土地を含む区域について特定地区を指定すべきことを、地方公共団体に対し要請することができる。
- ４ 前各項の各規定は、特定地区の変更について準用する。

4. コーディネート

- １ 特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む。以下イー１３－（５）①の４．において同じ。）における都市整備に係る事業の円滑な実施を図るため、当該地区の調査、整備計画の策定及び事業の実施に係る企画、立案、情報の提供、調整等（当該事業と密接に関連する重点地域内の広域基盤施設等に係るものを含む。）を行うことを「コーディネート」という。
- ２ 地方公共団体は、コーディネートを行うことができる。
- ３ 地方公共団体以外の者で、次項以下の規定により選定された者又は要請を受

けた者は、当該特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行うことができる。

- 4 地方公共団体は、特定地区において都市の再構築に資する事業を実施し、又は企画しようとする者の中から、特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行う者（以下イー１３－（５）関係部分において「コーディネーター」という。）を、公募等の方法により、選定することができる。この場合において、当該地方公共団体は、コーディネートを行おうとする者に対し、当該区域の整備の方針（以下イー１３－（５）関係部分において「整備方針」という。）の提出を求めるものとする。
- 5 整備方針には、次に掲げる各事項を定めるものとする。
 - 一 整備の目標
 - 二 整備の基本的な内容
 - 三 整備の実施時期
 - 四 コーディネートを行おうとする内容、取組方針及び事業実施体制
 - 五 その他必要な事項
- 6 地方公共団体は、基本計画に適合した整備方針を提出し、かつ、当該地区の整備を確実に実施することができると認められる者の中から、公正な方法により、コーディネーターを選定するものとする。
- 7 地方公共団体は、特定地区における土地利用及び都市基盤施設の現況等に照らして、公募等の方法によりコーディネーターを選定することが困難又は不適切であると認める場合には、独立行政法人都市再生機構（以下イー１３－（５）関係部分において「機構」という。）に対し、当該地区に係るコーディネートを行うことを要請することができる。

5. 整備計画

- 1 特定地区の整備計画は、基本計画に基づき、地方公共団体、機構又は地方公共団体が公募等の方法により選定したコーディネーターが単独で、又は共同して策定するものとする。
- 2 整備計画には、次に掲げる各事項を定めるものとする。
 - 一 特定地区の整備に関する方針
 - 二 特定地区の土地利用に関する事項
 - 三 特定地区における都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項
 - 四 特定地区の整備の主体及び時期に関する事項
 - 五 特定地区の整備の推進体制に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- 3 整備計画を定めようとする者は、あらかじめ、当該整備計画に関係がある公共施設を管理することとなる者その他の関係機関と協議しなければならない。
- 4 整備計画を定めようとする者（地方公共団体又は機構以外の者に限る。）が単独で整備計画を定めるときは、当該特定地区を指定した地方公共団体の認定を受けるものとする。
- 5 前各項の規定は、整備計画の変更について準用する。

6. 施行者

- 1 交付金の交付を受けて都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する地方公共団体及び地方公共団体から補助金の交付を受けて都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する機構及び民間事業者等を都市再生総合整備事業（総合整備型）の施行者（以下イー１３－（５）関係部分において単に「施行者」という）。
- 2 施行者は、整備計画を踏まえて、特定地区における都市基盤施設の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附随する事業を行うものとする。

7. 交付対象事業

都市再生総合整備事業（総合整備型）の交付の対象となる事業及び費用については次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 基本計画の策定に要する費用
重点地域全体について、地方公共団体が基本計画を策定するために要する費用
- 2 整備計画の策定及びコーディネートに要する費用
施行者が行う整備計画の策定及びコーディネートに要する費用
- 3 特定地区内の都市基盤施設の整備に要する費用
地方公共団体が、重点地域内の都市構造の再編に必要な都市基盤施設として特定地区内において先行的に整備するもの又は特定地区内で構想される面的整備及び拠点形成等（以下イー１３－（５）関係部分において「面的整備事業等」という。）の具体化を促進する公共施設で、一に掲げる各施設の整備に要する二に掲げる各費用
 - 一 対象なる公共施設
 - イ 道路
 - ロ 公園（イー１０－（１）の表 10-(1)第５項に規定する公園を対象とする。）
 - ハ 下水道
 - ニ 鉄道駅周辺施設
 - ホ バスターミナル
 - ヘ その他特定地区内の面的整備事業等の実施の促進のために必要不可欠な施設
 - 二 対象となる費用
 - イ 調査設計費
調査及び設計に要する費用
 - ロ 施設整備費
用地費及び施設の建設に要する費用
- 4 特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用
施行者が、重点地域内の都市構造再編に資する都市拠点の整備等を進めるた

め、特定地区内において、拠点活動の基盤となる施設（以下イー１３－（５）関係部分において「地域生活基盤施設」という。）及びこれに附帯して整備される質の高い都市空間を形成するための施設（以下イー１３－（５）関係部分において「高質空間形成施設」という。）並びに地域社会の発展の中核となる新たな都市拠点として整備すべき地区等における高次の都市施設（以下イー１３－（５）関係部分において「高次都市施設」という。）として、表 13-(5)に掲げる施設を整備するために要する費用。ただし、表 13-(5)のⅢに掲げる地域交流センター、高度情報センター、複合交通センター及びアーバンマネジメントセンター（以下イー１３－（５）関係部分において「センター施設」という。）については、地方公共団体、地方公共団体の出資又は拠出によって設立された法人（以下イー１３－（５）関係部分において「第３セクター」という。）が行うものに限り、表 13-(5)のⅠに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、地方公共団体、第３セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。

5 特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

特定地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

イー１３－（５）②都市再生総合整備事業（拠点整備型）

1. 都市拠点形成支援施設整備事業

- 1 「都市拠点形成支援施設整備事業」（以下イー１３－（５）関係部分において「整備事業」という。）とは、地方公共団体等がこの要綱の定めるところに従って行う地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設として表 13-(5)に掲げる施設の整備等に関する事業をいう。

2 整備地区

整備事業を実施する地区（以下イー１３－（５）関係部分において「整備地区」という。）は、街路事業、公園事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基幹的な事業の実施（基幹的な事業の実施が予定されている地区において中心市街地活性化法に規定する基本計画が作成されている場合及び基幹的な事業の実施が終了している場合を含む。）に併せ、地区の特性を活かしつつ全体として市民共有の優れた街並みの形成、拠点機能の強化等を通じて魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次に掲げる各条件に該当するものとする。

- 一 地区における整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的、一体的な整備に関する計画並びに地区施設及び建築物等に関する規制・誘導措置に関する計画等を内容とする都市拠点の整備に関する総合的な計画（以下イー１３－（５）関係部分において「都市拠点整備総合計画」という。）が市町村により策定されていること。

ただし、都市再生整備計画の区域に包含され、かつ、整備事業が協議会（ただし、都市再生総合整備事業（拠点整備型）においては、都市再生法第 17 条に基づく市町村都市再生協議会に限る。）による協議を行った上で当該

整備計画の関連事業に位置付けられている場合においては、当該都市再生整備計画を都市拠点整備総合計画とみなす。

- 二 地区の全部又は枢要部分を含む相当の区域について、地区計画その他の規制・誘導措置（以下イー１３－（５）関係部分において「地区計画等」という。）が講じられる又は講じられることが確実と見込まれること。
- 三 概ね５ヘクタール以上の規模を有すること。（ただし、人口集中地区内にあっては、２ヘクタール以上、又は基幹的な事業が市街地再開発事業若しくは優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が５,０００㎡以上とする。）

２．都市拠点形成支援基盤整備促進事業

- １ 「都市拠点形成支援基盤整備促進事業」（以下イー１３－（５）関係部分において「促進事業」という。）とは、整備事業又は一に掲げる都市再開発事業（以下イー１３－（５）関係部分において「対象事業」という。）に関連する二に掲げる公共施設の整備に関する事業で、当該公共施設の管理者（管理者になるべきものを含む。）が行うものをいう。

一 都市再開発事業

次に掲げる事業で、都市拠点整備総合計画に位置付けられたもの。

- イ 都市再開発法による市街地再開発事業
- ロ 土地区画整理法による土地区画整理事業
- ハ イー１６－（２）の規定による優良建築物等整備事業
- ニ 大都市法による都心共同住宅供給事業（イー１６－（２）の規定による優良建築物等整備事業の要件に該当するものに限る。）

二 対象となる公共施設

イ 道路

- ロ 都市公園（整備事業並びに都市再開発事業のうちイ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）
- ハ 下水道（整備事業並びに都市再開発事業のうちイ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）
- ニ 河川（整備事業並びに都市再開発事業のうちイ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）
- ホ 広場等（都市再開発事業を対象事業とする場合に限る。）
- ヘ バスターミナル（都市再開発事業を対象事業とする場合で、当該事業の施行者が行うものに限る。）

- ２ 前項の規定は、対象事業が、原則として、イー１６－（１０）に規定する住宅市街地基盤整備事業の対象となる住宅建設事業及び宅地開発事業に係るものを除くものとする。

３ 開発事業計画書

- 一 開発事業者（整備地区内において開発行為、主要な建築物の整備を行うもの又は都市再開発事業の施行者をいう。以下イー１３－（５）関係部分において同じ。）は、促進事業の実施を要望する場合、あらかじめ関係地方公共団体の関係部局と協議の上、開発事業計画書を作成し、関係都道府県の都市

計画部局又は再開発部局に提出するとともに、関係市町村の都市計画部局又は再開発部局に送付するものとする。

- 二 都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業については、開発事業者（地方公共団体等の公的主体に限る。）は、公共施設整備費の一部を負担できる場合に限り、地方公共団体に対して促進事業の費用の一部を負担することを明らかにした上で、促進事業による公共施設の整備を要望できるものとする。

なお、促進事業の事業費と開発事業者が負担する費用（以下イー１３－（５）関係部分において「負担費用」という。）の合計（以下イー１３－（５）関係部分において「対象施設整備費」という。）に占める負担費用の割合は、次の各号に掲げる地域において、当該各号に定める割合とする。

イ 整備地区が次に掲げる地域内に存する場合 対象施設整備費の概ね $1/4$

- (1) 首都圏整備法に規定する既成市街地
- (2) 近畿圏整備法に規定する既成都市区域
- (3) 名古屋市の区域
- (4) 指定市及び首都圏整備法に規定する近郊整備地帯内の人口 25 万人以上の都市のうち、都市局長が別に定めるものの区域

ロ 整備地区が上記以外の地域内に存する場合、対象施設整備費の概ね $1/6$

- 三 開発事業計画書には、対象とする整備地区又は促進事業を実施する地区（以下イー１３－（５）関係部分において「事業地区」という。）における、市町村が定める都市拠点整備総合計画の概要及び関連公共施設の整備に関する事項（開発事業者の負担に関する事項を含む。）を記載するものとする。

- 四 開発事業者は、開発事業計画書を作成する場合には、都市拠点整備総合計画に基づいて行うものとする。

3. 都市拠点形成特定事業調査

「都市拠点形成特定事業調査」（以下イー１３－（５）関係部分において「特定事業調査」という。）とは、次の一又は二に該当する調査で、地方公共団体、機構又は協議会が行うものをいう。

- 一 法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査
- 二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

4. 交付対象事業

- 1 都市拠点形成支援施設整備事業

整備事業の交付の対象となる事業及び費用については次に掲げるとおりとする。

- 一 整備地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整

備に要する費用

地方公共団体等が、整備地区内において表 13-(5)に掲げる施設を整備するために要する費用。ただし、表 13-(5)のⅢに掲げる高次都市施設については、以下の地区において実施されるものに限る。

イ 地域交流センター等及び複合交通センター

次の(1)から(3)までのすべてを満たす地区に限る。

- (1) 新たな都市拠点として整備すべき地区で都市の基盤の一体的整備を行うことにより有効な利用が図られるべき鉄道操車場跡地、工場跡地、新市街地、沖合人工島、既成市街地内の低未利用地等の開発可能地を含むもの（以下イー 13 - (5) 関係部分において「新たな都市拠点として整備すべき地区」という。）であること。
- (2) 基幹的な事業が土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等であること。
- (3) 基幹的な事業が土地区画整理事業の場合は地区の面積が概ね 10ha 以上、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が 10,000 m²以上であること。

ロ アーバンマネージメントセンター

広域的な再開発の実施が確実と認められ、かつ、一定期間に集中的、段階的に土地利用の高度化及び都市機能の集積が行われると認められる地区（以下イー 13 - (5) 関係部分において「広域的な再開発の実施が確実と認められる地区」とする。）であること。

ハ 人工地盤等

次のいずれかに該当する地区であること。

- (1) 新たな都市拠点として整備すべき地区
- (2) 魅力とにぎわいのある商業地域の整備として、土地の複合高度利用を図るべき地区
- (3) 中心市街地等で人々の交流の拠点となる地区
- (4) 道路、鉄道、大規模建築物等により市街地が分断され、一体的整備を図る必要性が高い地区
- (5) 公園、広場等の公共空間が少なく、環境・防災上の観点から公共空間確保の必要性が高い地区

また、表 13-(5)のⅡに掲げる高質空間形成施設のうち地域冷暖房施設については、新たな都市拠点として整備すべき地区又は広域的な再開発の実施が確実と認められる地区において実施されるものに限る。

二 整備地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

整備地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

促進事業の交付の対象となる事業及び費用は、2. の第 1 項に定める対象となる公共施設の整備事業で、当該事業と同種の公共施設の整備に関する事業の対象要件及び次に掲げる基準に合致するものの実施に要する費用とする。ただし、都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業について

は、整備事業に係る開発事業者が地方公共団体等の公的主体であって、かつ、当該開発事業者が促進事業の費用の一部を負担する場合に限る。

一 一般的基準

次に掲げる基準のいずれかに合致するものであること。

イ 整備地区内に当該整備地区の拠点となる地域文化施設等の中核的施設（以下イ－１３－（５）関係部分において「中核的施設」という。）の整備が予定されているものであること。また、促進事業の実施により、中核的施設以外の民間建築物が早期に整備されることが確実であると認められること。

ロ ２．の第１項に定める都市再開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により都市の再開発を促進し、地域の活性化が促進される見込みが明らかなものであること。ただし、都市再開発事業が市街地再開発事業及び土地区画整理事業の場合にあつては、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の対象要件又はこれらに関する公共施設管理者負担金の対象要件に適合するものであること。

二 施設別基準

イ 道路（都市計画道路を含む。）

一般国道以外の道路に関する事業で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。

（１）整備地区内の主要な道路

（２）整備地区と整備地区外の主要な道路、最寄主要駅等交通上の重要拠点とを連結する道路のうち、整備事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

（３）都市再開発事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

ロ 都市公園

都市計画施設である住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地、緑道等に関する事業で、原則として、整備地区内又は事業地区内において行われるものであること。

ハ 下水道

下水道法の事業認可を得て行われる下水道事業で、次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

（１）整備地区内又は事業地区内の主要な管渠

（２）整備地区と整備地区外又は事業地区と事業地区外の主要な管渠若しくは流域下水道の管渠を結ぶ公共下水道の管渠又は流域下水道の管渠で、整備事業又は都市再開発事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

（３）整備地区内、事業地区内、整備地区から適切な放流地点に至るまで又は事業地区から適切な放流地点に至るまでの都市下水路

ニ 河川

一級河川（直轄区間を除く。）、二級河川又は準用河川に係る事業であつて、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、

次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区を通過し、若しくは整備地区に接する河川の部分又は整備地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、整備事業と一体的に整備することが必要なもの
- (2) 事業地区を通過し、若しくは事業地区に接する河川の部分又は事業地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、都市再開発事業と一体的に整備することが必要なもの
- (3) 整備事業又は都市再開発事業に関連して整備することが必要とされる防災調節池又は雨水貯留施設

ホ 広場等

道路敷地外の空間を活用して、安全かつ円滑な道路交通の確保のために必要な広場（人工地盤及びそれと一体的に整備されるエスカレーター等の昇降装置を含む。）等の歩行者空間を都市再開発事業に起因して緊急に整備することが必要な事業（都市再開発事業の事業地区に接して整備されるものに限る。）で、地方公共団体が行うものであること。

ヘ バスターミナル

道路敷地外において安全かつ円滑な道路交通の確保のため緊急に整備することが必要なバスターミナルに関する事業（事業地区内において都市再開発事業により整備される建築物と合築されるものに限る。）で、都市再開発事業の施行者が行うものであること。

3 都市拠点形成特定事業調査

特定事業調査の交付の対象となる事業及び費用は、地方公共団体又は協議会が行う次の各号に掲げる調査及びそれらに要する費用とする。

- 一 法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査
- 二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

表 13-(5)

都市再生総合整備事業の対象となる地域生活基盤施設、高質空間形成施設、及び高次都市施設に係る交付対象施設及び交付対象費用等

施設 区分	交付対象施設	交付対象費用等
I 地 域 生 活	地区施設である道路、公園、 緑地、広場 （以下「道路等」という。） ただし、公園についてはイー 1 0－（1）の表10-（1）第5項に 規定する公園を対象とする。	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 用地費 b 道路等の建設に要する費用

基 盤 施 設		
	一般公共の用に供する駐車場、自転車駐車場 (以下「駐車場等」という。)	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 駐車場及び自転車駐車場の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、駐車場については設計に要する費用及びロについては、1事業対象地区当たり概ね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、機械設備相当分（全体の4分の1とみなす。）に要する費用とする。
	荷物共同集配施設	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 建設費 荷物共同集配施設の建設に要する費用 b 購入費 荷物共同集配施設を整備するに当たって、建築物の一部を取得する際に要する費用（地方公共団体が取得するものに限る。）
	多目的広場 公開空地（屋内空間を含む。）	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 多目的広場及び公開空地の建設に要する費用
	集会所	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 集会所の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、基礎額は50,000千円を限度とする。

	情報板	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 情報板の建設に要する費用
	耐震性貯水槽 備蓄倉庫	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 耐震性貯水槽、備蓄倉庫の建設に要する費用 ただし、次のいずれかの要件に該当する地区内に設置されるものに限る。 a 災害対策基本法第２条第１０号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、事業の対象地区内又は対象地区に隣接していること。 b 事業対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること。 c 事業対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること。
Ⅱ 高 質 空 間 形 成 施 設	Ⅰ又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「緑化施設等」という。）	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 緑化施設等の整備に要する費用
	電線類地下埋設施設	宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもので、その整備に要

		する費用（電力管理者が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものとする。 イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路、電線類の材料費及び敷設費及び付帯設備の整備費及び引き込み部の工事に要する費用
	地域冷暖房施設	設計費 設計に要する費用
	I 又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における歩行支援施設、障害者誘導施設等	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 歩行支援施設、障害者誘導施設等の整備に要する費用
Ⅲ 高次都市施設	地域交流センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費（１整備地区における基礎額は 700,000千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して地域交流センターを整備する場合にあっては、1,000,000千円）を限度とする。） a 建設費 地域交流センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b 購入費 地域交流センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用

		c 空地等整備費 地域交流センターの敷地内に設置される通路（公衆が地域交流センターの出入りに利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあつては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあつては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用
	高度情報センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費（１整備地区における基礎額は 700,000千円を限度とする。） a 建設費 高度情報センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b 情報通信施設整備費 高度情報センターに設置する情報通信機器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々の情報通信システムを専用のものとして整備した場合に要する費用により按分した額とする。）及び外部の通信幹線等と高度情報センターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c 購入費 高度情報センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用 d 空地等整備費 高度情報センターの敷地内に設置される通路（公衆が高度情報センターの出入り

	等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあつては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあつては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用 e 制振・免震構造化工事費 高度情報センターを制振・免震化構造とするために必要な費用 f 防災施設整備費（次のイ、ロに掲げるもの） イ. 消火の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用 ロ. 避難用施設のうち排煙施設、非常用照明装置、及び防火戸（道路、階段、及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用
複合交通センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用。ただし、地盤調査及び実施設計に要する費用については、それぞれに要する費用にロのＳ１のＳ２に対する割合を乗じて得た額 ロ 共用施設整備費 複合交通センターの共用部分（エレベーター、エスカレーター、廊下、階段、ホール、歩行者広場等で、２以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備（日本国有鉄道清算事業団用地を活用して土地信託等により建設された複合交通センターの共用部分の取得及び市街地再開発事業等により建設された複合建築物の一部である複合交通センターの共用部分の地方公共団体による取得を含む。）に要する費用で、次式により算出した額 $P = C \times S1 / S2 + E$ ただし P : 共用部分の整備に要する

		費用 C : 複合交通センターの建築 主体工事費（複合交通セ ンターの総工事費から屋 内設備工事費及び屋外付 帯工事費を減じた額） S 1 : 共用部分の延べ床面積 S 2 : 複合交通センター全体の 延べ床面積 E : エレベーター、エスカレ ーター等の設備工事費及 び条例により附置義務の ある地区における駐車場 施設の整備に要する費用 （共用部分に対して条例 による附置義務相当分の 整備に要する費用に限る 。）
	アーバンマネジメントセン ター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する 費用 ロ 施設整備費 a 建設費 アーバンマネジメントセンターの建設工 事に要する費用 b 情報通信施設整備費 アーバンマネジメントセンター内に設置 する情報通信器の整備に要する費用（ 他の情報通信システムと複合利用を行う 場合にあっては、各々情報通信システム 専用のものとして整備した場合に要する 費用により按分した額とする。）並びに 外部の通信幹線とアーバンマネジメント センターとを結ぶケーブルの整備に要す る費用 c 購入費 アーバンマネジメントセンターを整備す るに当たって、建築物の一部を取得する際 に

	要する費用
人工地盤、立体遊歩道 (以下「人工地盤等」という。)	イ 設計費 基本設計、地盤調査費及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費 人工地盤等の建設に要する費用

(注)

この表において、「施設整備費」に係る基礎額は、既存建造物を活用する場合（ただし、耐震性貯水槽、電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等を除く。）にあっては、当該既存建造物の購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用を含むものとする。ただし、この場合の購入に要する費用に係る交付対象事業費は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和３８年４月１３日建設省計発第１８号）第二の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。

また「事業対象地区」とは、都市再生総合整備事業（総合整備型）における「特定地区」、都市再生総合整備事業（拠点整備型）における「整備地区」及び「事業地区」を指すものとする。

イ－１３－（６）都市再生区画整理事業

１．定義

都市再生区画整理事業とは、次の第１項から第４項までに定める事業をいう。その他イ－１３－（６）関係部分における用語の定義は、土地区画整理法（以下イ－１３－（６）関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第５項から第４１項までに定めるところによる。

１ 「都市再生事業計画案作成事業」とは、都市再生土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業をいう。

２ 「都市再生土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。

イ 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業

ロ 街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備（以下イ－１３－（６）関係部分において「大街区化」という。）による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業

ハ 低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業

ニ 任意の申出換地を用いた低未利用地等の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業

ホ 法第１４条第２項の規定に基づき設立の認可を受けた土地区画整理組合の事業基本方針に定められた施行地区において、地方公共団体が公共施設充当用地を取得する事業

３ 「被災市街地復興土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地
画整理事業
- ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地画整理事業により仮設住宅
等を整備する事業
- ４ 「緊急防災空地整備事業」とは、土地画整理事業が予定される地区において、
既成市街地の防災性向上及び土地画整理事業の促進を図ることを目的に公共施
設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業をいう。
- ５ 「特例市」とは、地方自治法の一部を改正する法律（平成２６年法律第４２号）
による改正前の地方自治法第２５２条の２６の３第１項に規定する特例市であつ
た市をいう。
- ６ 「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法第２条第３項に規定する既
成市街地、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区
域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）をいう。
- ７ 「三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第２条第
３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法
第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は
中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域をいう。
- ８ 「三大都市圏の近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第２条第４項に規定する
近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第４項に規定する近郊整備区域、中部圏開発
整備法第２条第３項に規定する都市整備区域、指定市、県庁の存する市、中核市
若しくは特例市に存する区域又はその隣接区域をいう。
- ９ 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第３
条第１項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る
地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された南
海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震
防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された日本海
溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観
測強化地域若しくは特定観測地域をいう。
- １０ 「国際競争力強化施設」とは、都市再生法第１９条の２第８項に規定する国
際競争力強化施設をいう。
- １１ 「立地適正化計画」とは、都市再生法第８１条第１項に規定する立地適正化
計画（ただし、同条第２項第２号に規定する居住誘導区域（以下イー１３－
（６）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同条第２項第３号に規
定する都市機能誘導区域（以下イー１３－（６）関係部分において「都市機能誘
導区域」という。）を定めた計画に限る。）をいう。
- １２ 「都市機能増進施設」とは、都市再生法第８１条第１項に規定する都市機能
増進施設をいう。
- １３ 「誘導施設」とは、都市再生法第８１条第２項第３号に規定する誘導施設を
いう。
- １４ 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生法第８１条第１４項に規定する
低未利用土地利用等指針をいう。
- １５ 「誘導施設整備区」とは、都市再生法第１０５条の２に規定する誘導施設整
備区をいう。

１６ 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 法第３条第１項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者２人が共同で行うもの（立地適正化計画に誘導施設の整備を行う者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者を除く。）が位置づけられた場合に限る。）又は３人以上が共同で行う場合に限る。）
- 二 法第３条第１項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（当該同意施行者が民間事業者である場合にあっては、宅地について所有権又は借地権を有する者が２人以上であり、かつ当該同意施行者が立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備主体となる場合に限る。）
- 三 密集市街地整備法第４０条に規定する防災街区計画整備組合
- 四 農住組合
- 五 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が７人以上参加している準備組織を含む。）
- 六 区画整理会社（法第３条第３項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）
- 七 独立行政法人都市再生機構
- 八 地方住宅供給公社
- 九 大都市法第２９条第１項の規定に基づき、数人共同して住宅街区整備事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者３人以上が共同で行う場合に限る。）
- 十 大都市法第２９条第２項に規定する住宅街区整備組合

１７ 「建築物棟数密度」とは、区域内の建築物の棟数（１棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定する。）を次に掲げる部分に係る面積を除いた当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。

- 一 公共施設の用に供している部分
- 二 主として住宅の用に供しない国公有地の部分
- 三 急傾斜地その他の宅地として利用することが困難な土地等の部分

１８ 「老朽住宅棟数」とは、区域内における「住宅の老朽度等の測定基準」（表 16-（8）-2「建築物の老朽度等の測定基準」に準ずるものとする。以下イー１３－（６）関係部分において「測定基準」という。）による評点が１３０以上である住宅又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている住宅の棟数及び測定基準による評点が１００以上１３０未満である住宅の棟数に１０分の８を乗じて得た棟数をいう。ただし、「住宅の棟数」については、１棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定するものとする。

１９ 「老朽住宅棟数率」とは、老朽住宅棟数の合計の住宅棟数に対する割合をいう。

２０ 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。

- 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資

金計画

二 地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模）

三 その必要な事項

２１ 「連鎖型土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について、５筆以上の更新困難敷地（幅員４ｍ以上の道路に２ｍ以上接していない宅地）を解消する複数の土地区画整理事業のプログラムで、前項各号に掲げる事項を記載したものをいう。

２２ 「都市機能導入施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。

２３ 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が３以上であること。

ロ 社会福祉施設（社会福祉法に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の２分の１の合計が概ね５００平方メートル以上のものであること。

２４ 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が３以上であること。

ロ 延べ面積の３分の２以上を住宅の用に供するもの（住生活基本法第１７条第２項第６号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第１２条の４第１項第１号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が１０以上であるもの）であること。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の２分の１の合計が概ね５００平方メートル以上のものであること。

２５ 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

２６ 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される法第９３条に規定する建築物をいう。

イ 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下イー１３－（６）関係部分において「減価

補償金地区」という。)で、次の要件に該当するもの

- (1) 主要駅付近又は中心市街地にあつて、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。
- (2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの概ね８０パーセント以上である地区であること。
- (3) 土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積の概ね３０パーセント以上となる地区であること。

ロ 法第９１条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

- (1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね３０以上であること。
- (2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね１０パーセント以上であること。

ハ 法第９３条第２項の規定に基づく事業が行われる地区（都市機能誘導区域内の主要駅付近又は中心市街地に限る。以下イ－１３－（６）関係部分において「高度利用・防火対策地区」という。）のうち、次の要件のいずれかに該当するもの

- (1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、概ね３０以上であること。
- (2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね１０パーセント以上であること。

２７ 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。

イ 調査設計に要する費用

ロ 公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。

- (1) 緑地の整備に要する費用
- (2) 広場の整備に要する費用
- (3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用
- (4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用
- (5) 児童遊園の整備に要する費用

ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷施設の整備に要する費用

⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑦ 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

$$\text{工事費算定式：} P = C \times (S1 / S2) + E$$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1 : 補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式：} P = C \times (S1 / S2) + E$$

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S 1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が10人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分 50 平方メートル

(b) (a)以外の用に供される部分 20 平方メートル

- b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) 立体換地建築物の延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの

(b) 住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの

- c 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区内、イー１３－(2)の3.に規定する地区再生計画区域内(大都市地域におけるものを除く。)又はイー１３－(2)及びイー１６－(3)に規定する市街地総合再生計画区域内(大都市地域におけるものを除く。)の土地地区画整理事業である場合

- d 次の要件を満たすものである場合

(a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること(隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。)

(b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。

(c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。

(d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。

- e 3. の第2項第3号の要件に該当する地区内の土地地区画整理事業である場合

⑩ 特殊基礎工事に要する費用

次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域(「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」(昭和62年建設省告示第1897号)に定める基準に該当する区域をいう。)内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

- a 三大都市圏の既成市街地等及びこれらに接続して市街地を形成している区域

ｂ 指定市及び道府県庁所在の市の区域

ｃ 第９項に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域

⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の３分の１以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法（昭和２７年法律第２３１号）第５１条に規定する航空障害灯の整備に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の４分の１とみなす。）とし、概ね３００台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

２８ 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。

２９ 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。

３０ 「不燃領域率」とは、不燃領域面積を地区面積で除した数値をいう。なお、不燃領域面積は、次の式により算定するものとする。

不燃領域面積＝空地面積（短辺又は直径４０ｍ以上かつ面積が１５００㎡以上の水面、公園、運動場、学校及び一団の施設等の面積又は幅員６ｍ以上の道路面積をいう。以下同じ。）の合計の値＋（地区面積－空地面積の合計の値）×全建物の建築面積のうち耐火建築物が占める割合

３１ 「避難路等沿道耐火建築物等」とは、次のいずれかに該当する建築物をいう。

イ 災害対策基本法第２条第１０号の地域防災計画に定められた又は定められることが確実な避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地で、かつ、次の(1)及び(2)に該当する区域において整備されることが確実なものをいう。

(1) 防火地域又は密集市街地整備法第３１条第１項に規定する特定防災街区整備地区内で、次のいずれかに該当すること。

(a) 建築基準法第６９条の規定により締結された建築協定において、建築物の地階を除く階数が２以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定め

られていること。

(b) 都市計画法第８条第１項第３号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあつては、建築物の高さの最低限度を７メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。

(c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。

(d) 都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第１２条の５第２項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を７メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第６８条の２第１項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。

(2) 次のいずれかを満たす区域であること。

(a) 避難路に係るものにあつては、避難路の境界から概ね３０メートルの範囲の土地の区域

(b) 避難地に係るものにあつては、後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

(c) 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては、後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するための建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

ロ 施行地区の不燃領域率４０％を確保するために必要な建築物で、整備されることが確実なものをいう。

３２ 「防災関連施設整備費」とは、イー１３－（１）①の１．の第１３項に規定する地震に強い都市づくり推進５箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。

３３ 「まちなみ形成建築物等」とは、歴史まちづくり法第５条第８項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的まちなみ形成に資する建築物等をいう。

３４ 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池及び都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画に定められた同法第１２条の５第２項第１号ロに規定する地区施設として位置付けられた雨水貯留浸透施設、避難施設、避難路等の整備に要する費用をいう。

３５ 「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用（土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く。）をいう。

３６ 「浸水対策整地費」とは、本事業において行われる浸水対策上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

３７ 「津波防災整地費」とは、次に掲げる要件を充たす防災上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

イ 算入方法

計画人口密度４０人/ha以上の区域（東日本大震災の被災地のうち、津波により建造物の多くが全壊した（流失した、又は１階天井以上の高さまで浸水した場合を含む。）区域を含む場合に限り）に係る土地の嵩上げに要する費用を基礎額に追加する。ただし、計画されている海岸保全施設等を前提として

既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しない程度までの土地の嵩上げに要する費用を限度とする。

この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検証するものとする。

ロ 地域要件

以下のいずれかを満たす市町村

- (1) 浸水により被災した面積が概ね20ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること
- (2) 国土交通大臣が、(1)の要件と同等の被災規模であると認めるもの

ハ 保全要件

津波防災整地を図った市街地については、土地の区画形質の保全を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該市街地の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

- 38 「液状化対策推進工事費」とは、イー１３－（１）②２．の第6項に規定する施行地区において、イー１３－（１）②４．に規定する宅地液状化防止事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。

イ 設計費

液状化対策工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

ロ 工事費

液状化対策工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用

- 39 「エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定」とは、エリアマネジメントを推進するために締結する施行者、公共施設管理者（法第106条第1項に規定する市町村その他の公共施設を管理すべき者をいう（附属Ⅲ編２．の表13－（6）において同じ。））並びに公共施設の整備及び管理を行う者間の協定をいう。

- 40 「エリアマネジメント活動拠点施設整備費」とは、次に掲げる要件を満たすエリアマネジメント活動の拠点となる集会施設の整備に要する費用をいう。

イ 施行者、エリアマネジメント団体及び地方公共団体間で、当該施設の整備・管理の方法及び費用負担について締結した協定に基づくものに限る。

ロ 新築の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下イー１３－（6）関係部分において「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下イー１３－（6）関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準である再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は

40%削減（小規模（300 m²未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。

- 41 「地籍整備費」とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の指定を受けた測量成果により施行地区内の土地の登記を申請又は嘱託する土地区画整理事業において実施される事業施行のための測量、換地計画の作成（換地図の作成に限る。）、換地処分及び登記に要する費用（地籍整備推進調査費補助金交付要領（平成22年4月1日付国土国第417号）に基づく補助金（以下イ－13－（6）関係部分において「地籍整備推進調査費補助金」という。）の交付を受けずに実施されるものに限り、施行地区面積1ha当たり100万円として算出した額と550万円の合計に2/3（地方公共団体施行の場合は1）を乗じた額を限度とする。）をいう。

2. 交付金事業者

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行者となることが見込まれる者（以下イ－13－（6）関係部分において「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道府県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。
- 3 都市再生土地区画整理事業は、1. の第2項イ、ロ、ハ及びニに掲げる事業にあつては都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が、1. の第2項ホに掲げる事業にあつては都道府県又は市町村が行う。
- 4 被災市街地復興土地区画整理事業は、都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。
- 5 緊急防災空地整備事業は、都道府県又は市町村が行う。

3. 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市（市街化区域内の人口密度が40人／ha以上あり当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下の市町村）」の区域を含む。以下3.において同じ。）に過半が該当する地区であつて、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。
 - 一 1. の第2項イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。
 - イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であつて、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。
 - (1) 都市計画法第6条の2に規定する整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2第1項に規定する基本方針

- (2) 災害対策基本法第２条第１０号に規定する地域防災計画（以下イ－１３－（６）関係部分において「地域防災計画」という。）
- (3) 地方拠点都市法第６条第１項に規定する基本計画
- (4) 都市再生整備計画又は立地適正化計画

ロ 次の要件に該当する地区

- (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であること。

- (2) 震災時に延焼又は建物倒壊による危険性が高い木造住宅等が密集している市街地に存する次の①もしくは②の要件のいずれかに該当する地区、又は豪雨時に浸水被害の危険性が高い地区に存する次の③もしくは④の要件のいずれかに該当する地区

- ① 密集市街地整備法第３条第１項第１号に規定する防災再開発促進地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「防災再開発促進地区」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存すること。

- ② 地域防災計画に定められ、又は定められることが確実な区域に存し、かつ、次の区域内のいずれかに存すること。

- (i) 三大都市圏の既成市街地等
- (ii) 大規模地震発生の可能性の高い地域
- (iii) 指定市
- (iv) 県庁所在地

- ③ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する地区であること。

- ④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区であること。（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が４０人／ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）

ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区（(1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。）

- (1) 都市再生法第２条第３項の規定に基づき定められた都市再生緊急整備地域に係る地区であること。
- (2) 都市再開発法第２条の３第１項第２号又は第２項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定められた地区であること。
- (3) 都市鉄道等利便増進法（平成１７年法律第４１号）第１２条第１項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第２項第２号の区域に係る地区であること。
- (4) バリアフリー法第２５条第１項に規定する基本構想において定められた同条第２項第一号の区域に係る地区であること。

ニ ロ(1)の要件に該当し、かつ、歴史まちづくり法第５条第８項の規定により認

定を受けた、又は受けることが確実な歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行しようとする地区

ホ ロ(1)の要件に該当し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）

二 １．の第２項ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ 次の要件に該当する地区

(1)直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、前号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。）

(2)鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から５００mの範囲内にあること

(3)地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること

ロ イの要件に適合し、かつ、第１号ハに掲げる(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する地区（該当することが確実な地区を含む。）

ハ イの要件に適合し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）

三 １．の第２項ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

四 １．の第２項ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

五 １．の第３項に掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、被災地の面積が概ね２０ヘクタール以上で被災戸数が概ね１，０００戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域（以下イ－１３－（６）関係部分において「推進地域」という。）又は東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域（以

- 下イ－１３－（６）関係部分において「計画区域」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区において行う。
- ２ 都市再生土地地区画整理事業のうち１．の第２項イに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 公共用地率が１５％未満（都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業（以下イ－１３－（６）関係部分において「都市構造再編集中支援事業」という。）として実施されるものにあつては、２０％未満）であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては次のとおりとする。
- イ 幹線道路等を除く。
- ロ 次号ハに規定する拠点的市街地形成重点地区において、公益施設の整備が図られる場合にあつては、狹隘道路等を除く。ただし、狹隘道路等の道路幅員について、住宅地にあつては４ｍ未満、商業地又は工業地にあつては６ｍ未満とする。
- 二 次の要件（前項第１号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。）のいずれかに該当する地区であること。
- イ 前項第１号イの要件を満たす地区
- ロ 前項第１号ロの要件を満たす地区。ただし、前項第１号ロ（２）①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること（以下イ－１３－（６）関係部分において「安全市街地形成重点地区」という。）
- ① 地区内の老朽住宅棟数が５０棟以上であること。ただし、住生活基本法第１７条第２項第６号に規定する「住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「重点供給地域に係る地区」という。）にあつては２５棟以上であること。
- ② 原則として、次表の左欄に掲げる地区の建築物棟数密度の区分に応じ、老朽住宅棟数率が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

建築物棟数密度	老朽住宅棟数率
30以上40未満	7割
40以上50未満	6割
50以上60未満	5割
60以上70未満	4割
70以上	3割

- ハ 前項第１号ロ（１）の要件を満たし、かつ、前項第１号ハ（１）から（４）までのいずれかに該当する地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「拠点的市街地形成重点地区」という。）
- ニ 前項第１号ロ（１）の要件を満たし、かつ、歴史まちづくり法第５条第８項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき土地地区画整理事業を施行する地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「歴史的風致維持向上重点地区」という。）
- ホ 前項第１号ロ（１）の要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地地区画整理事業を施行する地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「都市機能誘導重点地区」という。）

三 第２号イ、ロ、ハ、ニ又はホに該当する地区については、次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 面積に当該地区に係る都市計画において定められた、又は定められることが確実な容積率を乗じて得た値（以下イー１３－（６）関係部分において「換算面積」という。）が２ヘクタール以上であること。
- (2) 複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値（一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業、又は、連鎖型土地区画整理事業プログラムにおいて、更新困難敷地を解消する複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の２分の１以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。）が２ヘクタール以上であること。
- (3) 安全市街地形成重点地区に該当し、かつ、重点供給地域に係る地区については、換算面積が１ヘクタール以上であること。
- (4) 拠点市街地形成重点地区に該当し、公益施設の整備が図られる場合にあっては、換算面積が１ヘクタール以上であること。
- (5) 都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあつては、(1)中「２ヘクタール」とあるのは「０．５ヘクタール」とすること。

３ 都市再生土地区画整理事業のうち、１．の第２項ロに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であつて、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に一時滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。

二 次の要件のいずれかに該当する地区であること。

- イ 第１項第２号イの要件を満たす地区
- ロ 第１項第２号ロの要件を満たす地区
- ハ 第１項第２号ハの要件を満たす地区

三 次のいずれかの要件に該当すること。

イ 前号イに該当する地区については、前項第３号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること。

ロ 前号ロに該当する地区については、以下のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 前項第３号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること
- (2) 公益施設の整備が図られる場合にあっては、換算面積が１ヘクタール以上であること

ハ 前号ハに該当する地区については、以下のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 前項第３号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること
- (2) 都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあつては、前項第３号の(1)中「２ヘクタール」とあるのは「０．５ヘクタール」とすること。

４ 都市再生土地区画整理事業のうち１．の第２項ハに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であつて、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一 公共用地率が２０％未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。

二 次の要件に該当する地区であること。

イ 第１項第３号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）

ロ 事業計画に誘導施設整備区が定められた土地地区画整理事業を施行する地区

三 換算面積が０．５ヘクタール以上であること。

５ 都市再生土地地区画整理事業のうち１．の第２項ニに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一 公共用地率が２０％未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。

二 次の要件に該当する地区であること。

イ 第１項第４号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）

ロ 任意の申出換地によって土地を集約する土地地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区

三 換算面積が０．５ヘクタール以上であること。

６ 都市再生土地地区画整理事業のうち１．の第２項ホに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、第２項の要件に該当する地区において行うものとする。

７ 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち１．の第３項イに掲げる事業は、３．の第１項第５号の要件（推進地域又は計画区域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。

８ 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち１．の第３項ロに掲げる事業は、推進地域又は計画区域内の土地の区域における地区において行うものとする。

９ 緊急防災空地整備事業は、土地地区画整理事業を予定する次の各号のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。

一 次に掲げる要件に該当する地区

イ 都市計画法第１２条の規定により土地地区画整理事業の都市計画決定がなされた地区であって減価補償を必要とすることが見込まれる地区

ロ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区

(１) 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等

(２) 人口１０万人以上の市

(３) 大規模地震発生の可能性の高い地域

(４) 都市機能誘導区域

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区

イ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地地区画整理事業を実施する予定の地区

ロ 高規格堤防の整備と一体的に土地地区画整理事業を実施する予定の地区（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が４０人／ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）

三 東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に定められた区域に存する地区（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）

四 推進地域に定められた区域に存する地区

4. 交付対象

交付金の交付対象は、地方公共団体とする。

5. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

1 都市再生事業計画案作成事業

一 ３．の第１項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生事業計画案作成事業

二 ３．の第１項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等（施行者となることが予定される者を含むものとし、１．の第１６項第１号に掲げる個人施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあっては、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者３人以上が参加する準備組織が交付金事業者となるものとする。この場合にあっては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、当該区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。また、１．の第１６項第２号に掲げる同意施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあっては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。）が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生事業計画案作成事業

2 都市再生土地区画整理事業

一 ３．の第２項から第６項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生土地区画整理事業

二 ３．の第２項から第５項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生土地区画整理事業

3 被災市街地復興土地区画整理事業

一 ３．の第７項及び第８項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する被災市街地復興土地区画整理事業

二 ３．の第７項及び第８項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する被災市街地復興土地区画整理事業

4 緊急防災空地整備事業

３．の第９項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する緊急防災空地整備事業

6. 雑則

1 本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の日から平成２８年度末までの期間に

において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成２８年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成３０年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合は、１．の第１１項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。

- ２ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村が、都市再生区画整理事業を実施する場合は、平成３０年度までに立地適正化計画に居住機能誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、１．の第１１項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。
- ３ 中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。
- ４ 本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ５ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属第Ⅱ編３．の第１項第１号ニ（５）に該当するもの及び第２項第２号ニに該当するもの（３．の第１項第１号ニ（５）に該当するものに限る。）は、なお従前の例によるものとする。
- ６ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属第Ⅱ編３．の第１項第１号ハ（１）に該当するものは、なお従前の例によるものとする。
- ７ 附属第Ⅱ編１．の第４０項口に関する規定について、本改正要綱の施行（令和４年４月１日）の日から令和６年度末までの期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。
- ８ 附属第Ⅱ編１．の第４１項に関する規定について、地籍整備推進調査費補助金との整合性を確保するため、同補助金の内容が変更される際には、見直しを検討するものとする。
- ９ 本改正要綱の施行（令和７年４月１日）の際、改正前の要綱に基づき実施されている事業及び本改正要綱の施行の日から令和９年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属編第Ⅱ編３．に掲げる要件を満たす地区に該当するものは、なお従前の例によるものとする。

イ－１３－（７）削除

イ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業

１．目的

都市交通システム整備事業は、都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の

適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2. 整備地区

都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第１号又は第２号に掲げる条件に該当する地区とする。

一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。

イ 都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する立地適正化計画（同条第２項第２号に規定する居住誘導区域（以下イ－１３－（８）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下イ－１３－（８）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）（以下イ－１３－（８）関係部分において「立地適正化計画」という。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イ－１３－（８）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね３０分で到達できる範囲に限る。）（以下イ－１３－（８）関係部分において「地域生活拠点」という。）。

- （１）基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域
 - （２）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イ－１３－（８）関係部分において「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※１）（以下イ－１３－（８）関係部分において「広域的な立地適正化の方針」という。）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
 - （３）基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域
 - （４）基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
- （※１） 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。
- （※２） 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和３年６月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

ロ 基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域

- 二 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略（以下イー１３－（８）関係部分において「総合交通戦略」という。）を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

3. 定義

「地区交通戦略」とは、エリアを限定してきめ細やかな都市交通システムの整備や街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画をいう。

4. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

以下のロ及びハについては、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業とする。

ただし、以下のロ（9）又は（10）のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費１億円以上の事業とする。

なお、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークブル推進事業、地域公共交通再構築事業について、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業は、事業費を全体事業費に含めることができる。

また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で１時間あたり３本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成３０年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。

イ 整備計画の作成等に関する事業

- （１） 整備計画の作成に関する事業
- （２） 交通まちづくり活動推進事業
- （３） スマートシティの推進に資する社会実験

ロ 公共的空間等の整備に関する事業

- （１） 公共的空間等が整備される敷地の整備
- （２） 公共的空間の整備
- （３） 歩行空間の整備
- （４） 駐車場の整備
- （５） 駐車場有効利用システムの整備
- （６） 観光バス駐車場の整備
- （７） 荷捌き駐車施設の整備
- （８） 自転車駐車場の整備
- （９） バリアフリー交通施設の整備
- （１０） シェアモビリティ設備の整備
- （１１） 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備
- （１２） LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備
- （１３） （１）から（１０）までの施設の代替となる又は（１）から（１２）までの施設と一体となった鉄道施設等の整備

ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業

- (1) 都市情報提供システムの整備
- (2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備
- (3) 歩行活動の増加に資する施設の整備
- (4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備
- (5) 案内標識の整備
- (6) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備
- (7) こども連れ環境施設の整備

5. 交付金事業者

交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等をいう。

なお、地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等とは、民間事業者等とする。

6. 雑則

一 経過措置

イ 平成２８年度末までに事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を設定することを、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画を策定している区域とみなす。

ロ 平成３０年度末までに事業を開始する場合であって、都市機能誘導区域が設定されている場合には、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画を策定している区域とみなす。

二 経過措置

令和８年度末までに事業を開始する場合は、令和６年１２月１７日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。

イー１３－（９）津波復興拠点整備事業

1. 定義

津波復興拠点整備事業とは、津波復興拠点を緊急に整備するために実施される以下の事業をいう。

1) 津波復興拠点整備計画策定支援

津波復興拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 津波復興拠点のための公共施設等整備

津波復興拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ 道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下、「地区公共施設」という）

ロ 津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下、「津波防災拠点施設」という）

ハ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「高質空間形成施設」とい

う)

- ニ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下「津波復興拠点支援施設」という）

3) 津波復興拠点のための用地取得造成

津波復興拠点整備に必要な用地の取得及び造成に関する事業

- ※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成した津波復興拠点については、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該拠点の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。
- ※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しないまでの嵩上げにかかる費用を限度とする。この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検証するものとする。
- ※ 取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

2. 交付対象事業

本事業の交付対象事業は、次の要件に該当するものとする。

- ※ なお、1)、2)イ、3)イについては、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を対象とし、2)ロ・ハ、3)ロ・ハ・ニ・ホについては「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が行われた区域を対象とする。

1) 津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用

イ 計画作成費

津波復興拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ コーディネート費

コーディネートに要する費用

2) 津波復興拠点のための公共施設等整備

イ 測量試験費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）

3) 津波復興拠点のための用地取得造成

- イ 測量試験費
津波復興拠点の整備に必要な測量、調査等に要する費用
- ロ 実施設計費
津波復興拠点の整備に必要な実施設計に要する費用
- ハ 用地費
津波復興拠点の整備に必要な用地の取得費用
- ニ 補償費
津波復興拠点の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用
- ホ 造成費
津波復興拠点の整備に必要な造成費用

３．交付金事業者

地方公共団体

４．施行地区

東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域内（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く）において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

但し、以下のいずれかを満たす市町村の区域内に限る。

イ 浸水により被災した面積が概ね２０ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね１，０００棟以上であること

ロ 国土交通大臣がイ要件と同等の被災規模であると認めるもの

※ また、原則として１市町村あたり２地区まで、国費支援の面積上限は１地区あたり２０ヘクタールまでとする。

イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

１．目的

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、施行者又は特定建築者（以下「施行者等」という。）が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を国が施行者等又は施行者等に費用の一部を補助する地方公共団体に対し交付すること並びに地権者の生活再建に支障を来さないよう、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。

２．定義

１ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 政策課題対応タイプ

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した

質の高い施設建築物等の整備に関する事業をいう。

二 地域活性化タイプ

地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

２ イー１３－（１０）関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。

一 市街地再開発事業

都市再開発法第２条第１号に規定する市街地再開発事業をいう。

二 優良建築物等整備事業

イー１６－（２）及びスマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成２６年３月３１日 国住心第１７８号）第３第２７号に規定する優良建築物等整備事業をいう。

三 地域優良賃貸住宅整備事業

地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第２条第３号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。

四 住宅市街地総合整備事業

イー１６－（８）に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。

五 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２条第５号に規定する防災街区整備事業をいう。

六 都市再生整備計画事業

イー１０－（１）に規定する都市再生整備計画事業をいう。

七 地域住宅計画に基づく事業

イー１５－（１）に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。

八 認定集約都市開発事業

イー１３－（１１）に規定する認定集約都市開発事業をいう。

九 都市再生住宅等整備

イー１６－（８）２．第３号に規定する都市再生住宅等整備をいう。

十 施行者

第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。

十一 特定建築者

都市再開発法第９９条の２第２項（同法第１１８条の２第２項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築者をいう。

十二 住宅性能評価書

住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条に規定する住宅性能評価書をいう。

十三 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第３条第１項の規定に基づく評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号）をいう。

十四 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（同条第２項第２号に規定する居住誘導区域及び同条第２項第３号

に規定する都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。)に定められた都市機能誘導区域をいう。

十五 居住誘導区域

都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（同条第２項第２号に規定する居住誘導区域及び同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定められた居住誘導区域をいう。

十六 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

十七 ZEH 水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から２０％削減となる省エネ性能の水準をいう。

十八 ZEB 水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて３０％削減又は４０％削減（小規模（３００㎡未満）は２０％削減）となる省エネ性能の水準をいう。

十九 ZEH-M Ready 水準

住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から５０％以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十 ZEB Ready 水準

非住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から５０％以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十一 優良緑地確保計画

都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第８８条第１項に基づく優良緑地確保計画をいう。

３. 政策課題対応タイプの実施

１ 対象地域

住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（第十号に掲げる地域にあっては認定集約都市開発事業の場合に限る。）により整備されるものとする。

- 一 首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯又は同条第５項に規定する都市開発区域
- 二 近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は同条第５項に規定する都市開発区域
- 三 中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域又は同条第４項に規定する都市開発区域
- 四 平成１７年度までに定められた大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第３条の３第２項第四号に規定する住宅及び住宅地の

供給を重点的に図るべき地域

- 五 都市再開発法第２条の３第１項第１号に規定する都市再開発の方針が定められた市街地又は同条第２項に規定する都市再開発の方針が定められた地区
- 六 都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内
- 七 居住誘導区域内であって、人口密度が４０人／ha以上の区域内
- 八 県庁所在都市又は通勤圏人口２５万人以上の都市の通勤圏のうち昭和４５年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和４５年に国勢調査が行われていない場合については、その時点で人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）又は計画開発地
- 九 都市再生特別措置法第２条第３項の規定に基づき定められる都市再生緊急整備地域
- 十 低炭素法第２条第２項に規定する低炭素まちづくり計画に定められた区域

２ 交付対象事業

交付対象事業は、第一号に掲げる事業（令和１４年３月３１日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。

一 次のいずれかに該当する事業であること。

- イ 市街地再開発事業
- ロ 優良建築物等整備事業
- ハ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。）
- ニ 住宅市街地総合整備事業
- ホ 防災街区整備事業
- ヘ 都市再生整備計画事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）
- ト 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）
- チ 認定集約都市開発事業（集約都市開発支援事業による助成を受けるものに限る。）

二 次のいずれかに該当すること。

- イ 「東日本大震災からの復興の基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当するもの
- ロ 「東日本大震災からの復興の基本方針」３（ハ）に該当するもの
- ハ 「東日本大震災からの復興の基本方針」３（イ）、（ロ）及び（ハ）に該当するもの以外

三 次のイ及びロを満たすこと。

- イ ３．第３項第一号に規定する必須要件を満たす事業であること。

ロ イに加えて、３．第４項第一号イからへに規定する選択要件より二つ以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。

四 令和１２年３月３１日までに着手（交付金を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下イー１３－（１０）関係部分において同じ。）された事業であること。

３ 必須要件

一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。

イ 次に掲げる高齢者等配慮対策が講じられていること。

- ① 住宅部分については、評価方法基準第５の９の９－１に規定する高齢者等配慮対策等級（専用部分）について等級３以上、同９－２に規定する高齢者等配慮対策等級（共用部分）について等級４以上の基準を満たすこと。
- ② 非住宅部分については、評価方法基準第５の９の９－２に規定する高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級４に相当する対策、又は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。

- ① 非住宅部分について、託児スペース、授乳スペース、子育てに配慮したトイレ等、子育て支援機能を設置すること。
- ② 足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。
- ③ 出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ（概ね 75cm 以下）への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。
- ④ 住宅部分について、次の(1)から(5)までのすべてを満たすこと。
 - (1) 建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。
 - (2) エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。
 - (3) 住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。
 - (4) 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。
 - (5) 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。
- ⑤ 住戸の躯体天井高さが 2,650mm 以上であること。

⑥ 住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。

ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。この場合において、地震等による大規模災害の発生時に、国、地方公共団体等から、事業区域内の建築物又は敷地の一部を広域的な防災拠点等として一時的に利用することの求めがあった場合に提供可能なスペースをあらかじめ明示するとともに、当該情報を国及び地方公共団体と共有すること。

① 構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第５の１の１－１に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級２に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。

② 都市部に存する事業にあっては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所（50 ㎡以上）、防災備蓄倉庫（屋内 5 ㎡以上）の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。

③ 都市部に存する事業にあっては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。

ニ 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。

① 住宅部分については、ZEH 水準に適合すること。

② 非住宅部分については、ZEB 水準に適合すること。

ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。

① 評価方法基準第５の４の４－４に規定する更新対策（住戸専用部）の水準に相当する対策を講ずること。

② 施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとする。

③ 評価方法基準第５の３の３－１に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級３に相当する対策を講ずること。

④ コンクリートの水セメント比を 45%以下等とすること。

⑤ 評価方法基準第５の４の４－１に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同 ４－２に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級３に相当する対策を講ずること。

⑥ 評価方法基準第５の４の４－３に規定する更新対策（共用排水管）の等級３に相当する対策を講ずること。

ヘ 供給される住宅が、居住水準の向上に資するものであるとともに、適切な維持管理に配慮されているものであること。

ト 設計された住宅及び建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものであること。

二 前号イからトに規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。

４ 選択要件

一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。

イ 防災対策

次の①から⑤までのいずれかに該当すること。

- ① 都市部以外に存する事業にあつては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所（50 ㎡以上）、防災備蓄倉庫（屋内 5 ㎡以上）の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。
- ② 非常時に発生する火災に対して有効に機能する延焼遮断帯の形成に寄与すること。
- ③ 津波に対して安全な構造であること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。
- ④ 都市部以外に存する事業にあつては、浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。
- ⑤ 災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。

ロ 環境対策

次の①から③のいずれかに該当すること。

① 都市緑化対策

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること（ただし、当該事業の存する地方公共団体が定める条例等で緑化対策が義務づけされた場合においては、(1)及び(2)の基準が、義務づけされた基準を超える場合に限る）。

- (1) 空地の面積の敷地面積に対する割合（以下「空地率」という。）が、1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 2 を加えた数値以上となるよう空地を確保するとともに、敷地面積の 100 分の 5 以上の面積を緑化すること。
- (2) 空地率が、1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 1 を加えた数値以上となるよう空地を確保するとともに、敷地面積の 10 分の 2 以上の面積を緑化すること。

② 木材利用の推進

当該事業により整備される施設建築物において、次の(1)及び(2)に該当すること。

- (1) 住宅部分については、延べ面積 1 ㎡につき 0.025 ㎡以上の木材を使用すること。

(2) 非住宅部分については、延べ面積 1 m^2 につき 0.01 m^3 以上の木材を使用すること。

③ 優良緑地確保計画の認定基準に適合すること。

ハ 子育て対策

住宅部分については、次の①から④までのすべてに該当すること。

① 評価方法基準第5の8の8－1に規定する重量床衝撃音対策等級4に相当する基準を満たすこと。

② 評価方法基準第5の8の8－2に規定する軽量床衝撃音対策等級4に相当する基準を満たすこと。

③ 評価方法基準第5の8の8－3に規定する透過損失等級（界壁）の等級4に相当する基準を満たすこと。

④ 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース、宅配ボックスを設置すること。

ニ 生産性向上

当該事業に係る設計及び施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。

ホ 働き方対策

テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の①から④までのすべてに該当すること。

① 入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること。

② 利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること。

③ 当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと。

④ 当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認できること。

ヘ 省エネルギー対策

① 住宅部分については、ZEH-M Ready 水準に適合すること。

② 非住宅部分については、ZEB Ready 水準に適合すること。

二 前号イからへに規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。

5 技術評価に係る書類

一 地方公共団体は、交付申請書に、住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査（技術評価を含む。）に係る書類を添付するものとする。

二 国土交通大臣又は都道府県知事は、交付申請書に添付された住宅の性能に関する技術評価に必要な書類について、事業を行う者に対し、別に定めるところにより、公的機関による技術評価の結果の提出を求めることができる。

4. 地域活性化タイプの実施

地域活性化タイプの交付対象事業は、以下の要件を満たす市街地再開発事業及び防災街区整備事業とする。

- 1 次の一又は二のいずれかの要件を満たす事業であること。
 - 一 事業計画が令和４年１１月８日までに認可されていること。
 - 二 以下の要件を満たす事業であること。
 - イ 令和４年１１月８日までに特定業務代行契約等が締結され、事業計画（資金計画を含む）について地権者による合意形成がなされている事業であること。
 - ロ 以下の①から③のいずれかの事象が地区内で発生し、地権者の生活再建に支障を来している事業であること。
 - ①地権者が移転していること。
 - ②借家人が移転していること。
 - ③補償が発生していること。
- 2 令和４年１１月８日以降に建設工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画を含む）の変更を実施することが確実と見込まれること。

5. 附則

- 1 平成２８年度末までに事業開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域、平成３０年度中に市町村が作成する立地適正化計画に定められた居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地又は居住誘導区域見込地において、支援対象とする。
- 2 中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第７項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 3 本改正要綱の施行（令和２年４月１日）前の要綱に基づき、令和２年３月３１日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で事業を開始する場合は、平成３０年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
- 5 本改正要綱の施行（令和３年４月１日）前の要綱に基づき、令和３年３月３１日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。
- 6 本改正要綱の施行（令和７年４月１日）前の要綱に基づき、令和７年３月３１日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。

イ－１３－（１１）集約都市開発支援事業

1. 目的

集約都市開発支援事業は、認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援することにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とする。

2. 定義

イ－１３－（１１）関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 認定集約都市開発事業（再開発型）	イ－１３－（２）２．(1)及びイ－１６－（１）２．１に規定する市街地再開発事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(2) 認定集約都市開発事業（防街型）	イ－１３－（２）２．(3)に規定する防災街区整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(3) 認定集約都市開発事業（暮らしにぎ型）	イ－１３－（４）２．及びイ－１６－（５）に規定する暮らし・にぎわい再生事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(4) 認定集約都市開発事業（優建型）	イ－１６－（２）２．１に規定する優良建築物等整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(5) 認定集約都市開発事業（住市総型）	イ－１６－（８）２．１に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(6) 都市再生整備計画事業	イ－１０－（１）に規定する都市再生整備計画事業をいう。
(7) 市街地再開発事業	イ－１３－（２）２．(1)及びイ－１６－（１）２．１に規定する市街地再開発事業をいう。
(8) 防災街区整備事業	イ－１３－（２）２．(3)に規定する防災街区整備事業をいう。
(9) 暮らし・にぎわい再生事業	イ－１３－（４）２．及びイ－１６－（５）に規定する暮らし・にぎわい再生事業をいう。
(10) 都市・地域交通戦略推進事業	イ－１３－（８）に規定する都市・地域交通戦略推進事業をいう。
(11) 優良建築物等整備事業	イ－１６－（２）２．１に規定する優良建築物等整備事業をいう。
(12) 住宅市街地総合整備事業	イ－１６－（８）２．１に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。
(13) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業	イ－１３－（１０）及びイ－１６－（１８）に規定する防災・省エネまちづくり緊急促進事業をいう。

3. 集約都市開発支援事業計画

集約都市開発支援事業を実施しようとする都道府県又は市町村は、単独で、又は共同して、次に掲げる事項を記載した集約都市開発支援事業計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

- (1) 集約都市開発支援事業計画の区域
- (2) 集約都市開発支援事業計画の目標
- (3) 集約都市開発支援事業計画の目標達成に必要な交付対象事業
- (4) 集約都市開発支援事業計画の計画期間
- (5) 集約都市開発支援事業計画の対象地区名
- (6) 集約都市開発支援事業計画の区域面積

- (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (8) 交付対象外事業（集約都市開発支援事業計画の目標の達成を図るために実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
- (9) 交付期間
- (10) 集約都市開発支援事業計画の対象地区の整備方針
- (11) 集約都市開発支援事業計画の評価に関する事項
- (12) その他必要な事項

4. 交付対象事業

本事業の交付対象となる事業は、集約都市開発支援事業計画に記載された次に掲げる事業とする。ただし、１の事業が記載されている場合に限る。

1 認定集約都市開発事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するために実施する次に掲げる事業をいう。

- (1) 認定集約都市開発事業（再開発型）
- (2) 認定集約都市開発事業（防街型）
- (3) 認定集約都市開発事業（優建型）
- (4) 認定集約都市開発事業（住市総型）
- (5) 認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）

2 関連事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するため、認定集約都市開発事業と関連して実施することが必要な次に掲げる事業をいう。

- (1) 市街地再開発事業
- (2) 防災街区整備事業
- (3) 優良建築物等整備事業
- (4) 住宅市街地総合整備事業
- (5) 暮らし・にぎわい再生事業
- (6) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業
- (7) 都市・地域交通戦略推進事業
- (8) 都市再生整備計画事業（ただし、都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等のうち、同表第4項から第12項まで、第15項第1号から第3号まで、第16項から第18項まで、第20項から第22項まで及び第27項に掲げる事業等に限る。）

5. 交付対象

都道府県又は市町村とする。

6. 認定集約都市開発事業（優建型）に係る特例

認定集約都市開発事業（優建型）にあつては、附属第Ⅱ編イ－１６－（２）について、表13-(11)-1の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

表 13-(11)-1

左欄	中欄	右欄
附属第Ⅱ編イー 1 6 - (2) 2. 第 1 項第一号 ロ	(5) 次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。 ① 駐車場台数が概ね 100 台以上の自走式駐車場(機械自走併用式駐車場の場合は概ね 70 台以上、機械式駐車場の場合は概ね 30 台以上)であること ② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること ③ 1 6-(2) 3. 六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること	(5) 次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。 ① 駐車場台数が概ね 100 台以上の自走式駐車場(機械自走併用式駐車場の場合は概ね 70 台以上、機械式駐車場の場合は概ね 30 台以上)であること ② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること ③ 1 6-(2) 3. 六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること (6) 都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する認定集約都市開発事業
附属第Ⅱ編イー 1 6 - (2) 3.	優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては一号から八号までのいずれかの区域内	優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては一号から八号まで及び十二号のいずれかの区域内(ただし、十二号の区域は市街地環境形成タイプの場合に限る。)
附属第Ⅱ編イー 1 6 - (2) 3.	十一 密集住宅市街地整備促進事業の事業地区	十一 密集住宅市街地整備促進事業の事業地区 十二 低炭素まちづくり計画の区域(ただし、認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。)
附属第Ⅱ編イー 1 6 - (2) 4. 第一号ロ	⑫ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域及び同条第 4 項に規定する都市開発区域(ただし、マンション建替タイプに限る。)	⑫ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域及び同条第 4 項に規定する都市開発区域(ただし、マンション建替タイプに限る。) ⑬ 低炭素まちづくり計画の区域内(ただし、認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。)

7. 認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)に係る特例

認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)にあつては、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (4) 及び附属第Ⅲ編イー 1 3 - (4) について、表 13-(11)-2 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

表 13-(11)-2

左欄	中欄	右欄
附属第Ⅱ編イ－１３－ (４) １.	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区等
附属第Ⅱ編イ－１３－ (４) ４. 第１項第一号	一 認定基本計画に位置付けられたものであること	一 次のいずれかに該当すること イ 認定基本計画に位置付けられたものであること ロ 認定集約都市開発事業により整備されるものであること
附属第Ⅱ編イ－１３－ (４) ４. 第１項第二号	(同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね 500 ㎡以上)	(同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合、三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合又は認定集約都市開発事業の場合は概ね 500 ㎡以上)
附属第Ⅲ編イ－１３－ (４) 第２項第二号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ－１３－ (４) 第２項第五号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ－１３－ (４) 第８項第一号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ－１３－ (４) 第８項第二号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される

イ－１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業

１．定義

無電柱化まちづくり促進事業における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- 「市街地開発事業等」とは、都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業及び同法第２９条に規定する許可を受けて行う同法第４条第１２項に規定する開発行為等をいう。
- 「電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業」とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第３条に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路以外で行われる電線類の地下埋設事業をいう。
- 「無電柱化まちづくり促進計画」とは、無電柱化まちづくり促進事業を実施しようとする地方公共団体が市街地開発事業等における無電柱化を促進するために策定する計画で、次に掲げる事項を記載したものをいう。

- 一 計画期間
- 二 市街地開発事業等における無電柱化の現状及び目標
- 三 市街地開発事業等における無電柱化に関する促進施策の概要（対象区域、対象事業、概算事業費）
- 四 その他必要な事項

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たしている無電柱化事業に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く。）とする。

- 1 地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づくものであること。
- 2 市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われるものであること。
- 3 電線管理者が費用の一部（地上機器・電線等）を負担するものであること。

3. 交付対象等

- 1 交付対象は、地方公共団体とする。
- 2 交付金事業者は、交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からの補助金を受けて本事業を実施する組合又は民間事業者等とする。

イ－１４ 都市水環境整備事業

イ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。

- イ．イ－７－（１１）新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業
- ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ．上記イ及びロと一体的に実施される下水道事業

イ－１４－（２）統合河川環境整備事業

１．目的

統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

２．交付対象要件

都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号のいずれかに該当するもの。

- １ 河川とそれに繋がるまちを活性化するために実施される、民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業
- ２ 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される水質浄化を行う事業で、次の各号いずれかに該当するもの
 - (１) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業
 - (２) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる水質浄化を行う事業
 - イ 当該特定河川の水質浄化を行う事業
 - ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の水質浄化を行う事業
 - ハ その他当該特定河川の流域において行う水質浄化を行う事業で著しい効

果が認められるもの

- 3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 4 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 5 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。

3. 統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

- ①基本方針
- ②事業期間
- ③実施内容
- ④全体事業費

イ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業

1. 目的

下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等を行うことにより、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする。

2. 交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下イ－１４－（３）関係部分で「特定事業」という。）とは、（１）及び（２）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

- （１）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業
- （２）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

3. 交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

イー 15 地域住宅計画に基づく事業

イー 15 - (1) 地域住宅計画に基づく事業

1. 目的

地域住宅計画に基づく事業は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進することにより、国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 交付対象

交付金の交付対象は、地方公共団体又は地域住宅協議会とする。

3. 交付対象事業

地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される表イー 15 - (1) - 1 に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づく国の補助又は負担を得て実施する事業等を除く。）をいう。ただし、地域住宅法第5条に規定する協議会のうち、地方公共団体が当該地域住宅協議会の代表者であり、かつ、その事業の遂行方法、管理方法等について構成員による協定を定めているもの（以下イー 15 - (1) 関係部分において「地域住宅協議会」という。）が実施する事業等にあつては、2以上の構成員が費用負担を行うものであつて、その事業に要する費用の額（機構等（地域住宅法第6条第3項に定める機構等をいう。以下イー 15 - (1) 関係部分において同じ。）が実施する事業等に要する費用の一部を地域住宅協議会が負担する場合にあつては当該負担に係る額を超えない額）に 0.45 を乗じた額が地方公共団体等公的主体の負担する額を超えないものに限る。

4. 地域住宅計画

1 地域住宅計画に基づく事業を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した地域住宅計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

- (1) 地域住宅計画の目標
- (2) 目標を達成するために必要な交付対象事業
- (3) 計画期間
- (4) 地域住宅計画の名称
- (5) 地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域において地域住宅法第6条第2項第1号イからハまでに掲げる事業に関連して実施される事業に関する事項
- (6) 地域住宅計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- (7) 交付期間
- (8) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (9) その他必要な事項

2 前項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

表イー 15 - (1) - 1（地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業）

イ－１５ 地域住宅計画に基づく事業

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
１．地域住宅政策推進事業	地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等（施設整備については、区分欄中第２項から第１１項までの事業に関連して実施されるものに限る。）に要する費用の額（地方公共団体が、事業を実施する機構等（地域住宅法第６条第３項に定める機構等をいう。以下同じ。）に対し費用の一部を負担する場合にあっては、当該負担額を超えない額）とする。
２．公営住宅整備事業等	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた額とする。 １「公営住宅等整備事業対象要綱」（平成１７年８月１日付け国住備第３７号） ２「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」（平成１９年３月２８日付け国住備第１６１号） ３「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」（平成１７年８月１日付け国住備第３８-３号） ４「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱」（平成２９年４月２６日付け国住備第１４号）
３．住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」（平成１７年８月１日付け国住整第３８-２号）に定められた交付対象額とする。
４．市街地再開発事業	イ－１６の１６－（１）４．に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（１）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。ただし、主として地域住宅法第２条に規定する公的賃貸住宅等を整備するものに限る。
５．優良建築物等整備事業	イ－１６の１６－（２）５．に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（２）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。
６．住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型に限る。）	イ－１６の１６－（８）２．第１号に規定する住宅市街地総合整備事業（同４．第２号ロに規定する密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）について、同１４．に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（８）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。
７．都心共同住宅供給事業	イ－１６の１６－（８）２．第２号に規定する都心共同住宅供給事業について、同１４．に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（８）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。

イ－１５ 地域住宅計画に基づく事業

8. 住宅市街地盤整備事業	イ－１６の１６－（１０）５．に規定する交付対象事業費（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（１０）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。 また、表イ－１６－（１０）－３については表イ－１５－（１）－２に読み替える。
9. 住宅・建築物安全ストック形成事業	イ－１６の１６－（１２）に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（１２）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。
10. 公的賃貸住宅家賃低廉化事業	「公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱」（平成 18 年 3 月 27 日付け国住備第 126 号）の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた額とする。
11. 災害公営住宅家賃低廉化事業	「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」（平成 18 年 3 月 27 日付け国住備第 127 号）の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた額とする。
12. 住宅・建築物省エネ改修推進事業	イ－１６の１６－（２０）に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６－（２０）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。

表イ－１５－（１）－２ 公共施設整備の施設要件

区分	要件の内容	
	土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的な要件	住宅建設事業又は宅地開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設別要件	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。（都市計画道路を含む。） 一 住宅宅地事業の事業区域（以下「事業区域」という。）内の主要な道路。 二 事業区域と事業区域外の主要な道路又は、最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。 三 事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益的施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅宅地事業との関係を具体的に精査し、	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業であること。 一 住宅ストック改善事業の事業区域（以下「改善事業区域」という。）内の主要な道路。 二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。 三 改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅ストック改善事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること。

		上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること。	
都市公園		都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として事業区域内において行われる事業であること。	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として改善事業区域内において行われる事業であること。
下水道		下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 事業区域内の主要な管渠。 二 事業区域と事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠で、もっぱら当該住宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三 事業区域内又は事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 改善事業区域内の主要な管渠。 二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠で、もっぱら当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三 改善事業区域内又は改善事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。
河川		一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 当該住宅地事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 当該住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。

イー１６ 住環境整備事業

イー１６－（１）市街地再開発事業

１．目的

市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

- １ 市街地再開発事業とは、都市再開発法第２条に規定する市街地再開発事業をいう。
- ２ イー１６－（１）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 施行者 市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構（以下イー１６関係部分において「都市再生機構」という。）、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織及びタウン・マネージメント・センター（以下イー１６－（１）関係部分において「TMC」という。）で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。
 - 二 事業主体 市街地再開発事業の施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。
 - 三 TMC 市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第３セクターをいう。
 - 四 再開発準備組織 市街地再開発事業の施行のための準備組織で、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。
 - 五 再開発会社 都市再開発法第２条の２第３項の規定を満たす法人であって、施行認可以前のものを含む。
 - 六 保留床管理法人 次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは③に該当する者が出資している法人にあつては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資をしていることをもって足りる。
 - ①市街地再開発事業の施行者
 - ②市街地再開発組合の組合員
 - ③株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行区域内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）
 - 七 公開空地等 公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。
 - 八 住宅等 住宅、工場、作業所その他の施設をいう。
 - 九 公的住宅 住生活基本法第２条第２項に規定する公営住宅等をいう。
 - 十 公益的施設 国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する社会教育施

設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

十一 歴史的建築物等 都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進すると見込まれる建築物等をいう。

十二 公共用通路 日常的に開放され、市街地における公衆の動線の重要な一部を構成する建築物内の通路をいう。

十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設

ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設

ハ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に定める特定民間施設

ニ 医療法に定める医療提供施設

ホ 子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター

十四 社会教育施設 社会教育法第５章に定める公民館、図書館法第２条第１項に定める図書館及び博物館法第２条第１項に定める博物館をいう。

十五 産業振興支援施設 国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。

十六 商業基盤施設等 中小小売商業振興法第４条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。

十七 子育て支援に資する施設 次に掲げる施設をいう。

イ 公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース

ロ 住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース

十八 住宅型プロジェクト 公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の３分の１以上であるもの。

十九 大都市地域 大都市法第２条第１号に規定する大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）をいう。

二十 地域活性化プロジェクト 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 地方拠点都市法第２条第２項に規定する拠点地区内、市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）、イー１３－（２）に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）又は大都市居住環境整備推進制度要綱（平成１１年３月１９日付け建設省住市発第９号）若しくはイー１３－（５）に基づく都市・居住環境整備重点地域（以下第４関係部分において「都市・居住環境重点地域」という。）において行われるもの

ロ 都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われるもの

二十一 福祉空間形成型プロジェクト 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 十三号イからニに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、十三号イからニに掲げる施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の１０分の１以上又は１,０００平方メートル以上であるもの。

ロ 以下の要件をすべて満たす事業をいう。

- (1) 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること
- (2) 十三号ホに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）
- (3) 十三号ホに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の１０分の１以上又は１,０００平方メートル以上であること
- (4) 鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内にあること
- (5) 教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が充足していること
- (6) 周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと（実施が確実な場合を含む。）

二十二 防災活動拠点型プロジェクト 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ 密集市街地整備法第３条第１項に基づく防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの

ロ 災害対策基本法第４０条又は第４２条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの

- (1) 大規模地震対策特別措置法第３条第１項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域
- (2) 地震予知連絡会が平成１９年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域

二十三 高規格堤防整備事業 河川法第６条第２項に規定する高規格堤防の整備及びこれに準ずる堤防の機能の高度化に関する事業をいう。

二十四 業務代行方式 施行者からの委託に基づき民間事業者（共同事業体を含む。）が事業の施行に関する業務の相当部分を代行することをいう。

二十五 業務代行者 施行者からの委託を受け、事業の相当部分を代行する民間事業者（共同事業体を含む。）をいう。

二十六 立地適正化計画 都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）をいう。

二十七 都市機能誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域をいう。

二十八 居住誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。

二十九 中心拠点区域 中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）

ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合（以下イ－１６－（１）関係部分において「都市機能誘導区域面積割合」という。）が 10%未満である場合は、この限りではない。

② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 500 m の範囲内

ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が 10%未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 2 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 2 本以上あるものに限る。）から半径 500 m の範囲内。

③ 公共用地率（※）15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

（※）公共用地率とは、対象区域面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合をいう。

三十 省エネ基準 建築物省エネ法第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十一 ZEH 水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

三十二 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

3. 対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）

交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。

1 共通要件

（1）事業の位置付け

次のイ又はロに該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であるこ

と。

イ 次の①及び②に該当すること

① 都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの

② 次の各号のいずれかに該当すること。

i 都市機能誘導区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1 Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500 mの範囲内において行われるもの

ii 特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの

iii 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定め、又は定められる予定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの

ロ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの

(2) 共用部分の要件

建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる要件に適合したものでなければならない。

イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。

ロ 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

ハ 階段には、動作の補助のための手すり（以下イー16-（1）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。

ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

(3) 都市計画に関する要件

市街地再開発事業もしくは市街地再開発促進区域に関する都市計画が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実と見込まれること。

(4) 施設建築物の要件

施設建築物は、次のイからトまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

ロ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。

ハ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。

ニ 新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

ホ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅

等を新築する行為を行う場合においては、同条第５項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。

へ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。

ト 供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。

(5) 事業計画に関する要件

認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。

(6) 事業マネジメントの徹底に関する要件

次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。

イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること。

ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること。

ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること。

ニ 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること。

2 市街地再開発組合及び再開発会社（４に掲げる特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社を除く。）が施行者である場合の要件

(1) 施行地区の規模

原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が 5,000 平方メートル以上であること。

(2) 整備されることとなる施設の規模

市街地再開発事業の施行により、整備されることとなる施設の規模は、次の各号に該当すること。

イ 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の 45%以上確保されること。

ロ 施設建築物 次の①、②及び③の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が 10 分の 30 以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の 2 分の 1 以上の場合、③の基準は適用しない。

① 建築面積 500 平方メートル以上

② 建築延べ面積 2,000 平方メートルを超えるもの

③ 階数（平均） 4 階以上

ハ 駐車施設 原則として、標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車

施設を確保すること。

(3) 施設建築物の用途

整備されることとなる施設建築物の大部分の用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものであると予定される場合における当該施設建築物に係る実施設計については、交付対象外とする。

3 個人施行者が施行者である場合の要件

(1) 施行地区が、原則として、市街地再開発事業の施行区域内又は市街地再開発促進区域内にあること。

(2) 1 人で施行する者にあつては、その施行の認可の際、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者（土地又は借地権の信託の委託者を含み、当該信託の受託者を除く。以下イー 16-（1）関係部分において同じ。）が次の表の左欄に掲げる人数である場合に、当該施行地区内の宅地について権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者（当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者を除く。以下イー 16-（1）関係部分において同じ。）がそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上であるものの施行者であること。

施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者の人数	施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者の人数
5 人以上	0 人
4 人	3 人
3 人	6 人
2 人	9 人

(3) 当該施行地区を含め一体的に整備されるべき区域及びその区域内の整備等について、市街地再開発組合の対象要件の規定に適合するものであること。

(4) 施行地区の規模は、原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が 1,000 平方メートル以上であること。

(5) 整備されることとなる施設の規模は、当該施行地区において整備されることとなる施設の規模が次の各号に該当すること。

イ 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の 30%以上又は敷地面積の 10%以上確保されること。

ロ 施設建築物 次の①及び②の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が 10 分の 30 以上であつて、かつ、施設建築物の容積率が指定

容積率の2分の1以上の場合、②の基準は適用しない。

- ① 建築延べ面積 1,000 平方メートル以上
- ② 階数（平均） 3階（3階以上の増築を予定している場合は2階）以上

4 都市再生機構、地方住宅供給公社並びに次のいずれかに該当する組合及び会社（「特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社」という。）が施行者である場合の要件

- ① 市街地総合再生計画に従って市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ② 地区再生計画に基づき連続的に計画された市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ③ 公的住宅（住生活基本法第2条第2項に規定する公営住宅等をいう。以下イー16-（1）関係部分において同じ。）又は公益的施設（国、地方公共団体その他の公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。以下イー16-（1）関係部分において同じ。）を建設する市街地再開発事業（公的住宅を建築するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積との合計が保留床の延べ面積の3分の1以上であるものに限る。）を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ④ 都市・居住環境整備重点地域内において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ⑤ 密集市街地整備法第3条第1項の規定に基づき定められた防災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画の区域又は「第八期住宅建設五箇年計画について」（平成13年3月13日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に該当するものとして地方公共団体が定めた区域において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
- ⑥ 都市機能誘導区域内において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社

(1) 施行地区の規模

原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000平方メートル以上であること。

(2) 整備されることとなる施設の規模

市街地再開発事業の施行により整備されることとなる施設の規模は、次の各号に該当すること。

イ 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の30%以上又は敷地面積の10%以上確保されること。

ロ 施設建築物 次の①及び②の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が10分の30以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の2分の1以上の場合、②の基準は適用しない。

- ① 建築延べ面積 1,000 平方メートル以上
- ② 階数（平均） 3 階（3 階以上の増築を予定している場合 2 階）以上
- ハ 駐車施設 原則として、標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車施設を確保すること。

(3) 施設建築物の用途

整備されることとなる施設建築物の大部分の用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものであると予定される場合における当該施設建築物に係る実施設計については、交付対象外とする。

4. 交付対象事業

交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- イ 調査設計計画のうち事業計画の作成を行う施行者（但し、TMCが行う場合は、再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ている者又は市街地再開発組合の組合員となることが確実な者に限る。）に対する事業主体の補助
- ロ 調査設計計画（事業計画の作成を除く。）、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備を行う施行者（再開発準備組織を除く。）に対する事業主体の補助

5. 仮設店舗等の管理及び処分

1 管理

- 一 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二 使用料の決定

仮設店舗等の年割使用料は、次により算出した額を限度とする。

$$\{ \text{仮設店舗等設置費} - (\text{基礎額} \times 2) \} / \text{耐用年数} = \text{限度額}$$

- 三 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

- 四 事業主体の長は、仮設店舗等の管理状況表を毎年度末に都道府県を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 処分

- 一 仮設店舗等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、すみやかに国土交通大臣と協議すること。

- 二 仮設店舗等の設置者は特別の事情により仮設店舗等を引続いて管理することが不適当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。

- 三 耐用年数を経過する前に仮設店舗等を撤去する場合には、施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を

乗じた額) に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

6. その他

市街地再開発事業の運営は、イー１６－（１）に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日付け建設省住街発第 29 号住宅局長通達）
- 2 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 3 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 4 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
- 5 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
- 6 その他関連通達等に定めるもの

7. 雑則

- 1 平成 21 年度以前に市街地再開発事業（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和 61 年 5 月 30 日付け建設省住街発第 34 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イー１６－（１）で定める市街地再開発事業とみなし、なお従前の例によることができる。
- 2 平成 28 年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成 28 年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、イー１６－（１）関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。
- 3 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 4 イー１６（１）3. 1（5）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に事業計画の認可（変更の認可を含む）を受けたものから適用する。
- 5 前項の規定を除き、令和 4 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 6 令和 5 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 7 令和 6 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 8 この要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）に際し、令和 9 年 3 月 31 日までに現に事業

着手しているものについては、3. の 1 (4) トの規定を除き、なお従前の例によることができる。

- 9 3. の 1 (4) トの規定の適用については、この要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）までに管理規約（案）又は長期修繕計画（案）を作成している場合はこの限りでない。

イー 16－（２）優良建築物等整備事業

1. 目的

優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2. 定義

- 1 優良建築物等整備事業とは、次の各号に定める事業及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業をいう。

一 優良再開発型優良建築物等整備事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

イ 共同化タイプ

2 以上の敷地又は敷地以外の一団の土地（以下イー 16－（２）関係部分において「敷地等」という。）について所有権等を有する 2 人以上の者又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目的となっている敷地等の区域において行う 1 の構えを成す建築物（建築基準法第 86 条第 1 項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる 2 以上の構えを成す建築物を含む。以下イー 16－（２）関係部分において同じ。）及びその敷地等の整備をいう。ただし、当該敷地等について所有権を有する者が 2 人である場合は、その面積が 200 平方メートル未満である敷地等又はその形状が不整形である敷地等を含むものとする。

この場合において、当該所有権等を有するものの人数の算定上、1 の権利を共有するものは 1 とみなす。ただし、1 の構えを成す建築物等の整備を目的に共有する場合については、共有する前に所有権等を有していたものの人数をもって算定することとする。

また、土地又は借地権の信託の委託者がある場合については、委託者の人数をもって算定することとし、当該受託者については所有権等を有するものとみなさないこととする。

ロ 市街地環境形成タイプ

次のいずれかの要件に該当する建築物及びその敷地等の整備をいう。

- (1) 建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 1 号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。

- ① 日常的に開放され、市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する敷地（建築物を含む。）内の公共的通路等（都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第19条の13第1項に規定する都市再生安全確保計画に基づき、都市の滞在者等が利用する避難用空間を含む。）を整備するもの
- ② 敷地内の事業認可前の都市計画施設部分、都市計画法第12条の5第2項第1号イに規定する地区施設部分又は同条第5項第1号に規定する施設部分を空地として確保することにより、都市計画施設の整備の促進に寄与するとともに、歩行者空間としての確保等にも寄与するもの
- (3) イー13-(5)に基づく都市拠点整備総合計画区域内において施行されるものであること。
- (4) 沿道整備道路（沿道法第2条第2号に規定する沿道整備道路をいう。）の沿道地域において、沿道環境の向上に資する次の①及び②の要件を満たすものであること。
 - ① 生活道路と連携した以下に掲げる要件を満たす良質な公開空地を設けること
 - イ) 面積が敷地の10分の1以上かつ100平方メートル以上であること
 - ロ) 生活道路から自由に出入りできること
 - ハ) 植栽等により快適な空間とすること
 - ② 建築計画において、建築物の配置、形態等が公開空地の環境を向上させるように配慮されていること
- (5) 次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。
 - ① 駐車場台数が概ね100台以上の自走式駐車場（機械自走併用式駐車場の場合は概ね70台以上、機械式駐車場の場合は概ね30台以上）であること
 - ② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること
 - ③ イー16-(2)3.六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること

ハ マンション建替タイプ

要除却認定基準（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年6月19日法律第78号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）第102条第2項各号の基準をいう。）に該当する共同住宅（当該共同住宅が取壊し等により、現に共同住宅として使用されていない場合を含む。）に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権を有する者（以下イー16-(2)関係部分において「区分所有者」という。）又は区分所有者の同意を得た者が1人で、又は数人共同して、当該権利の目的となっている敷地等の区域内で行う共同住宅の建替え及びその敷地等の整備であり、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 市街地総合再生計画等の区域内において行われる事業であること又は次に掲げる周辺市街地整備に寄与する事業のいずれかに該当するものであること。
 - ① その敷地内で狭小道路に面する部分の道路拡幅、通路提供等を伴う事業

- ② その敷地内に一般の利用に供する公開空地を確保する事業
- ③ 近隣環境に配慮し、景観等一体となった建築計画が定められた事業
- (2) 建替え対象となる共同住宅に係る区分所有者が 10 人以上であること。
- (3) 以下のいずれかに該当するものであること。
 - ① 区分所有法第 62 条第 1 項の規定による建替え決議、マンション建替え円滑化法第 108 条の規定によるマンション敷地売却決議若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。
 - ② ①に該当しない場合であっても、区分所有法第 39 条の規定による普通決議により建替えの推進について 5 分の 4 以上の賛成を得ていること又はこれに準ずる措置がなされていること。
- (4) 建替え後の建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供すること。ただし、マンション建替え円滑化法第 108 条の規定によるマンション敷地売却決議を経て整備される建築物については適用しない。
- (5) 供給される住宅が次の①及び②に掲げる基準に適合したものであること。ただし、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年 6 月 19 日法律第 78 号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）第 9 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の認可に基づき実施されるマンション建替事業については、①の規定は適用しない。
 - ① 各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下イー 16-（2）関係部分において同じ。）50 平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）がない者の居住の用に供する住宅にあつては、25 平方メートル）以上であり、かつ、2 以上の居住室を有するものであること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住宅（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあつては、当該住宅の床面積を 30 平方メートル以上とすることができる。
 - ② 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
- (6) 建替え後のマンションにおいて、計画期間を 30 年以上に設定した長期修繕計画を作成し、長期修繕計画に適切な修繕積立金の額が設定されるものであること。ただし、地方公共団体のマンション管理適正化推進計画等において、異なる定めがある場合にあっては、それによることができる。

二 市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業

中心市街地活性化法第 9 条第 10 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた基本計画の区域内で行われる同法第 7 条第 6 項に規定する中心市街地共同住宅供給事業により、特定の住宅を 10 戸以上供給する建築物（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものとする。）及び敷地の整備をいう。

三 既存ストック再生型優良建築物等整備事業 既存の建築物ストックを改修する事業で、次の要件すべてに該当するものをいう。

- (1) 以下のいずれかの事業に該当すること
 - ① 10 名以上の区分所有者が存する住宅・建築物ストックで行われる事業であること。
 - ② 市街地再開発事業等によって整備された 10 人以上の区分所有者が存する住

- 宅・建築物ストックで行われる事業であって、次のイ)及びロ)を満たすもの
- イ) 都心部の再生に向けて、官民連携の協議会が組織されていること
- ロ) 都市再開発法に規定する都市再開発方針（２号地区・２項地区）その他まちづくり計画に位置付けられた地区の再生であること
- (2) (1)①に該当する事業にあつては、事業実施後の建築物の延べ面積の２分の１以上が住宅の用に供されること。(1)②に該当する事業にあつては、事業実施後の建築物の延べ面積の２分の１以上が公益施設、共同住宅又は商業の用に供されること。
- (3) 住宅が次の①及び②に掲げる基準に適合したものであること。ただし、(1)②に該当する事業については適用しない。
- ① 各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）５０平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）がない者の居住の用に供する住宅にあつては、２５平方メートル）以上であり、かつ、２以上の居住室を有するものであること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住宅（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあつては、当該住宅の床面積を３０平方メートル以上とすることができる。
- ② 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
- (4) 次の①及び②に掲げる改修を行うものであること
- ① 耐震改修
地震に対して安全な構造とするための改修（耐震診断等により、地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。）
- ② アスベスト改修
多数の者が利用する部分における露出した吹付けアスベストの除去等の改修（アスベスト有無の調査等により、露出した吹付けアスベストが存在しないことが明らかなものを除く。）
- (5) 次の①から⑤までに掲げるいずれかの改修を行うものであること。
- ① バリアフリー改修
高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための共用部分の改修
- ② 省エネ改修
省エネルギーに寄与する改修
- ③ 維持管理対策改修
建築物の維持管理を容易化するための改修
- ④ 防災対策改修
地震時等における防災機能を整備するための改修
- ⑤ 子育て支援対応改修
子育てを支援する環境整備のための改修
- (6) (1)①に該当する事業については、令和９年３月３１日までに着手した事業であること（補助を受けて調査・計画策定・設計に着手した場合を含み、複数の工区を有する地区において一部の工区に着手があつたときは、地区全体に着手があ

ったものとみなす。)とする。

- (7) 計画期間を 25 年以上に設定した長期修繕計画があり、当該長期修繕計画に修繕積立金（計画修繕工事に要する費用に充当するための積立）を設定していること。さらに、積み立てられている修繕積立金の額が長期修繕計画に設定されている修繕積立金の額と概ね一致している又は長期修繕計画より余裕があること。

四 都市再構築型優良建築物等整備事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

イ 人口密度維持タイプ

都市機能誘導区域内の中心拠点区域、連携生活拠点区域又は生活拠点区域において、それぞれ中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設又は生活拠点誘導施設の整備を行うものをいう。

ロ 高齢社会対応タイプ

都市機能誘導区域内の高齢者交流拠点区域において、高齢者交流拠点誘導施設の整備を行うものをいう。

五 複数棟改修型優良建築物等整備事業 次の要件すべてに該当するものをいう。

- (1) 複数の敷地で行われる既存住宅・建築物の改修であること（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の 2 分の 1 を経過している住宅・建築物で行われるものに限る）

- (2) 次のいずれかに該当すること

- ① 建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること

- ② 日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地を整備するものであること

- (3) 次の要件のすべてに該当すること

- ① 地方公共団体において、10 戸以上、土地・建物の所有権を有する者が 10 名以上、又は 10 棟以上の住宅・建築物ストックの改修について、複数棟改修事業計画が作成されていること。この場合において、土地又は借地権の信託の委託者がある場合については、委託者の人数をもって算定することとし、当該受託者については所有権等を有するものとみなさないこととする。

- ② 複数棟改修型優良建築物等整備事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた複数棟改修事業計画を記載するものとする。

イ) 複数棟改修事業計画区域、同区域の位置及び面積

ロ) 複数棟改修事業計画区域の現況

ハ) 複数棟改修事業計画の整備方針

ニ) 複数棟改修事業計画の計画期間

ホ) 2. 1 五(2)にかかる制限及び②にかかる整備の概要

ヘ) 住宅・建築物ストックの改修の概要

ト) その他必要な事項

- ③ 地方公共団体は、複数棟改修事業計画を作成したときは、これを関係権利者に周知させるよう努めるものとする。

- ２ イ－１６－（２）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 施行者 優良建築物等整備事業を施行する地方公共団体、地方住宅供給公社及び民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。
 - 二 事業主体 優良建築物等整備事業を行う地方公共団体、又は優良建築物等整備事業を行う施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。
 - 三 公開空地等 公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。
 - 四 住宅等 住宅、工場、作業所その他の施設をいう。
 - 五 公的住宅 住生活基本法第２条第２項に規定する公営住宅等をいう。
 - 六 公益的施設 国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
 - 七 歴史的建築物等 都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進すると見込まれる建築物等をいう。
 - 八 公共用通路 日常的に開放され、市街地における公衆の動線の重要な一部を構成する建築物内の通路をいう。
 - 九 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。
 - イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、老人保健法若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設
 - ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設
 - ハ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に定める特定民間施設
 - ニ 医療法に定める医療提供施設
 - 十 社会教育施設 社会教育法第５章に定める公民館、図書館法第２条第１項に定める図書館及び博物館法第２条第１項に定める博物館をいう。
 - 十一 産業振興支援施設 国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。
 - 十二 商業基盤施設等 中小小売商業振興法第４条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。
 - 十三 子育て支援に資する施設 次に掲げる施設をいう。
 - イ 公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース
 - ロ 住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース
 - 十四 住宅型プロジェクト その延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものをいう。
 - 十五 大都市地域 大都市法第２条第１項に規定する大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）をいう。
 - 十六 地域活性化プロジェクト 地方拠点都市法第２条第２項に規定する拠点地区内、市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）、イ－１３－（２）

に規定する地区再生計画区域内(大都市地域におけるものを除く。)、イー１６-(２)に規定する中心市街地内、都市・居住環境整備重点地域内、都市再開発法第２条の３第１項第２号若しくは第２項に規定する特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区内、再開発緊急促進制度要綱(平成１０年７月７日付け建設省都計発第８３号)に基づく緊急再開発事業促進地区内又は都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅(ピーク時運行本数(片道)が３本以上)から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場(ピーク時運行本数(片道)が３本以上)から半径５００ｍの範囲内の区域において行われるもの

十七 防災活動拠点型プロジェクト 以下の要件を満たすもの

- イ 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の防災性の向上に資する施設を整備するものであること(隣接地等において整備され一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。)
- ロ 防災広場として機能する広場等又は一時避難スペースとなる建築空間を有するものであること
- ハ 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること
- ニ 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること

十八 高規格堤防整備事業 河川法第６条第２項に規定する高規格堤防の整備及びこれに準ずる堤防の機能の高度化に関する事業をいう。

十九 所有権等 次に掲げる権利をいう。

- イ 所有権
- ロ 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権(以下イー１６-(２)関係部分において「借地権」という。)並びに使用貸借による権利
- ハ 土地又は借地権の信託の受益権

二十 特定の住宅 次の要件に該当するものをいう。

- イ 当該住宅の専有面積が５０㎡以上であること(単身高齢者世帯等小規模世帯向け住宅を除く。)
- ロ ２以上の居住室を有すること。
- ハ 便所、浴室、台所などの設備が専用であること。
- ニ 都市福利施設(教育施設、医療施設、購買施設、集会施設、その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要なもの)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。
- ホ 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
- ヘ 当該住宅の譲渡予定価格又は予定家賃が、周辺における住宅の価格又は家賃に照らし、住宅の水準、立地条件等を勘案して適正な水準であること。
- ト 当該住宅の入居者の決定が、原則として公募の方法によるものであること。
- チ 当該住宅の譲渡又は賃貸契約に際し、他の用途に転用のおそれのある都心部等にあつては、当該住宅が住宅以外の用途に供されないための担保措置を講ずるものであること。

二十一 街区整序都心居住推進プロジェクト 土地区画整理法第２条による土地区画整理事業との一体的かつ計画的な事業推進を図る優良建築物等整備事業をいう。

二十二 緊急に改善すべき密集住宅市街地 イの住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ロの倒壊危険性又はハの延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域

イ 住宅市街地の密集度

1ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（3分の2以上）を占める街区を含むものに限る。）

ロ 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

ハ 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（3分の2以上）を占めており、かつ、幅員4m以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること
二十三 立地適正化計画 都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画

二十四 居住誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域

二十五 都市機能誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域

二十六 中心拠点区域 中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）

ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合（以下イー16-（2）関係部分において「都市機能誘導区域面積割合」という。）が10%未満である場合は、この限りではない。

② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内

ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が10%未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり2本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり2本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内。

③ 公共用地率（※）15%以上の地域内（今後、公共用地率が15%以上となることが確実である地域を含む。）

（※）公共用地率とは、対象区域面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合をいう。以下イー16-（2）関係部分において同じ。

二十七 連携生活拠点区域 連携生活拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域

をいう。

① 複数市町村が連携して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内

（※） 複数市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・都市機能誘導区域の概ねの配置、誘導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載）」に基づく立地適正化計画をいう

② 中心拠点区域に接続する鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径５００m の範囲内

③ 中心拠点区域の中心から半径３０km の範囲内

④ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

⑤ 公共用地率１５％以上の地域内（今後、公共用地率が１５％以上となることが確実である地域を含む。）

二十八 生活拠点区域 生活拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。ただし、生活拠点区域は、中心拠点区域を設定し、かつ、生活拠点誘導施設の整備を行う場合に限り、その設定ができるものとする。

① 中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場から半径１００m の範囲内

② 中心拠点区域の中心から半径５km の範囲内

③ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

二十九 高齢者交流拠点区域 高齢者交流拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

① 高齢者（６５歳以上の高齢者）密度が４０人／ha 以上であること（直近の国勢調査の結果に基づく高齢者密度を対象とし、今後、直近の国勢調査の結果において高齢者密度が４０人／ha 以上となることが見込まれる区域を含む。）

② バス・鉄軌道の停留所・停車場から半径１００m の範囲内

③ 公共用地率１５％以上の地域内（今後、公共用地率が１５％以上となることが確実である地域を含む。）

三十 中心拠点誘導施設 中心拠点誘導施設とは、中心拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものをいう。

1 医療施設	医療法第４条の２に定める特定機能病院、医療法第４条に定める地域医療支援病院、医療法第１条の５に定める病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）又は診療所、医療法第１条の２に定める調剤を実施する薬局
2 社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的

	障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校、学校教育法第134条に定める各種学校、図書館法第2条第1項に定める図書館、博物館法第2条第1項に定める博物館・博物館法第29条に定める博物館相当施設
4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）
5 体育施設	社会教育調査規則第3条第13号に定める体育施設

三十一 連携生活拠点誘導施設 連携生活拠点誘導施設とは、複数市町村が連携して作成した立地適正化計画に誘導施設として位置付けられた連携生活拠点区域内の以下の施設をいう。

1 医療施設	三十の1に同じ（ただし、特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
2 地域交流センター	

また、連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合、上記施設に加えて、下記施設も含む。

1 医療施設	特定機能病院及び地域医療支援病院
2 社会福祉施設	三十の2に同じ
3 教育文化施設	三十の3に同じ

三十二 生活拠点誘導施設 生活拠点誘導施設とは、生活拠点区域内の次表に掲げ

る施設であつて、立地適正化計画に誘導施設として位置付けられ、かつ公共交通利用者が安全・快適に利用することのできる施設（待合スペース、情報板、駐輪場等）を有するものをいう。

1 医療施設	三十の1に同じ（ただし、特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
2 地域交流センター	

三十三 高齢者交流拠点誘導施設 高齢者交流拠点誘導施設とは、高齢者交流拠点区域内の次表に掲げる施設であつて立地適正化計画に誘導施設として位置づけられたものをいう。

高齢者交流拠点誘導施設	高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動を目的とした高齢者が交流する施設

三十四 専有部整備費 第三十号、第三十一号、第三十二号又は第三十三号の施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用をいう。

ただし、特定非営利活動法人等が整備する場合は、当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額とする。

三十五 市街地環境整備費 次に掲げる市街地環境の形成に寄与するために必要な整備費をいう。

イ 建築基準法第69条の建築協定、都市計画法第12条の5第2項第1号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けて実施する改修に要する費用

ロ 日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地の整備に要する費用

三十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十七 ZEH 水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

三十八 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

3. 施行区域

優良建築物等整備事業の施行区域は、優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては一号から八号までのいずれかの区域内、都市再構築型優良建築物等整備事業にあつては九号の区域内、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業にあつては中心市街地活性化法第9条第10項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた基本計画の区域内、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては全国区域とする。

- 一 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯
- 二 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域
- 三 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域
- 四 地方拠点都市法第4条第1項の規定により指定された地方拠点都市地域
- 五 市街地総合再生計画の区域
- 六 都市機能誘導区域内であつて、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内
- 七 人口10万人以上の市の区域
- 八 土地区画整理法第6条第6項に規定する高度利用推進区
- 九 人口密度維持タイプにあつては都市機能誘導区域（第一号から第三号に掲げる区域内の政令指定市及び特別区の区域内であるものを除く。）内の中心拠点区域、連携生活拠点区域又は生活拠点区域、高齢社会対応タイプにあつては都市機能誘導区域内の高齢者交流拠点区域（高齢者交流拠点誘導施設の整備を行うものにあつては、同種の施設との距離が700m以上離れているものに限る。）

4. 建築物及びその敷地の基準

優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号（既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。）に適合するものでなくてはならない。

- 一 優良再開発型優良建築物等整備事業に係る敷地は、次のいずれかに適合するものであること。
 - イ 敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね1,000平方メートル以上のもの。ただし、複数の事業を実施する場合であつて、次の①、②及び③に該当する場合は、各事業の敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね1,000㎡以上であるもの。
 - ① 都心部の再生に向けて、官民連携の協議会が組織されていること
 - ② 都市再開発法に規定する都市再開発方針（2号地区・2項地区）その他まちづくり計画に位置付けられた地区の再生であること
 - ③ 協調的な建替えにあたり、建築協定又は地区計画において、対象区域を設定し、当該区域内で一体的な街なみを形成するための整備方針を明記にするとともに、

建築物の高さや壁面の位置、外壁の色彩など建築物の形態、意匠等に関する制限を規定するものであること

ロ 次のいずれかの条件に該当する場合は、敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 500 平方メートル以上のもの

- ① 市街地総合再生計画に係るもの
- ② 街区整序都心居住推進プロジェクト
- ③ 都市・居住環境整備重点地域
- ④ 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号若しくは第 2 項に規定する特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区
- ⑤ 再開発緊急促進制度要綱（平成 10 年 7 月 7 日付け建設省都計発第 83 号）に基づく緊急再開発事業促進地区
- ⑥ 密集市街地整備法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた防災再開発促進地区
- ⑦ 密集市街地整備法第 32 条第 1 項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画の区域
- ⑧ 緊急に改善すべき密集住宅市街地
- ⑨ 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地、同条第 4 項に規定する近郊整備地帯及び同条第 5 項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）
- ⑩ 近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域、同条第 4 項に規定する近郊整備区域及び同条第 5 項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）
- ⑪ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域及び同条第 4 項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）
- ⑫ ３．六号に掲げる区域

二 市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業に係る敷地は、敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね 500 m²以上であること。

三 既存ストック再生型優良建築物等整備事業に係る敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 300 平方メートル以上

四 都市再構築型優良建築物等整備事業に係る敷地については、次のいずれかに適合するものであること。

イ 中心拠点誘導施設の整備を行うものにあつては、敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 300 平方メートル以上のもの。

ロ 連携生活拠点誘導施設の整備を行うものにあつては、敷地に接する道路の中心線以内の面積が 500 平方メートル以下のもの。ただし、連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合、医療施設は敷地に接する道路の中心線以内の面積が 500 平方メートル以上、社会福祉施設・教育文化施設は敷地に接する道路の中心線以内の面積が 300 平方メートル以上のものを含む。

ハ 生活拠点誘導施設の整備を行うものにあつては、敷地に接する道路の中心線以内の面積が 500 平方メートル以下のもの。

五 複数棟改修型優良建築物等整備事業に係る敷地については、事業を実施する複数の

- 敷地等に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね 1,000 平方メートル以上のもの。
- 六 建築物は、優良再開発型優良建築物等整備事業、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業及び既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。
- イ 地階を除く階数が原則として 3 階以上であること。
- ロ 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。
- 七 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付対象事業となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものでなければならない。
- イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
- ロ 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
- ハ 階段には、動作の補助のための手すり（以下イー 16-（2）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
- ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。
- 八 当該区域内に原則として表イー 16-（2）-1 左欄に掲げる建築基準法第 53 条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に応じて別表右欄に掲げる割合以上の空地を確保すること。ただし、中心市街地共同住宅供給タイプにあっては、建築物の 1 階部分にホールなど不特定多数の者が利用する公共的空間を、共同化タイプ又は市街地環境形成タイプ（いずれも防災活動拠点型プロジェクトに限る。）の場合は、都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 1 項に規定する都市再生安全確保計画に基づき建築物内部に都市の滞在者等が利用する避難用空間を、それぞれ上記の空地に含む。
- 九 その敷地が原則として幅員 6 m 以上の道路に 4 m 以上接すること。
- 十 建築物は、次のイからトまでに掲げる基準に適合したものであること。
- イ 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
- ロ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。
- ハ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。
- ニ 新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- ホ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。
- ヘ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。

ト 原則として、次の①及び②に掲げる区域に立地する住宅の新築を行うものに該当しないこと。

① 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域

② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であつて、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）

十一 地方公共団体が施行する建築物及び敷地については、PPP/PFI手法の導入検討がなされていること。

5. 交付対象事業

一 優良再開発型優良建築物等整備事業、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業及び既存ストック再生型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

イ 事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備

ロ 優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備を行う施行者に対する事業主体の補助

二 都市再構築型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は次に掲げるものとする。ただし、中心拠点誘導施設については同種の施設が当該地方公共団体の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。

イ 事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び用地取得（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、専有部整備（中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設及び高齢者交流拠点誘導施設の部分に限る。）

ロ 優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び用地取得（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、専有部整備（中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設及び高齢者交流拠点誘導施設の部分に限り、当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額とする。）を行う施行者に対する事業主体の補助

三 複数棟改修型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

イ 事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び市街地環境整備

ロ 優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び市街地環境整備を行う施行者に対する事業主体の補助

6. 国又は地方公共団体の補助に係る都心共同住宅供給事業に対する措置

大都市法第101条の10に基づく国又は地方公共団体の補助に係る都心共同住宅供給事業を含む建築物については、イー16-（2）で定める優良建築物等整備事業の対象としない。

7. 仮設店舗等の管理及び処分

1 管理

一 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二 使用料の決定

仮設店舗等の年割使用料は、次により算出した額を限度とする。

$\{ \text{仮設店舗等設置費} - (\text{基礎額} \times 2) \} / \text{耐用年数} = \text{限度額}$

三 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

四 事業主体の長は、仮設店舗等の管理状況表を毎年度末に都道府県を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 処分

一 仮設店舗等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、すみやかに国土交通大臣と協議すること。

二 仮設店舗等の設置者は特別の事情により仮設店舗等を引続いて管理することが不適当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。

三 耐用年数を経過する前に仮設店舗等を撤去する場合には、施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を乗じた額）に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

8. その他

優良建築物等整備事業の運営は、イ－１６－（２）に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成１４年政令第３６７号）
- 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成１４年国土交通省令第１１６号）
- 3 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成１２年３月２４日付け建設省住街発第２９号住宅局長通達）
- 4 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和３４年３月１２日付け建設省会発第７４号建設事務次官通達）
- 5 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和３４年４月１５日付け建設省住発第１２０号住宅局長通達）
- 6 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成７年１１月２０日付け建設省会発第６４１号建設事務次官通達）

- 7 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
- 8 その他関連通達等に定めるもの

9. 雑則

- 1 平成 21 年度以前に優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け国住街第 63 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イー 16-（2）で定める優良建築物等整備事業とみなし、なお従前の例によることができる。
- 2 平成 24 年度までは、中心市街地活性化における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 54 号。以下イー 16-（2）関係部分において「改正法」という。）による改正前の中心市街地活性化法（以下イー 16-（2）関係部分において「旧法」という。）第 6 条第 1 項の基本計画を策定しており、改正法による改正後の中心市街地活性化法（以下イー 16-（2）関係部分において「新法」という。）及び新法第 8 条第 1 項に規定する基本方針（以下イー 16-（2）関係部分において「基本方針」という。）に基づく見直しの方針が明確になっている区域又は新法及び基本方針に基づく基本計画の骨子が存在している区域は、新法第 9 条第 10 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた基本計画の区域とみなす。
- 3 マンション建替タイプに係る特例
 - 一 マンション建替え円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業又は同法第 2 条第 9 号に規定するマンション敷地売却事業を経て実施されるマンションの建替事業のうち、優良建築物等整備事業マンション建替タイプで実施されるものについては、令和 4 年度までに認可を受けたものに限り、次の特例を適用することができる。
 - イ イー 16-（2）4. 一の規定は適用せず、次に適合すれば足りるものとする。
敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 300 平方メートル以上であること。
 - ロ イー 16-（2）4. 八の規定は適用しない。
 - 二 令和 4 年度までに限り、イー 16-（2）2. 1-ハ（3）②規定中「区分所有法第 39 条の規定による普通決議により建替えの推進について 5 分の 4 以上の賛成を得ていること」とあるのは「マンション建替え円滑化法に基づく建替えの推進について明確に反対を表明する者の割合が 5 分の 1 未満であること」と読み替えて適用するものとする。この場合において、イー 16-（2）4. 一及びイー 16-（2）4. 八の適用は、それぞれ前項イ及びロの規定によるものとする。
- 4 平成 28 年度末までに優良建築物整備事業を開始する場合は、平成 28 年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地において、3. 第六号及び第九号の区域内とみなして、本要綱を適用する。ただし、附属第Ⅲ編表イー 16-（2）-1 の（注 6）については、都市機能誘導区域見込地ではなく都市機能誘導区域が定められた時点から適用するものとする。
- 5 本改正要綱の施行（平成 27 年度 4 月 9 日）の際、現に国に提出されている社会資本

- 総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 6 本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- 7 優良再開発型優良建築物等整備事業のうち中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第１０項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 8 既存ストック再生型優良建築物等整備事業に係る特例
平成２１年度末までに着手（基本計画、調査設計に着手したものを含む。）した公共建築物及び省エネ改修を行う民間建築物に限り、次の特例を適用することができる。
- 一 イー１６－（２）２．三（１）から（３）まで及びイー１６－（２）４．四イの規定は適用しない。
- 二 事業実施後の延床面積が３００㎡以上であること。
- 9 改正前の市街地住宅供給型住宅複合利用タイプ優良建築物等整備事業に該当する事業であって、平成２４年３月３１日までに着手（基本計画、調査設計に着手したものを含む。）した事業については、なお従前の例による。
- 10 マンション敷地売却に係る規定については、マンション建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年度法律第８０号）の施行日から適用し、同日以降は、本要綱中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」と読み替えて適用する。
- 11 この要綱の施行（令和３年４月１日）の際、優良再開発型優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ）において、改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。
- 12 令和４年３月３１日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 13 令和５年３月３１日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 14 令和６年３月３１日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

表イー１６－（２）－１

建築基準法第５３条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	空地の面積（絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計（重複して積算して良い。））の敷地面積に対する割合
10分の５以下の場合	１から建築基準法第５３条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の1.5を加えた数値

10分の5を超え、10分の5.5以下の場合	10分の6.5
10分の5.5を超える場合	1から建築基準法第53条の規定による建築面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の2を加えた数値

公開空地面積の積算方法

「総合設計許可準則に関する技術基準について(昭和61年12月27日付け建設省住街発94号)」に準じて積算する。

イ－１６－（３）市街地総合再生施設整備

1. 目的

市街地総合再生施設整備は、市街地総合再生計画区域内において、地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等の整備を行うことを目的とする。

2. 定義

イ－１６－（３）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市街地総合再生施設 市街地総合再生計画区域内において、地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等をいう。

二 施行者 次に掲げる者をいう。

イ 市街地総合再生施設のうち公開空地等の整備を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人その他の公益を目的とする者で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。

ロ 市街地再開発組合の要請を受けて市街地総合再生施設のうち住宅等の建設を行う地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人その他の公益を目的とする者又は市街地再開発組合の組合員若しくは組合員の出資する法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。

三 事業主体 次に掲げる者をいう。

市街地総合再生施設の整備を行う地方公共団体又は市街地総合再生施設の整備を行う施行者に対しその整備に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。

四 公開空地等 公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。

五 公開空地 市街地総合再生計画において地区施設の区域として定められた土地の区域内で整備される公衆の利用に供する屋外の空地等をいう。

六 住宅等 住宅、工場、作業所その他の施設をいう。

七 市街地総合再生計画地区 市街地総合再生計画が定められた土地の区域をいう。

八 地区施設 主として地区内の居住者の利用に供される道路、公園等をいう。

- 九 アーバンリフレッシュビル 老朽化等により機能が低下した建築物の更新期間において、当該建築物の入居者を一時的に収容するために必要な建築物をいう。
- 十 アーバンリフレッシュ促進事業 アーバンリフレッシュビルの建設に関する事業及び老朽化等により機能が低下した建築物の更新に係る事業をいう。
- 十一 再開発事業 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業又はアーバンリフレッシュ促進事業をいう。

3. 対象要件

交付対象事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用又は市街地環境の整備改善が必要な既成市街地のうち、次に掲げる条件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

- 一 概ね１ヘクタール以上の規模を有する地区であり、かつ、当該地区内において再開発事業が確実に実施されると認められる区域の面積が概ね０.５ヘクタール以上であること。
- 二 昭和５５年以前に建築された建築物で延べ面積１,５００平方メートルを超えるものが２以上存在し、かつ、概ね１ヘクタール以上の規模を有する地区であって、耐震化が確実に実施されると認められる建築物が存在する地区であること。
- 三 原則として、減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の１を経過した建築物が１０棟以上存在し、かつ、概ね５ヘクタール以上の規模を有する地区であって、当該地区内においてアーバンリフレッシュ促進事業が確実に実施されると認められる区域の面積が概ね０.２ヘクタール以上あること。

4. 市街地総合再生計画

- 一 市街地総合再生施設整備を行おうとする市町村は、社会資本総合整備計画において、市街地総合再生計画を記載するものとする。
- 二 市街地総合再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 市街地総合再生計画地区の名称、区域及び面積
 - ② 地区整備の基本方針
 - ③ 再開発事業の実施に関する計画
 - ④ 建築物の整備に関する計画
 - ⑤ 地区施設の整備に関する計画
 - ⑥ 公開空地等の整備に関する計画
 - ⑦ 当面の地区整備の方針
 - ⑧ 再開発事業と公共施設の一体的整備に関する計画
 - ⑨ その他必要な事項
- 三 市町村は、市街地総合再生計画を作成しようとするときは、関係行政機関の意見を聴かなければならない。
- 四 市町村は、市街地総合再生計画を作成したときは、これを関係権利者に周知させるよう努めるものとする。

5. 交付対象事業

- 一 公開空地等の整備

- イ 事業主体が行う公開空地等の整備
- ロ 公開空地等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助
- 二 住宅等の建設
 - イ 事業主体が行う住宅等の建設
 - ロ 住宅等の建設を行う施行者に対する事業主体の補助

6. その他

市街地総合再生施設整備の運営は、イー１６－（３）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 2 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 3 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
- 4 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
- 5 その他関連通達等に定めるもの

7. 雑則

平成 21 年度以前に市街地再開発事業（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和 61 年 5 月 30 日付け建設省住街発第 34 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イー１６－（３）で定める市街地総合再生施設整備とみなし、なお従前の例によることができる。

イー１６－（４）基本計画等作成等事業

1. 目的

基本計画等作成等事業は、地方公共団体等が土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備が必要な地区について行う計画の作成等を支援することにより、同事業等の事業化の促進を図り、もって同事業等の円滑かつ効率的な施行による市街地の再開発の計画的推進に資することを目的とする。

2. 定義

- 1 基本計画等作成等事業とは、次の各号に定める事業をいう。

一 市街地総合再生基本計画作成

既成市街地内の土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備改善が必要な地区について、現況調査並びに地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討をいう。

二 市街地再開発事業基本計画（以下イー１６－（４）関係部分において「基本計画」という。）作成

市街地総合再生基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した地区内等において選定された市街地再開発組合等による市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域について、都市計画に係る検討、施設建築物、施設建築敷地、地区施設等の設計、資金計画その他事業の計画内容及び権利調整の概略の検討並びにこれらに伴う施設概要等の調査をいう。

三 初動期支援業務

市街地再開発事業等の住環境整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要な検討等の業務をいう。

四 計画コーディネート業務

まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務をいう。

五 リノベーション及び空地の暫定利用

市街地再開発事業の立ち上げに資するリノベーション及び空地の暫定利用をいう。

２ イー１６－（４）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行者 次に掲げる者をいう。

イ 初動期支援業務のうち基本計画の作成を行うまちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ロ 初動期支援業務のうち調査検討・調整業務を行う地方公共団体、市街地再開発事業等施行者、再開発準備組織、再開発会社等、TMC、都市再生推進法人又は保留床管理法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ハ 計画コーディネート業務を行うTMC、再開発準備組織、再開発会社、施設建築物管理組合、まちづくり会社又は都市再生推進法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ニ リノベーション及び空地の暫定利用を行う民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ホ 良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二 事業主体 次に掲げる者をいう。

イ 初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用を行う地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

ロ 初動期支援業務、計画コーディネート業務、リノベーション及び空地の暫定利用又はまちなみデザイン推進を行う施行者に対しその実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

- 三 TMC 市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第３セクターをいう。
- 四 再開発準備組織 市街地再開発事業の施行のための準備組織で、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。
- 五 再開発会社 都市再開発法第２条の２第３項の規定を満たす法人であって、施行認可以前のものを含む。
- 六 再開発会社等 再開発会社及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第１１９条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当する法人であって、施行認可以前のものも含む。
- 七 施設建築物管理組合 市街地再開発事業により整備された施設建築物の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人）等をいう。
- 八 まちづくり会社 特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。
- 九 都市再生推進法人 都市再生特別措置法第１１８条に基づき、市町村の指定を受けた法人をいう。
- 十 まちづくりＮＰＯ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人であって、地区の存する市町村内に居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者の合計が社員総数の過半数であるものをいう。
- 十一 まちづくり公益法人 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の法人をいう。
- 十二 まちづくり協議会 まちづくりＮＰＯ又はまちづくり公益法人に準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体をいう。
- 十三 保留床管理法人 次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは③に該当する者が出資している法人にあつては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資をしていることをもって足りる。
- ①市街地再開発事業の施行者
- ②市街地再開発組合の組合員
- ③株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行区域内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）
- 十四 公開空地等 公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。
- 十五 住宅等 住宅、工場、作業所その他の施設をいう。
- 十六 まちなみデザイン推進事業 市街地再開発事業等における建築活動等の適切な誘導を図ることにより、良好なまちなみ形成を促進すべき地区において行われる、良好なまちなみの形成のための助成に関する事業をいう。

十七 協議会組織 地区内権利者等により構成され、地区の良好なまちなみの形成方策等に係る検討を行う組織をいう。

十八 重点密集市街地等 次のいずれかに該当する区域等をいう。

イ 住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月１８日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」及びこれに含まれる丁町目境から概ね５００ｍの範囲内

ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条の規定に基づく防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね５００ｍの範囲内

十九 都市再生緊急整備地域等 次のいずれかに該当する区域等をいう。

イ 都市再生特別措置法第２条第３項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

ロ 都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項に基づく「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」

３. 調査の内容等

１ 初動期支援業務

一 市街地総合再生基本計画及び基本計画等の策定

次に掲げる市街地再開発事業等の住環境整備に係る計画策定を行うものであること。

イ 市街地総合再生基本計画作成

(１) 調査の内容

既成市街地内の土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備改善が必要な、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲、重点密集市街地等又は都市再生緊急整備地域等における以下のいずれかの地区について、現況調査並びに地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討を行う。

① 原則として面積１ヘクタール以上の地区（地区内において市街地再開発事業、優良建築物等整備事業又はアーバンリフレッシュ促進事業の実施されることが見込まれる区域の面積が概ね５,０００平方メートル以上であるものに限る。）

② 昭和５５年以前に建築された建築物で延べ面積が１,５００平方メートルを超えるものが２以上存在し、かつ、概ね１ヘクタール以上の規模を有する地区であって、耐震化が確実に実施されると認められる建築物が存在する地区

③ 原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の１を経過した建築物が１０棟以上存在し、かつ、概ね５ヘクタール以上の規模を有する地区（地区内においてアーバンリフレッシュ促進事業が確実に実施されると認められる区域の面積が概ね０.２ヘクタール以上であること。）

(２) 調査の項目

調査項目を例示すると、概ね次のとおりである。

① 地区整備の基本方針

計画期間は概ね 10 年とし、既存の都市整備構想、公共施設整備計画等上位計画の内容に即して、良好な建築物の整備、既存建築物の耐震化、公開空地の確保、商店街の振興、都市型産業の振興、職住の近接化、街並みの形成、歴史的建造物の保存、高度情報化の促進等の当該地区における整備課題を明確にするとともに、その課題への基本的な対処方針を検討する。

② 現況調査

地区内及び関連地域の人口、産業、建築物、土地利用の状況、公共施設、公益施設、土地等に関する権利関係の状況、交通体系、近隣都市を含めた範囲における商圈、地区住民の再開発に関する関心等について、その現況を調査する。

③ 街区ごとの整備手法の検討

既存の上位計画及び現況調査の結果を踏まえ、街区ごとにその整備手法を検討する。

④ 再開発事業候補の選定

地区内の施設需要の状況等を勘案し、事業区域、施行者、施設建築物の内容等についてその概要を検討する。また、施設建築物の内容を検討する場合には、必要に応じ、住宅、公共公益的施設、社会福祉施設、防災関連施設等の施設建築物への導入を併せて検討する。

⑤ 関連公共施設整備計画の検討

地区内の街路、駅前広場、連続立体交差、河川、下水道、公園等の整備について、既存の関連する公共施設整備事業の計画を勘案しつつその整備について検討する。

⑥ 地区施設の配置等の検討

地区内において整備を行うべき歩行者道路、区画街路、デッキ、広場、緑地、ポケットパーク、駐車場等の配置、規模等を検討する（再開発地区整備計画等に位置付けられる 2 号施設又は地区施設を含む。）。

⑦ 既存建築物の耐震化の促進に関する検討

地区内の既存建築物の建築年代、用途、構造に関する調査を踏まえ、主要な既存建築物のうち耐震診断を受けるべき建築物についての調査検討、地区内権利者等の建築物の改修又は建替えに関する意向調査、耐震診断の結果に基づく耐震改修又は建替えるべき建造物についての検討及び改修又は建替計画の検討、主要既存建築物の改修又は建替えに併せて整備すべき地区施設等について検討を行い、整備手法を検討する。

ロ 基本計画作成

(1) 調査の内容

市街地総合再生基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した地区内等において選定された市街地再開発組合等による市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域について、都市計画に係る検討、施設建築物、施設建築敷地、地区施設等の設計、資金計画その他事業の計画内容及び権利調整の概略の検討並びにこれらに伴う施設概要等の調査を行う。

ただし、まちづくり NPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会が、基

本計画を定め、又は変更しようとするときは、市町村と協議をするものとする。

(2) 調査の項目

調査の項目を例示すると、概ね次のとおりである。

① 都市計画に係る検討

地域地区、都市施設等に関する都市計画の見直し等の必要がある場合にその変更計画案、都市計画施設以外の公共施設の配置及び規模に関する計画案について検討を行う。

② 施設建築物の概略計画の検討

施設建築物の用途、規模等に関する計画の概略について検討を行う。

③ 住宅に係る計画の検討

住宅建設に関する計画について検討を行う。

④ 地区施設に係る概略計画の検討

通路、空地、広場、緑地、駐車場等の地区施設の整備に関する計画の概要について検討を行う（再開発地区整備計画等に位置付けられる２号施設及び地区施設を含む。）。

⑤ 施設需要調査

施設建築物の処分に関して、住宅、公益施設、商業、事務所等の現状、将来の需要及び事業効果について検討を行う。

⑥ 権利変換計画の概略の検討

権利者の再開発前後の権利の形態と価格の算定等の概略を示す権利変換計画の概略を検討する。

⑦ 事業スケジュールの概略の検討

再開発事業の施行時期、工区ごとの施行順序、工程及び関連事業の施行時期についてそのスケジュールの概略を検討する。

⑧ 資金計画の概略の検討

資金計画の概略について検討を行う。

⑨ 周辺地区との関連・調整事項の検討

電気、水道、ガス等事業者、公共施設管理者等との調整事項、商業施設の出店調整等について検討を行う。

⑩ 権利者意向調査

権利者の再開発に関する意向の調査

二 調査検討・調整業務

(1) 調査の内容

次のいずれかの地域内において、市街地再開発事業等の住環境整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上に資する検討及び権利調整等を行う。

① 市街地再開発事業等の施行区域（予定を含む）

② 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内

③ 重点密集市街地等

④ 都市再生緊急整備地域等

⑤ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域

三 初動期支援業務の交付対象は次のとおりとする。

(1) 基礎調査

- ① 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査
- ② 市街地総合再生基本計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査

(2) 地区診断

現況調査等の資料の解析及び地区診断

(3) 住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動

(4) コンサルタント派遣

住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

(5) 計画作成

整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等

(6) エリア価値向上に資する検討

リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等

(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討

２ 計画コーディネート業務

(1) 業務の内容

次の各号に掲げる業務をいう。

・まちづくり活動支援業務

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成並びに住民の意見の調整

・計画立案・調整業務

土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整

(2) 業務の項目

１から３までに掲げた調査の項目を参考にして、事業の推進のため必要な調査の項目を各地区の実情に応じて定めること。

３ リノベーション及び空地の暫定利用

(1) 業務の内容

市街地再開発事業の立ち上げに資するリノベーション及び空地の暫定利用

(2) 業務の要件

以下の要件を満たすものであること。

- ① 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画その他

市街地再開発事業の施行区域(予定を含む)及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの)に以下が定められていること

イ リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア

ロ リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)

- ② リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること

4. 交付対象事業

交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一 基本計画等作成

イ 事業主体が行う初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施

ロ 初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施を行う施行者に対する事業主体の補助

二 まちなみ形成の推進

施行者が行う良好なまちなみの形成方策等に係る検討に対する事業主体の補助等

5. その他

基本計画等作成等事業の運営は、イー 1 6 - (4) に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
- 2 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
- 3 その他関連通達等に定めるもの

6. 雑則

平成 21 年度以前に市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住居発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イー 1 6 - (4) で定める基本計画等作成等事業とみなし、なお従前の例によることができる。

イー 1 6 - (5) 暮らし・にぎわい再生事業

暮らし・にぎわい再生事業は、イー 1 3 - (4) の規定に基づく事業とする。

イー 1 6 - (6) バリアフリー環境整備促進事業

1. 目的

バリアフリー環境整備促進事業は、本格的な高齢社会の到来、都市化の進展等に対応して、高齢者及び障害者（以下イー１６－（６）関係部分において「高齢者等」という。）に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

１ バリアフリー環境整備促進事業とは、次の各号に定める事業をいう。

一 移動システム等整備事業

イー１６－（６）で定めるバリアフリー環境整備計画に従って行われる移動システム等の整備に関する事業をいう。

二 認定特定建築物整備事業

イー１６－（６）で定める認定特定建築物の建築に関する事業をいう。

三 既存建築物バリアフリー改修事業

イー１６－（６）で定める特別特定建築物及びイー１６－（６）で定めるバリアフリー条例による規制の対象となった建築物のバリアフリー改修に関する事業をいう。

２ イー１６－（６）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 基本構想

バリアフリー法第 25 条に規定する基本構想をいう。

二 移動等円滑化促進方針

バリアフリー法第 24 条の 2 第 1 項に規定する移動等円滑化促進方針をいう。

三 バリアフリー条例

バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体が定める条例をいう。

四 協議会

バリアフリー法第 26 条に規定する協議会のうち、以下の要件に該当するものをいう。

イ 構成員として地方公共団体を含むこと

ロ 地方公共団体が当該協議会の代表者であること

ハ 費用負担等につき構成員による協定を定めていること

五 移動システム

動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設（当該施設に附属する高齢者等の移動のための案内装置を含む。）をいう。

六 移動システム等

移動システム及びこれと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身体障害者用駐車施設等の公衆のために公開された空間をいう。

七 特定建築物

バリアフリー法第 2 条に規定する特定建築物をいう。

八 特別特定建築物

バリアフリー法第２条に規定する特別特定建築物をいう。

九 認定特定建築物

バリアフリー法第１９条に規定する認定特定建築物をいう。

十 移動等円滑化基準

バリアフリー法第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準をいう。

十一 建築設計標準

国土交通省が定める高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をいう。

十二 バリアフリー改修

建築設計標準に適合させるために行う改修をいう。

十三 施行者

移動システム等の整備を行う地方公共団体以外の者で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

十四 事業主体

基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成並びに移動システム等の整備を行う地方公共団体、又は移動システム等の整備を行う施行者に対しその整備に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

十五 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画に定められた同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域

３. 整備区域

バリアフリー環境整備促進事業の整備区域は、移動システム等整備事業にあつては次の(1)及び(2)を、認定特定建築物整備事業及び既存建築物バリアフリー改修事業にあつては次の(1)を満たす土地の区域とする。

(1) 次のイからトまでに掲げる区域内にあること。

イ 首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯又は同条第５項に規定する都市開発区域

ロ 近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は同条第５項に規定する都市開発区域

ハ 中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域又は同条第４項に規定する都市開発区域

ニ 人口５万以上の市の区域

ホ すこやかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業（平成１２年度５月１日付け老発第４７５号老人保健福祉局長通知）、若しくはバリアフリーのまちづくり活動事業（平成１３年４月１２日付け障発第１６７号障害保険福祉部長、老健局長通利）又はこれらの事業に準ずる事業が実施され、又は当該年度に実施が予定されている市町村の区域

ヘ 都市機能誘導区域内であつて、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは

停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内の区域
ト 基本構想、移動等円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域

(2) 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設（以下イー１６－（６）関係部分において「公共的特定建築物等」という。）が整備され、又は整備される予定のある区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること。

4. バリアフリー環境整備計画

- 1 バリアフリー環境整備促進事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めたバリアフリー環境整備計画を記載するものとする。
 - (1) 整備区域
 - (2) 整備区域におけるバリアフリー環境整備の基本方針
 - (3) 整備区域の土地利用に関する事項
 - (4) 整備区域における公共的特定建築物等の整備に関する事項
 - (5) 整備区域における移動システム等の整備に関する事項
 - (6) 特定建築物（公共的なものを除く。）の整備の方針
 - (7) 交通安全事業と連携に関する方針
 - (8) その他必要な事項
- 2 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第９条に規定する認定計画（第１項に掲げる事項を全て包含するものに限る。）を作成した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。
- 3 地方公共団体が、基本構想を作成し、バリアフリー法第２５条第１０項に基づき国土交通大臣に送付した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。
- 4 地方公共団体が、イー１６－（８）５．の規定に基づき、住宅市街地整備計画を記載した社会資本総合整備計画を国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。
- 5 地方公共団体が、都市再生整備計画を作成し、同法第４７条第１項に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。
- 6 地方公共団体が、地域住宅計画を作成し、同法第７条第１項に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。

5. 交付対象事業

- 一 基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成
事業主体が行う基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。）
- 二 バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等整備
 - イ 事業主体が行う移動システム等の整備
 - ロ 移動システム整備等を行う施行者に対する事業主体補助

三 認定特定建築物の移動システム等の整備

移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

四 既存建築物バリアフリー改修

イ 事業主体が行うバリアフリー改修

ロ バリアフリー改修を行う施行者に対する事業主体の補助

6. 交通安全事業等との連携

- 1 バリアフリー環境整備促進事業（イー１６－（６）５．三に係るものを除く。）の実施に当たっては、これと関連して行われる交通安全事業等と十分な連携を図るものとする。

7. その他

バリアフリー環境整備促進事業の運営は、イー１６－（６）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 2 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
- 3 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
- 4 その他関連通達等に定めるもの

8. 雑則

- 1 平成 21 年度以前にバリアフリー環境整備促進事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住街発第 64 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イー１６－（６）で定めるバリアフリー環境整備促進事業とみなし、なお従前の例によることができる。
- 2 平成 28 年度末までにバリアフリー環境整備促進事業を開始する場合は、平成 28 年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に市町村が作成する都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に定められた同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地を当該事業の整備区域とする。
- 3 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。

イー１６－（７）都市再生総合整備事業

都市再生総合整備事業に係る交付対象事業は、イー１３－（５）の規定に基づく事業とする。

イ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業

１． 目的

この事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２． 定義

- １ 住宅市街地総合整備事業とは、この要綱で定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに次の各号に定める事業をいう。
 - 一 都心共同住宅供給事業 大都市法第 101 条の 3 に基づき認定を受けた計画に従って行う都心共同住宅供給事業及びそれと一体的に行う建築物等の整備事業で、表イ－１６－（８）－３（１）に掲げる要件を満たし、かつ、同（２）に掲げるタイプのいずれかに該当するものをいう。
 - 二 防災街区整備事業 密集市街地整備法第 2 条第 5 号に規定する防災街区整備事業（その準備段階を含む。）をいう。
 - 三 都市再生住宅等整備 住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者を入居させるための住宅及びその附帯施設（以下イ－１６－（８）関係部分において「都市再生住宅」という。）並びに店舗、事務所等及びその附帯施設の整備をいう。
- ２ イ－１６－（８）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 施行者 住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業及び防災街区整備事業を除く。）を施行する地方公共団体、地方住宅供給公社及び民間事業者等で、要綱本編第 3 第 4 号に規定する交付金事業者をいう。
 - 二 事業主体 住宅市街地総合整備事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第 4 に規定する交付対象をいう。
 - 三 整備地区 住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業、都市再生住宅等の整備に関する事業を除く。）を施行するため、イ－１６－（８）又は住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号）に基づき地方公共団体、都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長が住宅市街地整備計画に定める土地の区域をいう。
 - 四 拠点的开发等 整備地区における工場跡地、老朽化した住宅団地その他の一団の土地において住宅市街地整備計画又は法令等に基づいて行われる住宅等の整備、地区の整備及びこれらに附帯する事業をいう。
 - 五 中心市街地 中心市街地活性化法第 9 条の規定により市町村が作成する基本計画（市街地整備に関連する施策と商業振興に関連する施策が、適正かつ緊密な連携をもって実施されるものに限る。以下イ－１６－（８）関係部分において「基本計画」

という。)で定める中心市街地の区域(以下イ－１６－(８)関係部分において「中心市街地基本計画区域」という。)であって、次に掲げる条件に該当する区域

イ 昭和 35 年国勢調査による人口集中地区(ただし、昭和 35 年に人口集中地区が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区)

ロ 経済社会状況の変化により、都市の中心としての役割が低下し、又は低下するおそれがあり、当該都市及びその周辺地域の発展を図る上で一体的整備を図ることが必要と認められる区域

ハ 商業地域又は近隣商業地域が相当部分を占める区域

ニ まちづくり協議会、商店街振興組合など基本計画の実現に積極的に参加する地域の住民、事業者等による組織があると認められる区域

ホ 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域、名古屋市の区域及び指定の区域を除く地域

ヘ 平成 12 年人口の昭和 55 年人口に対する減少率が 20%以上である区域

ト 平成 12 年の高齢者人口の割合が 16%以上である区域

六 住宅戸数密度 区域内の住宅の戸数を当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。

七 住宅等 住宅、店舗、事務所等及びその附帯施設をいう。

八 小規模敷地 住宅の敷地の用に供する土地で、その面積(急傾斜地等の部分の面積を除く。)が 100 平方メートル未満のものをいう。

九 老朽建築物等 次のイからトまでのいずれかに該当する建築物をいう。

イ 表イ－１６－(８)－２による評点(密集住宅市街地整備型重点整備地区内の敷地の数に対する小規模敷地の数の割合が 7 割以上の場合の密集住宅市街地整備型重点整備地区内の各建築物については、これに 30 を加えた数値。以下イ－１６－(８)関係部分において同じ。)が 130 以上となる建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている建築物

ロ 公共賃貸住宅建替 10 箇年戦略(平成 4 年 6 月 30 日付け建設省住建発第 99 号、建設省住都監発第 10 号)第 3 の 2 の規定に基づき都道府県が策定する建替促進計画において建替重点団地として指定された団地(公営住宅等関連事業推進事業制度要綱(平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住建発第 55 号)第 5 第 1 項に規定する公営住宅ストック総合活用計画又は同第 2 項に規定する公共賃貸住宅ストック総合活用計画において建替重点団地に準ずるものとして位置付けられた団地を含む。以下イ－１６－(８)関係部分において「建替重点団地」という。)内の建築物

ハ 建替重点団地の建替えと併せて整備することが必要な公共施設の整備に伴い除却すべき建築物

ニ 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 2 条第 4 項に規定する不良住宅であって、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む建築物(以下イ－１６－(８)関係部分において「不良住宅」という。)

ホ 使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、又は跡地で建設される建築物を耐火建築物等(建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号イに規定する建築物をいう。以下イ－１６－(８)関係部分において同じ。)又は準耐火建築物等(同号ロに規定する建築物をいう。以下イ－１６－(８)関係部分において同じ。)とすることが条例等により義務付けられている建築物(以下イ－１６－

(８) 関係部分において「空き家住宅」という。)

へ 使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であつて、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、又は跡地で建設される建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等とすることが条例等により義務付けられている建築物(以下イ－１６－(８) 関係部分において「空き建築物」という。)

ト 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成２６年度法律第１２７号。以下イ－１６－(８) 関係部分において「空家法」という。)第２条第２項に規定する特定空家等である建築物(以下イ－１６－(８) 関係部分において「特定空家等」という。)

十 老朽住宅等 老朽建築物等のうちイ～ハに該当し住宅の用に供する建築物をいう。

十一 換算老朽住宅戸数 老朽住宅等の戸数及び表イ－１６－(８)－２による評点が１００以上１３０未満である住宅の戸数に１０分の８を乗じて得た戸数の合計をいう。

十二 建替えを促進すべき建築物 第９号イに該当する住宅、木造集合住宅(木造共同建て、木造長屋建て又は木造重ね建ての住宅(住宅の用に供されている部分を有する建築物を含む。))をいう。)、工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する場合、これらと一体的に建替えを行う建築物を含むことができる。

イ 建築基準法等の法令の規定により老朽建築物等及び当該建築物の敷地のみでは建替えができないこと

ロ 建替えの区域内にある第９号イに該当しない建築物の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の概ね３分の１以下であること、又は、建替えの区域内にある第９号イに該当しない建築物の敷地面積の合計が、当該区域内の全敷地面積の概ね３分の１以下であること

十三 住宅困窮者 住宅市街地総合整備事業の施行等に関連し、住宅に困窮すると認められる者のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められる者をいう。

イ 住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、密集市街地整備法第１３条に基づく除却の勧告を受けた賃貸住宅(密集市街地整備法第１３条に規定する除却の勧告対象の基準に相当する賃貸住宅を含む。)の居住者

ロ 住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、密集市街地整備法第５条に基づく建替計画の認定を受けた賃貸住宅(密集市街地整備法第５条に規定する認定基準に相当する賃貸住宅を含む。)の居住者

ハ 住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成１７年法律第８２号)第１３条第１項第７号に規定する貸付けを受けて建て替えられる賃貸住宅(ただし、老朽建築物等であつて、敷地面積１００㎡以上の場合に限る。)の居住者

ニ 住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、道路・公園等の公共施設の整備又は市街地再開発事業により住宅等を失う者

ホ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行われる第１２号に規定する建替えを促進すべき建築物の建替えにより住宅等を失う者

へ 住宅市街地総合整備事業の整備地区内において防災街区整備事業により住宅等を失う者

十四 公共施設 次に掲げる公共の用に供する施設をいう。

- イ 道路
- ロ 都市公園
- ハ 下水道
- ニ 河川等

十五 関連公共施設 整備地区において既存の建替を含め 100 戸以上の住宅等の整備が見込まれ、かつ次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合の公共施設をいう。

イ 整備地区が 4. 第 2 号イ a の要件に該当すること。

ロ 重点整備地区が次に掲げる要件に該当すること。

(1) 全国の D I D 地区（隣接地を含む。）における低層住宅密集市街地に存すること。

(2) 次の a から d までのいずれかに該当すること。

a 接道に関する要件

地区内の住宅のうち、接道不良住宅（その敷地が幅員 4 m 以上の道路に接していない住宅）の戸数の割合が 2 分の 1 以上であること。ただし、0.2ha 以上のまとまった低未利用地が存在し、かつその合計面積が地区面積の 2 分の 1 以上存在する地区においては、地区内の全低未利用地の換算道路延長率（（低未利用地の幅員 6 m 以上の道路への接道総延長）÷（低未利用地の総面積））が 160m/ha 未満であり、かつ、計画的な開発誘導がなければ地区全体の住環境水準の低下が予想されること。

b 消防水利に関する要件

地区内の住宅のうち、消防水利（幅員 6 m 以上の道路から直接利用可能なものに限る。）からの直線距離が 140m を超える位置にある住宅の戸数の割合が 3 分の 1 以上であること。

c 公共的空地に関する要件

地区内の公園・広場・緑地・公開空地等公共的空地の面積の合計が、原則として地区の面積の 3 % 未満であること。

d 安全性・保健性に関する要件

局部的な浸水危険のある住宅があること、宅地の崩壊等により第三者に危害を及ぼすおそれがあること、地区内に水質悪化の著しい河川、水路があること等、安全性、保健性の面から緊急に公共施設の整備等を行う必要があること。

十六 公益施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

十七 都市・居住環境整備基本計画 大都市居住環境整備推進制度要綱第 4 の規定により定められた計画をいう。

十八 緊急に改善すべき密集住宅市街地 「第八期住宅建設五箇年計画について」（平成 13 年 3 月 13 日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に基づき、速やかな解消に努めるものとされた区域。

十九 重点密集市街地 都市再生プロジェクト第三次決定（平成 13 年 12 月 都市再生本部決定）において「地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性の高い危険な市街地」として位置付けられた区域

二十 再生を図るべき計画開発住宅市街地 次に掲げる要件に該当する計画開発住宅市街地をいう。

- イ 道路、公園等の公共施設整備が既に十分に行われていること
- ロ 新住宅市街地開発事業又は一団地の住宅施設事業等により整備されていること
- ハ 次の a 又は b のいずれかに該当すること
 - a 地区面積が概ね 500ha 以上であり、まちびらきから 30 年以上が経過していること
 - b 地区面積が概ね 200ha 以上であり、まちびらきから 40 年以上が経過していること

ニ 直近の 10 年間で人口が 5%以上減少していること

二十一 公共施設用地転換地 次に掲げる要件に該当するものをいう。

- イ 地方公共団体等による取得後、権利変換等の際に公共施設用地として転換される土地であること
- ロ 防災街区整備事業等の事業が確実な区域内であること

二十二 整備計画策定等事業 都市・居住環境整備重点地域、整備地区、重点整備地区若しくは拠点の開発等を行う地区に係る調査等及び事業化に向けてのコーディネート等、又は地元住民協議会等の活動支援で、表イ－１６－(８)－４に掲げるものをいう。

二十三 市街地住宅等整備事業 住宅市街地整備計画に適合する事業又は都心共同住宅供給事業に係る事業で、表イ－１６－(８)－５の (い) 欄に掲げる事業（ただし密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業については建替えを促進すべき建築物の除却を伴い、表イ－１６－(８)－７(１)から(５)のいずれかの要件に適合する建築物の建設（老朽建築物の除却跡地において建設する場合は除却後２年以内に行うもの。）に限り、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業については、公園・緑地・広場の整備及び地方公共団体又は地域住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却に係るものを除き、既存ストックの改修に限る。）をいう。

二十四 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる事業をいう。

- イ 拠点開発型重点整備地区内の原則として拠点の開発等が行われる区域以外の区域、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区で、次に掲げる計画等の定められた地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。以下同じ。）等で、表イ－１６－(８)－６の (い) 欄に掲げる施設の整備（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業については、公園・緑地・広場に係るものを除き、既存ストックの改修に限る。）をいう。
 - a 都市計画法第４条第９項に規定する地区計画等
 - b 都市再開発法第２条の３第１項第２号若しくは同条第２項に規定する整備又は開発の計画
 - c 大都市法第３条の６第１項に規定する住宅市街地の開発整備の方針（確実に策定が見込まれるものを含む。）
 - d 都市計画法第８条第１項第２号に掲げる特別用途地区（建築物の中高層階における住宅の確保及び住居の環境の保護を図ることを目的とするものに限る。）、第３号に掲げる高度地区及び高度利用地区、第４号に掲げる特定街区並びに第１１条第１項第８号に掲げる一団地の住宅施設
 - e 建築基準法第４７条に規定する壁面線による建築制限、第６９条に規定する建築協定及び第８６条第１項に規定する総合的設計

- f イ-16-(9) 街なみ環境整備事業8.に規定する街づくり協定
- g その他これらに類する市街地の整備・誘導指針
- ロ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う次のaからcまでに掲げる事業をいう。
 - a 老朽建築物等の除却（この場合、老朽建築物等には老朽住宅等、不良住宅、空き家住宅、空き建築物又は特定空家等と連担して一体的に除却すべき建築物を含み、除却には不良住宅、空き家住宅、空き建築物、又は特定空家等でない老朽建築物等の除却のための取得を含む。以下イ-16-(8) 関係部分において「老朽建築物等除却」という。）
 - b 施行地区の環境の整備改善に必要な土地の取得（代替地等及び公共施設用地転換地（第21号に規定するものをいう。以下イ-16-(8) 関係部分において同じ。）の取得を含む。）及び造成並びに地区公共施設等の整備等で、表イ-16-(8)-6の(い)欄に掲げる施設の整備
 - c 仮設住宅等の設置（以下イ-16-(8) 関係部分において「仮設住宅等設置」という。）

二十五 延焼遮断帯形成事業 道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等に建替えることより延焼遮断機能を整備する事業であって、イ-16-(8)15.第4項第2号に規定する要件に適合するもの。

二十六 都市再生住宅等整備事業 密集市街地整備法第19条の規定に従って行われる市町村借上住宅を借り上げる事業及び住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業を除く。）等の実施に伴って必要となる次に掲げる事業をいう。

イ 民間建設型都市再生住宅等整備事業

下記のいずれかに該当する都市再生住宅等を供給する事業

- a 民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者等が自ら管理若しくは分譲することにより供給するもの
- b 地方公共団体が、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間土地所有者が所有する住宅を、地方住宅供給公社が、民間の土地所有者等が所有する住宅を借り上げて管理することにより供給するもの

ロ 公共建設型都市再生住宅等整備事業

地方公共団体が自ら整備等を行い、管理若しくは分譲することにより都市再生住宅等を供給する事業

二十七 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法又は老人保健法に定める施設又は事業の用に供する施設

ロ 学校教育法に定める専修学校又は各種学校で、社会福祉施設に関係している施設

ハ 民間事業者による老後の保健又は福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に定める特定民間施設

ニ 介護保険法に定める施設

ホ 医療法に定める医療提供施設

二十八 関連公共施設整備 第15号に規定する要件に該当する整備地区に係る関連公共施設で、当該公共施設と同種の公共施設の整備に関する事業の採択基準

等に適合する施設（ただし、平成１５年度までに住宅市街地総合整備事業の整備計画の承認を受けた整備地区内の施設にあっては、地区内の全体事業費が通常事業と同様のものを含む（事業費が市町村道については５,０００万円以上、街路については１億円以上の施設に限る。））の整備であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。

イ 一般的基準

住宅市街地総合整備事業において、住宅の建設と一体的に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業であること

ロ 施設別基準

ａ 道路（都市計画道路を含む。）

一般国道以外の道路で、次の(1)、(2)及び(3)に該当するものの整備に関する事業であること

(1) 住宅市街地整備計画によって定める区域（以下イ－１６－（８）関係部分において「整備地区」という。）内の主要な道路

(2) 整備地区と整備地区外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、住宅市街地総合整備事業として緊急に整備を行うことが必要な区間

(3) 整備地区と整備地区外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが住宅市街地総合整備事業にとって不可欠な区間

ｂ 都市公園

都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の整備に関する事業で、原則として整備地区内において行われる事業であること

ｃ 下水道

下水道法による下水道事業で、次の(1)から(4)までの一に該当する施設の整備に関する事業であること

(1) 整備地区内の主要な管渠

(2) 整備地区と整備地区外の主要な幹線管渠又は流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠で、住宅市街地総合整備事業として緊急に整備を行うことが必要なもの

(3) 主として整備地区内の下水を処理する終末処理場で、住宅市街地総合整備事業として緊急に整備を行うことが必要なもの

(4) 整備地区内又は整備地区から適切な放流地点に至るまでの都市下水路

ｄ 河川

一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ次の(1)又は(2)に該当する施設の整備に関するものであること

(1) 整備地区の整備の影響により改修が必要となる河川の部分、又は整備地区を通過し、若しくは接する河川の部分で、住宅市街地総合整備事業として整備することが必要なもの

(2) 住宅市街地総合整備事業として整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設

二十九 循環利用住宅整備 住宅の長期優良化に資するリフォーム工事で、次のイからニに掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ リフォーム後の住宅が次の基準を満たすこと。

- a ロ a 及び b について、国土交通省の定める一定の性能を満たすこと。
 - b ロ c 又は d のいずれかについて、国土交通省の定める一定の性能を満たすこと。
 - ロ 次の a から e のいずれかの性能向上等に資するリフォームを行うものであること。
 - a 構造躯体等の劣化対策
 - b 耐震性
 - c 省エネルギー対策
 - d 維持管理・更新の容易性
 - e 三世代同居対応（調理室、浴室、便所又は玄関のいずれかを増設する工事であって、改修後にこれらのうちのいずれか2つ以上が複数となる工事）
 - ハ リフォーム実施前に建築士によるインスペクションを実施するとともに、工事後にリフォーム履歴や維持保全計画を作成するものであること。
 - ニ ロ a から e に規定するリフォームに要する費用が過半を占めるリフォーム工事であること。
- 三十 共同化 複数の土地所有者等（土地の所有権又は建築物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者をいう。）が建設を行う際、共同して行うことをいう。
- 三十一 協調化 複数の土地所有者等が建設を行う際、一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で行うことをいう。ただし、複数の土地所有者等による建設の時期が異なる場合には住宅市街地整備計画期間中の早期にすべての建設が完了することが確実と見込まれる場合に限る。
- 三十二 協定等適合理化 沿道の建物所有者等が建設を行う際、定められた建築ルール（建築協定、地区計画等）に従って各個の敷地で行うことをいう。
- 三十三 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業 密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業（表イ－１６－（８）－７の（３）の要件に該当するものに限る。）若しくは防災街区整備事業に係る従前居住者が入居する当該建設後賃貸住宅又は 13. に基づき、住宅困窮者に対して地方公共団体があつせんする都市再生住宅以外の賃貸住宅に係る家賃対策補助を行う事業をいう。
- 三十四 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。
- イ 公営住宅整備事業等補助要領（平成８年建設省住備発第 83 号）第 2 第 1 号に定める公営住宅整備事業及び同第 4 号に定める準公営住宅整備事業
 - ロ 地域優良賃貸住宅整備事業補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 条第 3 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業（以下第 4 関係部分において単に「地域優良賃貸住宅整備事業」という。）
 - ハ 公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年建設省住備発第 34 号）第 3 第 1 号に定める公営住宅等ストック総合改善事業
 - ニ 公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成 3 年建設省住建発第 103 号）に定める公営住宅等駐車場整備事業
 - ホ 公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 6 年建設省住備発第 56 号）第 2 各号に定める補助金の交付の対象となる事業
- 三十五 住宅地区改良事業等 次に掲げる事業をいう。
- イ 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業

- ロ 小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成９年４月１日付け建設省住整発第４６号）第２第３号に規定する小規模住宅地区等改良事業
- ハ 改良住宅等改善事業制度要綱（平成１１年４月１日付け建設省住整発第２５号）第２第１号に規定する改良住宅等改善事業
- ニ 住宅地区改良事業等対象要綱（平成１７年８月１日付け国住整第３８－３号）第２第４号に規定する分譲改良住宅整備事業及び第１３号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業
- 三十六 優良建築物等整備事業 優良建築物等整備事業制度要綱（平成６年６月２３日付け建設省住街発第６３号）第２第１号に規定する優良建築物等整備事業
- 三十七 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 三十八 ZEH 水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から２０％削減となる省エネ性能の水準をいう。
- 三十九 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて３０％削減又は４０％削減（小規模（３００㎡未満）は２０％削減）となる省エネ性能の水準をいう。

３．整備地区

整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第４項第１１号に規定する地域住宅団地再生事業を実施する区域（以下「地域住宅団地再生事業を実施する区域」という。）における４．第２号ニに規定する住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区にあつては第１号、街なか居住再生型重点整備地区及び住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区にあつては第１号及び第２号に掲げる要件に限る。）に該当するものでなければならない。

- 一 ４．に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあつて、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。
- 二 整備地区の面積が概ね５ヘクタール以上（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区を除き、住生活基本法第１７条第２項第６号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イ－１６－（８）関係部分において「重点供給地域」という。）にあつては概ね２ヘクタール以上）であること。
- 三 整備地区（大規模な低未利用地など連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）の住宅戸数密度が原則として３０以上であること。

４．重点整備地区

重点整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域住宅団地再生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあつては第２号に掲げる要件に限る。）に該当するものでなければならない。

- 一 重点整備地区の面積が概ね１ヘクタール以上（住宅団地ストック活用型に係る重点整備地区を除き、重点供給地域にあつては概ね０．５ヘクタール以上）であること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 拠点開発型

次に掲げる要件に該当すること。

a 次に掲げるいずれかの地域内に存すること。

- ① 首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯又は同条第５項に規定する都市開発区域
- ② 近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は同条第５項に規定する都市開発区域
- ③ 中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域又は同条第４項に規定する都市開発区域
- ④ 重点供給地域
- ⑤ 地方拠点都市法第４条第１項の規定により指定された地方拠点都市地域
- ⑥ 県庁所在都市又は通勤圏人口２５万以上の都市の通勤圏
- ⑦ 市街地総合再生計画の区域
- ⑧ 都市再生特別措置法第８１条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下「都市機能誘導区域」という。）内であつて、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内

b 重点整備地区内に、概ね１ヘクタール以上、かつ、重点整備地区の面積の概ね２０パーセント以上（人口が減少している都心地域、大都市法施行規則第１条に規定する区域、中心市街地基本計画区域、緊急に改善すべき密集住宅市街地及び再生を図るべき計画開発住宅市街地にあつては、概ね０.５ヘクタール以上、かつ、重点整備地区の面積の概ね１０パーセント以上。（ただし、緊急に改善すべき密集住宅市街地にあつては、概ね１００戸以上の住宅建設を伴うものに限る。）の拠点開発等の実施が見込まれる区域を含むこと。

ロ 密集住宅市街地整備型

次に掲げる要件に該当すること。

- a 地区内の換算老朽住宅戸数が５０戸以上であること。ただし、重点供給地域にあつては２５戸以上であること。
- b 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する 換算老朽住宅戸数の割合
３０戸/ha 以上 ４０戸/ha 未満	７割
４０戸/ha 以上 ５０戸/ha 未満	６割
５０戸/ha 以上 ６０戸/ha 未満	５割
６０戸/ha 以上 ７０戸/ha 未満	４割
７０戸/ha 以上	３割

ハ 街なか居住再生型

次に掲げる要件に該当すること。

- ａ 中心市街地に存すること。
- ｂ 重点整備地区内において、概ね 50 戸以上かつ 1 ヘクタール当たり概ね 10 戸以上の住宅整備が見込まれること。
- ｃ 重点整備地区の面積が概ね 30 ヘクタール以下であること。

ニ 住宅団地ストック活用型

次に掲げる要件（地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては a、c、d 及び e に掲げる要件に限る。）に該当すること。

- ａ 入居開始から概ね 30 年以上（地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては入居開始から概ね 20 年以上）を経過した住宅団地が所在していること。
- ｂ 高齢者人口の割合が全国平均以上かつ当該重点整備地区の所在する市区町村の平均と比較して著しく高いこと。
- ｃ 住宅戸数が 100 戸以上であること。
- ｄ 重点整備地区面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合が概ね 15%以上あること。
- ｅ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画が策定されている場合は、全域が同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域又は同項第 2 号に規定する居住誘導区域内であること。立地適正化計画が策定されていない場合は、地方公共団体が策定する総合計画、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略、同法第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条に規定する都道府県計画若しくは都市計画法第 6 条の 2 に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の法令に基づく計画又は特定の住宅団地の再生計画において位置付けられていること。

5. 住宅市街地整備計画

住宅市街地総合整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の第 1 項から第 3 項までに掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画を記載するものとする。

1 住宅市街地整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 整備地区及び重点整備地区の区域
- 二 整備地区の整備の基本的方針
- 三 整備地区の土地利用に関する事項
- 四 住宅等の整備に関する事項
- 五 公共施設及び公益施設の整備に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 住宅市街地整備計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

- 一 重点整備地区の存する都市の住宅事情の改善に資するため、当該地区内の土地（公共施設又は公益施設の用に供する土地を除く。）の大部分が住宅地として利用されること。
- 二 快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成、都市の機能の更新、良好なコミュニティの形成、密集住宅市街地の整備改善、住宅団地の再生等に資するよう、

住宅等、公共施設及び公益施設の整備が行われること。

- 3 整備地区の全部又は一部において防災街区整備事業を行おうとする場合は、市町村又は都道府県は前第一項各号及び次に掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画としなければならない。
 - 一 整備地区における防災に関する機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用及び居住環境の整備改善の目標年次及び目標量
 - 二 次に掲げる事項のうち、前号の目標を達成するため必要な事項
 - イ 都市計画の決定に関する事項
 - ロ 建築物の建替えに関する事項
 - ハ 道路、公園その他の公共の用に供する施設の整備に関する事項
- 4 市町村長が都市再生整備計画（都市再生法第 46 条第 2 項第 3 号に係るものとして住宅市街地総合整備事業及び防災街区整備事業を記載しているものに限る。）を作成し、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に住宅市街地整備計画が記載されたものとみなすことができるものとし、6. の規定は適用しないものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長が地域住宅計画（地域住宅法第 6 条第 2 項第 1 号に係るものとして住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を記載しているものに限る。）を作成し、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に住宅市街地整備計画が記載されたものとみなすことができるものとし、6. の規定は適用しないものとする。

6. 住宅市街地整備計画に関する協議

地方公共団体は、関連公共施設の整備を伴う住宅市街地整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

7. 仮設住宅等の設置

住宅市街地総合整備事業の施行者は、住宅市街地総合整備事業の施行に伴いその居住する住宅等を失う者を一時収容するため必要がある場合においては、仮設住宅等を設置するものとする。

8. 都市再生住宅等整備

- 1 施行者は、都市再生住宅等の整備等又は従前居住者用の宅地の整備を行うことができるものとする。
- 2 施行者は、事業の施行等に関連してその居住する住宅等を失い、住宅等に困窮すると認められる者で、都市再生住宅等へ入居を希望する者の世帯の数に相当する都市再生住宅等を整備するよう努めるものとする。
- 3 都市再生住宅等の整備は、表イ－１６－（８）－１に掲げる地区において行うものとする。ただし、当該住宅等は原則として耐火建築物等又は準耐火建築物等（既存建築物を活用して整備する場合にあっては、築後 35 年以内であること）に限るものとする。
- 4 都市再生住宅等の整備を行おうとする施行者は、別に定めるところにより、社会資本総合整備計画に、当該住宅等の位置、戸数、規模、構造並びに建設に関する資金計画及び管理等に関する事項についての計画（以下イ－１６－（８）関係部分において「都市再生住宅等供給計画」と言う。）を記載するものとする。ただし、社会資本総合整備

計画に住宅市街地総合整備事業の住宅市街地総合整備計画として、当該計画内容が記載されている場合はこの限りではない。

- 5 市町村長が都市再生整備計画（都市再生法第46条第2項第3号に係るものとして都市再生住宅等整備を記載しているものに限る。）を作成し、同法第47条第1項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に都市再生住宅等供給計画が記載されたものとみなすことができる。

9. 民間建設型都市再生住宅等の供給

- 1 都市再生住宅等の供給は、原則として、民間の土地所有者若しくは借地権者等（以下イ－１６－（８）関係部分において「民間土地所有者等」という。）が所有する住宅等を民間事業者等が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者等が自ら管理することにより行うものとする。
- 2 前項のほか、民間事業者等は、自ら都市再生住宅等の整備等を行い、都市再生住宅等として管理又は分譲できるものとする。ただし、分譲するための都市再生住宅等の整備等は、密集住宅市街地型重点整備地区の整備に係る場合に限るものとする。
- 3 前2項のほか、地方公共団体は、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間土地所有者等が所有する住宅等を、地方住宅供給公社は、民間土地所有者等が所有する住宅等を借り上げて都市再生住宅等として管理することができるものとする。
- 4 前3項の規定による都市再生住宅等（以下イ－１６－（８）関係部分において「民間建設型都市再生住宅等」という。）のうち、賃貸するための都市再生住宅等を供給する場合、地方公共団体は、当該住宅に係る契約家賃と入居者負担基準額との差額を負担できるものとする。
- 5 民間建設型都市再生住宅等を供給する地方公共団体又は地方住宅供給公社（地方住宅供給公社が借り上げて供給する場合に限る。）又は民間事業者（他の民間土地所有者等から借り上げて供給する場合に限る。）は、当該住宅等を民間建設型都市再生住宅等とすることの約定及び条件等について、当該住宅等の所有者と協定を締結するものとする。

10. 公共建設型都市再生住宅等の供給

地方公共団体は、民間建設型都市再生住宅等を供給できない場合に限り、自ら都市再生住宅等の整備等を行い、都市再生住宅等として管理又は分譲できるものとする。ただし、分譲するための都市再生住宅等の整備等は、密集住宅市街地型重点整備地区の整備に係る場合に限るものとする（以下イ－１６－（８）関係部分において、本項に基づく都市再生住宅等を「公共建設型都市再生住宅等」という。）。

11. 都市再生住宅等の入居者

- 1 都市再生住宅等に入居できる者は、表イ－１６－（８）－１（１）欄に掲げる事業の実施（密集住宅市街地型重点整備地区において5年以内に事業実施が予定されている事業については、住宅市街地整備計画への記載をもって実施とみなす。ただし、当該都市再生住宅の管理開始後5年を経過しても当該事業が行われない場合にあっては、家賃対策補助を打ち切るものとする。）に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者とする。
- 2 前項に規定する都市再生住宅等に入居できる者が当該住宅等に入居せず又は居住しなくなった場合は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条及び第25条

の規定に準じて、現に住宅等に困窮していることが明らかな者又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第２条第１項に規定する住宅確保要配慮者のうちから公正な方法で選考して当該住宅等の入居者を決定することができる。ただし、建替等対象団地の建替事業等に係る場合は、別に定めるところによるものとする。また、民間事業者等が管理する民間建設型都市再生住宅等については、地方公共団体が民間事業者等から優先的に借り上げることができるものとする。

- ３ 前項に規定する者を募集してもなお当該住宅等の入居者が決定しない場合は、前項の規定によらず当該住宅等の入居者を決定することができる。ただし、前項に規定する者の入居の申込に対応できるよう、住戸管理を行うものとする。
- ４ 都市再生住宅等の供給を行った者は、表イ－１６－（８）－１（１）欄に掲げる事業の実施に伴い、仮住居又は仮店舗等の施設を必要とすることとなる者を、必要な期間に限り、当該住宅等に入居させることができる。

12. 都市再生住宅等の家賃及び管理等

- １ 都市再生住宅等の家賃は、別に定めるところにより、近隣の民間の賃貸住宅の家賃水準等を考慮して適正な額となるよう管理主体が定めるものとする。
- ２ 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する地区における公共建設型都市再生住宅等（以下イ－１６－（８）関係部分において「特定公共建設型都市再生住宅等」という。）については、住環境整備のための事業との均衡に配慮し、別途家賃を定めることができるものとする。
 - 一 地区の住宅戸数密度が 70 戸/ha 以上であること。
 - 二 地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が 5 割以上であること。
- ３ 都市再生住宅等の供給を行った者は、常に当該住宅等の状況に留意し、別に定めるところにより、その管理を適正に行うよう努めなければならない。
- ４ 分譲するために整備される都市再生住宅等の価額は、当該住宅の整備に要する費用から当該住宅等に係る国の交付金の交付対象額等を控除した額の範囲内で定めなければならない。

13. 住宅困窮者に対する入居のあっせん

地方公共団体は、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備等に関連してその居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者のうち 2. 第 13 号イからへに規定する住宅困窮者で、都市再生住宅等への入居を希望しない者が賃貸住宅（原則として整備地区内に存し、かつ、耐火建築物等又は準耐火建築物等に限る。）に入居できるよう必要なあっせんを行うよう努めるものとする。

14. 交付対象事業

交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 地方公共団体が行う次の表の（イ）欄に掲げる事業（住宅・建築物耐震改修等事業、民間建設型都市再生住宅等整備及び延焼遮断帯形成事業を除く。）
- 二 次の表の（ロ）欄に掲げる施行者等及び地元住民協議会等が行う（イ）欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業

（イ）	（ロ）
整備計画策定等事業	

整備計画作成	
事業計画作成	地方住宅供給公社（注１） 民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
推進事業	地元住民協議会等、民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
地域防災力向上事業（注２）	地元住民協議会等、民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
都市・居住環境整備基本計画作成（注３）	
都市・居住環境整備基本計画作成	
事業推進コーディネート	地方住宅供給公社等
市街地住宅等整備事業	
共同施設整備等（注４）	地方住宅供給公社 民間事業者等
循環利用住宅整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共空間等整備	
公共空間整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
公開空地整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
駅施設整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
居住環境形成施設整備事業	
老朽建築物等除却（注５）	民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
地区公共施設等整備	地方住宅供給公社（注６） 民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
仮設住宅等設置	民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
延焼遮断帯形成事業	民間事業者等
住宅・建築物耐震改修等事業（注７）	民間事業者等
民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	対象住宅の家主
防災街区整備事業	個人施行者、防災街区整備事業組合、防災街区計画整備組合、事業会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、準備組織
都市再生住宅等整備事業	
民間建設型都市再生住宅等	
民間建設型都市再生住宅等整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
家賃対策補助	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共建設型都市再生住宅等	
公共建設型都市再生住宅等整備	
家賃対策補助	
関連公共施設整備	
街なみ環境整備事業	民間事業者等
公営住宅整備事業等	地方住宅供給公社 民間事業者等
住宅地区改良事業等	地方住宅供給公社
優良建築物等整備事業（注８）	民間事業者等

- (注１) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区に係る事業にあつては、市街化区域内農地等の低未利用地等を活用した良好な住宅の供給の促進に係る場合に限る。
- (注２) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。
- (注３) 住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業は除く。
- (注４) 地方公共団体が実施する場合にあつて、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業については共同化促進費に限る。
- (注５) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。
- (注６) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。
- (注７) 住宅の防火改修又は建替えに関する事業（耐震改修を伴うものを除く。）については、地方公共団体が防火規制の上乗せ、規制誘導手法等の活用又はGISの活用を行う場合に限る。また、当該事業において対象とする住宅のうち旧耐震基準により建築された住宅については、耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものに限る。
- (注８) 民間建設型都市再生住宅等整備事業（民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者が自ら管理若しくは分譲することにより供給する都市再生住宅等に係るものに限る。）と併せて行う優良建築物等整備事業に限る。

15. 事業要件

- 1 14. 第１号に掲げる事業のうち、整備地区に係る事業は次に定めるものとする。
 - 一 整備計画の作成、事業計画の作成及び事業の推進に必要な活動等に係る事業
 - 二 都市再生住宅等整備事業
 - 三 都市・居住環境整備基本計画の作成及び都市・居住環境整備重点地域において行う事業コーディネート
 - 四 関連公共施設整備
 - 五 21世紀都市居住緊急促進事業
 - 六 街なみ環境整備事業
 - 七 防災街区整備事業
 - 八 公営住宅整備事業等
 - 九 住宅地区改良事業等
- 2 14. 第１号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。
 - 一 次に掲げる住宅等の整備（既存建築物を活用して整備するものを含む。以下この項及び第４項において同じ。）（ただし、密集市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね６割以上の事業地区（１ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね５割以上の事業地区）を対象とする。また、公営住宅建設事業費補助等を除く。）
 - イ 住宅等の整備に伴って必要となる調査設計計画
 - ロ 住宅等の整備に伴って必要となる土地整備及び地方公共団体又は地元住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却（住宅団地ストック

活用型に限る。)

ハ 住宅等の整備のうち共同施設の整備

二 循環利用住宅整備（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。）

三 次に掲げる公共空間等の整備

イ 住宅等の整備に伴って行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備（当該施設の整備に必要な用地費及び補償費若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等整備を含む。）

ロ 住宅等の整備に伴って行う地区計画、建築協定等により管理上の担保措置のある公開空地の整備

四 駅施設の整備

五 ２．２項第 24 号ロ a に規定する老朽建築物等の除却

六 仮設住宅等の設置

七 地区計画等、建築協定その他これらに類する市街地の整備・誘導指針の定められた地区又は密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。）等の整備（既存建造物の活用による整備及び代替地等並びに公共施設用地転換地の取得を含む。）

3 14. 第 2 号に掲げる事業のうち、整備地区に係る事業は次に定めるものとする。

一 事業計画の作成に要する費用に対する地方公共団体の補助

二 地元住民協議会等に対して、事業の推進に必要な活動等に要する費用（以下イ－１６－（８）関係部分において「推進事業に要する費用」という。）に対する地方公共団体の補助

三 大都市法第 101 条の 5 第 1 項に規定する認定事業者（以下イ－１６－（８）関係部分において「認定事業者」という。）が行う事業のうち次に掲げる費用に対する地方公共団体の補助

イ 住宅等の建設に伴って必要となる調査設計計画に要する費用

ロ 住宅等の建設に伴って必要となる土地整備に要する費用

ハ 住宅等の整備のうち共同施設の整備に要する費用

四 都市再生住宅等の整備（既存建築物を活用して整備するものを含む。）に伴って必要となる調査設計計画、土地整備及び共同施設の整備に要する費用に対する地方公共団体の補助

五 地方住宅供給公社又は民間事業者等が管理する民間建設型都市再生住宅等に係る家賃負担低減に係る費用に対する地方公共団体の補助

六 地方住宅供給公社等が行う都市・居住環境整備重点地域において行う事業コーディネートに要する費用に対する地方公共団体の補助

七 施行者が行う街なみ環境整備事業に要する費用に対する地方公共団体の補助

八 防災街区整備事業を施行する者が行う事業に要する費用に対する地方公共団体の補助

九 施行者が行う公営住宅整備事業等に要する費用に対する地方公共団体の補助

十 施行者が行う住宅地区改良事業等に要する費用に対する地方公共団体の補助

十一 民間事業者等が行う住宅・建築物耐震改修等事業に要する費用に対する地方公共団体の補助

十二 民間建設型都市再生住宅等整備事業（民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者が自ら管理若し

くは分譲することにより供給する都市再生住宅等に係るものに限る。)と併せて行う優良建築物等整備事業に要する費用に対する地方公共団体の補助

- 4 14. 第2号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。
 - 一 施行者が行う次に掲げる事業に対する地方公共団体の補助（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね6割以上の重点整備地区（1ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね5割以上の重点整備地区）を対象とする。）
 - イ 住宅等の整備に伴って必要となる調査設計計画
 - ロ 住宅等の整備に伴って必要となる土地整備及び地方公共団体又は地元住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却（住宅団地ストック活用型に限る。）
 - ハ 住宅等の整備のうち共同施設の整備
 - ニ 循環利用住宅整備（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。）
 - ホ 住宅等の整備に伴って行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備（当該施設の整備に必要な用地費及び補償費若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等整備を含む。）
 - ヘ 住宅等の整備に伴って都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等（以下イ－16－（8）関係部分において「地区計画等」という。）、建築基準法第69条に規定する建築協定（以下イ－16－（8）関係部分において「建築協定」という。）等により管理上の担保措置のある公開空地を整備し、管理を行う場合の当該公開空地の整備
 - ト 駅施設の整備について市街地住宅等整備事業者の負担
 - チ 地区計画等、建築協定その他これらに類する市街地の整備・誘導指針の定められた地区又は密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。）等の整備（既存建造物の活用による整備及び代替地等の取得を含む。）
 - リ 2.2項第24号ロaに規定する老朽建築物等の除却
 - ヌ 仮設住宅等の設置
 - 二 道路整備と一体となった建替え等により整備された沿道の耐火建築物等又は準耐火建築物等の延焼遮断機能を有する部分の建設費に対する地方公共団体の補助のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - イ 国土交通大臣が指定した密集市街地重点地域の区域内であること
 - ロ 幅員6m以上の道路空間（建築物の後退等による空地を含む。）を有する道路の整備と一体に沿道の延焼遮断帯（延長60m以上のものに限る。）を形成する沿道建築物に係る建替え又は改修であること
 - ハ 事業により形成される延焼遮断帯により、最低限の安全性が確保される住宅等が50戸以上あること
 - ニ 次に掲げる防災街区整備地区計画等により沿道の建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等とすることが義務づけられていること
 - (1) 防災街区整備地区計画による防火上必要な制限
 - (2) 特定防災街区整備地区による構造規制
 - (3) 建築基準法第40条に基づく条例による防火制限 等

三 密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業若しくは防災街区整備事業による従前居住者が入居する当該建設後賃貸住宅又は 13. の規定に基づきあっせんする賃貸住宅に係る家賃対策補助に要する費用等に対する地方公共団体の補助

5 14. 第 1 号及び第 2 号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 新築の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること

二 原則として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものでないこと

三 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること

四 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること

五 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること

六 市街地住宅等整備事業、民間建設型都市再生住宅等整備事業及び防災街区整備事業の共同施設整備を受けて建設される住宅について、原則として表イ－１６－(８)－８に示すバリアフリー化基準を満たすこと（ただし、平成 12 年度までに設計等に着手した場合を除く。）

七 公共建設型都市再生住宅等整備事業で建設される住宅について、原則として表イ－１６－(８)－８及び表イ－１６－(８)－９に示すバリアフリー化基準を満たすこと（ただし、平成 12 年度までに設計等に着手した場合を除く。）

八 防災街区整備事業は、次の①から④を満たす、事業マネジメントに徹底した事業であること。

①工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること

②工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること

③事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること

④事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

16. 損失補償

密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の実施に伴い必要となる土地（土地の付加物を含む。）又は建物等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償に要する費用の取扱いについては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）の定めるところにより、適正に運用するものとする。ただし、老朽建築物の買収又は建築物の補償費の算定は、次の各号に定めるところによる。

一 老朽建築物の買収

老朽建築物買収価額については、近傍同種の建物の正常な取引価額とするものとし、取引事例がない場合は、当該建物の推定再建築費を取引時までの経過年数及び維持保全の状況に応じて減額した額、その他正当な評価額をもってその価額とする。

また、老朽建築物除却により通常生ずる損失補償費には、運用益損失額を含むこととする。

二 建築物の補償費

建築物を買収せずに移転しようとする場合の移転料は、当該建築物を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法（再築工法、曳家工法、改造工法、除却工法及び復元工法を標準とする。）によって、移転するのに要する費用をもって、その価額とする。

17. 建築物除却等費の交付基準

附属第Ⅲ編イ－１６－（８）第３号イの規定に基づき、老朽建築物を除却する者に対し、住宅等の建設に伴って必要な建築物除却等費に係る交付金の対象事業とする場合は、次の各号によるものとする。

一 共同化を行うものは、事業着手前に「５年以内に共同化を行う」旨の覚書きを締結するものとする。

二 交付金の交付は、事業の行われた年度ごとに行うものとする。

三 事業着手から５年以内に共同化が行われない場合、又は共同化が行われる見込みがない場合は、交付金の交付の決定は取り消すものとする。

なお、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を行わせるものとする。

18. 仮設店舗等又は仮設住宅等の管理及び処分

1 仮設住宅等の設置基準

一 仮設住宅等を設置する位置は、原則として重点整備地区内又は重点整備地区近傍の土地とする。

二 仮設住宅等の設置戸数は、老朽建築物等の除却及び都市再生住宅等の整備を相互に調整して計画することにより、最小の戸数に抑えるようにしなければならない。

三 仮設住宅等の１戸当たり床面積は、原則として 32.2 ㎡とする。ただし、入居期間が 6 ヶ月間以上にわたると予想され、かつ、次のイからニまでのいずれかに該当する場合で、大型の仮設住宅等を設置するときは、１戸当たり床面積を 48.2 ㎡とすることができる。

イ 60 才以上の者とその親族が同居する場合

ロ 入居者及び同居親族 5 人以上の用に供する場合

ハ 次のいずれかに該当する心身障害者とその親族が同居する場合

a 身体障害者

身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる障害のうち 4 級以上のものがあることにより身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者

b 戦傷病者

恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 に掲げる項症のうちいずれか又は別表第 1 号表ノ 3 に掲げる第 1 款症の障害があることにより戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により厚生労働大

臣から戦傷病者手帳の交付を受けている者

c 知的障害者等

次のいずれかに該当する者

(a) 児童福祉法第１５条の２第１項第２号の規定により児童相談所から重度又はこれに準ずる程度の精神障害者と判定されている者

(b) 知的障害者福祉法第１２条第２項第２号の規定により知的障害者更正相談所から重度又はこれに準ずる程度の知的障害者と判定されている者

(c) 精神障害の診断又は治療に関し相当の経験を有する医師から重度又はこれに準ずる程度の知的障害者と判定されている者

ニ 疾病による長期療養者とその親族が同居する等特別の事情がある場合

四 仮設住宅等は、住戸の独立性、居住性の利便、保安衛生等に十分留意したものとしなければならない。

五 仮設住宅等の戸建て形式は、連続住宅又は共同住宅とし、収容期間の短い場合には、便所及び台所は数戸共同のものを標準とする。

六 仮設住宅等はなるべく軽量鉄骨造り又はスチールパイプ造りとする。

2 管理

一 仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、仮設店舗等又は仮設住宅等の状況に留意し、その管理を適切かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二 使用料の決定

仮設店舗等又は仮設住宅等の年割使用料は、次により算出した額を限度とすること。

$$\frac{\text{仮設店舗等の設置費} - (\text{基礎額} \times 2)}{\text{対応年数}} = \text{限度額}$$

三 仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、仮設店舗等又は仮設住宅等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

3 処分

一 仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等又は仮設住宅等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等又は仮設住宅等を撤去できない理由があるときは、速やかに国土交通大臣と協議すること。

二 仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、特別の事情により仮設店舗等又は仮設住宅等を引き続いて管理することが不適当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。

三 耐用年数を経過する前に仮設店舗等又は仮設住宅等を撤去する場合には、施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を乗じた額）に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

四 前３号に規定する国土交通大臣に対する協議又は承認申請は、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都道府県又は指定市にあっては国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都市再生住宅等整備事業等を行う地方住宅供給公社にあっては都道府県知事を経由して国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が市町村、地方住宅供給公社又は民間事業者等にあっては都道府県知事に対して行うものとする。

19. 住宅用地先行取得促進事業に係る住宅用地の処分

事業主体は、住宅用地先行取得促進事業に係る住宅用地の全部又は一部を住宅供給公社の供給する賃貸住宅（借地権を設定した分譲住宅を含む。）の供給以外の用に供するため処分する場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合において、交付金相当額を返還するものとする。

20. 地区公共施設整備に係る土地の処分

- 1 施行者は附属第Ⅲ編イ－１６－（８）第３号ロの交付金を受けて取得した地区公共施設等整備に係る土地（地区公共施設等整備を行う用地の代替地等又は公共施設用地転換地として取得した土地を含む。）の全部又は一部について、地区公共施設等整備を行う用地又は地区公共施設等整備を行う用地の代替地以外の用に供するため処分する場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、交付金相当額を返還するものとする。
- 2 施行者は附属第Ⅲ編イ－１６－（８）第３号ロの交付金を受けて取得した代替地等の全部又は一部を地区公共施設等整備を行う用地の代替地の用に供した場合、当該代替地の時価が地区公共施設等整備を行う用地の取得に要する費用を超えるときは、施行者は当該差額相当額を事業地区の環境の整備改善に必要な土地の取得に要する費用に充てなければならない。

21. 国の無利子貸付

国は、地方公共団体に対し、表イ－１６－（８）－１（１）欄に掲げる事業（整備地区の整備を除く。）に係る都市再生住宅等（賃貸住宅に限る。）の整備又は購入に要する費用について、予算の範囲内において、別に定めるところにより、当該費用の一部を都市再開発法附則第５条第２項又は土地区画整理法附則第６項の規定により無利子で貸し付けることができる。

22. その他

住宅市街地総合整備事業制度の運営は、イ－１６－（８）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

- 一 大都市法
- 二 密集市街地整備法
- 三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和５０年政令第３０６号）
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成９年政令第３２４号）
- 五 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和５０年建設省令第２０号）
- 六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成９年建設省令第１５号）
- 七 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成１２年３月２４日付け建設省住備発４２号、建設省住整発第２７号、建設省住防発第１９号、建設省住街発第２９号）

号、建設省住市発第 12 号)

八 令和 7 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

九 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省
会発第 74 号）

十 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付
け建設省住発第 120 号）

十一 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月
1 日付け国住総発第 37 号）

十二 その他関連法令及び関連通知に定めるもの

23. 雑則

1 平成 21 年度以前に住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住
市第 350 号）及び住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付
け国住市第 352 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のもの
については、イ－16－（8）で定める住宅市街地総合整備事業とみなし、事業に関す
る規定は、なお従前の例によることができる。

2 マンション建替え円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業で、
次に掲げる要件に該当するものについては、令和 4 年度までに認可されるものに限り、
表イ－16－（8）－1 の「マンション建替事業等」に含むものとする。

イ 施行マンションの敷地が、4. 第 2 号イ a の①から③まで、⑤若しくは⑦又は
次に掲げるいずれかの区域内にあること。

a 都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片
道）が 3 本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しく
は停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内

b 平成 12 年の高齢者人口の割合が 16 % 以上である区域

c 人口 5 万人以上の市の区域

d 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成 3 年法律第 82 号）第 5
条第 1 項に規定する特定商業集積基本構想（以下イ－16－（8）関係部分におい
て「特定商業集積整備基本構想」という。）が定められた区域

e 土地区画整理法第 6 条第 6 項に規定する高度利用推進区

ロ 施行マンションの敷地に接する道路の中心線以内の面積が 300 平方メートル以
上であること

ハ 施行マンションの住戸が 10 戸以上であり、かつ、当該マンションが減価償却資
産の耐用年数等に関する省令別表第 1 に掲げる耐用年数の 3 分の 2 を経過している
こと

3 平成 28 年度末までに住宅市街地総合整備事業を開始する場合は、平成 28 年度中
に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定によ
り市町村が作成する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に定められた
同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域を設定することを前提に、「都市機能誘導
区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。また、平成 28 年
度末までに中心市街地活性化法第 9 条に規定される中心市街地活性化基本計画につ
いて内閣総理大臣の認定を受ける場合は、当該中心市街地活性化基本計画に基づいて
行われる事業に限り、なお従前の例による。

4 2.2 第 9 号ホに規定する「耐火建築物等」及び「準耐火建築物等」に関する規定は、

建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)の施行の日から適用する。

- 5 令和 4 年 3 月 31 日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。
- 6 防災街区整備事業のうち令和 8 年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。
- 7 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

表イー 16-(8)-1 都市再生住宅等の整備に係る地区等

(1)都市再生住宅等整備の対象事業	(2)都市再生住宅等整備の内容	(3)都市再生住宅等整備を行う地区
整備地区の整備	都市再生住宅等の整備 従前居住者用の宅地の整備	整備地区又は当該地区に近接する地区
市街地再開発事業等	都市再生住宅等の整備	市街地再開発事業の施行区域等
特別の事情がある場合の市街地再開発事業等に関連して緊急に整備が必要な公共施設の整備事業、建替等対象団地の建替事業等、高規格堤防等整備事業と関連して行われる優良建築物等整備事業及び都市・居住環境整備基本計画に位置づけられた事業	都市再生住宅等の整備	入居することとなるものの利便を考慮した適正な立地条件を備えた地区
マンション建替事業等	都市再生住宅等の整備	施行マンション若しくは施行再建マンションの敷地の区域等又は当該区域に近接する区域
(注) 1 賃貸施設の建設等は、整備地区の整備に係るもの（整備地区内に整備する場合に限る。）又は市街地再開発事業に係るもの（市街地再開発事業の施行地区に整備する場合に限る。）とする。 2 「市街地再開発事業等」とは、都市再開発法第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業、土地区画整理事業、大都市法第 2 条第 4 号に規定する住宅街区整備事業、イー 13-(1)-①に規定する都市防災総合推進事業又は防災街区整備事業をいう。 3 「市街地再開発事業の施行区域等」とは、都市再開発法第 2 条第 3 号に規定する施行地区、都市計画法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により都市計画に定められた市街地再開発促進区域若しくは同項第 2 号の規定により都市計画に定められた住宅街区整備促進区域、同法第 12 条第 2 項の規定により都市計画に定められた市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業若しくは防災街区整備事業の施行区域又はイー 13-(1)-①に規定する都市防災総合推進事業 2. 第 4 項第二号に規定する不燃化促進区域をいう。 4 「関連して緊急に整備が必要な公共施設」とは、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項の都市再開発の方針に、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の整備又は開発の計画の概要を定めた区域内における市街地再開発事業等の実施に関連し、緊急に整備が必要となる公共施設をいう。 5 「建替等対象団地の建替事業等」とは、「地域リロケーション住宅の供給について」（平成 12 年 11 月 22 日付け建設省住備発第 72 号）により実施される建替等対象団地内の公共賃貸住宅の建替え及び全面的改善事業をいう。 6 「高規格堤防等整備事業」とは、高規格堤防（河川法第 6 条第 2 項に規定する高規格堤防をいう。）及びこれに準ずる堤防の整備に関する事業をいう。 7 「優良建築物等整備事業」とは、イー 16-(2)に規定する優良建築物等整備事業をいう。 8 「マンション建替事業等」とは、一又は二のいずれかに該当するものであること。 - 一 マンション建替え円滑化法第 2 条第 4 号に規定するマンション建替事業で、次に掲げる要件に該当するもの - イ 施行マンション（マンション建替え円滑化法第 2 条第 6 項に規定する施行マンションをいう。以下イー 16-(8) 関係部分において同じ。）の敷地が都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する計画		

的な再開発が必要な市街地、同条第2項に規定する計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ継続的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区又は4. 第2号イ a の⑧に規定する区域の区域内にあり、かつ、施行マンションの敷地に接する道路の中心線以内の面積が1,500平方メートル以上であること。	
ロ	施行マンションの住戸が50戸以上であり、かつ、当該マンションが減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1に掲げる耐用年数の3分の2を経過していること
二	マンション建替え円滑化法第102条第2項の規定による除却の必要性に係る認定を受けたマンションについて実施する同法第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業
9	「施行マンション若しくは施行再建マンションの敷地の区域等」とはマンション建替え円滑化法第10条若しくは第47条の規定により事業計画に定められた施行マンションの敷地の区域、同法第10条若しくは第47条の規定により事業計画に定められた施行再建マンションの敷地の区域、同法第120条第1項の規定により認可を受けたマンション敷地売却組合の定款に定められた売却マンション（同法第2条第1項第10号に規定する「売却マンション」をいう。）の敷地の区域をいう。

表イー 16-(8)-2 建築物の老朽度等の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
老 朽 度	築後経過年数	耐用年限の2分の1超過、耐用年限の3分の2以下のもの	100	130
		耐用年限の3分の2超過のもの	130	
耐 火 性	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		同壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
接 道	道路幅員	接する道路の幅員が2.7m以上4m未満のもの	20	50
		接する道路の幅員が1.8m以上2.7m未満のもの	30	
		接する道路の幅員が1.8m未満のもの	50	
	袋路状道路	延長35m以上の袋路にのみ接しているもの	10	
	接道延長	接道部分の延長が2m未満のもの	20	
採光・通風	天空遮蔽率	主要居室の主要開口部の前面における天空遮蔽率が30%以上50%未満のもの	10	30
		同50%以上70%未満のもの	20	
		同70%以上のもの	30	
	障害物	採光・通風確保の観点から著しい障害となるものが住宅に隣接しているもの	10	
	住宅形状	採光・通風上不合理な形状であるもの	10	
建築基準法不適合	道路内制限	道路内建築制限に適合していないもの	20	40
	用途地域	用途地域の制限に適合していないもの	20	
	容積率	延べ面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	
	建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	

注1) 評価項目に応ずる評価点の合計（ただし、評価点の合計が最高評価点を超えるときはその最高評価点）をその評価区分の評価点とし、評価区分ごとの評価点の合計をその住宅の評価点とする。

注2) 耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める年数とする。

<住宅の場合>

RC(SRC)	レガ、ブロック	金 属	木 造	木造モルタル	簡易建物
47 年	38 年	34、27、19 年	22 年	20 年	10、7 年

注３） 本表による評点に代えて、住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第 1 条第 1 項の規定による評点並びに本表のうち接道及び採光・通風に関する評点の合計をもって、その住宅の評点とすることができる。

表イ－１６－（８）－３ 都心共同住宅供給事業国庫補助採択要件

（１）敷地及び構造等の要件（都市・居住環境整備重点地域に係るものにあつては、イ及びロを除く。）

イ	敷地に接する道路の中心線以内の面積が原則として 500㎡以上であること。	
ロ	①欄に掲げる最高限度に応じて、②欄に掲げる空地の面積の敷地面積に対する割合を満たす面積以上の空地を確保すること。ただし、空地の面積は、絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計とし、公開空地面積については、総合設計許可準則に関する技術基準について（昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 94 号）に準じて積算することができる。	
	① 建築基準法第 53 条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（「最高限度」）	② 空地の面積の敷地面積に対する割合
	10 分の 5 以下	1 から建築基準法第 53 条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に 10 分の 1.5 を加えた数値
	10 分の 5 を超え、10 分の 5.5 以下の場合	10 分の 6.5
	10 分の 5.5 を超える場合	1 から建築基準法第 53 条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に 10 分の 2 を加えた数値
ハ	敷地が、原則として、幅員 6m 以上の道路に 4m 以上接すること。	
ニ	耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。	

（２）タイプ

イ 共同化タイプ	2 以上の敷地又は敷地以外の一団の土地（以下「敷地等」という。）について所有権等を有する 2 人以上の者又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目的となっている敷地等の区域において行う一の構えを成す建築物（建築基準法第 86 条第 1 項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる 2 以上の構えを成す建築物を含む。以下同じ。）及びその敷地等の整備で、整備する建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものをいう。ただし、当該敷地等について所有権を有する者が 2 人である場合は、その面積が 200 平方メートル未満である敷地等又はその形状が不整形である敷地等を含むものに限るものであること。この場合において、当該所有権等を有するものの人数の算定上、一の権利を共有するものは 1 人とみなし、土地又は借地権の信託の受託者を除くものとする。
ロ 市街地環境形成タイプ	次のいずれかの要件に該当する建築物及びその敷地等の整備で、整備する建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものをいう。
	1) 建築基準法第 69 条に規定する建築協定、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 2 号に規定する沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること。

	2) 次に掲げるいずれかに該当するものであること。 ① 日常的に開放され、市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する敷地（建築物を含む。）内の公共的通路等を整備するもの ② 敷地内の事業認可前の都市計画施設部分、都市計画法第１２条の５第２項に規定する地区施設部分を空地として確保することにより、都市計画施設等の整備の促進に寄与するとともに、歩行者空間としての確保等にも寄与するもの ③ 都市再生推進事業制度要綱（平成１２年３月２４日建設省経宅発第３７-２号、建設省都計発第３５-２号、建設省住街発第２３号）に基づく地方拠点整備総合計画区域及び市街地環境整備総合計画区域内において施行されるものであること。
ハ マンション建替タイプ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の１を経過し、又はこれと同程度の機能低下を生じている共同住宅（当該共同住宅が取壊し等により、現に共同住宅として使用されていない場合を含む。）に関し、区分所有法第２条第１項に規定する区分所有権を有する者（以下イ－１６－（８）関係部分において「区分所有者」という。）又は区分所有者の同意を得た者が１人で、又は数人共同して、当該権利の目的となっている敷地等の区域内で行う共同住宅の建替え及びその敷地等の整備であり、次に掲げる要件に該当するものをいう。 1) 市街地総合再生計画等の区域内において行われる事業であること又は次に掲げる周辺市街地整備に寄与する事業のいずれかに該当するものであること。 ① その敷地内で狭小道路に面する部分の道路拡幅、通路提供等を伴う事業 ② その敷地内に一般の利用に供する公開空地を確保する事業 ③ 近隣環境に配慮し、景観と一体となった建築計画が定められた事業 2) 建替え対象となる共同住宅に係る区分所有者が１０人以上（地区面積が１，０００平方メートル未満で、従前の住宅戸数が１０戸以上の場合は、区分所有者が５人以上）であること。 3) 区分所有法第６２条第１項の規定による建替え決議又は区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。 4) 建替え後の建築物の延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供し、かつ、建替え前の戸数又は建替え前の延べ面積以上の住宅を供給すること。
ニ 住宅複合利用タイプ	住宅を他の施設と共同して建設することにより、住宅の地価負担を軽減するものであって、住宅を１５戸（都市計画法第１２条の４第１項第１号に掲げる地区計画のうち、同法第１２条の９に規定する事項が定められたものの区域内並びに同法第８条第１項に掲げる近隣商業地域、商業地域及び特別用途地区（建築物の中高層階における住宅の確保及び住居の環境の保護を図ることを目的とするものに限る。）の区域内においては１０戸）以上供給する建築物及びその敷地等の整備をいう。
ホ 優良住宅供給タイプ	大都市法第１０１条の３の規定に基づく都府県知事の認定を受けた計画により３０戸以上の住宅を供給する建築物及びその敷地等の整備をいう。

表イ－１６－(８)－４ 整備計画策定等事業

事業及び内訳	説 明
イ 整備計画作成	
(1) 広域調査	整備地区を選定するため、整備計画を策定する事業主体の行政区域の相当範囲を対象に行う土地利用、施設現況等の調査に関する事業
(2) 整備計画作成調査	整備計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成（防災再開発促進地区の設定経費を含む。）に関する事業
ロ 事業計画作成	事業計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成に関する事業並びに事業計画の作成等に関する事業
ハ 推進事業	住宅市街地総合整備事業の推進に必要な以下に掲げる事業 ① 施行者又は施行者から委託等を受けた者が行う事業推進のために必要な関係機関、地元住民等との調整業務等及び当該業務の実施に必要な現地事務所の設置 ② 地元住民協議会及びNPO法人等並びに防災街区計画整備組合及び防災街区整備推進機構における事業普及活動促進事業等 ③ ブロック単位の実施計画の策定 ④ 建替促進事業計画の作成 ⑤ 再評価等の事業評価
二 地域防災力向上事業	地域防災力を向上させるために行う感震ブレーカー等の設置（地方公共団体が普及啓発活動等を行い、かつ、出火防止や火災拡大防止に効果があるものに限る。）、地域防災力の実効性を向上させるために行う防災マップ作成、防災訓練及び防災人材育成等の活動に関する事業
ホ 都市・居住環境整備基本計画作成	
(1) 都市・居住環境整備基本計画作成	都市・居住環境整備基本計画の作成に関する事業
(2) 事業推進コーディネート	都市・居住環境整備重点地域において、地権者による共同化や民間事業者による再開発等の誘導、良質な都市住宅の整備を通じて低未利用地の有効利用と都市構造の再編に資する良好な住宅市街地の整備を促進するためのコーディネートに関する事業

表イ－１６－(８)－５ 市街地住宅等整備事業

(あ)	区分	拠点開発型 ・ 街なか居住 再生型 ・ 都心共同住 宅供給事業	住宅団地ス tock活用 型（注１）	密集住宅市街地整備型					防災街区 整備事業
				個別 建替え	誘導 建替え	まちづ くり建 替え	認定建 替え	防災 建替え	
(い)	共同施設整備等								
	1 調査設計計画								
	イ 事業計画作成費								
	(1) 現況測量、現況 調査、権利調査及び 調整に要する費用	○	○						○
	(2) 基本設計費	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3) 敷地設計費	○	○						○
	(4) 公共施設設計費	○	○						○
	(5) 資金計画作成費	○	○						○
	(6) 環境アセスメン ト費	○	○						○
	(7) PFI 事業者選定 費								○
	(8) 建物状況調査 （耐震診断、耐用年数 の評価等）に要する費 用（注２）								○
	ロ 地盤調査費	○	○						○
	ハ 建築設計費	○	○	○	○	○	○	○	○
	ニ 権利変換計画作成費								○
	2 土地整備（注３）（注４）								
	イ 建築物除却等費	○	○	○	○	○	○	○	○（注 ５）
	ロ 仮設店舗等設置費	○（注６）	○（注６）						
	ハ 補償費等	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 共同施設整備（注３）								
	イ 空地等整備費								
	(1) 通路整備費	○	○	○（注 ７）	○	○	○		○
	(2) 駐車施設整備費	○	○		○	○	○		○
	(3) 児童遊園整備費	○	○		○	○	○		○
	(4) 緑地整備費	○	○		○	○	○		○
	(5) 広場整備費	○	○		○	○	○		○

ロ	供給処理施設整備費							
	(1) 給水施設整備費	○	○			○	○	○
	(2) 排水施設整備費	○	○			○	○	○
	(3) 電気施設整備費	○	○			○	○	○
	(4) ガス供給施設整備費	○	○			○	○	○
	(5) 電話施設整備費	○	○			○	○	○
	(6) ごみ処理施設整備費	○	○			○	○	○
	(7) 情報通信施設整備費	○	○					
	(8) 熱供給施設整備費	○	○			○	○	○
ハ	その他の施設等整備等費							
	(1) 共用通行部分整備費	○	○			○	○	○
	(2) 防災性能強化工事費	○	○			○	○	○
	(3) 防災関連施設整備費	○	○					
	(4) 航空障害燈設置費	○	○					
	(5) 防音・防震等工事費	○	○			○ (注8)		○
	(6) 社会福祉施設等との一体的整備費	○	○			○	○	○
	(7) 立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○			○	○	○
	(8) 公共用通路整備費	○	○					
	(9) 駐車場整備費	○	○			○	○	○
	(10) 機械室（電気室を含む。）整備費	○	○			○	○	○
	(11) 集会所及び管理事務所整備費	○	○			○	○	○
	(12) 高齢者等生活支援施設整備費	○	○					○
	(13) 子育て支援施設整備費	○	○			○	○	○
	(14) 避難設備設置費	○	○			○	○	○
	(15) 消火設備及び警報設備設置費	○	○			○	○	○
	(16) 監視装置設置費	○	○			○	○	○

		(17) 避雷施設設置費	○	○		○	○		○
		(18) 電波障害防除施設設置費	○	○		○	○		○
		(19) 耐火等構造費						○	
		(20) 共同化促進費				○	○		
		(21) 公開空地用地取得費					○ (注9)		○ (注9)
		(22) 地区計画等に定められた施設整備費							○
		循環利用住宅整備		○					
		公共空間等整備							
	1	公共空間整備費(注10)	○	○					
	2	公開空地整備費(注11)	○	○					
	3	駅施設整備費(注12) (注13)	○	○					

(注1) 公園・緑地・広場の整備及び地方公共団体又は地域住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却を除き、既存ストックの改修に限る。

(注2) 施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備・活用する場合に限る。

(注3) 防災街区整備事業のうち、次表(ア)欄に該当するものにあつては、それぞれの費用の額に(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、令和3年3月31日までに着手している事業又は令和3年度中に都市計画決定を受ける予定の事業であつて、「都市機能誘導区域内であつて、鉄道若しくは地下鉄の駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内において実施される事業」については、当該費用の額に1.20を乗じて得た額とする。

(ア) 事業	(イ) 係数
○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 ○ 予備認定(新築マンションを対象とした管理計画案の認定)を受けた防災施設建築物の整備を含む事業 ○ CASBEE 建築評価認証またはCASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、Aランク以上の認証を受けた防災施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業	1.20

○ 密集市街地整備法第３条の規定に基づき定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内のイ－１０（１）６．１の（２）に規定する中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業	1. 35
○ （イ）係数 1. 35 を満たす（ア）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 ① 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150% を加えたもの以下、かつ、600% 以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ② （イ）係数 1. 20 を満たす（ア）事業要件のいずれかを満たす事業	1. 50

（注４）住宅団地ストック活用型を除き、住宅等の整備に伴って必要となる土地整備に限る。

（注５）施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備・活用する場合の曳家移転工事に要する費用を含む。

（注６）都心共同住宅供給事業は除く。

（注７）隣地を取得して建替える戸建住宅（以下、「隣地取得型戸建住宅」という。）と同時に整備されるものであって、地方公共団体と緊急時避難路として活用する旨の協定が締結された通路に限る。

（注８）１ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね 800 平方メートル以上、かつ、木造住宅率が５割以上の地区（以下「住工混在型地区」という。）において工場併存住宅に建て替える場合（老朽建築物等の除却の跡地において工場併存住宅を建設する場合を含む。）及び住工混在型地区において都市再生機構が工場併存住宅に建て替える場合（老朽建築物等の除却の跡地において工場併存住宅を建設する場合を含む。）に限る。

（注９）空地等整備費の（１）～（５）又はその他の施設等整備等費の（１）若しくは（７）に係る土地に限る。

（注 10）住宅等の整備に伴って市街地住宅等整備事業者が行う管理上担保措置のある道路、公園、給排水施設等及びこれらに付帯する設備の工事に要する費用（設計費を含む。）並びに道路、公園、給排水施設等の整備に必要な用地・補償費（義務的に整備すべき部分に係る額を除く。）若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等の整備に要する費用

（注 11）住宅等の整備に伴って市街地住宅等整備事業者が行う管理上担保措置のある空地等及びこれらに付帯する設備の工事に要する費用（設計費を含む。）

（注 12）次に掲げる鉄道整備事業について行う市街地住宅等整備事業者の負担

- ① 新駅の設置（一体的に行われる軌道の敷設を含む。）
- ② 既存駅の改良（一定的に行われる軌道の敷設を含む。）

（注 13）以下の①及び②に要する費用の合計額

- ① 鉄道整備負担費

鉄道事業者と市街地住宅等整備事業者とが結ぶ鉄道整備事業の費用に関する負担協定（鉄道整

備に係る費用について鉄道事業者以外に複数の負担者がいる場合において、市街地住宅等整備事業者が負担する費用が最終的に鉄道事業者を支払われることとなる協定を含む。以下同じ。）
に基づき市街地住宅等整備事業者が負担する次に掲げる費用を合計した額

- ・用地買収費
- ・調査設計費及び測量試験費
- ・土木工事費
- ・建築工事費
- ・機械設備費

② 用地費差額負担費

鉄道事業者と住宅整備事業者との負担協定に基づいて、住宅整備事業者が鉄道事業者から土地を譲渡する場合における当該土地の取得及び造成に要する費用と鉄道事業者への譲渡価格との差額

表イ-16-(8)-6 居住環境形成施設整備

(あ)	区分	拠点開発型 ・ 街なか居住再生型	住宅団地ストック活用型 (注1)	密集住宅市街地整備型 ・ 防災街区整備事業
(い)	老朽建築物等除却 (注2)			○
	地区公共施設等整備 (注2)			
	(1) 市街地景観形成施設			
	① 電線類の地下埋設 (注3)	○		○
	② 電波障害防除施設 (注4)	○		
	③ 地域冷暖房施設 (注5)	○		
	④ 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設並びにストリートファニチャー・モニュメント等	○		
	(2) 環境共生施設			
	① 雨水浸透施設	○		○
	② コンポスト等	○		
	③ 雨水等有効利用施設	○		○
	④ 太陽エネルギー利用システム (注6)	○		○
	(3) 福祉空間形成施設			
	① 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する歩行支援施設並びに障害者誘導施設等	○	○	
	② 屋外及び屋内の移動システム、移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間、移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設等	○	○	
	(4) 地域生活基盤施設 (注7)			
	① 立体的遊歩道等 (注8)	○	○	○ (注12)
	② 空間創出施設	○	○	○ (注13)
	③ コワーキングスペース等 (注9)		○	

④ コミュニティ施設（集会所、子育て支援に資する施設、高齢者生活相談設置（注 10）及び情報板）	○	○	○（注 12）
⑤ 防災関連施設（既存施設の防災機能の向上に資する改修に要する事業を含む）	○	○	○（注 12）
⑥ 工場等の移転補償（注 11）			○
⑦ 生活支援施設（住替支援施設、生活サービス拠点施設、交通関連施設）		○	
(5) 地区公共施設			
① 道路	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
② 公園	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
③ 緑地	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
④ 広場	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
⑤ 駐車場及び駐輪場等	○（注 14）	○（注 14）	
⑥ 給排水工事			○（注 12）
(6) 空き家等活用			
① 空き家住宅又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等	○（注 15） （注 16）	○（注 15）	
(7) その他			
① その他国土交通大臣が必要と認める施設			○
仮設住宅等設置（注 2）			○

（注 1）公園・緑地・広場を除き、既存ストックの改修に限る。

（注 2）測量、調査、設計に要する費用を含む。ただし、設計に要する費用については、昭和 54 年 7 月 10 日付け建設省告示第 1206 号により算出した額を標準とする。

（注 3）民地に地上機器を設置する場合の用地費及び補償費を含み、電力会社等が負担する費用を除く。

（注 4）住宅等の整備によってテレビ聴視障害を受ける区域に対するテレビ共同聴視施設の整備のうち、設計に要する費用

（注 5）地域冷暖房施設のシステムに関する設計に要する費用

（注 6）住宅局長が特に必要と認める費用に限る。

（注 7）既存建造物の活用による整備を行う場合については、整備地区当たりの補助対象額が 100 万円以上の事業に限る。

（注 8）立体的遊歩道、人工地盤及び人工歩廊等の整備

（注 9）次の全ての要件を満たすものに限る。

①入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること

②利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること

③当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと

（注 10）「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」（平成 13 年 3 月 28 日付け国住備発第 51 号、厚生労働省発第 114 号）記 2（1）に規定するシルバーハウジング・プロジェクトに係る高齢者生活相談所に限る。

（注 11）① 住工混在地区において、施行地区を整備するために行う必要最小限の工場等の移転に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用

② 補助対象となる工場等は、建築基準法第 3 条第 2 項の規定により同法第 48 条の規定、同法第 49 条及び第 50 条の規定に基づいて地方公共団体が定める条例の規定並びに同法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づいて市町村が定める条例中建築物の用途の制限を定める規定の適用を除外されている建築物で、次の各号に掲げるもの

（1）作業場の床面積が 500 m²以下の工場

（2）危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用に供する部分の面積が 500 m²以下のもの

（注 12）用地の取得及び造成（代替地等及び公共施設用地転換地の取得を含む。）を含む。

（注 13）管理上の担保があり、公的主体が管理するものに限り、用地・補償費相当額を含む。

- (注 14) 用地の取得（借地権の取得に要する費用を含む。なお、用地を取得し、特別会計等で経理が明らかにされている場合には、その買収費、補償費等及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額（当該用地の時価に補償費を加えた額の範囲内）及びこれにより通常生ずる損失の補償を除き、補助を受けて取得した代替用地との交換による用地の取得により通常生ずる損失の補償を含む。）を含む。
- (注 15) 空き家住宅又は空き建築物について、地域コミュニティの維持、再生に資する用途に 10 年以上活用するものに限る。
- (注 16) 拠点開発型重点整備地区に係る事業については、次の全ての要件を満たす区域で行われるものに限る。
- ① 道路、公園等の公共施設整備が既に十分に行われていること。
 - ② 新住宅市街地開発事業、区画整理事業等の市街地開発事業、開発許可により開発された事業又は一団地の住宅施設事業等により整備されていること。
 - ③ まちびらきから 30 年以上が経過していること。
 - ④ 直近の 10 年間で人口が 5%以上減少していること。

表イ－１６－(８)－７

(1) 個別建替え	イ 構造	耐火構造又は準耐火構造（ただし、耐火建築物等又は準耐火建築物等の場合はこの限りでない。）。ホ欄ただし書の規定の適用を受ける建築基準法第 43 条の規定に適合しない無接道敷地を含む隣地取得型戸建住宅の建替え（同条の規定に適合する敷地（以下「接道敷地」という。）を所有する者が隣接する同条の規定に適合しない敷地（以下「無接道敷地」という。）を取得して、又は無接道敷地を所有する者が隣接する接道敷地若しくは無接道敷地を取得して行う戸建住宅の建替えをいう。）にあっては耐火建築物等又は準耐火建築物等。
	ロ 用途・形式	重ね建住宅、連続住宅、共同住宅又は隣地取得型戸建住宅
	ハ 床面積・居室	各戸（隣地取得型戸建住宅の場合は当該住戸）が原則として 35 ㎡以上 120 ㎡以下（共用部分を除く。）、かつ 2 以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住宅にあっては、原則として 18 ㎡以上、かつ 1 以上の居住室を有するもの。
	ニ 設備	各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること
	ホ 敷地面積	150 ㎡以上。ただし、次に掲げる基準に適合する場合にあっては、100 ㎡以上、無接道敷地を含む隣地取得型戸建住宅の建替えにあっては 75 ㎡以上。 1. 壁面の後退 次の(1)又は(2)のいずれか 1 つを満たしていること (1) 建築物の道路境界線からの後退距離を 50cm 以上とすること (2) 建築物の敷地面積の 5 %以上の一定のまとまりのある空地（緑地を含む。）を前面の道路に接して確保すること 2. 建築物の形状等 建築物の形状、外壁等の色彩は、周辺の環境に配慮したものとする
(2) 誘導建替え	イ 構造	耐火構造又は準耐火構造（ただし、耐火建築物等又は準耐火建築物等の場合はこの限りでない。）。
	ロ 用途・形式	重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅
	ハ 床面積・居室	各戸が原則として 35 ㎡以上 120 ㎡以下（共用部分を除く。）、かつ 2 以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住宅にあっては、原則として 18 ㎡以上、かつ 1 以上の居住室を有するもの。
	ニ 設備	各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること
	ホ 階数	地上階数 3 以上。ただし、以下のいずれかの場合にあっては、地上階数 2 以上 a 第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内で建設する場合 b 日照等周囲の住環境を良好に保つ上で地上階数 3 以上の建物の建設が不当である場合
	ヘ 敷地面積（協調化を行う）	200 ㎡以上

	場 合 に あ っ て は、複数の敷地面積の合計)						
(3) まちづくり建替え	イ 形態	共同化、協調化、協定等適合理化又は都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が行う建設					
	ロ 構造	耐火構造又は準耐火構造（ただし、耐火建築物等又は準耐火建築物等の場合はこの限りでない。）					
	ハ 用途・形式	重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅					
	ニ 床面積・居室	各戸が原則として35㎡以上120㎡以下（共用部分を除く。）、かつ2以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住宅にあつては、原則として18㎡以上、かつ1以上の居住室を有するもの。					
	ホ 設備	各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること					
	ヘ 階数	地上階数3以上。ただし、以下のいずれかの場合にあつては、地上階数2以上。 a 第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内で建設する場合 b 日照等周囲の住環境を良好に保つ上で地上階数3以上の建物の建設が不適当である場合					
	ト 敷地面積	<table><tr><td>共同化</td><td>100㎡、又は都市計画等において定められた建築物の敷地面積の最低限度の数値のうち、いずれか大きい数値以上</td></tr><tr><td>協定等適合理化</td><td>敷地面積要件の適用なし</td></tr><tr><td>その他</td><td>敷地面積の合計が300㎡以上、かつ、有効空地（道路、広場、屋外駐車場等）が原則として敷地面積の10%以上確保されること</td></tr></table>	共同化	100㎡、又は都市計画等において定められた建築物の敷地面積の最低限度の数値のうち、いずれか大きい数値以上	協定等適合理化	敷地面積要件の適用なし	その他
共同化	100㎡、又は都市計画等において定められた建築物の敷地面積の最低限度の数値のうち、いずれか大きい数値以上						
協定等適合理化	敷地面積要件の適用なし						
その他	敷地面積の合計が300㎡以上、かつ、有効空地（道路、広場、屋外駐車場等）が原則として敷地面積の10%以上確保されること						
(4) 認定建替え	密集市街地整備法第5条第1項の規定に基づく建替計画の認定を受けた建替え又は密集市街地整備法第5条第1項第1号から第4号までに規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長が認定する建替えにより新築される建築物であること						
(5) 防災建替え	次に掲げる区域において行う耐火建築物等又は準耐火建築物等の建設（老朽木造建築物の除却を伴うものに限る。） ① 密集市街地整備法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区計画に定められる特定地区防災施設の周辺 ② 密集市街地整備法第31条に規定する特定防災街区整備地区 ③ 密集市街地整備法第3条に規定する防災街区整備方針に整備に関する計画の概要を定められる防災公共施設の周辺						
1 「耐火構造の住宅」とは、旧住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）第2条第4号に規定するものをいう。 2 「準耐火構造の住宅」とは、旧住宅金融公庫法第2条第5号に規定するものをいう。 3 「耐火建築物等」とは、建築基準法第53条第3項第1号イに規定する建築物のことをいい、「準耐火建築物等」とは、同号ロに規定する建築物のことをいう。 4 住工混在型地区においては、住宅には工場併存住宅を含むものとする。							

表イ－１６－(８)－８

住宅の通行の用に供する共用部分は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。
一 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
二 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

- | |
|---|
| <p>三 階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。</p> <p>四 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。</p> |
|---|

表イ－１６－(８)－９

- | |
|--|
| <p>住戸内の各部は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一 床は、段差のない構造のものであること。ただし、浴室の出入口にあつては、動作の補助のための手すり（以下「補助手すり」という。）が設けられている場合はこの限りでない。</p> <p>二 出入口の幅及び配置並びに廊下の幅は、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。</p> <p>三 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。</p> <p>四 ドアその他の出入口に設置する建具は、高齢者等の利用に配慮した把っ手の設置等の措置が講じられたものであること。</p> <p>五 浴室及び階段には、補助手すりが設けられていること。また、玄関、便所、脱衣所、洗面所及び廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。</p> <p>六 バルコニー及び窓は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。</p> |
|--|

イ－１６－（９）街なみ環境整備事業

１． 目的

この事業は、住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して国等が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２． 定義

- １ 街なみ環境整備事業とは、次の各号に定める事業及びこれらに附帯する事業をいう。
 - 一 協議会活動助成事業 イ－１６－（９）に定めるところに従って事業主体が行う協議会の活動に対する助成をいう。
 - 二 整備方針策定事業 イ－１６－（９）に定めるところに従って事業主体が行う街なみ環境整備方針の策定をいう。
 - 三 街なみ整備事業 イ－１６－（９）に定めるところに従って事業主体が行う事業計画の策定、地区施設等の整備及び空家住宅等の除却をいう。
 - 四 街なみ整備助成事業 イ－１６－（９）に定めるところに従って行われる街なみ環境整備方針に基づき地区住民の行う門、塀等の移設及びこれに伴う分筆登記、共同建替等の共同施設整備並びに修景施設の整備等に対する助成をいう。
- ２ イ－１６－（９）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 景観地区 都市計画法第８条第１項第６号に規定する景観地区をいう。
 - 二 景観計画区域 景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項に規定する景観計画において定める景観計画の区域をいう。
 - 三 景観整備機構 景観法第９２条第１項に規定する景観整備機構をいう。
 - 四 事業主体
街なみ環境整備事業を施行する地方公共団体等で、要綱本編第４に規定する交付対象をいう。
 - 五 施行者
街なみ整備助成事業の対象事業を施行する街づくり協定を締結する者（９．第２号のただし書きで定める計画等の対象区域の住民を含む。）又は景観整備機構で、要綱本編第３第４号に規定する交付金事業者をいう。
 - 六 街なみ環境整備促進区域 イ－１６－（９）に基づいて事業主体が街なみ環境整備方針によって定める土地の区域をいう。
 - 七 街なみ環境整備事業地区 イ－１６－（９）に基づいて事業主体が街なみ環境整備方針によって定める土地の区域をいう。
 - 八 地区内権利者等 土地所有者等及び関係地方公共団体、建築士会、コンサルタントその他当該区域の街なみ整備に関し、指導、助言、助成等を行う者をいう。
 - 九 協議会 地区内権利者等により構成され、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討を行う組織をいう。
 - 十 街づくり協定 イ－１６－（９）に基づいて土地所有者等が定める協定をいう。
 - 十一 土地所有者等 土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有す

る者をいう。

十二 接道不良住宅 その敷地が幅員４メートル以上の道路に接していない住宅をいう。

十三 地区施設 道路、通路、小公園、広場、緑地その他街なみ環境整備促進区域の住環境の整備改善のために必要な施設をいう。

十四 地区防災施設 屋外消火栓、防火水槽その他街なみ環境整備促進区域の防災性の向上のために必要な施設をいう。

十五 生活環境施設 集会所その他地区住民の街なみ形成のための活動拠点又は地区の景観形成のため設置する非営利的施設で、街なみ環境整備促進区域の住民が主として利用するものをいう。

十六 景観重要建造物 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づき指定を受けた建造物をいう。

十七 歴史的風致形成建造物 歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の規定に基づき指定を受けた建造物をいう。

十八 歴史的風致維持向上計画 歴史まちづくり法第 5 条題 8 項の規定に基づき認定を受けた計画をいう。

十九 地区施設等 地区施設、地区防災施設及び生活環境施設等をいう。

二十 空家住宅等 本事業を実施しようとするときに使用されておらず、かつ、今後とも使用される見込みのない住宅及び住宅以外の建築物で、その除却後の跡地が街なみ整備のための計画的利用に供されるもの及び住宅地区改良法施行規則別表の 2 項(ろ)欄に掲げる各評点項目につき同表(は)欄に掲げる評点内容に応ずる同表(に)欄に定める評点を合計した評点が 100 を超える住宅及び住宅以外の建築物

二十一 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

二十二 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減(小規模(300 ㎡未満)は 20%削減)となる省エネ性能の水準をいう。

3. 事業主体

- 1 街なみ環境整備事業は、市町村又は法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会（以下イ－１６－(9)関係部分において「法定協議会」という。）が施行する。
- 2 都道府県は、市町村又は法定協議会が街なみ環境整備事業を施行することが困難な場合その他特別な事情がある場合においては、街なみ環境整備事業を施行することができる。

4. 街なみ環境整備促進区域

街なみ環境整備促進区域は、面積が１ヘクタール以上である土地の区域のうち、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 次に掲げる基準に該当すること。

イ 当該区域内の住宅の戸数（その区域の外周の道路の幅員が４メートル以上である場合には、当該道路に接する住宅の戸数を除く。）に対する接道不良住宅の戸数の割合が 7 割以上であること。

- ロ 当該区域（道路、公園、広場、緑地、鉄道、軌道、下水道、河川及び工場の敷地の用に供されている部分を除く。）の面積に対する当該区域内の住宅の戸数の割合が、原則として１ヘクタール当たり 30 戸以上であること。
- 二 次に掲げる基準に該当すること。
 - イ 当該区域内の幅員 6 メートル以上の道路の延長が、原則として当該区域内の道路総延長の 4 分の 1 未満であること。
 - ロ 当該区域内の公園、広場及び緑地の面積の合計が、原則として当該区域の面積の 3 パーセント未満であること。
- 三 景観計画区域又は景観地区の区域の一部若しくは全部を含むこと、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部を含むこと、又は地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされていること。

5. 街なみ環境整備方針

- 1 事業主体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に基づく事項を定めた街なみ環境整備方針を記載するものとする。
 - 一 街なみ環境整備方針においては、街なみ環境整備促進区域及び当該街なみ環境整備促進区域の整備に関する基本方針を定めなければならない。
 - 二 街なみ環境整備促進区域の整備に関する基本方針においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - イ 地区施設等の整備に関する基本方針
 - ロ 住宅等の整備に関する基本方針
 - ハ 街なみ環境整備促進区域の整備予定時期
 - ニ その他当該区域の整備に関して必要な事項（9. に規定する街なみ環境整備事業地区に関する事項を含む。）
- 2 事業主体である市町村が都市再生法第 46 条第 1 項の都市再生整備計画（同法同条第 2 項第 3 号に係るものとして街なみ環境整備事業を記載しているものに限る。）を作成し、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に街なみ環境整備方針が記載されたものとみなすことができるものとし、6. の規定は適用しないものとする。

6. 街なみ環境整備方針に関する協議

事業主体は、街なみ環境整備方針を定め、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、街なみ環境整備促進区域内の居住者及び利害関係を有する者に対して当該方針の案の周知を図り、意見を聴取する等当該方針にこれらの者の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

7. 街づくり協定の承認

- 1 街なみ環境整備促進区域内の一団の土地の区域内の土地所有者等は、当該区域の住環境の整備改善を図るため、街づくり協定を定め、事業主体の承認を受けることができる。この場合において、事業主体は、当該協定が 8. の規定及び当該区域に係る街なみ環境整備方針に適合するものでなければ、これを承認してはならない。
- 2 前項の規定は、土地所有者等が街づくり協定を変更しようとする場合に準用する。

8. 街づくり協定

街づくり協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 協定の目的となっている土地の区域
- 二 住宅等の整備に関する事項
- 三 住宅等の維持管理に関する事項
- 四 地区施設等の維持管理等に関する事項
- 五 街づくり協定を実施するための組織に関する事項
- 六 街づくり協定の有効期間
- 七 その他当該街づくり協定を定めようとする区域の住環境の整備改善に関して必要な事項

9. 街なみ環境整備事業地区

街なみ環境整備事業地区は、街なみ環境整備促進区域内における次に掲げる要件に該当する地区でなければならない。

- 一 地区の面積が0.2ヘクタール以上であること。
- 二 街づくり協定（7.第1項の規定により事業主体の承認を受けたものに限る。以下イ－16－（9）関係部分において同じ。）が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区が定められている場合、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合、又は、地方公共団体が定める条例等により住宅等の整備若しくは維持管理に関する事項等が定められている場合には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

10. 地区施設等の整備

事業主体は、街なみ環境整備方針に従って地区施設等の整備を行わなければならない。

11. 地区施設等の管理

事業主体は、街なみ環境整備方針に従って整備された地区施設等の管理を地区住民が行う場合には、当該地区施設等の管理が適切に行われるよう、管理者を指導・監督しなければならない。

12. 住宅等の整備の指導

事業主体は、土地所有者等が街づくり協定等に適合した住宅等の整備を行うよう指導に努めなければならない。

13. 交付対象事業の範囲

交付対象事業の範囲は、表イ－16－（9）－1のとおりとする。

表イ－16－（9）－1

項 目 及 び 内 訳	説 明
1 協議会活動助成事業	良好な街なみ形成方策等に係る検討のために行う勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣その他協議会の活動の費用
2 整備方針策定事業	街なみ環境整備事業の実施に当たり必要となる以下の費用

一 現況調査費	街なみ環境整備方針を策定するため必要となる現況の測量、現況図の作成及び説明会の開催に必要な費用
二 物件等調査費	街なみ環境整備方針を策定するため必要となる物件、権利関係の調査及び説明会の開催に必要な費用
三 整備方針策定費	街なみ環境整備方針の策定及び説明会の開催に必要な費用
3 街なみ整備事業	事業主体が街なみ環境整備事業地区を整備するために要する以下の費用
一 事業計画策定費	街なみ環境整備事業の実施に当たり必要となる事業計画の策定及び説明会の開催に必要な費用
二 地区施設整備費	
イ 道路整備費	道路の用地の取得、築造、舗装及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用。ただし、用地の取得及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用については、特定の者に負担を求めることが困難であると認められるもののうち、次に該当する部分に係る費用に限る。 a 道路のすみ切部分 b 少なくとも1つが幅員4メートル以上である2以上の道路に接している敷地に接している幅員4メートル未満の道路の拡幅部分 c a及びb以外の道路の拡幅部分（整備後の幅員が4メートルを超える道路における幅員が4メートルを超える部分に限る。）
ロ 通路整備費	通路の用地の取得、築造、舗装及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
ハ 小公園及び緑地等整備費	小公園、広場、緑地等の用地の取得、造成、植栽、造園及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用並びに街なみ環境整備事業地区内に設置される遊具等の設置に要する費用
ニ 下排水工事費	下排水施設の用地の取得、施設整備及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
ホ 測量・調査・設計費	地区施設の整備を実施するために必要となる測量、調査及び設計に要する費用
三 地区防災施設整備費	屋外消火栓、防火水槽等街なみ環境整備促進区域の防災性の向上に資する施設の用地の取得、施設整備及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
四 生活環境施設整備費	集会所その他街なみ環境整備促進区域の住民の街なみ形成のための活動支援又は街なみ環境整備事業地区の景観形成のために設置する施設の用地の取得、施設整備（既存建造物の活用による整備（街なみ環境整備促進区域当たりの補助対象額が100万円以上の事業に限る。）を含む。）及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
五 空家住宅等除却費	空家住宅等の除却費用又は空家住宅等の除却を行う者に対し除却工事等に要する経費について補助する費用（次のイ及びロにより算出）

	イ 空家住宅等の除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計（国土交通大臣の定める標準建設費等に定める除却工事費（以下「標準除却工事費」という。）に買収費（以下「標準買収費」という。）の１０分の１を加えた額を限度とする。）に１０分の８を乗じて得た額
六 景観重要建造物整備費	景観重要建造物の修理、買取り又は移設に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修を含む。また、一般公開を行うものについては、内装も含む（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者との間で、その旨を記した協定の締結がなされているものに限る。）
七 歴史的風致形成建造物整備費	歴史的風致形成建造物（確実に指定される予定のものとして予め認定歴史的風致維持向上計画に具体的な記載のあるものを原則とし、かつ、１０年間以上の一般公開を行うものに限る。以下同じ。）の修理、買取り又は移設若しくは復原に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者である市町村との間で、一般公開に関する協定の締結がなされているものに限る。）
八 その他国土交通大臣が必要と認める費用	電線の地中化（民地に地上機器を設置する場合の用地費及び補償費を含む）、水路の整備、ストリートファニチャーの設置、案内板の整備その他良好な街なみ形成のため必要であると国土交通大臣が認めるものの費用
４ 街なみ整備助成事業	
一 門、塀等移設費	地区施設を整備するため必要となる土地を供出するため施行者が門、塀及び樹木等の移設をしようとする場合の移設に要する費用で、当該門、塀、樹木等を通常適当と認められる移設方法によって移設するために必要な費用
二 分筆登記費	事業主体が実施する地区施設の造成により必要となる当該地区施設用地の建築物等の敷地からの分筆及び登記に要する費用
三 修景施設整備費	景観法第１９条第１項に規定する景観重要建造物及び当該建築物の敷地又は街づくり協定等に従って行われる住宅等及び住宅等の敷地の修景を行う場合に必要な次に掲げる費用
イ 建築設計費	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成１２年３月２４日付け建設省住備発第４２号、建設省住整発第２７号、建設省住防発第１９号、建設省住街発第１９号、建設省住市発第１２号）第２に規定する費用
ロ 住宅等修景費	住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替に係る工事費

	のうち、外観に係る経費
ハ 建築設備等修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費
ニ 外構修景費	門、塀、さく、植栽、街灯等の整備に要する工事費
ホ 色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費
四 共同建替等共同施設整備等費	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第２に規定する費用
イ 調査設計計画	
a 地盤調査費	
b 建築設計費	
ロ 土地整備	
建築物除却等費	
ハ 共同施設整備	
a 空地等整備費	
①通路整備費	
②駐車施設整備費	
③児童遊園整備費	
④緑地整備費	
⑤広場整備費	
b その他の施設等整備等費	
①共用通行部分整備費	
②防災性能強化工事費	
③立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	
④集会所及び管理事務所整備費	
⑤子育て支援施設整備費	

五 景観重要建造物整備費	イ 景観重要建造物の修理、買取り又は移設に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修を含む。また、一般公開を行うものについては、内装も含む（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者との間で、その旨を記した協定の締結がなされているものに限る。） ロ イの事業と併せて実施される次の費用 a 建築物の除却、工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化、電線類の無電柱化に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 工作物の外観修景については、当該工作物に付帯して屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、当該工作物の敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む。電線類の無電柱化については、道路区域において道路附属物となるものを除く。 b 案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 c 道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。
六 歴史的風致形成建造物整備費	イ 歴史的風致形成建造物の修理、買取り又は移設若しくは復原に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者である市町村との間で、一般公開に関する協定の締結がなされているものに限る。） ロ イの事業と併せて実施される次の費用 a 建築物の除却、工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化、電線類の無電柱化、公共公益施設の高質化（道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置）に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 工作物の外観修景については、当該建築物及び工作物に付帯して屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、当該建築物及び工作物の敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む。電線類の無電柱化についてはは

	、道路区域において道路附属物となるものを除く。 b 案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 案内標識を除き、歴史的風致形成建造物(敷地を含む。)にこれら施設の機能を設ける場合に限る。

14. 事業要件

街なみ環境整備事業で行う建築物の新築は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 新築の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
- 二 地方公共団体又は都市再生機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準に適合すること。

15. その他

街なみ環境整備事業の運営は、イ－１６－(９)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

- 一 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日付け建設省住備発第 42 号、建設省住整発第 27 号、建設省住防発第 19 号、建設省住街発第 19 号、建設省住市発第 12 号）
- 二 平成 24 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通知）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通知）
- 五 その他関連通知に定めるもの

16. 雑則

- 1 平成 21 年度以前に街なみ環境整備事業制度要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 27 号）及び街なみ環境整備事業補助金交付要領（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 38 号）に基づき行われている事業については、イ－１６－（９）で定める街なみ環境整備事業とみなし、事業に関する規定は、なお従前の例によることができる。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

イ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業

1. 目的

本事業は、住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（以下イ－１６－（１０）関係部分において「住

住宅地事業」という。)並びに既存の住宅ストックを有効活用するための改善事業(以下イ－１６－(１０)関係部分において「住宅ストック改善事業」という。)の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について、地方公共団体に対し、国が交付金の交付等を行う制度を定め、もって良好な住宅及び宅地の供給並びに既存の住宅ストックの有効活用の促進に資することを目的とする。

2. 住宅市街地基盤整備事業

住宅市街地基盤整備事業(以下イ－１６－(１０)関係部分において「住宅基盤事業」という。)とは、この要綱に定めるところにより行われる良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる事業並びに３に定める住宅地事業推進費により実施される事業をいう。

一 土地有効活用タイプ

住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏の大都市地域等において、市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用した住宅地事業の推進を図るため、表イ－１６－(１０)－１－１に掲げる地域等において、表イ－１６－(１０)－２－１に掲げる要件を満たす計画的な住宅地事業に関連する公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備又は公共施設用地取得を行う事業をいう。

二 居住環境整備タイプ

既存の住宅市街地の住環境水準の向上を図り、既存住宅の建替等を含めた良好な住宅又は宅地の供給を促進するため、表イ－１６－(１０)－１－２に掲げる地域等において、表イ－１６－(１０)－２－２に掲げる要件を満たす計画的な住宅地事業に関連する公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備又は公共施設用地取得を行う事業をいう。

三 団地再生タイプ

計画的に開発された良質な住宅団地における良好な居住環境の形成を推進するため、表イ－１６－(１０)－１－３に掲げる地域等において、表イ－１６－(１０)－２－３に掲げる要件を満たす住宅ストック改善事業に関連する公共施設整備又は居住環境基盤施設整備を行う事業をいう。

3. 交付対象事業

住宅基盤事業で基礎額算定の対象となる交付金事業の範囲は、社会資本総合整備計画に定められたもの(計画には住宅基盤施設(住宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連して実施しようとする住宅基盤事業に係る公共施設等をいう。)の名称、住宅基盤事業を実施しようとする者、種別、工種、事業期間及び全体事業費を記載するものとする。)で、次の各号に掲げるものとする。

一 公共施設整備

住宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する国土交通省所管の次に掲げる公共施設のいずれかの整備に関する事業で、同種の公共施設の整備に関する事業の採択要件等及び表イ－１６－(１０)－３の要件に適合するものをいう。

イ 道路

ロ 都市公園

ハ 下水道

ニ 河川、砂防設備等

二 居住環境基盤施設整備

住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる施設等のいずれかの整備に関する事業で表イー１６－（１０）－４の要件に適合するものをいう。ただし、公共施設整備に掲げるものを除く。

イ道路

ロ下水道

ハ河川

ニ多目的広場

ホ公開空地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤

ヘ防災関連施設

ト立体駐車場

チ優良宅地開発事業に係る景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行支援施設

リ 電線類の地下埋設

三 鉄道施設整備

交通条件が未整備であることにより開発が進んでいない地域等において、鉄道整備と一体となった住宅宅地事業の推進を図るため、住宅宅地事業と一体的に行われる次に掲げる鉄道整備事業のいずれかについて住宅建設事業者又は宅地開発事業者（以下「住宅宅地事業者」という。）が費用を負担するものをいう。

イ 主としてニュータウン居住者の利用のために敷設する鉄道の整備

ロ 新駅の設置

ハ 既存駅の改良

四 公共施設用地取得

住宅宅地事業者が公共施設（都市計画法第４条第１４項に規定する公共施設をいう。以下この号において同じ。）の整備を一体的に実施する良質な住宅宅地事業の推進を図るため、次のイ又はロのいずれかに該当する住宅宅地事業の区域内において、地方公共団体が管理することとなる公共施設の用に供する土地を、当該地方公共団体が住宅宅地事業者から取得する事業をいう。

イ 地方住宅供給公社、土地開発公社又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が実施する住宅宅地事業

ロ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する民間事業者が実施する住宅宅地事業

(1) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下イー１６－（１０）関係部分において「優良法」という。）第３条第１項の認定を受けて行われる宅地開発事業（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律（平成８年法律第１６号）の施行の日以前に優良法第３条第１項の認定の申請がされたものを含む。）

(2) 優良計画開発事業認定制度要綱（昭和６１年１０月１７日付け建設省経計調発第５号）第４の認定を受けて行われる宅地開発事業

(3) 「新ふるさとマイホーム推進事業制度要綱の廃止について」（平成１９年６月２９日付け国土政第２３９号）による廃止前の新ふるさとマイホーム推進事業認定制度

要綱（平成２年９月１１日付け建設省経宅発第１４０号）第３の一の認定を受けて行われる新ふるさとマイホーム推進事業

- (4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号）第６条に規定する特定優良賃貸住宅又は地方住宅供給公社、雇用促進事業団若しくは日本勤労者住宅協会による住宅の建設が行われることとなる住宅宅地事業

五 住宅宅地事業推進費

住宅宅地事業推進費とは、次の各号に該当するものをいう。

イ 広域多機能都市開発事業（ニュータウン２１）推進費

住宅及び宅地の供給が喫緊の課題である大都市地域を含む開発可能性の高い広域的な地域における、次に掲げる全ての要件に該当する都市開発事業の推進を図るため、都府県又は指定市が行う計画の策定に要する費用

- (1) 当該事業が、住生活基本法附則第８条の規定による改正前の大都市法（昭和５０年法律第６７号。以下イー１６－（１０）関係部分において「旧大都市法」という。）第３条の２第１項に規定する大都市地域又は優良法第２条第１項に規定する大都市地域を含む地域で行われるものであること
- (2) 当該事業が公民協調体制のもとで公民の連携・分担によりまちづくりを目指すものであること
- (3) 当該事業が住む、働く、遊ぶ、学ぶ等の多機能を有するまちづくりを目指すものであること
- (4) 当該事業が自然環境との調和を図りつつ質の高い生活空間を備えたまちづくりを目指すものであること
- (5) 当該事業の想定計画人口が概ね３万以上あり、大都市地域における良質な住宅又は宅地の供給に資するものであること

ロ 事業化推進調査費

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域において、住宅基盤事業（住宅宅地事業推進費を除く。）を導入する予定の良好な住宅宅地事業の事業化の推進を図るため、地方公共団体、地方住宅供給公社等（地方住宅供給公社又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人をいう。以下イー１６－（１０）関係部分において同じ。）が行う調査に要する費用

４．交付対象

住宅基盤事業における社会資本整備総合交付金の交付対象は、次の各号に掲げる整備等の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 公共施設整備

当該公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。）

二 居住環境基盤施設整備

イ 当該施設の管理者、当該住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の存する地域を統轄する地方公共団体

ロ 地方住宅供給公社等に対し、交付金の交付を行う地方公共団体

ハ 地方公共団体、都市再生機構及び地方住宅供給公社等以外の住宅建設事業者若しくは宅地開発事業者又は住宅ストック改善事業を実施する者（以下イー１６－（１０）関係部分において「その他の住宅宅地事業者等」という。）で、当該住宅宅地

事業又は住宅ストック改善事業の区域内で電線類の地下埋設を実施する者に対し、交付金の交付を行う地方公共団体

三 鉄道施設整備

イ 鉄道整備事業について費用を負担する住宅宅地事業を実施する地方公共団体

ロ 鉄道整備事業について費用を負担する住宅宅地事業を実施する地方住宅供給公社に対し、補助を行う地方公共団体

ハ 鉄道整備事業について費用を負担する次の(１)から(３)までのいずれかに該当する住宅宅地事業を実施する者（地方公共団体、都市再生機構及び地方住宅供給公社（以下イー１６－(１０)関係部分において「公的主体」という。）を除く。以下イー１６－(１０)関係部分において「民間事業者等」という。）に対し、補助を行う地方公共団体

(1) 公的主体が行う住宅宅地事業と共同して行われるもの

(2) 当該住宅宅地事業の区域内において公的主体による住宅建設事業が行われるもの

(3) 次の(i)又は(ii)に掲げる開発計画に基づき、公的主体の行う住宅宅地事業と併せて行われるもの

(i) 協議会を設置して進める公民協調型開発計画

(ii) 都道府県又は指定市の基本構想又は同構想を受けた実施計画等に位置付けられた開発計画

四 公共施設用地取得

公共施設用地取得を実施する地方公共団体

五 住宅宅地事業推進費

イ 住宅宅地事業推進費による調査等を実施する地方公共団体

ロ 住宅宅地事業推進費による調査等を実施する地方住宅供給公社等に対し、補助を行う地方公共団体

5. 交付対象事業費

交付金の対象となる費用は、それぞれ次の各号に掲げる費用とする。

一 公共施設整備費

公共施設整備における交付対象事業費は、同種の公共施設の整備に関する事業の交付金等の交付に係る規定による交付の対象となる事業費とする。

二 居住環境基盤施設整備費

居住環境基盤施設整備における交付対象事業費は、それぞれ次に掲げる費用とし、測量及び試験費、施設整備費（付帯工事費又は付帯設備の工事に要する費用を含む。）及びイ道路、ロ下水道、ハ河川、ニ多目的広場、ホ公開空地及び通路に係るものにあつては用地費及び補償費、ヲ電線類の地下埋設にあつては補償費の合計額とする。

この場合、ニ多目的広場、ホ公開空地及び通路、ヘ立体的遊歩道及び人工地盤、ト防災関連施設、チ立体駐車場、リ景観配慮型調整池、ヌ植栽・緑化施設、ル高齢者等歩行支援施設、ヲ電線類の地下埋設における測量及び試験費の内訳は、基本設計費、地盤調査費及び実施設計費とする。

イ 道路

道路の整備に要する費用

ロ 下水道

公共下水道のうちの管渠（これを補完するポンプ施設その他の主要な補完施設を含む。）の整備に要する費用及び都市下水路のうちの排水渠又は排水管及びこれに附属する施設並びにポンプ施設及びこれを補完する施設の整備に要する費用

ハ 河川

河川の整備（雨水貯留施設の整備を含む。）に要する費用

ニ 多目的広場

広場及び緑地の整備に要する費用

ホ 公開空地及び通路

公開空地及び通路の整備に要する費用。ただし、用地費及び補償費については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第1条に定める土地の区域における住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に係るものであって、地区計画、建築協定等により管理上の担保があり、かつ、地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理するものに限る。

ヘ 立体遊歩道及び人工地盤

立体遊歩道及び人工地盤の整備に要する費用

ト 防災関連施設

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

チ 立体駐車場

立体駐車場の整備に要する費用。ただし、施設整備費については、基盤部分の建設工事に要する費用に限る。

リ 景観配慮型調整池

景観配慮型調節池（管理に関する協定等において恒久的利用が担保されたものに限る。）の景観配慮に必要な施設の整備に要する費用

ヌ 植栽・緑化施設

植栽・緑化施設の整備に要する費用

ル 高齢者等歩行支援施設

高齢者等歩行支援施設（公共交通施設、官公庁施設等の公共公益施設及び住宅の間を結ぶネットワークを形成し、一般の通行の用に供される屋外エスカレーター、動く歩道、車椅子対応屋外エレベーター、斜行エレベーター及びスロープをいう。）の整備に要する費用（1施設当たりの額は1億円を限度とする。）

ヲ 電線類の地下埋設

電線類の地下埋設に関して整備又は負担する費用（その他の住宅宅地事業者等にあっては、当該費用に6分の5を乗じた額）とし、架空施設工事費相当額を含まないものとする。

三 鉄道施設整備費

鉄道施設整備における交付対象事業費は、住宅宅地事業者が鉄道整備事業について負担する費用であって、次に掲げるものとする。ただし、他の制度により国から交付金等の交付を受けて整備される施設等がある場合は、この整備等に要する費用は当該住宅宅地事業者の負担の対象から除くものとする。

イ 鉄道整備負担費

鉄道事業者と住宅宅地事業者とが結ぶ鉄道整備事業の費用に関する負担協定（鉄道整備に係る費用について鉄道事業者以外に複数の負担者がいる場合において、住宅宅地事業者が負担する費用が最終的に鉄道事業者を支払われることとなる協定を含む。）に基づき、住宅宅地事業者が負担する次に掲げる費用を合計した額（用地買収費、調査設計費及び測量試験費、土木工事費、建築工事費、機械設備費）

ロ 用地費差額負担費

鉄道事業者と住宅宅地事業者との負担協定に基づいて、住宅宅地事業者が鉄道事業者へ土地を譲渡する場合における当該土地の取得及び造成に要する費用と鉄道事業者への譲渡価格との差額。

四 公共施設用地取得費

公共施設用地取得における交付対象事業費は、公共施設用地取得の交付決定時において、国からの他の交付金等の交付を受けておらず、かつ、交付金等の交付申請を行っていない公共施設で、地方公共団体が管理することとなるものの用に供する土地（以下イー１６－（１０）関係部分において「公共施設用地」という。）の取得に要する費用とする。

ただし、交付金の交付対象事業となる公共施設用地の面積の住宅宅地事業の事業面積に対する割合は、当該事業の区域内の公共施設用地の当該事業の区域の面積に対する割合（以下「公共施設用地率」という。）から、国土交通省住宅局長が別に定める率を減じた率を限度とする。

五 住宅宅地事業推進費

住宅宅地事業推進費における交付対象事業費は、次のイ又はロに掲げる費用とする。

イ 広域多機能都市開発事業（ニュータウン２１）推進費

広域多機能都市開発事業（ニュータウン２１）に係る宅地開発事業の計画及び当該宅地開発事業に関連する公共公益施設の計画の策定に要する費用のうち、表イー１６－（１０）－５に掲げる費用とする。

ロ 事業化推進調査費

事業化推進調査費のうち、表イー１６－（１０）－５に掲げる費用とする。

６．その他

住宅基盤事業の運営は、本編に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

- 一 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和３４年４月１５日付け建設省住発第１２０号）
- 二 その他関係法令、関係告示、関係通知に定めるもの

７．雑則

この要綱の施行の際、現に平成２０年４月１日施行住宅市街地基盤整備事業制度要綱（平成１６年４月１日 国土政第３－４号 国土交通事務次官通知）附則第２の規定の適用を受けている事業については、イー１６－（１０）に定める住宅基盤事業とみなして本要綱の規定を適用する。

表イー１６－（１０）－１－１ 土地有効活用タイプの対象地域

次に掲げる地域等のいずれかに該当するものであること。
一 住生活基本法第17条第２項第６号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イー１６－（１０）関係部分において「重点供給地域」という。）
二 都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域
三 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成１０年法律第４１号。以下イー１６－（１０）関係部分において「優良田園住宅法」という。）第３条に規定する市町村が定めた基本方針において、同条第２項第２号に規定する事項のうち「優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められる土地の区域」として定められる区域

表イー１６－（１０）－１－２ 居住環境整備タイプの対象地域

次に掲げる地域等のいずれかに該当するものであること。
一 重点供給地域
二 都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域
三 住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口25万以上の都市の通勤圏で、市街化区域内農地又は低層住宅密集市街地の整備により住宅宅地供給を行うこととして地域住宅計画等に位置付けられた地域
四 全国のDID地区（隣接地を含む。）で、低層住宅密集市街地、市街化区域内農地の居住環境の改善により良好な住宅市街地の形成を図ることとして地域住宅計画等に位置づけられた地域

表イー１６－（１０）－１－３ 団地再生タイプの対象地域

次の一及び二の要件を満たす計画的に開発された住宅団地のうち良好な居住環境の創出・維持を図るものの存する地域として、住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域。ただし、地域の実状等を勘案して特に必要と認められるときは、二の規模要件 10%の範囲内で緩和することとし、さらに当該住宅団地が一定の良好な住宅宅地事業により開発されたものについては、例外として表イー１６－（１０）－１－４に定める規模要件に該当すれば足りるものとする。
一 公的賃貸住宅等の整備事業、開発許可を受けた開発行為、土地区画整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、一団地の住宅施設、住宅街区整備事業又は防災街区整備事業による開発
二 次に掲げる規模要件のいずれかを満たすものであること。
イ 旧大都市法第３条の３第２項第４号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第１条に定める土地の区域又は都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域においては、住宅建設事業にあっては住宅の戸数が 100 戸以上、宅地開発事業にあっては宅地の面積が 5 ha 以上の供給が行われたこと。
ロ 中心市街地活性化法第 9 条第 7 項に規定する認定基本計画に定める中心市街地の区域においては、住宅建設事業にあっては住宅の戸数が 100 戸以上の供給が行われたこと。

と。 ハ 上記イの地域若しくは区域又は上記ロの区域以外の場所においては、住宅建設事業にあっては住宅の戸数が 300 戸以上、宅地開発事業にあっては宅地の面積が 16ha 以上の供給が行われたこと。

表イー 16- (10) -1-4 一定の良好な住宅宅地事業

表イー 16- (10) -1-3 中「一定の良好な住宅宅地事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業であること。 一 住宅系再開発諸事業 概ね 100 戸以上の供給が行われたもので、次のいずれかに該当する事業 イ 市街地再開発事業等（優良建築物等整備事業を含む。） ロ 住宅地区改良事業等（小規模住宅地区改良事業を含む。） ハ 住宅市街地総合整備事業 ニ 住宅街区整備事業 ホ 公営住宅建設事業等（都市再生機構、公社を含む。） ヘ 総合設計等（特定街区、地区計画適合事業を含む。） ト イからへまでに準ずる優良な市街地住宅供給事業（上記事業の採択要件等に適合する任意事業） 二 特定新開発事業 イ 次の（１）に掲げるいずれかの計画（以下イー 16- (10) 関係部分において「実施計画等」という。）に位置付けられていたものであって、（２）に掲げる事業 （１）実施計画等 （イ）地方自治法第 2 条第 4 項の規定により定められた市町村の基本構想を受けた実施計画で、地方公共団体の議会の議決又は議会への報告がなされた計画 （ii）国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 7 条又は第 8 条の規定により定められた都道府県計画又は市町村計画 （２）以下の（i）～（iii）の要件に適合する事業 （i）概ね 5 ha 以上又は 150 戸以上の住宅地の供給が行われたもの。ただし、極めて例外的に、特別な事由により必要と認められる場合には 100 戸以上の供給が行われたもの。 （ii）実施計画等において推進すべき住宅地開発として団地名、事業規模、事業時期等が明確にされていたもの。 （iii）当該住宅宅地事業の実施主体が公的主体であったこと、又は土地区画整理事業等手法が法律に基づくものであったこと。 ロ 優良田園住宅法第 4 条第 3 項の規定により市町村の認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づく住宅宅地事業で、概ね 7 ha 以上又は 100 戸以上の供給が行われたもの ハ 「新ふるさとマイホーム推進事業制度要綱の廃止について」（平成 19 年 6 月 29 日付け国土政第 239 号）による廃止前の新ふるさとマイホーム推進事業制度要綱（平成 2 年 9 月 11 日付け建設省経宅発第 140 号）第 3 の一の認定を受けて行われた新ふるさとマイホーム推進事業で、概ね 5 ha 以上又は 100 戸以上の供給が行われたもの。 三 独立行政法人都市再生機構業務方法書（平成 16 年 7 月 1 日規程第 1 号）第 20 条第 3 号

ハ（イ）に規程する土地区画整理事業

概ね 5 ha 以上の供給が行われたもの。

四 優良宅地開発事業

旧大都市法第 3 条の 2 第 1 項に規定する大都市地域において、優良法第 3 条第 1 項の認定を受けて行われる宅地開発事業（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成 8 年 5 月 1 日）以後に優良法第 3 条第 1 項の認定の申請がされたものに限る。）のうち概ね 5 ha 以上又は 100 戸以上の住宅地の供給が行われたもの。

表イー 16-（10）-2-1 土地有効活用タイプの住宅宅地事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- 一 地区計画その他の規制・誘導措置が講じられ又は講じられることが確実と見込まれる区域内で行われるものであること。
- 二 市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用するものであること。
- 三 公的住宅を含む概ね 100 戸以上の住宅供給又は概ね 5 ha 以上の宅地供給が見込まれるものであること。

表イー 16-（10）-2-2 居住環境整備タイプの住宅宅地事業の要件

次に掲げる要件を満たし、かつ、次の一から四までのいずれかを満たす地区で、複合的に補助対象施設の整備を行うことにより、既存住宅の建替等を含めた良好な住宅宅地供給の促進に資するものであること。

既存住宅の建替を含め、概ね 5 年以内に 100 戸以上又は 5 ha 以上の供給が確実に見込まれ、当面 50 戸以上又は 2.5 ha 以上の供給が行われるものであること。ただし、低層住宅密集市街地、市街化区域内農地が介在する地域で、早期に事業着手し、段階的な住宅宅地の整備を行う必要がある場合にあっては、建替も含めて概ね 50 戸以上又は 2.5 ha 以上の住宅宅地供給が確実に見込まれるもの。

一 接道に関する要件

地区内の住宅のうち、接道不良住宅（その敷地が幅員 4 m 以上の道路に接していない住宅）の戸数の割合が 2 分の 1 以上であること。ただし、0.2 ha 以上のまとまった低未利用地が存在し、かつその合計面積が地区面積の 2 分の 1 以上存在する地区においては、地区内の全低未利用地の換算道路延長率（（低未利用地の幅員 6 m 以上の道路への接道総延長）÷（低未利用地の総面積））が 160 m/ha 未満であり、かつ、計画的な開発誘導がなければ地区全体の住環境水準の低下が予想されること。

二 消防水利に関する要件

地区内の住宅のうち、消防水利（幅員 6 m 以上の道路から直接利用可能なものに限る。）からの直線距離が 140 m を超える位置にある住宅の戸数の割合が 3 分の 1 以上であること。

三 公共的空地に関する要件

地区内の公園・広場・緑地・公開空地等公共的空地の面積の合計が、原則として地区の面積の 3 % 未満であること。

四 安全性・保健性に関する要件

局部的な浸水危険のある住宅があること、宅地の崩壊等により第三者に危害を及ぼすおそれ

があること、地区内に水質悪化の著しい河川、水路があること等、安全性、保健性の面から緊急に 公共施設の整備等を行う必要があること。

表イ－１６－（１０）－２－３ 団地再生タイプの住宅ストック改善事業の要件

次の一、二のいずれかの要件を満たす住宅ストック改善事業であること。
一 100 戸以上の住宅に効果のある住宅団地のバリアフリー化、住宅団地と社会福祉施設等の一体的整備等により、高齢者・子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境の形成を図る住宅ストック改善事業
二 100 戸以上の住宅に効果のある耐震改修等の自然災害等に備え住宅ストックを継続的に活用するための改善による、居住者が安全に暮らせる居住環境の形成を図る住宅ストック改善事業

表イ－１６－（１０）－３ 公共施設整備の施設要件

区分	要件の内容	
	土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的要件	住宅建設事業又は宅地開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設別要件	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。（都市計画道路を含む。） 一 住宅宅地事業の事業区域（以下「事業区域」という。）内の主要な道路。 二 事業区域と事業区域外の主要な道路又は、最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。 三 事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅宅地事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業であること。 一 住宅ストック改善事業の事業区域（以下「改善事業区域」という。）内の主要な道路。 二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。 三 改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅ストック改善事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること

件		。	。
	都市公園	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として事業区域内において行われる事業であること。	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として改善事業区域内において行われる事業であること。
	下水道	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 事業区域内の主要な管渠。 二 事業区域と事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠又は事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三 もっぱら事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 四 事業区域内又は事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 改善事業区域内の主要な管渠。 二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠又は事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三 もっぱら改善事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 四 改善事業区域内又は改善事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。
	河川	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 当該住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一 改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 当該住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。
	砂防	砂防指定地に存する溪流における砂防事業であって、当該溪流の下流の砂防計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に	砂防指定地に存する溪流における砂防事業であって、当該溪流の下流の砂防計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事

設 備	関する事業であること。 一 事業区域の開発の影響により砂防事業が必要となる溪流又は事業区域を通過し、若しくは事業区域に接する溪流に係るもので、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 当該事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある溪流に係るもの。	業であること。 一 改善事業区域の砂防安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 当該改善事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある溪流に係るもの。
	急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であって、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。 一 事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。 二 第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。	急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であって、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。 一 改善事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって改善事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。 二 第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。

表イ－１６－（１０）－４ 居住環境基盤施設整備の施設要件

区分	要件の内容	
	土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的要件	住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用した住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備等に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設	道路 管理者（管理者となるべき者も含む。以下同じ。）又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一般国道以外の道路であること。ただし、公共施設整備の対象となる道路（街路を含む。）を除くものとする。	管理者（管理者となるべき者も含む。以下同じ。）又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一般国道以外の道路であること。ただし、公共施設整備の対象となる道路（街路を含む。）を除くものとする。
	下 次の各号のいずれかに該当するもので、管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われるものであること。なお、公共下水道については、下水道法の事業計画認可を受けて行うものであること。	次の各号のいずれかに該当するもので、管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われるものであること。なお、公共下水道については、下水道法の事業計画認可を受けて行うものであること。

	水	一 公共下水道の管渠（これを補完するポンプ施設その他の主要な補完施設を含む。）であり、かつ、下水道法施行令第24条の2第2項の規定に基づく主要な管渠以外の管渠で、次のイ及びロに該当するものであること。	一 公共下水道の管渠（これを補完するポンプ施設その他の主要な補完施設を含む。）であり、かつ、下水道法施行令第24条の2第2項の規定に基づく主要な管渠以外の管渠で、次のイ及びロに該当するものであること。
	道	イ 公共施設整備の対象となる公共下水道以外のものであること。	イ 公共施設整備の対象となる公共下水道以外のものであること。
		ロ 別に定める管渠の基準に適合するものとし、次の補完施設を含むものとする。 （1）管渠に附属するます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 （2）ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設	ロ 別に定める管渠の基準に適合するものとし、次の補完施設を含むものとする。 （1）管渠に附属するます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 （2）ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
要件		二 事業区域内又は事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路で、次のイ～ホの各条件に該当し、かつ、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行う必要なものであること。	二 改善事業区域内又は改善事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路で、次のイ～ホの各条件に該当し、かつ、当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行う必要なものであること。
		イ 公共施設整備の対象となる都市下水路以外のものであること。	イ 公共施設整備の対象となる都市下水路以外のものであること。
		ロ 集水面積10ha以上のものであること。	ロ 集水面積10ha以上のものであること。
		ハ 浸水計数（＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間）2,000以上の区域を排水するものであること。	ハ 浸水計数（＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間）2,000以上の区域を排水するものであること。
		ニ 浸水地区に、対象とする住宅宅地事業の区域が大部分含まれること。	ニ 浸水地区に、対象とする住宅ストック改善事業の区域が大部分含まれること。
		ホ 対象とする施設が、次のいずれかに該当するものであること。 （1）内法0.5m以上の排水渠又は内径0.5m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設 （2）ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設	ホ 対象とする施設が、次のいずれかに該当するものであること。 （1）内法0.5m以上の排水渠又は内径0.5m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設 （2）ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設

河川	管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一級河川の指定区間内、二級河川又は準用河川であって、当該河川に係る工事が公共施設整備に該当する河川事業以外のものであり、その整備が当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次の各号に該当するものであること。 一 住宅宅地事業の影響により改修が必要となる河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの 二 住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる雨水貯留施設	管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一級河川の指定区間内、二級河川又は準用河川であって、当該河川に係る工事が公共施設整備に該当する河川事業以外のものであり、その整備が当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次の各号に該当するものであること。 一 改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二 住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる雨水貯留施設
多目的広場	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、一般の多目的な利用に供する広場であること。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、一般の多目的な利用に供する広場であること。
公開空地、通路、立体遊歩道及び人工地盤	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る事業区域における敷地内の一般に供用される公開空地、通路、立体遊歩道及び人工地盤であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外とを結ぶ立体遊歩道及び人工地盤を含む。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る事業区域における敷地内の一般に供用される公開空地、通路、立体遊歩道及び人工地盤であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外とを結ぶ立体遊歩道及び人工地盤を含む。
防災関連施設	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る事業区域における敷地内の一般に供用される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽であること。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る改善事業区域における敷地内の一般に供用される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽であること。
立体駐車場	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われる、住宅基盤事業に係る事業区域における立体駐車場であること。ただし、公的主体が管理する基盤部分に限る。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われる、住宅基盤事業に係る改善事業区域における立体駐車場であること。ただし、公的主体が管理する基盤部分に限る。
景観配	住宅宅地事業が存する地方公共団体又	住宅ストック改善事業が存する地方公

	慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行者支援施設	は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、優良宅地開発事業の区域における敷地内の一般に供用される景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行者支援施設であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外を結ぶ高齢者等歩行者支援施設を含む。	共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、敷地内の一般に供用される景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行者支援施設であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外を結ぶ高齢者等歩行者支援施設を含む。
	電線類の地下埋設	住宅宅地事業者としての地方公共団体、地方住宅供給公社等又はその他の住宅宅地事業者により、住宅宅地事業の実施に併せて事業区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合、占用物件となる電線類の地下埋設であること。	住宅ストック改善事業者としての地方公共団体、地方住宅供給公社等又はその他の住宅ストック改善事業者により、住宅ストック改善事業の実施に併せて改善事業区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合、占用物件となる電線類の地下埋設であること。

表イー１６－（１０）－５ 住宅宅地事業推進費の費目の内訳

項 目	
給 料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料。
職員手当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当。
共済費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給与及び賃金に係る社会保険料。
賃 金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事するものを除く。）。
報償費	謝礼金等。
旅 費	事業執行のための他県への出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償。
需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子、弁当等食糧費（補助事業の遂行上特に必要な場合）、設計費、図面、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車、自転車等備品の修繕料。
役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費用、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、設計書、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等。
委託料	事務執行のための調査等の委託料
使用料及び賃貸料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃貸料。
物品購入費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品の購入費。（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金、補助金及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし経常的会費等は含まない。

イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

１．目的

河川、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６－（１１）関係部分において「治水施設等」という。）を整備することにより、中心市街地等における快適な居住環境を創出し良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（以下１６－（１１）関係部分において「特定事業」という。）とは、第１号及び第２号に掲げる治水施設等の整備事業（住宅市街地基盤整備事業、住宅市街地総合整備事業又は都市再生整備計画事業として本交付金の交付を

受ける場合を除く。)であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するものをいう。

一. 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

イ 目 的

河川の整備を行うことにより、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生法に基づく都市再生整備計画等（以下１６－（１１）関係部分において「中心市街地活性化基本計画等」という。）のうち快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。

ロ 事業の内容

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

- (1) 中心市街地活性化法第９条に基づき市町村が作成する基本計画
- (2) 都市再生法第１５条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第４６条に基づき市町村が定める都市再生整備計画
- (3) 大都市法第３条の３に基づく供給計画
- (4) 地方拠点都市法第６条に基づく基本計画
- (5) 都市再生プロジェクトに関する基本的考え方（平成１３年６月１４日都市再生本部決定）に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト

二. 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

イ 目 的

大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。

ロ 事業の内容

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６－（１１）関係部分において「砂防設備等」という。）の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条に基づき都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画
 - (2) 地方公共団体が作成する住宅・建築物の耐震化計画
- ただし、(2)の計画に基づく事業実施は、都道府県耐震改修促進計画が策定されるまでの経過期間（平成１８年度から概ね５年間）における対応とし、また(1)及び(2)の計画の策定前でも、これらの計画に砂防設備等の整備事業が位置づけられることが確実となった時点で事業実施可能とする。

3. 対象事業の要件

交付金対象事業は、特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準等に適合し、かつ、次に掲げる第１号又は第２号の基準に適合するものとする。

一 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

２．第１号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ ２．第１号ロに定める治水施設等整備事業計画（以下１６－（１１）関係部分において「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。

ロ 事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。

ハ 既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。

二 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

１．第２号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 本事業制度に係る内容を２．第２号ロに定める計画に記載する場合には、計画の策定主体と砂防関係事業部局で調整を行い作成すること。

ロ 本事業は、地震により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が生じることを防止するために必要な事業であること。

ハ 既存の砂防関係事業の計画と整合性がとられていること。

4. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載

特定事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本整備計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。

イ 関連する計画名

ロ 基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）

ハ 事業主体

ニ 全体計画事業費

ホ 事業期間

ヘ 施行区間、延長

ト 主要工事

チ 事業効果

リ 計画概要図

イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業

1. 目的

住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業、危険住宅の移転を行う事業又は災害危険区域等内の既存不適格建築物の安全性向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与するこ

とを目的とする。

イ－１６－（１２）－①住宅・建築物耐震改修事業

１．定義

- １ 住宅・建築物耐震改修事業とは、住宅・建築物の耐震化等を促進するため、イ－１６－（１２）－①において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業をいう。
- ２ イ－１６－（１２）－①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 住宅
一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの）を含む。
 - 二 マンション
共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のものをいう。
 - 三 建築物
第１号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
 - 四 耐震改修促進計画等
次のいずれかの計画をいう。
 - イ 耐震改修促進計画
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条第１項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第６条第１項の市町村耐震改修促進計画をいう。
 - ロ 耐震診断実施計画
耐震改修促進法第 32 条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。
 - ハ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
２．の第２項に規定する、地方公共団体が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画をいう。
 - 五 施行者
住宅・建築物耐震改修事業を行う地方公共団体及び民間事業者等で、要綱本編第 3 第４号で規定する交付金事業者をいう。
 - 六 事業主体
住宅・建築物耐震改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。
 - 七 既成市街地
住宅の密度が原則として 30 戸／ha 以上となる概ね 5 ha 以上（住生活基本法第 17 条第２項第６号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）にあつては概ね 2 ha 以上）の区域（区域内住宅戸数が 300 戸以上の区域に限る。）をいう。
 - 八 D I D 地区等
国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が 30 戸／ha 以上となる 5

ha 以上の区域（区域内住宅戸数が 300 戸以上の区域に限る。）をいう。

九 地域防災計画

災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。

十 緊急輸送道路

地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。

十一 避難路

地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。

十二 避難地

地域防災計画に位置付けた避難地をいう。

十三 避難路沿道等

避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

十四 死亡時一括償還型融資

高齢者が死亡時に一括償還をするタイプの融資をいう。

十五 特に倒壊の危険性が高い建物

次に掲げるいずれかの要件を満たす住宅及び建築物をいう。

イ 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当であること。

ロ 耐震診断の結果、 I_w （構造耐震指標）の値が 0.7 未満相当であること。

十六 密集市街地

次に掲げる要件に該当する市街地をいう。

イ 地区内の換算老朽住宅戸数が 50 戸以上であること。ただし、重点供給地域にあつては 25 戸以上であること。

ロ 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する 換算老朽住宅戸数の割合
30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満	7 割
40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満	6 割
50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満	5 割
60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満	4 割
70 戸/ha 以上	3 割

※ 換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び表イ－１６－(12)－１「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が 100 以上 130 未満である住宅の戸数に 10 分の 8 を乗じて得た戸数の合計をいう。

十七 大規模火災危険地域

「糸魚川市大規模火災を踏まえた『木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域』の指定要領等について（通知）（平成 29 年 7 月 31 日付消防消第 193 号）」に基づき、各消防本部が指定した地域をいう。

十八 ブロック塀等

組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。

十九 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

二十 ZEH 水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

二十一 ZEB 水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

二十二 事務事業者

次に掲げる要件の全てに適合する者のうち、事業主体が公募し、選定した者をいう。

イ 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

ロ 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。

ハ 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2. 耐震改修促進計画等

1 事業主体である地方公共団体は、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた耐震改修促進計画を定めるものとする。

一 基本方針

二 耐震化の現状及び目標

三 住宅・建築物耐震化の実施計画

四 その他耐震化を促進するための施策の概要

2 事業主体である地方公共団体は、住宅（マンションは除く。）の耐震化を緊急的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を耐震改修促進計画に位置付けることができるものとする。

一 次のイからニに掲げるすべての取組を含む耐震化を促進するための取組

イ 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

ロ 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

ハ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

ニ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

二 住宅耐震化に係る支援目標

三 取組実績に関する自己評価

3 地方公共団体は、アクションプログラムに基づく取組みの進捗状況を把握、検証、

公表し対策を進めなければならない。

- ４ 平成 29 年度末までに着手した事業にあつては、前 2 項に関する規定は、なお従前の例によることができるものとする。

３．事業の実施

事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 住宅の耐震化の支援に関する次の事業

- イ 住宅の耐震診断
- ロ 住宅の擁壁の耐震診断
- ハ 住宅に係る耐震化のための計画の策定（第 3 号イに係るものを除く。）
- ニ 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業
- ホ 死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）の活用促進

二 建築物の耐震化の支援に関する次の事業

- イ 建築物の耐震診断
- ロ 建築物の擁壁の耐震診断
- ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定
- ニ 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

三 住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業

- イ 住宅（マンションは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業（密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）
- ロ 住宅の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）

四 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

五 避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

六 天井の耐震改修に関する事業（天井の除却を含む。）

七 エレベーターの防災対策改修に関する事業

八 エスカレーターの脱落防止措置に関する事業

九 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

十 建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業

十一 屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業

十二 ブロック塀等の安全確保に関する事業

十三 耐震改修等と併せて行う省エネ化に関する次の事業

イ 住宅の省エネ化の支援に関する次の事業

- (1) 住宅の省エネ診断
- (2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定

ロ 建築物の省エネ化の支援に関する次の事業

- (1) 建築物の省エネ診断
- (2) 建築物に係る省エネ化のための計画の策定

- ハ 住宅の省エネ改修、建替えに関する事業
- ニ 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業
- 十四 住宅・建築物耐震改修事業に係る事務事業
 - イ 事務事業者が前各号に掲げる事業を行う者に必要な費用を交付する事業
 - ロ 事務事業者が実施する第一号ニ及び第二号ニに掲げる事業
 - ハ イ及びロに附帯する事務

4. 事業要件

3. の事業要件は次に定めるものとする。

- 1 3. 第1号から第5号までの事業は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。
 - 二 原則として、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
 - 三 建替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - 四 地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。
- 2 3. 第1号及び第2号の事業は、耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものとする。
- 3 3. 第3号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 対象となる住宅は、耐震診断（ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下同じ。）に基づく検証を含む。）の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。ただし、密集市街地において、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した木造及び鉄骨造の住宅についてはこの限りでない。
 - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。（除却する場合を除く。）
 - 三 3. 第3号イの事業の事業主体は、アクションプログラムを策定しなければならない。
- 4 3. 第4号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）
 - (2) 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、

劇場、映画館、ホテル等をいう。)

- ロ イ(1)又は(2)に該当するものについては、延べ面積が1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡)以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
 - ハ 耐震診断(ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。(除却する場合を除く。)
- 5 3. 第5号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。
 - ロ 10年間以上避難所等として活用されるものであること。
 - ハ 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。
 - 二 耐震診断(ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。
- 6 3. 第6号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 次に掲げる要件に該当する天井であること。
 - イ 次のいずれかに該当する建築物に設けられた天井であること。
 - (1) 災害時に重要な機能を果たす建築物
 - (2) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物
 - ロ 当該天井の設置されている建築物の延べ面積が1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡)以上であること。
 - ハ 当該天井は、吊り天井であって、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - (1) 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
 - (2) 高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超える部分を含むもの
 - (3) 天井面構成部材等の1㎡当たりの平均質量が2kgを超えるもの
 - 二 当該天井の設置されている建築物の構造躯体は、地震に対して安全な構造であること。
 - ホ 耐震診断の結果、当該天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。
 - 二 耐震改修の結果、当該天井が地震に対して安全な構造となること。(当該天井を除却する場合を除く。)
 - 7 3. 第7号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修(地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の構造に係る工事、リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加をいう。以下同じ。)であること。
 - イ 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)の既成市街地、近郊整備地帯又は都市

開発区域

- ロ 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
 - ハ 中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の都市整備区域又は都市開発区域
 - ニ 人口 5 万以上の市の区域
 - ホ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域
- 二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 18 号に規定する特定建築物であること。
 - ロ 延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上の住宅・建築物であること。
 - ハ 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された住宅・建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している住宅・建築物であること。
 - ニ 構造躯体は、地震に対して安全な構造である住宅・建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。
- 三 エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること。
- 四 リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修（リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く。）がすべて実施されていること。
- 8 3. 第 8 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 次のいずれかの区域に存する建築物に設けられているエスカレーターの脱落防止措置であること。
- イ 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
 - ロ 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
 - ハ 中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の都市整備区域又は都市開発区域
 - ニ 人口 5 万以上の市の区域
 - ホ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエスカレーターの脱落防止措置を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域
- 二 次に掲げる要件に該当する建築物に設けられているエスカレーターであること。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 18 号に規定する特定建築物であること。
 - ロ 延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上の建築物であること。

- ハ 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエスカレーターを修繕項目として設定している建築物であること。
 - ニ 構造躯体は、地震に対して安全な構造である建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。
 - 三 エスカレーターの脱落防止措置の結果、エスカレーターが安全な構造となること。
- 9 3. 第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物であること。
 - ロ 建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であること。
 - 二 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。
- 10 公立保育所に関する3. 第2号、第4号から第9号まで、第11号及び第12号の事業は、本改正要綱の施行期日（平成27年度4月9日）以降、次のいずれかに該当するものを除き、交付対象としないこととする。
- 一 本改正要綱の施行（平成27年度4月9日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
 - 二 本改正要綱の施行（平成27年度4月9日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- 11 3. 第10号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 耐雪診断を行う建築物は、災害時に重要な機能を果たす建築物であること。
 - 二 耐雪改修を行う建築物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 災害時に重要な機能を果たす建築物であること。
 - ロ 建築基準法第20条の規定（積雪に係る部分に限る。）について既存不適格であること。
 - 三 耐雪改修を行う場合にあっては、耐雪改修の結果、積雪に対して安全な構造となること。
- 12 3. 第11号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 対象となる住宅・建築物は、次のいずれかに存するものであること。
 - イ D I D地区等であって平成12年建設省告示第1454号に定められる基準風速が32m/s以上の区域
 - ロ 地域防災計画等で指定する区域
 - 二 耐風改修を行う場合にあっては、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根であること。
 - 三 耐風改修の結果、住宅・建築物の屋根が強風に対して安全な構造となること。
 - 四 事業主体は、住宅・建築物の所有者等に対し、広報誌等により屋根の耐風性能の確保について周知すること。
- 13 3. 第12号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 対象となるブロック塀等は次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 避難路沿道等に存するものであること。
 - ロ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合

を除く。).

三 事業主体は、ブロック塀等の所有者等に対し、広報誌等の印刷物によりブロック塀等の安全対策について周知すること。

14 ３．第13号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一 ４．第1項から第5項までに規定する３．第1項第1号から第5号の事業のいずれかの要件に適合すること。

二 イー１６－（２０）に規定する住宅・建築物省エネ改修推進事業の要件に適合すること。

15 ３．第14号の事業の事業主体は、住宅・建築物の耐震化を促進するための普及・啓発に努めなくてはならない。

5. 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物耐震改修事業及び住宅・建築物耐震改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

表イー１６－（１２）－１ 建築物の老朽度等の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
老 朽 度	築後経過年数	耐用年限の 2 分の 1 超過、耐用年限の 3 分の 2 以下のもの	100	130
		耐用年限の 3 分の 2 超過のもの	130	
耐 火 性	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		同壁面数が 3 以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
接 道	道路幅員	接する道路の幅員が 2.7m 以上 4 m 未満のもの	20	50
		接する道路の幅員が 1.8m 以上 2.7m 未満のもの	30	
		接する道路の幅員が 1.8m 未満のもの	50	
	袋路状道路	延長 35m 以上の袋路にのみ接しているもの	10	
	接道延長	接道部分の延長が 2 m 未満のもの	20	
採 光 ・ 通 風	天空遮蔽率	主要居室の主要開口部の前面における天空遮蔽率が 30% 以上 50% 未満のもの	10	30
		同 50% 以上 70% 未満のもの	20	
		同 70% 以上のもの	30	
	障害物	採光・通風確保の観点から著しい障害となるものが住宅に隣接しているもの	10	
	住宅形状	採光・通風上不合理な形状であるもの	10	
建 築 基 準 法 不 適 合	道路内制限	道路内建築制限に適合していないもの	20	40
	用途地域	用途地域の制限に適合していないもの	20	
	容積率	延べ面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	
	建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	

注 1) 評定項目に応ずる評点の合計（ただし、評点の合計が最高評点を超えるときはその最高評点）をその

評定区分の評点とし、評定区分ごとの評点の合計をその住宅の評点とする。

注２）耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める年数とする。

<住宅の場合>

RC(SRC)	レガ、ブロック	金 属	木 造	木造モルタル	簡易建物
47 年	38 年	34、27、19 年	22 年	20 年	10、7 年

注３）本表による評点に代えて、住宅地区改良法施行規則第１条第１項の規定による評点並びに本表のうち
接道及び採光・通風に関する評点の合計をもって、その住宅の評点とすることができる。

6. 雑則

１ ３．第３号ロ及び第４号の事業であって、令和８年４月１日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。

一 ４．第３項は次のように読み替える。

「３．第３号ロの事業は、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものであること。

一 次のイ又はロの区域内で実施される事業であること。

イ 既成市街地

ロ 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地域内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数※の割合が同表の右欄に掲げる割合以上となる概ね１ha以上（重点供給地域にあっては概ね０.5ha以上）の区域（区域内の換算老朽住宅数が５０戸以上（重点供給地域にあっては２５戸以上）の区域に限る。）

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する 換算老朽住宅戸数の割合
30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満	7 割
40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満	6 割
50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満	5 割
60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満	4 割
70 戸/ha 以上	3 割

※ 換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び表イ－１６－(12)－「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が１００以上１３０未満である住宅の戸数に１０分の８を乗じて得た戸数の合計をいう。

二 次のイ又はロに該当する住宅であること。

イ 対象となる住宅が、住宅局長が別に定めるところにより、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じ、かつ、避難や消火活動等が困難となるおそれのある地区に存するもののうち、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。ただし、対象となる住宅が、前号ロの区域のうち緊急に改善すべき密集住宅市街地で防火地域、準防火地域又は建築基準法第２２条第１項の市街地の区域内で木防建ぺい率が２０％以上の地区に存し、耐震改修又は建替え後にあって建築基準法に規定する防火性能を満たす場合には、次の(1)及び(2)に該当するものは上記の要件を満たすとみなす。

(1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

- (2) 地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。
- (3) 外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合 2 m 以内、2 階建て以上の場合 4 m 以内に建てられていること。

※緊急に改善すべき密集住宅市街地：第八期住宅建設五箇年計画について（平成 13 年 3 月 13 日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に基づき、速やかな解消に努めるものとされた区域。

※木防建ぺい率＝（木造建築物の建築面積＋防火木造建築物の建築面積）／地区面積*（％）

※地区面積には、幅員 15m 以上の道路、水面、河川、大規模空地（概ね 1 ha 以上）等を含まない。

- ロ 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定される特定建築物で、所管行政庁が耐震改修についての指導を行った住宅。
- 三 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。」
- 二 4. 第 4 項は次のように読み替える。
「3. 第 4 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 次のいずれかの区域内で実施される事業であること。
 - イ 災害対策基本法第 40 条又は第 42 条に基づき地方公共団体が定めた地域防災計画に位置付けられた避難地、避難路又は緊急輸送道路に面する区域
 - ロ DID 地区等
 - 二 対象となる建築物及びマンションは次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）
 - (2) 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。）及びマンション
 - ロ 延べ面積が 1,000 m²（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては 500 m²）以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
 - ハ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - 三 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。」
- 2 令和 6 年 3 月 31 日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

イ－１６－（１２）-②住宅・建築物アスベスト改修事業

1. 定義

- 1 住宅・建築物アスベスト改修事業とは、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、イ－１６－（１２）-②において定めるところに従って実施される事業で、アスベ

スト対策の計画的実施の誘導に関する事業並びにアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業をいう。

- ２ イー１６－（１２）－②において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行者

住宅・建築物アスベスト改修事業を行う地方公共団体、及び民間事業者等で、要綱本編第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二 事業主体

住宅・建築物アスベスト改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

三 アスベスト含有調査等

住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む。）をいう。

四 アスベスト除去等

住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）又は吹付けアスベスト等が施行されている住宅・建築物の除却をいう。

五 公的賃貸住宅

公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅等の平成 17 年度以前の年度の国の予算に係る補助金等の交付を受けて整備された賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）のうち、現に公営住宅等として管理されている住宅をいう。

六 公的賃貸住宅アスベスト改修事業

住宅・建築物アスベスト改修事業のうち、公的賃貸住宅について地方公共団体又は公的賃貸住宅を現に管理している者で、公的賃貸住宅アスベスト改修事業を施行する者が行う、アスベスト含有調査等及びアスベスト除去等を行う事業をいう。

七 建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する者をいう。

２. アスベスト改修整備実施計画

都道府県知事は、アスベスト改修整備実施計画を定めるものとする。

３. 事業の実施

- １ 事業主体はアスベスト改修整備実施計画に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする（次項に係るものを除く。）。

一 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

二 アスベスト含有調査等に関する事業

三 アスベスト除去等に関する事業

- ２ １．第六号で規定する者は公的賃貸住宅アスベスト改修事業を実施するものとする。

４. 事業要件

３．第１項の事業要件は次に定めるものとする。

１ ３．第１項第一号の事業は、アスベスト改修整備実施計画に定められた取組方針に基づき行うものとする。

２ ３．第１項第二号及び第三号の事業の対象となる住宅・建築物は次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

イ アスベスト除去等にあつては、吹付けアスベスト等が施工されているものであること。

ロ アスベスト含有調査等にあつては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものであること

ハ アスベスト含有調査等、アスベスト除去等に関し、他の国庫補助金等が交付されていないものであること

５． 交付対象事業

１ 交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物アスベスト改修事業（都道府県が所有する建築物を対象とする事業を除く。）並びに住宅・建築物アスベスト改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

ただし、アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものを交付対象事業とし、アスベスト除去等に関する事業については、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものを交付対象事業とする。

２ 交付金の交付対象となる事業は、令和７年度末までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る。また、アスベスト含有調査等にあつては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

イ 市区町村が所有する建築物を対象としたアスベスト含有調査等にあつては、平成 29 年度末までに事業主体が作成するアスベスト含有調査等に関する計画に記載された建築物であること。

ロ 民間建築物に対するアスベスト含有調査等にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

(1) 事業主体において、平成 29 年度末までに業界団体等の参加する連絡会議を設置すること（準備会議の開催等、連絡会議への着手を含む。）。

(2) アスベストの含有の有無に係る調査の対象となる住宅・建築物が、アスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載されたものであること。

イ－１６－（１２）－③がけ地近接等危険住宅移転事業

１． 定義

１ がけ地近接等危険住宅移転事業とは、危険住宅の移転を促進するため、事業主体が事業推進経費に係る事業を行い、危険住宅の移転を行う者に対し、次に掲げる経費について補助する事業（以下イ－１６－（１２）－③関係部分において「移転事業」という。）をいう。

イ 危険住宅の除却等に要する経費

ロ 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

- 2 イ－１６－（１２）－③において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 危険住宅

がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、次のホの区域に存する既存の住宅（次号の許可基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

イ 建築基準法第 39 条第 1 項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下 7. において「災害危険区域」という。）

ロ 建築基準法第 40 条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域

ハ 都市計画法第 12 条の 4 に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下この項において「土砂災害防止法」という。）第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下 7. において「土砂災害特別警戒区域」という。）

ホ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域

ヘ 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域

ト 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域

二 許可基準

特定都市河川浸水被害対策法第 68 条に基づき前号ホの区域について定められた許可の基準をいう。

三 事業推進経費

事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用をいう。

2. 事業主体

- 1 本事業は、市町村が行う。
- 2 都道府県は、市町村が本事業を行うことが困難な場合その他特別の事情がある場合において本事業を行うことができる。

3. 事業計画

- 1 事業主体は、移転事業を行おうとするときは、事業計画を策定しなければならない。この場合において、市町村が事業主体であるときは都道府県と、都道府県が事業主体であるときは関係市町村と、あらかじめ協議しなければならない。
- 2 事業計画は、移転事業を実施しようとする地区ごとに作成するものとし、移転事業の対象となる危険住宅に関する次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

イ 戸数

ロ 移転方法の概要

ハ 移転費用の概要

ニ 移転計画

ホ 跡地計画

- 3 事業計画は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業、防災のための集団移転促進事業等との調整を図って定められなければならない。

4. 事業計画の周知徹底等

- 1 事業主体は、事業計画を作成したときは、すみやかに当該事業計画を移転事業の対象となる危険住宅の居住者に周知徹底させなければならない。
- 2 事業主体は、事業計画の達成に係る実績を公表しなければならない。

5. 移転の促進

事業主体は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導等を行い、移転の促進を図らなければならない。

6. 危険住宅の除却等

- 1 移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものとする。
- 2 移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入・改修によるものであってはならない。

7. 交付対象事業等

- 1 交付金の交付の対象となる事業等は、表イ－１６－(１２)－２に掲げるものとする。

表イ－１６－(１２)－２ がけ地近接等危険住宅移転事業に係る交付対象事業の内容等

経費	施行者	交付対象事業の内容
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等

- 2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 土砂災害特別警戒区域外に存すること

- 二 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第３条第１項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること
- 三 市街化調整区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定に基づく土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項若しくは第２項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第１４条の３第１項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ３ｍ以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること
- 四 都市再生特別措置法第８８条第１項に規定する行為で同条第５項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

８. 雑則

この要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イ－１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業

１. 定義

- １ 災害危険区域等建築物防災改修等事業とは、災害危険区域等の指定等をしやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、イ－１６－（１２）-④において定めるところに従って実施される事業で、災害危険区域等の指定等に関する計画策定、同区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査並びに特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業をいう。
- ２ イ－１６－（１２）-④において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 災害危険区域等
次のいずれかの区域（イ又はロにあつては、出水等による危険性を考慮して災害防止上必要な建築制限が定められたものに限る。）をいう。
 - イ 建築基準法第３９条第１項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下４．において「災害危険区域」という）
 - ロ 都市計画法第１２条の４に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域
 - ハ 特定都市河川浸水被害対策法第５６条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域
 - 二 許可基準
特定都市河川浸水被害対策法第６８条に基づき前号ハの区域について定められた許可の基準
 - 三 特定既存不適格建築物等

第１号イ若しくはロの区域に存する既存不適格の建築物（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又は第１号ハの区域に存する既存の建築物（許可基準に適合しないものに限る。）をいい、当該区域の指定等により既存不適格になるか又は許可基準に適合しなくなる予定の建築物を含む。

四 基準適合調査

災害危険区域等の指定等による建築制限の基準又は許可基準への適合の有無に係る調査をいう。

五 防災改修等

特定既存不適格建築物等を災害危険区域等の指定等による建築制限の基準又は許可基準に適合させるための改修又は建替えをいう。

2. 事業主体

本事業は、地方公共団体が行う。

3. 事業の実施等

- 1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。
 - 一 災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業
 - 二 災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業
 - 三 特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業
- 2 事業主体は、災害危険区域等における避難に関する取組みを計画等に定めなければならない。

4. 交付対象事業

- 1 交付金の交付対象事業は、事業主体が行う３．第１項各号に掲げる事業及び３．第１項第２号又は第３号に掲げるものを行う民間事業者等に対する事業主体の補助事業とする。
- 2 特定既存不適格建築物等の建替えについては、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 建替後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域外に存すること
 - 二 建替後の住宅は、災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第３条第１項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること
 - 三 建替後の住宅は、都市再生特別措置法第８８条第１項に規定する住宅等を新築する行為で同条第５項の規定に基づく公表に係るものではないこと
 - 四 建替後の住宅・建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること
 - 五 地方公共団体が建替える建築物は、ZEB水準に適合すること

- ３ 交付金の交付対象となる事業は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの期間（以下、この項において「時限措置期間」という。）に行うものを対象とする。ただし、時限措置期間内に計画策定に着手し、時限措置期間後に災害危険区域等の指定等がなされた場合は、令和３年４月１日から令和１３年３月３１日までに行うものを対象とする。

５. 雑則

この要綱の施行（令和６年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イ－１６－（１２）-⑤建築物火災安全改修事業

１. 定義

- １ 建築物火災安全改修事業とは、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、イ－１６－（１２）-⑤において定めるところに従って実施される事業で、建築物の火災安全改修の支援に関する事業、建築物の火災安全改修に関する事業及び建築物の火災安全改修に関するモデル事業をいう。

- ２ イ－１６－（１２）-⑤において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行者

建築物火災安全改修事業を行う地方公共団体又は民間事業者等で、要綱本編第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二 事業主体

建築物火災安全改修事業の実施に伴い必要となる経費について施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

三 火災安全改修

二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置、直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）、直通階段等の縦穴部分の防火・防煙区画化をいう。

四 火災安全改修ガイドライン

「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和４年１２月１６日付け国住指第３４９号別紙）をいう。

五 建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業

施行者である地方公共団体又は民間事業者等が行う建築物の火災安全改修のための計画の策定及び建築物の火災安全改修の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附随する事業をいう。

六 建築物の火災安全改修に関する事業

施行者である地方公共団体又は民間事業者等が行う建築物の火災安全改修に関する調査設計計画及び建築物の火災安全改修をいう。

七 建築物の火災安全改修に関するモデル事業

技術面又は事業プロセス面で工夫が必要な火災安全改修に関して、効率的な実施に必要な技術や知見の蓄積に資するモデル的な取組を行う事業をいう。

２．事業の実施

施行者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- 一 建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業
 - イ 建築物の火災安全改修のための計画の策定
 - ロ 建築物の火災安全改修の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業
- 二 建築物の火災安全改修に関する事業
 - イ 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画
 - ロ 建築物の火災安全改修
 - (1) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置
 - (2) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化
 - (3) 直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化
- 三 建築物の火災安全改修に関するモデル事業

３．事業要件

- １ ２．第二号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 対象となる建築物は火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ ３階以上のものであること。
 - ロ 次のいずれかの条件に該当すること。
 - (1) 直通階段が一つである建築物
 - (2) 直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物
 - 二 改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、直通階段又は当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となること。
- ２ ２．第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 次のいずれかの要件に該当する火災安全改修に関するモデル的な取組であること。
 - イ 建築物の構造等を踏まえ、改修方法に技術的な工夫が必要な 火災安全改修
 - ロ 建築物の利用状況等を踏まえ、事業プロセスの工夫が必要な 火災安全改修
 - 二 令和７年度末までに着手したものであること。

４．関係者の責務

- １ 事業主体は、建築物の所有者等に対し火災安全改修に関する周知を図らなければならない。
- ２ ２．第二号の事業の施行者が対象となる建築物の所有者である場合には、当該施行者は、当該建築物の賃借人に対し火災安全改修ガイドラインの周知を図らなければならない。
- ３ ２．第三号の事業の施行者は、事業の実施により得られた成果、知見等を国及び事業主体に報告するとともに、国及び事業主体による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供、見学会の実施等の協力を行わなければならない。

5. 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う建築物火災安全改修事業及び建築物火災安全改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業

1. 目的

狭あい道路整備等促進事業は、老朽ストックの建替え等の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い狭あい道路の整備等を行う地方公共団体及び民間事業者等に対して国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2. 定義

- 1 狭あい道路整備等促進事業とは、次の各号に定める事業をいう。
 - 一 狭あい道路情報整備等事業 狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業をいう。
 - 二 狭あい道路拡幅等整備事業 狭あい道路拡幅等整備促進計画に基づき行われる無接道敷地の解消に係る狭あい道路拡幅整備、他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等を行う事業をいう。
 - 三 狭あい道路整備等促進事業 狭あい道路情報整備等事業及び狭あい道路拡幅等整備事業をいう。
- 2 イー１６－（１３）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 狭あい道路 建築基準法第４２条第２項若しくは第３項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。
 - 二 狭あい道路拡幅等整備促進計画 この要綱に基づいて地方公共団体が狭あい道路の拡幅整備を促進するために定める計画をいう。

3. 狭あい道路拡幅等整備促進計画

狭あい道路拡幅等整備事業を行おうとする地方公共団体は、次の各号に掲げる事項を定めた狭あい道路拡幅等整備促進計画を定めるものとする。

- 一 狭あい道路等の現況
- 二 狭あい道路の拡幅等整備に関する基本方針
- 三 事業期間
- 四 拡幅等整備の対象とする狭あい道路等
- 五 狭あい道路の拡幅等整備に対する支援の概要
- 六 狭あい道路の拡幅等整備に要する事業量の見込み
- 七 その他、狭あい道路の拡幅等整備を促進するための施策の概要

4. 交付対象事業

- 1 交付対象事業は、地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業及び狭あい道路拡幅等整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。
- 2 狭あい道路情報整備等事業について、令和 11 年 3 月 31 日において完了しない事業にあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。
- 3 狭あい道路拡幅等整備事業について、令和 11 年 3 月 31 日において完了しない事業（当該事業を行うことについて同日までに土地所有者等の同意を得ている場合を除く。）にあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。

5. 地方公共団体が講ずべき措置

地方公共団体は、附属第Ⅲ編イー１６－（１３）１イからニまでに掲げる費用について国から交付金の交付を受けて調査等を行った場合は、指定道路図又は指定道路調書をインターネットで公開するものとする。

イー１６－（１４）削除

イー１６－（１５）削除

イー１６－（１６）削除

イー１６－（１７）削除

イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、イー１３－（１０）の規定に基づく事業とする。

イー１６－（１９）集約都市開発支援事業

集約都市開発支援事業は、イー１３－（１１）の規定に基づく事業とする。

イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

1. 目的

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、住宅・建築物の省エネ性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2. 定義

- 1 住宅・建築物省エネ改修推進事業とは、住宅・建築物の省エネ化を促進するため、イー１６－（２０）において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の省エネ化の支援に関する事業並びに省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）及び建替えに関する事業をいう。

２ イ－１６－（２０）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅

一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿若しくは寄宿舍又はその部分をいう。

二 マンション

耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上の共同住宅又はその部分をいう。

三 建築物

第一号に掲げる住宅以外の建築物又はその部分をいう。

四 施行者

住宅・建築物省エネ改修推進事業を行う地方公共団体及び民間事業者等で、要綱本編第３第四号で規定する交付金事業者をいう。

五 事業主体

住宅・建築物省エネ改修推進事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

六 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

七 ZEH水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

八 ZEB水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

３. 事業の実施

事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 住宅の省エネ診断に関する事業

二 建築物の省エネ化の支援に関する次の事業

イ 建築物の省エネ診断

ロ 建築物に係る省エネ化のための計画の策定

三 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業

四 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業

４. 事業要件

３.の事業要件は次に定めるものとする。

- 1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 省エネ改修又は建替え後の住宅は、省エネ基準又はZEH水準に相当するものであること。
 - 二 省エネ改修又は建替え後の住宅は、地震に対して安全な構造となること（計画的な耐震化を行うものを含む。）。
 - 三 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - 四 地方公共団体による建替え後の住宅は、原則としてZEH水準に適合すること。
 - 五 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。
- 2 3. 第四号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 省エネ改修又は建替え後の建築物は、省エネ基準又はZEB水準に相当するものであること。（なお、省エネ基準適合義務化の施行後に新築された省エネ基準が適用された建築物の省エネ改修又は建替えにあつては、ZEB水準の改修に限る。）
 - 二 省エネ改修又は建替え後の建築物は、地震に対して安全な構造となること（計画的な耐震化を行うものを含む。）。
 - 三 建替え後の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
 - 四 地方公共団体による建替え後の建築物は、原則としてZEB水準に適合すること。
 - 五 設備の効率化に係る工事については、開口部、躯体等の工事と併せて実施するものであること。

5. 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物省エネ改修推進事業及び住宅・建築物省エネ改修推進事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

イ－１７ 地域公共交通再構築事業

イ－１７－（１）地域公共交通再構築事業

１．目的

地域公共交通再構築事業は、地域におけるまちづくりや観光の振興に関する施策と連携しつつ、中長期的に必要な地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を行うことにより、地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現することを目的とする。

２．要件

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 本事業を実施する地方公共団体（４．の規定により、交付金の交付を受け、本事業を実施する団体等に補助金を交付する地方公共団体を含む。以下２．及び３．において「関係地方公共団体」という。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画（同条第５項の規定により同条第２項第４号に掲げる事項に第２条第５項の地域公共交通特定事業に関する事項が定められたものに限る。）又は第２９条の８第１項に規定する再構築方針（同条第３項の規定により同条第２項第４号に掲げる事項に第２条第５項の地域公共交通特定事業に関する事項が定められたものに限る。）を作成していること。
- 二 次のイからホまでに掲げるいずれかの実施計画（以下２．及び３．において「地域公共交通特定事業の実施計画」と総称する。）の認定を受けていること。
 - イ 同法第９条第３項の規定による軌道運送高度化実施計画の認定（同条第６項の規定による変更の認定を含む。）
 - ロ 同法第１４条第３項の規定による道路運送高度化実施計画の認定（同条第６項の変更の認定を含む。）
 - ハ 同法第２４条第２項の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定（同条第５項の変更の認定を含む。）
 - ニ 同法第２７条の３第２項の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定（同条第５項の変更の認定を含む。）
 - ホ 同法第２７条の１５第２項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定（同条第５項の変更の認定を含む。）
- 三 関係地方公共団体が、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画（以下この号において「まちづくり計画等」と総称する。）を作成しているものであって、まちづくり計画等において、本事業の実施に関連する当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。
- 四 地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイからホまでに掲げる事項に

関する目標が記載されていること。

イ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通の利用者数

ロ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通の事業収支

ハ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額

五 地域公共交通特定事業の実施計画において、本事業の実施に関連する施設整備を含め、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

一 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げる鉄道施設の整備（当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。）に関する事業

イ 駅施設

ロ 線路設備

ハ 電路設備

ニ 信号保安設備

ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設、設備等

二 鉄道からＢＲＴ、バス若しくは軌道に転換する場合又は軌道からＢＲＴ若しくはバスに転換する場合における地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからチまでに掲げる施設の整備（当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。）に関する事業

イ 停留所

ロ 車庫・営業所

ハ バスロケーションシステム関連設備

ニ ＥＶバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備

ホ 線路設備

ヘ 電路設備

ト 信号保安設備

チ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備

三 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げるバス施設（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国総計第９７号・国鉄財第３６８号・国鉄業第１０２号・国自旅第２４０号・国海内第１４９号・国空環第１０３号）による陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業の補助金の交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関するものに限る。）の整備（当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。）に関する事業

イ 停留所

ロ 車庫・営業所

ハ バスロケーションシステム関連設備

ニ EVバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備

ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備

四 整備計画の作成等に関する事業

4. 交付金事業者

交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等をいう。

なお、地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等とは、民間事業者等とする。

ロ 防災・安全交付金事業

ロ－１ 道路事業

ロ－１－（１）道路事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５６条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和３１年法律第７２号）第６条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）第２２条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（原則として、バイパス整備事業等（表１－（１）に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。）。

- １．地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- ２．公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
- ３．改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。
 - ② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあつては、道路法施行規則第４条の５の６の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であつて、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。
ただし、橋梁（橋長１５ｍ未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあつては令和３年度以降の措置とする。
- ４．老朽化対策としての橋梁の更新事業については、
 - ① 判定区分Ⅰ又はⅡの橋梁に係る事業は、交付対象外とする。
 - ② 判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁に係る事業は、修繕を行う場合と更新を行う場合のライフサイクルコストを比較し、更新を行う場合の方が経済的と認められた事業に限る。

表１－（１）（バイパス整備事業等における交付対象要件）

交付対象となるバイパス整備事業等	要件の内容

交通安全対策に係るもの	以下の事業として、公表されているものであって、かつ、最も効率的であると認められるものであること。 ①平成25年12月6日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく対策に位置づけられたもの ②「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）」に基づき行われた緊急安全点検結果等を踏まえた対策必要箇所に位置づけられたもの
防災震災対策に係るもの	現道における自然災害等に備えて早急に実施する事前防災及び減災に係る改良事業と比較して、最も効率的・経済的であると認められるものであること。
国土強靱化対策に係るものの	国土強靱化地域計画に基づく事業であること。

※原則として、車線数の増加を伴う事業は対象外とする。ただし、1.5車線の道路整備や道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で定める基準を満たすためにやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

ロ－２ 港湾事業

ロ－２－（１）港湾改修事業

１．目的

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うことにより、港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～⑤に掲げる港湾施設の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（既存施設の延命化のための改良であって、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、橋梁塗装を除く）。ただし、⑤に掲げる施設のための建設又は改良を行う事業、水深-7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。

- ①港湾法第２条第５項第１号に規定する水域施設
- ②港湾法第２条第５項第２号に規定する外郭施設
- ③港湾法第２条第５項第３号に規定する係留施設
- ④港湾法第２条第５項第４号に規定する臨港交通施設
- ⑤港湾法第２条第５項第１１号に規定する港湾施設用地

３．交付対象

地方公共団体及び港湾法第４条第１項の規定による港務局（以下単に「港務局」という。）

ロ－２－（２）緑地等施設整備事業

１．目的

港湾における緑地、海浜等を整備することにより、臨港地区就業者のための快適な就業環境の確保や港湾を訪れる市民等に関与したウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

港湾法第２条第５項第９の３号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

ロ－２－（３）海域環境創造・自然再生等事業

１．目的

港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～④に掲げる事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

①海浜・水質浄化施設：港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

②施設改良：水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

③沈廃船等処理：

沈廃船：港湾法第３７条の３に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

④有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第８条に規定する汚泥等の浚渫の実施に必要な経費であって次に掲げる経費を含むものとする。

a) 浚渫土砂を埋立処分するための護岸及び覆土するための護岸等の建設に要する経費

b) 既存の埋立地に浚渫土砂を土捨てする場合にあつては、当該埋立地の施設の補強等に要する経費

c) 悪臭、飛散、拡散、流出等による二次汚染を防止するために要する経費

d) 水質、底質、大気等の監視に要する経費

e) 海洋投入処分する場合にあつては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定める措置に必要な経費

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

ロ－3 河川事業

ロ－3－（１）広域河川改修事業

1. 目的

広域河川改修事業は、河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

- ① 総事業費が、都市河川にあつては概ね 24 億円以上、その他の河川にあつては概ね 12 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの

①－1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が 200ha 以上であるもの、宅地（公共用地又は 5 ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。ロ－3－（１）関係部分において以下同じ。）が 20ha 以上であるもの、家屋が 200 戸以上あるもの又は農耕地が 100ha 以上であつて、かつ、宅地が 10ha 以上若しくは家屋が 100 戸以上であるもの

①－2 改良工事による費用便益比が 1 以上であるもの

- ② 総事業費が、都市河川にあつては概ね 10 億円以上 24 億円以内、その他の河川にあつては概ね 10 億円以上 12 億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の②－1 に該当するもの

②－1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が 60ha 以上であるもの、宅地が 5ha 以上であるもの、家屋が 50 戸以上であるもの又は農耕地が 30ha 以上であつて、かつ、宅地が 2.5ha 以上若しくは家屋が 25 戸以上であるもの

②－2 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が 10km² 以上又は計画高水流量が毎秒 100m³ 以上の区間において施行する改良工事であつて、費用便益比が 1 以上であるもの

②－3 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの

- ③ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和 7 年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 留意事項

- ① 都市河川の定義

都市河川とは、河川法の適用される一級河川及び二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ）。

- ①－１ 人口集中地区人口が３万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね１km 以内で隣接する人口集中地区に係る河川
- ①－２ 当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川
- ①－３ 一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川
- ② 広域河川改修事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

ロ－３－（２）施設機能向上事業

１．目的

施設機能向上事業は、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めることにより、施設機能の確実性を早期に向上させることを目的とする。

２．交付対象事業

広域河川改修事業（ロ－３－（１））に該当する事業であって、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良であって、事業費５千万円以上のものを対象とする。

３．施設機能向上計画の社会資本総合整備計画への記載

施設機能向上事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた施設機能向上計画を記載するものとする。

- ① 事業主体
- ② 地区名
- ③ 関係市町村名
- ④ 事業内容
- ⑤ 目標
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 全体事業費

４．留意事項

- ① 施設機能向上事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。
- ② 施設機能向上計画
施設機能向上計画の計画期間は、概ね５ヵ年とし、社会資本整備総合計画と整合を図るものとする。

５．広域河川改修事業からの移行

広域河川改修事業で実施してきた事業のうち、上記 2. の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

ロー 3 - (3) 地震・高潮対策河川事業

1. 目的

地震・高潮対策河川事業は、東京湾等三大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に係る地震・高潮等の対策に資する事業を実施することで、地球温暖化に伴う災害リスクの増大への対応、大規模地震への対応等を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

総事業費が概ね 50 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

① 津波・高潮・耐震対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域についての津波・高潮・耐震対策事業（津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を含む。）であり、次のいずれかの要件に該当するもの

①- 1 東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係るもの

①- 2 大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの

①- 3 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）に基づき指定される南海トラフ地震防災策推進地域において実施するもの

①- 4 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 16 年法律第 27 号）に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの

①- 5 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）第二条第二項に規定される特定被災地方公共団体である県のうち、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波による被害を受けた県における、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」第八条に規定される津波浸水想定が設定された市町村において実施するもの

② 都市河川総合整備事業

東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係る河川改修事業のうち、市街地再開発事業等の他事業と一体として緊急に実施することが必要な都市河川についての整備事業

③ 地盤沈下対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、地盤沈下防止等対策要綱（地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野（昭和 60 年 4 月 26 日決定）、筑後・佐賀平野（昭和 60 年 4 月 26 日決定）及び関東平野北部（平成 3 年 11 月 29 日決定）の 3 地域について、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定された要綱をいう。）が定められた地域における内水対策等の必要な河川についての地盤沈下対策河川事業

3. 留意事項

- (1) 地震・高潮対策河川事業の事業単位は、津波・高潮・耐震対策事業については地区単位、都市河川総合整備事業については河川単位、地盤沈下対策事業については地区単位を原則とする。
- (2) 津波対策については、平成23年9月2日付国水河計第20号・国水治第35号「河川津波対策について」によるものとする。

ロ－3－（4）特定地域堤防機能高度化事業

1. 目的

人口・資産等が集積している地区等で破堤等重大災害が発生した場合に甚大な被害が生ずるおそれのある指定区間内の一級河川等を対照として、河川の改良工事と沿川の再開発事業等が隣接して実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を行い河川の改良工事部分と一体となった幅の広い堤防として整備することにより、水害に強い地域づくりに資するとともに良好な水辺空間を創造する。

2. 交付対象事業

沿川の再開発等と一体となり特定地域堤防機能高度化計画（実施地域での、地域整備及び地域防災に資する堤防機能の高度化に係る計画をいう。）に適合して行われる盛土事業で、次のすべての要件に該当するものとする。

- ① 人口・資産等が集積している地区又はこれに準じる防災上重要な地区であること
- ② 非常災害に伴う破堤によって、甚大な損害を生ずるおそれがあると認められる地区であること
- ③ 盛土事業の事業費が、通常の河川改修事業費のうち当該盛土事業が行われることにより軽減される事業費より小さくなる地区であること
- ④ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

ロ－3－（5）都市基盤河川改修事業

1. 交付対象事業

都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。

2. 交付対象

河川法第16条の3第1項の規定により施行する特別区又は人口5万人以上の市の長（以下ロ－3－（5）関係部分において「市長」という。）とする。ただし、東京都区部に

においては、東京都知事が交付対象となることができるものとする。

また、下記の要件に該当するものとする。

- ・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 留意事項

本事業を交付対象事業とするには、河川法第16条の3の規定による協議が行われていることが必要である。

ロ－3－(6) 削除

ロ－3－(7) 調節池整備事業

1. 目的

調節池整備事業は、人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、地方公共団体等による流域対策(流域内貯留施設の整備、開発時の貯留浸透施設設置義務付け等)と連携した整備を行うことで、流域の治水安全度向上を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池の整備事業で、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等からなる協議会等により洪水の流域分担計画(一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分と流域が受け持つ流量に対する対策の計画をいう。)が策定・公表され、当該計画に基づき流域の地方公共団体等による貯留・浸透機能を持つ施設の整備、又は宅地開発に伴い設置される流出抑制施設についての条例による義務付け等の流域対策が実施される流域で行うものであり、通常の河道改修方式と比較して経済的かつ総事業費が概ね10億円以上のもので、次の①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

① 調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

- ①－1 市街化区域、若しくは市街化区域に近接した市街化調整区域であって、調節池と併せて、都市機能上、一定の住宅・公園等の都市施設を設置する計画があるもの

- ①－2 治水上の効果が著しく、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に該当するもの

(ア) 次のいずれかの地域に係る河川の流域で実施されるもの

- ・ 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に規定する既成市街地、近郊整備

地帯又は都市開発区域

- ・ 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に規定する都市整備区域又は都市開発区域
- ・ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
- ・ 都道府県庁所在の都市若しくは人口10万人以上の都市（市街化区域が連続する市町村を含む。）

（イ）当該河川の流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が50%以上、又は20%以上であり更に増加が予想されること

（ウ）当該河川の流域内人口が昭和30年の流域内人口に比し2倍以上、又は流域内人口密度が1k㎡当たり1,000人以上であること

② 防災調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

②－1 一級河川の指定区間及び二級河川において、著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ、開発面積50ha以上（次のいずれかの要件を満たすものにあつては20ha以上）の区域で実施されるもの

（ア）「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」（昭和63年法律第47号）第3条により国土交通大臣の認定を受けた宅地開発（ロ－3－（7）関係部分において「優良宅地開発」という。）

（イ）優良宅地開発の認定要件のうち、対象地域、事業主体のいずれか一を次のように改めた場合に、要件の全てに適合することとなる宅地開発

- ・ 対象地域 三大都市圏の都市開発区域を追加する。
- ・ 事業主体 土地区画整理組合を追加する。

なお、既成市街地に隣接した開発においては、公共・公益的施設用地については制限しない。

②－2 総合治水対策特定河川の流域及び地方中核都市に係る河川であつて残土処分による遊水機能の阻害が著しい河川の流域において行う遊水地の整備事業であつて当該遊水地の周辺の地域で開発面積50ha以上（優良宅地開発にあつては20ha以上）の宅地開発又は公共公益施設等の整備が行われ、かつ、当該開発において、建設残土を利用し、流域整備計画に基づき通常計画される地盤高に追加して平均1m以上の高盛土が行われるもの

③ 上記①または②の事業は、下記の要件に該当するもの。

令和3年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

ロ－3－（8）流域貯留浸透事業

1. 目的

流域貯留浸透事業は、近年、局部的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目的とする。

2. 交付対象事業

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下ロー 3 - (8) 関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するものをいう。

また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当するものも対象とする。

- ① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下ロー 3 - (8) 関係部分において「対象施設」という。）を 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、複数の施設で 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

(ア) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び人口密度が 4,000 人/km²以上の指定都市

(イ) 100mm/h 安心プランに登録された地域（令和 5 年度までに登録された地域に限る。）

(ウ) 内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域

- ② 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 20km²以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの
- ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- ④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設（地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。）を改良する事業で、3,000 m³以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては 1,000 m³以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの

また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 7 km² 以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が 3000 m³ 以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては 1,000m³ 以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から 3 ヶ年以内に完了するものに限る）するもの

- ⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和 7 年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 各種計画との整合

流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 4 条第 1 項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。

なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。

4. 留意事項

- (1) 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。
- (2) 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体又は民間企業等が行う。
- (3) 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。また、貯留浸透施設の適切な管理が困難な事態になった場合は、関係地方公共団体等と貯留浸透施設の移管等について協議するものとする。
- (4) 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

ロー 3 - (9) 削除

ロー 3 - (10) 土地利用一体型水防災事業

1. 目的

土地利用一体型水防災事業（以下ロー 3 - (10) 関係部分において「水防災事業」という。）は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。

なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

2. 交付対象事業

水防災事業は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等であって、次のすべての要件に該当するものとする。

- ① 住家等の近年の浸水被害が著しいため、緊急に治水対策を講ずる必要がある地域に係る事業であること。
- ② 地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられていること。
- ③ 本事業の総事業費が通常連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らないこと。
- ④ 氾濫を許容することとなる区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること。
- ⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 土地利用一体型水防災事業計画の社会資本整備計画への記載

水防災事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた土地利用一体型水防災事業計画（以下ロー 3 - (10) 関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。

- ①事業主体
- ②事業概要
- ③事業期間
- ④全体事業費
- ⑤施行場所
- ⑥主要工種
- ⑦事業効果

4. 留意事項

- ① 地域の意見の反映

2. ②の規定について、水防災事業は、地域の意向を踏まえて行うことが前提であることから、河川整備計画に位置づけて実施すること。

なお、当該地域における事業の緊急性等から、河川整備計画の策定前に事業を実施する場合には、河川整備計画の趣旨を踏まえ、地域住民、関係地方公共団体の意見を十分に反映するものとし、地域の意向に沿って事業化することがわかる内容を事業計画に記載することとする。

- ② 防御の対象とする住家

河川整備計画等の策定時に、現に存する住家又は現に建築の工事中の住家（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づき建築主が確認済証の交付を受けた住家を含む。）を防御の対象とする。

③ 宅地の嵩上げ

宅地の嵩上げは、輪中堤の築造等河川工事の施行を原因として、氾濫に起因する浸水被害の増大や内水被害を受けることに対する補償として実施する。

④ 地方公共団体等との連絡調整による事業の効率化、重点化

水防災事業の実施に当たっては、地方公共団体等と十分に連絡調整を行い、土地区画整理事業を活用すること等による事業対象住家等の集約化、道路等の嵩上げ等を図り、効率的かつ合理的に実施するように努めるものとする。

⑤ 輪中堤高及び宅地の嵩上げ高

輪中堤高及び宅地の嵩上げ高は、計画高水位に当該河川からの距離等を勘案し適切に設定した高さとする。

⑥ 氾濫を許容する区域

1. における「氾濫を許容する区域」とは、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等の実施後に計画高水位以下の洪水により浸水する区域をいう。

⑦ 氾濫を許容する区域における措置

2. ④における「必要な措置」とは、当該地方公共団体が建築基準法第39条に基づいて条例により災害危険区域を指定することで、常時住居の用に供する建築物の建築を禁止する等住家の建築を制限することをいう。

また、河川管理者は、当該地方公共団体が氾濫を許容する区域におけるハザードマップ等を作成し周知すること及びこれを災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地域防災計画に位置づける等により被害の軽減に努めるよう支援することとする。

なお、氾濫を許容する区域であっても、浸水頻度が著しく高く当該区域の土地利用に著しく支障をきたす場合には、小堤の設置等の対策を講ずることができるものとする。

⑧ 事業箇所の設定

水防災事業の実施に当たっては、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施する一連区間のうち、水系全体の整備状況等を勘案しながら、概ね5箇年を目途に事業の完了が可能な箇所を設定して行うものとする。ただし、事業対象住家等が多く存し調整に時間を要する等やむを得ない場合はこの限りではない。

⑨ 事業後の管理

各事業箇所において治水上必要とされる道路盛土等については、施設管理者と調整すること等により、河川管理施設(必要に応じて兼用工作物)として適切に管理するものとする。

ロー 3 - (11) 総合内水対策緊急事業

1. 目的

総合内水対策緊急事業は、内水河川(本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。ロー 3 - (11) 関係部分において以下同じ。)が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及

び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、内水による浸水被害を予防する事業であって、概ね5年間で事業完了させるものであり、次のすべての要件に該当するものをいう。

- ① 改良工事によって内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋（以下「床上浸水家屋」という。）が50戸以上であること
なお、想定される床上浸水深が概ね1メートル以上の家屋で高齢世帯であるものについては、床上浸水家屋4戸に換算できるものとする。
- ② 都道府県又は市町村と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を一体とした総合内水対策計画（以下ロー3－（11）関係部分において「対策計画」という。）を策定し、実施するものであること
- ③ 広域河川改修事業（ロー3－（1））の交付対象事業の要件に該当するものであること
- ④ 令和3年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

3. 対策計画の社会資本総合整備計画への記載

総合内水対策緊急事業を実施しようとするものは、社会資本総合整備計画において、以下に従い、対策計画を記載するものとする。

（1）対策計画の策定方針

総合内水対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、内水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、流域の特性に応じて総合内水対策の具体的施策を検討し、対策計画を策定する。各担当部局は、この対策計画に則り具体的施策を推進するものとする。

（2）対策計画の期間

概ね5年間とする。

（3）対策計画に定める事項

対策計画において定める事項は次のとおりとする。

i) 総合内水対策全体に関する事項

基本方針、事業期間、計画規模等

ii) 河川管理者による河川整備に関する事項

総合内水対策緊急事業を実施しようとする河川管理者（以下「内水対策河川管理者」という。）及び他の河川管理者による河川改修等の内容

iii) 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項

河川管理者以外の者による二線堤（輪中堤）と同等の機能を有する施設の整備、貯留施設の整備、宅地嵩上げ、関連する雨水排水対策施設の整備等の内容

iv) 総合内水対策緊急事業の実施後に内水による浸水が想定される区域（以下「内

- 水浸水想定区域」という。)とその水深に関する事項
事業の実施後も浸水が想定される区域の土地利用状況と水深
- v) 内水浸水想定区域の周知に関する事項
河川管理者等による内水浸水想定区域とその水深の住民への周知方法
- vi) 土地利用の規制等に関する事項
地方公共団体が地域の状況に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の内水浸水想定区域における市街化の進展の抑制方策や、建築物の耐水化等の被害軽減方策
- vii) 地方公共団体によるハザードマップの作成等の被害軽減方法に関する事項
地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法
- viii) その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項
地方公共団体等によるポンプ運転調整ルールの設定や開発に伴う調整池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置
- (4) 対策計画の周知
総合内水対策協議会は対策計画を策定後速やかに公表し、住民に周知するものとする。

4. 留意事項

① 総合内水対策協議会の設置

総合内水対策緊急事業を実施するに当たっては、河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であり、河川管理者は地方公共団体等と十分に連絡調整を図る必要がある。

このため、当該河川流域において河川管理者、都道府県及び市町村等の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会を設置し、当該河川流域に係る総合内水対策について協議し、効果的かつ効率的な対策の確立に資するものとする。

② 総合内水対策緊急事業の報告

内水対策河川管理者は、対策計画の達成状況を総合内水対策協議会に報告するものとする。

③ その他

(1) 内水被害想定図の作成について

1. に規定する「内水河川が合流する本川の流域における内水被害の状況」については、内水河川が合流する本川の流域のうち隣接する数箇所の内水地区を対象に、内水被害状況を想定した内水被害想定図を内水対策河川管理者が作成するものとする。

なお、内水被害想定図には、内水地区ごとに降雨確率規模ごとの最大浸水深又は家屋浸水等の内水被害が生じる発生頻度等を明示するものとする。

(2) 高齢世帯について

2. ①に規定する「高齢世帯」は、高齢単身世帯(65歳以上の者1人のみの一般世帯)及び高齢夫婦世帯(いずれかが65歳以上の夫婦のみの一般世帯)とする。

1. 目的

河川・下水道一体型豪雨対策事業は、必要な整備を行って、外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進することにより、効率的な浸水対策を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

本事業の交付対象事業は、都市基盤河川改修事業（ロ－3－（5））、流域貯留浸透事業（ロ－3－（8））、総合内水対策緊急事業（ロ－3－（11））又は総合流域防災事業（ロ－8－（1））に該当する事業であって、①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行うものをいう。

① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

- (ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。
- (イ) 本事業の実施について、河川事業者と下水道事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。
- (ウ) 本事業の実施に当たり、河川事業者と下水道事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。
- (エ) 令和3年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

② 対象となる施設

- (ア) 既存の洪水調節施設と下水道施設を融通利用するための連結管等の施設の整備
- (イ) 連結管等と一体的に整備する洪水調節施設及び洪水調節施設と下水道施設の双方の効果を兼ねる貯留施設等の整備
- (ウ) 洪水調節施設と下水道施設を一体的に運用するために必要な観測施設等の整備

3. 本事業への移行

都市基盤河川改修事業（ロ－3－（5））、流域貯留浸透事業（ロ－3－（8））、総合内水対策緊急事業（ロ－3－（11））又は総合流域防災事業（ロ－8－（1））として実施してきた事業のうち、上記2の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

ロ－４ 砂防事業

ロ－４－（１）通常砂防事業

１．目的

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
 - （ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の１割を超えるもの
 - （イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の１割を超えるもの
 - （ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
 - （ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
 - （イ）市街地、集落（人家５０戸以上）の保護
 - （ウ）耕地（耕地面積３０ha以上）の保護
 - （エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没１０,０００ｍ^３以上）の防止

ロ－４－（２）火山砂防事業

1. 目的

火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業である。

4. 交付対象事業の要件

砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの

（ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の１割を超えるもの

（イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の１割を超えるもの

（ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの

② 前記の水系以外の水系に係るもので、①の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかの要件に該当する効果のあるもの

（ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護

（イ）市街地、集落（人家５０戸以上）の保護

（ウ）耕地（耕地面積３０ha以上）の保護

（エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没１０，０００ｍ^３以上）の防止

ロ－４－（３）火山噴火緊急減災対策事業

1. 目的

火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後（以下「火山噴火時等」という。）の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

火山地域における住民の住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。

4. 交付対象事業の要件

気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。

ロー 5 地すべり対策事業

ロー 5－（１）地すべり対策事業

1. 目的

地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を排除し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

4. 交付対象事業の要件

（１）地すべり

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が 1 億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第 9 条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 貯水量 30,000 m³以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥ 人家 10 戸（市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあ

っては人家 20 戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

- ⑦ 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

(2) ぼた山

地すべり等防止法第 4 条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が 1 億円以上のもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第 9 条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち、指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 貯水量 30,000 m³以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥ 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑦ 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

ロ－6 急傾斜地崩壊対策事業

ロ－6－（１）急傾斜地崩壊対策事業

1. 目的

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

2. 交付対象

都道府県

3. 交付対象事業の内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

4. 交付対象事業の要件

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの

①急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第8条第1項第4号における要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。

②移転適地がないこと

③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

④次のいずれかの要件に該当するもの

イ 人家概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条

第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする

- ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ロー 7 水道・下水道事業

水道に係る基幹事業は、ロー 7 - (1) - ①からロー 7 - (1) - ⑩までを対象とする。

下水道に係る基幹事業は、ロー 7 - (2) - ①からロー 7 - (2) - ⑤まで、ロー 7 - (2) - ⑦からロー 7 - (2) - ⑩及びロー 7 - (2) - ⑫からロー 7 - (2) - ⑮を対象とする。

なお、ロー 7 - (2) - ①からロー 7 - (2) - ⑤まで、ロー 7 - (2) - ⑦からロー 7 - (2) - ⑩及びロー 7 - (2) - ⑫からロー 7 - (2) - ⑮に係る事業については、ロー 7 - (2) - ① 2. に記載の要件を満足するものに限る。

ロー 7 - (1) - ①水道未普及地域解消事業

1. 目的

水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行い、水道未普及地域の解消を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

(1) 新設

市町村が、次の①及び②のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業。なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、国土交通大臣が認める地下水等汚染地域（以下「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りではない。

①当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。

②既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として 10km 以上離れていること。ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の 2 倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。（独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。）

(2) 広域簡易水道

簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した 5,000 人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。

(3) 飛地区域

次の①又は②のいずれかに該当するもの

- ① 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつては、この限りでない。）において、既存の水道事業の給水区域から原則として 200m 以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業
- ② ①の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設にあつては現在供給されている区域）からの距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村及び離島簡易水道にあつては、この限りでない。）の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。（当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつてはこの限りではない。）

(4) 給水区域内無水源

既認可給水区域であつて、まだ水道が布設されていない地区（給水人口 101 人以上 5,000 人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。

(5) 区域拡張

市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ロー 7 - (1) - ③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。）。

なお、簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつては、この限りでない。

3. 交付対象事業

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業

(1) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

- ① 井戸、集水堀きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
- ② 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設
- ③ 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設
- ④ 配水池、配水管その他配水に必要な施設
- ⑤ 飲料水供給施設にあつては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。
ただし、次に掲げるものを除く。
ア 給水栓
イ 立上り管

⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）

（２）（１）に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。

①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設

②給水装置

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - （１） - ②簡易水道再編推進事業

1. 目的

簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を行い、経営の一元化や管理の一体化等を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

（１）統合簡易水道

市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の①から③のいずれかに該当するもの。

①市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、ロー 7 - （１） - ①水道未普及地域解消事業（給水人口 50 人未満のものを除く。）及びロー 7 - （１） - ③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業

②統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として 200m 以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって国土交通大臣が必要と認めた事業

ただし、平成 29 年度以降は、平成 19 年度以降に事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、国土交通大臣が必要と認めた事業を含む。

ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。

イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。

③経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業

(2) 簡易水道統合整備事業

市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であって、次の①又は②に該当するもの。

- ①市町村が策定する簡易水道統合整備計画に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となるロー 7－(1)－①水道未普及地域解消事業(給水人口 50 人未満のものを除く。)及びロー 7－(1)－③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業
- ②経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業

3. 交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。

(1) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

- ①井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
- ②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設
- ③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設
- ④配水池、配水管その他配水に必要な施設
- ⑤飲料水供給施設（飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあつては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分
ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 給水栓
 - イ 立上り管
- ⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）

(2) (1) に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。

- ①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設
- ②給水装置

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 16 条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第 23 条第 1 項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ③生活基盤近代化事業

1. 目的

簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設整備を行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

(1) 増補改良

市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業で、次の (i) から (viii) のいずれかに該当するもの。

- ①特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）
- ②特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）
- ③平成 19 年度以降に統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。
 - ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの
 - イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること
 - (ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上
 - (イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上

(i) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。

- ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内

の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。

イ 旧施設における湯水期間中の 1 人 1 日当たりの最大給水可能量が 150ℓ 以下であること。

(ii) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令 101 号)による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業

(iii) 鉛製管の更新を行う事業。

(iv) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設(次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。)、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業

ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。

イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在すること。

ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。

(v) 有機フッ素化合物(PFOS 又は PFOA に限る。)による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業

(vi) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であって、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。

ア 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業

イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業

ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設(管路は含まない。)及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。

エ 地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第

384 号) で定める年数以内の施設であること。

オ 平成 9 年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令(平成 12 年厚生省令第 15 号)に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。

カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動(レベル 2 地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。

(vii) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業

イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業

(viii) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業

(2) 基幹改良

市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う (i) から (iv) 並びに (v) のいずれかに該当するもの。ただし、(i) から (iii) は増補改良に該当する事業を除く。

① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、下記 (i) から (iv) の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。)

② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。)

③ 平成 19 年度以降に統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。

ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。

イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること

(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上

(イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上

(i) しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。

(ii) 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。

(iii) 布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。

ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、鋳鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。

(iv) しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。

(v) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業

イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業

(3) 水量拡張

市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の 20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）を含む。）

① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）

② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）

- ③ 平成 19 年度以降に事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。

ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。

イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること

(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上

(イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上

(4) 重要施設配水管

基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で、耐震機能を有するものを整備する事業であって、次の①又は②のいずれかに該当するもの。

- ① 特定簡易水道事業以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下のア又はイのいずれかの地域における事業

ア 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域

イ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域

- ② 国土交通大臣が認める重要施設配水管事業であるもの

3. 交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設整備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。

- (1) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

①井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設

②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設

③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設

④配水池、配水管その他配水に必要な施設

⑤飲料水供給施設にあつては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給水栓

イ 立上り管

⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）

(2) (1) に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。

- ①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設
- ②給水装置

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ④高度浄水施設等整備費

1. 目的

高度浄水施設等の整備を行い、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

次のいずれにも該当する事業であること。

(1) 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の①に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、②～⑥のいずれかに該当するものであること。

①対象となる河川、湖沼等

- ア 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等
- イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等
- ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等
- エ 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域
- オ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼
- カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等
- キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等
- ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と国土交通大臣が認める地域内の河川、湖沼等

②水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。

③水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。

④水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。

⑤クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあつては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること。

⑥有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）が検出されたことがあること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては④の要件を満たしていること。

①病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。

a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。

b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。

②水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。

a 給水人口 5 万人未満であること。

b 施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。

③代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備する

場合と費用比較して安価に整備できること。

④水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 25 年度以前に採択された事業を除く。

⑤既設の浄水施設であつて、新たに覆蓋するものであること。

(3) ①水道事業については、資本単価が 90 円／ m^3 以上であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／ m^3 以上であること。

②水道用水供給事業については、資本単価が 70 円／ m^3 以上であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、50 円／ m^3 以上であること。

上記(1)、(2)の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であつて、(3)の基準に満たない事業、又は、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業であること。

3. 交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。なお、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。

(1) 高度浄水施設整備事業

①生物処理施設

生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

②オゾン処理施設

オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

③活性炭処理施設

ア 粉末活性炭処理施設

粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

イ 粒状活性炭処理施設

活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備

④ストリッピング処理施設（揮散処理）

充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備

⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガンを又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設）

酸化設備、沈澱ろ過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設）調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑦膜ろ過施設

調整設備（薬品注入設備含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑧紫外線処理施設

調整設備（薬品注入設備を含む。）、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑨原水調整池（水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池）

原水調整池、導水管（原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。）、電気・計装・機械設備

⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設

ア 急速ろ過施設（消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であって、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設）

凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

イ 膜ろ過施設

調整設備（薬品注入設備を含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑪貯水池水質改善施設

水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備

⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設

⑬①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設

(2) 水道原水水質改善事業

高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの

①水道原水バイパス管

水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設

②取排水系統再編に係る上流取水のための施設

取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

③伏流水取水施設

集水埋きょ、取水ポンプ、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設

④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設

(3) 代替水源施設整備事業

有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設

①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設

②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設

(4) 浄水施設覆蓋整備事業

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋

(5) (1) から (3) に掲げる施設と密接な関連を有する施設

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 16 条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第 23 条第 1 項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ⑤水道総合地震対策事業

1. 目的

水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進めることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

次の①～④のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除く。）及び水道用水供給事業であること。

①「上下水道耐震化計画」を策定していること。

②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。

ア 資本単価が水道事業にあつては 90 円／ m^3 以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／ m^3 以上であること。

イ 次の（ア）から（エ）のいずれにも該当する事業であること。

（ア）料金回収率が 100%以上

（イ）直近 5 年間の

- ・基幹管路の耐震適合率
- ・浄水施設の耐震化率
- ・配水池の耐震化率

の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「5 か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、

又は、現在の

- ・基幹管路の耐震適合率
- ・浄水施設の耐震化率
- ・配水池の耐震化率

の合計値が各施設の「5 か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。

（ウ）耐震化する事業にあつては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後 5 年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後 5 年以内に耐震化率が 100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近 5 年間の上昇ポイント（年換算）の 1.5 倍及び「5 か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。

（エ）上下水道耐震化計画を公表していること。

③ 3.（7）を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに応急給水目標を定めるとともに、当該給水車の活用について記載していること。

- ④ 3. (11) を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに当該浄水場を応援事業者の活動拠点として位置付け、その活用について記載すること。

3. 交付対象事業の内容

(1) 導水管・送水管耐震化事業

次に掲げる導水管又は送水管の施設及び設備を耐震化する事業とする。

- ① 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ② 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

(2) 基幹水道構造物の耐震化事業

次に掲げる基幹水道構造物の施設を耐震化する事業とする。

- ① 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）
- ② その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設

(3) 緊急遮断弁

次に掲げる緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する施設を整備する事業とする。

- ① 緊急遮断弁（作動スイッチを含む。）
- ② 非常用電源設備
- ③ 伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。）

(4) 導水管・送水管複線化事業

次に掲げる河川を横断する導水管又は送水管の施設及び設備を複線化する事業とする。

- ① 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ② 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

(5) 重要施設配水管

「上下水道耐震化計画」に位置づけた避難所等の重要施設に接続する配水本管、配水支管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設を耐震化する事業（下水道区域においては、上下水道一体で耐震化を実現する場合に限る。）とする。

(6) 貯留施設（耐震性貯水槽）

次に掲げる送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業とする。

- ① 貯水施設
- ② 配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）
- ③ 給水管、給水栓、給水ポンプ（ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。）

(7) 給水車

給水車を増設する事業とする。
ただし、令和11年度までの時限措置とする。

(8) 配水池

次に掲げる計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池及び配水池と密接な関連を有する施設を整備する事業とする。

- ①送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）
- ②塩素注入設備
- ③計装設備
- ④仕切弁、緊急遮断弁等
- ⑤ポンプ

(9) 緊急時用連絡管

次に掲げる緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する事業とする。

- ①導水管
- ②送水管
- ③配水管
- ④ポンプ
- ⑤計装機器
- ⑥その他必要な施設

(10) 大容量送水管

緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管及び立坑施設を整備する事業とする。

(11) 浄水場の防災拠点化

次の(a)～(d)のいずれかの地域において、浄水場を防災拠点化するため、次の①～⑥のいずれかの施設を整備する事業とする。ただし、令和11年度までの時限措置とする。

- (a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
- (b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
- (c) 奄美群島
- (d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については1自治体あたり1浄水場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の浄水場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大給水量が2000m³/日を超える浄水場を対象とする）、(b)～(d)については1島あたり1浄水場（計画1日最大給水量が2000m³/日を超える浄水場を対象とする）を限度とする。

- ①備蓄倉庫
- ②受水槽

- ③会議室
- ④シャワー設備
- ⑤トイレカー
- ⑥マンホールトイレ

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ⑥水道施設リダンダンシー確保推進事業

1. 目的

事故発生時に社会的影響が大きい水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故発生時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を目的とする。

2. 交付対象事業の要件

次の①～③のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除く。）及び水道用水供給事業であること。

- ①「水道施設リダンダンシー確保計画」を策定していること
- ②資本単価が、水道事業にあつては 90 円／ m^3 以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／ m^3 以上であること。
- ③次のア～エのいずれかに該当する水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない導水管又は送水管のリダンダンシーを確保する事業であること。
 - ア 土被り 3m 以上で、口径 800mm 以上の管路
 - イ 土被り 3m 以上で、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路
 - ウ 軌道、河川、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路
 - エ 土砂災害警戒区域等にあり、被災するとその先の地域に断水が発生する管路

3. 交付対象事業の内容

次に掲げる施設及び設備とする。

- ① 2. 交付対象事業の要件③のア～エに該当する管路の複線化に必要な管路、ポンプ、計装機器、その他必要な施設
- ② 2. 交付対象事業の要件③のア～エに該当する管路のリダンダンシー確保のため

に必要な連絡管、ポンプ、計装機器、その他必要な施設

- ③ 2. 交付対象事業の要件③のウ、エに該当する管路の緊急時用の水源開発、既存施設までの接続管路、その他必要な施設

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ⑦水道施設アセットマネジメント推進事業

1. 目的

「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、導水管及び送水管、配水管等の更新を推進することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

(1) 老朽管更新事業

- ① 平成27年度以前に採択された事業及び平成28年度に実施する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

但し、平成28年度に新規に実施する事業に関しては、平成28年度事業実施分に限って対象とする。

ア 地震対策として行う更新事業であって、次の(ア)に該当し、かつ、(イ)～(カ)のいずれかに該当すること。

ただし、(エ)については平成25年度まで、(オ)については平成30年度までの期限措置とする。

(ア) 次のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。

Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第

3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。

Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。

(イ) 給水人口が5万人未満の水道事業者であること。

(ウ) 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、1か月に10m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。

(エ) 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における铸铁管、コンクリート管の更新事業に限る。

a. 基幹管路における「布設後 20 年以上経過した铸铁管、コンクリート管」(次のb.において「老朽管」という。)が、基幹管路延長の 10%以上残存している水道事業者であること。

b. 単年度あたり、基幹管路延長の 1.5%以上又は5km以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者であること。

(オ) 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者であること。

a. 平成 21 年度以降に他の水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。

b. 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。

(カ) 水道用水供給事業者であること。

イ 水道事業で資本単価 90 円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円/㎡以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価 160 円/㎡以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 80 円/㎡以上であること。また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあつては資本単価が 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては資本単価が 50 円/㎡以上であること。

②①に該当する事業であって、水道事業で資本単価 140 円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価 100 円/㎡以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価 230 円/㎡以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 130 円/㎡以上であること。

③国土交通大臣が認める老朽管の更新事業であること。

(2) 水道管路緊急改善事業

次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。

①点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を作成する事業であること。

②点検・調査結果に基づき策定した「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であつて、次のア～エのいずれかに該当する事業であること。

ただし、令和 6 年度以前に採択した事業にあつては、令和 11 年度までに限り、「水道施設アセットマネジメント計画」を策定していることを補助要件としない。

ア 1 ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。

イ アに該当しない上水道事業者であり、1 ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。

ウ アに該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100% 以上の上水道事業者であること。

エ 水道用水供給事業者であること。

ただし、次のいずれかの事業については、アからエの条件は付さない。

（ア）コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は 5 億円を上限とする。

（イ）（ア）以外のウォーター PPP 導入のために実施する事業。なお、交付額は 1 億円を上限とする。

（3）管路近代化事業

直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。

①都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であつて、直結給水対象人口が 10 万人を限度とするものであること。

②資本単価 140 円／m³以上であること。

（4）鉛管更新事業

鉛管の更新事業であつて、資本単価 90 円／m³以上であるもの。ただし、平成 21 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、70 円／m³以上であること。

（5）基幹管路耐震化整備事業

次のいずれにも該当する事業であること。

①災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、国土交通大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。

②原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。

③更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること

(6) 海底送・配水管更新事業

令和 7 年度以前に採択された海底送・配水管更新計画に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。

①水道事業で資本単価 90 円／ m^3 以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／ m^3 以上であること。

②事業の対象となる海底送水管・海底配水管の代替水源が存在しないこと。

(7) 水管橋耐震化等事業

令和 7 年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①水道事業で資本単価 90 円／ m^3 以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／ m^3 以上であること。

②他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。

(8) 水道管路強靱化推進事業

「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。

①資本単価が、水道事業にあつては 90 円／ m^3 以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／ m^3 以上であること。

②次のア～ウのいずれかに該当する管路の更新であること。

ア 漏水リスクが高い管路（铸铁管、石綿セメント管、コンクリート管、塩化ビニル管、鋼管、ダクタイル铸铁管又は点検調査の結果、更新が必要と診断された管路。ただし、塩化ビニル管、鋼管については、耐震性の低い継手を有するもの、ダクタイル铸铁管については、耐震性の低い継手を有するものまたは防食対策がないものに限る。）で、口径 800mm 以上の管路

イ 漏水リスクが高い管路で、緊急輸送道路、重要物流道路、軌道、河川の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路

ウ 布設後 20 年以上が経過した、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路

3. 交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

(1) 老朽管更新事業

布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、铸铁管及びコンクリート管並びに、布設後 30 年以上経過したダクタイル铸铁管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。

①導水管

②送水管

③配水管

ただし、塩化ビニル管及びダクタイル铸铁管については基幹管路（導水管、送水管、

配水本管) に布設されているものに限る。

(2) 水道管路緊急改善事業

- ①「水道施設アセットマネジメント計画」の作成等に関する事業であること。
- ②布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。

(3) 管路近代化事業

次に掲げる事業であること。

- ①石綿セメント管並びに、布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鑄鉄管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。）
- ②ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新
- ③その他必要と認める附帯施設

(4) 鉛管更新事業

鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。

- ①導水管
- ②送水管
- ③配水管

(5) 基幹管路耐震化整備事業

次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の③のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。

- ①導水管
- ②送水管
- ③配水管（次のいずれかに該当するものに限る。）

ア 給水人口 50 万人以上の水道事業者においては、口径 200 mm以上の配水管
イ 給水人口 25 万人以上 50 万人未満の水道事業者においては、口径 150 mm以上の配水管

ウ 給水人口 25 万人未満の水道事業者においては、口径 125 mm以上の配水管
エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管

(6) 海底送・配水管更新事業

布設後 20 年以上が経過した海底送水管・海底配水管の更新事業であること。

(7) 水管橋耐震化等事業

布設後 40 年以上が経過した水管橋として布設されている導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築・更新事業であること。

(8) 水道管路強靱化推進事業

交付対象事業の要件を満たす管路及びこれらの管路と密接な関連を有する施設の更新事業であること。

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 16 条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第 23 条第 1 項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ⑧水道事業運営基盤強化推進事業

1. 目的

水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行い、水道の基盤強化を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

(1) 広域化事業

特定簡易水道事業以外の簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。ただし、経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）、資本単価が 90 円/㎡以上の水道事業又は 70 円/㎡以上の水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後 5 年以内に事業統合又は経営の一体化（以下「広域化」という。）を実現すること。また、全体計画は原則 10 年間とし、令和 16 年度までの時限事業とする。

①水道基盤強化計画等に基づく圏域における広域化であること。

②市町村域を越えて 3 以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則 5 万人以上であること。ただし、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく半島振興対策実施地域に指定された地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく離島振興対策実施地域に指定された地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく過疎地域の区域内においては、市町村域を超えて 2 以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業の広域化であること。また、現在給水人口 1 万人未満の水道事業又は簡易水道事業を含む場合は、計画

区域内の給水人口が3万人以上であること。

③資本単価が90円/㎥以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。
なお、次のいずれかに該当する水道事業は、資本単価に関する要件を付さないものとする。

(ア) 次のいずれにも該当する場合

ア 現在給水人口が1万人以下である水道事業であること。

イ 一人当たりの管路延長(管路総延長/現在給水人口)が、毎年度別途通知する一人当たりの平均管路延長よりも長い水道事業であること。

ウ 1か月に10㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高い水道事業であること。

(イ) 現在給水人口1万人以下の事業体を含む場合の広域化であって、広域化後の圏域における料金回収率を100%以上とする計画を策定すること。

(2) 運営基盤強化等事業

①広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。

②広域化事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去に関する事業であること。

(3) 水道施設共同化事業

令和5年度以前に採択された事業であって、水道基盤強化計画等において、将来的に3事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円/㎥以上の水道事業者又は資本単価70円/㎥以上の水道用水供給事業者が実施する事業であること。

(4) 水道施設再編推進事業

次の①～③のいずれかに該当する事業であること。

①給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次の次のア及びイのいずれにも該当する事業であること。

②水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際のCO2削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討事業であること。

③水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の整備を行う事業であって、次のア、ウ及びエのいずれにも該当する事業であること。

ア 資本単価が水道事業にあつては 90 円／ m^3 以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／ m^3 以上であること。

イ 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において 3 施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。

ウ 施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の 20%以上削減すること。

エ 同一系統において、施設の統廃合や施設規模の適正化等の水道システムの見直しを行った上で、脱炭素化推進に向けて取水位置の上流化を実施すること。

(5) 水道施設DX推進事業

広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等が実施する次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。ただし、②にあつては、令和 11 年度までの時限措置とする。

また、①を実施するにあたっては、クラウド化した情報を活用する計画を提出すること。

①水道施設台帳のクラウド化を図る事業

②市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査をする事業

(6) 特定広域化施設整備費

平成 26 年度以前に採択された事業であつて、次のいずれにも該当する事業であること。

①現在居住人口が原則として 50 万人以上のもの。

ただし、地理的に孤立した地域であつて、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。

②給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。

③水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であつて、「特定広域化施設整備事業の基準」に適合するものであること。

ただし、同事業が水道法第 5 条の 3 第 1 項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第 2 項第 7 号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。

④ア 水道事業については、資本単価が 140 円/㎡以上であること。

ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 120 円/㎡以上であること。

イ 水道用水供給事業については、資本単価が 100 円/㎡以上であること。

ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 100 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 80 円/㎡以上であること。

ウ 昭和 56 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 40 円/㎡を超えること。また、昭和 57 年度から昭和 59 年度までに採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 60 円/㎡を超えること。

(7) 一般広域化施設整備費

平成 21 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①特定広域化施設整備費の採択基準の 1 及び 2 に適合する事業であること。

②ア 水道事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 140 円/㎡以上であること。

ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、70 円/㎡以上であること。

また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 130 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 60 円/㎡以上であること。

イ 水道用水供給事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円/㎡以上であること。

ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、50 円/㎡以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円/㎡以上であり、かつ、資本単価が 40 円/㎡以上であること。

ウ 昭和 53 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 14 円/㎡を超えること。

(8) 広域化促進地域上水道施設整備費

平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。
ただし、同事業が水道法第 5 条の 3 第 1 項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第 2 項第 7 号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。

②計画給水人口又は計画給水量が 20%（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあつては 10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。

③資本単価が 140 円／ m^3 以上であること。

ただし、上記の基準に満たない事業であつて、昭和 59 年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が 90 円／ m^3 以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円／ m^3 以上であり、かつ、資本単価が 120 円／ m^3 以上であること。

（9）水道広域化促進事業費

平成 26 年度以前に採択された事業であつて、次のいずれにも該当する事業であること。

①統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から 3 年以内であるものに限る。）が締結されていること。

②給水人口が概ね 10 万人以下であり、かつ資本単価が 90 円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。

③経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。

④③の整備計画は、「水道広域化推進事業に係る整備計画」に定める要件を満たすものであること。

（10）水道基盤強化計画策定事業

都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の作成等の事業であること。

3. 交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、2.（1）、（2）及び（5）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以

下の（１）～（９）に掲げる施設の整備等に関する事業及び都道府県が実施する以下の（１０）の事業。

次に掲げる施設及び設備とする。

- ①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ②貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- ⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設
- ⑦会計システム、料金システム等の事務関係システム

（２）運営基盤強化等事業

①次に掲げる施設とする。

- ア 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- イ 貯水池、その他貯水に必要な施設
- ウ 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- エ 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- オ 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- カ 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

②浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）

（３）水道施設共同化事業

次に掲げる施設及び設備とする。

- ①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ②貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- ⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

（４）水道施設再編推進事業

次に掲げる施設及び経費とする。

- ①浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）
- ②上流からの取水による CO2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討費

③取水施設、導水施設

(5) 水道施設DX推進事業

次に掲げる経費を交付の対象とする。

- ①需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費）
- ②役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）
- ③委託料
- ④使用料及び賃借料

(6) 特定広域化施設整備費

次に掲げる施設とする。

- ①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ②貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- ⑥配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設

(7) 一般広域化施設整備費 次に掲げる施設とする。

- ①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ②貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- ⑥配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設（ただし、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の事業に限る。）

(8) 広域化促進地域上水道施設整備費

次に掲げる施設とする。

- ①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ②貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- ⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が25万人以上にあつては150mm以上、25万人未満にあつては75mm以上であること。）

(9) 水道広域化促進事業費

この事業は、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される事業であって、次に掲げる施設とする。

- ①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ②貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- ⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

- (10) 水道基盤強化計画策定事業
水道基盤強化計画策定に関する経費

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ⑨水道水源自動監視施設等整備事業

1. 目的

水道水源自動監視施設や遠隔監視システムの整備を行い、点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

(1) 水道水源自動監視施設整備費

次のいずれにも該当する事業であること。

- ①水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること
- ②2以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われたことに伴い統合した水道事業者等にあつては、合併年度及びこれに続く1年度はこの限りではない。）体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。
- ③都道府県が定める水道水質管理計画と整合性がとれたものであること。

(2) 遠隔監視システム整備費

平成21年度までに簡易水道事業と統合した水道事業及び令和2年4月1日厚生労働省発生食 0401 第1号厚生労働事務次官通知「簡易水道等施設整備費の国

庫補助について」による改正前の「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」（昭和 44 年 5 月 8 日厚生省生衛第 405 号厚生事務次官通知の別紙乙）に規定している簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。

3. 交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

(1) 水道水源自動監視施設整備費

水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な次に掲げる装置等とする。

- ①理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、pH 等）
- ②生物指標検査装置（魚類等生物を利用）
- ③サンプリング装置
- ④ろ過装置
- ⑤テレメータ
- ⑥監視盤
- ⑦その他附帯機器

(2) 遠隔監視システム整備費

点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整を行うために必要な次に掲げる装置等とする。

- ①計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）
- ②監視操作設備
- ③制御設備
- ④伝送設備
- ⑤その他付帯設備

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 1 6 条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第 2 3 条第 1 項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー 7 - (1) - ⑩緊急時給水拠点確保等事業

1. 目的

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災害性強化等を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

「緊急時給水拠点確保等事業」とは、緊急時における給水拠点を確保することを目的として、以下の要件に基づき実施される事業である。

(1) 取水施設耐災害性強化事業

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業（ただし、施設の移転は除く）であって、次のいずれにも該当する事業であること。

なお、令和 10 年度までの時限事業とする。

①水道事業で資本単価 90 円／ m^3 以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／ m^3 以上であること。

②断水影響戸数が 2,000 戸以上の施設であること。

(2) 水道施設耐災害性強化事業

次のいずれにも該当する事業であること。

①災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業であること

②原形より水道施設の耐災害性が強化される事業であること

③他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった災害と同様の災害によって被災するおそれがあること。

3. 交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。

(1) 取水施設耐災害性強化事業

取水施設及びこれらの施設と密接に関連する施設

(2) 水道施設耐災害性強化事業

取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関係を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）

4. 交付対象

本事業の交付対象は、水道事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び PFI 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 16 条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第 23 条第 1 項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用率

金によって、事業を運営する者をいう。)とする。

ロー 7 - (2) - ①通常の下水道事業

1. 目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。交付対象事業は、これらのうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業とする。

(1) 地域・規模等要件

① 公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(a) 既に公共下水道事業を施行中の都市にあつては、⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

(b) 新たに下水道法第2条第3号イに規定する公共下水道事業を実施する都市にあつては、都市計画区域内であるもの。

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が30万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。

二 原則として10万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。

(d) 当該流域下水道の処理区にあつては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。

(ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

- a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。
- b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

③ 都市下水路事業

(ア) 都市下水路事業((イ) から(オ) までに該当するものを除く。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 集水面積 50ha 以上のもの。
- (b) 浸水指数 5,000 以上の区域を排水するもの。
(浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間)
- (c) 全体事業費 3 億円以上であること。

(イ) 離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 集水面積 10ha 以上のものであること。
- (b) 浸水指数 2,000 以上のものであること。
- (c) 離島振興対策の実施区域内であること。

(ウ) 富裕団体(東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 集水面積 100ha 以上のものであること。
- (b) 浸水指数 10,000 以上のものであること。
- (c) 全体事業費 3 億円以上であること。

(エ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 集水面積 90ha 以上のものであること。
- (b) 浸水指数 9,000 以上のものであること。
- (c) 全体事業費 3 億円以上であること。

④ 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 受け持つ工場数が 20 以上であること。
- (b) 予定処理水量の合計が 1 万 m³/日以上であるもの。
- (c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。
 - a) 汚染指数が 1 万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$$

ここに S: 汚染指数

$$S_1: (7 - \text{pH 値})^2$$

$$S_2: \text{BOD}(\text{mg/l})$$

$$S_3: \text{浮遊物質}(\text{mg/l})$$

$$S_4: 1 \text{ cc 中の大腸菌群数}(\text{M. P. N})$$

- b) 異常な色相又は臭気をもつもの。
- c) 著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

(イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)

(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)

(a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ha 当たり 40 人以上であること。

(b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの又は今後のスケジュールを明確にしたもの。

(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合(汚泥処理施設の統廃合を含む。)に係る検討を了したもの。

(4) 汚泥有効利用施設新設に際しての PPP/PFI 手法導入要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等)の新設であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用するもの。

(5) 公営企業会計の適用に係る要件

1) 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。

2) 人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること(既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く)。

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも

5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く）。

（7）下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

（8）PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。

3. 交付対象事業の内容

① 公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 流域下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

- (a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

③ 都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

- (a) 内法（開水路の場合は上幅）1m以上（下水道リノベーション推進総合事業積雪対策推進事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が0.6m以上）の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が0.5m以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止の

ためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

④ 特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

5. その他

2. (2)、(3)、(4) 及び (5) に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

6. 雑則

2. (3) について、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日付国水下事第50号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

ロー 7 - (2) - ②下水道浸水被害軽減総合事業

1. 目的

浸水実績がある地区や、一定規模の浸水が想定される地区等において、ハード対策・ソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施することや、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、迅速かつ経済的な浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施する事業をいう。

① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区

(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区

(イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区

(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去 10 年間に浸水実績がある地区

(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区

i) 浸水面積が 1 h a 以上想定される地区

ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区

② 過去 10 年間の延べ床上浸水被害戸数が 50 戸以上、延べ浸水被害戸数が 200 戸以上で、床上浸水回数が 2 回以上発生し、未解消となっている地区

③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が 50 戸以上、浸水被害戸数が 200 戸以上想定される地区

④ 100mm/h 安心プランに登録された地区

⑤ 特定都市河川流域に指定された地区

⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区

イ) 効率的雨水管理支援型

「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

交付対象事業の範囲は、ロー 7 - (2) - ①の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

① 指定市にあつては下水排除面積 1 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合又は 1 h a 未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は 0.5 h a 以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 条）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあつては 0.5 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合、0.25 h a 以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあつては 0.25 h a（都市機能誘導区域内の場合、0.1 h a 以上）以上、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつては 0.1 h a 以上の貯留浸透・排水施設

ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。

② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装

- ③ 移動式排水施設
- ④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）
- ⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

イ) 効率的雨水管理支援型

地方公共団体が実施する(複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む)下記の(1)～(3)の事業を交付対象とする。

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定（効率的雨水管理支援型の検討に関するものに限る。）

(2) 既存施設を最大限活用した下水道整備

(1)の計画に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。

- ① ネットワーク化に必要な施設(既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等)
- ② ボトルネック解消に必要な施設(既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等)
- ③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設

(3) 個人・事業者等による共助・自助の取組への支援

- (1)の計画に基づき削減された費用の範囲内において、地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設

- (a) 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）
- (b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管(浄化槽の改造を含む)等の雨水流出抑制に効果のある施設(対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて100m³以上の貯留容量(透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果)を有するものに限る。)

5. 下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。
- ② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
 - (a) 浸水対策実施の基本方針
 - (b) 対象地区の概要及び選定理由
 - (c) 整備目標(効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標)

- (d) 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
- (e) その他必要な事項

6. その他

- ① 地区要件該当後 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留浸透・排水施設の整備に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間を 10 年以内とする。
- ② 2. の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。
- ③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ④ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に定められた同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。
- ⑤ 移動式排水施設を整備するに当たり、同一地方公共団体において、河川事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討することとする。

ロー 7 - (2) - ③下水道総合地震対策事業

1. 目的

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

- ① 「上下水道耐震化計画」を策定していること。
- ② 3. の③に定める事業を実施する場合は、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載すること。

3. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。

- ① 「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設、流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業（備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備）
 - (a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
 - (b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
 - (c) 奄美群島

(d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については1島あたり1処理場（計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。

④ 以下の施設の耐震化事業

(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠

(b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠

⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにロー 7－(2)－② 2. ア) の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあっては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあっては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業

⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）

4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

5. その他

① 3. の③に定める事業については、令和11年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。

② 令和6年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。

ロー 7－(2)－④特定水域合流式下水道改善事業

1. 目的

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。

2. 交付対象事業

交付対象事業の範囲は、ロー 7－(2)－①の対象となる施設の整備に加え、「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

- ① 雨水貯留施設
- ② 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
- ③ 分流化に係る管渠(上記①から②までによる改善対策より経済的なもの)

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 特定水域合流式下水道改善事業計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「特定水域合流式下水道改善事業計画」を記載するものとする。
- ② 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
 - (a) 特定水域の概要及び選定理由
 - (b) 下水道対策の整備目標
 - (c) 事業内容、年度計画及び事業費
 - (d) 特定水域の整備目標整備効果
 - (e) 費用効果分析の結果
 - (f) 多様な主体による協議会等の概要
 - (g) 河川事業等における対策内容
 - (h) 雨天後の水質調査結果

5. その他

本事業は、令和 10 年度を越えない範囲で計画期間 5 年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。

- イ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が 10 億円以上であること
- ロ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること
- ハ) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること
- ニ) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること
- ホ) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること

ロ－ 7 － (2) － ⑤都市水害対策共同事業

1. 目的

内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。

2. 交付対象事業

①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。

(イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。

(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

② 対象となる施設

(ア) ネットワーク化施設

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管路及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

(イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

ロー 7 - (2) - ⑦下水道ストックマネジメント支援制度

1. 目的

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

2. 定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

3. 交付対象事業

① 下水道ストックマネジメント計画の策定

イー 7 - (2) - ①からイー 7 - (2) - ⑥まで、イー 7 - (2) - ⑧からイー 7 - (2) - ⑩まで、ロー 7 - (2) - ①からロー 7 - (2) - ⑤まで、ロー 7 - (2) - ⑧からロー 7 - (2) - ⑩までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築で、イー 7 - (2) - ①からイー 7 - (2) - ⑥まで、イー 7 - (2) - ⑧からイー 7 - (2) - ⑩まで、

ロー 7 - (2) - ①からロー 7 - (2) - ⑤まで、ロー 7 - (2) - ⑧からロー 7 - (2) - ⑩までのいずれかの要件に合致するものに加え、国土交通省より要請した「下水道管路の全国特別重点調査（令和 7 年 3 月 18 日付事務連絡）」に基づき実施した調査において、緊急度 I と判定された管路の改築事業

4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

6. 留意事項

平成 28 年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。

ロー 7 - (2) - ⑧下水道広域化推進総合事業

1. 目的

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。

2. 交付対象事業

① 計画策定等

- (ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定
- (イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備

② 交付対象施設

- (ア) 共同水質検査施設
下水等の水質検査施設。
- (イ) 移動式汚泥処理施設
複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。
- (ウ) 汚泥運搬施設
下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。
- (エ) 汚泥処理施設
下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。
- (オ) 共同管理施設
汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。
- (カ) し尿受入施設
し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。

(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設

汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。

(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設

③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。

4. 留意事項

① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ②（カ）及び（キ）については、この限りではない。

なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

（ア）施設の配置、改築及び維持管理

2. の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

（イ）1 つの地方公共団体が代表して行う場合

（ア）により施設の設置、改築及び維持管理を 1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

（ウ）交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

下水道の有効利用に係る事業については、ロー 7 - （2） - ⑨「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。

④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

⑤ 2. の③を実施する場合は、公共下水道にあつては、下水道法施行令第 24 条の 2 第

1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件(昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.31 告示第 289 号)の別表(合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。)に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。

- ⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

ロー 7 - (2) - ⑨下水道リノベーション推進総合事業

1. 目的

下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。

2. 交付対象事業

① 下水道リノベーションに係る計画策定

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。

② 未利用エネルギー活用事業(下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。)

(a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。)及びその付帯施設の整備。

(b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその付帯施設の整備(有効利用するバイオマスの 2 分の 1 以上を下水汚泥が占める場合に限る。)

(c) 下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備(下水処理場内に設置するものに限る。)。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。

(d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備(下水道施設として整備するものに限る。)

③ 積雪対策推進事業(下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。)

(a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。

a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補

- 完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。
- b) 処理水供給施設
 - c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）
 - d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設
- (b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。）
- ④ 再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。）
- (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的处理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。
 - a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設
 - b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得
 - (b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。
- ⑤ 防災拠点施設整備事業
- 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積 2 ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。）に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。
- ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあつては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積 1 ha 以上の下水道施設に設置するもの。
- 令和 2 年度から 3 年間以内に計画され、かつ計画されてから 5 年間以内に設置するものに限る。
- その他、ロー 7 - (2) - ⑧ 2. の交付対象事業であつて、下水汚泥の有効利用に係る事業。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

- ① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道

府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。

- ② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。

なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 豪雪地帯の区域内であること。
- (b) 集水面積 10ha 以上のものであること。
- (c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。

(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数)

(除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)

- ③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

ロ－ 7 － (2) － ⑩新世代下水道支援事業制度

1. 目的

本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。

2. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。

- a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。
- b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。
- c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。

3. 交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (b) 2. ① (ア) の(b)に該当するもの

- a) 地方公共団体が事業主体の事業にあつては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造
- b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置

4. 交付対象

本事業の交付対象は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。

5. 留意事項

① 維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

② 水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

ロー 7 - (2) - ⑫下水道民間活力導入促進事業

1. 目的

下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。

2. 交付対象事業

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. その他

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。

ロー 7 - (2) - ⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

1. 目的

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。

2. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

3. 交付対象事業の内容

① 内水浸水想定区域図の作成

浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成

② 避難行動等に資する情報・基盤整備

（ア）住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成

（イ）内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備

③ 雨水管理総合計画の策定

地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定

ロー 7 - （2） - ⑭下水道情報デジタル化支援事業

1. 目的

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

2. 交付対象事業

地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

①本事業は、令和8年度までの事業とする。

②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。

ロー 7 - （2） - ⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

1. 目的

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温

室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。

- (ア) 地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討の実施
- (イ) 温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

- (ア) の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。

ロー 7 - (2) - ⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業

1. 目的

本事業は、事故発生時に社会的影響が大きい下水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を目的とする。

2. 交付対象事業

①交付対象施設

以下のいずれかに該当する管渠のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではないもの

- (ア) 内径 2,000mm 以上の管渠
- (イ) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の下に埋設されている管渠
- (ウ) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠
- (エ) 軌道の下に埋設されている管渠
- (オ) 河川を横断する管路

②交付対象事業

- (ア) 計画策定
「下水道リダンダンシー確保計画」の策定
- (イ) ①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業
 - (a) 管路の複線化
 - (b) 連絡管の整備
 - (c) その他、処理区の分割などの水位低減対策

3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

4. 留意事項

本事業を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3. 3. 31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築事

業」を適用。)に基づく管渠及びその付帯施設を対象とする。

ロ－８ その他総合的な治水事業

ロ－８－（１）総合流域防災事業

１．目的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

２．総合流域防災事業計画の社会資本総合整備計画への記載

都道府県知事又は河川法第９条第５項及び第１０条第２項に基づき河川管理を行う指定都市の長又は市区町村長（河川管理者たる指定都市の長を除く。）（以下ロ－８－（１）関係部分において「都道府県知事等」という。）は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、社会資本総合整備計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画（以下ロ－８－（１）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。

① 事業計画の策定方針

総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

② 総合流域防災事業計画の期間

概ね５年間とする。

③ 事業計画の範囲

事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」（平成１７年３月３１日付け国河計第１２７号）の三に定める圏域ごとに策定するものとする。

④ 事業計画に定める事項

事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。

事業計画には次の事項を定め、社会資本総合整備計画に記載するものとする。

- i) 圏域名
- ii) 事業主体
- iii) 関係事業主体
- iv) 計画の範囲
- v) 目標
- vi) 計画期間

vii) 全体事業費

viii) 実施内容

なお、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会を設置し、防災・減災のための目標を共有し、具体的な取組の方針等を策定した場合は、事業計画に次の事項を記載するものとする。

i) 協議会の構成員

ii) 情報伝達、避難計画等に関する事項

iii) 水防に関する事項

iv) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

v) 河川管理施設等の整備に関する事項

3. 事業計画の変更

事業計画に定める事項について変更しようとするときは、2. に準ずるものとする。

4. 交付対象事業の要件

総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。

（１）河川事業

河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。

① 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－３－（１）広域河川改修事業又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－３－（７）調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間（直轄管理区間の計画高水流量の5割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。）内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備

② 指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかの要件に該当する事業で、一事業の総事業費が50億円未満のもの。ただし、準用河川において実施する事業はカに該当するものに限る。

ア ロ－14－（２）統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業のうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

イ 水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うことにより、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除、消流雪用水としての地下水利用の河川水利用への転換による地盤沈下対策及び導水路等を活用した内水対策等を図る事業で、人口密度が概ね40人/ha以上かつ次のいずれかの要件に該当する市街地で実施するもの

（i）豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき指定された豪雪地帯（以下「豪雪地帯」という。）に属し、人口が概ね5千人以上の市街地

（ii）同法に基づき指定された特別豪雪地帯に属し、積雪指数（消流雪の対象

となる市街地における除雪対象戸数に過去 5 年間で降雪量が 10cm 以上観測された年間の日数の最大値を乗じた数)が 6 千以上である市街地

ウ 計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等

エ 洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良

オ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が 5 戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね 5 年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が 1 以上である事業で、総事業費が 1 億円以上のもの

カ 次に掲げるすべての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備

- (i) 固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること
 - (ii) 過去概ね 10 年間に於いて、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害(指定区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位)があること
 - (iii) 今後概ね 10 年間に於いて、(ii)の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと
 - (iv) 固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること
 - (v) 同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること
 - (vi) 当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものであること
- ③ 一事業の総事業費が概ね 4 億円以上 24 億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次の③－1 から③－6 までのいずれかの要件に該当するもの(準用河川改修事業)
- ③－1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に 60ha 以上の農地、50 戸以上の家屋又は 5ha 以上の宅地が存するもの
 - ③－2 過去 3 ヶ年に氾濫被害が 3 回以上発生した区域に関するもの
 - ③－3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの
 - ③－4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。

ア 準用河川改修事業計画の記載

(i) 準用河川改修事業計画の記載事項

準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- a. 事業計画区間
- b. 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果
- c. 計画高水流量、計画高潮位に関する事項
- d. 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事

項

- e. 改修工事に必要な費用の概要
- f. その他必要な事項

(ii) 事業計画区間

事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。

(iii) 技術的基準との整合

事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。

- a. 河川管理施設等構造令（平成 12 年政令第 321 号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成 25 年 3 月 31 日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）
- b. 河川砂防技術基準（平成 16 年 3 月 30 日国河情第 13 号）

イ 準用河川改修事業計画の変更

準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。

ウ 関係機関との協議

市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること

(雨水貯留事業)

③－5 都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するものをいう。

ア 総貯水容量（複数箇所でもよい。）が概ね 50,000m³ 以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね 10m³/s 以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね 5,000m³ 以上であること

イ 上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること

(浄化事業)

③－6 水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあっては BOD10mg/l、湖沼にあっては COD8mg/l を超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの

(2) 砂防事業

① 砂防事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－4－（1）通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの

- ア 近年発生した災害に関連するもの
- イ 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）
- ウ 活断層の存在する地域で実施するもの

② 地すべり対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－5－（1）地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び

二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。)に被害を及ぼすおそれのない事業。

③ 急傾斜地崩壊対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロー 6 — (1) 急傾斜地崩壊対策事業のいずれかの要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。

ア 近年発生した災害に関連するもの

イ 急傾斜地の高さが 30m 以上のもの

④ 雪崩対策事業

豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が 7,000 万円以上のもの

ア 移転適地がないこと

イ 人家概ね 5 戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤ 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更

既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの

ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和 8 年度までに実施されるものに限る

ア 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること

イ 土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

ウ 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること

(3) 情報基盤総合整備事業

① 情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）で、指定区内の一級河川及び二級河川、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

ア 雨量計、水位計（河川全体の洪水等の状況を把握できる代表的な箇所や洪水氾濫による影響が大きい箇所に設置するものに限る。）、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設

イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム

ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム

エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム

オ 河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成 23 年度までに限る。）

②土砂災害情報共有システム整備事業

土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの

ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの

イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備

ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成 17 年 8 月 1 日付け国河砂第 25 号）に基づくものとする。

③ 土砂災害リスク情報整備事業

住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの

ア 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む）

イ 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和 3 年 4 月 1 日付け国水砂第 123 号）に基づくものとする。

④ 河川等情報基盤総合整備全体計画

情報基盤総合整備事業の実施に当たっては、事業計画において、以下に従い、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下ロー 8 - （1） 4 （3）関係部分において「全体計画」という。）を記載するものとする。

④-1 目的

都道府県及び指定都市（以下ロー 8 - （1） 4 （3）関係部分において「都道府県等」という。ただし、ここでいう指定都市とはその長が河川法第 9 条第 5 項及び第 10 条第 2 項に基づき河川管理を行うものを指し、砂防関係のものを除く。）において、河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するための全体計画を作成することにより、全体計画に基づいた事業の計画的実施を図り、災害時の警戒避難体制の確立及び平常時の施設管理の充実等に資することを目的とする。

④-2 全体計画に記載する事項

全体計画には、以下の事項を記載するものとする。

なお、総合流域防災事業は圏域ごとに計画し実施することを基本としているが、情報基盤については集中型の監視システムなど県全体における効率的・効果的な施設配置とすることが重要であることから、情報基盤の全体計画については圏域ごとではなく各都道府県等全体での計画を作成するものとする。

ア 全体計画の基本方針

既存の情報基盤の有効活用や、国土交通省等の情報通信網及び自治体の消防防災ネットワークなど他の情報システムとの連携等を含めた、都道府県等における今後の情報基盤整備の基本的な方針を記載するものとする。

イ 概要図

都道府県等の全体が枠内に収まる程度の縮尺をもつ平面図に、既設及び新設予定の主要な情報基盤の位置を記載し、実施内容、名称、接続関係等を旗揚げするものとする。

ウ 整備内容及び事業費

最近の豪雨災害等を踏まえ、水位情報の空白域を解消するための水位計テレメータの増設など、従前の計画を見直したうえで、優先度を考慮した整備内容及び事業費を記載するものとする。

(4) 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査

(5) 水害リスク情報整備推進事業

洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第6ーイ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。

交付期間については、次のとおりとする。

- ① 洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで
- ② 洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで

5. 各種計画との整合

以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。

(1) 4. の(1)の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。

(2) 4. の(2)の①については、「砂防法施行規程」（明治30年10月26日勅令382号）第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画

(3) 4. の(2)の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画

ロー 8ー(2) 津波防護施設整備事業

1. 交付対象

都道府県又は津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

2. 交付対象事業

(1) 津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業は、津波防災地域づくりに関する法律第10条第1項に規定する推進計画に記載され、かつ同法29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のすべての要件に該当するもの（東日本大震災復興特別区域法第76条第1項に規定する津波防災地域づくりに関する法律の特例に基づき実施される津波防護施設の新設又は改良を行う事業を含む。）。

① 津波防護施設の整備であって、次のいずれかの要件に該当するもの。

イ 盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁※。

ただし、活用する盛土構造物は津波防災地域づくりに関する法律第29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準に準じた構造を持つものに限る。

※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長500m以内とする。

ロ 背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、概ね延長500m以内であるもの（津波防災地域づくりに関する法律第29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む）。

② 人家20戸以上※を防護するもの（※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む）。

ただし、「災害時要援護者関連施設」（児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校及び幼稚園）、又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は、上記の20戸を10戸と読み替えるものとする。

③ 津波防災地域づくりに関する法律第10条に規定する市町村が作成する推進計画に位置付ける津波防護施設整備事業の総事業費が以下のとおりであること。

(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上

(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上

ロ－9 海岸事業

ロ－9－（１）高潮対策事業

1. 交付対象

海岸管理者

2. 交付対象事業の要件

（１）高潮対策事業（（２）から（３）に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。

- ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
- ② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
- ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

- ④ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。

ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

- ⑤ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

- ⑥ 総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上

内地 1億円以上

（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上

内地 1億円以上

- （２）高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」（港湾局所管海岸に限る。）については、上記（１）の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。

（ア）海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの

- (イ) 海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が 90 万人以上の海岸
- (ウ) 市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸
- (3) 高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね 30 万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（1）（港湾局所管海岸については上記（1）及び（2））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。
 - (ア) 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね 1 億円以上であるもの）。
 - (イ) 背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。
 - (ウ) 耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。
- (4) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

ロー 9 - (2) 侵食対策事業

1. 交付対象

海岸管理者

2. 交付対象事業の要件

- (1) 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。
 - ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
 - ② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
 - ③ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。

ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。
 - ④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年 1 回）、実施されている施設であること。

⑤ 総事業費が、以下のとおりであること。

(ア) 都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄 5 千万円以上

内地 1 億円以上

(イ) 市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄 5 千万円以上

内地 1 億円以上

(2) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

ロー 9 - (3) 海岸耐震対策緊急事業

1. 目的

海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

2. 交付対象

海岸管理者

3. 交付対象事業の要件

本事業は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。

① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

(ア) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

(イ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した 5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下ロー 9 - (3) 関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。

③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

- (ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
- (イ) 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- ④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年 1 回）、実施されている施設であること。
- ⑤ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。
 - (ア) 都道府県が行うもの 5 千万円以上
 - (イ) 市町村が行うもの 2 千 5 百万円以上

4. 交付対象事業の内容

本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。

- (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (2) 堤防・護岸等の耐震対策

5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（耐震性能調査を除く。）。

また、事業計画は、事業着手から原則として 5 年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画
- (オ) 成果目標
- (カ) 関係機関との連携
- (キ) 関連するソフト対策
- (ク) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
- (ケ) その他参考となる事項

6. 留意事項

海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。
なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

ロー 9 - (4) 削除

ロー 9 - (5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業

1. 目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 交付対象

海岸管理者（4. ⑩については海岸管理者又は都道府県）

3. 交付対象事業の要件

（1） 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては①の要件）を満たすものとする。ただし、（3）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（5）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあたってはこの限りではない。

① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。

（ア）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸

（イ）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸

② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下ロー9－（5）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。

④ 事業計画に従って実施される事業であること。

⑤ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。

⑥ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

⑦ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの 5千万円以上

（イ）市町村が行うもの 2千5百万円以上

- (2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。
 - (ア) 当該対策により、施設の耐震化に資するもの
 - (イ) 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
 - (ウ) 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの
- (3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね 2 割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域^{※1}指定に資する調査^{※2}については、この限りではない。
- (4) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。
- (5) 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和 7 年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。

※ 1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

※ 2：ハザードマップ作成支援を含む

4. 交付対象事業の内容

本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させ、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（3.（1）

①（イ）の海岸については、次の①～④及び⑧～⑩を対象とする。）

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備
- ⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
- ⑩ 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。

5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載

海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定

支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。

また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 成果目標
- (オ) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
- (カ) その他参考となる事項

6. 留意事項

- ①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。
- ②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

ロー 9 - (6) 海岸環境整備事業

1. 目的

海岸環境整備事業は、国土保全及び人命・財産の防護とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用に資することを目的とする。

2. 交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

3. 交付対象事業の要件

次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

- ① 自然環境との調和・個性ある地域づくり等に資する海岸において、背後地の人命・財産を防護するための施設等を整備するものであること。
ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。
- ② 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において、海岸利用者等への安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するものであること。
ただし、総事業費が5千万円以上（市町村が行うものは2千5百万円以上）のものに限る。

4. 事業の基本方針

- ① 国土保全及び人命・財産の防護とあわせて海岸環境の整備を図ること。
- ② 利用者に対する安全性の確保を図ること。
- ③ 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。

- ④ 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。

5. 交付対象事業の内容

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良のうち防災・安全対策のために特に必要と認められるものであること。

ロ－9－（7）海域浄化対策事業

1. 目的

海域浄化対策事業は、放置座礁船の処理、海域において異常に堆積しているヘドロ等の除去等を行い、もって、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図ることを目的とする。

2. 交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

3. 交付対象事業の要件

次の各号のいずれかの要件に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

- ① 海岸保全施設の機能の確保を図るために実施する放置座礁船の処理。
ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。
- ② 海域において異常に堆積しているヘドロ等の除去等。
ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

ロ－１０ 都市再生整備計画事業

ロ－１０－（１）都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１０－（１）」とあるのは、「ロ－１０－（１）」と読み替え、１．目的、４．交付対象事業及び５．施行地区については、以下の通りとする。

１．目的

都市再生整備計画事業は、災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。

なお、ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。

- １ 市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。
- ２ 立地適正化計画に都市再生法第 81 条第 2 項第 5 号に規定する防災指針を記載していない市町村。
- ３ 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和 6 年度末までに変更（規則第 31 条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過し、かつ都市再生法第 84 条に規定する評価を実施していない市町村。
- ４ 立地適正化計画を作成し、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施し、かつ、都市再生整備計画を国に提出した時点において直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過した市町村。

５．施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。ただし、災害リスクの高い地域（※）を含まない区域に限る。

- １ 市町村において、都市再生法第 81 条 1 項に規定する立地適正化計画（同条 2 項 2 号に定める居住誘導区域及び同条 2 項 3 号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下ロ－１０－（１）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表し、都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した場合において、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下ロ－１０－（１）関係部分において「事前復興まちづくり計画等」という。）に防災拠点として位置付けられた区域であり、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。

なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから5年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

(1) 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち、鉄道・地下鉄駅(ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。)から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。)から半径500mの範囲内の区域。

(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

2 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域(市街化調整区域、又は、区域区分が定められていない都市計画区域において用途地域が定められていない地域に限る。)であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、次の全ての要件に該当する場合に限る。

- ・人口減少率が原則20%未満の市町村であること。
- ・市町村マスタープランにおいて地域の拠点として位置付けられた区域であること。
- ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、当該防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域であること。
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示した市町村であり、当該事項と齟齬のない区域であること。

3 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域(都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。)であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

(※) ①又は②のいずれかに該当する区域。

- ① 都市計画運用指針(国土交通省策定)Ⅳ-1-3、3.(3)②2)イ、オ、カ、キ、ク及び3)ア、イの各号に規定される区域。
- ② 都市計画運用指針(国土交通省策定)Ⅳ-1-3、3.(3)②4)の各号に規定される区域(以下ロー10-(1)関係部分において「災害イエローゾーン」という。)。なお、都市再生整備計画の区域から災害イエローゾーンを除外することが困難な場合、都市再生整備計画にハード・ソフトの防災・減災対策が記載されている場合はその限りではない。

表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	イー１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	イー１０－（１）の規定を準用する。	同上
3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・駐車場（本表第１０の３に該当するもの） ・地域交流センター （本表第１２の１に該当するもの） ・観光交流センター （本表第１２の２に該当するもの） ・まちおこしセンター （本表第１２の３に該当するもの） ・子育て世代活動支援センター （本表第１２の４に該当するもの） ・複合交通センター （本表第１２の５に該当するもの） ・水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内において利用者の安全を確保するための対策が実施されない建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）	同上

	なお、建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。 ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4)公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。 ⑤ 整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。	
4. 道路	イー 10－（1）の規定を準用する。	—
5. 公園	イー 10－（1）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
6. 古都保存・緑地保全等事業	イー 10－（1）の規定を準用する。	—

7. 河川	イ－１０－（１）の規定を準用する。	－
8. 下水道	イ－１０－（１）の規定を準用する。	－
9. 駐車場有効利用システム	イ－１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
10. 地域生活基盤施設	イ－１０－（１）の規定を準用する。	同上
11. 高質空間形成施設	イ－１０－（１）の規定を準用する。	同上
12. 高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1 地域交流センター 2 観光交流センター 3 まちおこしセンター 4 子育て世代活動支援センター 5 複合交通センター 1号～4号の施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度	同上

	とする。ただし、以下の場合においては30億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Ready の省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 5号の施設の整備に要する費用は、施設の共用部分(2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。)の整備に要する費用(市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。)に限る。 ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4)公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 e 整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。 新築の建築物は、原則として省エネ基準^{注1}に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準^{注2}に適合すること。 水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。 1号～5号の施設においては、以下の全ての要件を満たすこと。 ①防災備蓄機能を具備すること。 ②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。	

	ロ－１０－（１）の５．２に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。	
13. 誘導施設相当施設	—	—
14. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成１５年８月５日国総国調第５７号）第６の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。 １ 地域生活基盤施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（耐震性貯水槽の整備に要する費用を除く。） ２ 高質空間形成施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等の整備に要する費用を除く。） ３ 高次都市施設 購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用 第３号の事業においては、以下の全ての要件を満たすこと。 ①防災備蓄機能を具備すること。 ②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。 第３号の事業については、１箇所における整備に要する費用（ただし、市街地調整区域等、都市計画区域外を除く区域であり、かつ、立地適正化計画に記載された防災指針や事前復興まちづくり計画に老朽市街地対策が必要な地区として位置づけられた地区で実施される場合は、老朽市街	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額

	地既存建造物対策費用（上記①及び②を満たすために必要となる費用をいう。）を除く。）は21億円を限度とする。 ただし、市町村が実施する第3号の事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 （※）賃借に要する費用は、原則5年間を限度とした賃料。また、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は、賃借に要する費用の全てを交付対象から除外する。 第3号の事業においては、ロー10－（1）の5．2に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。 また、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。	
15. 土地区画整理事業	ロー10－（1）の規定を準用する。（ロー10－（1）の5．1に規定する施行地区に限る。）	同左
16. 市街地再開発事業	ロー10－（1）の規定を準用する。（ロー10－（1）の5．1に規定する施行地区に限る。）	左に掲げる事業の交付の要件等に基づき算出した国費の額の2倍を

		超えない額
17. 住宅街区整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同上
18. バリアフリー環境整備促進事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
19. 優良建築物等整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
20. 住宅市街地総合整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
21. 街なみ環境整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
22. 住宅地区改良事業等	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
23. 都心共同住宅供給事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同上
24. 公営住宅等整備	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
25. 都市再生住	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上

宅等整備		
26. 防災街区整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同上
27. エリア価値向上整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（第６号及び第７号については、ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。） ただし、都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業として、本表第４項～第２６項及び第２８項～２９項のいずれかを都市再生整備計画に掲げる場合に限る。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
28. こどもまんなかまちづくり事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
29. 暑熱対策事業	緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用 ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。 ①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定量化する指標として暑熱対策に関連するものを設定すること。 ②一定の区域内において線的・面的に実施される暑熱対	同上

	策であること。	

注1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下ロー10関係部分において「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下ロー10関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第20条により除外となる建築物を除く）。

注2) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第20条により適用除外となる建築物を除く）。

ロ－１２ 都市公園・緑地等事業

ロ－１２－（１）都市公園等事業

１．目的

都市公園事業は、都市公園法第２条第１項第１号に規定する都市公園のうち、当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられた都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）のうち、地域防災計画等に位置づけられた防災・安全対策のために特に必要と認められる特定地区公園、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の整備を行うことを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ 都市公園事業

１ 定義

- ①この要綱において、「都市公園事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。
- ②この要綱において、「防災公園」とは、２のＢの①、②の要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。
- ③この要綱において、「防災関連施設」とは、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災公園において、災害時に機能・役割を担う施設のことをいう。
- ④この要綱において、「防災関連計画」とは、防災部局等が関与して作成された、防災公園における防災関連施設の災害時の機能・役割及び運営方法が施設レベルで明記され、公表されている計画のことをいう。（災害対策基本法に基づく地域防災計画のほか、学識経験者や地域住民、防災部局等関連部局が関与して作成される当該公園の整備計画等を含む。）
- ⑤この要綱において、「大規模公園」とは、広域公園及びレクリエーション都市をいう。
- ⑥この要綱において、「低炭素まちづくり公園」とは、２のＤの①、②の要件を満たす都市公園をいう。
- ⑦この要綱において、「地域づくり拠点公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。
 - ・観光圏整備実施計画、外客来訪促進計画等地方公共団体が定める観光の振興に関する計画に位置付けられた都市公園等
 - ・緑の基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項に、地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園の整備に関する方針及び概ねの位置や規模が定められているものに限る）に位置付けられた都市公園等

2 事業要件

下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 20 万人以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、平成 29 年度以前に着手しているものは除く。）

A-1 都市公園（A-2～4、B～E に定める都市公園を除く。）

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

- 1) 市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

②面積要件

原則として 2ha 以上とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設*の整備を対象とする。

- ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること
- ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
- ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※ 園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

③-2 用地取得

1) 都市公園の用地の取得を対象とする。

2) 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。

ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。

iii) 土地区画整理事業にあつては次の各号に該当する区域であること。

i) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園

ロ) i)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DIDから1,000m以内）については、施行面積の2%を超える公園

ハ) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園

ニ) i)からハ)までの公園と一体となって、次のa)からc)までのように、十分な効用を発揮する緑地であつて、必要性が高いと認められるもの。

a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの

b) 良好な居住環境の形成に資するもの

c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

④総事業費要件

市区町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上。

⑤その他

当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。

A-2 街区公園、近隣公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

原則として 2ha 以上とする。ただし、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園については、これを適用しない。

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha までを対象とする。

A-3 都市緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

- 1) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積 0.05ha 以上の緑地
- 2) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積 0.05ha 以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね 10 年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

A-4 特殊公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①対象事業内容

①-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設*の整備を対象とする。また、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

- ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること

- ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
- ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※ 園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

B 防災公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 防災公園対象都市要件

地域防災拠点の機能を有する都市公園については 1)～8)、広域避難地の機能を有する都市公園については 1)～7)、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については 1)又は 3)のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

- 1) 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- 2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- 3) 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- 4) 県庁所在都市、人口 10 万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- 5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 7) 立地適正化計画を策定している都市（人口 5 万人以上の都市に限る）
- 8) DID 区域を有する都市

①-2 防災公園対象地域要件

- 1) 広域避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域

- i) 以下の i) 及び ii) を満たす地域

- i) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区（ただし、地域防災計画に基づく津

波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

ロ) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。

ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

2) 一次避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域

i) 人口集中地区 (DID 地区) 又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な 1ha 以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離 500m 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと (ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

3) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から 500m 以内の地域

②面積要件

1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 50ha 以上のもの

2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 10ha 以上のもの

3) 広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、給水機能・トイレ機能が確保される見込み (ただし、令和 6 年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を

要件としない) である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 10ha 以上のもの(周辺の空地とあわせて 10ha となる 4ha 以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園(面積概ね 8ha 以上)を含む。)

4) 一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 2ha 以上のもの(周辺の市街地とあわせて 2ha となる都市公園を含む。)

ただし、三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に基づく都市整備区域をいう。以下ロー 1 2 -

(1) 関係部分において同じ。)に位置する都市、指定市、県庁所在都市又は中核市における DID 地域を含む地区の都市公園及び防災指針かつ地域防災計画で津波避難場所又は風水害からの避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が 1ha 以上のもの(周辺の市街地とあわせて 1ha となる都市公園を含む。)

5) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地(原則として都市公園として管理するもの(都市計画決定されていないものを含む。やむを得ない場合は、市町村の条例等に基づく公園緑地として管理するもの))で、面積が 500 m²以上のもの

ただし、合計 5 箇所以上の公園緑地の整備を行う事業を対象とする。

6) 避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員 10m 以上のもの。(周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。)

③対象事業内容

③-1 施設整備

都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 31 条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※の整備を対象とする。

- ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること
- ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
- ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※ 園路、広場、植栽(芝生、花壇、生け垣を含む)、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自

然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

また、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、以上に掲げる要件を満たした都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうちに掲げる施設を対象とする。

- 1) 園路又は広場
- 2) 植栽その他の修景施設
- 3) 休憩所、ベンチその他の休養施設
- 4) 便所、水飲場その他の便益施設
- 5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
- 6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設

C 大規模公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

D 低炭素まちづくり公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域（以下、「集約地域」という。）」の区域内における A-1 に定める①-1 の 1) の i) の i) から h) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

①-2 低炭素まちづくり公園対象地域要件

以下に掲げる 1) 及び 2) の要件を満たす地域

- 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた集約地域
- 2) 直前の国勢調査に基づく DID 区域内又は隣接する地区

①-3 その他

以下に掲げる 1) 及び 2) の要件を満たすものであること。

- 1) 都市計画決定された公園・緑地であること。
- 2) 高木を含む緑化率が 80%以上であること。

②面積要件

0.5ha 以上のもの

E 地域づくり拠点公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

3 交付対象

地方公共団体（歴史まちづくり法第 5 条第 8 項に基づく認定を受けた計画等に位置づけられた都市公園において都市公園法第 5 条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第 25 条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

II 防災緑地緊急整備事業

1 定義

- ①この要綱において「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地のうち、ロー 1 2 - (1) の 2. の I の 2 の B で規定する防災公園（ただし「避難路となる緑道」を除く。）となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。
- ②この要綱において、「防災緑地緊急整備事業」とは、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

- ①-1 防災緑地緊急整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた防災緑地緊急整備計画を記載するものとする。
 - 1) 計画の目的
 - 2) 防災緑地の整備及び管理の計画に関する事項
 - 3) 防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第 3 1 条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

- 1) 園路又は広場
- 2) 植栽その他の修景施設
- 3) 休憩所、ベンチその他の休養施設
- 4) 便所、水飲場その他の便益施設
- 5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
- 6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和 3 1 年建設省令第 3 0 号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、

耐震性貯水槽に限る。

- 3 交付対象
地方公共団体

- 4 留意事項

地方公共団体は、防災緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう、原則として都市公園法第 33 条に規定する都市公園を設置すべき区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。

Ⅲ 特定地区公園事業

- 1 定義

この要綱において、「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる 2 の要件を満たす公園をいう。

- 2 事業要件

- ①都市要件

以下に掲げる町村に設置されるもので、都市計画施設とされないものであること。

- 1) その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。
- 2) 定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね 10km 以上離れていること。
- 3) 人口規模が原則として、5,000 人以上であること。ただし、人口 10,000 人未満の村に設置される公園にあっては、二以上の町村の利用が見込まれること。
- 4) 定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。

- ②面積要件

標準規模が 4ha（都市公園における地区公園相当）であること

- ③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

- ③-1 施設整備

都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設と同等の機能を有する施設を対象とする。

- ③-2 用地取得

原則として 2ha を対象とする。

- ④その他

- 1) 当該公園が都市計画施設とされないものであること。
- 2) 当該特定地区公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。

- 3 交付対象

町村

4 留意事項

① 区域の選定

特定地区公園の区域の選定に当たっては、「特定地区公園(カントリーパーク)の区域の選定等について」(昭和 57 年 2 月 24 日建設省都公緑発第 18 号)に留意するものとする。

②公園の設置及び管理

特定地区公園は、地方自治法第 244 条の公の施設として設置し、管理するものとするが、公園の設置に係る供用開始の手続き、公園の占用許可基準、公園台帳の作成及び保管、公園を設置し、又は公園条例を制定したときの国土交通大臣への報告等については、都市公園法の規定に準じて行うものとする。

IV 官民連携型公園計画策定調査

1 定義

この要綱において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる 2 の要件を満たす調査をいう。

2 事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査(官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討等)とする。

3 交付対象

地方公共団体

3. 留意事項

イー 12 - (1) 3. の I から IV に定める事項については、本事業においても準用する。

ロー 12 - (2) 都市公園安全・安心対策事業

イー 12 - (2) の規定は、本事業について準用する。

ロー 12 - (3) 都市公園ストック再編事業

1. 目的

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

1 定義

この要綱において、「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

2 事業要件

①事業計画

1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。

i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果

ii) 計画期間中の事業実施箇所及び再編内容

iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

2) 計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

②都市要件

下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。

1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下 12 関係部分において「立地適正化計画」という。）

2) 緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。）

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③-3 計画策定

都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

⑤その他

再編後の都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。

3 交付対象

地方公共団体

3. 留意事項

イー 12- (1) 3. のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

ロー 12- (5) 緑地環境事業

1. 目的

緑地環境事業は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化のうち、地域防災計画等に位置づけられた防災・安全対策のために特に必要と認められる公園緑地の整備を行うことを目的とする。

2. 交付対象事業

I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

1 定義

- ①この要綱において、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下に掲げる 2 (通常型) 又は 3 (防災・減災推進型) までの要件を満たす公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。
- ②この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。

2 事業要件 (通常型)

- ①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。
 - 1) 事業計画の区域
 - 2) 事業計画の目標
 - 3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 4) 計画期間
 - 5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 7) 事業計画の評価に関する事項
- ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
- ③①2) で記載する目標は以下 1) 及び 2) を満たすものとする。
 - 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を 3 つ以上設定し、そのうち 2 つ以上は定量的な目標設定であること
- ④本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。
 - 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業

- i) 公園緑地の整備及び用地取得
 - ii) 公共公益施設の緑化
 - iii) 民間建築物の緑化
 - iv) 市民農園の整備
 - v) 緑化施設の整備
 - vi) グリーンインフラに関する計画策定
 - vii) 整備効果の検証
 - viii) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等
- 2) 複数の事業主体により実施するもの又は1) i) ～v) のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はviii) の場合については、本要件は適用しない。

3 事業要件（防災・減災推進型）

- ①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。
- 1) 事業計画の区域
 - 2) 事業計画の目標
 - 3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 4) 計画期間
 - 5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 7) 事業計画の評価に関する事項
- ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
- ③防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。
- ④①2) で記載する目標は以下1) 及び2) を満たすものとする。
- 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること
- ⑤本事業の交付の対象となる事業は、以下1) 及び2) を満たすものとする。
- 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
 - i) 公園緑地の整備及び用地取得
 - ii) 公共公益施設の緑化

- iii) 民間建築物の緑化
 - iv) 市民農園の整備
 - v) 緑化施設の整備
 - vi) 既存緑地の保全利用施設の整備
 - vii) グリーンインフラに関する計画策定
 - viii) 整備効果の検証
 - ix) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等
- 2) 複数の事業主体により実施するもの又は1) i) ～vi) のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はix) の場合については、本要件は適用しない。

4 交付対象

地方公共団体

5 留意事項

- ①公園緑地の整備については、原則として都市公園として管理するもの。(都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。)
- ②公共公益施設緑化については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うもの。
- ③民間建築物の緑化については、公開性があるものに限り(脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものを除く)。
- ④市民農園の整備については、ロー 1 2 - (4) 2. 2に定める事業要件を満たすものに限り。
- ⑤緑化施設の整備については、2④1) i) ～iv) と併せて整備することで目標達成に資するものに限り。
- ⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設(雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む)の整備を行うものであること。
- ⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、2④1) i) ～v) と併せて実施することで目標達成に資するものに限り。
- ⑧ 都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高い Well-being 向上に資する事業が含まれるものに限り。

3. 留意事項

ロー 1 2 - (1) 3. のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業におい

でも準用する。

ロー１３ 市街地整備事業

ロー１３－（１）都市防災推進事業

ロー１３－（１）①都市防災総合推進事業

イー１３－（１）①の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）①関係部分」とあるのは、「ロー１３－（１）①関係部分」と読み替えるものとする。

ロー１３－（１）②宅地耐震化推進事業

イー１３－（１）②の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）②関係部分」とあるのは、「ロー１３－（１）②関係部分」と読み替えるものとする。

ロー１３－（１）③盛土緊急対策事業

イー１３－（１）③の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）③関係部分」とあるのは、「ロー１３－（１）③関係部分」と読み替えるものとする。

ロー１３－（２）市街地再開発事業等

イー１３－（２）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（２）関係部分」とあるのは、「ロー１３－（２）関係部分」と読み替えるものとする。

ロー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業

イー１３－（４）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（４）関係部分」とあるのは、「ロー１３－（４）関係部分」と読み替えるものとする。

ロー１３－（６）都市再生区画整理事業

イー１３－（６）の規定は、本事業について準用する。

ロー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業

イー１３－（８）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３」とあるのは、「ロー１３」と読み替え、２．整備地区については以下の記載を追加し、４．交付対象事業 イ 整備計画の作成等に関する事業については以下の通りとする。

２．整備地区

一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。

イ（略）

ロ（略）

ただし、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて復興計画等（任意計画。以下同じ）を作成した市町村は、以下の①②の要件を満たす場合に限り、立地適正化計画を策定している区域に関する整備地区要件について、立地適正化計画を策定することが確実と見込まれる区域と読み替えることができることとする。

- ① 当該市町村が作成した復興計画等に、都市機能や居住の立地・誘導に関する方針が記載されていること
- ② 当該市町村が、被災した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画の作成に着手し、かつ、立地適正化計画の作成に着手した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画を策定することが確実であること

4. 交付対象事業

イ 整備計画の作成等に関する事業

- (1) 整備計画の作成に関する事業
- (2) 交通まちづくり活動推進事業
- (3) スマートシティの推進に資する社会実験
- (4) 防災力向上に資する整備計画の作成に関する事業

ロー 13 - (9) 津波防災拠点整備事業

1. 定義

津波防災拠点整備事業とは、津波防災拠点を整備するために実施される以下の事業をいう。

1) 津波防災拠点整備計画策定支援

津波防災拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 津波防災拠点のための公共施設等整備

津波防災拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ 道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下、「地区公共施設」という）

ロ 津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下、「津波防災拠点施設」という）

3) 津波防災拠点のための用地取得造成

津波防災拠点整備に必要な次に掲げる施設の用地の取得及び造成に関する事業

イ 地区公共施設

ロ 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設（以下、「公益的施設」という）

※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成した津波防災拠点については、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該拠点の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として津波防災地域づくりに関する法律第3条の基本的な指針に基づく最大クラスの津波に対して浸水しないまでの嵩上げにかかる費用

を限度とする。この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検証するものとする。

※ 取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

2. 交付対象事業

本事業の交付対象事業は、次の要件に該当するものとする。

1) 津波防災拠点整備計画策定支援に要する費用

イ 計画作成費

津波防災拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ コーディネート費

コーディネートに要する費用

2) 津波防災拠点のための公共施設等整備

イ 測量試験費

地区公共施設、津波防災拠点施設の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、津波防災拠点施設の実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設、津波防災拠点施設の工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）

3) 津波防災拠点のための用地取得造成

イ 測量試験費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な実施設計に要する費用

ハ 用地費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な用地の取得費用

ニ 補償費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用

ホ 造成費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な造成費用

3. 交付金事業者

地方公共団体

4. 施行地区

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

なお、2. の1)、2) イ、3) イに掲げる事業については、以下の要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計

画決定が見込まれる区域を含む。

イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。

ロ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。

※ なお、推進計画において都市のコンパクト化に関する方針が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。

※ また、原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり5ヘクタールまでとする。

5. その他

津波防災拠点整備事業を実施しようとする地方公共団体は津波防災拠点に関する計画を国に提出し、確認を受けることができる。

ロー 13－（10）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

イー 13－（10）の規定は、本事業について準用する。

ロー 13－（11）集約都市開発支援事業

イー 13－（11）の規定は、本事業について準用する。

ロー 13－（12）都市安全確保拠点整備事業

1. 定義

都市安全確保拠点整備事業における用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1)「都市安全確保拠点整備事業」とは、次の第一号から第五号までに定める事業をいう。

- 一 都市安全確保拠点整備計画の策定
- 二 特定公益的施設の整備
- 三 公共施設の整備
- 四 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 五 特定公益的施設及び公共施設の用地取得

(2)「特定公益的施設」とは、都市計画法第11条第1項第10号に定める特定公益的施設のうち、以下に定める施設をいう。

- 一 災害対応施設（防災倉庫等の災害時の用にのみ供する施設をいう。）
- 二 特定避難支援施設（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設（地域交流センター等）、非浸水オープンスペース（連絡デッキ等）等の災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供する公益的施設をいう。）
- 三 その他安全確保施設（前二号のほか、災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供する施設をいう。）

(3)「公共施設」とは、都市計画法第11条第1項第10号に規定する一団地の都市安全確保拠点施設に定められた公共施設をいう。

2. 都市安全確保拠点整備計画

都市安全確保拠点整備事業（都市安全確保拠点整備計画の策定を除く。）を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下、「都市安全確保拠点整備計画」という。）を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 都市安全確保拠点整備計画区域、同区域の位置及び面積
- 二 都市安全確保拠点整備計画区域の整備方針
- 三 交付対象事業及び交付金事業者、事業期間、概算事業費
- 四 その他必要な事項

3. 交付対象事業

本事業の交付対象事業は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 都市安全確保拠点整備計画の策定のための以下に要する費用
 - 一 計画作成及び付随する調査に要する費用
 - 二 コーディネートに要する費用
- (2) 都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた以下に掲げる特定公益的施設の整備に要する費用（いずれも購入費を含む。）
 - 一 災害対応施設の整備に要する費用
 - 二 特定避難支援施設の整備に要する費用（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設の1地区における整備に要する費用については、各施設30億円を限度とする。）
 - 三 その他安全確保施設のうち、災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供するための掛かり増し費用
- (3) 都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた公共施設の整備に要する費用
- (4) 都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化に要する費用
- (5) 都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた特定公益的施設（特定公益的施設のみの建築物に限る。）及び公共施設の用地取得に要する費用
 - 一 用地費
特定公益的施設及び公共施設の整備に必要な用地取得に要する費用
 - 二 補償費
特定公益的施設及び公共施設の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用

4. 交付対象等

- (1) 交付対象は、地方公共団体とする。
- (2) 交付金事業者は、交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からの補助金を受けて本事業を実施する団体等とする。

5. 施行地区等

- (1) 都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設で、次の要件を全て満たす地区とする。
 - ただし、3. の(1)、及び(2)から(4)までのうち測量設計費については、第一号、第二号の要件に該当することが見込まれ、かつ、一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画に定められることが見込まれる区域を含む。
 - 一 人口集中地区

二 浸水継続時間（浸水した場合に想定される浸水の継続時間）が72時間以上の地域及び隣接する地域

(2)原則として、国費支援の面積上限は1市区町村あたり10ヘクタールまでとする。

(3) 3. の（2）、及び（4）から（5）の特定公益的施設に関する費用について、新築の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下イー13-（12）関係部分において「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下イー13-（12）関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準である再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。

ロー 13-（13）無電柱化まちづくり促進事業

イー13-（12）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１４ 都市水環境整備事業

ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。交付対象事業は、これらのうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業とする。

- イ．ロー７－（１１）新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業
- ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ．上記イ及びロと一体的に実施される下水道事業

ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業

１．目的

統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の水環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

２．交付対象要件

都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

- １ 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの
 - (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業
 - (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業
 - イ 当該特定河川の浄化事業
 - ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業
 - ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの
- ２ 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業

で、総事業費が三億円以上のもの

- 3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要なとする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 4 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

3. 統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

- ①基本方針
- ②事業期間
- ③実施内容
- ④全体事業費

ロ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業

1. 目的

下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等を行うことにより、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする。

2. 交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下１４－（３）関係部分で「特定事業」という。）とは、（１）及び（２）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

- （１）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業
- （２）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

3. 交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

ロ－１５ 地域住宅計画に基づく事業

ロ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく事業は、イ－１５－（１）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６ 住環境整備事業

ロ－１６－（１）市街地再開発事業

市街地再開発事業は、イー１６－（１）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（２）優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、イー１６－（２）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（３）市街地総合再生施設整備

市街地総合再生施設整備は、イー１６－（３）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（４）基本計画等作成等事業

基本計画等作成等事業は、イー１６－（４）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業

暮らし・にぎわい再生事業は、イー１６－（５）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備促進事業は、イー１６－（６）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、イー１６－（８）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（９）街なみ環境整備事業

街なみ環境整備事業は、イー１６－（９）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業

住宅市街地基盤整備事業は、イー１６－（１０）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

１．目的

河川、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６－（１１）関係部分において「治水施設等」という。）を整備することにより、中心市街地等における快適な居住環境を創出し良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（以下１６－（１１）関係部分において「特定事業」という。）とは、第１号及び第２号に掲げる治水施設等の整備事業（住宅市街地基盤

整備事業、住宅市街地総合整備事業又は都市再生整備計画事業として本交付金の交付を受ける場合を除く。)であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するものをいう。

一. 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

イ 目的

河川の整備を行うことにより、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生法に基づく都市再生整備計画等（以下１６－（１１）関係部分において「中心市街地活性化基本計画等」という。）のうち快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。

ロ 事業の内容

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

- (1) 中心市街地活性化法第９条に基づき市町村が作成する基本計画
- (2) 都市再生法第１５条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第４６条に基づき市町村が定める都市再生整備計画
- (3) 大都市法第３条の３に基づく供給計画
- (4) 地方拠点都市法第６条に基づく基本計画
- (5) 都市再生プロジェクトに関する基本的考え方（平成１３年６月１４日都市再生本部決定）に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト

二. 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

イ 目的

大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。

ロ 事業の内容

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６－（１１）関係部分において「砂防設備等」という。）の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条に基づき都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画
 - (2) 地方公共団体が作成する住宅・建築物の耐震化計画
- ただし、(2)の計画に基づく事業実施は、都道府県耐震改修促進計画が策定されるまでの経過期間（平成１８年度から概ね５年間）における対応とし、また(1)及び(2)の計画の策定前でも、これらの計画に砂防設備等の整備事業が位置づけられることが確実となった時点で事業実施可能とする。

3. 対象事業の要件

交付金対象事業は、特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準等に適合し、かつ、次に掲げる第1号又は第2号の基準に適合するものとする。

一 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

2. 第1号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 2. 第1号ロに定める治水施設等整備事業計画（以下16-（11）関係部分において「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。

ロ 事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。

ハ 既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。

二 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

1. 第2号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 本事業制度に係る内容を2. 第2号ロに定める計画に記載する場合には、計画の策定主体と砂防関係事業部局で調整を行い作成すること。

ロ 本事業は、地震により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が生じることを防止するために必要な事業であること。

ハ 既存の砂防関係事業の計画と整合性がとられていること。

4. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載

特定事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本整備計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。

イ 関連する計画名

ロ 基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）

ハ 事業主体

ニ 全体計画事業費

ホ 事業期間

ヘ 施行区間、延長

ト 主要工事

チ 事業効果

リ 計画概要図

ロー 16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物安全ストック形成事業は、ロー 16-（12）の規定に基づく事業とする。

ロー 16-（13）狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路整備等促進事業は、ロー 16-（13）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１４）削除

ロ－１６－（１７）削除

ロ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、イ－１６－（１８）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１９）集約都市開発支援事業

集約都市開発支援事業は、イ－１６－（１９）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業は、イ－１６－（２０）の規定に基づく事業とする。

ハ 基幹事業の費用便益比

要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。

なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。

基幹事業名	費用便益 比算出対 象の有無	備考
1 道路事業		
(1) 道路事業	○	新設・改築事業のうち、全体事業費10億円以上の事業（以下の①及び②に規定する事業を除く。）に限る。ただし、連続立体交差事業については、全てを算出対象とする。 ①市町村道事業 ②事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていない事業
2 港湾事業		
(1) 港湾改修事業	○	老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的とした事業を除く。
(2) 緑地等施設整備事業	○	老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的とした事業を除く。
(3) 海域環境創造・自然再生等事業	○	老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的とした事業を除く。
3 河川事業		
(1) 広域河川改修事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。

ハ 基幹事業の費用便益比

(2) 施設機能向上事業	×	
(3) 地震・高潮対策河川事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。
(4) 特定地域堤防機能高度化事業	○	
(5) 都市基盤河川改修事業	○	
(6) 削除		
(7) 調節池整備事業	○	
(8) 流域貯留浸透事業	○	
(9) 削除		
(10) 土地利用一体型水防災事業	○	
(11) 総合内水対策緊急事業	○	
(12) 河川・下水道一体型豪雨対策事業	○	
(13) 削除		
(14) 削除		
(15) 削除		
4 砂防事業		

ハ 基幹事業の費用便益比

	(1) 通常砂防事業	○	
	(2) 火山砂防事業	○	
	(3) 火山噴火緊急減災対策事業	×	
5	地すべり対策事業		
	(1) 地すべり対策事業	○	
6	急傾斜地崩壊対策事業		
	(1) 急傾斜地崩壊対策事業	○	
7	水道・下水道事業		
	(1)-① 水道未普及地域解消事業	○	1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
	(1)-② 簡易水道再編推進事業	○	
	(1)-③ 生活基盤近代化事業	○	
	(1)-④ 高度浄水処理等整備費	○	
	(1)-⑤ 水道総合地震対策事業	×	
	(1)-⑥ 水道施設リダンダンシー確保推進事業	×	
	(1)-⑦ 水道施設アセットマネジメント推進事業	×	

ハ 基幹事業の費用便益比

(1)-⑧	水道事業運営基盤強化推進事業	○	1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(1)-⑨	水道水源自動監視施設等整備事業	○	
(1)-⑩	緊急時給水拠点確保等事業	○	
(2)-①	通常の下水道事業	○	1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)-②	下水道浸水被害軽減総合事業	○	
(2)-③	下水道総合地震対策事業	×	
(2)-④	特定水域合流式下水道改善事業	○	合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁に伴う河川浮遊物等の回収や河川清掃作業、底泥の浚渫作業等の実績を勘案すること。
(2)-⑤	都市水害対策共同事業	○	1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)-⑥	下水道整備推進重点化事業	○	
(2)-⑦	下水道ストックマネジメント支援制度	×	
(2)-⑧	下水道広域化推進総合事業	○	1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)-⑨	下水道リノベーション推進総合事業	○	
(2)-⑩	新世代下水道支援事業制度	○	
(2)-⑪	下水道地域活力向上計画策定事業	×	

ハ 基幹事業の費用便益比

(2)-⑫	下水道民間活力導入 促進事業	×	
(2)-⑬	内水浸水リスクマネ ジメント推進事業	×	
(2)-⑭	下水道情報デジタル 化支援事業	×	
(2)-⑮	下水道温室効果ガス 削減推進事業	×	
(2)-⑯	下水道施設リダンダ ンシー確保推進事業	×	
8 その他総合的な治水事 業			
(1)	総合流域防災事業	○	情報基盤総合整備事業、砂防基礎調査、急傾 斜地基礎調査を除く。ただし、水系・一連区 間単位等で算出した費用便益比を記載するこ とができる。
(2)	津波防護施設整備事 業	○	
9 海岸事業			
(1)	高潮対策事業	○	
(2)	侵食対策事業	○	
(3)	海岸耐震対策緊急事 業	○	
(4)	削除		

ハ 基幹事業の費用便益比

	(5) 津波・高潮危機管理 対策緊急事業	×	
	(6) 海岸環境整備事業	○	
	(7) 海域浄化対策事業	○	放置座礁船の処理を除く。
1 0 都市再生整備計画事業			
	(1) 都市再生整備計画事業	○	この表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を要素事業として実施するものに限る。 また、要素事業毎の費用便益比の算出に代えて、費用便益比の算出対象となる要素事業を含む都市再生整備計画単位で算出した費用便益比を記載することができる。
	(2) まちなかウォークブル推進事業		
1 1 広域活性化事業			
	(1) 広域連携事業	○	この表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を、要素事業として実施するものに限る。
	(2) 離島広域活性化事業	○	流通効率化関連施設整備事業のうち、1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。
1 2 都市公園・緑地等事業			
	(1) 都市公園等事業	○	1箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。 また、公園事業特定計画調査を除く。

ハ 基幹事業の費用便益比

	(2) 都市公園安全・安心対策事業	○	1箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。 また、公園施設長寿命化計画策定調査を除く。
	(3) 都市公園ストック再編事業	○	1箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。
	(4) 市民農園等整備事業	○	1箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。
	(5) 緑地環境事業	○	1箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。
	(6) 古都保存・緑地保全等事業	×	
	13 市街地整備事業		
	(1) 都市防災推進事業		
	①都市防災総合推進事業	○	都市防災不燃化促進（不燃化促進調査を除く。）に限る。
	②宅地耐震化推進事業	×	
	③盛土緊急対策事業	×	
	(2) 市街地再開発事業等	○	都市再開発支援事業を除く。
	(3) 暮らし・にぎわい再生事業	○	
	(4) 都市再生総合整備事業	○	都市拠点形成特定事業調査を除く。
	(5) 都市再生区画整理事業	○	都市再生事業計画案作成事業を除く。

ハ 基幹事業の費用便益比

	(6) 都市・地域交通戦略推進事業	○	整備計画の作成等に関する事業を除く。
	(7) 津波復興拠点整備事業	×	
	(8) 津波防災拠点整備事業	×	
	(9) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業	×	
	(10) 集約都市開発支援事業	×	
	(11) 都市安全確保拠点整備事業	×	
	(12) 無電柱化まちづくり促進事業	×	
1 4 都市水環境整備事業			
	(1) 都市水環境整備下水道事業	○	1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
	(2) 統合河川環境整備事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。
	(3) 下水道関連特定治水施設整備事業	○	
1 5 地域住宅計画に基づく事業			

(1)	地域住宅計画に基づく事業	○	公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅又は小規模改良住宅のいずれかを新たに建設等するもの（設計等を除く。）及びこの表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を要素事業として実施するものに限る。
1 6 住環境整備事業			
(1)	市街地再開発事業	○	
(2)	優良建築物等整備事業	○	既存ストック再生型及び複数棟改修型を除く。
(3)	市街地総合再生施設整備	○	市街地再開発事業等で算出した費用便益費を記載することができる。
(4)	基本計画等作成等事業	×	
(5)	暮らし・にぎわい再生事業	○	
(6)	バリアフリー環境整備促進事業	○	基本構想、バリアフリー環境整備計画作成及びバリアフリー改修事業を除く。
(7)	都市再生総合整備事業	○	都市拠点形成特定事業調査を除く。
(8)	住宅市街地総合整備事業	○	拠点開発型・街なか居住再生型・密集住宅市街地整備型に係る整備計画作成等事業及び住宅団地ストック活用型を除く。
(9)	街なみ環境整備事業	○	協議会活動助成事業、整備方針策定事業を除く。
(10)	住宅市街地基盤整備事業	○	
(11)	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。

ハ 基幹事業の費用便益比

(12)	住宅・建築物安全ストック形成事業		
	①住宅・建築物耐震改修事業	×	
	②住宅・建築物アスベスト改修事業	×	
	③がけ地近接等危険住宅移転事業	×	
	④災害危険区域等建築物防災改修等事業	×	
	⑤建築物火災安全改修事業	×	
(13)	狭あい道路整備等促進事業	×	
(14)	都市・地域再生緊急促進事業	×	
(15)	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	×	
(16)	集約都市開発支援事業	×	
(20)	住宅・建築物省エネ改修推進事業	×	
17	地域公共交通再構築事業		
(1)	地域公共交通再構築事業	○	整備計画の作成等に関する事業を除く。

第2章 関連事業

第1 関連社会資本整備事業

要綱本編第6第2号イに定めるところによる。

[参 考]社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）（抄）
（定義）

第2条 （略）

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業
- 二 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項に規定する交通安全施設等整備事業（同項第1号に掲げる事業に限る。）
- 三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設（軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業
- 四 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港及び同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。）の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業
- 五 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業
- 六 航路標識法（昭和24年法律第99号）第1条第2項に規定する航路標識の整備に関する事業
- 七 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業
- 八 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に関する事業
- 九 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業
- 十 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川（同法第100条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業
- 十一 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業
- 十二 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第1号又は第3号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事

又はばた山崩壊防止工事に関する事業

十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

十四 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

十五 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業

第2 効果促進事業

要綱本編第6第2号ロに定めるところによる。なお、同号ロ④の規定については、下表によるものとする。

No.	事業等	施行期日以降の扱い	経過措置
1	消防自動車の購入	効果促進事業の交付対象としないこととする。	
2	救急車の購入		
3	個人住宅における太陽光発電設備の設置		
4	下水道単独管の整備 下水道単独管に付随するマンホールの耐震化		
5	下水道施設における太陽光発電設備の設置	効果促進事業の交付対象としないこととする。 なお、震災時等においても下水道機能を維持するために必要な非常用発電設備として整備するものについては、引き続き基幹事業の対象とする。	
6	防災行政無線の整備	効果促進事業の交付対象としないこととする。	（1）本改正要綱の施行（平成27年度4月9日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。 （2）本改正要綱の施行（平成27年度4月9日）の際、
7	有料動物園における動物舎の整備		
8	学校施設の非構造部材の耐震対策		
9	公立保育所の整備		
10	小規模公共施設（区役所、出張所、公立保育所等）の耐震化		
11	公立美術館の整備	以下の①及び②を満たす	

12	公立図書館の整備	場合以外は、効果促進事業の交付対象としないこととする。 ①維持管理費の算出及び国への提出がなされていること。 ②1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からのまちなかへの移転 2) 施設の統廃合 3) 他施設との合築 4) 公共施設等総合管理計画を策定済み(平成28年度末までは策定見込みを含む)であり、当該計画と施設整備に齟齬がないこと。	改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
13	起震車の導入	効果促進事業の交付対象としないこととする。	改正要綱の施行(平成27年度4月9日)の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業又は改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、改正年度に行われるものに限り、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
14	自転車誘導員業務委託		
15	地域交流センターの利用促進のための活動経費		
16	パトロール活動に必要なパトロールカーの購入及び活動経費		
17	個人住宅におけるペレットストーブの設置		
18	個人住宅・事業所における高効率給湯器の設置		
19	エコライフチェックの実施に必要な経費		
20	出生記念の苗木の購入費		
21	公立施設における電力モニター設置		
22	細街路整備台帳の整備		

23	基幹事業として実施可能な住宅の耐震改修	効果促進事業の交付対象としないこととする。	(1) 本改正要綱の施行（平成28年4月1日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。 (2) 本改正要綱の施行（平成28年4月1日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成29年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

第3 社会資本整備円滑化地籍整備事業

要綱本編第6第2号ハに定めるところによる。なお、本事業の目的や交付対象事業等の詳細については、下記に定めるところによる。

1. 目的

社会資本整備円滑化地籍整備事業は、社会資本整備と地籍調査の連携を推進し、基幹事業に先行し、又は併せて地籍調査を実施することで、社会資本整備の円滑化を図ることを目的とする。

2. 定義

本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地籍調査 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項に規定する地籍調査をいう。
- 二 概況調査 「概況調査の実施について（平成2年9月28日付け2国土国第467号国土庁土地局国土調査課長通知）」に定める概況調査をいう。
- 三 予備調査 「予備調査の実施について（平成2年9月28日付け2国土国第468号国土庁土地局国土調査課長指示）」に定める予備調査をいう。
- 四 筆界情報収集調査 「都市再生地籍調査事業実施要領（平成14年4月1日付け国土国第638号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）」に定める筆界情報収集調査

3. 交付対象事業

本事業の交付対象事業は、以下の項目を満たすものとする。

（1）交付対象事業の内容

本事業は、地籍調査を実施し、土地境界情報を整備するものであり、原則として、毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する一連の作業を行うものを対象とする。なお、概況調査、予備調査及び筆界情報収集調査については、原則として本事業の対象外とする。

（2）対象とする基幹事業

本事業は、以下のいずれかの要件を満たす基幹事業の関連事業として実施するものとする。

① 用地取得等を伴う基幹事業

用地取得等を伴う基幹事業であり、事前に土地境界情報が整備されることで、当該事業の計画立案や用地取得等を円滑化させる効果が期待できるもの

② 災害のおそれのある地域において実施される基幹事業

津波、洪水、土砂災害等のおそれのある地域において実施される基幹事

業であり、当該地域において、土地境界情報が整備されることで災害が発生した場合の復旧・復興を円滑化させる効果が期待できるもの

③ 都市開発等に資する基幹事業

都市開発等に資する基幹事業であり、当該事業の計画区域において、土地境界情報を整備しておくことで都市開発の円滑化や将来的な民間開発の誘発効果が期待できるもの

(3) 事業実施単位

不動産登記法（平成16年法律第123号）第35条に定められている地番区域（字・丁目）を単位として実施するものとする。ただし、地籍調査を行うに当たり地番区域が狭小な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができるものとする。

(4) 事業実施地区

本事業は、(2) ①～③に示す基幹事業の関連事業として、それぞれ以下に示す地域又は区域を含む地区において実施するものとする。

① 用地取得等を伴う基幹事業

▸ 基幹事業の実施予定区域

② 災害のおそれのある地域において実施される基幹事業

▸ 基幹事業の実施予定区域

▸ 基幹事業の対象区域として定められた災害のおそれのある地域

③ 都市開発等に資する基幹事業

▸ 基幹事業の実施予定区域

▸ 基幹事業の対象区域として定められた都市開発や将来的な民間開発等の誘発を図ることとされている地域

(5) 事業実施時期

本事業は、(2) に示す基幹事業に先行し、又は併せて実施するものとする。

4. 交付対象

本事業の交付対象は、都道府県とする。

附属第Ⅲ編 国費の算定方法

単年度交付限度額（要綱本編第 7）の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）は、この編に定めるところにより算定するものとする。

なお、国費率（基礎額算定の基礎となる国費の交付率又は国の補助率若しくは負担率）のみが規定されている事業については、算定の対象となる事業費（交付対象事業に係る当該年度の事業費。ただし、交付対象となる事業費の範囲が詳細に定められているものに関しては、その範囲に限る。）に国費率を乗じた額をもって基礎額とする。

第 1 章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イー 1 道路事業

1ー（1）道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-1

事業	率
道路法第 5 0 条第 1 項に規定される事業	道路法第 5 0 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 5 6 条に規定される事業	道路法第 5 6 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 3 4 年政令第 1 7 号）第 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 2 3 年法律第 2 8 2 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 2 4 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 4 8 号）第 7 条第 1 項	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合

イー 1 道路事業

に規定される事業	
水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 9 条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第 9 条関係）及び附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）第 6 条及び附則第 2 項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 45 年法律第 7 号）第 3 条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第 3 条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 28 号）第 3 条及び第 4 条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 5 条に規定される事業	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令第 156 号）第 5 条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項に定める補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 3 項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 3 項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 105 条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）別表（第 32 条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 4 項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 4 項に定める負担の割合
離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 7 条に規定される事業	離島振興法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 6 条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和 29 年政令第 239 号）別表（第 1 条関係）に定める負担又は補助の割合

イー１ 道路事業

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和３８年法律第８１号）第２２条第２項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号）第２２条第２項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第１２１条に規定される事業	土地区画整理法第１２１条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-2 に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成１３年３月３０日付け国道総第５８９号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成２３年７月東日本大震災復興対策本部決定）３（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-3 に定める国費率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-2

	地方公共団体	引上率 δ		
		1.00	1.01～1.09	1.10～
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕		
		9.0/10 (※1) 8.0/10 (※2)		
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間国道の改築 指定区間国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕		
		8.0/10 (※3) 7.0/10		
三	北海道の区域内の地方公共団体	6.0/10		
		5.5/10 $\times \delta$		
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.0/10 $\times \delta$ (※4)	
五	その他の地方公共団体	重点配分対象事業(※6)	5.5/10 (※5)	5.5/10 $\times \delta$

イー 1 道路事業

	その他	5/10	5/10 × δ

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 δが1.17以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

※5 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

※6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和60年建設省令第7号）第2条第3号イ又は道路の修繕に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第33号）第1条表（二）の項に規定する道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものとして、別に定める通知によるもの。

注）δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

表 1-(1)-3

		引上率 δ			
		1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕			9.0/10(※1) 8.0/10(※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕			8.0/10(※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体	6.0/10		6.5/10	7.0/10
四	離島の地域内の地方公共団体	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 (※3,4)

イー１ 道路事業

五	その他の地方公共団体	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10

※１ 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第１項第５号に係るものについては、8/10

※２ 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※３ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第１項各号に係るものについては、7/10

※４ 指定区間外国道の修繕に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

注) δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和３６年法律第１１２号）第３条第４項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が０.４６未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、１.００とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値とする。

イー２ 港湾事業

イー２－（１）港湾改修事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編イー２－（１）の２.の①～④に掲げる施設ごとに、当該施設の整備費用及びこれらの施設と一体で整備される同⑤に掲げる施設の整備費用の額に次の表に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率
- 内地

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10, 4/10*	5/10, 4/10*	5/10, 4/10*	5/10, 4/10*
重要港湾	5/10, 5.5/10 4/10*	5/10, 5.5/10 4/10*	5/10, 5.5/10 4/10*	5/10, 5.5/10 4/10*
地方港湾	4/10	4/10	4/10	4/10
避難港	5/10	5/10		

※ 水深-5.5m以下の係留施設と一体で整備されるもの

離島

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
重要港湾	8/10	8/10	6/10	6/10, 2/3*

イ－２ 港湾事業

地方港湾				

※ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの。

奄美

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾	9/10	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10
地方港湾					

北海道

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
国際拠点港湾	7.5/10	7.5/10	6/10	6/10	6/10
重要港湾					
地方港湾					

沖縄

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10
地方港湾					

ただし、陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的として、地方公共団体等が行う以下の①～⑤に掲げる事業（１件当たりの事業規模が５億円を超えないものであり、かつ都道府県及び指定都市が港湾管理者にあつては２億円以上、市町村が港湾管理者にあつては９０百万円以上に限る。）については、基礎額を算定する場合に用いる国費は次のとおりとする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地、奄美、北海道、沖縄 1/3 離島 5/10

①既存施設の利用転換：民間の既存バース等を公共施設へ利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。

②港湾空間の再開発・高度利用化

③利便性向上のための改良：係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良、安全上必要なさくの設置、津波避難施設※の整備その他の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良事業。港湾管理者情報システムの整備。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１３条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推

進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については2/3とする。

④既存施設の延命化のための改良：埋没浚渫

⑤放置小型艇収容緊急整備：係留施設、駐車場、トイレ、斜路、陸上保管等施設の整備。

イー２－（２）緑地等施設整備事業に係る基礎額

基礎額は、港湾環境整備施設及びそれと一体で整備される用地の建設又は改良に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

緑地：内地、離島、奄美、北海道 5/10

用地：内地、離島、奄美、北海道 1/3

イー２－（３）海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編イー２－（３）２．の①～④に掲げる事業に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水質浄化施設 内地、離島、奄美、北海道 5/10

施設改良 内地、離島、奄美 4/10 北海道 6/10

沈廃船等処理 1/3

汚泥等の浚渫 1/2

イ－３ 河川事業

(国費率)

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
広域河川改修事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
施設機能向上事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
地震高潮対策河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
特定地域堤防機能高度化事業	1/3					—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
削除						
調節池整備事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
流域貯留浸透事業	1/3 (民間企業等が施行する場合は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2)					—
削除						
土地利用一体型水防災事業	1/2	—	—	—	—	—

総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
河川・下水道一体型豪雨対策事業						
削除						
削除						
総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県知事が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
流域貯留浸透事業	1/3					—
総合流域防災事業 河川事業 ①、②	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
総合流域防災事業 河川事業 ③	1/3					—
削除						
削除						
削除						

※大規模：河川法 60 条第 1 項の政令で定める大規模な工事

※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

第5条

※水特法：水源地域対策特別措置法第9条

- イー４ 砂防事業
- イー５ 地すべり対策事業
- イー６ 急傾斜地崩壊対策事業

イー４ 砂防事業

イー５ 地すべり対策事業

イー６ 急傾斜地崩壊対策事業

(国費率)

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
通常砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	水特法： 3/4、2/3、 6/10、 5.5/10
火山砂防事業	5.5/10	5.5/10	5.5/10	2/3	9/10	水特法： 6/10
火山噴火緊急減災対策事業	1/2				—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	溪流：8/10 その他：6/10	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2					—

※水特法：水源地域対策特別措置法第９条

イー７ 水道・下水道事業

イー７－（２）－①通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－（２）－①の２．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イー７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－（２）－②の 4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

附属第Ⅱ編イー７－（２）－②の 4．の ア）①から⑤まで並びにイ）（2）については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編イー７－（２）－②の 4．の イ）（1）については 2 分の 1、附属第Ⅱ編イー７－（２）－②の 4．の ア）⑥については 3 分の 1、附属第Ⅱ編イー７－（２）－②の 4．の ア）⑦及び⑧並びにイ）（3）については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、附属第Ⅱ編イー７－（２）－②の 4．の ア）⑦及び⑧並びにイ）（3）に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。

イー７－（２）－③下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－（２）の－③ 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イー７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－（２）－④の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令によ

り、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

イー７ー（２）－⑤都市水害対策共同事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７ー（２）－⑤の２．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。これらの法令において、附属第Ⅱ編イー７ー（２）－⑤の２．②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。

イー７ー（２）－⑥下水道整備推進重点化事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７ー（２）－⑥の４．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イー７ー（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７ー（２）－⑦の３．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

② 計画的な改築

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イー７ー（２）－⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７ー（２）－⑧の２．に掲げる交付対象事

業。

ロ．国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 施設整備

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする（ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定に基づく当該事業を実施する地方公共団体に係る国庫負担率（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の規定に基づく国庫負担率の嵩上げを含む。）。

イー７－（２）－⑨下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額

① 下水道リノベーションに係る計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 未利用エネルギー活用事業

(a) 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑨の2．②(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑨の2．②(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(c) 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑨の2．②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(d) 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑨の2．②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

③ 積雪対策推進事業

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

④ 再生資源活用事業

(a) 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑨の3．④(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑨の3．④(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

⑤ 防災拠点化施設整備事業

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

⑥ 下水処理水・雨水再利用事業

(a) 附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑨の2. ⑥に掲げる事業のうち(a) a)に該当するものは、公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4。

⑦ その他、附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑧2. の交付対象事業に該当するものは、イー7－(2)－⑧に定める国費率。

イー7－(2)－⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする（ただし、附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(a) 附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは、附属第Ⅱ編イー7－(2)－①からイー7－(2)－⑫までにに基づき、それぞれに定められた国費率。

(b) 附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(b) a)に該当するものは3分の1、(b) b)に該当するものは地方公共団体による助成額の2分の1（ただし総費用の3分の1を限度とする）。

(c) 附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

公共下水道事業、流域下水道事業として実施する場合は2分の1、都市下水路事業として実施する場合は10分の4。

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(イ) ICT 活用型

(a) 附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

附属第Ⅱ編イー7－(2)－⑩の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。

a) さやケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等（以下「下水道管理用分」とい

う。) 及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的として中空管（以下「空間占有分」という。）を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）及び、下水道管渠占有者が負担すべき費用（以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、イー 7 - (2) - ①からイー 7 - (2) - ⑫まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。）により交付する。

以上を算式で表すと次のとおりとなる。

$$S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S : 基礎額

W : 総費用

A : 下水道管理用分想定費用

B : 占有者負担費用

ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

b) サス外装ケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分（以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。）及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用（以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらずイー 7 - (2) - ①からイー 7 - (2) - ⑫まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。）により交付する。

以上を算式で表すと以下のとおりとなる。

$$S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S : 基礎額

W : 総費用

A : 下水道管理用分想定費用

B : 占有者負担費用

C : 占有者が負担すべき芯線費用

ただし、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用

(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

イー７－（２）－⑪下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑯の2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 計画策定

2分の1

② 施設整備

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イ－８ その他総合的な治水事業

イ－８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額

（国費率）

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編イ－８－（１）における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業						
①	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 準用河川	1/3					—
③	1/3					—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—
雪崩対策事業	1/2			—	—	—
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—

イ－８ その他総合的な治水事業

	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
	急傾斜地	1/2				—	—
砂防基礎調査		1/3				—	—
急傾斜地基礎調査		1/3				—	—
水害リスク情報整備推進事業		1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る)				—	—

イ－８－（２）津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業に係る国費率は、1/2 とする。

イ－９ 海岸事業

イ－９－（１）高潮対策事業に係る基礎額

高潮対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2（市街地、都市 2/5）
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

イ－９－（２）侵食対策事業に係る基礎額

侵食対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

イ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額

海岸耐震対策緊急事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

イ－９－（４）削除

イ－９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額

津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る国費率は、1/2 とする。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）については、2/3とする。

イ－９－（６）海岸環境整備事業に係る基礎額

海岸環境整備事業に係る国費率は、1/3 とする。

イ－９－（７）海域浄化対策事業に係る基礎額

（国費率）

海域浄化対策事業の国費率は、 $1/3$ とする。

（義務者への求償）

該当する事業については、地方公共団体は、船舶所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方整備局長等（北海道においては北海道開発局長、沖縄については沖縄総合事務局長。）に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に上記国費率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

イー１０ 都市再生整備計画事業

イー１０ー（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額

イー１０ー（２）まちなかウォークابل推進事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

都市再生整備計画事業及びまちなかウォークابل推進事業に係る基礎額＝当該年度の事業費×交付率

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

交付率＝交付限度額／交付対象事業費

上記交付限度額については、以下により算出する。

イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第１６条第３項の規定により、上記交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

交付限度額＝ $(1/2) \times \alpha + a$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

１) $\alpha = (4/5) \times (A + B)$

２) $\alpha = (10/9) \times A$

A：表10-(1)第４項から第２９項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：表10-(1)第１項から第３項までの事業等（以下イー１０関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

a：表10-(1)第１項から第３項までの事業、第５項の事業、第９項から第２９項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合 δ から下記に基づいて定められる係数 Δ を乗じて算出した額を合計した額

$\Delta = 0 \quad (\delta < 1/3) \quad \Delta = 0.3 \times \delta - 0.1 \quad (1/3 \leq \delta < 1/2)$

$\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$

ただし、次の i) から vi) までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1) 式は 3) 式とする。

i) 次のすべての要件を満たす地区であること。

- ・都市再生整備計画の区域が都市再生法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域の区域に含まれていること。
- ・都市再生整備計画のすべての事業が都市再生法第 15 条第 1 項の規定に基づき定められた地域整備方針に適合するものであること。

ii) 次のすべての要件を満たす地区であること。

- ・都市再生整備計画の区域が歴史まちづくり法第 5 条第 8 項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（以下イー 10 関係部分において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の重点区域に含まれていること。
- ・都市再生整備計画の主たる事業が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、かつ、すべての事業が認定歴史的風致維持向上計画の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に適合するものであること。

iii) 次のすべての要件を満たす地区であること。

- ・都市再生整備計画の区域が、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（以下イー 10 関係部分において「脱炭素先行地域」という。）に含まれていること。
- ・すべての事業が脱炭素先行地域計画提案書の全体構想に適合するものであること。

iv) 都市再生整備計画の区域が国策的プロジェクトに関連する区域に含まれていること。

v) 都市再生整備計画の区域が地域未来投資促進法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する重点促進区域に含まれていること。

vi) 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表 10-(1) 第 28 項の事業であること（ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、表 10-(1) 第 28 項の事業を除く事業は 1) 式とする。）。

3) $\alpha = (9 / 10) \times (A + B)$

ただし、上記 ii) の要件に基づき 3) 式を適用する場合には、表 10-(1) 第 12 項第 3 号及び第 4 号、第 14 項のうち第 12 項第 3 号及び第 4 号の施設を整備する事業、第 16 項、第 17 項並びに第 23 項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額は A に含めないこととする。

なお、3) 式の適用は、i) の場合は令和 10 年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区、ii) の場合は令和 7 年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区であって、かつ、各要件における計画の認定等の日（i) の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii) の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii) の場合は脱炭素先行地域に選定・公表された日。以下イー 10-(1) 関係部分において「計画認定日」という。）の属する年度の翌年度から起算して 3 年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。

また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が３）式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = E \times F + G \times H$$

E：計画認定日の前日における１）式及び２）式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値

F：計画認定日の前日までの執行事業費の総額

G：３）式の適用の要件に即して実施される事業（以下イー１０関係部分において「適用対象事業」という。）のみを対象として、３）式を適用して算出した交付限度額を適用対象事業の事業費で除した値

H：３）式の適用の要件に即して実施される事業のうち、計画認定日以降の執行事業費の総額

ロ まちなかウォークابل推進事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第１６条第３項の規定により、規則第１６条第１項の規定に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = (1/2) \times \alpha'$$

この場合において、 α' は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$4) \alpha' = (5/5) \times (A' + B')$$

$$5) \alpha' = (10/8) \times A'$$

A'：表10-(1)第４項から第５項までの事業、第９項から第１１項までの事業、第１４項から第１６項（第１４項第４号を除く）までの事業、第１８項の事業、第２１項の事業及び第２７項から第３１項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B'：表10-(1)第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

また、附属第Ⅱ編イー１０—（１）６．１で掲げる都市再生整備計画を事業中の地区が附属第Ⅱ編イー１０—（２）６．１で掲げるまちなかウォークابل推進事業を実施する地区に変更する場合の交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式を適用し算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = I \times J + K + L$$

I：変更提出日の前日における１）式から３）式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値

J：変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費の総額

K：４）式及び６）式の適用の要件に則して実施される事業のみを対象として、４）式及び５）式を適用して算出した交付限度額を４）式及び５）式の適用の要件に則して実施される事業の事業費で除した値

L：４）式及び５）式の適用の要件に則して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額

ハ ２以上の市町村がそれぞれ提出した複数の都市再生整備計画（以下イ－１０関係部分において「複数の都市再生整備計画」という。）が、その目標及び交付期間を同じとし、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合においては、前２項の規定にかかわらず、複数の都市再生整備計画のそれぞれの交付限度額は次のとおり算出するものとする。

- ・複数の都市再生整備計画の区域が、市町村の境界を跨って、１つの区域を構成していること。
- ・複数の都市再生整備計画の区域が、それぞれの都市再生整備計画に記載された事業等の実施により、広域活性化計画に記載された１つの拠点施設と一体となってまちづくりが促進され、かつ、当該拠点施設で行われる広域的特定活動が促進されることにより、一体的な機能を発揮する区域を構成する見込みがあること。

- ① 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第１６条第３項の規定により、交付金の額は規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = (1 \div 2) \times \alpha \text{ sum} \times (A + B) \div (A \text{ sum} + B \text{ sum}) + a$$

この場合において、 $\alpha \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$6) \quad \alpha \text{ sum} = (4 \div 5) \times (A \text{ sum} + B \text{ sum})$$

$$7) \quad \alpha \text{ sum} = (10 \div 9) \times A \text{ sum}$$

A：交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第４項から第２８項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

Asum：複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したAの額を合計した額

Bsum：複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したBの額を合計した額

- ② まちなかウォークアブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第１６条第３項の規定により、交付金の額は規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額

$$\text{交付限度額} = (1/2) \times \alpha' \text{ sum} \times (A' + B') / (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$$

この場合において、 $\alpha' \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$\begin{aligned} 8) \alpha' \text{ sum} &= (5/5) \times A' \text{ sum} \\ 9) \alpha'' \text{ sum} &= (4/5) \times A'' \text{ sum} \end{aligned}$$

A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第４項から第５項までの事業、第９項から第１１項までの事業、第１４項から第１６項（第１４項第４号を除く）までの事業、第１８項の事業、第２１項の事業及び第２７項から第３１項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

A' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した A' の額を合計した額
B' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した B' の額を合計した額

- 二 市町村が特定非営利活動法人等に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、前３項の A 及び B、A' 及び B' における「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

2. 雑則

- 1 本要綱の施行（平成２２年３月２６日）の際、現にまちづくり交付金交付要綱に基づき実施されている事業等について、交付限度額の算定に関わる同要綱の規定は、本要綱の施行後もその効力を有するものとする。
- 2 本改正要綱の施行（平成２４年４月６日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく本交付金の交付限度額の算定については、上記 1. の A 及び B の額に、この改正要綱の施行による変更後の都市再生整備計画に記載された地域自主戦略交付金交付要綱附属編 6－3 の 5. の A 及び B の額を各々加えて算定した交付限度額に特定割合（注）を乗じて算定するものとする。

（注）特定割合とは、当該変更後の都市再生整備計画に係る社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表 10－（１）の事業に係る事業費を、当該事業費と地域自

主戦略交付金交付要綱附属編表６－３の事業に係る事業費とを加えた額をもって除して得た割合をいう。

- ３ 本改正要綱の施行（平成２５年２月２６日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画を事業中の地区が、平成２４年度中に、地方都市リノベーション事業を実施する地区に変更する場合については、上記１．のロのＪにおいて「執行事業費」については変更提出日以降に実施する事業を除くものとし、上記１．のロのＫ及びＪにおいて「変更提出日の属する年度の翌年度以降」とあるのは「変更提出日以降」と読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。
- ４ 本改正要綱の施行（平成２６年度８月１日）の日から平成２８年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が都市再構築戦略事業を実施する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること、平成３０年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域見込み地での実施が可能なものとする。
- ５ 本改正要綱の施行（平成２６年度８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ６ 本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- ７ 本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ８ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- ９ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２９年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- １０ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で都市再生整備計画事業を実施する場合は、平成３０年度中に立地適正化計画に居住機能誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
- １１ 本改正要綱の施行（平成２９年４月１日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- １２ 本改正要綱の施行（平成２９年４月１日）の際、改正前の要綱に基づいた事業（ただし、商業施設、医療計画又は子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られていない医療施設又は社会福祉施設、及び個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への明確な位置付けがなされていない施設の整備事業を除く。）の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、都市再生整備計画が未提出の場合であっても、平成２９

年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

- 13 本改正要綱の施行（平成31年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 14 本改正要綱の施行（令和2年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正要綱の施行の日から令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 15 本改正要綱の施行（令和2年4月1日）の日から令和3年度末までの期間において、まちなかウォークアブル区域を定めていない市町村の区域においてまちなかウォークアブル推進事業を実施する場合は、令和3年度末までにまちなかウォークアブル区域を定めることが確実と見込まれる場合には、まちなかウォークアブル推進事業の実施が可能なものとする。
- 16 本改正要綱の施行（令和3年1月28日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正要綱の施行の日から令和2年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 17 本改正要綱の施行（令和3年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正要綱の施行の日から令和4年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 18 本改正要綱の施行（令和4年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 19 表10-(1)の12. 高次都市施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物について原則としてZEB水準に適合することを要件としていることについては、令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 20 本改正要綱の施行（令和5年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 21 表10-(1)の13. 誘導施設相当施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物について原則としてZEB水準に適合することを要件としていることについては、令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 22 附属第Ⅱ編イ－１０－（１）４．１において、交付対象事業から除くこととしていることについては、令和8年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 23 附属第Ⅱ編イ－１０－（１）４．２～４において、交付対象事業から除くこととしていること、及び表10-(1)の３. 地域創造支援事業、５. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための対策が実施される

ことを要件としていることについては、令和９年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

24 本改正要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

イ－１１ 広域活性化事業

イ－１１－（１）広域連携事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

広域連携事業に係る基礎額＝当該年度の事業費×交付率

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

交付率＝交付限度額／交付対象事業費

上記交付限度額については、以下により算出する。

広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成１９年国土交通省令第７４号）第１７条第２項の規定により、同規則第１７条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか低い額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B)$$

$$2) \alpha = \frac{12}{11} \times A$$

A : 表１１－（１）第４項から第１６項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 表１１－（１）第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、都道府県が市町村等に対し、表１１－（１）第１項から第３項までの事業等に要する経費の一部を負担する場合においては、上記Ｂにおける「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

２．雑則

要綱本編第１５第１項三に規定する広域活性化計画に基づく本交付金の交付限

度額は、附属第Ⅱ編表１１－（１）の事業に係る事業費に地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費の額を加えて算定した額から、当該広域活性化計画に係る地域自主戦略交付金の交付相当額を控除して算定した額とする。

イ－１１－（２）離島広域活性化事業に係る基礎額

１．基礎額

事業実施主体が行う本事業に要する経費については、費用の１／２以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。なお、事業実施主体が民間団体の場合の交付率は１／３以内とし、かつ、国の負担額は、都道府県又は市町村の負担額と同額までとする。ただし、流通効率化関連施設整備事業については、事業実施主体が民間団体であっても、流通の効率化に資する施設等の整備に要する経費の１／２以内とし、定住基盤強化事業のうち土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修及び建替については、都道府県又は市町村が当該事業を行う場合にあっては、住宅の土砂災害対策改修に要する費用（住宅の土砂災害対策改修に係る工事費に 23.0% を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。）の１／２、民間団体が当該事業を行う場合にあっては、同費用の１／２又は都道府県又は市町村が補助する額の１／２のいずれか低い額とする。なお、住宅の土砂災害対策改修に係る工事費は、5,409,600 円を限度とする。

イ－１２ 都市公園・緑地等事業

イ－１２－（１）都市公園等事業に係る基礎額

I 都市公園事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第 3 1 条各号に定める公園施設の整備に要する費用について、当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該地方公共団体が補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該施設の整備に要する全体費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

(2) 用地取得に要する費用

①都市公園の用地の取得に要する費用について、当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

②公共施設管理者負担金に要する費用

当該年度の公共施設管理者負担金に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

管理者負担金の額は、土地地区画整理事業認可時（市街地再開発事業については、都市計画決定時）における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

II 防災緑地緊急整備事業

本事業の基礎額は、以下のとおりとする。

(1) 防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、施設の整備に要する費用の 2 分の 1 とする。

(2) 再生資源活用緑地整備計画に基づく再生資源活用緑地の施設の整備については、施設整備に要する費用の 2 分の 1 とする。

III 特定地区公園事業

本事業の基礎額は、施設整備に要する費用にあっては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあっては、当該費用の 3 分の 1 とする。

IV 公園事業特定計画調査

本事業の基礎額は、公園事業特定計画調査の実施に要する費用の 3 分の 1 とする。

V 官民連携型賑わい拠点創出事業

本事業の基礎額は、認定計画事業者又は都市再生特別措置法第 62 条の 3 第 1 項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用の 2 分の 1 とする。

Ⅵ 官民連携型公園計画策定調査

本事業の基礎額は、官民連携型公園計画策定調査の実施に要する費用の 2 分の 1 とする。

Ⅶ こどもまんなか公園づくり支援事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

(3) 計画策定に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

イー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業に係る基礎額

Ⅰ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。また、特定地区公園にあつては、イー１２－（１）に定める国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

Ⅱ 公園施設長寿命化対策支援事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備に要する費用について、当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

Ⅲ 公園施設長寿命化計画策定調査

本事業の基礎額は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定に要する費用の 2 分の 1 とする。

イー１２－（３）都市公園ストック再編事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

(3) 計画策定に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

イー１２－（４）市民農園等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備に要する費用（分区部分を除く。）にあつては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあつては、当該費用の 3 分の 1 とする。

また、交付要綱附属第Ⅱ編 イー１２－（４） 2. 1③に定める事業において、緑地保全・緑化推進法人が施設整備し、地方公共団体が当該緑地保全・緑化推進法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合には、当該地方公共団体が補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該施設の整備に要する全体費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

イー１２－（５）緑地環境事業に係る基礎額

Ⅰ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

本事業の基礎額は、施設整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあつては、当該費用の 3 分の 1 とする。

また、民間事業者等が交付金事業者である場合にあつては、施設整備に要する費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

Ⅱ 中心市街地活性化広場公園整備事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

Ⅲ 市民緑地等整備事業

本事業の基礎額は、施設の整備に要する費用の２分の１とする。

また、緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が公園・緑地の利用又は管理に必要な施設を整備し、地方公共団体が当該緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合には、当該地方公共団体が補助に要する費用の２分の１又は当該施設の整備に要する全体費用の３分の１のいずれか低い額とする。

イ－１２－（６）古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額

Ⅰ 古都保存事業

本事業の基礎額は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第 5 項に規定する負担に要する費用にあつては、当該費用の額の 10 分の 7（明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては 2 分の 1）、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1 とする。

Ⅱ 緑地保全等事業

本事業の基礎額は、土地の買入れ、都市緑地法第 17 条の 2 第 5 項に規定する負担及び損失の補償に要する費用にあつては、当該費用の 3 分の 1（近郊緑地保全事業に係るものについては 100 分の 55）、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1 とする。

イー１３ 市街地整備事業

イー１３－（１）都市防災推進事業に係る基礎額

イー１３－（１）①都市防災総合推進事業に係る基礎額

１．基礎額

- １ 地方公共団体が行う災害危険度判定調査については、当該調査に要する費用の３分の１とする。また、防災街区整備推進機構が行う災害危険度判定調査については、防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該調査に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
- ２ 地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事業に要する費用の３分の１とする。ただし、既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和６年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、令和１０年度までに限り２分の１とする。
- ３ 地方公共団体が行う住民等のまちづくり活動支援については、当該事業に要する費用の３分の１とする。また、地方公共団体以外の交付金事業者が行うまちづくり活動支援については、地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体等に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
- ４ 地方公共団体が行う事前復興まちづくり計画策定は、当該事業に要する費用の３分の１とする。
- ５ 地方公共団体が行う地区公共施設等整備（附属第Ⅱ編イー１３－（１）の２．の第５項第三号の特例により交付対象事業となるものを含む。）については、当該事業に要する費用（用地費を除く。）の２分の１とし、用地費の３分の１（流域治水型の原形復旧による地区公共施設等の整備に要する用地費については２分の１）とする。（附属第Ⅱ編イー１３－（１）の２．の第５項第三号の特例を受ける場合は、避難経路の整備に係る基礎額と避難経路転換用地の取得等に係る基礎額の合計額は、避難経路の整備に係る基礎額を限度とする。）。

ただし、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１３条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、次に掲げるすべての要件に該当するものの整備については、当該事業に要する費用の３分の２とする。

- 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第１０条第１項の推進計画その他の津波からの居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画（第四号において「津波避難計画」という。）に当該事業に関する事項が記載されていること

二 居住者等の南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること

三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所（一時的な避難の用に供するものに限る。）又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること

四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であつて市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること

また、防災街区整備推進機構が行う場合は、防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１とする。また、地方公共団体以外の交付金事業者（防災街区整備推進機構を除く。）が行う地区公共施設等整備のうち地区緊急避難施設の整備については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１（本項ただし書きの要件に該当する場合は３分の２）又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

６ 都市防災不燃化促進のうち不燃化促進調査については、当該事業に要する費用の３分の１、不燃化促進については、当該事業に要する費用の２分の１とする。

７ 木造老朽建築物除却事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

８ 地方公共団体が行う被災地における復興まちづくり総合支援事業については、次に掲げる額とする。

一 復興まちづくり計画策定支援に要する費用の２分の１

二 復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、地区緊急避難施設及び避難誘導施設の整備に要する費用の２分の１

三 復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に要する費用の３分の１

ただし、景観法第８条の規定に基づく景観計画の区域、同法第６１条の規定に基づく景観地区、同法第７６条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区、及び被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域については２分の１

９ 地方公共団体以外の交付金事業者が行う復興まちづくり総合支援事業のうち復興まちづくり施設整備助成については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

２. 雑則

１ 本改正要綱の施行（令和２年４月１日）の際、現に国に提出されている社会資

本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

- 2 本改正要綱の施行（令和4年11月24日）の際、令和4年4月1日から令和4年6月16日までに交付決定を受け、現に事業着手しているものについては、附属第Ⅲ編イー 1 3 -（1）①の1.第5項のただし書きに規定する支援が受けられるものとする。

イー 1 3 -（1）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額

1. 基礎額

- 1 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等については、次の各号に掲げる費用の3分の1とする。ただし、宅地の液状化による変動予測調査は令和7年度までに限り2分の1とする。
 - 一 変動予測調査費
大規模盛土造成地の変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査、宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の防災対策に関する調査に要する費用
 - 二 防災対策費
宅地擁壁等の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用
- 2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（12に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。
 - 一 設計費
滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用
- 3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（12に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令和六年能登半島地震（以下「特定地震」という。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。
- 4 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（12に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で次の各号のいずれかに該当するものについては、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するために必要な対策にかかる費用については対象外とする。
 - 一 立地適正化計画に都市再生特別措置法第81条第2項第五号に規定する防災

指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。

- 二 滑動崩落による多量の崩土が、家屋 10 戸（避難路を有する場合は 5 戸）以上に流入し被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 三 震度 5 弱相当の地震動により、滑動崩落のおそれのあるもの。
- 5 地方公共団体が行う宅地液状化防止事業については、次の各号に掲げる費用の 4 分の 1 とする。ただし、特定市町村の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の液状化による被害を受けた宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業及び前項第 1 号に該当するものについては、次の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。
 - 一 設計費
液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
液状化防止工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用
- 6 地方公共団体以外の交付金事業者が行う変動予測調査等については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 1 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。
- 7 地方公共団体以外の交付金事業者が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 2 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の 4 分の 1 のいずれか低い額とする。
- 8 地方公共団体以外の交付金事業者が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、特定市町村の区域内で行われるものであって、平成二十八年熊本地震によって地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 2 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。
- 9 地方公共団体以外の交付金事業者が行う宅地液状化防止事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 5 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の 4 分の 1 のいずれか低い額とする。
- 10 地方公共団体が行う宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）については、次の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。
 - 一 設計費
宅地嵩上げ安全確保工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
宅地嵩上げ安全確保工事（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）に要する費用
- 11 地方公共団体が行う宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）については、宅地等の嵩上げを行うために必要な調査測量及び設計に要する費用並びに宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用の 2 分の 1 とする。

1 2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下イー 1 3－（1）②関係部分において「総点検」という。）又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。

- 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
- 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの
 - ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
 - ハ 人家10戸以上
 - ニ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

2. 雑則

本改正要綱施行（令和2年9月7日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イー 1 3－（1）②の1. 第4項一号に関する規定はなお従前の例による。

イー 1 3－（1）③盛土緊急対策事業に係る基礎額

1. 基礎額

- 1 地方公共団体が行う盛土の安全性把握調査等については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 安全性把握調査費
盛土の安全性把握調査に要する費用
 - 二 防災対策費（応急対策）
盛土の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用
- 2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 設計費
盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

二 工事費

盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用

- 3 地方公共団体が行う附属第Ⅱ編イ－１３－（１）③の１．の第１項第１号及び第２号に掲げる事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の３分の２とする。

- 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
- 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの

イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの

ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの

ハ 人家１０戸以上

二 農地１０ha以上（農地１０ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

イ－１３－（２）市街地再開発事業等に係る基礎額

1. 基礎額

I 市街地再開発事業

- 1 本事業の基礎額は、公共団体施行再開発事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の額の３分の１に相当する金額とし、再開発組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イ－１３－（２）の４．のⅠ各号に掲げる費用の額の合計額の３分の２を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の２分の１に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イ－１３－（２）の４．のⅠ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額に第６項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4（ア）欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額については（イ）欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、第一種市街地再開発事業にあつては、共同施設整備のうち、事業施行後の施設建築物の容積率 1,000%超の部分に係るものは対象外とする。

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画又は管理处分計画の認可前にあつては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、５年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

- ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 施行地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 施行地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する

費用

- ④ 施設建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和６年国土交通省告示第８号。以下イ-13-（２）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、施設建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金に対する交付金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
- ⑦ 市街地再開発事業の資金計画作成に要する費用
- ⑧ 条例に基づいて行われる環境アセスメントに要する費用
- ⑨ 施行地区内にある建築物を施設建築物として整備するための建物状況調査（耐震診断、耐用年数の評価等）に要する費用

ロ 地盤調査費

施設建築物の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

ニ 権利変換計画作成費

- ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
- ② 土地調書及び物件調書作成に要する費用
- ③ 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
- ④ 権利変換計画書及び配置設計図の作成に要する費用
- ⑤ 審査委員会又は審査委員の手当及び調査費並びに審査会又は審査委員会の運営に要する費用
- ⑥ 施設建築物の一部等の価格等の確定に要する費用
- ⑦ 権利変換手続開始の登記及び権利変換の登記に要する費用

(2) 土地整備

イ 建築物除却費

施行地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事並びに施行地区内にある建築物を施設建築物として整備する場合の曳家移転工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

市街地再開発事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から④までのそれぞれの費目が表13-(2)-1.1（災害復興市街地再開発事業に該当する場合にあっては、表13-(2)-1.2）に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に

要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）

- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費
- ④ 仮設店舗等購入費
- ⑤ ①から④のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、各々当たり仮設店舗等設置費を限度とする。）
 - (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当たり 2,000 円を限度とする。）
 - (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）及び「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成 15 年 8 月 5 日国総国調第 57 号）（以下イー 1 3 - （2）関係部分において「基準等」という。）に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合は(2)ハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が 100 平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
3. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第 88 条第 1 項によるものについては、同項の規定により期間を算出すること。
4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

(3) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が施設建築物の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第 5 項第 1 号の施設で次のいずれかに該当するもの

1) 災害復興市街地再開発事業により整備されるもの

2) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくは i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii) の倒壊危険性又は iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの

i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3 階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2/3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3 以上）を占めており、かつ、幅員 4 m 以上の道路に適切に接していない敷地に建 1 つ住宅が過半を占めていること

3) 面積が概ね 1,000 平方メートル以上のもの

(b) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画に定められ

た同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号イの施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 1 項の規定による沿道地区計画に定められた同条第 2 項第 1 号の施設及び防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 3 号の施設で、災害復興市街地再開発事業により整備されるもの
(c) 防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 2 号の施設

ロ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下イ－１３－（２）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（施設建築物の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅（分譲共同住宅を含む。ただし、保留床に係る部分とし、従前権利者の床（権利床）に係る部分は除く。）、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 災害復興市街地再開発事業

(f) 権利変換等によって施設建築物へ入居する権利者のうち当該権利変換等によっては次に掲げる面積を確保することができない者又は借家権者が 10 人以上であり、かつ、当該人数の施設建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が 3 1 0 以上である場合

イ 人の居住の用に供される部分 50 平方メートル

ロ イ以外の用に供される部分 20 平方メートル

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定の際において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2：施設建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（次の(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)のいずれにも該当しないものにおいては、標

準駐車場条例（平成６年１月２０日付け建設省都再発第３号都市局長通達）及び標準自転車駐車場附置義務条例（昭和５６年１１月２８日付け建設省都再発第１０１号都市局長通達）によるそれぞれの附置義務相当分（大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第４条第１項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）の整備に要する費用に限る。）。

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 災害復興市街地再開発事業

ただし、地方公共団体事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、再開発組合等事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の３分の１を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に２分の３を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

次の(a)又は(b)に該当する場合における生活基盤施設(集会室、管理室及びサービスフロントをいう。以下イ－１３－(２)関係部分において同じ。)の整備に要する費用

- (a) 公的住宅の延べ面積が保留床の延べ面積の３分の１以上である場合
- (b) 災害復興市街地再開発事業

⑪ 歴史的建築物等の再生に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、附属第Ⅱ編イ－１３－(２)の２．の(36)の規定による歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 災害復興市街地再開発事業

⑫ (施設建築物の中の) 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S_1}{S_2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定の際において対象となる公共用通路の床面積の合計

S 2：建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑭ 共用搬入施設の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 災害復興市街地再開発事業

⑮ 防音・防振工事に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 災害復興市街地再開発事業

⑯ 防災関連施設の整備に要する費用

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

⑰ 災害時に活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（災害復興市街地再開発事業に該当する場合及び附属第Ⅱ編イ－１３－（１）①の１．の第１３項の規定による「地震に強い都市づくり推進５箇年計画」に位置付けられた市街地再開発事業に該当する場合に限る。）

災害時に避難場所等として活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（用地費相当額を含む。）

⑱ 社会福祉施設等との一体的整備に要する費用

次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合における建築主体工事費（他の交付対象となっている部分を除く。）に0.15を乗じて得た額を限度とする額

(a) 住宅型プロジェクトで、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合

(b) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合

(c) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地

で実施されるもので、かつ、社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であるものに限る。）を整備する場合

⑨ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市再開発法第 4 条に規定する都市計画に定められた広場、公園又は緑地で市街地再開発事業により整備されるもののうち、次の要件をいずれも満たすもの

i) まちなかウォークアブル区域又は防災指針に基づく取組が行われる区域内

ii) 面積が概ね 1,000 平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）

(b) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画に定められた同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号ロの施設で市街地再開発事業により整備されるもののうち、街区における防災上必要な機能を確認するための施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）で、面積が概ね 1,000 平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）のもの

(4) 建築物の防災性能の強化に要する費用

次のイ、ロ、ハ又はニに該当する市街地再開発事業における特殊基礎工事（防震構造工事を含む。）に要する費用で、イの事業にあつては全額、ロ、ハ又はニの事業にあつては杭長 10 メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

イ 江東区の防災拠点に係る事業

ロ 地盤が軟弱な区域（昭和 62 年建設省告示第 1897 号に定める基準に該当する区域をいう。以下イー 1 3 - (2) 関係部分において同じ。）内において地域防災計画に基づいて行われる事業

ハ 施行区域内において、河川法第 6 条第 2 項に規定する高規格堤防又はこれに準ずる盛土として、河川管理者が指定する施設が整備される事業

ニ 災害復興市街地再開発事業

2 前項(1)のイからニまでの事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は表 13-(2)-2 に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。

3 第 1 項(3)に掲げる費用には、市街地整備上特に必要と認めて国土交通大臣が承認した場合は、施行地区外における費用を含めることができる。

4 第 1 項(3)イ、ロ並びに(3)ハ①から⑤まで、⑦、⑧及び⑩に掲げる費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外附帯工事に要する費用（第 1 項(3)ハ⑥、⑨及び⑪から⑰まで並びに(4)に掲げる費用中交付の対象となるものを除く。）に施設建築物の階数の区分に応じ、それぞれ表 13-(2)-3 に掲げる数値を乗じた額とする。なお、これによらない場合においては、同項(3)ロ①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に 0.02 を乗じた額とすることができる。

- 5 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害のあった市（特別区を含む。）町村の区域内において行われる市街地再開発事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から１年以内（平成二十八年熊本地震の被災地において平成二十八年熊本地震に関連して実施される市街地再開発事業に係るものについては令和３年３月３１日まで）に国の交付金の交付申請があったときに限り第１項中「３分の１」とあるのは「５分の２」と、「３分の２」とあるのは「５分の４」とする。
- 6 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。
- (1) 事業の要件
- 一 第一種市街地再開発事業であること
 - 二 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること
 - 三 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
 - 四 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること
 - 五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること
- (2) 基礎額
- 変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に對し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、公共団体施行再開発事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の２倍の数値を乗じて得た額を除く。この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、公共団体施行再開発事業にあっては、３分の１に相当する額、再開発組合等事業にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額）の３分の２を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の２分の１に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の２分の１に相当する額を限度とする。
- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の３分の１
 - 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に對し、100 分の 23 を乗じて得た額
- 7 第１項から前項までの規定にかかわらず、本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。
- 8 第１項(2)の二の①に掲げる「建物買収費相当額」は施設建築物の建設に要する

費用に充てなければならない。

Ⅱ 住宅街区整備事業

- 1 本事業の基礎額は、地方公共団体の行う基本計画の作成、事業計画の作成、土地の整備、共同施設の整備及び防災性能の強化にあつては、それに要する費用の3分の1に相当する金額とし、基本計画を作成する市町村に対する都府県の補助及び事業計画の作成、土地の整備、共同施設の整備若しくは防災性能の強化を行う施行者又は住宅街区準備組織に対する地方公共団体の補助にあつては、当該補助に要する費用の2分の1に相当する額（それぞれ基本計画の作成又は事業計画の作成、土地の整備、共同施設の整備若しくは防災性能の強化に要する費用の3分の1の額を限度とする。）とする。

- 2 前項の費用として計上することのできる費用は、次の各号に定めるものとする。
なお、表13-(2)-4（ア）欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額についてはそれぞれ（イ）欄の係数を乗じて得た額とする。

（1）基本計画作成

イ 測量調査費

- ① 基本計画作成区域内にある土地及び建築物等の概略の現況測量、現況調査並びに権利の調査及び評価に要する費用
- ② 基本計画作成区域内の農地所有者等の住宅経営、農業経営等の概略の意向調査に要する費用
- ③ 基本計画作成区域周辺における共同住宅等の需要供給の実態及び当該住宅の実態の調査に要する費用

ロ 基本計画作成費

- ① 住宅街区整備事業の実施に必要な都市施設、地域地区等の規定の都市計画の変更案及び住宅街区整備促進区域に関する都市計画案の作成に要する費用
- ② 基本計画作成区域における土地利用の基本計画及び施設住宅区における基本計画の作成に要する費用
- ③ 基本計画作成区域における住宅街区整備事業の概略の資金計画作成に要する費用
- ④ 基本計画作成区域における換地計画モデルの作成に要する費用
- ⑤ 住宅街区整備事業の施行時期、工区ごとの施行順序工程についての検討に要する費用
- ⑥ 基本計画作成区域内の土地所有者等の住宅街区整備事業に対する意向、理解の程度、事業執行の態勢、費用負担能力、住宅経営の能力、施設住宅の管理の形態等事業施行上の問題点に関する検討に要する費用

ハ 事業推進計画作成費

- ① 住宅街区整備組合設立に必要な定款案の作成に要する費用
- ② 次の事項に関する事業計画案の作成に要する費用
 - 1) 施行地区及び工区に関する事項
 - 2) 施設住宅区、集合農地区及び既存住宅区に関する事項

- 3) 施設住宅に関する事項
- 4) 公共施設に関する事項
- 5) 資金計画に関する事項
- 6) 事業施行期間に関する事項
- ③ 関係権利者の意向調査、土地及び建築物に関する従前資産並びに新資産の価格の試算、関係権利者の補償等権利調整案の作成に要する費用
- ④ 住宅需要状況の予測、家賃額、分譲価格等の設定、住宅管理組織の構成等経営採算計画案の作成に要する費用
- ⑤ 事業推進スケジュール案の作成に要する費用
- (2) 事業計画作成
 - イ 測量調査費
 - ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量、現況調査並びに権利の調査及び評価に要する費用
 - ② 施行地区内の農地所有者等の住宅経営、農業経営等の意向調査に要する費用
 - ロ 事業計画作成費
 - ① 施行地区の基本設計に要する費用
 - ② 施設住宅区の基本設計に要する費用
 - ③ 施設住宅の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
 - ④ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金に対する交付金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
 - ⑤ 住宅街区整備事業の資金計画作成に要する費用
 - ハ 地盤調査費
 - 施設住宅の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用
 - ニ 建築設計費
 - 施設住宅の建築設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
 - ホ 換地計画作成費
 - ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
 - ② 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
 - ③ 換地計画及び換地設計の作成に要する費用
 - ④ 住宅街区整備審議会委員手当、審議会委員調査費及び審議会の運営に要する費用
 - ⑤ 施設住宅の一部等の価格等の確定に要する費用
 - ⑥ 代位登記及び換地処分 of 登記に要する費用
- (3) 土地整備
 - 次のイからハまでに掲げる施行地区内の土地（施設住宅区以外の土地にあつてはロ①及び②の条件に該当するものに限る。）の整備に要する費用（ただし、施設住宅区以外の土地の整備に要する費用については、ニの式により算定した額以内とする。）

イ 建築物除却費

建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事及び引移転工事に要する費用

ロ 整地費

土地の整備に要する費用

ハ 補償費等

土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用について、それぞれ「基準等」に準じて算出したもの

- ① 建物補償費
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

ニ 限度額＝施設住宅区以外の土地における（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率）

×地区面積（施設住宅区を除く。）×用地単価×2／3

＋施設住宅区以外の土地における公共施設整備に係る(3)イからハまでに要する費用

＋施設住宅区以外の土地における都心居住建築物及び公益施設の敷地上の従前建築物等に係る(3)イからハまでに要する費用

ただし、施設住宅区以外の土地における事業実施前の公共用地率については、15 パーセントを下回る場合は 15 パーセントとして算定する。また、都心居住建築物及び公益施設については、附属第Ⅱ編イー 1 3－(6)の 1. の第 1 9 項及び第 2 0 項に定めるところによる。

(注)「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。

(4) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

① 通路の整備に要する費用

通路の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

ロ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同焼却炉及び共同貯じん槽の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（施設住宅の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 住宅街区整備事業に関する都市計画に定められた立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター及びホールで、個別の住宅等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：施設住宅の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定の際において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2：施設住宅の延べ面積

E：エレベーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用。ただし、地方公共団体が施行する住宅街区整備事業において駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、地方公共団体以外の者が施行する住宅街区整備事業において駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の 3 分の 1 を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に 2 分の 3 を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

(5) 建築物の防災性能の強化に要する費用

地盤が軟弱な区域内において地域防災計画に基づいて行われる住宅街区整備事業における特殊基礎工事に関する費用で杭長 10 メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

- 3 前項(1)及び(2)の事業の全部又は一部を地方公共団体（施行者である地方公共団体を除く。）、施行者又は住宅街区準備組織が直営で行う場合は表 13-(2)-2 に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。

III 防災街区整備事業

- 1 本事業の基礎額は、公共団体施行防災街区整備事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の 3 分の 1 に相当する金額とし、防災街区組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用（当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 4. のⅢ各号に掲げる費用の額の合計額の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の 2 分の 1 に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 4. のⅢ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額に第 6 項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4 (ア) 欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の交付対象額については (イ) 欄の係数を乗じて得た額とす

る。

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画の認可前にあつては、その最初の交付決定のあつた年度から、原則として、５年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

- ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 施行地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 施行地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 防災施設建築物の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、防災施設建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
- ⑦ 防災街区整備事業の資金計画作成に要する費用
- ⑧ 条例に基づいて行われる環境アセスメントに要する費用
- ⑨ 施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備するための建物状況調査（耐震診断、耐用年数の評価等）に要する費用

ロ 地盤調査費

防災施設建築物の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

ニ 権利変換計画作成費

- ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
- ② 土地調書及び物件調書作成に要する費用
- ③ 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
- ④ 権利変換計画書及び配置設計図の作成に要する費用
- ⑤ 審査委員会又は審査委員の手当及び調査費並びに審査会又は審査委員会の運営に要する費用
- ⑥ 防災施設建築物の一部等の価格等の確定に要する費用
- ⑦ 権利変換手続開始の登記及び権利変換の登記に要する費用

(2) 土地整備

イ 建築物除却費

施行地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事並びに施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備する場合の曳家移転工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

防災街区整備事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住

している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から④までのそれぞれの費目が表13-(2)-1.1に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）
- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費
- ④ 仮設店舗等購入費
- ⑤ ①から④のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、各々当り仮設店舗等設置費を限度とする。）
 - (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当り 2,000 円を限度とする。）
 - (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「基準等」に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

(注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。

2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合はⅠの第1項の(2)ハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法第2条第1項に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が100平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。

3. 「基準等」における「借地代」のうち密集市街地整備法第222条第1項によるものについては、同項の規定により期間を算出すること。

4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

(3) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が防災施設建築物の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第 5 項第 1 号の施設で次のいずれかに該当するもの

1) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくは i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii) の倒壊危険性又は iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの

i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3 階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2/3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3 以上）を占めており、かつ、幅員 4 m 以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること

2) 面積が概ね 1,000 平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 2 号の施設

ロ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下イ－１３－（２）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下イ－１３－（２）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（防災施設建築物の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用の

うち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

- ⑤ 避雷設備の整備に要する費用
- ⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用
- ⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用
- ⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合における共用通行部分(廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅(分譲共同住宅を含む。ただし、保留床に係る部分とし、従前権利者の床(権利床)に係る部分は除く。)、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。)の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの(ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。)

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 権利変換等によって防災施設建築物へ入居する権利者のうち当該権利変換等によっては次に掲げる面積を確保することができない者又は借家権者が10人以上であり、かつ、当該人数の防災施設建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が310以上である場合

イ 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

ロ イ以外の用に供される部分 20平方メートル

S 1

工事費算定式： $P = C \times \frac{S1}{S2} + E$

S 2

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 防災施設建築物の建築主体工事費(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S 1 : 基礎額の算定の際において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2 : 防災施設建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- ⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用(次の(a)、(b)、(c)及び(d)のいずれにも該当しないものにおいては、標準駐車場条例及び標準自転車駐車場附置義務条例によるそれぞれの附置義務相当分(大規模小売店舗立地法第4条第1項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。)の整備に要する費用に限る。)

(a) 住宅型プロジェクト

- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト

ただし、地方公共団体事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、防街組合等事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の 1/3 を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に 3/2 を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ面積が保留床の延べ面積の 3 分の 1 以上である場合における生活基盤施設(集会室、管理室及びサービスフロントをいう。以下同じ。)の整備に要する費用

⑪ (防災施設建築物の中の) 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S1}{S2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 防災施設建築物の建築主体工事費 (全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S 1 : 基礎額の算定の際において対象となる公共用通路の床面積の合計

S 2 : 防災施設建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所 (高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。)、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)又は(d)に該当する場合で、共用搬入施設 (リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。) の整備に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト

⑭ 防音・防振工事に要する費用

次の(a)、(b)、(c)又は(d)に該当する場合で、工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト

- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
 - (d) 防災活動拠点型プロジェクト
 - ⑮ 防災関連施設の整備に要する費用
備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用
 - ⑯ 災害時に活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（附属第Ⅱ編イ－１３－（１）①の１．の第１３項の規定による「地震に強い都市づくり推進５箇年計画」に位置付けられた防災街区整備事業に該当する場合に限る。）
災害時に避難場所として活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（用地費相当額を含む。）
 - ⑰ 社会福祉施設等との一体的整備に要する費用
次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合における建築主体工事費（交付金の対象となっている部分を除く。）に0.15を乗じて得た額を限度とする額
(a) 住宅型プロジェクトで、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合
(b) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合
(c) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ、社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であるものに限る。）を整備する場合
 - ⑱ 地区計画等に定められた施設整備費
次に掲げる施設の整備に要する費用（用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。））
(a) 密集市街地整備法第120条に規定する都市計画に定められた広場、公園又は緑地で防災街区整備事業により整備されるもののうち、次の要件をいずれも満たすもの
 - i) まちなかウォークアブル区域又は防災指針に基づく取組が行われる区域内
 - ii) 面積が概ね1,000平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）
 - (b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第1号ロの施設で防災街区整備事業により整備されるもののうち、街区における防災上必要な機能を確保するための施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）で、面積が概ね1,000平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）のもの
 - (4) 建築物の防災性能の強化に要する費用
次のイ、ロ又はハに該当する防災街区整備事業における特殊基礎工事（免震構造工事を含む。）に要する費用で、イの事業にあつては全額、ロ又はハの事業にあつては杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額
- イ 江東区の防災拠点に係る事業

- ロ 地盤が軟弱な区域内において地域防災計画に基づいて行われる事業
 - ハ 施行区域内において、河川法第６条第２項に規定する高規格堤防又はこれに準ずる盛土として、河川管理者が指定する施設が整備される事業
- ２ 前項(１)のイからニまでの事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は表 13-(2)-2 に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。
- ３ 第１項(３)に掲げる費用には、市街地整備上特に必要と認めて国土交通大臣が承認した場合は、施行地区外における費用を含めることができる。
- ４ 第１項(３)イ、ロ並びに(３)ハ①から⑤まで、⑦、⑧及び⑩に掲げる費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外附帯工事に要する費用（第１項(３)ハ⑥、⑨及び⑪から⑯まで並びに(４)に掲げる費用中交付対象となるものを除く。）に防災施設建築物の階数の区分に応じ、それぞれ表 13-(2)-3 に掲げる数値を乗じた額とする。なお、これによらない場合においては、同項(３)ロ①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に 0.02 を乗じた額とすることができる。
- ５ 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害のあった市町村の区域内において行われる防災街区整備事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から１年以内に国の交付金の交付申請があったときに限り第１項中「３分の１」とあるのは「５分の２」と、「３分の２」とあるのは「５分の４」とする。
- ６ 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(１)の各号の要件を満たす事業に限り、(２)に定める額とする。
- (１)事業の要件
- 一 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること
 - 二 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
 - 三 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること
 - 四 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること
- (２)基礎額
- 変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、公共団体施行防災街区整備事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の２倍の数値を乗じて得た額を除く。この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、公共団体施行防災街区整備事業にあっては、３分の１に相当する額、防災街区組合等事業にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工

事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額) の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。) の 2 分の 1 に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の 2 分の 1 に相当する額を限度とする。

- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の 3 分の 1
- 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100 分の 23 を乗じて得た額

7 第 1 項(2)のニの①に掲げる「建物買収費相当額」は防災施設建築物の建設に要する費用に充てなければならない。

IV 都市再開発支援事業

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

(1) 附属第Ⅱ編イ－１３－(2)の 4. のⅣの第 1 項に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の 3 分の 1 とする。但し、以下のいずれかの方針を含む地区再生計画又は街区整備計画の策定に係る同項(1)又は(3)の事業並びにこれらの計画に基づくコーディネートとして同項(2)の事業を実施する場合にあつては、当該事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

- ① 重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事業に係る方針
- ② 都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針
- ③ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において誘導施設の導入を図る再開発事業の方針

(2) 附属第Ⅱ編イ－１３－(2)の 4. のⅣの第 2 項に掲げる補助にあつては、当該地方公共団体の補助に係る補助金の額の 2 分の 1 又は同項の各号に掲げる事業に要する費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

表 13-(2)-1.1

(単位：千円／戸)

構造／耐用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
木 造	1, 880	1, 970	—	—	—
軽 量 鉄 骨 スチールパイプ造	1, 920	2, 090	2, 220	2, 390	2, 510

表 13-(2)-1.2

(単位：千円／戸)

構造／耐用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
木 造	4, 130	4, 330	—	—	—
軽 量 鉄 骨 スチールパイプ造	4, 220	4, 580	4, 900	5, 260	5, 510

表 13-(2)-2

費 目	細 分	説 明
人件費	給 料	} 測量、設計、調査、資金計画作成、権利変換計画作成等を直営で行う場合にこれに直接従事する者に対する給与である。
	手 当	
	共 済 費	直営事業に直接従事する者に対する共済組合負担金である
	委 員 手 当	審査会委員又は審査委員に対する報酬である。
旅 費	旅 費	直営事業に直接従事する者及び審査会委員又は、審査委員に対する普通旅費、日額旅費、出張旅費である。
庁 費	賃 金	} 測量、設計、調査、資金計画作成、権利変換計画作成等を直営で行うに必要な経費である。
	需 用 費	
	役 務 費	
	委 託 費	
	使用料及び賃借料	
	原 材 料 費	
	備品購入費	
	共 済 費	賃金労務者に対する事業主負担保険料である。

表 13-(2)-3

階数	建築主体工事費等に要する費用に乗じる数値
3～5階	100分の22
6～13階	100分の24
14～19階	100分の24
20階以上	100分の26

表 13-(2)-4

(ア) 事業	(イ) 係数
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 ○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、Aランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一体的に取り組まれる事業	1.20
○ 防災再開発促進地区を定め又は定める予定である区域内で施行される事業（区	1.35

域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む) ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施される事業（市街地再開発事業又は防災街区整備事業に限る。）	
○ （イ）係数 1.35 を満たす（ア）事業要件及び以下の要件をいずれかを満たす事業 ① 以下の全てを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ② （イ）係数 1.20 を満たす（ア）事業要件のいずれかを満たす事業	1.50

表 13-(2)-5

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
3 年未満	100 分の 3
5 年未満	100 分の 5
5 年以上	100 分の 7

2. 雑則

- 1 平成 23 年度末までに、事業に着手済み（補助を受けて調査・計画策定・設計に着手した場合又は事業計画認可を了した場合を含み、複数の工区を有する地区において一部の工区に着手があったときは、地区全体に着手があったものとみなす。）の地区については、1. のⅠの第 1 項ただし書の規定は、適用しないものとする。
- 2 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 28 年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること並びに平成 30 年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込み地」と読み替える。
- 3 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 7 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 4 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施しているこ

とを明示できる市町村においては、平成 28 年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中に行われる事業に限り、事業に関する規定はなお従前の例による。

- 5 この要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
- 6 この要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、基礎額の算定に関する規定はなお従前の例による。
- 7 本改正要綱の施行（令和 3 年 4 月 1 日）前の要綱に基づく表 13-(2)-4 (ア) 欄「都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内において行われる事業」について、(イ) 欄の係数（1.20）の適用にあつては、改正前の要綱に基づき着手している事業及び令和 3 年度中に都市計画決定を受ける予定の事業については、なお従前の例による。
- 8 この要綱の施行（令和 3 年 4 月 1 日）の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、共用通行部分の整備に要する費用に関する規定はなお従前の例による。
- 9 この要綱の施行（令和 5 年 4 月 1 日）の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例によることができる。
- 10 この要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）に際し、令和 8 年度末までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、イー 1 3 - (2) のⅠ第 6 項又はⅢ第 6 項を適用する場合、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の要件を満たすものに限る。

イー 1 3 - (3) 削除

イー 1 3 - (4) 暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は次のとおりとする。

1 都市機能まちなか立地支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあつては、次に掲げる費用の合計の 3 分の 1 とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用

- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和 3 年国土交通省告示第 8 号。以下イー 1 3 -（4）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。

- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用

- ⑥ 資金計画作成に要する費用

- ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

- ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 土地整備費

- イ 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

- ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

- ハ 仮設店舗等設置費

コア事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から⑥までのそれぞれの費目が表 13-(4)に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）

- ② 仮設店舗等移設工事費

- ③ 仮設店舗等補修工事費

- ④ 仮設店舗等借上費

- ⑤ 仮設店舗等購入費

- ⑥ ①から⑤までのほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用

- (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、おのおの当り仮設店舗等設置費を限度とする。）

- (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当り 2,000 円を限度とする。）

- (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

二 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）及び「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成 15 年 8 月 5 日国総国調第 57 号）（以下イー 1 3 -（4）関係部分において「基準等」という。）に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）

- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) １. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
２. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合は「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法第２条第１項に規定する銀行、長期信用銀行法第２条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が１００平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
３. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第８８条第１項又は密集市街地整備法第２２２条第１項によるものについては、それぞれ同項の規定により期間を算出すること。
４. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

三 まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費

イ 駐車場整備費

立体駐車場の整備に要する費用

ロ 施設内通行部分整備費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：施設内通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S１：基礎額の算定において対象となる施設内通行部分の床面積の合計

S２：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

ハ 防音・防振工事費

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要となる防音・防振工事に要する費用

ニ 電波障害防除設備設置費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

ホ 防災関連施設整備費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の対象要件を満たすものに限る。）

市街地再開発事業等の基礎額の算定において対象となる供給処理施設の整備に要する費用、空地の整備に要する費用等

六 施設購入費

都市機能導入施設の購入に要する費用のうち、一から五までに相当する費用

2 空きビル再生支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の3分の1とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 改修工事費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等（多数の者が出入りし利用することが想定されるものに限る。以下イー１３－（４）関係部分において同じ。）の機能の導入に係る

既存建築物の整備費をいう。ただし、当該整備費に100分の23を乗じた額を限度とし、商業等に係る整備費については、商業等の専有する面積に2分の1を乗じた面積に係る整備費に限り対象とする。

三 共同施設整備費

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、本事業以外の他の国庫補助又は交付金を受けて整備した共同施設の撤去を伴う場合には、当該施設の残存価値を控除した額に限る。

イ 空地等整備費

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が対象施設の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第12条の5第3項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第4項第二号の施設で次のいずれかに該当するもの。

1) 密集市街地整備法第3条第1項の規定による防災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画の区域若しくは(i)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、(ii)の倒壊危険性又は(iii)の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの。

(i) 住宅市街地の密集度

1ヘクタール当たり80戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2／3以上）を占める街区を含むものに限る。）

(ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

(iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2／3以上）を占めてお

り、かつ、幅員４ｍ以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていることに該当するもの

２) 面積が概ね１,０００平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第３２条第１項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第２項第二号の施設

ロ 供給処理施設整備費

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下イ－１３－（４）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル、配線盤及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下イ－１３－（４）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設整備費

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ 電波障害防除施設の整備に要する費用

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受ける地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（ただし、地方公共団体が施行する事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、民間事業者等が施行する事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の 3 分の 1 を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に 2 分の 3 を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。）

⑩ 歴史的建築物等の再生に要する費用

歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

⑪ （対象施設の中の）公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S1}{S2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定において対象となる公共用通路の床面積の合計

S 2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用

共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

⑭ 防音・防振工事に要する費用

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

⑮ 防災関連施設の整備に要する費用

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

⑯ 集会所、管理事務所及びサービスフロントの整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 施設購入費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等の機能の導入に係る既存建築物又はその一部の購入費のうち、次に掲げるものをいう。

① 駐車場購入費

立体駐車場の購入に要する費用

② 施設内通行部分購入費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の購入に要する費用で、次の算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{購入費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2}$$

P：施設内通行部分の購入に要する費用

C：対象施設の購入費

S 1：対象施設全体における施設内通行部分の床面積の合計

S 2：対象施設全体の延べ面積

③ 電波障害防除設備購入費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の購入に要する費用

④ 防災関連施設購入費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の購入に要する費用

⑤ 賑わい交流施設購入費

賑わい交流施設の購入に要する費用

３ 賑わい空間施設整備

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 公開空地の設計に要する費用
- ⑤ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

二 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

三 公開空地整備費

再生事業計画に定められた概ね 10 年以上利用される公開空地の整備に要する費用

四 施設購入費

賑わい空間施設の購入に要する費用のうち、一から三までに相当する費用

４ 計画コーディネート支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 再生事業計画の作成に要する費用（交付期間は最初の交付決定のあった年度から５年間かつ通算３年間を限度とする。）

イ 住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及びまちづくりの啓発活動

ロ コンサルタント派遣

住民による中心市街地における暮らし・にぎわいの再生に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

ハ 暮らし・にぎわい再生事業計画作成

各街区の整備方針、対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の概要並びに整備計画に従って行われる主要な事業の事業計画の概要等の作成

二 コーディネート業務に要する費用（総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から５年間を限度とする。）

イ まちづくり活動支援

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成、住民の意見の調整

ロ 計画立案・調整

土地利用計画並びに対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成の

ための調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整

５ 関連空間整備

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 駐車場の整備費

再生事業計画に定められた駐車場の整備費。ただし、対象施設に係るコア事業の区域内に設置されるものと代替関係にある駐車場については、標準駐車場条例（平成６年１月２０日付け建設省都再発第３号都市局長通達）による附置義務相当分（大規模小売店舗立地法第４条第１項に基づく大規模店舗が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）の整備費に限るものとし、それ以外の駐車場については、１事業地区当たり概ね５００台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、当該駐車場の整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする。

二 緑化施設等の整備費

再生事業計画に定められた植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等の整備費

三 施設購入費

関連空間の購入に要する費用のうち、一及び二に相当する費用

四 公開空地整備費（平成２０年度末までに国土交通大臣の同意を得た暮らし・にぎわい再生事業計画に記載されたものに限る。）

再生事業計画に定められた公開空地の整備費

６ 第１項、第２項及び第３項の調査設計計画に係る事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は当該事業に要する人件費、旅費及び庁費を計上するものとする。

７ 第１項第二号に規定する土地整備費については、協定等により事業の一体性・連続性が確保される場合に限り、その他の施設整備と異なる主体が行うものについて交付の対象とする。

８ 次の要件に該当する都市機能導入施設に係るコア事業については、第１項又は第２項に掲げる基礎額の算定において、「３分の１」を「５分の２」と読み替えるものとする。

一 認定基本計画に位置付けられた公益施設の延べ面積の合計が都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の１０分の１以上であること。

二 認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が２以上の居住室を有するものに限る。）、商業等の延べ面積の合計が、都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の３分の２以上であること。この場合において、商業等の延べ面積の合計については、当該面積に２分の１を乗じた数値を用いるものとする。

表 13-(4) 仮設店舗等設置費標準単価表

イ－１３ 市街地整備事業

構造／耐用年数	１年	２年	３年	４年	５年
木造	1,880	1,970	－	－	－
軽量鉄骨 スチールパイプ造	1,920	2,090	2,220	2,390	2,510

(単位：千円／戸)

イ－１３－（５）都市再生総合整備事業に係る基礎額

イ－１３－（５）①都市再生総合整備事業（総合整備型）に係る基礎額

都市再生総合整備事業（総合整備型）の基礎額は、次のとおりとする。ただし、表 13-(5) のⅠに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に係る基礎額の合計額は 1 特定地区当たり 2,000,000 千円又は特定地区面積に 1 ha 当たり 40,000 千円を乗じたもののいずれか低い額を限度とする。

- 1 地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（総合整備型）については、当該事業に要する費用の 2 分の 1 とする。ただし、表 13-(5) に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設については、それぞれ表 13-(5) に掲げる費用の 3 分の 1 とする。
- 2 地方公共団体が都市再生総合整備事業（総合整備型）を行う者に対して補助する場合には、当該地方公共団体が補助する費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

イ－１３－（５）②都市再生総合整備事業（拠点整備型）に係る基礎額

1 都市拠点形成支援施設整備事業

整備事業の基礎額は、次のとおりとする。ただし、表 13-(5) のⅠに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に係る基礎額の合計額は 1 整備地区当たり 2,000,000 千円又は整備地区面積に 1ha 当たり 40,000 千円を乗じたもののいずれか低い額を限度とする。

- 一 地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、表 13-(5) に掲げる費用の 3 分の 1 とする。
- 二 協議会が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、表 13-(5) に掲げる費用の 3 分の 1 とする。
- 三 地方公共団体が都市再生総合整備事業（拠点整備型）（センター施設については、第 3 セクターが行うものに限り、表 13-(5) のⅠに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、第 3 セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。）を行う者に対し補助する場合には、地方公共団体から当該事業を行う者への補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

促進事業の基礎額は、当該促進事業の実施に要する費用として交付対象となる費用に対して、当該促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の交付割合を乗じた額とする。

3 都市拠点形成特定事業調査

特定事業調査の基礎額は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体又は協議会が行う特定事業調査に対しては、当該特定事業調査に要する費用の 3 分の 1 とする。
- 二 都道府県が市町村に対し、特定事業調査に要する費用について補助する場合には、当該都道府県が当該市町村への補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

イ－１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

１ 都市再生事業計画案作成事業

- 一 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第１号及び第２号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の３分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
- 二 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第１号ロ、ハ、ニ又はホ及び同第２号ロ又はハの要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。
- 三 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第３号及び第４号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。
- 四 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第５号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

２ 都市再生土地区画整理事業

- 一 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第２項イ又はロに掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の３分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第２項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
 - イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む。）
 - ロ 宅地整地費
 - ハ 移転移設費
 - ニ 公共施設工事費
 - ホ 公開空地整備費
 - ヘ 供給処理施設整備費
 - ト 電線類地下埋設施設整備費
 - チ 減価補償費
 - リ 立体換地建築物工事費
 - ヌ 仮設建築物整備費
 - ル 防災関連施設整備費

フ 浸水対策施設整備費

ワ 機械器具費

カ エリアマネジメント活動拠点施設整備費

二 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホ及び第３項第２号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号イからカまでに掲げる費用の合計の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第２項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は当該事業に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

三 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第４項及び第５項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第１号イからカまでに掲げる費用の合計の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第２項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は当該事業に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

四 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第２項ホに掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する公共施設充当用地の取得費の３分の１とする。ただし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する公共施設充当用地の取得費の２分の１とする。

五 第１号及び第２号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（X）の３分の１を限度とする。

六 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホ及び第３項第２号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、前号の式により算定した額（X）の２分の１を限度とする。

七 第３号の事業に係る基礎額は、第５号の式により算定した額（X）の２分の１を限度とする。

$$\begin{aligned} X = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A \\ & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ & + \text{立体換地建築物工事費} \\ & + \text{都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集集中支援事業の補助対象に限る）、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建築物等の移転補償費} \\ & + \text{浸水対策整地に係る移転補償費} \\ & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\ & + \text{公開空地整備費} \\ & + \text{防災関連施設整備費} \\ & + \text{浸水対策施設整備費} \\ & + \text{浸水対策整地費} \\ & + \text{エリアマネジメント活動拠点施設整備費} \end{aligned}$$

＋地籍整備費

A＝２／３ （ただし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロの要件に該当する地区において行われる事業については１とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について１とする。また、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第３項の要件に該当する地区において行われる事業については、０とする。）

ただし、Xの算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。

イ 公共用地率は、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロの要件に該当する地区において行われる事業以外の事業については、事業実施前の公共用地率が１５パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は１５パーセント又は土地所有者（過小宅地の所有者は除く。）が建築基準法第４３条の規定に基づいて道路幅員４ｍを確保した状態の公共用地率として算定する。また、事業実施前の公共用地率を算定するに当たっては、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第２項ホにより取得した土地を事業実施前の公共用地とみなすこととする。

ロ 事業に要する公共施設整備費は、仮設建築物整備費（仮住居費等に基づき算定する移転補償費を上限とする。）を含めて算定することができることとする。

ハ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費（ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る）は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。

(1) その面積が２０ha以上であり、かつ、１，０００棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域（水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。）で行われる事業であること。

(2) 居住誘導区域内であり、かつ、人口密度が４０人/ha以上の区域内で行われる事業であること。

(3) 立地適正化計画に都市再生特別措置法第８１条第２項第五号に規定する防災指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。

(4) 移転方法が集団移転（複数の建築物等を同時期に移転する方法）であること。

ニ 地区施設として位置付けられたもの以外の調整池については、その整備に要する費用の１／３を乗じた額を浸水対策施設整備費として算定する。

ホ 事業に要する公共施設整備費のうち公園整備に必要な費用について、人口２０万人以上の地方公共団体が施行する土地区画整理事業において概算事業費１０億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設について附属第Ⅱ編イ－１２－（１）の２．の第２項に規定するPPP/PFI手法及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

八 第４号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー１３－（６）の３．の第２項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Ｙ）の３分の１を限度とする。

九 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Ｙ）の２分の１を限度とする。

$$Y = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A$$

$$A = 2/3 \quad (\text{ただし、公益施設の整備が図られることが確実な場合には、} \\ \text{道路用地について} 1)$$

ただし、事業実施前の公共用地率が１５パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は１５パーセントとして算定する。また、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

３ 被災市街地復興土地地区画整理事業

一 附属第Ⅱ編イー１３－（６）の１．の第３項イに掲げる事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の２分の１とする。

イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む）

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

ニ 公共施設工事費

ホ 公開空地整備費

ヘ 供給処理施設整備費

ト 電線類地下埋設施設整備費

チ 減価補償費

リ 立体換地建築物工事費

ヌ 仮設建築物整備費

ル 防災関連施設整備費

ヲ 浸水対策施設整備費

ワ 液状化対策推進工事費

カ 機械器具費

ヨ エリアマネジメント活動拠点施設整備費

二 附属第Ⅱ編イー１３－（６）の１．の第３項ロに掲げる事業については、仮設住宅等の整備に要する費用の２分の１とする。

三 第１号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー１３－（６）の３．の第７項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Ｚ）の２分の１を限度とする。

$$Z = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\ + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ + \text{立体換地建築物工事費}$$

- ＋都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費
- ＋浸水対策整地に係る移転補償費（第２項第七号ハの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る）
- ＋電線類地下埋設施設整備費
- ＋公開空地整備費＋防災関連施設整備費
- ＋浸水対策施設整備費
- ＋浸水対策整地費（第２項第七号ハの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る）
- ＋津波防災整地費（東日本大震災の被災地にかかる推進地域又は計画区域で行うものに限る（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く））
- ＋液状化対策推進工事費
- ＋公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費
- ＋エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- ＋地籍整備費

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。
また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第２項七号二によるものとする。

4 緊急防災空地整備事業

附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第４項に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、当該用地を取得するのに要する費用の２分の１とする。ただし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第９項第一号に該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の減価補償費の８０パーセントを限度とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第９項第二号から第四号のいずれかに該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の８０パーセントを限度とする。

5 国の交付に係る時限

１．第３項第一号ワの規定、同項第三号の津波防災整地費及び液状化対策推進工事費の規定は東日本大震災からの復興の基本方針３（イ）又は（ロ）に該当する事業で、平成２７年度末までに着手した事業に限るものとする。

2. 交付対象事業の範囲

１．の第２項第１号及び第３項第１号に定める交付金の交付の対象となる事業は、表 13-(6)に掲げる範囲内とする。

3. 雑則

1 本要綱の施行の際、現に都市再生推進事業制度要綱（平成２１年３月３１日国土交通省国都市発第４６６号 国土交通省都市・地域整備局長通知）（「第３編 都市再生区画整理事業」に限る。）及び都市再生推進事業費補助交付要綱（平成２１年３月３１日国土交通省国都市発第４６７号 国土交通省都市・地域整備局長通知）（「第３編 都市再生区画整理事業」に限る。）に基づき実施されている事業

については、施行地区、国費の算定方法に関わる同要綱の規定は、本要綱の施行後もなおその効力を有する。

- ２ 本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の日から平成２８年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成２８年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成３０年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合の土地区画整理事業の地区を、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区とみなす。
- ３ 中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。
- ４ 本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ５ 本改正要綱（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間に事業着手する事業であって、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の６．の第６項を適用する事業（ただし、人口集中地区に係る地区に存しない区域で行われる事業に限る。）の場合、１．の第１項第２号並びに第２項第２号、第６号及び第９号を適用しない。
- ６ 本改正要綱施行（令和２年９月７日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イ－１３－（６）の１．第２項七号ハに関する規定はなお従前の例による。
- ７ 本改正要綱施行（令和３年７月１５日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イ－１３－（６）の１．第２項七号ニに関する規定はなお従前の例による。
- ８ 本改正要綱施行（令和４年４月１日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イ－１３－（６）の１．第２項第七号ホに関する規定はなお従前の例による。

表 13-(6)

種 別		工 種	交 付 対 象 の 範 囲
移 転	移 転	建 築 物 工 作 物 墓 地	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「公共細目」という。）第２第１項及び組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「組合細目」という。）第２第１項によること。
		仮設建築物	仮設建築物の整備に要する費用
	移 転	電 柱	公共細目第２第１項及び組合細目第２第１項によること。
		鉄 軌 道	
		上 水 道	
		ガ ス	
		下 水 道	
		工業用水道	

イ－１３ 市街地整備事業

移 設	移 設	及びかんがい用排水施設	
		電 線 等 の電氣的設備	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」（昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号）及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」（平成10年7月21日付け建設省都街発第56号）に基づき、施行者の負担となるべきもの
		高 圧 線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公 共 施 設 工 事	道 路 築 造	土工（切土盛土等）	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		敷 砂 利	
		排水施設	
		橋 梁	必要があると認められるもの
		立 体 交 差	施行者の負担となるべきもの
		植 樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		交通安全施設	
	舗 装	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	河 川 水 路		
	公 園		
その他	地 区 外 関 連 工 事	法第135条に規定するもの。	
	エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定に基づき公共施設の整備及び管理を行う者が行う公共施設工事	施行者の負担となるべきもの （施行者が公共施設管理者と協議し整備する場合の公共施設工事費を限度とする）	
整 地	宅地整地	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
公 開 空 地 整 備	築 造	公共施設工事に準ずる。	
供 給 処 理 施 設 整 備	上 水 道、 電気・ガス、 下 水 道 その他の供給処理施設	新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの（管理者による別途事業として実施すべきものは除く。）	
電線類地下埋設施設整備	電線類地下埋設施設整備費	管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、附属第Ⅱ編イー13－（6）の1.の第24項に掲げる経費を限度とする。	
立体換地建築物工事	立体換地建築物工事	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。 ただし、附属第Ⅱ編イー13－（6）の1.の第26項に掲げる経費を限度とする。	
防災関連施設整備	防災関連施設整備費	防災関連施設の整備に要する費用	
浸水対策施設整備	浸水対策施設整備費	浸水対策施設の整備に要する費用（ただし、他の工種に該当する費用は除く）	
エリアマネジメント活動拠点施設整備	エリアマネジメント活動拠点施設整備費	エリアマネジメント活動拠点施設の整備に要する費用	
減 価 補 償	減価補償金	減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対	

	象としない。
機械器具費	公共細目第２第１項及び組合細目第２第１項によること。
調査設計	

イ－１３－（７）削除

イ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の３分の１（ただし、次のイからニまでに掲げる事業については２分の１とする。）とする。

また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（ただし、２のヲ及びワにおける事業を除く。）は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は事業の実施に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

２のヲ及びワに掲げる事業については、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる１）及び２）の条件（バス（ＢＲＴを除く。以下同じ。）に関する施設の整備にあつては、１）から３）までの条件）を満たす場合に限り、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は事業の実施に要する費用の２分の１（ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の３分の１）のいずれか低い額とする。

１）地方公共団体が策定する立地適正化計画（又は広域的な立地適正化の方針（以下イ－１３－（８）関係部分において立地適正化計画及び立地適正化の方針を併せて「立地適正化計画等」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画（以下イ－１３－（８）関係部分において「地域公共交通計画」という。）において、本事業の実施に関連する実効性のある取組が即地的・具体的に位置づけられていること。

２）次の（ｉ）から（iii）までに掲げる事項に関する目標が設定されていること。

（ｉ）本事業の実施に関連する当該公共交通の利用者数

（ii）本事業の実施に関連する当該公共交通の収支

（iii）本事業の実施に関連する当該公共交通に対する地方公共団体の支援額

３）鉄道等から転換する場合を除き、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国総計第９７号・国鉄財第３６８号・国鉄業第１０２号・国自旅第２４０号・国海内第１４９号・国空環第１０３号）による陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業の補助金の交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関するものであること。

また、２のワ（ｉ）における事業にあつては、次に掲げる式により算定した額のうちいずれか少ない額を限度とする。

１） $a \leq x - b$

2) $a \leq b / 2$

a : 対象額

b : 都市施設と鉄道施設の整備を一体的に行うために関係者が策定した合理的な計画に基づき整備を行う場合に、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (8) の 4. のロの(1)から(10)までの施設の整備に要する費用に対する対象額

x : 現況の鉄道施設を前提に、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (8) の 4. のロの(1)から(10)までの施設の整備を行うと想定した場合に算定される対象額

イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。

(1) 居住誘導区域内で人口密度 40 人/h a 以上の区域において実施する事業

(2) 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業（ただし、都市計画区域外においては、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域と地域生活拠点とを結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。）

(i) 以下のすべての要件を満たす区域（中心拠点区域）

① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）

② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数（片道）が3本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数（片道）が3本以上）から半径 500m の範囲内

③ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

(ii) 以下のすべての要件を満たす区域（連携生活拠点区域）

① 複数市町村が連携して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内

（※）複数市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・都市機能誘導区域の概ねの配置、誘導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載）」に基づく立地適正化計画をいう

② 中心拠点区域に接続する鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内

③ 中心拠点区域の中心から半径 30km の範囲内

④ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

⑤ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

(3) 地域生活拠点において実施する事業

ロ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 2 項第五号に規定する滞在快適性等向上区域（以下イー 1 3 - (8) 関係部分において「滞在快適性等向上区域」という。）へのアクセス等に寄与し、歩道又は自転車道の整備等と一体的に整備する都市交通施設の整備に係る事業（ただし、都市構造上の理由

等（市街化区域内の人口密度が 40 人/ha 以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市区町村に限定する）

ハ 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（脱炭素先行地域）において実施する事業

ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 25 条第 1 項に規定する基本構想において定められている同条第 2 項第 1 号の区域で行われるバリアフリー交通施設の整備

1 整備計画の作成等に関する事業

イ 整備計画の作成に関する事業

現況調査、基本構想の立案、土地利用及び都市施設等についての総合的な計画の立案、整備手法の調査、駐車場整備に係る計画の策定、駐車場有効利用促進計画の策定並びに整備計画策定の一環として行う交通・情報実験（附属第Ⅱ編イー 13－（8）の 4. のロ及びハで整備を行う施設の位置、規模等を検討するものに限る。）に要する費用とする。

なお、NPO、まちづくり協議会又は公共交通事業者が実施する場合は、地方公共団体又は第 3 セクターが実施する整備計画作成に関する事業を補完するものであって、附属第Ⅱ編イー 13－（8）の 4. のロ及びハで整備を行う施設に関するものに限る。

ロ 交通まちづくり活動推進事業

公共交通の利用を効果的に促進するための公共交通実態分析、アンケート調査、専門家の派遣、社会実験等に要する費用とする。

ハ スマートシティの推進に資する社会実験

スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が行うものであり、デジタル技術の活用にかかる社会実験（公共交通における自動運転バスの実装、シェア型モビリティの実装、自動運転技術の活用等）に向けて取り組む社会実験に要する費用とする。

2 公共的空間等の整備に関する事業

イ 公共的空間等が整備される敷地の整備

建築物等の除却及び敷地に要する費用のうち次の式により算定される費用。

$$A = B \times (S1 / S2)$$

A : 建築物等除却費及び整地費の交付対象事業費

B : 建築物等除却費及び敷地の総額

S1 : 公共的空間及び都市情報システム等の床面積の合計

S2 : 建築物の延べ床面積

ロ 公共的空間の整備

歩行者通路、広場、人工地盤、公開空地及び駅舎の地域拠点施設への改修や

減築等の整備に要する費用のうち次に掲げるもの。

ただし、建築物内において建築物利用者と共同利用される通路等については、これに４分の３を乗じた額。

(1) 設計費

① 地盤等調査費

公共的空間の設計及び建設に必要な地盤等調査に要する費用

② 基本設計費

公共的空間の基本設計に要する費用

③ 実施設計費

公共的空間の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

① 建設費

公共的空間の工事に要する費用

② 購入費（地方公共団体が取得する場合に限る。）

広場（バスターミナルを含む。）を整備するに当たって、複合建築物（(a)又は(b)に掲げる地区において建築されるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用（①に要する費用相当分を限度とする。）。

ただし、整備する施設については自動車ターミナル法（昭和３４年法律第１３６号）に基づく自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和３４年政令第３２０号）及びバリアフリー法に基づく移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成１８年国土交通省令第１１１号）に準じたものとする。

(a) 都市計画法第７条の２第１項において定められる都市再開発法第２条の３第１項の都市再開発の方針により計画的な再開発が必要とされた市街地。

(b) 都市再開発法第２条の３第２項の都市再開発法の方針により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区。

ハ 歩行空間の整備

歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

歩行空間の基本設計に要する費用

② 実施設計費

歩行空間の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

歩行空間の整備に要する費用

ニ 駐車場の整備

次の(i)から(iii)までのいずれかの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする（ただし、

別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。）。また、人口２０万人以上の地方公共団体が、概算事業費１０億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成２７年１２月１５日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検討することを要件とする。

- (i) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第７条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画（以下「低炭素まちづくり計画」という。）において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車台数が概ね１００台以上（計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で概ね１００台以上）の駐車施設。
- (ii) 低炭素まちづくり計画において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車場のうち、総合交通戦略及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２７条の１６第一項に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通利便増進実施計画（以下イ－１３－（８）関係部分において「利便増進実施計画」という。）に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置するパーク・アンド・ライド用の駐車施設及び自動二輪車専用の駐車施設。
- (iii) 地区交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置づけられている駐車場。

(1) 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用の４分の１に相当する額

(2) 土地整備費

次に掲げる費用の４分の１に相当する額

① 建築物除却費

事業地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事及び引移転工事に要する費用

② 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

(3) 施設整備費

当該駐車場の工事に要する費用で建設費の４分の１に相当する額

ホ 駐車場有効利用システムの整備

駐車場の有効利用システムの整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 実施設計費

駐車場有効利用システムの実実施設計に要する費用の４分の１に相当する額

(2) 基幹施設整備費

駐車場有効利用システムの運営センター整備に要する費用で施設整備の４分の１に相当する額

ヘ 観光バス駐車場の整備

観光バスの駐車のための施設（以下イ－１３－（８）関係部分において「観光バス駐車場」という。）の不足により円滑な道路交通の確保に著しい支障が生じている区域において、地方公共団体が作成する観光バス受入計画に基づき観光バス駐車場（駐車台数が５台以上（当該計画において複数箇所での一体的駐車施設を形成している場合は、合計で５台以上）の駐車施設。）を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

（１）設計費

① 基本設計費

観光バス駐車場の基本設計に要する費用

② 実施設計費

観光バス駐車場の実施設計に要する費用

（２）施設整備費

観光バス駐車場の工事に要する費用

ト 荷捌き駐車施設の整備

１ha以上の区域又は１０店舗以上の地上権者等を対象とする、荷捌きのための駐車施設（以下イ－１３－（８）関係部分において「荷捌き駐車施設」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。（複数箇所での一体的荷捌き駐車施設を形成している場合は、合計で当該要件を満たす場合も対象とする。）

（１）設計費

① 基本設計費

荷捌き駐車施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

荷捌き駐車施設の実施設計に要する費用

（２）施設整備費

① 建設費

荷捌き駐車施設の工事に要する費用

② 購入費（地方公共団体が取得する場合に限る。）

荷捌き駐車施設を整備するに当たって、複合建築物（(a)又は(b)に掲げる地区において建築されるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用（①に要する費用相当分を限度とする。）

ただし、整備する施設については「標準駐車場条例（平成１８年１１月３０日国都街第４０号）第２９条第３項」に規定する構造に準じたものとする。

(a) 都市計画法第７条の２第１項において定められる都市再開発法第２条の３第１項の都市再開発の方針により計画的な再開発が必要とされた市街地。

(b) 都市再開発法第２条の３第２項の都市再開発の方針により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区。

チ 自転車駐車場の整備

自転車駐車場（シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数２００台以上（整備計画に位置づけられ、複数箇所

でネットワークを形成している場合は合計で200台以上)の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上(複数箇所設置の場合は合計で50台以上)の駐車施設の整備に要する費用とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

自転車駐車場の基本設計に要する費用

② 実施設計費

自転車駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

自転車駐車場の工事に要する費用

リ バリアフリー交通施設の整備

エレベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備(附属第Ⅱ編イー 1 3 - (8) の4. のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。)に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

バリアフリー交通施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

バリアフリー交通施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

バリアフリー交通施設の工事に要する費用

ヌ シェアモビリティ設備の整備

シェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 実施設計費

シェアモビリティ設備の実施設計に要する費用

(2) 設備整備費

シェアモビリティ設備の整備に要する費用

ル 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備

分散型エネルギーシステム(コージェネレーションシステム、電力自営線、熱導管及びその付帯施設)及び公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等(太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設、及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 実施設計費

分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の実施設計に要する費用

(2) 設備整備費

分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備に要する

費用

ワ LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備

LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通（総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものに限る。ただし、いずれの場合も、事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実なものに限る。）に関する停留所、車両基地及び軌道（軌道緑化を含む。）及び架線等の施設（車両（車両改造を含む。）を除く。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）、及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進再編事業に係るものに限り、民間建築物との合築や民間施設の一部を購入する費用を含むものとする。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共交通に関する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

公共交通に関する施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共交通に関する施設の整備に要する費用

ワ 附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(10)までの施設の代替となる又は附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備

(i) 都市施設と鉄道施設の整備を一体的に行うために関係者が策定した合理的な計画に基づく附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(10)までの施設の代替となる鉄道施設等の移設及び改築に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

次に掲げる費用の５分の３に相当する額

① 基本設計費

鉄道施設等の移設及び改築を行うための基本設計に要する費用

② 実施設計費

鉄道施設等の移設及び改築を行うための実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

鉄道施設等の移設及び改築の工事に要する費用の５分の３に相当する額

(ii) 総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

- ① 基本設計費
施設の基本設計に要する費用
- ② 実施設計費
施設の実施設計に要する費用
- (2) 施設整備費
施設の整備に要する費用
- (iii) 総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４．のロの(1)から(12)までの施設と一体となって整備する架線、レール及び枕木等の鉄道施設等（車両（車両改造を含む。）を除く。）の整備に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。
 - (1) 設計費
 - ①基本設計費
施設の基本設計に要する費用
 - ②実施設計費
施設の実施設計に要する費用
 - (2) 施設整備費
施設の整備に要する費用

3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業

公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のものが行う場合にあっては次のイ及びロを除くこととし、1地区におけるロに係る基礎額の合計額（設計費を除く。）は、400,000千円を限度とする。

イ 都市情報提供システムの整備

交通、施設案内、経路案内、イベント、防災等に関する情報を映像により、又は視覚障害者に提供するために整備される施設（以下イー１３－（８）関係部分において「都市情報提供システム」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

- (1) 設計費
 - ① 基本設計費
都市情報提供システムの基本設計に要する費用
 - ② 実施設計費
都市情報提供システムの実施設計に要する費用
- (2) 施設整備費
 - ① 都市情報提供システムの整備費
都市情報提供システムの工事に要する費用
 - ② 都市情報関連機器等の整備費
都市情報関連機器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用

を行う場合にあっては、各々の機器を専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。) 及び外部の通信幹線と都市情報提供システムを結ぶケーブル類の整備に要する費用

ロ 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備

地下交通ネットワークの管理情報システム、防災施設、空調施設の整備又は道路等公共施設の地下に設けられる地下ネットワークの出入口として民有地に設けられる共同利用施設(以下イー１３－(８)関係部分において「地下交通ネットワークの管理安全施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

地下交通ネットワークの管理安全施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

地下交通ネットワークの管理安全施設の実施設計に要する費用

(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設整備費

① 管理情報センターの建設費

管理情報センターの建設に要する費用。ただし、他の施設と複合施設にあっては、全体建築工事費を当該管理情報センターの占有する床面積により按分した額

② 管理情報システム機器の整備費

地下交通ネットワーク及び管理情報センター内に設置する管理情報システム機器の整備に要する費用(他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々の情報通信システムを専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。) 及び外部の通信幹線と管理情報センターとを結ぶケーブル類の整備に要する費用

③ 防災施設等整備費

防災施設等(防災施設、空調施設)の工事に要する費用

④ 共同利用施設整備費

共同利用施設(階段、エレベーター、エスカレーター等)の工事に要する費用

ハ 公共空間等の利活用の増進に資する施設の整備

ベンチ等の休憩施設や植栽施設、電源設備、給排水設備、パークレット等の景観形成又は街路空間の利活用の増進に資する施設(以下、イー１３－(８)関係部分において「公共空間等の利活用の増進に資する施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の工事に要する費用

ニ 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備

路面電車・バス等の路面公共交通機関に係る停留所の施設及びシェルター、架線柱、高度な交通結節機能を有するトランジットセンター等の歩行の円滑化に資する施設（以下イ－１３－（８）関係部分において「公共交通機関の利用促進に資する施設」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共交通機関の利用促進に資する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

公共交通機関の利用促進に資する施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共交通機関の利用促進に資する施設の工事に要する費用

ホ 案内標識の整備

案内標識の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

案内標識の基本設計に要する費用

② 実施設計費

案内標識の実施設計に要する費用

(2) 設備整備費

案内標識の工事に要する費用

ヘ スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備

公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の整備、戦略等の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備（自治体又は官民連携の協議会等による都市交通施設に係る既存データのデジタル化及びオープン化のためのデータベース構築を含む）、公共交通における自動運転バスの実装に必要な自動運行を補助する施設（磁気マーカ等）の整備に要する費用。ただし、情報化基盤施設については、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供するものとし、かつ、スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が整備する施設に限る。

ト こども連れ環境施設の整備

授乳室、キッズスペース、こども連れにも配慮した公共トイレ、ベビーカーシェアポート、まちなか見守りカメラ等、こども及びこども連れが外出する際における特有の課題に対応する施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

こども連れ環境施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

- こども連れ環境施設の実施設計に要する費用
(2)施設整備費
こども連れ環境施設の工事に要する費用

2. 雑則

1 経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、平成２９年３月３１日までの間、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

2 経過措置

イ 平成２８年度末までに事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を記載している立地適正化計画を策定することを前提に、当該見込地を都市機能誘導区域とみなす。

ロ 平成３０年度末までに事業を開始する場合は、平成３０年度中に居住誘導区域を記載している立地適正化計画を策定することを前提に、当該見込地を居住誘導区域とみなす。

ハ 平成３０年度末までに事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を設定することを、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画に位置付けられた事業とみなす。

ニ 平成３０年度末までに事業を開始する場合であって、都市機能誘導区域が設定されている場合には、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画に位置付けられた事業とみなす。

3 経過措置

令和４年度末までに事業に着手済みの地区（本事業の活用に向けたまちづくりに関する調査・計画策定、関係者との協定締結等を令和４年度に実施している地区を含む。）については、なお従前の例によることができる。

4 経過措置

令和８年度末までに事業を開始する場合は、令和６年１２月１７日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。

イ－１３－（９）津波復興拠点整備事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

- ・津波復興拠点整備計画策定支援、津波復興拠点のための公共施設等整備、津波復興拠点のための用地取得造成に要する費用の２分の１

2. 国の交付に係る時限

- 1.の規定は、東日本大震災からの復興の基本方針３（イ）又は（ロ）に該当する事

業で、平成２７年度度末までに着手した事業に限り、適用するものとする。

イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

１ 政策課題対応タイプの基礎額

一 政策課題対応タイプの基礎額（第六号又は第七号に該当する場合においては、国及び地方公共団体による施行者等への補助金の額の合計又はこれに相当する額）は、交付対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、附属第Ⅱ編イー１３－（１０）３．第３項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては１００分の３を、必須要件に加え同３．第４項第一号イからへに規定する選択要件のうち二つに該当するものについては１００分の５を、三つに該当するものについては１００分の７をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

(1) 高齢者等配慮対策

高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用

(2) 子育て対策（必須）

子育て支援機能の確保、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策を図るために付加的に要する費用（住宅部分を除く。）

(3) 子育て対策（選択）

子育てに配慮した防犯性の確保、遮音性の確保、子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースの確保を図るために付加的に要する費用

(4) 防災対策（必須）

特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用

(5) 防災対策（選択）

災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備、雨水貯留浸透施設の整備並びに災害時に利用可能な給水関連施設の整備に伴い付加的に要する費用

(6) 省エネルギー対策（必須）

附属第Ⅱ編イー１３－（１０）３．第３項第一号ニに規定する省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用

(7) 省エネルギー対策（選択）

附属第Ⅱ編イー１３－（１０）３．第４項第一号へに規定する省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用（(6)の費用を除く。）

(8) 環境対策（必須）

構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

(9) 環境対策（選択）

イ 都市緑化対策

敷地内の緑化を図るために付加的に要する費用（屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用を含む。）

ロ 木材利用の推進

木材利用を図るために付加的に要する費用

ハ 優良な緑地確保の取組の推進

優良緑地確保計画の認定基準に適合するために付加的に要する費用

(10) 生産性向上（選択）

BIMを導入するために付加的に要する費用

(11) 働き方対策（選択）

テレワーク拠点を整備するために付加的に要する費用

二 第一号(1)から(11)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。

三 第一号に規定する補助対象事業の建設工事費には、次の(1)から(4)までに掲げる費用については含めないものとする。

(1)子育て対策（必須）

住宅部分において、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策、住戸の躯体天井高さの確保、宅配ボックスの設置を行うために付加的に要する費用

(2)防災対策（必須）

都市部に存する事業における、災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用

(3)防災対策（必須）

都市部に存する事業における雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用

(4)環境対策（必須）

住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

四 第三号(1)から(4)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。

五 施行者等が地方公共団体以外の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内、かつ、当該対策のために付加的に要する費用に対して地方公共団体が施行者等に補助する額の2分の1以内とする。

六 施行者等が地方公共団体の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内とする。

2 地域活性化タイプの基礎額

次の一及び二のいずれか少ない額を限度とする。

- 一 建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事のうち、令和４年度以降に要した費用。ただし、当該費用に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の額を除く。）に対し、 100 分の 11.5 を乗じて得た額
- 二 令和４年 11 月 8 日以降に建設工事費高騰を踏まえて変更される事業計画に基づき算定した、建設工事費の増加額
- 三 各年度の交付金の額は、当該年度に支出される建設工事費を超えないものとする。

イ－１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イ－１３－（１１）４．１の(1)から(5)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イ－１３－（１１）４．２の(1)から(8)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイ－１０－（１）１．イの４）式の適用にあたっては、ii）又はiv）に該当する場合に限るものとする。

イ－１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する無電柱化まちづくり促進事業においては、交付の対象となる事業に係る費用の額の 2 分の 1 に相当する金額とし、地方公共団体からの補助金を受けて組合又は民間事業者等が実施する無電柱化まちづくり促進事業においては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が交付の対象となる事業に係る費用の額の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。なお、市街地開発事業等の区域面積が $3,000\text{m}^2$ 未満の場合において、当該額が交付の対象となる事業に係る費用の額に 1.2 を乗じて得た額の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の 2 分の 1 に相当する金額とする。

イー１４ 都市水環境整備事業

イー１４－（１）都市水環境整備下水道事業に係る基礎額

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

イ．新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業

本事業の基礎額は、イー７－（１１）新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、イー７－（１）からイー７－（１３）までによる。

ハ．上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、イー７－（１）からイー７－（１３）までによる。

イー１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害財特法失効後の財政措置対象事業） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3
- ・沖縄 1/2

- （１） 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の３分の１（公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあつては２分の１）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の３分の１を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第２７条第１項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の３分の１を都道府県に対して交付するものとする。

- （２） 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の３分の１を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し３分の１を交付するものとする。

イー１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

イー 15 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

イー 15 - (1) 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{基礎額} = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については、次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

2. 交付限度額

交付限度額は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成 17 年国土交通省令第 80 号。以下イー 15 - (1) 関係部分において「地域住宅法施行規則」という。）第 5 条第 2 項の規定により、地域住宅法第 7 条の交付金の額は地域住宅法施行規則第 5 条第 1 項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B) + K$$

$$2) \alpha = \frac{10}{9} \times A + K$$

A：附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 2 項、第 4 項から第 10 項及び第 12 項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 1 項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額

K：附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 3 項及び第 11 項の事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 2 項、第 4 項から第 10 項及び第 12 項までの事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額（以下イー 15 - (1) 関係部分で「交付対象事業費」という。）は、それぞれ K に含

めて α を算出することができる(ただし、Kに含める場合の額は、交付対象事業費に、既往の補助金における国の地方公共団体に対する補助の割合に2を乗じた数値を乗じた額とする。)ものとし、附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第3項及び第11項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額は、それぞれAに含めて α を算出することができるものとする。

3. 沖縄における交付限度額

地域住宅法施行規則第5条第2項の規定により、沖縄県の区域においては、交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha + \text{O}$$

この場合において、 α については、2. の規定を準用する。

O：次に掲げる費用の額を合計した額

- イ 附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第2項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱(平成17年8月1日付け国住備第37号)第2第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に4分の1を乗じて得た額
- ロ 附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第3項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第6に規定する改良住宅の建設等に係る費用の額に12分の1を乗じて得た額
- ハ 附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第8項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、沖縄振興特別措置法施行令別表第1各項に掲げるものに係る額に、同表各項に掲げる割合から2分の1を除いた割合を乗じて得た額

4. 北方領土隣接地域における交付限度額

地域住宅法施行規則第5条第2項の規定により、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号)第2条第2項に規定する北方領土隣接地域においては、交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha + \text{H}$$

この場合において、 α については2. の規定を準用する。

H：附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第2項の事業について、交付対象事業の費用

の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱第２第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第７条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合から２分の１を控除して得た数を乗じて得た額

５. 交付金の交付及び交付限度額に係る通知

- １ 国土交通大臣は、地方公共団体から社会資本総合整備計画（地域住宅法第６条第２項の規定に掲げる事項が記載された計画に限る。）の提出を受けた場合には、その求めに応じ、当該計画に対する交付金（要綱本編第６第１号ニ②に掲げる事業が定められている場合には、当該事業に係る交付金を含む。）の交付及び限度額について判断し、その結果を当該地方公共団体に対し通知することができる。
- ２ 前項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

６. 雑則

- １ この要綱の施行の際、現に地域住宅交付金交付要綱（平成１７年３月２３日付け国住備第９９号。以下この項において「旧要綱」という。）に基づき実施されている事業について、交付限度額の算定に関わる旧要綱の規定は、この要綱の施行後もその効力を有するものとする。
- ２ 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成１９年３月２８日付け国住備第１６０号）の施行の日までに、供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等並びに事業に着手した特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等については、なお従前の例によるものとする。
- ３ 附属第Ⅱ編表イ－１５－（１）－１第１項の事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- ４ ２．から４．の交付限度額については、附属第Ⅱ編表イ－１５－（１）－１第１項の事業（以下、この項において「提案事業」という。）に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された提案事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、交付対象事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めて算出した額から地域自主戦略交付金の交付相当額を控除した額とする。

イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額

イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額

- 1 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の２分の１、又は、表イー１６－（１）－１の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の３分の１のいずれか低い額とする。（注１０）

表イー１６－（１）－１

(あ)	区分	次のいずれかのプロジェクトに該当するもの 住宅型 地域活性化 福祉空間形成型 防災活動拠点型	左のいずれにも該当しないもの
(い)	イ 調査設計計画（注６）		
	(1) 事業計画作成費		
	①現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○
	②基本設計費	○	○
	③敷地設計費	○	○
	④公共施設設計費	○	○
	⑤資金計画作成費	○	○
	⑥環境アセスメント費	○	○
	⑦建物状況調査費	○	○
	(2) 地盤調査費	○	○
	(3) 建築設計費	○	○
	(4) 権利変換計画作成費	○	○
	ロ 土地整備（注８）		
	(1) 建築物除却等費	○	○
	(2) 仮設店舗等設置費	○	○
	(3) 補償費等	○	○
	ハ 共同施設整備（注７）（注８）（注９）		
	(1) 空地等整備費		
	①通路整備費	○	○
	②駐車施設整備費	○	○
	③児童遊園整備費	○	○
	④緑地整備費	○	○
	⑤広場整備費	○	○

	⑥ 2号施設整備費	○	○
	⑦ 地区防災施設整備費	○	○
	(2) 供給処理施設整備費		
	① 給水施設整備費	○	○
	② 排水施設整備費	○	○
	③ 電気施設整備費	○	○
	④ ガス供給施設整備費	○	○
	⑤ 電話施設整備費	○	○
	⑥ ごみ処理施設整備費	○	○
	⑦ 情報通信施設整備費	○	○
	⑧ 熱供給施設整備費	○	○
	(3) その他の施設整備費		
	① 共用通行部分整備費	○	○ (注1)
	② 防災性能強化工事費	○	○
	③ 防災関連施設整備費	○	○
	④ 防音・防振等工事費	○	
	⑤ 社会福祉施設等との一体的整備費	○ (注2)	
	⑥ 立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○
	⑦ 公共用通路整備費	○	○
	⑧ 駐車場整備費	○	○ (注3)
	⑨ 機械室（電気室を含む。）整備費	○	○
	⑩ 集会所及び管理事務所整備費	○ (注4)	
	⑪ 高齢者等生活支援施設整備費	○	○
	⑫ 子育て支援施設整備費	○	○
	⑬ 避難設備設置費	○	○
	⑭ 消火設備及び警報設備設置費	○	○
	⑮ 監視装置設置費	○	○
	⑯ 避雷設備設置費	○	○
	⑰ 電波障害防除設備設置費	○	○
	⑱ 共用搬入施設整備費	○	
	⑲ 歴史的建築物等再生費	○	
	⑳ 災害時に活用可能な集会所等の施設整備費	○ (注5)	○ (注5)
	㉑ 地区計画等に定められた施設整備費	○	○
	㉒ 特に国土交通大臣が承認したもの	○	○

(注1)

権利変換等によって施設建築物へ入居する権利者のうち当該権利変換等によっては次の(イ)及び(ロ)に掲げる面積を確保することのできない者又は借家権者が10人以上であり、かつ、当該者の人数の施設建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合に限る。

(イ) 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

(ロ) (イ)以外の用に供される部分 20 平方メートル

(注 2)

次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に該当する場合に限る。

(イ) 住宅型プロジェクトかつ福祉空間形成型プロジェクト

(ロ) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されるものかつ福祉空間形成型プロジェクト

(ハ) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されるものかつ一定の社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 10 分の 1 以上又は 1,000 ㎡以上であるものに限る。）を整備するもの

(注 3)

標準駐車場条例及び標準自転車駐車場附置義務条例（昭和 56 年 11 月 28 日付け建設省都再発第 101 号都市局長通達）によるそれぞれの附置義務相当分（大規模小売店舗立地法第 4 条第 1 項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）に限る。

(注 4)

公的住宅の延べ面積が保留床の延べ面積の 3 分の 1 以上である場合に限る。

(注 5)

附属第Ⅱ編イー 1 3 - (1) ①の 1. の第 1 3 項に規定する「地震に強い都市づくり推進 5 箇年計画」に位置付けられた市街地再開発事業に該当する場合に限る。

(注 6)

調査設計計画に係る交付は、権利変換計画又は管理处分計画の認可前にあつては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5 年間で限度とする。

(注 7)

共同施設整備に要する費用のうち表イー 1 6 - (1) - 2 に掲げる施設の整備に要する費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用（表イー 1 6 - (1) - 3 に掲げる施設の整備に要する費用中交付対象事業費となるものを除く。）に、施設建築物階数の区分に応じ、それぞれ表イー 1 6 - (1) - 4 に掲げる数値を乗じて得た額とする。なお、これによらない場合において、ハ(2)①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に 0.02 を乗じた額とすることができる。

表イー 1 6 - (1) - 2

空地等、供給処理施設、消火設備及び警報設備、避難設備、監視装置、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分（分譲共同住宅の保留床に係る部分を除く）、集会所及び管理事務所、避雷設備、電波障害防除設備

表イー 1 6 - (1) - 3

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、共用搬入施設、歴史的建築物等再生費、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防振等工事、災害時に活用可能な集会所等の施設

表イー 1 6 - (1) - 4

階 数	建築主体工事等に要する費用に乘じる数値
3 ～ 5 階	100 分の 22
6 ～ 13 階	100 分の 24
14 ～ 19 階	100 分の 24

２０階以上	１００分の２６

(注８)

表イ－１６－（１）－５（あ）欄の事業にあつては、それぞれの費用の額に（い）欄の係数を乗じて得た額とする。

表イ－１６－（１）－５

（あ）事業	（い）係数
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 ○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ CASBEE 建築評価認証またはCASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一体的に取り組まれる事業	1. 20
○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業	1. 35
○ （い）係数 1. 35 を満たす（あ）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 - イ 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること - ロ （い）係数 1. 20 を満たす（あ）事業要件のいずれかを満たす事業	1. 50

(注９)

事業実施により整備される施設建築物の容積率 1, 000%超の部分を除く。

(注 10)

急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。

(1) 事業の要件

- 一 第一種市街地再開発事業であること
- 二 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実に見込まれること
- 三 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
- 四 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること
- 五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること

(2) 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。以下この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表イ－１６－（１）－６に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表イ－１６－（１）－６に掲げる率を乗じた額を除いた額）の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。

- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の3分の1
- 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の23を乗じて得た額

表イ－１６－（１）－６

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
3年未満	100分の3
5年未満	100分の5
5年以上	100分の7

- 2 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる市街地再開発事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から1年以内（平成二十八年熊本地震の被災地において平成二十八年熊本地震に関連して実施される事業に係るものについては令和3年3月31日まで）に交付申請があったときに限り、前各項の規定において「3分の1」とあるのは「5分の2」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。
- 3 平成28年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に居住誘導区域

を設定することを前提に、イー 1 6 - (1) 関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。

- 4 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 2 8 年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 5 本改正要綱の施行（平成 2 8 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。イー 1 6 - (2) において同じ。ただし、市街地再開発事業を優良建築物等整備事業と読み替えて適用するものとする。
- 6 本改正要綱の施行（令和 3 年 4 月 1 日）前の要綱に基づく表イー 1 6 - (1) - 5 (ア) 欄「都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 k m の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500 m の範囲内において行われる事業」について、(イ) 欄の係数 (1. 20) の適用にあつては、改正前の要綱に基づき着手している事業及び令和 3 年度中に都市計画決定を受ける予定の事業については、なお従前の例による。
- 7 第 1 項から前項までの規定に関わらず、本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。
- 8 令和 5 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。
- 9 令和 6 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。
- 10 この要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）に際し、令和 9 年 3 月 31 日までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、(注 10) の規定を適用する場合、附属第Ⅱ編イー 1 6 - (1) の要件を満たすものに限る。

イー 1 6 - (2) 優良建築物等整備事業に係る基礎額

- 1 本事業の基礎額は、事業主体が行う事業については、表イー 1 6 - (2) - 1 の (あ) 欄に掲げる区分に応じ、(い) 欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額（以下、この項において「対象事業費の額」という。）の 3 分の 1（都市再構築型優良建築物等整備事業のうち人口密度維持タイプにあつては対象事業費の額の 2 分の 1、高齢社会対応タイプにあつては対象事業費の額の 5 分の 2 とし、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イー 1 6 - (1 2) ①第 4 項及び第 5 項並びに住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け国住街第 145 号、国住市第 99 号、国住木 111 号）第 3 第 6 項第 3 号及び第 3 第 7 項第 3 号に規定する額）とし、事業主体以外の施行者が行う事業については、事業主体が施行者に補助する費用の 2 分の 1、又は、対象事業費の額の 3 分の 1 のいずれか低い額（都市再構築型優良建築

物等整備事業のうち高齢社会対応タイプにあつては、対象事業費の額の３分の２を超えない範囲の額について事業主体が施行者に補助する費用の５分の２、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イ－１６－（１２）①第４項及び第５項並びに住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱（令和７年３月３１日付け国住街第１４５号、国住市第９９号、国住木１１１号）第３第６項第３号及び第３第７項第３号に規定する額）

イー１６ 住環境整備事業

表イー１６－（２）－１

区分	共同化タイプ		市街地環境形成タイプ		マンション建替タイプ		中心市街地共同住宅供給タイプ	既存ストック再生型		都市再構築型	複数棟改修型
	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	本要綱附属第Ⅱ編イー16ー(2)2.1ーハ(3)①に該当するもの	本要綱附属第Ⅱ編イー16ー(2)2.1ーハ(3)②に該当するもの		本要綱附属第Ⅱ編イー16ー(2)2.1三(1)①に該当するもの	本要綱附属第Ⅱ編イー16ー(2)2.1三(1)②に該当するもの	(注5)	
(あ) (い)	イ 調査設計計画										
	(1) 基本構想作成費										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(2) 事業計画作成費										
	① 基本設計費										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 敷地設計費										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 資金計画作成費										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3) 地盤調査費										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4) 建築設計費										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 土地整備 (注9)										
	(1) 建築物除却等費										
	○	○	○	○	○	○		○		○	○
	(2) 補償費等										
	○ (注1)	○	○ (注1)	○	○	○		○		○	
	ハ 共同施設整備 (注4) (注9)										
	(1) 空地等整備費										
	① 通路整備費										
	○	○	○	○	○	○		○		○	
	② 駐車施設整備費										
	○	○	○	○	○	○		○		○	
	③ 児童遊園整備費										
	○	○	○	○	○	○		○		○	
④ 緑地整備費											
○	○	○	○	○	○		○		○		
⑤ 広場整備費											
○	○	○	○	○	○		○		○		
(2) 供給処理施設整備費											
① 給水施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
② 排水施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
③ 電気施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
④ ガス供給施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
⑤ 電話施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
⑥ ごみ処理施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
⑦ 情報通信施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
⑧ 熱供給施設整備費											
	○		○	○	○		○		○		
(3) その他の施設整備費											

イ－１６ 住環境整備事業

①共用通行部分整備費		○		○	○		○			○	
③防災関連施設整備費	○	○	○	○	○		○			○	
④防音・防振等工事費	○	○	○	○	○		○			○	
⑤社会福祉施設等との 一体的整備費	○ (注２)	○ (注２)	○ (注２)	○ (注２)	○ (注２)		○ (注２)			○	
⑥立体的遊歩道及び人 工地盤施設整備費	○	○	○	○	○		○			○	
⑦公共用通路整備費			○	○						○	
⑧駐車場整備費	○ (注３)	○	○ (注３)	○	○		○			○	
⑨機械室（電気室を含 む。）整備費		○		○	○		○			○	
⑩集会所及び管理事務 所整備費		○		○	○		○			○	
⑪高齢者等生活支援施 設整備費		○		○	○		○			○	
⑫子育て支援施設整備 費	○	○	○	○	○		○			○	
⑬避難設備設置費										○	
⑭消火設備及び警報設 備設置費										○	
⑮監視装置設置費										○	
⑯電波障害防除設備設 置費	○	○	○	○	○		○			○	
⑰耐震改修費								○	○		○
⑱アスベスト改修費								○	○		○
⑲バリアフリー改修費								○			○
⑳省エネ改修費								○			○
㉑維持管理対策改修費								○			
㉒防災対策改修費								○	○		○
㉓子育て支援対応改修 費								○			
㉔地区計画等に定めら れた施設整備費	○	○	○	○	○		○			○	
ニ 用地取得（注６）											
（１）用地取得費										○	
ホ 専有部整備（注７）											
（１）専有部整備										○	
へ 市街地環境整備 （注８）											
（１）市街地環境整備費											○

（注１）

公開空地、公共用通路、事業認可前の都市計画施設部分、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号イに規定する地区施設部分又は同条第 5 項第 1 号施設部分に係る額に限る。

（注２）

次の(1)かつ(3)、(1)かつ(4)又は(2)かつ(4)に該当するものに限る。

- (1) 社会福祉施設等の床面積の合計が建築物の延べ面積の10分の1以上であるもの
- (2) 社会教育施設の床面積の合計が建築物の延べ面積の10分の1以上であるもの
- (3) 住宅型プロジェクト
- (4) 次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ① 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されること。
 - ② 当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有するもの（土地又は借地権の委任者を含み、当該信託の受託者を除く。）が次の表の左欄に掲げる人数である場合に、当該施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者（当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者を除く。）がそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上であること。

施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者の人数	施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者の人数
5人以上	0人
4人	3人
3人	6人
2人	9人

- ③ 原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000平方メートル以上であること。
- ④ 当該施行地区内において整備されることとなる施設の規模が次の各号に該当すること。
 - a) 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の30%以上又は敷地面積の10%以上確保されること
 - b) 施設建築物 次のイ) 及びロ) の基準に該当すること
 - イ) 建築延べ面積 1,000平方メートル以上
 - ロ) 階数（平均） 3階（3階以上の増築を予定している場合は2階）以上

(注3)

当該費用に4分の1を乗じて得た額とする。

(注4)

共同施設整備に要する費用は、原則として、次に掲げるa及びbを合計した額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち表イー16-(2)-2に掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用（表イー16-(2)-3に掲げる施設の整備に要する費用を除く。）に、階数の区分に応じ、それぞれ表イー16-(2)-4に掲げる数値を乗じて得た額とする。

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち表イー16-(2)-5に掲げる施設の整備に要する費用

(注5)

事業主体以外の施行者が行う都市再構築型優良建築物等整備事業（人口密度維持タイプに限る。）であって、次に掲げる事業については、交付対象費用の額のうち、調査設計計画に要する費用及び賃借料を除いた額に1.20を乗じて得た額を交付対象事業とする。

- 中心拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業
 - ・低未利用地において誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、都市機能の確保を実現する事業
 - ・誘導施設を含む医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業
 - ・複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設を整備する事業
 - ・既存ストックの活用を図るため、既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業
- 連携生活拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業
 - ・連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合の事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以上の医療施設及び敷地に接する道路の中心線以内の面積が３００平方メートル以上の社会福祉施設・教育文化施設を整備する事業に限る。）
 - ・連携生活拠点誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以下の医療施設・地域交流センターを整備する事業に限る。）
 - ・既存ストックの有効活用を図るため、既存建造物の改修により連携生活拠点誘導施設の整備を行う事業
- 生活拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業
 - ・誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業
 - ・既存ストックの活用を図るため、既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業

(注６)

- ・人口密度維持タイプにあつては、以下に規定する負担増分用地費を交付対象事業費に含む。

負担増分用地費とは、立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の区域外から区域内へ誘導施設を移転する際に追加的に必要となる土地取得に係る費用をいい、次の式により算定した額（Ｚ）とする。ただし、従前地の土地利用は附属第Ⅱ編イー１６－（２）２．２ 第三十号から第三十三号に掲げる施設以外の土地利用とする。

- ・ア（従後地面積）≦（従前地面積）の場合：

$$Z = \left(\text{（従後地土地価格）} - \text{（従前地土地価格）} \right) \times 0.23$$

- ・イ（従後地面積）＞（従前地面積）の場合：

$$Z = \left(\text{（従後地土地単価）} - \text{（従前地土地単価）} \right) \times \left(\text{（従前地面積）} \right) \times 0.23$$

なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分を用地取得費として交付対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。

また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。

(注７)

- ・既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業にあつては、賃借料及び歴史的建築物等の構造の補強に要する費用を含む。

(注８)

市街地環境整備に要する費用は、以下の通りとする。ただし、市街地環境整備に要する費用及び除却費の合計した額が、バリアフリー改修費、省エネ改修費、防災対策改修費の合計した額以上であることとする。

- ① 建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けて実施する改修に要する費用
- ② 日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地の整備に要する費用

(注 9)

認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業については、交付対象費用の額のうち、土地整備に要する費用及び共同施設整備に要する費用に 1.20 を乗じて得た額を交付対象事業費とする。

表イ－１６－（２）－２

空地等、供給処理施設、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分、集会所及び管理事務所、電波障害防除設備、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置

表イ－１６－（２）－３

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事

表イ－１６－（２）－４

階 数	主体工事等に要する費用に乗じる数値		
	優良再開発型共同化タイプの場合	優良再開発型市街地環境形成タイプの場合	左記以外の場合
３～５階	$0.17 + k_2$ （ただし、階段室型住棟にあつては $0.12 + k_2$ ）	$0.17 + k_1 + k_2 *$ （ただし、階段室型住棟にあつては $0.12 + k_1 + k_2 *$ ）	0.17 （ただし、階段室型住棟にあつては 0.12 ）
６～１３階	$0.19 + k_2$	$0.19 + k_1 + k_2 *$	0.19
１４階以上	$0.2 + k_2$	$0.2 + k_1 + k_2 *$	0.2

* $k_1 + k_2$ が 0.05 を超える場合は 0.05 とし、-0.05 を下回る場合は -0.05 とする。

k1：次の式により算出した数値。ただし、k1が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k1 = \left(\frac{2.5a + 1.5b + 1.2c + 1.1d + e + 0.5f}{a + b + c + d + e + f} - 1 \right) \div 10$$

a～e：公開空地（歩行者が日常自由に通行・利用できる空地（公開空地に準ずる有効な空地を含む。））のうち、それぞれ以下のものの面積

a：歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）のうち、歩道と併せて6m以上の幅員を確保するもの

b：a以外の歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）

c：面積500㎡以上で幅員6m以上の道路に接する空地

d：面積300㎡以上500㎡未満で幅員6m以上の道路に接する空地

e：a～d以外の公開空地

f：公開空地以外の空地の面積

k2：次の式により算出した数値。ただし、k2が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k2 = (\text{従前の非耐火建築物等の建築面積割合} - 0.3) \div 6$$

非耐火建築物等：非耐火建築物、旧耐震建築物、イ－１６－（８）２．十三に規定する老朽建築物等

表イ－１６－（２）－５

立体的遊歩道及び人工地盤施設、 駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事、耐震改修費、アスベスト改修費、バリアフリー改修費、省エネ改修費、維持管理対策改修費、防災対策改修費、子育て支援対応改修費

- 2 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる優良建築物等整備事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から１年以内（熊本地震の被災地において熊本地震に関連して実施される事業に係るものについては令和３年３月３１日まで）に交付申請があったときに限り、前各項の規定において「３分の１」とあるのは「５分の２」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。
- 3 本改正要綱の施行（平成２９年４月１日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 4 本改正要綱の施行（令和６年４月１日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 5 本改正要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

イー１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

イ 公開空地等の整備

（１）事業主体が行う公開空地等の整備

以下に掲げる公開空地等の整備に要する費用の３分の１

- ① 市街地再開発事業等の区域と一体的に整備される公開空地又は将来の市街地再開発事業等の実施の契機となるべき公開空地の整備に要する費用
- ② 市街地再開発事業の区域に隣接する立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費
- ③ 駐車場整備の必要性の高い区域において、市街地再開発事業の区域内に設置されるべき駐車場と代替関係にある駐車場の整備に要する費用（ただし、当該市街地再開発事業により整備される公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の３分の１未満である場合においては、標準駐車場条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。また、市街地総合再生計画に駐車場の整備に関する計画が位置付けられており、権利者の３分の２以上が参加する再開発準備組織が存在する等市街地再開発事業が施行されることが確実と認められる場合においては、将来代替関係になるべきものの整備に要する費用を含む。この場合において、駐車場の整備台数は、予定される市街地再開発事業がすべて標準駐車場条例第 25 条第 1 項に規定する非特定用途として整備された場合に整備すべき台数を上限とする。）

（２）公開空地等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の２分の１、又は、前号①から③までに示す費用の３分の１のいずれか低い額

ロ 住宅等の建設

（１）事業主体が行う住宅等の建設

市街地再開発事業の施行に伴い建物用途の適正配置の観点から必要な住宅等の整備に要する費用のうち、市街地再開発事業において交付対象事業となるもの。（ただし、当該住宅等及び市街地再開発事業に係る交付金の合計額が当該住宅等を施行地区内に建設した場合の市街地再開発事業の交付金の額を下回るものと見込まれる場合に限る。）

（２）住宅等の建設を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の２分の１、又は、前号に示す費用の３分の１のいずれか低い額

イー１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

一 初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施

- （１）事業主体の行う事業については、初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施に要する費用の３分の１とする。ただし、以下のいずれかの方針を含む市街地総合再生基本計画の作成又は計画コーディネート業務の実施にあっては、その実施に要する費用の２分の１とする。

- ① 重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事

業に係る方針

- ② 都市再生緊急整備地域における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針
- ③ 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定めた都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導施設の導入を図る再開発事業の方針
- (2) 事業主体以外の施行者が行う事業については、初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施に関し事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、当該事業に要する費用（当該基本計画等の作成に要する費用が次の基本計画等作成単価表により算出した額を超える場合には、その額）の3分の1のいずれか低い額とする。
- (3) 初動期支援業務の総事業費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から15年間かつ通算10年間を限度とする。（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）
- (4) 計画コーディネート業務に要する費用は1地区当たり 60,000 千円を限度とする。
また、当該業務は都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内又は5ha以上の市街地総合再生計画地区内で行われるものとし、その最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする。
- (5) リノベーション及び空地の暫定利用に係る交付金の交付は、まちづくりの計画に位置付けられてから3年間を限度とする。

二 まちなみ形成の推進

良好なまちなみの形成方策等に係る検討に関し、事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は当該検討等に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イー１３-４-（４）の規定に基づく額（ただし、同第9項の規定に基づく都市・地域再生緊急促進事業に係る加算は適用しない。）とする。

イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

一 基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成

事業主体が行う基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。）に要する費用の3分の1の額

二 バリアフリー環境整備計画に基づく移動システム等の整備

① 事業主体が行う移動システム等の整備

次に掲げる移動システム等の整備に要する費用の3分の1

(1) 屋外の移動システムの整備

(2) 建築物の新築又は改修に伴い整備される屋内の移動システム（市街地における

移動ネットワークの一部を形成するものに限る。)の整備

(3) 移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備

(4) 移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備（ただし、補助対象は身体障害者用駐車施設の整備により追加して必要となる費用に限る。）

② 移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の2分の1、又は、前号に示す費用の3分の1のいずれか低い額

三 認定特定建築物の移動システム等の整備

事業主体が施行者に補助する額の2分の1で、又は、次に掲げる移動システム等の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮した部分の整備に要する費用の3分の1のいずれか低い額

(1) 屋外の移動システム（平面通路に限る。）の整備

(2) 屋内の移動システム（認定特定建築物内における特別特定建築物の用途（ただし、店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）の整備

(3) 移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備

四 既存建築物のバリアフリー改修

① 事業主体が行うバリアフリー改修

バリアフリー改修に要する費用の3分の1の額

② バリアフリー改修を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の2分の1で、又は、バリアフリー改修に要する費用の3分の1のいずれか低い額

イー１６－（７）都市再生総合整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イー１３-４-（５）の規定に基づく額とする。

イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。

一 整備計画策定等事業

次の表の（ロ）欄に掲げる者が行う（イ）欄に掲げる事業に要する費用の（ハ）欄に掲げる額の合計とする。

（イ）	（ロ）	（ハ）
整備計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注1）
事業計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（密集住宅市

		街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては、２分の１）（注２）
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１（注２）のいずれか低い額
推進事業	地方公共団体	費用の３分の１（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては、２分の１）（注３）（注４）
	地元住民協議会等、民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、防災街区整備推進機構等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１（注３）（注５）のいずれか低い額
地域防災力向上事業	地方公共団体	費用の２分の１
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１のいずれか低い額
都市・居住環境整備基本計画作成		
事業推進コーディネート	都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体
	事業推進コーディネート	地方公共団体
		費用の２分の１（注６）
		費用の２分の１
		地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１のいずれか低い額

（注１）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

- ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業のうち公共施設整備を伴う事業にあつては年 32,440 千円／地区、公共施設整備を伴わない事業にあつては、年 18,540 千円／地区。ただし、５年間を限度とする。
- ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、310 千円／ha。ただし、310 千円／ha に対象区域面積を乗じて得た額が 10,000 千円に満たない場合にあつては、10,000 千円／地区。

（注２）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

- ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては、2,875 千円／ha（事業計画において、住宅街区防災コミュニティ整備プログラムを作成する場合 5,751 千円／ha。）。
- ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、7,500 千円／ha。

（注３）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。助成期間は、住宅市街地整備計画承認前を含み、住宅市街地整備計画（変更を含む。）承認後 10 年間までとする。

- ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては年 18,540 千円／地区
- ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては年 4,500 千円／ha（防災再開発促

進地区においては年 9,000 千円/ha)

(注４) 表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものを除き、費用の３分の１以内とする。

(注５) 表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の２分の１以内、かつ、当該補助事業費の合計額の２分の１以内とする。

(注６) 費用は、30,000 千円/地域を限度とする。

二 市街地住宅等整備事業

次に掲げる額（ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。）の合計とする。

イ 共同施設整備等（調査設計計画、土地整備及び共同施設整備）

住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日付け建設省住備発第 42 号、建設省住整発第 27 号、建設省住防発第 19 号、建設省住街発第 29 号、建設省住市発第 12 号）第 2 に定めるもののうち、次に掲げる額の合計とする。

(１) 住宅市街地整備計画に適合して実施される事業に係る場合

地方公共団体が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用の３分の１とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の合計額の３分の１のうちいずれか低い額（密集市街地整備法第 5 条第 1 項の規定に基づく建替計画の認定を受けた建替え、又は密集市街地整備法第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村の長が認定する建替えにおける公開空地用地取得費については、地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の 10 分の 1 のうちいずれか低い額）とする。なお当該費用は、表イ－１６－(８)－５の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。ただし、住宅団地ストック活用型重点整備地区において行う高齢者支援施設及び子育て支援施設の整備については、国の交付限度額は 12,500 千円/施設を限度とする。

(２) 都心共同住宅供給事業に係る場合

認定事業者である地方公共団体が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用の合計額の３分の１とし、その他の認定事業者が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の合計額の３分の１のうちいずれか低い額とする。なお当該費用は、表イ－１６－(８)－５の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。

(３) 共同施設整備の乗率算定方式

以上の規定に関わらず、共同施設整備について、事業対象建築物が階数 3 以上の耐火建築物等で、延べ面積の大部分を住宅の用に供する場合は、原則として次に定める方法により共同施設整備に要する費用を算定するものとする（ただし、

住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業を除く。）。なお、超高層建築物、公益施設や商業・業務施設等との合築、あるいは、熱供給施設の設置等により次に定める方法によりがたい場合には、個別積算により積算することができる。

共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１０に掲げる施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ－１６－(８)－１１に掲げる数値を乗じて得た額とする。

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１０に掲げる施設以外の整備に要する費用

表イ－１６－(８)－１０

供給処理施設、共用通行部分、機械室（電気室を含む。）、集会所及び管理事務所、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置

表イ－１６－(８)－１１

階 数	主体工事等に要する費用に乘じる数値
３～５階	１００分の１５ (ただし、階段室型住棟にあつては１００分の１０)
６～１３階	１００分の１８
１４～１９階	１００分の２１
２０階以上	１００分の２６

ロ 循環利用住宅整備

地方公共団体が施行する事業については、循環利用住宅の整備に要する費用の３分の１とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、循環利用住宅の整備に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の合計額の３分の１のうちいずれか低い額とする。ただし、国の交付限度額は 1,250 千円／戸とする。

ハ 公共空間等整備

次の表の（ロ）欄に掲げる者が行う（イ）欄に掲げる事業に要する費用（他の制度により国から補助等を受けて整備される施設等がある場合は、その整備等に要する費用を除く。）の（ハ）欄に掲げる額の合計とする。なお、当該費用は表イ－１６－(８)－５の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
公共空間整備	地方公共団体	３分の１
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の３分の１のいずれか低い額
公開空地整備	地方公共団体	３分の１
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の３分の１のいずれか低い額
駅施設整備	地方公共団体	２分の１

① 鉄道整備負担費	地方住宅供給公社	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当
② 用地費差額負担費	民間事業者等	該補助事業費の3分の1のいずれか低い額

三 居住環境形成施設整備事業

次に掲げる額（ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。）の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の（附帯工事費を含む。）が、「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号国住市第101号国土交通事務次官通知。）に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

イ 老朽建築物等除却

a 次の表の（イ）欄に掲げる老朽建築物等に対して、（ハ）欄に掲げる者が行う事業の（ロ）欄に掲げる費用について（ニ）欄に掲げる額の合計とする。

	（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
（1）	不良住宅 空き家住宅 空き建築物 特定空家等	除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 地方住宅供給公社 民間事業者等	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2 （ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額
（2）	（イ）欄（1）以外の老朽建築物等	買収費用 除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 地方住宅供給公社 民間事業者等	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の3分の1 （GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）、老朽建築物等の除却跡地を都市再生住宅、公営住宅、地区公共施設その他の公共的施設の用に供する場合又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては、2分の1） （ロ）欄に掲げる費用の合計額の3分の1（GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1）又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のい

				いずれか低い額

- ｂ 老朽建築物等の除却により著しく利益を受ける者に除却に要する費用の全部又は一部を負担させるときは、その負担金の額を老朽建築物等の除却に要する費用から控除するものとする。
- ｃ 老朽建築物等の除却により隣接する建物及び土地にその発生が確実に予見される損害等が、社会生活上受忍すべき限度を超えるものである場合には、これらの補償に要する費用を老朽建築物等除却費に算入することは差し支えないものとする。
- ロ 地区公共施設等整備
- 地方公共団体が施行する事業については、市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設及びその他の施設の整備（以下「地区公共施設の整備等」という。）に要する費用（設計費を含む。）の合計額の３分の１（密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業（防災街区整備事業において、組合等が実施する地区公共施設の整備について、地方公共団体が費用負担する場合を含む。）にあつては、２分の１（公開空地整備を除く。））とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、地区公共施設の整備等に要する費用（設計費等を含む。）に関する地方公共団体の補助に要する費用の合計額の２分の１又は当該事業費の３分の１（密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業であつて、民間事業者等が地方公共団体と協定等を結び、敷地の全部を広場、緑地、公園などの公共的な用途として整備し、管理を行う場合にあっては、２分の１）のいずれか低い額とする。ただし、拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区のみに係る事業については、地区面積に１ha 当たり 150,000 千円を乗じて得た額の３分の１を限度とし、このうち集会所に係る交付対象額は 62,500 千円を限度とする。また、地域生活基盤施設のうち生活支援施設については、国の交付限度額は 12,500 千円／施設とする。なお、当該費用は表イ－１６－(８)－６の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。
- ハ 仮設住宅等設置
- 地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の３分の１とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については地方公共団体の補助に要する費用の合計額の２分の１又は当該事業費の３分の１のいずれか低い額とする。ただし、15. 第１項第３号ただし書きに係るもので、国土交通大臣が定める額に１．５を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額の３分の１とする。なお、a、b、cの工事費には、給水工事、排水工事、ガス工事等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金として要する費用を含むものとする。
- a 建設工事費
 - b 移設工事費
 - c 補修工事費
 - d その他の経費

四 延焼遮断帯形成事業

地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の３分の１のいずれか低い額とする。なお当該費用は調査設計計画（基本設計、建築設計）、土地整備（建築物除却費、補償費等）、耐火建築物等・準耐火建築物等の外壁、開口部、屋根等の整備に要する費用の合計額とする。

五 住宅・建築物耐震改修等事業

次のイ及びロに掲げる事業ごとに定める額の合計とする。

イ イー１６-(１２)-①-第１項から第４項までに掲げる事業の基礎額。

ロ 住宅の防火改修又は建替えに関する事業

a 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火性能の向上のための計画の策定及び防火改修又は建替えを総合的に行う事業

(1) 本事業の基礎額は、住宅の防火性能の向上を総合的に行う事業に要する費用（防火改修設計等費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあつては防火改修設計等及び防火改修に要する費用相当分とする。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

(2) 基礎額は、250,000 円／戸又防火改修工事費の額の５分の２のいずれか低い額を限度とする。

b 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火改修又は建替えに関する事業

(1) 本事業の基礎額は、防火改修に要する費用（防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあつては防火改修に要する費用相当分とする。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

(2) 住宅の防火改修工事費は、17,100 円／㎡を限度とする。

六 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省住備発第 132 号）第 6 に定める額とする。

七 防災街区整備事業

イ 基礎額

地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の３分の１とし、防災街区整備事業組合等が施行する事業については、地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の３分の１のいずれか低い額とする。なお当該費用は表イー１６-(８)-５及び表イー１６-(８)-６の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額にロに基づき算出した額を加えた額とする。

ロ 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加分に対する支援に係る基礎額は、a の各号の要件を満たす事業に限り、b に定める額とする。

a 事業の要件

(1) 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること

(2) 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の

恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること

(3) 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること

(4) 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること

b 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、地方公共団体が施行する事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の２倍の数値を乗じて得た額を除く。以下この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に次表イ－１６－(８)－１２に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体が施行する事業にあつては、３分の１に相当する額、防災街区整備事業組合等が施行する事業にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に次表イ－１６－(８)－１２に掲げる率を乗じた額を除いた額）の３分の２を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の２分の１に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の２分の１に相当する額を限度とする。

(1) 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の３分の１

(2) 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、１００分の２３を乗じて得た額

表イ－１６－(８)－１２

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
３年未満	１００分の３
５年未満	１００分の５
５年以上	１００分の７

ハ 共同施設整備の算定方法の特例

共同施設整備に要する費用は、次のａにｂを加えた額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１３に掲げる施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ－１６－(８)－１４に掲げる数値を乗じて得た額

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１３に掲げる施設以外の整備に要する費用

表イ－１６－(８)－１３

供給処理施設、共用通行部分（分譲共同住宅の保留床に係る部分を除く）、機械室（電気室を含む。）、集会所及び管理事務所、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置、空地等、電波障害防除設備、避雷設備

表イ－１６－(８)－１４

階 数	主体工事等に要する費用に乗じる数値
３～５階	１００分の２２
６～１３階	１００分の２４
１４～１９階	１００分の２４
２０階以上	１００分の２６

八 都市再生住宅等整備事業

イ 民間建設型都市再生住宅等整備事業

a 共同施設整備等

共同施設整備等に要する費用の算出は、２．号イの規定を準用する。

b 住宅改良等

地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、既存建築物を都市再生住宅等に用途転用する場合の改良（以下イ－１６－(８) 関係部分において「住宅改良」という。）に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の合計額の３分の１のいずれか低い額とする。

c 家賃対策補助

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第６に定めるところによる。

ロ 公共建設型都市再生住宅等整備事業

a 公共建設型都市再生住宅の整備

地方公共団体が施行する事業については次に掲げる費用（国土交通大臣の定める額を超える場合には、当該限度額をその費用とする。以下この号において同じ。）の合計額の２分の１とする。ただし、特定公共建設型都市再生住宅等の整備にあっては、次に掲げる費用の合計額の３分の２、建替等対象団地の建替事業等に係る都市再生住宅等の整備にあっては、次に掲げる費用の合計額３分の１、分譲するための都市再生住宅等の整備にあっては、イの規定を準用するものとする。

(１) 従前居住者用の住宅の整備費

従前居住者用の住宅の建設又は改良（購入を含む。以下同じ。）に要する費用の額

(２) 従前営業者用の店舗等の施設の整備費

従前営業者用の店舗等の施設の整備に要する費用の額

(３) 用地費

従前居住者用の住宅等の整備に伴う土地に関する権利の取得（特定公共建設型都市再生住宅に限る。）及びその土地の整備に要する費用の額

(４) 調査設計計画

従前居住者用の住宅等の整備に必要な調査設計計画に要する費用とする。なお当該費用は表イ－１６－(８)－５及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第２に基づき算出すること。

(５) 従前居住者用の宅地の整備に要する費用（基盤の整備費に限る。）

施行者が整備地区外の従前居住者用の宅地を整備するために設置する道路・通路、主要な下排水施設、公園・緑地等の整備に要する費用を対象とする。た

だし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る場合に限り、用地の取得に要する費用を含む。

b 家賃対策補助

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第6に定めるところによる。

九 公共建設型都市再生住宅の整備費の特例

イ 次の(1)から(13)までに該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、従前居住者用の住宅の整備費は、前号ロの規定により算出した額に、国土交通大臣の定める額を超えない範囲で加算した額とする。

- (1) 特殊基礎工事費
- (2) 特別規模増工事費
- (3) エレベーター設置工事費
- (4) 消防用設備設置工事費
- (5) 緊急通報システム設置工事費
- (6) 高齢者等向け特別設備等工事費
- (7) 雪害防除工事費
- (8) 特殊屋外附帯工事費
- (9) 店舗等併設工事費
- (10) ピロティ等設置工事費
- (11) 21世紀都市居住緊急促進事業工事費
- (12) その他特別工事費
- (13) 施設併存構造費（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）

施設併存構造費は、都市再生住宅等と他の施設が併存することにより明らかに増加したと判断される都市再生住宅等又は併存施設（都市再生住宅等と併存する地区施設、店舗、作業場等の施設又は都市再生住宅等以外の住宅、人工地盤、ピロティ等をいう。）の構造費の増加分の一部を施行者が負担する必要がある場合における当該費用とし、基礎額は次の式により算出した額とする。

$$T = T1 + T2\beta$$

T：施設併存構造費

T1：都市再生住宅等部分の交付対象構造費

T2：併存施設部分の交付対象構造費

β：併存構造率

ロ この号イに規定する(1)、(2)又は(12)に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、従前営業者用の店舗等の整備費は、前号ロの規定により算出した額に、国土交通大臣の定める額を超えない範囲で加算した額とする。

十 関連公共施設整備

同種の公共施設の整備に関する事業に係る基礎額とする。

十一 街なみ環境整備事業

イ－１６－(9)に規定する街なみ環境整備事業の要件に適合するもので、この要綱に定められた基礎額とする。

十二 公営住宅整備事業等

公営住宅整備事業等補助要領等の要件に適合するものごとに、それぞれ当該要領等に定められた事業費に国の補助割合を乗じて得た額とする。

十三 住宅地区改良事業等

イー１６－（８）２．第２項第３４号に規定された住宅地区改良事業等について、住宅地区改良事業等対象要綱（平成１７年８月１日付け国住整第３８－３号）の要件に適合するもので、同要綱第４に定められた額に２分の１を乗じて得た額とする。

十四 優良建築物等整備事業

イー１６－（２）に規定する優良建築物等整備事業の要件に適合するもので、この要綱に定められた基礎額とする。

十五 住宅の新築に係る特例

１に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつロに該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型（附属第Ⅱ編イー１６－（８）４．第二号ロ）に掲げる要件に該当する区域は除く。

イ 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化調整区域
ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項若しくは第２項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第１４条の３第１項の規定に基づく高潮浸水想定区域であつて、浸水想定高さ３ｍ以上の区域をいう。）

２ 阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を適用することができる。

一 １．第２号イ（１）及びロ中「３分の１」を「５分の２」とする。

二 １．第３号ロ中「３分の１」を「５分の２」と、「５０,０００千円」を「６０,０００千円」とする。

三 １．第３号イ中「３分の１」を「２分の１」以内とする。

四 １．第４号中「費用の３分の１以内」を「費用の３分の１以内（ただし、共同建替えの場合の除却等費、調査設計計画費及び共同施設整備費については５分の２以内）」とする。

五 １．第３号ハ仮設住宅等設置に阪神・淡路大震災により損傷を受けた仮設住宅等の除却又は補修に要する費用を加える。

六 １．第９号イ（１２）の適用に際しては、同号イ中「国土交通大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるものとする。

３ 附属第Ⅱ編イー１６－（８）２．２第９号ホに規定する「耐火建築物等」及び「準耐火建築物等」に関する規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）の施行の日から適用する。

４ 防災街区整備事業のうち令和８年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第１項第７号ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イー１６－（８）１５．第５項第８号の要件を満たすものに限る。

イー１６－（９）街なみ環境整備事業に係る基礎額

交付対象事業及び本事業の基礎額は以下のとおりとする。

１ 交付対象事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 表イ－１６-(９)-２の(ロ)欄に掲げる事業主体が行う(イ)欄に掲げる事業
 二 表イ－１６-(９)-２の(ハ)欄に掲げる施行者及び協議会が行う(イ)欄に掲げる事業に対する事業主体の補助事業

２ 基礎額は、次に掲げるとおりとする。

表イ－１６-(９)-２の(ロ)欄又は(ハ)欄に掲げる者が行う(イ)欄に掲げる事業に要する費用の(ニ)欄に掲げる額の合計とする。

表イ－１６-(９)-２

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
１ 協議会活動助成事業		協議会	事業主体の補助に要する費用の ２分の１
２ 整備方針策定事業 一 現況調査費 二 物件等調査費 三 整備方針策定費	市町村等		費用の２分の１（注１）
３ 街なみ整備事業			
一 事業計画策定費	市町村等		費用の２分の１（注２）
二 地区施設整備費 イ 道路整備費 ロ 通路整備費 ハ 小公園及び緑地等整備費 ニ 下排水工事費 ホ 測量・調査・設計費	市町村等		費用の２分の１（注３）
三 地区防災施設整備費	市町村等		費用の２分の１
四 生活環境施設整備費			
五 空家住宅等除却費	市町村等		費用の２分の１
		除却を行う 者	事業主体の補助に要する費用の ２分の１
六 景観重要建造物整備費	市町村等		費用の３分の１
七 歴史的風致形成建造物整備費	市町村等		費用の２分の１
八 その他国土交通大臣が必要と認める費用	市町村等		費用の２分の１
４ 街なみ整備助成事業		施行者	事業主体の補助に要する費用の ２分の１又は当該補助事業費の ３分の１のいずれか低い額
一 門、塀等移設費 二 分筆登記費 三 修景施設整備費 四 共同建替等共同施設整備費 イ 調査設計計画			

イ－１６ 住環境整備事業

ロ 土地整備			
ハ 共同施設整備			
五 景観重要建造物整備費			
六 歴史的風致形成建造物整備費			

(注１) 費用は、一から三までのそれぞれについて表イ－１６-(９)-３に掲げる費用を合計した額とする。ただし、一から三までのそれぞれについて、街なみ環境整備促進区域の面積に１ヘクタール当たり770,000円を乗じて得た額を限度とする。

(注２) 費用は、表イ－１６-(９)-３に掲げる費用を合計した額とする。

(注３) 道路整備費については、イ－１６-(９)第４第１号に該当する区域のみを対象とする。

表イ－１６-(９) - ３

項 目	説 明
給 料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料。
職 員 手 当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当。
共 済 費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給料及び賃金に係る社会保険料。
賃 金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事するものを除く。）。
報 償 費	謝礼金等。
旅 費	事業執行のための他県への出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償。
需 用 費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、会議用茶菓子賄料等食糧費、設計費、図面、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車、自転車等備品の修繕料。
役 務 費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、宅地の取得に要する手数料等の手数料、設計書報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等。
委 託 料	設計、試験、調査等の委託料。
使用量及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料。
備 品 購 入 費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費。（昭和34年３月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通知「補助事業等における残存物件の取り扱いについて」参照）。
負担金、補助金 及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし経常的会費等は含まない。

イ－１６－（１０）住宅市街地盤整備事業に係る基礎額

１． 地方公共団体に対する国の交付

本事業の基礎額は、附属第Ⅱ編第４のイ－１６－（１０）の４の第１号、第２号イ、第３号イ、第４号又は第５号イの規定により交付対象となる地方公共団体に対しては、次の各号に掲げる金額とする。

一 公共施設整備費

交付対象事業費に、同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額

二 居住環境基盤施設整備費

交付対象事業費の１０分の４

ただし、一の住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に係る居住環境基盤施設整備の基礎額（一の住宅宅地事業に係る居住環境基盤施設整備の補助事業者が２以上ある場合においては、各補助事業者が申請することができる補助金の合計額の総計）は、一の住宅宅地事業の総計画戸数若しくは区画数（総計画戸数又は区画数を変更した場合にあっては、変更後の総計画戸数又は区画数）又は一の住宅ストック改善事業において効果の及ぶ戸数に１６０万円（都市・居住環境整備重点地域にあっては２４０万円）を乗じた額を限度とする。

三 鉄道施設整備費

交付対象事業費の２分の１

四 公共施設用地取得費

交付対象事業費の２分の１

ただし、公共施設用地取得の実施中に申請することができる交付金の合計額（一の住宅宅地事業に係る公共施設用地取得の補助事業者が２以上ある場合においては、各補助事業者が申請することができる補助金の合計額の総計）は、国土交通省住宅局長が毎年度定める額に一の住宅宅地事業の総計画戸数又は区画数（総計画戸数又は区画数を変更した場合にあっては、変更後の総計画戸数又は区画数）を乗じた額を限度とする。

五 住宅宅地事業推進費

交付対象事業費の３分の１

２． 地方公共団体の補助に対する国の交付

本事業の基礎額は、附属第Ⅱ編第４のイ－１６－（１０）の４の第２号ロ若しくはハ、第３号ロ若しくはハ又は第５号ロの規定により交付対象となる地方公共団体に対しては、次の各号に掲げる金額又は当該地方公共団体が交付する補助金の額の２分の１のいずれか低い額とする。

一 居住環境基盤施設整備費

交付対象事業費（地方住宅供給公社等が行う事業に要する費用又はその他の住宅宅地事業者等が電線類の地下埋設のために要する費用に限る。）の１０分の４

ただし、一の住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に係る居住環境基盤施設整備の基礎額については、１．第１号のただし書きを適用する。

二 鉄道施設整備費

交付対象事業費（地方住宅供給公社及び民間事業者等が負担する費用に限る。）の
3分の1

三 住宅宅地事業推進費

地方住宅供給公社等が行う事業化推進調査に要する費用の3分の1

イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、特定事業ごとに算出される交付対象事業費に、当該特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額とする。

イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額

イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額

1 住宅の耐震化の支援に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 住宅の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用

イ 住宅の耐震診断に要する費用

ロ 住宅の擁壁の耐震診断に要する費用

ハ 住宅に係る耐震化のための計画の策定に要する費用

ニ 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用

ホ 死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）を活用する際に必要な不動産鑑定費用、事務手数料その他必要な費用（保証料を除く。）

三 前号イに要する費用は、一戸建て住宅については204,000円／戸以内（診断を簡易に行う場合は47,200円／戸）を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅について設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は2,350,000円を限度として加算することができる。

イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円／㎡以内

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円／㎡以内

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円／㎡以内

四 第2号ロに要する費用は47,200円／件以内を限度とする。

2 建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の3分の1（次号ニについては2分の1）、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用

- イ 建築物の耐震診断に要する費用
- ロ 建築物の擁壁の耐震診断に要する費用
- ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
- ニ 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用
- 三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は2,350,000円を限度として加算することができる。
 - イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円／㎡以内
 - ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円／㎡以内
 - ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円／㎡以内
- 四 第2号ロに要する費用は47,200円／件以内を限度とする。
- 3 住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業
 - 一 住宅（マンション並びに密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業
 - イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1（利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。
 - ロ 基礎額は、575,000円／戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は700,000円／戸）又は耐震改修工事費の5分の2のいずれか低い額を限度とする。
 - ハ 利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イ及びロにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。

$$\sum_{i=1}^n \min(A, B_i, C_i)$$

n ：利子補給制度を利用する住宅戸数

A ：575,000円

B_i ：利子補給制度を利用する住宅 i における耐震改修工事費の5分の2

C_i ：利子補給制度を利用する住宅 i に地方公共団体が補助する額

- 二 住宅（マンションを除き、密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等又は建替えを総合的に行う事業

- イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。
- ロ 基礎額は、875,000 円／戸又は耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額の５分の２のいずれか低い額を限度とする。
- ハ 利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イ及びロにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。

$$\sum_{i=1}^n \min(A, B_i, C_i)$$

n ：利子補給制度を利用する住宅戸数

A ：575,000円

B_i ：利子補給制度を利用する住宅 i における耐震改修工事費の５分の２

C_i ：利子補給制度を利用する住宅 i に地方公共団体が補助する額

三 住宅（マンションは除く。）の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業

- イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。
- ロ 一戸建て住宅（密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）については、基礎額は、489,300 円／戸（多雪区域で当該事業を行う場合は 586,600 円／戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。
- ハ 住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、39,900 円／㎡（多雪区域で当該事業を行う場合は 47,800 円／㎡）を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成 23 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものにあっては、59,800 円／㎡を限度とする。
- ニ 擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、62,800 円／㎡を限度とする。（第 3 項第 4 号、第 4 項及び第 5 項までにおいて同じ。）
- ホ 一戸建て住宅については、イ中「耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額」とあるのは「耐震改修工事費が 100 万円未満の場合は 204,000

円／戸、100 万円以上 200 万円未満の場合は 306,000 円／戸、200 万円以上 300 万円未満の場合は 509,000 円／戸、300 万円以上の場合は 713,000 円／戸」と読み替えて適用することができるものとし（物件ごとに適用する場合を除く）、この場合において、ロ及びハの規定は適用しない。

- へ 利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イからハまでにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。

$$\sum_{i=1}^n \min(A, B_i, C_i)$$

n ：利子補給制度を利用する住宅戸数

A ：489,300円

B_i ：利子補給制度を利用する住宅 i における耐震改修工事費の5分の2

C_i ：利子補給制度を利用する住宅 i に地方公共団体が補助する額

四 マンションの耐震改修等、建替え又は除却に関する事業

- イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費に3分の1を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- ロ マンションの耐震改修工事費は、51,700 円／㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 56,900 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 86,400 円／㎡を限度とする。

4 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業

- 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- 二 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。

- イ 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については、57,000 円／㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 62,700 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 93,300 円／㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したものに限り、8,270 円／㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は 6,620

円/㎡)を加算した額を限度とする。)(次項において同じ。)

ロ 建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。))については、次に掲げる額を限度とする。

(1) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等(以下「劇場等」という。)の用に供する建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。))は、400,000円(ネット等による落下防止措置で、ワイヤーの設置による場合は160,000円、それ以外の場合は64,700円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。))に天井面積を乗じた額を限度とする。(次項及び第6項において同じ。)

(2) 劇場等以外の用に供する建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。))は、80,000円(ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は90,000円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。))に天井面積を乗じた額を限度とする。(次項及び第6項において同じ。)

5 避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修工事費(建替えを行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下この号において同じ。))の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修工事費の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

6 天井の耐震改修に関する事業(天井の除去を含む。)

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用(天井の耐震改修工事費(除却を行う場合にあっては除却費))に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。))の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 前号の規定に関わらず、次に掲げる要件に該当する建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、天井の耐震改修工事費(除却を行う場合にあっては除却費。以下この号において同じ。))の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、天井の耐震改修工事費の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

(1) 避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。

(2) 10年間以上避難所等として活用されるものであること。

(3) 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

7 エレベーターの防災対策改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用(エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。))の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の

2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エレベーターの防災対策改修に係る工事費は、次に掲げる額を限度とする。

イ 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策又は主要な支持部分の構造に係る工事を実施する場合にあっては、11,875,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

ロ リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、3,750,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。ただし、当該工事を地震時管制運転装置の設置に併せて実施する場合には、3,125,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

8 エスカレーターの脱落防止措置に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費は3,275,000円に当該工事を行うエスカレーターの台数を乗じた額を限度とする。

9 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する費用（住宅・建築物の土砂災害対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 住宅・建築物の土砂災害対策改修に係る工事費は4,200,000円を限度とする。

10 建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号イ及びロに掲げる費用を合算した額の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号イ及びロに掲げる費用を合算した額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業に要する次に掲げる費用

イ 建築物の耐雪診断に要する費用

ロ 建築物の耐雪改修に要する費用

三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐雪診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,960,000円を限度として加算することができる。

イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円／㎡以内

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,960円／㎡以内

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,310円／㎡以内

四 第2号ロに要する費用は、64,000円／㎡以内を限度とする

11 屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業

一 住宅・建築物の耐風診断に関する事業

イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風診断に要する費用の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風診断に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

ロ 住宅・建築物の耐風診断に要する費用は、**37,800** 円／棟以内を限度とする。

二 住宅・建築物の耐風改修に関する事業

イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風改修に要する費用（住宅・建築物の耐風改修工事費に 23.0% を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風改修に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

ロ 住宅・建築物の耐風改修工事費は、**30,000** 円／㎡に屋根面積（㎡）を乗じた額又は **3,000,000** 円のいずれか低い額を限度とする。

12 ブロック塀等の安全確保に関する事業

一 ブロック塀等の耐震診断に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震診断に要する費用の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震診断に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

二 ブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修、建替え又は除却に要する費用（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修、建替え又は除却に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

三 第一号及び第二号に要する費用の合計額は、**100,000** 円／m に安全確保に関する事業を行うブロック塀等の総延長（m）を乗じた額を限度とする。

13 耐震改修等と併せて行う省エネ化に関する事業

本事業の基礎額は、イー１６－（２０）の規定に基づく額とする。

14 住宅・建築物耐震改修事業に係る事務事業

本事業の基礎額は、第１項から第１３項までにより算出した基礎額（地方公共団体が当該事業を行う場合の基礎額を除く。）のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。ただし、附属第Ⅱ編イー１６－（１２）－①３．第１４号イの事業に係る基礎額の算出にあっては、第１項から第１３項まで及び第１５項において、「民間事業者等」を「民間事業者等（事務事業者を除く。）」に、「地方公共団体が補助する額」を「事務事業者が補助するために必要な費用として地方公共団体が事務事業者に交付する額」に読み替え、附属第Ⅱ編イー１６－（１２）－①３．第１４号ロの事業に係る基礎額の算出にあっては、第１項第１号及び第２項第１号を次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。

一 第１項第１号は次のように読み替える。

「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号二に掲げる経費の額の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」

二 第２項第１号は次のように読み替える。

- 「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号ニに掲げる経費の額の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 15 第３項第３号、第４項及び第６項から第８項までの事業であって、令和８年４月１日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。
- 一 第３項第３号イは次のように読み替える。
- 「イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0% を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 二 第４項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に 23.0% を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 三 第６項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用（天井の耐震改修工事費（除却を行う場合にあっては除却費）に 23.0% を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 四 第７項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用（エレベーターの防災対策改修に係る工事費に 23.0% を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 五 第８項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に 23.0% を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」

イー１６－（１２）－②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額

- 1 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

２ アスベスト含有調査等に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあっては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。）又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。

３ アスベスト除去等に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあっては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下イー１６－（１２）関係部分において同じ。）の３分の１、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。

イー１６－（１２）－③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

１ 本事業の基礎額等は、表イー１６－（１２）－１に掲げるとおりとする。ただし、この要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

表イー１６－（１２）－１ がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については１戸当たり「令和７年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和７年３月３１日付け国住備第５９９号、国住整第２２２号、国住市第１０１号国土交通事務次官通知）第９により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）	２分の１

			については1戸当たり 975 千円を限度とする。	
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）を限度とする。	2分の1
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1

イ－１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額

- 1 災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業
本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅については計画策定に要する費用の 2 分の 1、建築物については計画策定に要する費用の 3 分の 1 とする。
- 2 災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業
 - 一 住宅に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 2 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。
 - 二 建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。
 - 三 基礎額は 45,000 円／棟を限度とする。
- 3 特定既存不適格建築物の防災改修等に関する事業（住宅の重点支援）
 - 一 イ又はロのいずれかの区域に存する住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（居室の持上げ、ピロティ化その他の改修等により居室の床面の持上げにかかる工事等に要する費用とし、建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分とする。以下、次

項において同じ。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

イ 令和3年度以降に新たに災害危険区域に指定された区域等

ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る。)を定めている地方公共団体における既存の災害危険区域等

二 基礎額は600,000円/戸又はイからハまでの工事費の5分の2のうち最も低い額を限度とする。

イ プロテ化等の建築構造に係る対応により居室の持上げを図った場合に持上げに要する増工分

ロ 地盤に係る対応による居室の持上げに要する増工分

ハ 避難空間整備による場合は避難空間の整備を行う費用

4 特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業(住宅の重点支援以外の場合)

一 前項以外の住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額とする。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において防災拠点(避難所等)と指定されている建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費とする。)の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

三 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物及び集合住宅の共同利用施設に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額とする。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

四 防災改修等工事費は3,360,000円/棟又はイからニまでのうち最も低い額を限度とする。

イ 建築制限へ適合させるための居室の持上げ、プロテ化その他の改修等により居室の床面を上げた高さに建築面積を乗じ、さらに33,600円/m²を乗じた額

ロ プロテ化等の建築構造に係る対応により居室の持上げを図った場合に持上げに要する増工分

ハ 地盤に係る対応による居室の持上げに要する増工分

ニ 避難空間整備による場合は避難空間の整備を行う費用

イ－１６－(１２)－⑤火災安全改修事業に係る基礎額

1 建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業

一 本事業の基礎額は、施行者が地方公共団体である場合にあっては、次号に定める費用の2分の1、民間事業者等である場合にあっては、次号に定める費用の3分の

- 1 又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。
- 二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。
 - イ 建築物の火災安全改修のための計画の策定に要する費用
 - ロ 建築物の火災安全改修の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用
- 2 建築物の火災安全改修に関する事業
 - 一 本事業の基礎額は、施行者が地方公共団体である場合にあっては、次号に定める費用の３分の１、民間事業者等である場合にあっては、次号に定める費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。
 - 二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。
 - イ 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画に要する費用
 - ロ 次に掲げる建築物の火災安全改修工事に要する費用
 - (1) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置に要する費用
 - (2) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。）に要する費用
 - (3) 直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化に要する費用
- 3 建築物の火災安全改修に関するモデル事業
 - 一 本事業の基礎額は、施行者が地方公共団体である場合にあっては、次号に定める費用の額とし、民間事業者等である場合にあっては、次号に定める費用の額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。
 - 二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。
 - イ 第１項第二号に掲げる費用
 - ロ 前項第二号に掲げる費用

イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- 1 狭あい道路情報整備等事業

地方公共団体が行う当該事業について次の各号に掲げる費用を合算した額の合計額の２分の１の額とする。

 - イ 狭あい道路に係る調査又は測量に要する費用
 - ロ 狭あい道路に係る分筆又は登記に要する費用
 - ハ 指定道路図、指定道路調書その他狭あい道路に関する図書の作成に要する費用
 - ニ ハに係るデータベースの構築、運営又は公開に要する費用
 - ホ 狭あい道路拡幅等整備促進計画その他狭あい道路の拡幅整備に係る計画の策定に要する費用
 - ヘ 狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発に要する費用
- 2 狭あい道路拡幅等整備事業

地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次の各号に掲げる費用を合算した額の合計額の２分の１の額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次の各号に掲げる費用を合算した額の合計額の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

 - イ 狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要

する費用

- ロ 狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物又は樹木等（以下「門、塀等」という。）について通常適当と認められる方法による除却又は移設に要する費用
- ハ 門、塀等の新設に要する費用（ただし、既存の門、塀等の移設に要する費用を上限とする。）
- ニ 他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要な敷地の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用（ただし、他の接道敷地との共同化若しくは敷地の路地状部分の拡幅等のための用地の取得費用については利子相当分に限る。）
- ホ 他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要となる土地を供出するための門、塀等について通常適当と認められる方法による除却又は移設及び老朽建築物について通常適当と認められる方法による除却に要する費用

イー１６－（１４）削除

イー１６－（１５）削除

イー１６－（１６）削除

イー１６－（１７）削除

イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イー１３－（１０）の規定に基づく額とする。

イー１６－（１９）集約都市開発支援事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イー１６－（１９）により準用する附属第Ⅱ編イー１３－（１１）４．１の(1)から(5)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イー１６－（１９）により準用する附属第Ⅱ編イー１３－（１１）４．２の(1)から(8)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイー１０－（１）１．イの４）式の適用にあたっては、ii）又はiv）に該当する場合に限るものとする。

イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額

１ 住宅の省エネ診断に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、当該事業について住宅の省エネ診断に要する費用の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、当該事業について住宅の省エネ診断に要する費用の３分の１又は地方公

共同体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

２ 建築物（住宅を除く。）の省エネ化の支援に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

二 建築物の省エネ化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用

イ 建築物の省エネ診断に要する費用

ロ 建築物に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用

３ 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用（省エネ化のための計画の策定に要する費用及び省エネ改修工事費（改修後の住宅が ZEH 水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む。）を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ化のための計画の策定に要する費用及び省エネ改修に要する費用相当分とする。以下同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用に地方公共団体が補助する額の２分の１とする。

二 基礎額は、省エネ基準の場合は 150,000 円／戸又は住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用の５分の１のいずれか低い額、ZEH 水準の場合は 350,000 円／戸又は住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用の５分の２のいずれか低い額を限度とする。

４ 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用（省エネ改修工事費に 23.0% を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

二 建築物の基礎額は、省エネ基準水準の場合は 2,800 円／㎡、ZEB 水準の場合は 4,800 円／㎡ を限度とする。

イ－１７ 地域公共交通再構築事業に係る基礎額

イ－１７－（１）地域公共交通再構築事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業の実施に要する費用（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社若しくは西日本旅客鉄道株式会社又は大手民鉄が運行する路線に係る鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を整備する場合にあつては、当該費用に３分の２を乗じた額とする。以下１．本文において同じ。）の２分の１とし、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は次に定める事業の実施に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

一 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第１号の地域公共交通特定事業の実施計画に定められた鉄道施設の整備に関する事業

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２４条第２項の規定による鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

イ 設計費

（１）基本設計費

当該鉄道施設の基本設計に要する費用

（２）実施設計費

当該鉄道施設の実施設計に要する費用

ロ 施設整備費

当該鉄道施設の整備に要する費用

二 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第２号の鉄道からＢＲＴ、バス若しくは軌道に転換する場合又は軌道からＢＲＴ若しくはバスに転換する場合における地域公共交通特定事業の実施計画に定められた施設の整備に関する事業

同法第９条第３項、第１４条第３項又は第２７条の１５第２項の認定に係る軌道運送高度化実施計画、道路運送高度化実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画に基づき当該施設を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

イ 設計費

（１）基本設計費

当該施設の基本設計に要する費用

（２）実施設計費

当該施設の実施設計に要する費用

ロ 施設整備費

当該施設の整備に要する費用

三 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第３号の地域公共交通特定事業の実施計画に定められたバス施設の整備に関する事業

同法第１４条第３項、第２７条の３第２項又は第２７条の１５第２項の認定に係る道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画に基づきバス施設を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

イ 設計費

（１）基本設計費

当該バス施設の基本設計に要する費用

（２）実施設計費

当該バス施設の実施設計に要する費用

ロ 施設整備費

当該バス施設の整備に要する費用

四 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第４号の整備計画の作成等に関する事業

現況調査、地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項及び当該地域公共交通の活用についての実効性ある取組等についての総合的な計画の立案、整備手法の調査、整備計画策定の一環として行う交通・情報実験（附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第１号から第３号までの規定により整備を行う施設の位置、規模等を検討するものに限る。）に要する費用とする。

ロ 防災・安全交付金事業

ロ－1 道路事業

ロ－1－（１）道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-1

事業	率
道路法第 50 条第 1 項に規定される事業	道路法第 50 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 17 号）第 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 9 条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第 9 条関係）及び附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）第 6 条及び附則第 2 項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 45 年法律第 7 号）第 3 条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第 3 条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 28 号）第 3 条及び第 4 条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 5 条に規定される事業	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令第 156 号）第 5 条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に定める負担又は補助の割合

ロ－１ 道路事業

活動火山対策特別措置法第２２条に規定される事業	活動火山対策特別措置法施行令（昭和５３年政令第２７４号）第４条第１項及び第２項に定める補助の割合
道路法施行令第３４条の２の３第１項第１号及び第２項に規定される事業	道路法施行令第３４条の２の３第１項及び第２項に定める補助の割合
道路法施行令第３４条の２の３第３項に規定される事業	道路法施行令第３４条の２の３第３項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第１０５条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成１４年政令第１０２号）別表（第３２条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第４項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第４項に定める負担の割合
離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第７条に規定される事業	離島振興法別表（第７条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第６条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和２９年政令第２３９号）別表（第１条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和３８年法律第８１号）第２２条第２項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号）第２２条第２項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第１２１条に規定される事業	土地区画整理法第１２１条に定める負担の割合

改築、修繕又は維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表１-(１)-２に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成１３年３月３０日付け国道総第５８９号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表１-(１)-１の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

表 1-(1)-2

	地方公共団体	引上率 δ		
		1.00	1.01～1.09	1.10～

一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕	9.0/10 (※1) 8.0/10 (※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間国道の改築 指定区間国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕	8.0/10 (※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）	6.0/10	5.5/10 × δ
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.0/10 × δ (※4)
五	その他の地方公共団体	重点配分対象事業(※6)	5.5/10 (※5)
		その他	5/10
			5.5/10 × δ 5/10 × δ

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 δが1.17以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10 とする。

※5 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10 とする。

※6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和60年建設省令第7号）第2条第3号イ又は道路の修繕に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第33号）第1条表（二）の項に規定する道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものとして、別に定める通知によるもの。

注1）防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く。）については、道府県が行うものにあつては6.0/10 × δ、市町村が行うものにあつては6.0/10、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業にあつては2/3、活動火山対策特別措置法第22条に規定する降灰の除去事業にあつては5/10（活動火山対策特別措置法施行令第4条第2項に規定する道路に係る降灰の除去事業にあつては2/3）とする。

注2）δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

ロ－1 道路事業

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

ロ－２ 港湾事業

ロ－２－（１）港湾改修事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編ロ－２－（１）の２．の①～④に掲げる施設ごとに、当該施設の整備費用及びこれらの施設と一体で整備される同⑤に掲げる施設の整備費用の額に次の表に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10, 4/10 [※]	5/10, 4/10 [※]	5/10, 4/10 [※]	5/10, 4/10 [※]
重要港湾	5/10, 5.5/10 4/10 [※]	5/10, 5.5/10 4/10 [※]	5/10, 5.5/10 4/10 [※]	5/10, 5.5/10 4/10 [※]
地方港湾	4/10	4/10	4/10	4/10
避難港	5/10	5/10		

※ 水深-5.5m以下の係留施設と一体で整備されるもの

離島

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
重要港湾 地方港湾	8/10	8/10	6/10	6/10, 2/3 [※]

※ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの。

奄美

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10

北海道

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	7.5/10	7.5/10	6/10	6/10	6/10

沖縄

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10

ただし、陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的として、地方公共団体等が行う以下の①～⑤に掲げる事業（1件当たりの事業規模が5億円を超えないものであり、かつ都道府県及び指定都市が港湾管理者にあつては2億円以上、市町村が港湾管理者にあつては90百万円以上に限る。）については、基礎額を算定する場合に用いる国費率は次のとおりとする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地、奄美、北海道、沖縄 1/3 離島 5/10

①既存施設の利用転換：民間の既存バース等を公共施設へ利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。

②港湾空間の再開発・高度利用化

③利便性向上のための改良：係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良、安全上必要なさくの設定、津波避難施設※の整備その他の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良事業。港湾管理者情報システムの整備。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については2/3とする。

④既存施設の延命化のための改良：埋没浚渫

⑤放置小型艇収容緊急整備：係留施設、駐車場、トイレ、斜路、陸上保管等施設の整備。

ロー 2 - (2) 緑地等施設整備事業に係る基礎額

基礎額は、港湾環境整備施設及びそれと一体で整備される用地の建設又は改良に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

緑地：内地、離島、奄美、北海道 5/10

用地：内地、離島、奄美、北海道 1/3

ロー 2 - (3) 海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編ロー 2 - (3) 2. の①～④に掲げる事業に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水質浄化施設 内地、離島、奄美、北海道 5/10

ロ－2 港湾事業

施設改良	内地、離島、奄美	4/10	北海道	6/10
沈廃船等処理	1/3			
汚泥等の浚渫	1/2			

ロ－3 河川事業

(国費率) 事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
広域河川改修事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
施設機能向上事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
地震高潮対策河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
特定地域堤防機能高度化事業	1/3					—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
削除						
調節池整備事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
流域貯留浸透事業	1/3 (民間企業等が施行する場合は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2)					—
削除						
土地利用一体型水防災事業	1/2	—	—	—	—	—
総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—

河川・下水道一体型豪雨対策事業						
削除						
削除						
総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県知事が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
流域貯留浸透事業	1/3					—
総合流域防災事業 河川事業 ①、②	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
総合流域防災事業 河川事業 ③	1/3					—

※大規模：河川法 60 条第 1 項の政令で定める大規模な工事

※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
第 5 条

※水特法：水源地域対策特別措置法第 9 条

- ロ－４ 砂防事業
- ロ－５ 地すべり対策事業
- ロ－６ 急傾斜地崩壊対策事業

ロ－４ 砂防事業

ロ－５ 地すべり対策事業

ロ－６ 急傾斜地崩壊対策事業

(国費率)

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
通常砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	水特法： 3/4、2/3、 6/10、 5.5/10
火山砂防事業	5.5/10	5.5/10	5.5/10	2/3	9/10	水特法： 6/10
火山噴火緊急減災対策事業	1/2				—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	溪流：8/10 その他：6/10	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2					—

※水特法：水源地域対策特別措置法第9条

ロー 7 水道・下水道事業

ロー 7 - (1) - ①水道未普及地域解消事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ①の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

1 簡易水道施設

(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4

但し、

ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10

イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3

ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3

但し、

ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10

イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10

(4) (1)、(2) 及び (3) にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4

(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

2 飲料水供給施設

(1) 4/10

(2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

ロー 7 - (1) - ②簡易水道再編推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ②の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

1 簡易水道施設

(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4

但し、

ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10

- イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3
- ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10
- (2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3
- 但し、
- ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10
- イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10
- (3) (1) 及び(2)にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10
- (4) (1)、(2) 及び(3)にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4
- (5) (1)、(2)、(3) 及び(4)にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

2 飲料水供給施設

- (1) 4/10
- (2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

ロー 7 - (1) - ③生活基盤近代化事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ③の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

1 簡易水道施設

- (1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4
- 但し、
- ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10
- イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3
- ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10
- (2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3
- 但し、
- ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10
- イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10
- (3) (1) 及び(2)にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10
- (4) (1)、(2) 及び(3)にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4
- (5) (1)、(2)、(3) 及び(4)にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第

2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）

2 飲料水供給施設

(1) 4/10

(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）

ロー 7 - (1) - ④高度浄水施設等整備費に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ④の3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 1/4

（ただし、平成27年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては1/3）

(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2）

ロー 7 - (1) - ⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑤の3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 導水管・送水管耐震化事業

① 1/3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2

(2) 基幹水道構造物の耐震化事業

① 1/3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2

(3) 緊急遮断弁

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(4) 導水管・送水管複線化事業

1 / 3

(5) 重要施設配水管

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(6) 貯留施設（耐震性貯水槽）

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(7) 給水車

① 1 / 4

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(8) 配水池

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(9) 緊急時用連絡管

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振

興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(10) 大容量送水管

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(11) 浄水場の防災拠点化

① 1 / 4

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

ロー 7 - (1) - ⑥ 水道施設リダンダンシー確保推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑥の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 1 / 4

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年 法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

ロー 7 - (1) - ⑦ 水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑦の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 老朽管更新事業

1 / 4

(2) 水道管路緊急改善事業

①附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑦の 3．(2) に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業 1 / 3

②附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑦の 3．(2) に掲げる交付対象事業のうち②に掲げる事業

ア 1 / 4

イ アにかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

（3）管路近代化事業

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

（4）鉛管更新事業

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

（5）基幹管路耐震化整備事業

① 1 / 3

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 2）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

（6）海底送・配水管更新事業

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

（7）水管橋耐震化等事業

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

（8）水道管路強靱化推進事業

① 1／4

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年 法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2

ロ－７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）－⑧の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

（１）広域化事業 1／3

（２）運営基盤強化等事業 1／3

（３）水道施設共同化事業 1／3

（４）水道施設再編推進事業

① 1／3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年 法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2

（５）水道施設 D X 推進事業 1／3

（６）特定広域化施設整備費 1／3

（７）一般広域化施設整備費 1／4

（８）広域化促進地域上水道施設整備費 1／3

（９）水道広域化促進事業費 1／3

（１０）水道基盤強化計画策定事業 1／2

ロ－７－（１）－⑨水道水源自動監視施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）－⑨の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

1／4

ロ－７－（１）－⑩緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）－⑩の３．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

（１）取水施設耐災害性強化事業

① 1／3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2

（２）水道施設耐災害性強化事業

① 1／3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2

ロ－７－（２）－①通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の ア）①から⑤まで並びにイ）（2）については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の イ）（1）については 2 分の 1、附属第Ⅱ編イ－７－（2）の 4．の ア）⑥については 3 分の 1、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の ア）⑦及び⑧並びにイ）（3）については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の ア）⑦及び⑧並びにイ）（3）に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。

ロ－７－（２）－③下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－③の３．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－④の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－７－（２）－⑤都市水害対策共同事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑤の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。これらの法令において、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑤の 2．②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。

ロ－７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑦の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

② 計画的な改築

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道

法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

ロー 7 - (2) - ⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑧の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

② 施設整備

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の 2 分の 1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする（ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3 分の 2 又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定に基づく当該事業を実施する地方公共団体に係る国庫負担率（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の規定に基づく国庫負担率の嵩上げを含む。）。

ロー 7 - (2) - ⑨下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額

① 下水道リノベーションに係る計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

② 未利用エネルギー活用事業

(a) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の 2．②(a)に該当するものは 2 分の 1。

(b) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の 2．②(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率と 4 分の 1 の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

(c) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の 2．②(c)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

(d) 附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑨の２．②(d)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

③ 積雪対策推進事業

下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

④ 再生資源活用事業

(a) 附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑨の 3．④(a)に該当するものは 2 分の 1。

(b) 附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑨の 3．④(b)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

⑤ 防災拠点化施設整備事業

下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

その他、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑧ 2．の交付対象事業に該当するものは、ロ－７－（２）－⑧に定める国費率。

ロ－７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑩の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(c) 附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－⑩の 3．① (ア) に掲げる事業のうち(b)a) に該当するものは 3 分の 1、(b)b) に該当するものは地方公共団体による助成額の 2 分の 1（ただし総費用の 3 分の 1 を限度とする）。

ロ－７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロ－７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロ－７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロ－７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロ－７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－7－(2)－⑯の2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 計画策定

2分の1

② 施設整備

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－８ その他総合的な治水事業

ロ－８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額

（国費率）

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロ－８－（１）における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業						
①	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 準用河川	1/3					—
③	1/3					—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—
雪崩対策事業	1/2			—	—	—
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—

ロ－８ その他総合的な治水事業

急傾斜地	1/2	—	—
砂防基礎調査	1/3	—	—
急傾斜地基礎調査	1/3	—	—
水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。)	—	—

ロ－８－（２）津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業に係る国費率は、1/2 とする。

ロ－9 海岸事業

ロ－9－（１）高潮対策事業に係る基礎額

高潮対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2（市街地、都市 2/5）
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

ロ－9－（２）侵食対策事業に係る基礎額

侵食対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

ロ－9－（３）海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額

海岸耐震対策緊急事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

ロ－9－（４）削除

ロ－9－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額

津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る国費率は、1/2 とする。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）については、2/3 とする。

ロ－9－（６）海岸環境整備事業に係る基礎額

海岸環境整備事業に係る国費率は、1/3 とする。

ロ－9－（7）海域浄化対策事業に係る基礎額

（国費率）

海域浄化対策事業の国費率は、1/3 とする。

（義務者への求償）

該当する事業については、地方公共団体は、船舶所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方整備局長等（北海道においては北海道開発局長、沖縄については沖縄総合事務局長。）に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に上記国費率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

ロー 10 都市再生整備計画事業

ロー 10－（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額

イー 10－（１）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー 10」とあるのは、「ロー 10」と読み替え、２．雑則については、以下の通りとする。

２．雑則

- １ 本要綱の施行（令和 5 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱（イー 10－（１）都市再生整備計画事業）に基づき支援が受けられるものとする。
- ２ 附属第Ⅱ編ロー 10－（１）５．１において、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表していることを要件としていることについては、令和 6 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- ３ 表 10-(1)の 12. 高次都市施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物について原則として ZEB 水準に適合することを要件としていることについては、令和 6 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- ４ 本要綱の施行（令和 6 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- ５ 附属第Ⅱ編ロー 10－（１）５．２において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域であることを要件としていることについては、令和 7 年度末までに事前復興まちづくり計画等に防災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでない。
- ６ 附属第Ⅱ編ロー 10－（１）４．１において、交付対象事業から除くこととしていることについては、令和 8 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- ７ 附属第Ⅱ編ロー 10－（１）４．２～４において、交付対象事業から除くこととしていること、及び表 10-(1)の 3. 地域創造支援事業、5. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための対策が実施されることを要件としていることについては、令和 9 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- ８ 本改正要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

ロー 12 都市公園・緑地等事業

ロー 12－（１）都市公園等事業に係る基礎額

I 都市公園事業

イー 12－（１）の I の規定は、本事業について準用する。

II 防災緑地緊急整備事業

イー 12－（１）の II の規定は、本事業について準用する。

III 特定地区公園事業

イー 12－（３）の規定は、本事業について準用する。

IV 官民連携型公園計画策定調査

イー 12－（１）の IV の規定は、本事業について準用する。

ロー 12－（２）都市公園安全・安心対策事業に係る基礎額

I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

イー 12－（２）の I の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー 12－（１）に定める」とあるのは、「ロー 12－（１）に定める」と読み替えるものとする。

II 公園施設長寿命化対策支援事業

イー 12－（２）の II の規定は、本事業について準用する。

III 公園施設長寿命化計画策定調査

イー 12－（２）の III の規定は、本事業について準用する。

ロー 12－（３）都市公園ストック再編事業に係る基礎額

イー 12－（３）の規定は、本事業について準用する。

ロー 12－（５）緑地環境事業に係る基礎額

I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

イー 12－（５）の I の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３ 市街地整備事業

ロ－１３－（１）都市防災推進事業に係る基礎額

ロ－１３－（１）①都市防災総合推進事業に係る基礎額

イー１３－（１）①の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）①」とあるのは、「ロ－１３－（１）①」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（１）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額

イー１３－（１）②の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）②関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）②関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（１）③盛土緊急対策事業に係る基礎額

イー１３－（１）③の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）③関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）③関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（２）市街地再開発事業等に係る基礎額

イー１３－（２）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（２）関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（２）関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

イー１３－（４）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（４）関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（４）関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額

イー１３－（６）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額

イー１３－（８）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３」とあるのは、「ロ－１３」と読み替え、１．基礎額 １ 整備計画の作成に関する事業については以下の通りとする。

１．基礎額

１ 整備計画の作成等に関する事業

イ （略）

ロ （略）

ハ （略）

ニ 防災力の向上に資する整備計画の作成に関する事業
交通結節点等における防災力向上に資する整備計画に係る現況調査、計画立案及び
計画作成の一環として実施する実証等に要する費用とする。

ロ－１３－（９）津波防災拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

- ・ 津波防災拠点整備計画策定支援、津波防災拠点のための公共施設等整備、津波防
災拠点のための用地取得造成に要する費用の２分の１

ロ－１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

イ－１３－（１０）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額

イ－１３－（１１）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（１２）都市安全確保拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、交付対象事業に要する
費用の２分の１とし、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合は、当
該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１とする。

ロ－１３－（１３）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額

イ－１３－（１２）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１４ 都市水環境整備事業

ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

イ．新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業

本事業の基礎額は、ロー７－（１１）新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、ロー７－（１）からロー７－（５）まで、ロー７－（７）からロー７－（１１）まで、又はロー７－（１３）による。

ハ．上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、ロー７－（１）からロー７－（５）まで、ロー７－（７）からロー７－（１１）まで、又はロー７－（１３）による。

ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害財特法失効後の財政措置対象事業） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3
- ・沖縄 1/2

- （１）国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の３分の１（公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあっては２分の１）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の３分の１（公害防止対策事業として行う事業にあっては４分の１）を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第２７条第１項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の３分の１（公害防止対策事業として行う事業にあっては２分の１）を都道府県に対して交付するものとする。

- （２）国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の３分の１を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し３分の１を交付するものとする。

ロ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

ロ－１５ 地域住宅計画に基づく事業

ロ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１５－（１）の規定に基づく額とする。

ロ－１６ 住環境整備事業

ロ－１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（２）優良建築物等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（２）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（３）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（４）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（５）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（６）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（８）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（９）街なみ環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（９）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１０）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、特定事業ごとに算出される交付対象事業費に、当該特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額とする。

ロ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１２）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１３）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１４）削除

ロ－１６－（１７）削除

ロ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１８）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１９）集約都市開発支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１９）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（２０）の規定に基づく額とする。

第2章 関連事業

第1 関連社会資本整備事業

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該関連社会資本整備事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合においては、当該地方公共団体が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

(2) 国費率

イ 社会資本整備重点計画法第2条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業
第1章と同じとする。

ロ イに掲げる事業以外の事業

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

第2 効果促進事業

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該効果促進事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合においては、当該地方公共団体が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

ただし、要素事業である地域公共交通再構築事業により東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社若しくは西日本旅客鉄道株式会社又は大手民鉄が運行する路線に係る鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を整備する場合にあっては、当該要素事業の事業費は、当該事業費に3分の2を乗じた額として、当該年度の当該効果促進事業の事業費を算定することとする。

第2章 関連事業

(2) 国費率

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

なお、道路事業と一体となって実施される効果促進事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、当該事業に係る国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率、国の負担又は補助について個別の法令に規定がない場合は、表1-(1)-4（1－（1）関係）に定める率を乗じて算定するものとする。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）3（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業と一体となって実施される効果促進事業に係る当該年度の基礎額について、国の負担又は補助の割合について個別の法令に規定がない場合は、表1-(1)-5（1－（1）関係）に定める率を乗じて算定するものとする。

ただし、表1-(1)-1（1－（1）関係）の右欄に掲げる率を適用する事業と一体となって実施される効果促進事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、2分の1（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率）を乗じて算定するものとする。

表1-(1)-4

	地方公共団体		引上率 δ	
			1.00	1.01～
率	沖縄県の区域内、奄美群島の地域内、北海道の区域内、離島の地域内の地方公共団体		5.5/10	$5.5/10 \times \delta$
	その他の地方公共団体	重点計画(※1)	$5.5/10$ (※2)	$5.5/10 \times \delta$
		その他	5/10	$5/10 \times \delta$

※1 重点配分対象事業に特化して策定される社会資本総合整備計画

※2 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

注） δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規

第2章 関連事業

定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

表 1-(1)-5

	引上率 δ			
	1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
率	5.5/10	6/10	6.5/10	7.0/10

注) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

第3 社会資本整備円滑化地籍整備事業

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の社会資本整備円滑化地籍整備事業において実施する地籍調査に係る作業のうち、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第14条に規定する以下の作業区分に要する費用とし、各作業区分の費用は表1に定める基準によって算定するものとする。

- 一 一筆地調査
- 二 地籍図根三角測量
- 三 地籍図根多角測量
- 四 地籍細部測量
- 五 空中写真の撮影
- 六 空中写真の図化
- 七 地積測定
- 八 地籍図及び地籍簿の作成
- 九 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

表1 作業区分毎の算定基準

作業区分	算定基準
一筆地調査	調査地域の傾斜度、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図根三角測量	調査地域の縮尺区分及び傾斜度等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図根多角測量	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍細部測量	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
空中写真の撮影	調査地域の縮尺区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
空中写真の図化	調査地域の縮尺区分、傾斜度及び視通の難易等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地積測定	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図及び地籍簿の作成	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定 地籍集成図を作成する場合は、対象地域の地籍図の

	縮尺区分により定まる所要の経費及び作成面積を基準にして算定
街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成	調査地域の縮尺区分及び街区内の毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定

(2) 国費率

基礎額の算定に用いる国費率は、国土調査法第9条の2の規定に基づき表2のとおりとする。

表2 交付対象の経費と国費率

経費	国費率
都道府県が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費	当該調査に要する経費の2分の1以内
市町村が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する経費	都道府県が負担に要する経費の3分の2以内
土地改良区等が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する経費	都道府県が負担に要する経費の10分の8以内